

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【事業年度】	2016年度（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）
【会社名】	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長 ジョン・クライアン (John Cryan, Chairman of the Management Board) 取締役 マルクス・シェンク (Marcus Schenck, Member of the Management Board)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ12 (Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 箱田 英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【事務連絡者氏名】	弁護士 箱田 英子 同 飯村 尚久 同 江橋 翔
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「グループ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。

(注2) 原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=123.95円)により計算されている。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

概 説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

- 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

- 合資会社 (Kommanditgesellschaft - 「KG」)

商法第161条乃至第177条aの適用を受け、最低1名の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の(有限責任)社員はその出資額を限度とする責任を負う。

- GmbH & Co.KG (合資会社の特殊形態)

有限会社とその唯一の無限責任社員となる。

この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。

- 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。

会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。

最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。

- 株式会社 (Aktiengesellschaft - 「AG」)

株式会社の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社(以下単に「会社」という。)としての当行に適用される法律は、1965年9月6日付株式会社法(改正済)である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

設 立

会社を設立するには、1人以上の者(「発起人」)が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- 会社の名称および所在地

- 会社の目的

- 資本の額

- 株式の額面金額(もしあれば)および各額面金額毎の株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数

- 株式の記名式・無記名式の別。保険会社および新事情としてダイムラー、シーメンスおよびドイツ銀行等の国際的に事業を行っている大企業を除き、ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、通常、無記名式株式である。

- 取締役の員数または員数決定の根拠となる規則

- 会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登録されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

- 名称および所在地

- 目的

- 資本の額

- 定款作成日

- 取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登録されたときに有効となる。

株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建て、1株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を1ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはなら

ない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および71条a)乃至d)に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第3項および第4項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登録されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

株 主 総 会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後8か月以内に開催される。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の5%を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。(定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。)株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日(いずれも当該日を含まない)の30日以上前に、会社が公告掲載のために選択した新聞(もしあれば)および電子連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会(一定の場合、後者のみ)の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主(ただし、資本金の内5%以上または50万ユーロ以上を有する者)は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

- (1) 監査役会における株主代表の選任
- (2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
- (3) 取締役および監査役の責任解除
- (4) 決算監査人の選任
- (5) 定款変更
- (6) 資本増加および資本減少
- (7) 特別監査人の選任
- (8) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第3項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は、所有株式の額面金額に比例する。非上場会社に限り、1名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授權された代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の4分の3以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会后不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

経営陣の構成

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を兼務することはできない。

取 締 役 会

取締役会は、1名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は5年以内とする。各取締役は、最高5年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授權された他の代理人1名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、1名の取締役または取締役以外の者に対

し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会が取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならない。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーベインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

監査役会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、7名は会社の従業員とし、3名は労働組合の代表とするが、この3名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることができる。下記の者は、会社の監査役となることはできない。

- 監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者（注1）

（注1）会長職は2社と数え、最高5社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

- 当該会社の被支配会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者

- 当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者

- 当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者

- 直近の2年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz – KWG）第25d条第3項は、銀行および金融持株会社の監査役会の構成員に関していくつかの追加的制限を規定している。2015年、株式会社法により、完全な共同決定に服する上場会社の監査役会においては、原則としてそのメンバーの男性および女性の構成比をそれぞれ30%以上とすることを内容とする追加的な制限が規定された。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる1名以上の者を、その構成員の中から1年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第9条乃至第24条および2004年5月28日に同法に基づき公布された3つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後4営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることができない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾がある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。当該報酬には、会社の年間利益からの分配が含まれることがある。

監査役に対し、取締役に対する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

財務書類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記（併せて「財務書類」と総称する。）ならびに経営報告書を作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービス機関による会計規則（RechKred）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容を指示する法律により制定され、1993年1月1日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する。）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

2007年以降、会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は4か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、経営報告書、監査役会報告書を付して電子化の上、連邦官報（Bundesanzeiger）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく連邦官報に公告され、会社の登記所（Unternehmensregister）に送付されるよう手配しなければならない。所有株式表は、連邦官報に公告されることを要しない。

利益処分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

企業契約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

定款変更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更決議に必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。

商法第315条aおよび国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年7月19日規則第1606/2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は2005年以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。この規則は、U.S.GAAPに準拠していた会社については2007年から適用されており、ドイツ銀行は2007会計年度以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成している。

（2）【提出会社の定款等に規定する制度】

A. 株式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

B. 株主総会

取締役会および監査役会のその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後8か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに電子連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

1株1議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

C. 取締役会

取締役会は、3名以上の取締役により構成される。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役2名により、または取締役1名および委任状(Prokurist)を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

D. 監査役会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

- a) 事項を特定しない一般的な代理権の授与
- b) ドイツ銀行法に基づく当行の資本金および準備金の1%超に相当する不動産の取得および処分
- c) 他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与
- d) ドイツ銀行法に従った当行の資本金および準備金の2%超に相当する他の持分の取得および処分

当行の資本金および準備金の1%超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) b) および d) についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

E. 年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表(貸借対照表、損益計算書および注記)ならびに経営報告書を作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から1か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される(株式会社法58条4項)。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

2【外国為替管理制度】

欧州連合の他の加盟国におけると同様に、国際連合決議を遵守するための欧州連合の管轄当局の規制により、当該規制の指定する一定の法人および自然人に対する資産凍結命令が発効した。また、欧州連合は、イランに対し独自の様々な経済制裁および金融制裁を課してきた。欧州連合はイランに対する核関連の経済制裁および金融制裁を2016年1月16日にすべて解除したが、一部の制裁措置は引き続き効力を有している。

若干の例外を除き、ドイツの居住者である法人または個人は、非居住たる法人または個人から受領またはこれらに対してもしくはこれらの勘定で行われる12,500ユーロ(または外国通貨による相当額)を超える支払について、ドイツ連邦銀行への報告が求められる。この報告要件は、統計上の目的によるものである。

上記の例外を除いて、現在、ドイツの居住者またはドイツ市民以外の当行株主に対する資金の移管または配当その他の支払の送金を妨げるドイツの法律、判決または規制は存在しない。

また、ドイツの非居住株主または外国人株主の当行株式の保有または適用ある議決権行使の権利は、ドイツの法律または当行の定款に基づき制限を受けることはない。ただし、投資額が一定の基準に達したまたはこれを上回った場合には、一定の報告義務が適用され、また当該投資がBaFin、欧州中央銀行およびその他の管轄当局による審査対象になることがある。

3【課税上の取扱い】

ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金(日本において無制限の納税義務に服する。)は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定(DTT)に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。DTTの下で適用される源泉税と実際に源泉徴収される税額(26.375%)の差額の救済は、還付を申請することにより、又は(支払が行われる前に)源泉課税の免除を申請することにより、受け取ることが

きる。後者は、事前に、特定の要件（例：居住国での居住の証明、10%以上の株式保有など）を充足する場合に所定の様式による申請書に基づきドイツの税務当局により付与される免除証書が必要となる。

還付を受けるためには、特別の申請書がドイツ、D - 53221 ボン、レフェラートSt 3の連邦中央税務署（Bundeszentralamt für Steuern）に提出されなければならない。申請書は、源泉課税年度以後4年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益（日本において無制限の納税義務に服する。）は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者と共に当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税（Erbschaftsteuer）が課される。

日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について（また個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。第8 2 . (4)「配当等に関する課税上の取扱い」参照。

4【法律意見】

当行グループの法務部は、共同主席法律顧問であるマティアス・オットーおよび上級法律顧問であるフォルカー・ブツケによる次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (1) 当行は、ドイツ連邦共和国法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。
- (2) 当該法律顧問が知りかつ信ずる限りにおいて、本書中のドイツ連邦共和国法に関する記述は、真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	14,254 (17,668)	12,769 (15,827)	13,138 (16,285)	14,925 (18,500)	13,324 (16,515)
利息以外の収益合計	17,761 (22,015)	17,082 (21,173)	17,677 (21,911)	17,644 (21,870)	15,307 (18,973)
純収益合計（注2）	32,015 (39,683)	29,850 (36,999)	30,815 (38,195)	32,569 (40,369)	28,632 (35,489)
税引前利益（損失）	814 (1,009)	1,457 (1,806)	3,116 (3,862)	-6,097 (-7,557)	-810 (-1,004)
当期純利益（損失）（注3）	316 (392)	681 (844)	1,691 (2,096)	-6,772 (-8,394)	-1,356 (-1,681)
包括利益（損失）合計（税引後）	612 (759)	-1,144 (-1,418)	6,102 (7,563)	-4,278 (-5,303)	-2,721 (-3,373)
普通株式	2,380 (2,950)	2,610 (3,235)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)
株主持分合計	54,001 (66,934)	54,719 (67,824)	68,351 (84,721)	62,678 (77,689)	59,833 (74,163)
資産合計	2,022,275 (2,506,610)	1,611,400 (1,997,330)	1,708,703 (2,117,937)	1,629,130 (2,019,307)	1,590,546 (1,971,482)
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注4）	11.4	12.8	15.2	13.2	13.4
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注5）	-	-	11.7	11.1	11.8
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注4）	15.1	16.9	16.1	14.7	15.6
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注5）	-	-	12.9	12.3	13.1
基本的流通株式1株当たり純資産（ユーロ（円））	57.37 (7,111)	50.80 (6,297)	49.32 (6,113)	45.16 (5,598)	42.74 (5,298)
基本的1株当たり利益（損失）（注6）（ユーロ（円））	0.27 (33)	0.64 (79)	1.34 (166)	-5.06(注7) (-627)	-1.21(注7) (-150)
希薄化後1株当たり利益（損失）（注6）（ユーロ（円））	0.26 (32)	0.62 (77)	1.31 (162)	-5.06(注7) (-627)	-1.21(注7) (-150)
営業活動によるキャッシュ・フロー	-23,954 (-29,691)	7,184 (8,905)	2,052 (2,543)	67,252 (83,359)	70,610 (87,521)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-2,647 (-3,281)	-3,015 (-3,737)	-12,824 (-15,895)	-8,242 (-10,216)	11,239 (13,931)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-2,152 (-2,667)	-544 (-674)	5,795 (7,183)	-5,583 (-6,920)	-1,649 (-2,044)
現金および現金同等物の期末残高	53,321 (66,091)	56,041 (69,463)	51,960 (64,404)	105,478 (130,740)	185,649 (230,112)
従業員数（常勤相当）（人）	98,219	98,254	98,138	101,104	99,744

（注1）当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注2）信用リスク引当金繰入額控除後

（注3）当期純利益のうち、45百万ユーロ、21百万ユーロ、28百万ユーロ、15百万ユーロおよび53百万ユーロは、それぞれ2016年度、2015年度、2014年度、2013年度および2012年度の非支配持分に帰属する純利益である。

（注4）2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。2013年および2012年の数値は「バーゼル2.5」に基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。2013年までは、ドイツ銀行法第64h条第(3)項に従い、暫定項目の影響は除かれている。

（注5）2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

（注6）基本的および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2014年6月より前の全ての期間で修正されている。

(注7) 利益は、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億7,600万ユーロおよび2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。

(b) ドイツ銀行

(特に表示がない限り単位：百万ユーロ(億円))

年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
収益合計	32,711 (40,545)	30,317 (37,578)	29,384 (36,421)	33,212 (41,166)	29,562 (36,642)
営業利益	3,090 (3,830)	3,481 (4,315)	2,284 (2,831)	2,824 (3,500)	3,703 (4,590)
当期純利益	729 (904)	893 (1,107)	1,263 (1,565)	30 (37)	282 (350)
資本金	2,380 (2,950)	2,610 (3,235)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)
資産合計	1,723,459 (2,136,227)	1,385,430 (1,717,240)	1,520,459 (1,884,609)	1,436,029 (1,779,958)	1,372,646 (1,701,395)
純資産額	34,752 (43,075)	37,839 (46,901)	46,816 (58,028)	45,828 (56,804)	46,067 (57,100)
1株当たり純資産額(注1) (ユーロ(円))	36.54 (4,529)	36.21 (4,488)	33.10 (4,103)	33.11 (4,104)	33.08 (4,100)
1株当たり利益 (ユーロ(円))	0.78 (97)	0.88 (109)	0.92 (114)	0.02 (2)	0.20 (25)
1株当たり配当 (ユーロ(円))	0.75 (93)	0.75 (93)	0.75 (93)	0.00 (0)	0.19 (24)
配当性向(%)	95.6	85.6	81.9	0.0	93.0
従業員数(人)(注2)	27,727	27,440	27,286	28,151	30,110

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) 常勤相当の平均従業員数。

2【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。ドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフトは、ハンブルグのノルトドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft)、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシュ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft)およびミュンヘンのズートドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft)の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律(Law on the Regional Scope of Credit Institutions)に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年5月2日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登録された。

当行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。当行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・メイン、タウヌスアンラーゲ12であり、当行の電話番号は、+49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書、重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

3【事業の内容】(2016年12月31日現在)

(1) 会社の目的

ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分、ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行いまた一切の手段を講じることができる。

(2) 事業の内容

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計(2016年12月31日現在1兆5,910億ユーロ)からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2016年12月31日現在、当行は、常勤相当で99,744名の従業員を雇用し、世界62か国で2,656支店(そのうち67%はドイツ国内)を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2016年12月31日現在、当行は、以下の6つのコーポレート部門で構成されている。

- グローバル・マーケット(GM)
- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)
- プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアランス(PW&CC)
- ドイツ・アセット・マネジメント(Deutsche AM)
- ポストバンク(PB)
- 非中核事業部門(NCOU)

これらの6つのコーポレート部門は管理(インフラストラクチャー)部門により支えられている。さらに、当行は、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。本書において過去の期間については、2015年末に発表された当行の新たなセグメントを反映するよう修正再表示されている。2015年10月に当初発表された当行の目標に従い、当行グループのコーポレート部門としての非中核事業部門(NCOU)は、2017年以降廃止される。

当行は、世界の多くの国の既存の、ないし潜在的な顧客と取引を行う体制を整えている。こうした体制には下記の拠点が含まれる。

- 多数の国における子会社および支店
- 上記以外の多数の国における駐在員事務所
- 上記以外の国々の顧客に対応する1名以上の営業担当者

当行は、2014年1月1日以降、上記のコーポレート部門の資本支出または投資撤収には配分されない以下の大規模な資本支出または投資撤収を行った。

2016年10月26日、当行は、メキシコに所在する当行の銀行および証券子会社を、インベスタバンク・エス・エイ、インスティテュション・デ・バンコ・ムルチプル(InvestaBank S.A., Institución de Banca Múltiple)に売却する契約を締結した。この取引は、2015年10月に当初発表された当行の目標およびグローバル・ネットワークを合理化する当行グループの計画の一環として行われるものである。この取引は、規制当局の承認およびその他の通常の条件に服し、2017年上半年に完了する予定である。

2016年8月26日、当行は、アルゼンチンに所在する当行の銀行子会社であるドイツ・バンク・エス・エイ(Deutsche Bank S.A.)を、バンコ・コマフィ・エス・エイ(Banco Comafi S.A.)に売却する契約を締結した。この取引は、2015年10月に当初発表された当行の目標の一環として行われるものであり、グローバル・ネットワークを合理化する当行グループの計画を反映するものである。この取引は、規制当局の承認およびその他の通常の条件に服し、2017年上半年に完了する予定である。

当行グループの関係会社のそれぞれの名称および所在地は、ドイツ銀行グループの資本持分とともに第6 経理の状況に記載されている。

(3) 日本における業務活動

1962年 - 東京に駐在員事務所を開設

1971年 - 東京に支店を設立する。(当行の子会社であったドイツ・ユーバーゼーイッシュ・バンク(Deutsche Überseeische Bank)の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。)と同時に駐在員事務所の閉鎖

1977年 - 西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設

1979年 - 東京に駐在員事務所を再開設

1982年 - 中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設

- 大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更

1986年 - 香港の投資銀行であるDBキャピタル・マーケット(アジア)リミテッド(DB Capital Markets (Asia) Ltd.)(当行が議決権付株式資本の50%を保有する。)の東京支店の開設

- ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド (Vaubel & Partners Ltd.) の持分を取得
 - D B キャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムベーハー (DB Capital Management International GmbH) の全額出資子会社であるドイツ証券会社を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立
- 1988年 - ドイツ証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得
- 1989年 - 香港のD B アジア・ファイナンス (HK) リミテッド (DB Asia Finance (HK) Ltd.) の駐在員事務所を東京に開設
- 名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
 - ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場
- 1990年 - ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.) を合併し、D B モルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド (DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.) を東京に設立
- 1991年 - ドイツ証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得
- 1993年 - ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド (Roland Berger & Partner Ltd.) に変更
- 1994年 - ドイツ証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得
- ドイツ証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。
- 1996年 - ドイツ証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社」に名称変更
- 信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行に名称変更
- 1998年 - ナットウェスト・デリバティブス (NatWest Derivatives) の営業拠点の獲得完了
- ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社」に名称変更
- 1999年 - バンカース・トラストの日本における営業所の獲得完了
- 2000年 - ドイツ銀行名古屋支店閉鎖
- バンカース・トラスト東京支店閉鎖
 - D M G 信託銀行の持分の大半を売却
- 2001年 - ドイツ銀行大阪支店閉鎖
- 2004年 - ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得
- 2005年 - ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社に譲渡
- ドイチェ・アセット・マネジメントとドイチェ信託銀行の資産運用サービス業務をドイチェ・アセット・マネジメントに統合
 - ドイチェ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社に移管し、信託銀行免許を返上
- 2006年 - ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止
- 2007年 - ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録
- 2014年 - D B 信託株式会社が「ドイチェ信託株式会社」に名称変更

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等（2016年12月31日現在）

当行は、子会社588社、連結ストラクチャード・エンティティ349事業体および持分法により会計処理されている会社106社を有している。

下記は当行の主要な連結子会社である。

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DBO1グローバル・サービスズ・プライベート・リミテッド	ムンバイ	554,554,550 インド・ルピー	100.0	その他サービス業（ドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター）	-
ドイチェ・バンク（チャイナ）Co., Ltd.	北京	4,426,000,000 人民元	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.	ルクセンブルク	3,959,500,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト	フランクフルト	550,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンクS.A. - バンコ・アレミアオ	サンパウロ	996,550,987.99 ブラジル・レアル	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズ Inc.	ウィルミントン	2,000米ドル	100.0	証券業（米国ブローカー・ディーラー）	-
ドイチェ・バンク・ソシエダド・アノニマ・エスパニョーラ	マドリッド	109,987,494 ユーロ	99.81	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・ソチエータ・ペル・アツィオーニ	ミラノ	412,153,993.8 ユーロ	99.86	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク（スイス）SA	ジュネーブ	100,000,000 スイス・フラン	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	ニューヨーク	2,127,308,670 米ドル	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・CIB センター・プライベート・リミテッド	ムンバイ	10,020,160 インド・ルピー	100.0	その他サービス業（ドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター）	-
ドイチェ・ポストバンクAG	ボン	547,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメント GmbH	フランクフルト	115,000,000 ユーロ	100.0	投資マネジメント会社	-
サル・オッペンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA	ケルン	700,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
000ドイチェ・バンク	モスクワ	1,237,450,000 ロシア・ルーブル	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス Pte Ltd	シンガポール	866,687,663 シンガポール・ドル	100.0	金融持株会社	-
ドイチェ・ナレッジ・サービス Pte. Ltd.	シンガポール	52,481,980.22 米ドル	100.0	その他サービス業（ドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター）	-
DB・ユーエスエー・コーポレーション	ニューヨーク	3,650米ドル	100.0	金融持株会社（米国中間持株会社）	-
ドイツ証券株式会社	東京	72,728,000,000円	100.0	金融商品取引業	-

5 【従業員の状況】（2016年12月31日現在）

(1) ドイツ銀行グループ（連結）

従業員数（常勤相当）	99,744人
プライベート・ウェルス & コマーシャル・クライアント（PW&CC）	24,686
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）	7,224
グローバル・マーケッツ（GM）	4,810
ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）	2,552
ポストバンク（PB）	18,112
非中核事業部門（NCOU）	116
管理部門 / リージョナル・マネジメント	42,244

（注）四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

(2) ドイツ銀行AG

従業員数（常勤相当）	30,237人
平均年齢	41.5歳
平均勤続年数	12.0年
平均年間給与	175,000ユーロ

(3) ドイツ銀行グループの総従業員数は、2015年10月に当初発表された当行の戦略の実施により、2016年に1,360人（前年比1.3%）減少した。

地域別

- ドイツにおける従業員数は、主にプライベート・ウェルス & コマーシャル・クライアントにおける再編策の実施とポストバンク関連の減少により、1,157人（前年比2.5%）減少した。
- 北米における従業員数は、個人顧客サービスの売却を主な要因として、230人（前年比2.1%）減少した。
- ラテン・アメリカにおける従業員数は、当行の拠点戦略の実施により、222人（前年比37.3%）減少した。
- EMEA地域（ドイツを除く）における従業員数は、295人（前年比1.2%）増加した。これは、英国において外部スタッフを主としてチーフ・オペレーティング・オフィス（COO）業務のための内部雇用としたことと、内部管理部門（コンプライアンス、金融犯罪対策、リスクおよび監査等）を強化したことを主な要因とするものであった。

部門別

- グローバル・マーケッツの従業員数は、主にインド、米国、ラテン・アメリカおよびロシア連邦における事業の削減により、185人（前年比3.8%）減少した。
- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングの従業員数は、244人（前年比3.3%）減少した。これは、コーポレート・ファイナンスにおける161人（前年比5.2%）の減少およびグローバル・トランザクション・バンキングにおける84人（前年比2.0%）の減少によるものであった。
- プライベート・ウェルス & コマーシャル・クライアントの従業員数は、主にドイツにおける減少と米国における個人顧客サービスの売却により、1,156人（前年比4.5%）減少した。
- ドイチェ・アセット・マネジメントの従業員数は、157人（前年比5.8%）減少した。これは特に、米国および英国における減少とドイチェ・アセット・マネジメント（インド）の売却によるものであった。
- ポストバンクの従業員数は、主に支店網の縮小により、547人（前年比2.9%）減少した。
- 非中核事業部門の従業員数は、主にインベストメント・バンキング関連の非中核事業により、25人（前年比17.4%）減少した。
- 管理部門の従業員数は、953人（前年比2.3%）増加した。これは、外部スタッフを主としてチーフ・オペレーティング・オフィス（COO）業務のための内部雇用としたことと、内部管理部門（コンプライアンス、金融犯罪対策、リスクおよび監査等）を強化したことを主な要因とするものであった。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

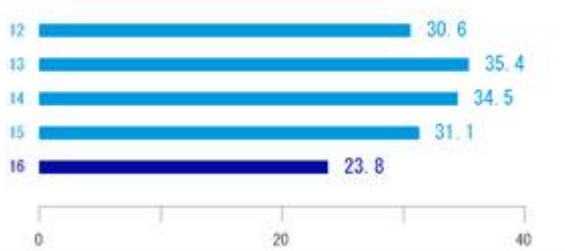
ドイツ銀行の株式および債券

- 戦略的再編に向けた資本増強
- 個人株主の増加
- 当行債券の需要は堅調

世界の株式市場は、低調であった2015年末に続いて、2016年初頭も依然として値動きは緩慢であった。これは主に、世界の経済状況や中央銀行の今後の金融政策の動向に関する不透明感によるものであった。2月半ばには、すべての主要株式指数が大幅に下落した。一例として、DAX指数は、約19%下落し、9,000ポイントを下回った。銀行株はさらに大きな打撃を受けた。STOXX欧州600銀行株指数は、29%の下落となった。このような環境のなか、当行株式の株価は平均を上回る下落となった。2015年通期業績の発表を受けて、特に債券投資家は、当行のAT1証券のクーポンに関する支払能力に懸念を示した。債券価格の落込みは株価にもマイナスの影響を与え、当行株式は2016年初めから41%下落し、2016年2月9日には当該四半期中の最安値である13.23ユーロとなった。第2四半期には、英国における欧州連合離脱を問う国民投票により株式市場にさらなる圧力が加わった。DAX指数は、2016年上半年に10%の下落となったが、同期間におけるSTOXX欧州600銀行株指数は、31%とここでもより急激な落込みをみせた。当行株式は、上半期末には年初から45%下落した価格で取引された。第3四半期には、欧州の株式指数はわずかに持ち直した。DAX指数が上半期の下落を第3四半期中に回復させることができた一方で、銀行株の値動きは依然として下降傾向であった。STOXX欧州600銀行株指数は、その下落を若干縮小することができたが、それでも第3四半期末では、2015年度末から23%の下落となった。当行株式も、当初は上半期の下落を若干回復したが、9月30日には株価は年間最安値の9.90ユーロ（日中最安値）まで落ち込んだ。当該日の株価の終値は11.57ユーロとなり、第3四半期末は年初から49%の下落となった。9月後半におけるこの株価の急落は、当期末解決であった訴訟案件に関する不透明感を要因とするものであった。米国の大統領選に勝利したドナルド・トランプは、11月初めに米国市場、とりわけ銀行株を急騰させた。STOXX欧州600銀行株指数もまた、銀行規制緩和の期待による恩恵を受けた。それ以降、株価指数は安定して上昇し、2016年末では年初から7%の下落に留まった。12月初めに発表されたECBの債券購入プログラムの延長を受けて、株価は再度上昇し、2016年末のDAX指数は2015年末から7%の上昇となった。当行株式もまた、市場環境全般の恩恵を受け、特に2016年の最後の2カ月はそれまでの下落分をいくらか取り戻すことができた。2016年末の株価は、2015年末から23%低い117.25ユーロであった。

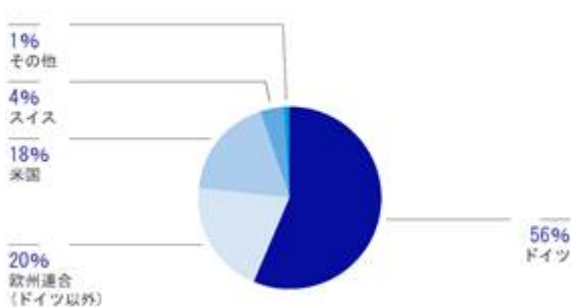
1-1
時価総額

(単位：十億ユーロ、年末現在)



1-2
株主資本の地域分布

(単位：%、2016年末現在)



数値は四捨五入

戦略 重要な節目を迎える

2016年、当行は、その戦略的重点項目の実施を順調に進めた。コスト削減施策による効果が目に見える形となり、またグループ内の複雑性の減少もプラスの影響を生み出している。非中核事業部門の加速的な縮小は、リスク・ウェイト・アセットの大幅な削減に貢献した。法的リスクの削減が引き続き最重要課題である。事業環境の変化や当行固有の課題を受けて、2017年初めに戦略の見直しが行われた。経営陣は、当行をさらに向上させ成長機会をより良く捉えられるようにするため、複数の新たな施策の実施を決定した。この戦略的再編の実施に向け、資本増強を行う。かかる措置を通じて、当行は、普通株式等Tier 1資本比率約14%（完全適用ベースによる2016年12月31日現在の試算値）の達成を予定している。当行の取締役会および監査役会は、1株当たり0.19ユーロの年間配当金の支払いを2017年5月の年次株主総会に提案する予定である。

時価総額の減少

2016年末現在の当行株式の時価総額は、前年末から約73億ユーロ減少し、238億ユーロとなった（図表1-1）。2016年のXetraにおける当行株式の一日当たりの平均売買株数は、前年より540万株増加して1,320万株となった一方、売買高（個々の売買の集計）は、2015年から54億ユーロ減少し、合計で484億ユーロであった。当行株式のXetraの売買高に占める割合は、前年の8.0%に対して2016年は13.7%（DAX上場企業の変更により2015年以前とは基準が異なる。）であった。これにより当行株式は、Xetraにおける売買高でDAX指数構成銘柄中の第1位となった（2015年は第4位）。当行株式のDAX指数に占める比率は2.5%となった（2015年は3.5%）。当行が2001年から上場しているニューヨーク証券取引所においては、当行株式の一日当たりの平均売買株数は前年から410万株増加し、620万株となった。

2016年に当行株価が大幅に下落したことで、長期投資収益は減少した。当行株式を2012年年初に1万ユーロ購入し、現金配当をすべて株式購入に充て、無償増資に応じたと想定した場合、2016年末には、6,776ユーロ相当の株式を保有している計算となる。これは、年間平均で7.5%の投資損失に相当する。同期間のSTOXX欧州600銀行株指数は8.6%の年間平均収益率で、DAX30指数では14.2%の年間平均収益率であった（図表1-3）。

個人投資家の増加、4社の大株主

当行株式は、引き続きほぼすべてが浮動株式であり、2016年の当行株主のうち約99%が個人投資家であった。2016年末時点で、引受済の株主資本35億3,093万9,215.36ユーロに対する個人投資家の保有比率は23%（2015年：19%）であり、機関投資家の保有比率は77%（2015年：81%）となった。

当行は、保有比率が報告基準の3%を上回る4社の大株主を有している。保有比率はブラックロック・インク（ウィルミントン）が最も大きく、5.95%、パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッド（イギリス領ヴァージン諸島）およびスプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド（ケイマン諸島）の保有比率がそれぞれ3.05%である。海南交管控股有限公司（Hainan Jiaoguan Holding Co., Ltd.）（海口）は、2017年2月15日現在、当社株式の3.04%を保有していることを当社に対して通知した。

2016年は、株主数が増加して59万8,122人（2015年：56万1,559人）となった。これは2016年に個人株主数が増加したことを反映している。株主資本の地域分布は再び米国が増加傾向にあるが、株主名簿によると、2016年末現在のドイツ国内における保有比率は、2015年から変わらず56%を維持した。スイスにおける保有比率も同様に前年から変動はなかった（4%）。ドイツ以外の欧州連合における保有比率は20%（2015年：22%）に減少し、またその他地域における保有比率も1%（2015年：3%）に低下した。米国における保有比率は2年連続で増加し、18%（2015年：15%）となった（図表1-2）。なお、株主資本の地域分布は、株式のカストディ（証券保管）の所在に基づいており、株主の居住地とは必ずしも一致しない。

報酬支払いのための自社株買戻し

当行は、株主資本の最大10%に相当する自社株（1億3,790万株）を2021年4月末までに買い戻すことに関し、2016年の年次株主総会において当行取締役会に対する承認を得た。デリバティブの利用による買戻しは、株主資本の最大5%（6,900万株）まで可能である。これにより、2015年の年次株主総会の承認が更新された。2016年の年次株主総会から2016年12月31日までの期間において、90万株が買い戻され、これらの株式は、株式報酬のために使用された。2016年12月31日現在、買戻しによる保有株式数はなかった。

ドイツ銀行債券の堅調な需要

ドイツ銀行は、2016年に問題に直面したにもかかわらず、債券投資家からの強い支持を得ており、合理的なスプレッドでの借換えが可能となった。当行は2016年に、3ヶ月欧州銀行間取引金利（EURIBOR）に対して129ベースポイントの平均スプレッド（ユーロ建て以外での調達スプレッドはすべて、算定基準を3ヶ月物EURIBORに変換して計算される。）で合計318億ユーロの債券を発行し、満期までの平均年限は6.7年であった。発行総額のうち170億ユーロは、発行額について一定の要件を満たしたベンチマーク債であり、残りの148億ユーロは機関投資家向け私募および個人投資家向けの発行により調達された。（信用格付けについては取締役会報告書に記載されている。）

2016年の最も重要な調達には、2016年3月に発行された16億ユーロの3年満期シニア無担保債が含まれる。これ以外の重要な起債としては、5月に発行された7億5,000万ユーロの10年満期Tier 2証券と10月に発行された45億米ドルの5年満期シニア無担保ベンチマーク債の2件が挙げられる。

当行の起債活動は、全体として市場、商品、通貨、投資家層などの面で十分に多様化している。2016年12月末現在で、当行全体の資金調達額の72%は、リテール預金およびトランザクション・バンキング預金、資本市場での発行ならびに株式を含む、最も安定的な調達源からのものである。

1-3 長期投資収益指数

2012年年初を100とした投資収益指数
 — STOXX欧州600銀行株指数
 — 当行



出所：ブルームバーグ

ドイツ銀行株式に関する情報

基幹データ

		2016	2015	2014
株主数		598,122	561,559	599,230
株主の種類別の株主資本保有比率 ¹ (%)	機関投資家 (銀行を含む)	77	81	80
	個人投資家	23	19	20
株主資本の地域分布 ¹ (%)	ドイツ	56	56	57
	欧州連合 (ドイツ以外)	20	22	21
	スイス	4	4	7
	米国	18	15	13
	その他	1	3	4

主要数値

	2016	2015	2014
当行株式の年間投資収益率 ²	(23.4%)	(7.5%)	(22.5%)
Xetraの売買高に占める比率	13.73% ⁴	7.96%	9.27%
1日当たりの平均売買高 (単位: 百万株) ³	13.2	7.8	8.1
株価 高値 (単位: ユーロ)	22.10	33.42	38.15
株価 安値 (単位: ユーロ)	9.90	20.69	22.66
当該年度の1株当たり配当額 (単位: ユーロ)	0.11 ⁵	0.08 ⁵	0.75

2016年12月31日

発行済株式数	1,379,273,131
流通株式数 (社外株式数)	1,379,069,689
株主資本 (単位: ユーロ)	3,530,939,215.36
時価総額 (単位: 十億ユーロ)	23.79
株価 ⁶ (単位: ユーロ)	17.25
DAX指数に占める比率	2.54%
EURO STOXX 50指数に占める比率	1.07%

有価証券識別コード

ドイツ取引所		ニューヨーク証券取引所	
種類	記名株式	種類	グローバル・レジスタード・シェア
記号	DBK	通貨	米ドル
WKN	514000	記号	DB
ISIN	DE0005140008	CINS	D 18190898
ロイター	DBKGn.DE	ブルームバーグ	DBK GR

¹ 数値は四捨五入² Xetraにおける株価に基づく³ オーダーブック統計 (Xetra)⁴ DAX上場企業の変更により2015年以前とは基準が異なる⁵ 2017年5月18日開催の年次株主総会への提案⁶ Xetraの終値[次へ](#)

下記は、取締役会報告書（後述）からの抜粋である。

概要

世界経済

経済成長（％）	2016年	2015年	主要な要因
世界経済 ¹	3.0	3.3	先進国の成長が減速したため、2016年度における世界経済の成長は鈍化した。新興市場の成長は変化がなかった。
このうち：先進国 ¹	1.6	2.1	債務水準の高さと、国際貿易の不調の継続が、成長の重荷となった。
このうち：新興市場 ¹	4.1	4.1	主要中央銀行による金融政策のスタンスが経済活動を支えた。
ユーロ圏経済 ¹	1.7	1.9	原油安および著しく拡張的な金融政策の効果はあったが、在庫減少および純輸出のマイナスが、全体的成長を減退させる結果となった。
このうち：ドイツ経済	1.9	1.7	消費の力強い成長が、純輸出の減退効果を上回った。
米国経済	1.6	2.6	対外貿易、機械装置への投資および在庫循環の不調が成長の重荷となり、2011年度以来最低の成長であった。消費成長は堅調であった。
日本経済 ¹	1.0	1.2	個人消費は活発であったが、輸出および投資の減速が上回った。
アジア経済 ^{1,2}	6.0	6.1	先進国および中国からの需要は低迷したが、安定成長は継続した。
このうち：中国経済	6.7	6.9	すべての部門における勢いの鈍化により、中国の成長は再び減速した。政府は、追加投資により状況を安定化し、リスクの抑制を図った。

出典：各国の当局

1 2016年度のデータは、ドイツ銀行リサーチの予測から引用。

2 日本を除く。

銀行業界

ユーロ圏における民間部門に対する貸出は、2016年度も非常に緩やかな成長が続いた。企業向け貸出は前3年間でほぼ10分の1となる全体的な縮小を受けて、前年同様停滞した。家計への貸出は、主として住宅ローン事業の拡大により、安定成長した（対前年比約2％）。負債に関しては、企業の預金は好調な成長が続き（年約6％）、最低金利にもかかわらず、家計からの預金流入はほぼ4％上昇した。全体として、預金の成長速度はわずかに上昇し、貸出の成長との差を広げた。金利はさらに低下した。取引量が僅かに増加しても、金利差益の対前年比約7％の減少を相殺するには不十分であり、銀行の純利息収益は、2014年度および2015年度の一時的な上昇の後、低下傾向が続くと予想される。

貸出事業では、前年度に貸出の成長がドイツとユーロ圏双方の地域で同様に停滞した後、2016年度はドイツがユーロ圏における首位のリードを広げた。企業向け貸出は、2016年度後半の好調のおかげで、対前年比2％超増加した。一方、家計向け貸出は、主として住宅ローンの堅調な成長に起因して3％増加した。矛盾しているように見えるが、金利がヨーロッパの平均未満に抑えられているにもかかわらず、民間部門の預金増加率は約5％に上昇した。実際、企業の預金に対する全体の金利は、史上初めてマイナスの領域に落ち込んだ。それにもかかわらず、企業は、増加した流動性資産を銀行に預け入れることを止めなかった。ドイツの企業部門は、純預金者である、すなわち預金残高が貸出残高を上回るといって、銀行業務の観点からすると特異な状況を示した。

米国における貸出は、2016年度は、すでに高水準にあった期首時点よりさらに加速し、2016年度第4四半期にある程度減速した。しかしながら全体的には、リテール貸出が対前年比約5％、企業向け貸出は8％以上増加し、伝統的なバランスシート事業は強い勢いを維持した。商業用不動産および伝統的な企業向け貸出の双方での広範な回復により、企業向け貸出は危機前の名目値の史上最高値を更新した。リテール区分は、消費者ローンの継続的な増加および住宅ローン事業の回復による恩恵を受け、危機以降初めて、強固な成長を記録した。民間部門の預金は引き続き異例の速さで成長し、直近ではその成長はさらに加速している（対前年比約8％増加）。その総額は2004年の2倍となった。

日本の貸出残高総額は、引き続き、対前年比2％を超える伸びを示した。一方、銀行部門への預金の流入は加速した。その増加は6％を記録し、2001年に統計を開始して以来の最高水準となった。

中国では、家計に対する貸出は過熱の傾向を見せた。貸出量は、主に中期および長期の貸出により、対前年比23%増加した。貸出量はわずか3年半で倍増する一方、中国経済の累積的成長は、2012年末から名目で39%に留まっている。対照的に、銀行の企業向け貸出の増加は、直近では対前年比でわずか8%に減速した。銀行は、民間部門の預金が直近では2015年度末に比べ14%増加するなど、資金調達部門の成長速度が最近加速していることにより恩恵を受けている。

ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行の2016年度の業績は、改善と刷新を目的として当行が実施している重要な経営上の施策、訴訟費用および市場の混乱による影響を強く受けた。当行は戦略的決定事項の実行を大幅に進め、当行の管理インフラのさらなる強化に向けて対応を行ってきた。さらに当行は、継続的なリスク圧縮戦略において、また追加的な係争中の訴訟事案の解決に向けて相当程度前進した。2016年10月の米国司法省との交渉に関する否定的な報道は、当行の収益および顧客残高に影響を与えた。しかしながら、多くの顧客が戻り、2015年10月に当初公表した当行の目標の実施を引き続き行い、当年度は強い資本基盤および高い流動性比率をもって終えたことにより、この困難な年度において、当行の強靱性を示すことができたと考えている。

当行グループの重要業績評価指標は、以下のとおりである。

当行グループの重要業績評価指標	2016年度末の状況	2015年度末の状況
純収益	300億ユーロ	335億ユーロ
税引前利益（損失）	-8億ユーロ	-61億ユーロ
純利益（損失）	-14億ユーロ	-68億ユーロ
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	-2.7%	-12.3%
税引後平均株主資本利益率 ¹	-2.3%	-9.8%
調整後費用 ²	247億ユーロ	265億ユーロ
費用収益比率 ³	98.1%	115.3%
リスク・ウェイトド・アセット（RWA） ⁴	3,575億ユーロ	3,967億ユーロ
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁵	11.8% ⁶	11.1%
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁷	3.5%	3.5%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加的な資本の構成要素に基づく。詳細は、英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、保険業務に係る費用、再構築および解雇を除く利息以外の費用の合計。英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。

4 リスク・ウェイトド・アセットおよび資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づく。

5 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに、普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。

6 2017年5月の年次株主総会の前に発行予定の株式を考慮に入れ、2016年度の分配可能利益から支払われる1株当たり0.19ユーロの配当を提案する取締役会決議が反映されている。配当は、2015年度の繰越分配可能利益約1億6,500万ユーロの支払および2016年度の残余分配可能利益からの1株当たり0.11ユーロの配当からなる。全体で2017年に支払われる配当総額は約4億ユーロと予想している。

7 この比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。

2016年度の純収益は、2015年度と比較して35億ユーロ減の300億ユーロであった。減少は、主にNCOUのリスク圧縮活動に伴う損失のほか、GMおよびCIBの収益が、厳しい市場環境やヨーロッパにおける低金利環境、ドイツ銀行に対する市場の信用不安および戦略の実施により低下したことによる。減少は、PW&CCにおける華夏銀行持分、ポストバンクおよびPW&CCにおけるVISA Europe Limited持分の売却による利益により一部相殺された。

2016年度の利息以外の費用は、2015年度と比較して24%減少して294億ユーロとなった。利息以外の費用の減少は主にのれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟費用、業績関連報酬の低下による。のれんおよびその他の無形資産の減損は、2015年度は58億ユーロであったが、Abbey Lifeの売却に関連する10億ユーロを含め、2016年度は、13億ユーロであった。2016年度の訴訟費用は24億ユーロであり、2015年度より28億ユーロの減少となった。利息以外の費用の減少は、IT費用および保険業務に係る費用の増加により一部相殺された。

2015年度は税引前損失61億ユーロであったのに対し、2016年度は税引前損失8億1,000万ユーロであった。2016年度の53億ユーロの改善は、主にのれんおよびその他の無形資産の減損、ならびに訴訟費用の大幅な低下による。2015年度の純損失は68億ユーロであったのに対し、2016年度の純損失は14億ユーロであった。

2016年度末における当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は11.8%で、2015年度末の11.1%から増加した。これはリスク圧縮活動及び資産売却益によるものである。2016年度末における段階的導入CET 1比率は13.4%で、要件とされる10.76%を十分に上回っている。

ECBはドイツ銀行に対し、監督上の検証・評価プロセス（SREP）の2017年度の決定として、CRR/CRD 4の段階的導入に基づき、第二の柱における普通株式等Tier 1(CET 1)比率の最低要件を9.51%に設定する旨を通達した。当行の2017年1月1日現在の当該比率は、12.76%であった。2017年度のSREPの最低要件は、第一の柱の最低要件4.5%、第二の柱の追加的要件2.75%、資本保全バッファ1.25%、現行のカウンターシクリカルバッファ0.01%、およびG-SIBバッファ1.0%から構成される。

コーポレート部門

グローバル・マーケット (GM)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2015年度から2016年度の 増加(減少)	
			金額	比率(%)
純収益：				
セールス/トレーディング(エクイティ)	2,502	3,337	-835	-25
セールス/トレーディング(債券およびその他の商品)	7,339	8,215	-876	-11
セールス/トレーディング	9,841	11,552	-1,711	-15
その他	-551	-695	144	-21
純収益合計	9,290	10,857	-1,567	-14
信用リスク引当金繰入額	142	50	92	185
利息以外の費用				
給与手当	1,787	2,320	-533	-23
一般管理費	6,885	8,622	-1,737	-20
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	1,568	-1,283	-82
再構築費用	127	89	38	43
利息以外の費用合計	9,084	12,599	-3,515	-28
非支配持分	47	26	22	85
税引前利益(損失)	16	-1,817	1,833	N/M
費用収益比率	98%	116%	N/M	-18ppt
資産 ¹	1,012,627	1,113,771	-101,143	-9
リスク・ウェイトド・アセット ²	157,913	161,347	-3,433	-2
平均株主資本 ³	24,695	24,675	20	0
税引後平均有形株主資本利益率	0%	-5%	N/M	6ppt
税引後平均株主資本利益率	0%	-5%	N/M	5ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2016年度

2016年度のグローバル・マーケットの純収益は、2015年度の109億ユーロから16億ユーロ(14%)減少し、93億ユーロとなった。収益は、エクイティにおける困難な環境、ドイツ銀行に対する市場の否定的な見方、および2015年10月に当初公表された戦略目標への対応による影響を受けた。

セールス/トレーディング(債券およびその他の商品)の純収益は8億7,600万ユーロ(11%)減少し、73億ユーロであった。外国為替の収益は、前年度並みに好調であった。コア金利の収益は、ヨーロッパは好業績であったものの、米国における業績低迷により部分的に相殺され、おおむね横ばいであった。クレジットの収益もまた前年度並みであるが、2015年10月に当初公表された戦略目標の一部である証券化トレーディングにおけるリスク圧縮の影響が含まれている。ファイナンスおよびソリューションならびに商業用不動産の特に米国での力強い業績は、クレジット・フロー事業および証券化トレーディング事業の業績低迷により相殺された。新興市場の2016年度の収益は、2015年10月に当初公表された戦略目標への対応の一環による、ロシアなどの特定国からの撤退の影響、顧客フローの低下、およびマクロ経済の不確実性の影響により、大幅に減少した。アジア・パシフィック・ローカル・マーケットからの収益は、上半期において市況が好ましくなかったこと、また市場の低迷が顧客フローにマイナスの影響を与えたことから、大幅に減少した。

セールス/トレーディング(エクイティ)の純収益は、8億3,500万ユーロ(25%)減少し、25億ユーロとなった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客残高ならびにトレーディング活動の低下および当行の信用スプレッドの拡大によって資金調達に係るコストが増加したことを反映して、減少した。エクイティ・デリバティブの収益は、顧客活動の減少により大幅に減少した。キャッシュ・エクイティの収益は、厳しい市場環境および顧客取引高が減少したため、2016年度において減少した。

その他の純収益は、2015年度では6億9,500万ユーロの損失であったのに対し、2016年度では5億5,100万ユーロの損失となった。その他の純収益には、顧客カバレッジおよび商品販売に関連するコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングとの間で行われた事業譲渡の影響、ならびに下記の評価調整項目が含まれている。評価調整項目としては、第1にRWA削減の取組みに関連して信用評価調整(CVA)について生じた6,100万ユーロの時価評価による利得(2015年度:1億1,300万ユーロの利得)が計上されている。CRR/CRD 4に基づく自己資本規制により、CVAに関して当行グループのRWAに対して資本賦課が求められる(当行グループは、クレジット・デフォルト・スワップによりヘッジすることによってこれらのRWAの軽減に努めている。これら資本規制に係るヘッジは、IFRSのヘッジ会計規則に基づきCVAエクスポージャーのヘッジ目的で締結されるヘッジとは別のものであり、これによって生じた時価評価損益は収益項目として報告される。)。第2に、IFRSに基づくCVAの計算の精緻化に関連して、2015年度に1億4,600万ユーロの損失が計上されたが、2016年度はこれに関連する項目は計上されなかったことからの影響が含まれる。第3に、1億4,100万ユーロの調達評価調整(FVA)の損失(2015年度:計算の精緻化による2,600万ユーロのマイナスの影響を含む、1億4,500万ユーロの調達評価調整(FVA)の損失)が計上されている。最後に、一定のデリバティブ負債に関する債務評価調整(DVA)の影響に関連する2,700万ユーロの利得(2015年度:4,800万ユーロの利得)が計上されている。

信用リスク引当金繰入額は、グローバル・マーケットでは純額で1億4,200万ユーロ(2015年度は純額で5,000万ユーロ)を計上し、9,200万ユーロの増加であった。これは、金属および鉱業ならびに商業用不動産のエクスポージャーのうち数件に対する引当によるものである。

利息以外の費用は、2015年度対比で35億ユーロ(28%)減少した。この減少は、主にのれんの減損費用および訴訟費用が、2015年度対比で減少したことによる。2016年度の利息以外の費用には、8億7,600万ユーロの訴訟費用および減損費用が含まれる。これらの影響を除くと、2016年度の利息以外の費用は、2015年度に比べ3%減少した。

2016年度の税引前利益は、前年度が18億ユーロの損失であったのに対し、1,600万ユーロの利益であった。これは、2016年度には2015年度に比べて訴訟費用が20億ユーロ減少し、のれんの減損費用が13億ユーロ減少したことによるものであるが、16億ユーロの収益の減少により一部相殺されている。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング (CIB)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2015年度から2016年度の 増加(減少)	
			金額	比率(%)
純収益：				
トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレート	2,627	2,803	-176	-6
インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービス	1,847	1,867	-20	-1
株式オリジネーション	405	658	-253	-39
債券オリジネーション	1,388	1,469	-82	-6
アドバイザリー	500	587	-86	-15
貸出金およびその他の商品	717	663	54	8
純収益合計	7,483	8,047	-564	-7
信用リスク引当金繰入額	672	342	330	97
利息以外の費用				
給与手当	1,711	2,115	-403	-19
一般管理費	3,243	3,512	-269	-8
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	600	-600	N/M
再構築費用	165	39	126	N/M
利息以外の費用合計	5,119	6,266	-1,147	-18
非支配持分	1	0	1	N/M
税引前利益(損失)	1,691	1,439	252	17
費用収益比率	68%	78%	N/M	-9ppt
資産 ¹	189,910	123,809	66,102	53
リスク・ウェイトド・アセット ²	79,698	86,087	-6,388	-7
平均株主資本 ³	12,076	12,483	-407	-3
税引後平均有形株主資本利益率	10%	8%	N/M	2ppt
税引後平均株主資本利益率	9%	7%	N/M	2ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2016年度

2016年度のコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門の収益は前年度から減少した。この減少の主要因は、コーポレート・ファイナンスにおいて、顧客活動およびプライマリーマーケットにおいて2015年第4四半期に初めて生じた業界全体としての減速が、2016年度上半期も継続したことにある。トランザクション・バンキングの収益は、マクロ経済の逆風に直面して若干下落した。信用リスク引当金繰入額は、2016年度に大幅に増加した。利息以外の費用の対前年比での大幅な減少が、これらの影響を吸収している。

純収益は、前年度対比で5億6,400万ユーロ(7%)減の75億ユーロとなった。トランザクション・バンキングにおいては、トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレートの収益が、ユーロ圏内の低金利、高い利鞘への圧力、および2015年10月に当初公表された当行の戦略目標の一環である合理化のための顧客数の削減がすべてマイナスに作用した影響で1億7,600万ユーロ(6%)減少した。インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益は、前年度比横ばいであった。セキュリティーズ・サービスの業績は、ここでもヨーロッパでの低金利の影響や世界的なIPO活動の減少による影響を受けた。しかしこれは、米国における金利上昇の有利な影響がビジネスリスク選好からの方針変更および顧客数の削減による当初のマイナスの影響を上回ったことにより、インスティテューショナル・キャッシュの業績が改善したことによって相殺された。コーポレート・ファイナンスでは、株式オリジネーションが、業界全体での発行水準の低下を反映し、2億5,300万ユーロ(39%)という過去最大の減少を記録した。これらの水準は2016年度下半期に一部回復し、株式オリジネーションの収益は2016年度上半期に対して増加した。債券オリジネーションは、第1四半期に低迷したものの、

その後の9ヶ月は市場流動性の改善および相対的に安定した金利の影響により業績は改善して2015年度に比べて収益は増加し、通年では8,200万ユーロ(6%)の減少となった。アドバイザーの収益は、2015年度に比べて市場活動が低レベルであったため、8,600万ユーロ(15%)減少した。2016年度下半期においては、市場の活動が活発化し、株式オリジネーションにおける収益の改善に寄与した。貸出金およびその他の商品は、企業向け貸出し業務およびグローバル・マーケットとの間で行われた事業譲渡の結果、5,400万ユーロ(8%)増加した。

信用リスク引当金繰入額は、2015年度と比較して、3億3,000万ユーロ(97%)増加した。この増加は、主として業界が持続的な構造的課題(例えば、ある種の船舶の過剰供給あるいは余剰)を抱えていた船舶産業における信用度の悪化によるものであった。業界全体としての信用低下を受け、より多くの債務者が清算シナリオの下で評価された債務不履行の区分に分類されることになった。

利息以外の費用は51億ユーロであり、非経常的なものの減損(2015年度:6億ユーロ)がなかったことや訴訟費用の減少(2016年度:1,700万ユーロ、2015年度:3億2,900万ユーロ)が再構築費用の増加を上回り、前年度比11億ユーロ(18%)の減少となった。当年度はまた、業績連動報酬費用の削減、戦略的イニシアティブの一環としての従業員数の3%削減および非報酬費用の積極的な管理による削減効果も見られた。

税引前利益は17億ユーロであり、2015年度対比で、2億5,200万ユーロ(17%)増加した。利息以外の費用の大幅な減少が、収益の低下および信用リスク引当金繰入額の大幅な増加を上回った。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント (PW&CC)

2015年度から2016年度の
増加(減少)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	金額	比率(%)
純収益：				
クレジット商品	2,223	2,148	75	3
預金商品	1,138	1,332	-193	-15
投資および保険商品	1,045	1,309	-264	-20
支払、カードおよび口座商品	559	586	-27	-5
その他の商品	254	213	41	19
プライベート・コマーシャル・クライアント(PCC)純収益合計	5,218	5,588	-369	-7
純利息収益	811	816	-5	-1
運用フィー	645	747	-102	-14
業績および取引フィー	350	494	-145	-29
その他の収益	75	40	35	89
ウェルス・マネジメント(WM)純収益合計	1,880	2,097	-217	-10
華夏銀行	618	-175	793	N/M
純収益合計	7,717	7,510	207	3
信用リスク引当金繰入額	255	300	-45	-15
利息以外の費用：				
給与手当	2,438	2,517	-79	-3
一般管理費	3,815	3,869	-55	-1
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	1,011	-1,011	N/M
再構築費用	141	585	-444	-76
利息以外の費用合計	6,394	7,983	-1,589	-20
非支配持分	0	-0	0	N/M
税引前利益(損失)	1,068	-774	1,842	N/M
費用収益比率	83%	106%	N/M	-23ppt
資産 ¹	189,444	176,038	13,406	8
リスク・ウェイトド・アセット ²	43,855	49,603	-5,748	-12
平均株主資本 ³	9,008	10,265	-1,257	-12
税引後平均有形株主資本利益率	9%	-6%	N/M	16ppt
税引後平均株主資本利益率	8%	-5%	N/M	13ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

追加情報

2015年度から2016年度の
増加(減少)

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	金額	比率(%)
運用資産 ¹	424	503	-79	-16
正味新規資金	-39	3	-42	N/M

N/M - 表記するに値しない

1 当行は、運用資産を(a)当行が顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。当行は、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。

2016年度

PW&CCの事業環境は2016年度も引き続き厳しいものであった。持続的な低金利およびより厳しい市場環境によって、顧客活動が低下し、預金および投資収益の双方が減少する結果となった。PW&CCは、厳格なコスト管理を維持するとともに、引き続き低い水準となった信用リスク引当金繰入額による恩恵を受けた。2016年度中、PW&CCは、販売モデルの合理化やデジタル・オフリングを推進する戦略上の施策においてかなり前進した。また、PW&CCは、2015年10月に当初公表された戦略の一部として、米国における個人顧客サービス（PCS）部門および中国の華夏銀行に対する持分の売却を完了した。後者の取引により当年度には多額の売却益が計上されたが、前年度のPW&CCにおいては、華夏銀行売却に関連した評価効果、10億ユーロののれんの減損費用および再構築活動に係る多額の費用の計上により業績にマイナスのインパクトがあった。

PW&CCの純収益は、前年度対比で2億700万ユーロ（3%）増加して77億ユーロとなった。この増加は、前述の売却取引のプラスの影響を含む、2016年度の華夏銀行からの収益6億1,800万ユーロによるものであった。2015年度は、華夏銀行に関連して、1億7,500万ユーロの損失を計上していた。6億9,700万ユーロの評価効果およびその他の取引関連の影響は、持分に係る通常の株価の値上がりによって一部相殺されている。華夏銀行とPCS（後述）の売却の影響を除くと、純収益は前年度に比べて減少している。プライベート・アンド・コマーシャル・クライアランス（PCC）事業では、収益は3億6,900万ユーロ（7%）減少した。この減少は、市場環境が引き続き混乱しているため顧客活動が低下したことによるものである。投資および保険商品の収益は、2億6,400万ユーロ（20%）減少した。預金商品からの純収益は、ヨーロッパにおける低金利環境により2015年度と比較して1億9,300万ユーロ（15%）減少した。これらの減少は、貸出金取引高の増加を主要因とするクレジット商品の7,500万ユーロ（3%）の増収によりその一部が相殺された。PCCのその他の商品の収益は、4,100万ユーロ増加した。これには、VISA Europe Limitedに対する持分の売却に起因する利益9,800万ユーロ、ならびに2015年度の被投資会社の売却取引後にPCCにおける保有株式から受領した配当金5,000万ユーロが含まれる。前年度の収益にも、その他の商品の収益に同様の影響額1億100万ユーロが含まれている。ウェルス・マネジメント（WM）事業の収益は、2億1,700万ユーロ（10%）減少した。その一因は、2016年9月のPCS部門の売却後の連結除外の影響である。この連結除外による影響に加え、WMの業績および取引フィーならびに運用フィーは、顧客活動の低下、戦略的なリスク圧縮活動およびドイツ銀行に対する市場の否定的な見方といった厳しい市場環境の影響を受けた。WMの純利息収益はほぼ安定していたが、一方、その他の収益は主にPCS部門の売却益により前年度対比で3,500万ユーロ増加した。

信用リスク引当金繰入額は、引き続き高い貸出金ポートフォリオの信用力、および良好な経済環境を反映して前年度対比で4,500万ユーロ（15%）減少し、2億5,500万ユーロとなった。また、信用リスク引当金繰入額は、2015年度、2016年度共に、ポートフォリオを選択し売却したことによるプラスの影響を受けた。

2016年度の利息以外の費用は64億ユーロを計上し、前年度対比で16億ユーロ（20%）減少した。2015年度には、前述ののれんの減損10億ユーロおよび多額の再構築費用および解雇費用4億1,800万ユーロが含まれていた。2015年度には、さらにソフトウェアの一部除却額1億1,800万ユーロが含まれていた。これに対して、2016年度の利息以外の費用は、9月のPCS部門の売却以降に費用が減少したことによるプラスの影響を受けている。これらの影響を除くと、利息以外の費用は2015年度、2016年度ともに同水準にある。多額のデジタル化への投資および戦略的措置に関する追加支出は、給与手当の削減および厳格なコスト管理により相殺されている。

税引前利益は、2015年度から18億ユーロ増加の11億ユーロであった。この増加は、2015年度には前述ののれんの減損項目ならびに多額の再構築費用および解雇費用を計上したこと、また、2016年度の華夏銀行持分の売却益の影響による。これらの要因を除くと、2016年度の税引前利益は、継続する低金利環境ならびにWMおよびPCC事業の収益に対する変動的な市場環境を反映して2015年度に比べて減少している。

運用資産は、2015年12月31日現在と比較して790億ユーロ減の4,240億ユーロであった。この減少は主として2つの要因による。第1は、PCS部門の売却後の連結除外の影響380億ユーロである。第2は、ドイツ銀行に対する市場の否定的な見方が生じた後の、主に第3四半期末から第4四半期初めにかけて生じた390億ユーロの純流出（WMで320億ユーロ、PCC事業で70億ユーロ）であった。さらにWMでの2016年度の純流出は、継続的な顧客のレバレッジ解消活動、リスク管理実務の最適化およびクロスボーダー・サービス等の効率性の向上への取り組みを反映したものである。

ドイチェ・アセット・マネジメント (Deutsche AM)

2015年度から2016年度の
増加(減少)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	金額	比率(%)
純収益：				
運用フィー	2,196	2,344	-148	-6
業績および取引フィー	220	247	-27	-11
その他の収益	208	172	35	20
Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動	396	258	139	54
純収益合計	3,020	3,021	-1	-0
信用リスク引当金繰入額	1	1	-0	-4
利息以外の費用				
給与手当	611	778	-167	-21
一般管理費	1,171	1,304	-134	-10
保険業務に係る費用	374	256	117	46
のれんおよびその他の無形資産の減損	1,021	0	1,021	N/M
再構築費用	47	-2	49	N/M
利息以外の費用合計	3,223	2,336	886	38
非支配持分	0	-0	1	N/M
税引前利益(損失)	-204	684	-888	N/M
費用収益比率	107%	77%	N/M	29ppt
資産 ¹	12,340	30,352	-18,013	-59
リスク・ウェイトド・アセット ²	8,961	10,759	-1,798	-17
平均株主資本 ³	6,221	5,719	503	9
税引後平均有形株主資本利益率	-8%	48%	N/M	-56ppt
税引後平均株主資本利益率	-2%	8%	N/M	-10ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2016年度

2016年度、Deutsche AMの業績は、Abbey Lifeの売却により計上したのれんおよびその他の無形資産の減損10億ユーロおよび純資産の流出の影響のほか、ドイツ銀行特有の要因による影響を受けた。持続的な世界的低成長による引き続き不確実性を反映した不利な市場環境にもかかわらず、Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動および減損を除くと、Deutsche AMは、2015年度の6億8,300万ユーロから16%増の7億9,400万ユーロという堅調な税引前利益を達成した。Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動を除く収益は、前年度対比で5%減少した。一方、保険業務に係る費用および減損を除く利息以外の費用は、2015年度と比較して12%減少した。

2016年度の純収益は30億ユーロであり、前年度と同水準であった。Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動を除く純収益は26億ユーロであり、2015年度の28億ユーロに比べて5%減少した。運用フィーおよびその他の経常収益は、運用資産の減少および不利な市況がパッシブおよびアクティブ事業に影響し、1億4,800万ユーロ(6%)減少した。業績および取引フィーは、オルタナティブ商品が好調であった前年度に比べ、2,700万ユーロ(11%)減少した。その他の収益は、前年度のHeta Asset Resolution AGのエクスポージャーに係る評価減および当年度のAbbey LifeおよびDeutsche AM インドの売却の影響により、3,500万ユーロ(20%)増加し、一部は、保証付き商品のマイナス時価評価およびオルタナティブ商品からの配当収入の低下により相殺された。Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動は、時価評価益の増加に伴い、1億3,900万ユーロ(54%)の増加となった。

利息以外の費用は、主としてAbbey Lifeの売却に関連するのれんの減損、および収益内で相殺される範囲であるが保険業務に係る費用の増加により、8億8,600万ユーロ(38%)増加し、32億ユーロとなった。Abbey Lifeの保険業務に係る費用および前述の減損を除くと、利息以外の費用は2015年度に比べて減少し、2016年度は18億ユーロであった。これは主に給与手当の減少および2015年第4四半期に発生した特定の費用項目の戻入によるものであった。

税引前損失は2億400万ユーロであり、2015年度と比較して8億8,800万ユーロのマイナスであった。これは主として、前述のAbbey Lifeの売却の影響によるものである。

2016年12月31日現在の運用資産は7,060億ユーロであり、2015年12月31日に対して380億ユーロの減少となった。これは、ドイツ銀行に対する市場の否定的な見方、Deutsche AMの将来に関する市場の風評、およびDeutsche AM経営陣の交代により厳しい市場環境が一段と悪化したことに起因する。410億ユーロの純資産流出は、米州地域において金融市場の改革により現金が流出したことが主要因である。上場投資信託もまた、為替ヘッジ有りのファンドが投信業界全体として流出を経験したため、相当の流出が生じた分野であった。この減少は、主としてAbbey LifeおよびDeutsche AMインドに関連する180億ユーロに上る売却にも起因する。これらの流出は、エクイティ市場および債券市場の好調な変動による160億ユーロ、および有利な為替レートの変動による40億ユーロにより一部相殺された。また、2016年度に、アジア太平洋地域においては20億ユーロというプラスの流入を記録した。

以下の表は、2016年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれの平均手数料率を示している。

単位：十億ユーロ	オルタナティブ	キャッシュ	エクイティ	債券	マルチ・アセット	運用資産合計
2015年12月31日現在残高	84	77	183	314	86	744
流入	16	10	41	69	23	158
流出	-15	-19	-54	-85	-26	-199
正味流入	1	-9	-13	-16	-3	-41
為替の影響	1	1	1	2	-0	4
市場の動き	2	-1	7	8	2	16
その他	-3	-4	-6	-2	-2	-18
2016年12月31日現在残高	84	63	171	305	82	706
平均手数料率 (bps)	62	6	53	15	43	32

ポストバンク (PB)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2015年度から2016年度の 増加(減少)	
			金額	比率(%)
純収益：				
当座預金	1,101	1,179	-77	-7
貸出金	1,133	1,112	21	2
貯蓄	590	695	-104	-15
住宅ローンおよび貯蓄	216	230	-14	-6
投資および保険商品	94	94	1	1
ポスタル	230	239	-9	-4
非中核事業部門(NCOU)	-228	-393	165	-42
その他	229	-43	272	N/M
純収益合計	3,366	3,112	254	8
信用リスク引当金繰入額	184	211	-27	-13
利息以外の費用				
給与手当	1,397	1,425	-28	-2
一般管理費	1,418	1,475	-57	-4
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	2,597	-2,597	N/M
再構築費用	0	0	0	N/M
利息以外の費用合計	2,815	5,497	-2,682	-49
非支配持分	0	1	-0	-26
税引前利益(損失)	367	-2,596	2,963	N/M
費用収益比率	84%	177%	N/M	-93ppt
資産 ¹	139,743	136,061	3,682	3
リスク・ウェイトド・アセット ²	42,209	43,242	-1,032	-2
平均株主資本 ³	6,006	7,798	-1,791	-23
税引後平均有形株主資本利益率	4%	-30%	N/M	34ppt
税引後平均株主資本利益率	4%	-22%	N/M	26ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2016年度

2016年度において、ポストバンクは、持続的な低金利環境が貯蓄および当座預金の収益にマイナスの影響を及ぼした一方で、引き続き貸出金残高の増加およびコスト効率性向上に向けた施策に重点的に取り組んだ。ポストバンクは、2015年度の26億ユーロの税引前損失に対して、2016年度は3億6,700万ユーロの税引前利益を計上した。これは、2015年度には、主にのれんの減損のほか、住宅ローン貯蓄利息引当金の調整等の少額の引当金項目等の総額約28億ユーロの非経常項目が計上されていたことによるものである。

純収益は、2015年度と比較して2億5,400万ユーロ(8%)増加した。この主な要因は、特定の投資証券の売却益(VISA Europe Limitedの持分売却によるものを含む。)により、2016年度のその他の収益が2億7,200万ユーロ増加したことにある。一方、ポストバンクのNCOU収益は、主に住宅ローン貯蓄利息引当金の調整といった2015年度に生じた調整による収益への負担が発生しなかったことにより、1億6,500万ユーロ(42%)増加した。

ポストバンクの貸出金からの純収益は、2015年度においてポストバンクとビジネスパートナー間の契約条件の調整が成立したことにより、主にモーゲージ、消費者ローンおよび法人向け貸出金の貸出量の増加から生じる特定の収益5,800万ユーロが計上されていたにもかかわらず、2016年度は2,100万ユーロ(2%)の増加を記録した。貯蓄および当座預金からの純収益は、主に、ヨーロッパで続く低金利環境により、2015年度対比で、それぞれ1億400万ユーロ(15%)および7,700万ユーロ(7%)の減少となった。ポストバンクは、2016年11月1日から当座預金について新たなプライシングモデルを導入することにより、

前述の貯蓄および当座預金からの収益への圧迫に対応した。住宅ローンおよび貯蓄からの収益は、主に低金利環境および高利回り住宅ローン貯蓄の残高により、1,400万ユーロ（6%）減少した。

2016年度の信用リスク引当金繰入額は、ドイツにおいて継続している良好な経済環境およびポストバンクの貸出金の信用の質を反映し、2,700万ユーロ（13%）減少した。

利息以外の費用は、27億ユーロ減少した。これは、前述のとおり、主として2015年度に26億ユーロをのれんの減損として認識していたことによる。利息以外の費用はその他に、預金保険制度に係るより多額の規制費用にもかかわらず、継続してコスト削減に注力したこと、および退職給付を含む戦略的イニシアティブによる経費が減少したことにより改善した。給与手当および一般管理費は、2015年度と比較して、それぞれ2%および4%減少した。上述の影響のほか、ポストバンクは引き続き、顧客志向のエンドツーエンドのプロセスの最適化およびプロセスの合理化・デジタル化により、さらなる効率性の改善の実現に取り組んだ。

税引前利益は、2016年度は30億ユーロ増加して3億6,700万ユーロとなった。これは主に、2016年度は非経常ののれんの減損がないことおよび特定の投資証券の売却から生じた非経常の多額の売却益を計上したことによるものであった。

運用資産は、貯蓄商品における30億ユーロの流出により、2015年12月31日対比で、30億ユーロ減少の720億ユーロとなった。

非中核事業部門 (NCOU)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2015年度から2016年度の 増加(減少)	
			金額	比率(%)
純収益	-382	794	-1,176	N/M
このうち： 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純損益	-1,261	-353	-909	N/M
信用リスク引当金繰入額	128	51	76	148
利息以外の費用				
給与手当	68	86	-18	-20
一般管理費	2,678	2,921	-243	-8
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	-49	0	-49	N/M
再構築費用	4	-1	5	N/M
利息以外の費用合計	2,701	3,006	-304	-10
非支配持分	-4	1	-5	N/M
税引前利益(損失)	-3,207	-2,264	-943	42
資産 ¹	5,523	23,007	-17,485	-76
リスク・ウェイトド・アセット ²	9,174	32,896	-23,722	-72
平均株主資本 ³	4,037	6,755	-2,717	-40

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2016年度

2016年度に、NCOUはリスク圧縮戦略を成功裡に実施し、ポートフォリオの規模を削減し、年度末には当部門を廃止する目標を達成した。当該活動では、多数のポートフォリオについて、長期デリバティブ・エクスポージャーの処理、様々な債券の売却、コリレーションおよびネガティブ・ベースのポートフォリオの解消をさらに進めること等により、自己資本比率を改善しレバレッジを解消する取り組みに重点が置かれた。Maher Port ElizabethおよびRed Rock Resorts持分の売却も当年度に完了した。

NCOUの当年度の純収益は、前年度のプラス7億9,400万ユーロに対して、マイナス3億8,200万ユーロであった。これは主にリスク圧縮のための長期デリバティブ・エクスポージャーおよび関連する資産の解消による損失8億2,100万ユーロによるものであり、一部はRed Rock Resortsに関連する利益3億6,800万ユーロにより相殺された。加えて、ポートフォリオ収益はMaher Prince Rupertを含む資産の売却によって減少したが、評価調整の減少および時価評価の効果により一部相殺された。2015年度の純収益には、2億1,900万ユーロの特定の訴訟費用の組み戻しおよび1億9,500万ユーロのMaher Prince Rupertの売却益が含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2015年度と比較して7,600万ユーロ増加した。この増加は、主に欧州住宅用モーゲージおよび商業貸出金(これらにはIAS第39号に基づき分類変更された資産が含まれる)に対する引当てが増加したことによるものである。

利息以外の費用は、主に訴訟関連費用の減少により、2015年度と比較して3億400万ユーロ(10%)減少した。訴訟費用を除いた利息以外の費用は、2015年度のMaher Prince Rupertを含む資産の売却に起因して、前年度比18%減少した。

税引前損失は、2015年度と比較して9億4,300万ユーロ増加し、32億ユーロであった。この増加は、利息以外の費用は減少した一方で、主にリスク圧縮活動による損失によるものであった。

連結および調整 (C&A)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2015年度から2016年度の 増加(減少)	
			金額	比率(%)
純収益 ¹	-479	184	-663	N/M
信用リスク引当金繰入額	1	1	1	86
利息以外の費用				
給与手当	3,861	4,052	-191	-5
一般管理費	-3,756	-3,073	-683	22
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	-0	0	-0	N/M
再構築費用	-0	0	-0	N/M
利息以外の費用合計	106	980	-874	-89
非支配持分	-46	-27	-19	70
税引前利益(損失)	-541	-770	229	-30
資産 ²	40,959	26,092	14,867	57
リスク・ウェイトド・アセット ³	15,706	12,780	2,926	23
平均株主資本 ⁴	38	1,361	-1,323	-97

N/M - 表記するに値しない

1 純利息収益および利息以外の収益。

2 C&Aの資産には、事業セグメントの管理責任範囲外の、事業セグメントに配分されていない財務に関する残余資産、および繰延税金資産や集中決済勘定といった全社的資産が反映されている。

3 リスク・ウェイトド・アセットは、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。C&Aのリスク・ウェイトド・アセットには、事業セグメントの管理責任範囲外の財務および全社的資産が反映されており、その主な内容は、当行グループの繰延税金資産であった。

4 C&Aに割り当てられた平均株主資本は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」に記載の通り、各セグメントに配分されなかった資本の残額を反映している。

2016年度

2016年度のC&Aの純収益マイナス4億7,900万ユーロは、主に財務ポートフォリオの評価および期間差異によるマイナス2億5,200万ユーロの影響による。評価および期間差異の主たるマイナス要因は金利の変動によるものであるが、当行のクレジット・スプレッドの拡大、および複数通貨間(クロスカレンシー)ベースのスプレッドの変動により相殺されている。また、純収益は英ポンド(GBP)建てのAT1発行手取金を換算した外国為替再評価損1億2,700万ユーロを含み、さらに、事業部門により一旦収益計上され、C&Aの過程で処理された地方債課税相当額から生じたマイナス1億2,600万ユーロを含んでいる。これらのマイナスの影響は、調達スプレッドの縮小を要因とした無担保の内部デリバティブ取引に対する調達評価調整(FVA)からのプラスの影響である7,100万ユーロによって一部相殺された。

利息以外の費用は1億600万ユーロであり、主にポストバンクの非連結化の準備に関連する費用1億3,700万ユーロからなり、税金の還付3,000万ユーロにより一部相殺された。

税引前損失は、2015年度には損失7億7,000万ユーロであったのに対し、2016年度は5億4,100万ユーロであった。これは主に、2015年度第4四半期には、グローバル・マーケットからC&Aに再分配された管理部門に関連する訴訟費用3億5,800万ユーロがマイナスの影響として含まれていたことによる。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【対処すべき課題】

当行の事業戦略

- さらに強力な事業基盤を築き成長を目指すための重要な一歩
- 資本増加、コスト削減
- ポストバンクを含む3つの強力な事業部門の展開
- グローバルな業務の見直し、ドイツは引き続き本拠地

当行は、欧州最大の経済規模を持つドイツを強固な本拠地としてグローバル展開を行う欧州の有力銀行である。当行は、その法人顧客、機関投資家、アセット・マネジメント顧客および個人顧客の実際の経済ニーズに応じて、トランザクション・バンキング、コーポレート・ファイナンスおよび資本市場、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメントならびにリテール・バンキングにおいてサービスを提供している。当行は、2016年における厳しい環境にもかかわらず、その中核事業全般にわたって強固な基盤を維持した。

新たな戦略上の施策の概要

当行が2015年に戦略を発表した後、マクロ経済上、地政学上および規制上の見通しは大きく変化した。このような事業環境の変化や2016年における当行特有の重要な課題を受け、当行は、2016年後半および2017年の初めに計画プロセスのアップデートおよび戦略の見直しを行った。

この見直しは既に完了しており、その基本的な帰結は次の通りである。当行の中核的事業モデルは、強力な法人、機関投資家、資産管理、個人顧客基盤を有するドイツを強固な本拠地としつつ、グローバル・バンクとしてさまざまな機関投資家、法人および個人顧客に業務を提供していくことであり、この事業モデルは引き続き当行の強みと長期の成長見通しの基盤となるものである。

しかしながら、当行の経営陣は、当行をさらに向上させ成長機会をより良く捉えられるようにするため、複数の新たな施策の実施を決定した。これらの施策には以下が含まれる。

- 純調達額約80億ユーロを予定する増資を通じた大幅な資本増強。これにより、普通株式等Tier 1資本比率（CET1比率）はCRR/CRD4完全適用ベースで約14%、レバレッジ比率はCRR/CRD 4完全適用ベースで約4%（2016年12月31日現在の試算値）となるものと予想される。
- 20億ユーロに上る追加の資金調達。これは、ドイチェ・アセット・マネジメント部門の少数株式持ち分の新規公開（IPO）、および約100億ユーロのリスク・ウェイトド・アセット（RWA）と約300億ユーロのレバレッジ・エクスポージャーが認識されている事業の処分によって行い、その大部分は今後18ヶ月間に完了させる予定である。
- 各部門のビジネスの強化、顧客カバレッジの向上、市場シェアの拡大および効率性向上と成長を目指し、当行の事業部門を以下の3つの部門に再編。
 - 新コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）：当行のマーケット業務、アドバイザリー業務、資金調達およびトランザクション・バンキング業務を結合。
 - プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）：ポストバンクと当行の既存の個人向け商業銀行業務およびウェルス・マネジメント事業を結合。
 - ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）：オペレーションを分離。
- ポストバンクとPCBのドイツ国内事業の統合。これにより、ドイツ市場をリードするリテール・バンクとしての地位を確立し、規模の利益と収益増加および安定した資金調達を通じて当行の効率性の向上を目指す。
- 調整済コストを2018年までに220億ユーロ、2021年までに約210億ユーロとすることを目指す費用削減プログラムの策定。これには、今後も保有することとなったポストバンクの調整済コスト（2016年において27億ユーロ）の影響も含まれる。

- 約200億ユーロのRWAおよび約600億ユーロのレバレッジ・エクスポージャーが認識されている不良資産ポートフォリオを分離して管理し、2020年までにRWAを約120億ユーロ、レバレッジ・エクスポージャーを約300億ユーロにまで削減することを目指す。
- 再編及び退職費用として約20億ユーロを計上。その大部分は2017年から2019年までに発生することを想定している。
- 2018年度以降、競争力のある配当性向を目指す。取締役会は、2016年度の分配可能利益から1株当たり0.19ユーロの配当金を支払う旨を、2017年5月の年次株主総会で提案する予定である。この分配可能利益には、2015年度から繰り越された約1億6,500万ユーロの分配可能利益が含まれており、2016年度の残る分配可能利益から支払われる配当金は1株当たり0.11ユーロとなる。その結果、2017年5月には総額約4億ユーロが配当として支払われる予定である。
- 再編を除いた通常の事業環境における税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）を約10%とすることを目指す。

これらの新たな戦略上の施策の基本的目標は、当行が、そのグローバルで強固な顧客基盤を通じて成長機会をより良く捉えられる、より堅固かつ安全な銀行になることである。当行の経営陣は、以下を実施することによりこの目標の達成が可能と考えている。

- 確固たる水準の自己資本の保有
- グローバルな競争と成長を可能にする規模と強さを備えた、業界トップクラスのCIB部門の保有
- ホームマーケットであるドイツにおいて個人向け商業銀行としてトップの地位を占めること
- 成長を加速するためワールドクラスのDeutsche AMのオペレーションを分離すること
- 営業からバックオフィスまでの連携を強化し管理機能の大部分を事業部門に移すこと等により、中央管理部門（コーポレートセンター）の規模を縮小しコストを削減すること
- 収益およびビジネスの配分をより安定した事業に重点を置く方向にシフトすること

新たな財務目標

当行は、2015年10月に発表した目標に代わる新たな財務目標を採択した。新たな目標は以下のとおりである。

- 調整済コスト（ポストバンクの調整済コストを含む。）を2018年までに220億ユーロ、2021年までに210億ユーロとする。
- 再編を除いた通常の事業環境における税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）を約10%とする。
- CET1比率（完全適用ベース）は13%を十分に上回る。
- レバレッジ比率は4.5%。
- 2018年度以降競争力のある配当性向を目指す。

当行の2017年における計画は、1ユーロ=1.01米ドル、1ユーロ=0.88英ポンドを想定為替レートとして策定されている。

ドイツは、地理上引き続き当行の拠点となるホームマーケットであり、当行はそこで3つの事業部門すべてにおいて、主導的地位を単に維持するだけでなく、さらに拡大を図っていく。PCBIは、主としてドイツに重点を置くが、ウェルス・マネジメント事業はグローバルに展開する。CIBは、当行の主要な法人顧客のグローバル性を考慮し、ドイツおよび欧州・中東・アフリカ（EMEA）地域（ドイツを除く）、米国、カナダならびにアジア・太平洋地域（APAC）において業務を継続する。そこでは、機関投資家顧客向けにはグローバルな拠点を維持しつつ、当行が最も強力な競争力基盤を持つドイツとEMEA地域に主に注力していく。米国では、強固でより数を絞った拠点網を維持していくことを企図している。Deutsche AMは、ドイツおよびEMEA地域を引き続き最重点地域としつつ、米国やAPACにおいても選択的に業務を行う予定である。

当行は、基本的にグローバルな業務を維持していく予定であるが、中でも特に、当行の基盤が最も強く、成長可能性が最も高く、リスク調整後の収益可能性が最も高いと当行の経営陣が考える業務に注力していく予定である。当行の経営陣は、今回の事業部門の再編はこの目標達成のために不可欠であると考えている。

4【事業等のリスク】

本項は、2017年3月20日付の当行の年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の項の和訳である。

当行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。当行の証券に関する投資判断を行う場合、当行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と併せて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、当行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたは当行の証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、2016年度末において当行が判断したものである。

近年の鈍い経済成長および成長見通しに関する不確実性の継続（特に当行のホームマーケットである欧州におけるもの）は、当行の一部の事業における業績および財務状態ならびに当行の戦略計画に引き続き悪影響を及ぼしている。また一方で、継続的な低金利環境と金融業界における競争は、当行の多くの事業のマージンを圧縮している。こうした状況が長引くかあるいは悪化した場合、当行の事業、業績または戦略計画は、引き続き悪影響を受ける可能性がある。

当行が業務を行う多くの国々において、2016年は経済指標が安定またはやや改善したように見えたものの、当行の事業、業績および戦略計画は、低金利環境、特に当行のホームマーケットである欧州における不安定かつ鈍い経済成長および政情不安の高まりにより引き続きマイナスの影響を受けている。英国における欧州連合（EU）離脱の是非を問う国民投票、最近行われた米国大統領選挙、イタリアにおける憲法改正の是非を問う国民投票ならびにフランス、ドイツおよびオランダにおいて近々行われる予定である国政選挙を含む近時および将来の政治上の事由により、現在および将来の経済環境に関する不確実性は著しく高まっている。世界経済の成長もまた、主要な中央銀行の成長を支えるための金融政策に依拠し続けている。米国の経済状況がやや改善されたことや財政刺激策への期待を受けて、連邦準備制度理事会は金利の引き上げを開始したものの、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、引き続き預金に対するマイナス金利政策および毎月の資産購入プログラムを実施している（但し、ECBは2017年4月以降に資産購入の水準を若干引き下げる予定である）。

欧州経済は、上記の政治上の事由以外にも、ユーロ圏の将来に関する新たな懸念、ECBの適切な金融政策スタンスに関する議論、再びユーロ高となった場合や保護貿易主義的な政策が採用された場合に輸出が伸び悩むおそれ、構造改革の遅れおよび難民流入の新たな増加を含む、将来の経済成長を阻む様々な潜在的要因に晒されている。特に、時価総額、不良債権およびEU内の銀行のストレス・テストの結果に関する懸念の影響により、2016年においてイタリアの銀行セクターに対するセンチメントは悪化した。一方で世界の金融市場は、米国の金融政策の正常化へ向けた動きや米国の新大統領の政権による成長促進政策への期待に対し、比較的好意的な反応を示している。しかしながら世界の金融市場は、政策がより具体化するにつれ、こうした政策が期待された経済成長を早期にもたらさなかったり、保護貿易主義的な政策が世界経済の成長を停滞させたような場合には、これらの政策に対し却って否定的な反応を示す可能性がある。新興市場の経済成長は2016年も依然として伸び悩んでおり、将来における世界的な経済ショックの引き金となるおそれがある。米国において予想を上回る金利引き上げが行われた場合には、新興市場からの資本流出が著しく増加し、新興市場の見通しがさらに悪化するおそれがある。特に中国では、中国人民銀行が金融緩和策を講じる用意があるとされるにもかかわらず、経済成長は2016年も引き続き鈍化し、経済見通しは引き続き悪化している。深刻な経済の縮小または長期にわたる停滞が生じた場合、特に欧州および米国、さらには新興市場における金融政策立案者がかかる動きに対処するために残された手段には限りがある。

こうした経済環境のもと、当行の業績は、とりわけ長引く低金利環境やマクロ経済上および政治上の不透明感により、引き続き悪影響を受けている。ユーロ圏における金融緩和策と米国における金融引締政策が同時に行われることは、当行の多くの事業に引き続き悪影響を与える可能性がある。経済が徐々に回復し、連邦準備制度理事会が金融引締政策を強化し、またはより一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた政策を決定したような場合には、金融システムにおける流動性が見通しや、世界経済全般に重大な悪影響を与え、当行の事業および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。現在その兆しが見えているように、米国およびユーロ圏における金融政策や財政政策のネットの影響により、ユーロの対米ドルでの下落が継続した場合、当行はさらに不透明な状況に直面する可能性がある。当行の業績はユーロ建てで報告されるが、当行の収益の多くの部分は米国からのものであるため、米ドル高は当行の収益に好影響を与えうる。しかしながら、米ドル高により、当行の米ドル建ての費用および債務（米国での訴訟や執行案件に関連して発生した費用および債務を含む。）のユーロ換算額の増加も見込まれ、当行の米ドル建てのリスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ・エクスポージャーも大幅に増加する可能性がある。当行の資本は主にユーロ建てであるため、十分なヘッジがなされなかった場合はこれにより当行の自己資本比率が大きく低下するおそれがある。

当行とりわけグローバル・マーケット部門の業績および財務状態は、厳しい市場環境、厳しいマクロ経済環境および地政学的状況、顧客取引の減少、競争および規制の増加ならびに当行が戦略を実行する過程で行う戦略的決定の直接的な影響により、引き続きマイナスの影響を受けている。当行がこれらの逆風や高額な訴訟費用に晒され続ける中で収益性を改善できなかった場合、当行は、戦略的目標の多くを達成できなくなり、自己資本比率、流動性比率およびレバレッジ比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持することが困難になるおそれがある。

当行の収益は、2016年に一部のコーポレート部門において減少した。これは、厳しい低金利環境、特に当行のホームマーケットである欧州における景気停滞および顧客取引の減少によるマイナスの影響を受けたものである。2015年10月に当行が初めて発表した戦略的目標の一環としての施策の実行もまた、短期的には当行の収益にマイナスの影響を及ぼしている。超低金利環境が特にユーロ圏において当行の伝統的な銀行業務におけるマージン低下の要因となった一方、当行のトレーディング・アンド・マーケットビジネス（特に債券部門）は、地域ごとに経済状況が異なることや当行独自の要因が業績に影響を及ぼしたこともあり、国際的にビジネスを展開する多くの競合他社の業績に並ぶものとはならなかった。

当行は市場が大きく変動した場合に評価損が生じるロング・ポジションを保有管理しているため、これまでにポジションにおける評価損を計上しており、今後も計上する可能性がある。かかる評価損は、ボラティリティに起因する顧客取引の増加を上回る可能性がある。この要因は例えば、2016年初めにグローバル・マーケット部門の事業の一部にマイナスの影響を及ぼした。

また、当行のビジネスの低マージン低リスクの商品への移行は、当行がボラティリティから利益を得る機会を制限する可能性がある。規制当局は一般的に、銀行セクターに対し、顧客フローの促進に注力し、リスクを取ることは控えるよう促している。これは、高リスクの取引に対する自己資本水準の引き上げにより一部実施されている。さらに規制当局の一部は、銀行に対して低リスクの取引に重点を置くよう求める方針に従い、当行の事業基盤を見直すよう促した推奨している。当行の戦略は、より高リスクで資本賦課の高い商品に焦点を当ててきた多くの事業（これらの事業は、初期の段階では、超低金利環境において低リスクかつ低マージンのフローに依存している事業と比べ、より高い収益性を持つ可能性も有していた。）に対するエクスポージャーを削減することとしている。当行の収益および利益は、規制（特に規制自己資本およびレバレッジ要件の増大やコンプライアンス費用の増加）および競争による長期にわたる構造的傾向により圧迫を受けており、これらが当行の多くの事業のマージンを圧縮している。これらの事業に関する当行の戦略的決断は、2015年にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ部門で（2016年はグローバル・マーケット部門およびコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門の一部で）減損を計上する一因となり、これらの事業の中期的な収益性に関する当行の新たな見解を反映したものである。これらの要素の組み合わせが、当行のトレーディング・アンド・マーケットビジネスにおける長期にわたるマージンの低下および取引高の減少を招いた場合、構造的課題がその要因であるとも言え、当行は、当初2015年10月に発表した目標に含まれていた当行のビジネスの一部の変更をさらに拡大することを検討する必要性が生じる可能性がある。

これらを背景に、当行は、当行に対する現在係争中の訴訟事案、執行措置および類似の事案の終結から発生する費用が、短中期的には引き続き高額となり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼすものと予想している。特に、これらの費用は、訴訟事案、執行措置および類似の事案につき当行が設定した引当金の水準を著しく上回る可能性があり、これにより当行の財務の健全性に関する市場の見方が否定的となり、当行の事業が悪影響を受ける可能性がある。このことにより、訴訟事案、執行措置およびその他の事案について生じる実際の費用と相まって、今度は自己資本比率、流動性比率およびレバレッジ比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に悪影響を及ぼすおそれがある。特に当行では、2016年第3四半期の終わりから第4四半期の初めにかけて、当行の住宅ローン担保証券の発行および引受業務に関連して米国司法省との間で当時交渉が進められていた民事請求の和解金額の規模に関する憶測に起因して、とりわけグローバル・マーケットおよびウェルス・マネジメントの一部において取引量が減少し、資産が流出した。当行の事業に対するこうしたマイナスの影響はその後緩和され、一部は改善されたが、訴訟事案および執行措置の和解金額に関する今後の市場の憶測は、当行の収益水準に長期にわたり悪影響を及ぼす可能性がある。これらの要因は、当行が直面している多くの逆風を克服する当行の能力に関する懸念と相まって、当行の証券の取引市場に影響を及ぼしている。訴訟事案や執行措置に関する今後の資金流出の算定については不確実な部分が多いことや、当行の事業に関する様々な見通しにより、当行は、自己資本比率、流動性比率およびレバレッジ比率を規制当局が要求する水準や国際的にビジネスを展開する競合他社と比較して市場参加者が必要と考える水準に維持するため、将来的に追加の資本を調達することが必要または望ましいと認識する可能性がある。

政情不安の高まりが続いた場合には、金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、欧州の統合を妨げるおそれがあり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

ここ数年は、特に欧州において、ソブリン債務危機、英国におけるEU離脱の是非を問う国民投票やイタリアにおける憲法改正の是非を問う国民投票、難民危機ならびに選挙民にとってポピュリスト政党および反緊縮派の運動を支持することへの魅力が増したことによる影響があったため、政情不安の高まりが続いた。ECBによる措置、支援策および経済回復により欧州の状況は安定してきているように見え、欧州債務危機の深刻な状況はここ数年でいくぶん緩和されたかに見えるにもかかわらず、政情不安は近年も引き続き高まりつつあり、当行の事業が恩恵を受けてきた欧州の統合は、政情不安により妨げられるおそれがある。このような背景の下、国内構造改革やEU加盟国のさらなる統合（いずれも将来の危機に対するユーロ圏の脆弱性を低減するための重要な要素であると考えられている。）が行われる目途はますます立たなくなっている。こうした傾向は、当行の顧客が総生産の落ち込みや不確実性の増大に鑑み取引量を抑えるのに伴い、最終的に当行の取引高を著しく減少させ、当行の業績および財務状態に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

政治的リスクの増大は、金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。特に、英国は2016年6月23日の拘束力を持たない国民投票において、EUを離脱（以下「ブレグジット」という。）する選択を行った。2017年1月24日、英国の最高裁判所は、議会の承認を得ない限り英国は欧州理事会に対し正式に離脱通知を行う権限はない旨の判決を下した。しかしながら英国は、欧州理事会に対し3月中にも正式な通知を行う模様であり、その時点から英国のEU離脱に関する極めて不透明かつ緊迫の予想される交渉が開始されることになる。英国のEU離脱に関する上記およびその他の不確実性を考慮すると、これらが当行に及ぼす長期の影響を正確に見極めることは困難である。また離脱の詳細や時期が明確でないため、ブレグジットが現在の英国における当行の組織およびビジネスモデルに及ぼす短期の影響を正確に見極めることも不可能である。しかしながら、英国の経済とユーロ圏諸国の経済は、ユーロ通貨を除く欧州連合の統合プロジェクトにより極めて密接な結びつきを持っており、英国における当行の事業規模、とりわけ当行が大きなエクスポージャーを有しており、ブレグジットにより悪化する可能性があるロンドンのシティーにおける取引水準に左右される事業の規模は、たとえパーセンテージの点ではさほど大きくなくとも、当行の事業に極めて重大な悪影響を及ぼすおそれがあることを意味している。加えて、フランス、ドイツおよびオランダ（および恐らくイタリア）を含む多くのEU加盟国において、2017年に国政選挙が行われる予定であり、現在の欧州の統合の水準に不満を抱いている政党や、程度の差はあれ欧州の統合に懐疑的な立場を表明している政党が、事前の世論調査において比較的高い支持を得ている。ブレグジットの国民投票もまた、このような一部の政党による欧州の統合に懐疑的な発言を強めた。その結果生じる不確実性は、ユーロ通貨の価値およびEU加盟国の金融安定性に関する見通しに重大な影響を及ぼす可能性があり、これにより、またブレグジットまたは他のEU加盟国によるEU離脱が当該国に予想したほどの壊滅的な影響を及ぼさなかった場合は特に、ソブリン債市場の著しい悪化を招く可能性がある。一または複数の加盟国が債務不履行に陥り、またはユーロ圏から離脱することを決定した場合、一または複数の自国通貨が再導入される可能性がある。ユーロ圏諸国のいずれかがユーロ圏から離脱すべきであると決定した場合、その結果必要となる自国通貨の再導入や既存の契約上の義務の改定は、予測不能な財務的、法的、政治的および社会的な影響をもたらす可能性があり、当該国の民間債についても多大な損失を招く可能性がある。ユーロ圏内では金融システムが相互に密接に連携していることや、当行の欧州全域にわたる公的なおよび民間の取引相手方に対する高いエクスポージャーに鑑みて、当行のエクスポージャーを重大でない水準まで低下させることで上記の不測の事態を回避する方策をとる当行の能力は、制限される可能性が高い。一または複数の国のユーロ圏からの離脱によって欧州全体の経済環境が悪化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性があり、また事業活動の水準が全般的に低下した場合や、当行が様々な事業における相当のエクスポージャーにつき評価減を行わなければならない場合には、当行は重大な損失を被るおそれがある。

欧州債務危機が再燃した場合、当行は、欧州諸国およびその他の国のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならない可能性がある。当行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できない可能性がある。

ユーロ圏諸国のソブリン債の多くが当行を含む欧州の金融機関により保有されているため、債務危機の影響は特に金融業界において顕著である。2016年12月31日現在、当行は、イタリアに対して27億ユーロ、スペインに対して13億ユーロ、ポルトガルに対して6,100万ユーロ、アイルランドに対して5億6,900万ユーロおよびギリシャに対して8,900万ユーロの直接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーを保有していた。ここ数年で危機は明らかに緩和したが、現在の政治的環境に照らすと、ギリシャや他のユーロ圏諸国（スペイン、イタリア、ポルトガルおよびキプロス等）がその債務水準を今後管理していけるか否か、またギリシャが過去の国際的な債務再編について再交渉を試みるか否かは、依然として不透明である。これらの国々の多くにおける反緊縮派の政党やポピュリスト感情の台頭により、ユーロ圏諸国間の著しく異なる経済状況に起因

する緊張を緩和させる目的でこれらの国々に推奨されている中長期的な政策は危機に直面している。今後、これらの国々およびその他の債務国のソブリン債についても、2012年のギリシャ債務の再編と同様の交渉や交換が行われる可能性がある。ソブリン債の条件変更（元本金額の減額や償還期限の延長を含む。）に関する交渉の結果によっては、当行の貸借対照表上の資産の更なる減損計上が必要となる可能性もある。これらの交渉は、当行がコントロールすることのできない政治的および経済的な圧力を受ける可能性が非常に高く、当行は、金融市場やより広い経済情勢、また当行に対するその影響を予測することはできない。

上記に加え、発行済みソブリン債の再編は、当行およびその他の市場参加者に対して、不履行リスクに対する保護を目的に購入したヘッジ商品に基づく支払によってカバーされない潜在的な損失をもたらす可能性がある。これらの商品は、主に、信用事由（デフォルトなど）が特定の対象債務に発生した場合に一方の当事者が他方の当事者に支払を行うことに合意する、一般にCDSと呼ばれるクレジット・デフォルト・スワップで構成される。自発的な評価減によって信用事由を回避するソブリン債再編の場合、当行が購入したCDSのトリガー事由に該当しない可能性があり、評価減の場合におけるエクスポージャーは、ヘッジ後の純エクスポージャーとして当初想定していたエクスポージャーを上回る可能性がある。さらに、仮にCDSのトリガー事由に該当した場合でも、CDSに基づき最終的に支払われる金額が、被った損失の全額に満たない場合がある。当行はまた、そのヘッジ取引の相手方が自らのエクスポージャーを有効にヘッジしておらず、当該契約に基づく支払のトリガー事由が発生した場合に必要な流動性を提供することができないリスクに晒されている。このことが欧州の銀行業界全体に影響するシステミック・リスクを生じさせ、当行の事業および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体もしくは当行独自の流動性が不足する場合には、債券資本市場にアクセスできないことや資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがある。信用格付けの低下に起因して当行の資金調達コストは増加しており、将来の信用格付けの低下は、当行の資金調達コスト、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲および当行のビジネスモデルの重要な側面に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、事業活動に資金を提供するため流動性資金を継続的に必要としている。当行の資金流動性は、有担保債ないし無担保債の市場にアクセスできないこと、当行の子会社からの資金を利用できないことやその他当行の事業全般に流動性資金を適切に配分できないこと、資産の売却もしくは投資の回収を行えないこと、または現金もしくは担保の予測不能な流出が生じることにより損なわれる可能性がある。このような状況は、当行の事業とは無関係の当行の管理可能な範囲を超えた状況、例えば金融市場における混乱に起因する場合もあるし、当行に特有の状況、例えば訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する今後の資金流出に関する認識、ならびに当行の事業、ビジネスモデルもしくは戦略の脆弱性や経済状況や市場環境の悪化への対応力の低さが実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として取引相手方または市場が当行の事業に対する資金提供を控えること等によって生じる可能性もある。例えば、当行は昨年、当行株価の急落や当行債券のセカンダリー市場での取引に関連する対国債スプレッドの拡大に直面した（同様の事例は過去にもあった）。こうした状況を受けて、最近では、ストレスのかかったシナリオにおける利用可能な流動性資金に関する内部の見積りがマイナスの影響を受けることもあった。このような影響は、当行の住宅ローン担保証券の発行および引受業務に関連して米国司法省との間で当時交渉が進められていた民事請求の和解金額の規模に関する市場の憶測を反映して、2016年秋には特に深刻となった。また、当行と同規模と考えられている他の金融機関の経営不振および金融業界全般についての否定的な評価もまた、近年、当行に影響を及ぼしている。かかる認識は、資本市場にアクセスし、当行の事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えている。かかる認識が悪化した場合、容認可能な条件で上記の資金を取得する当行の能力は、悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の貸借対照表上の資産に係るリファイナンスや資産価値の下落をカバーするために必要な水準の資本の維持ができない場合には、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、また例えば新たな信用供与に係る事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当行は近年、特にユーロ圏の金融機関および金融市場に追加の流動性資金をもたらしたECBおよびその他の中央銀行による多くの資金提供措置から恩恵を受けている。かかる資金提供が縮小または停止した場合、当行の資金調達コストが増大または資金供給が減少し、その結果、当行の事業活動が停滞するおそれがある。特に、ECBが量的緩和政策の停止または縮小を決定したり、連邦準備制度理事会が金融引締政策をさらに推し進めたり、またはより一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた措置を講じたような場合には、長期金利が上昇し、それに伴い当行の資金調達コストにも影響を及ぼす可能性が高い。

世界規模の金融危機が始まって以降、主要な信用格付機関は、複数回にわたり当行の信用格付けを引き下げ、または見直しもしくはネガティブ・ウォッチ（格下げ方向で見直し）に指定してきた。こうした信用格付けの低下は、当行の資金調達コストを増加させた。将来の信用格付けの低下は、これが実際に起きるか否か、またその影響の程度を予測することはでき

ないものの、当行の資金調達コストに重大な影響を及ぼす可能性がある。信用格付けの低下による影響は、格下げが金融業界全体に影響を及ぼすものか、地域ベースで影響を及ぼすものか、あるいは規制措置、訴訟事案および類似の事案の今後の和解等の当行に特有の状況を反映することが意図されたものか、当行の経営幹部が格下げに対し事前にまたは事後に講じた措置、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲、またより一般的には、その他の市場事由の影響およびマクロ経済環境の状況を含む、様々な要因によって左右される。特に、主要な信用格付機関のいずれかが当行の信用格付けを非投資適格区分まで引き下げた場合、当行のビジネスモデルの多くの部分は重大な悪影響を受けるおそれがある。

また、当行が当事者となっているデリバティブ商品を規定する多くの契約に基づき、信用格付けの低下は、当行に対し追加の担保設定を余儀なくし、当行の支払義務を伴う契約の終了を招き、または相手方に対し追加の救済手段を与える可能性がある。当行は、「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書、リスク・レポート、流動性リスク、ストレス・テストおよびシナリオ分析」に詳述されるとおり、流動性ストレス・テスト分析においてこれらの影響を考慮する。

金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、当行に多大な不確実性を生み出しており、また当行の事業および戦略的計画を実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当行が規制要件を遵守しなかった場合、管轄規制当局は、当行に対し、配当支払いや規制上適格な資本性金融商品に関する支払いを禁じるか、またはその他の措置を講じる可能性がある。

世界規模の金融危機および欧州債務危機を受けて、政府および規制当局等は、将来の危機への対応力を強化するため金融業界の規制を見直す提案を行ってきており、また現在も引き続きかかる提案を行っている。かかる提案の多くは立法化され、または規制として発効しているが、引き続き立法化が進められているものもある。金融機関に対する規制の枠組みは、さらに大きく変更される可能性が高い。このことは、当行および金融機関全体について多大な不確実性を生み出している。広範囲に及ぶ新たな法律および規制や現在の提案には、以下のものが含まれる。

- より厳しい資本規制、レバレッジおよび流動性基準
- 報酬の慣行に係る制限
- 自己勘定取引その他の投資業務に係る制限
- 特別銀行税および金融取引税
- 金融危機に対応するための債権者の「ペイルイン」を含む再建・破綻処理権限
- 多額のエクスポージャー制限
- ユーロ圏内およびその他の加盟国における一元化した銀行監督当局および銀行破綻処理当局の創設
- 一定の業務の預金受入業務からの分離
- ストレス・テストおよび資金計画制度
- 報告要件の強化
- デリバティブその他の金融商品、投資商品および市場インフラストラクチャーの見直し

また、規制当局の既存の法律および規制に基づく検査は、より強化されている。複数の新たな法律および規制の草案作成や実施が行われているが、まだ道半ばでありその具体的な影響は明らかではない。例えば、バーゼル銀行監督委員会は、2016年に、「トレーディング勘定の抜本的見直し」（以下「FRTB」という。）に従った市場リスクに関する最終基準ならびに信用リスク、オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し、信用リスクに関する内部モデルの使用制限、資本フロアおよびレバレッジ比率の枠組みの見直しに関する市中協議文書を公表した。バーゼル委員会はまた、同じく2016年に、銀行勘定の金利リスクの計算方法の変更（以下「IRRBB」という。）も公表した。FRTBおよびIRRBBにより企図される変更や、信用リスクについて標準化された手法を適用する提案は、CRR/CRD 4の一連の法令を改正するため2016年11月23日に公表された欧州委員会の提案の一部であった。また、欧州連合および米国の規制当局は、2018年に信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび資本フロアのさらなる見直しを行う規則を制定し、またはこれを提案する予定である。欧州連合の規則は、2020年から2025年のいずれかの時点で完全に遵守することが求められる可能性がある。予定されている上記の規則変更により、当行のリスク・ウェイト・アセットは著しく増加する可能性があり、その結果、資本需要の増加、当行の規制自己資本からの控除に係る変更、ならびに信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを補償するための自己資本の追加的賦課などが行われる可能性がある。これらの要件は、規制自己資本バッファに追加される要件であったり、当該バッファ自体の増加を求めるものである可能性があり、または既に当行に課されている各種の要件に追加を行い、当該要件自体が当行の所要自己資本の大幅な増加を要請するものである可能性がある。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる方法は、近年着実に増加している。進行中または将来の危機を受けて、各国政府および規制当局により、規制が必要に応じて課される可能性があり、特に当行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。

特に、当行を管轄する規制当局（ECBを含む。）は、一元化した銀行監督メカニズム（「SSM」とも呼ばれる。）に基づき、監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）等に関連してストレス・テストを実施することができ、金融機関の個別の状況に応じてリスク・ウェイトド・アセットやその他の自己資本賦課においては認識されていないリスク（訴訟事案、規制措置および類似の事案に関するものを含む。）に対応するため、金融機関に自己資本の上積みや課す裁量ならびにその他の措置（当行の事業の制限または変更等）を講じることができ、これを要求する裁量を有する。こうした状況の中、ECBは、当行にSREPに基づく個別の自己資本要件（「第二の柱」要件と呼ばれる。）を課す可能性がある。「第二の柱」要件では、法定の最低自己資本水準およびバッファ要件に加え、普通株式等Tier 1資本についても要件を満たす必要があり、これらの要件を満たさなかった場合は、配当支払いの制限等の法的措置を直接課される可能性がある。ECBはまた、SREPに基づき、各銀行に対し「第二の柱」に基づく普通株式等Tier 1資本の追加の保有を推奨する通知（いわゆる「第二の柱」ガイダンス）を行う可能性がある。「第二の柱」ガイダンスは法的拘束力を有せず、その不遵守は法的措置を自動的に招くものではないが、ECBは、各銀行が「第二の柱」ガイダンスを遵守することを期待すると述べている。また、より一般的には、管轄規制当局は、当行が規制要件（特に法定の最低自己資本水準、「第二の柱」要件またはバッファ要件）を遵守しなかった場合や当行のガバナンスおよびリスク管理プロセスに不十分な点があった場合には、当行に対し、株主に対する配当支払いや当行のその他の規制上適格な資本性金融商品の保有者に対する分配を禁じることができる。こうした事態は、例えば、当行が収益の減少により十分な利益を得られなかった場合や、訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する多額の資金流出があった場合に生じる可能性がある。一般的に、新たな定量的または定性的な規制要件が満たされない場合、当行の事業、財務状態および業績（株主に対する配当支払いもしくは当行のその他の規制上適格な資本性金融商品に関する分配を行う当行の能力や、場合によっては当行が現在行っている、あるいは将来行う予定である業務を行う当行の能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

銀行および投資会社の再建・破綻処理に関する欧州およびドイツの法律により、当行の破綻処理の実現可能性を確保するための措置が講じられた場合、または当行に破綻処理措置が課された場合には、当行の業務が重大な影響を受け、かつ当行の株主および債権者が損失を被る可能性がある。

ドイツは、銀行同盟に加盟しているEU加盟国の銀行の破綻を処理するための主要な権限およびリソースを欧州レベルで一元化する、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）に参加している。SRMは、SRM規則およびドイツにおいてはドイツ再建・破綻処理法を通じて実施されている銀行再建・破綻処理指令（以下「BRRD」という。）に基づいている。また、破綻処理法（Abwicklungsmechanismusgesetz）により、ドイツの銀行破綻処理に関する諸法律がSRM規則に適合するよう改正された。

SRM規則およびドイツ再建・破綻処理法は、銀行に対し再建・破綻処理計画の策定を要求し、かつ、公的機関に対し、破綻したまたは破綻しそうな銀行に介入する広範な権限を付与する。ECBの直接監督下にある銀行（当行等）については、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）が破綻処理の実現可能性を評価し、破綻処理の実現可能性を確保するために銀行組織に係る法律上および業務上の変更を要請することができる。SRBは、ある銀行が破綻したか、または破綻しそうであり、かつ、特定のその他の条件が揃った場合に、SRM規則に基づき当該銀行のための破綻処理スキームを採用する責任を負う。欧州委員会および程度は低いものの欧州連合理事会は、SRBにより提案される破綻処理スキームを支持するか、またはこれに反対する役割を担っている。破綻処理スキームは、各国の管轄破綻処理機関（ドイツの場合は金融市場安定化機構（「FMSA」））により、BRRDを施行する国内法に沿って検討、実施される。破綻銀行に課される破綻処理措置には、破綻銀行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）、破綻銀行の株主利益の希薄化または株式の消却等の幅広い措置や、破綻銀行の発行済み債券の条件の変更（例えば償還延期や適用金利の引下げなど）が含まれる可能性がある。さらに、一定の適格無担保負債（特にドイツ銀行法（破綻処理法により改正済）に明記される特定のシニア無担保債券）が償却され（ゼロにすることも含む。）、または株式に転換される（一般に「ペイルイン」と呼ばれる。）可能性もある。

ドイツにおいては2015年1月1日から実施可能となった破綻処理機関のペイルイン権限の行使を容易にするため、金融機関は、EU法以外の法律に基づき発行した自己の適格負債に、各債権者がこうした債務の償却や転換に係る規制当局の権限およびその他の破綻処理権限を認める旨の条件を含めることが要請される。SRM規則、BRRDおよび再建・破綻処理法は、破綻した金融機関が公的支援を必要としないようにするか、またはかかる必要性を減じることを目的としている。したがって、そのような金融機関への公的金融支援（もしあれば）は、ペイルイン権限等の破綻処理権限が最大限行使され利用された後の

最終手段としてのみ行われる。当行の破綻処理実現可能性を確保するための措置を講じることや管轄破綻処理機関による破綻処理権限の行使は、当行の業務に重大な影響を及ぼし、当行の株主利益の著しい希薄化、さらには当行の株主または債権者の投資全額の喪失を招く可能性がある。

規制上および法律上の変更は、当行に対しより多額の自己資本を維持することを要請しており、当行の現地事業（米国での事業を含む。）に流動性資金、リスク管理および適正自己資本に関する規制が個別に適用される場合もある。これらの要件が当行のビジネスモデル、財務状態、業績および競争環境全般に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本規制または資金流動性の要件を十分なバッファーをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかるとの市場の認識は、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

2010年12月に、バーゼル銀行監督委員会は、バーゼル3として知られる自己資本規制に関する枠組みに一連の包括的な変更を行うことを発表した。かかる変更は、「CRR/CRD 4」と呼ばれる一連の法令としてEU法によって実施されている。CRR/CRD 4の一連の法令には、各EU加盟国において法律として直接執行可能である欧州連合規則（所要自己資本規制または「CRR」と呼ばれる。）および各国国内法（当行の場合はドイツの法律）に組み込まれた欧州連合指令（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」と呼ばれる。）が含まれている。CRR/CRD 4は、2014年1月1日に発効し、一部の規制上の調整は2019年1月1日までに段階的に導入される。CRR/CRD 4は、とりわけ、金融機関の自己資本規制、自己資本規制の拡大、追加的な自己資本バッファー（毎年強化される。）の導入ならびにより厳格化された新たな流動性基準およびリスク・ウェイト・ベースでないレバレッジ比率の導入に関する、詳細な規則を含んでいる。当行は、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）に指定されたこともあり、追加的な自己資本バッファーの適用を受ける。2013年7月、米国連邦銀行規制当局は、米国でバーゼル3自己資本規制のフレームワークにおける多くの要請を実施する最終規則を発表した。バーゼル3自己資本規制のフレームワークの影響および実施状況は、規制当局が定期的に評価し、監視する。リスク測定に関する規則の厳格化などのバーゼル銀行監督委員会が提案する追加の修正により、リスク・ウェイト・アセットおよびこれに対応する銀行の資本需要がさらに増加する可能性がある。

さらに、SRM規制、BRRDおよびドイツ再建・破綻処理法に基づき、欧州連合内の銀行は、管轄破綻処理機関が各銀行の状況に応じて決定する、自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）を常に満たしていなければならない。また2015年11月9日、金融安定理事会（FSB）は、法律として採り入れられた場合には、当行のようなG-SIBに対し各行毎に定められる総損失吸収力（TLAC）に係る新たな最低要件を2019年1月1日から満たすよう要請する、欧州だけでなくすべてのG-SIBに適用される新たな基準を公表した。また、ドイツの銀行による総損失吸収力（TLAC）要件の充足を容易にするため、ドイツの銀行が発行した特に定義された一定のシニア無担保債券（仕組み商品ではない債券等）に係る債務は、2017年以降、劣後債と明文上規定されていなくても、他のあらゆる劣後性のない同行の無担保債務（特定の仕組み商品等）の下位に位置づけられることとなる一方、契約上またはその他の劣後債に対しては引き続き上位に位置づけられることとなる。総損失吸収力（TLAC）ならびに自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）の要件は、とりわけ破綻銀行を税金に頼らずに破綻処理することを確保するため、破綻処理における損失を吸収できる十分な額の金融商品の保持を銀行に要請するよう策定されている。2016年11月23日、欧州委員会は、EU内において金融安定理事会のTLAC基準を実施し、これをMRELに対応させ、かつEU内の銀行の債権者の債権の優先性について各国内の規則を整合させる旨の提案を行った。この見直しは、マーケット・リスクの枠組みの変更、流動性規制の枠組みの変更およびレバレッジ比率の計算方法の変更等を含む、CRR/CRD 4規則のより広範な見直しの一環として行われるものである。これらの規則については現在、EUの共同決定手続が進められており、ここ数カ月のうちに変更が行われる可能性が高い。さらに、2016年12月15日、連邦準備制度理事会は、金融安定理事会の総損失吸収力（TLAC）基準を米国において実施する最終規則を採択した。2019年初頭に適用されるかかる最終規則は、特に米国外のG-SIBの米国中間持株会社（当行の米国中間持株会社であるDB USAコーポレーションを含む。）が総損失吸収力（TLAC）の最低基準額を維持することを要請しており、また別途、かかる米国中間持株会社が最低基準額の長期債を維持するよう要請している。自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）ならびに総損失吸収力（TLAC）要件の最終的な影響は、これらの最終的な実施状況に左右されるが、かかる要件を遵守しなければならないことおよび当行が発行した債務証券の一部の弁済順位の変更により、当行の事業、財務状況および業績に影響が及ぶ可能性があり、特に当行の資金調達費用が増加する可能性がある。

当行は、今後強化されていくこれらの規制上の要件を満たす十分な自己資本またはその他の損失吸収負債を有しないこととなる可能性がある。それは、その他Tier 1（AT1）資本として適格の当行のハイブリッド資本証券の段階的な解消や、新基準の下で規制自己資本もしくは損失吸収負債として認識される証券を当行が新規に発行できないといった規制上の変更その他の要因によっても、従前より厳しいリスク測定規則の適用やユーロの価値の対他通貨での継続的な下落の結果としてリスク・ウェイト・アセットが増加することによっても、リスク以外に基づくレバレッジ比率の遵守に関するより厳格な要件によっても、当行が重大な損失を被り普通株式Tier 1資本の構成要素である留保利益が減少することによっても、またはこれらの組み合わせもしくはその他の要因によっても生じ得る。

法定の最低自己資本水準やバッファー要件、ECBにより当行に課される特定の「第二の柱」自己資本要件、または市場が期待する自己資本比率を満たす十分な自己資本を当行が維持できなかった場合、当行は、執行措置の対象となり、配当の支払、自社株の買戻し、その他の規制上の資本性金融商品に関する支払いおよび任意の報酬支払を制限される可能性がある。また当行は、リスクに基づく自己資本比率やレバレッジ比率引上げの要請を満たすため、マージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることを含め、収益の発生や利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合に

は、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によってもCRR/CRD 4の一連の法令に基づき要求される水準まで自己資本比率が回復せず、当行が破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなった場合には、管轄当局は、SRM規制、ドイツ再建・破綻処理法およびその他の適用ある法令に基づく破綻処理権限を適用する可能性がある。これが適用された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行の株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

さらに当行は、異なる法域における当行の現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められている。米国では、連邦準備制度理事会が当行の米国での業務に高度健全性基準を課す規則を採択している。2014年2月、連邦準備制度理事会は、外国銀行（FBO）に適用される米国健全性基準の見直し（以下「FBO規則」という。）を採択した。当行のような、支店以外の米国内資産が500億米ドル以上ある外国銀行は、2016年7月1日までに、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社を設立または指定し、当該外国銀行の米国子会社に対する保有持分のほぼすべてをかける中間持株会社に保有させることを義務付けられた。2016年7月1日、当行はDB USAコーポレーションを当行の米国中間持株会社に指定し、DB USAコーポレーションは同日より、米国のバーゼル3自己資本規制フレームワークに基づく自己資本規制、資本計画およびストレス・テストの要件（段階的導入ベース）、米国流動性バッファ要件および同規模の一流の米国銀行持株会社に適用あるものと同等のその他の高度健全性基準に、連結ベースで服している。これらの要件の一部は、当行のニューヨーク支店にも適用される。連邦準備制度理事会は、当行のニューヨーク支店のほか、DB USAコーポレーションおよびその子会社を検査する権限を有する。米国中間持株会社に適用される米国レバレッジ比率要件および補足的レバレッジ比率要件は、2018年1月より適用される。

2014年9月、連邦準備制度理事会およびその他の米国規制当局は、大規模な米国銀行持株会社およびこれらの子会社である預託機関の一部を対象として、バーゼル委員会による修正後のバーゼル3流動性基準と概ね合致する流動性カバレッジ比率（LCR）要件を実施する最終規則を承認した。ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、2016年1月から、より緩やかに修正されたLCR要件に服しており、一方DB USAコーポレーションおよびドイチェ・バンク・カンパニー・アメリカズは、2017年4月1日よりLCR要件に全面的に服する予定である。DB USAコーポレーションがLCR要件に全面的に服することとなった時点で、ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、単独でLCR要件に服する必要はなくなる。

2016年6月1日、連邦準備制度理事会および米国のその他の規制当局は、バーゼル3流動性フレームワークの第二の要素である安定調達比率（以下「NSFR」という。）の適用を実施する規則案を公表した。NSFRは、金融機関が十分な長期安定調達額を維持しているか否かを測定するものである。当該規則案によれば、DB USAコーポレーションおよびドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、2018年1月1日より、NSFRに全面的に服することとなる。

当行のニューヨーク支店を含む米国事業全般は、流動性資金およびリスク管理に関する追加の定量的要件に服する予定である。

ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、米国の大手銀行持株会社に適用されるリスク・ベース資本要件、レバレッジ資本要件、流動性資金要件およびその他の高度健全性基準に服している。また同社は、2014年6月30日より、資本計画およびストレス・テストの要件にも服している。2016年6月29日、連邦準備制度理事会は、ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションの2016年資本計画案に対し、資本計画プロセスの脆弱性を理由に反対したと発表した。他方、同社のストレスのかかった普通株式等 Tier 1 資本比率については、監督当局による厳しい「景気悪化」シナリオの下でも最低所要比率を大きく上回ることが連邦準備制度理事会により想定されていた。ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、2017年4月5日に、プロセスの改善強化を含む2017年資本計画案を提出する予定である。連邦準備制度理事会は、当該資本計画案を定量的な基準でのみ判断すると表明している。DB USAコーポレーションは、2017年4月に、連邦準備制度理事会に対し最初の資本計画案を提出する予定であるが、この最初の資本計画案に対する判断結果は、連邦準備制度理事会により公表されない予定である。ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、同様の要件が2018年1月にDB USAコーポレーションについて全面的に適用されるまで、引き続き資本計画およびストレス・テストの要件ならびに一定の高度健全性基準に服することになる。この適用時期は、米国のNSFRに係る最終規則の公表時に変更される可能性がある。

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（「ドッド・フランク法」）第I編およびその施行規則は、資産が500億米ドル以上である銀行持株会社（ドイツ銀行AGを含む。）に対し、その子会社および業務に関して、将来重大な資金難または経済的破綻に陥った場合の秩序ある破綻処理計画（以下「第I編米国破綻処理計画」という。）を毎年作成し、提出することを義務付けている。ドイツ銀行AGのような外国に拠点を置く対象会社の場合は、第I編米国破綻処理計画は、その営業のすべてまたは重要な部分が米国に所在する子会社、支店、代理店および事業のみに適用される。当行は、

2015年7月に直近の第I編米国破綻処理計画を提出したが、外国に拠点を置く対象会社であるため、2016年は同計画の提出を求められなかった。2014年、米国における当行の預金保険対象機関（IDI）の一つであるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（以下「DBTCA」という。）は、第I編米国破綻処理計画に加えて、資産合計500億米ドル以上の預金保険対象機関に破綻時の処理計画を米国連邦預金保険公社（FDIC）に定期的に提出することを義務付ける、FDICの最終規則（以下「IDI規則」という。）に服することとなった。2014年、当行は、IDI規則の要件にも対応するよう当行の2014年第I編米国破綻処理計画を拡充し、2015年、DBTCAはIDI規則に基づく破綻処理計画を別途提出した。当行は、次の第I編米国破綻処理計画を2017年7月1日までに提出する予定である。連邦準備制度理事会およびFDICの双方が、当行の第I編米国破綻処理計画を信頼性が低いと判断し、当行が要求された期間内に問題点を是正できなかった場合には、当行は、当行の運営および戦略にマイナスの影響を及ぼすかまたは成長を妨げるような方法で、事業、法人、オペレーショナル・システムないし企業内取引を再構築または再編することを求められる可能性がある。当行はまた、より厳しい自己資本水準、レバレッジ要件もしくは流動性資金要件に服することや、一定の資産もしくは事業を売却することが必要となる可能性もある。

上記を含む米国の規則および解釈により、当行は、米国内に保有する資産の削減や資本ないし流動性資金の投入、その他当行の米国事業の構造の変更を余儀なくされる可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本を米国に投入することを余儀なくされる限り、かかる要件は、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記を含むいずれの自己資本強化規制または流動性資金強化規制も、当該提案が金融市場の低迷時に発効し、その結果当行が資金調達を行わなければならないような場合にはとりわけ、当行の事業、財務状態および業績ならびに当行の安定性に関する市場の認識に悪影響を与える可能性がある。かかる規制が現在の見通しより速やかに実施されることになった場合、当行は、最も迅速かつ確実にこれを遵守する方法として、貸借対照表上の資産を減少させ、事業部門を売却し、一部の業務を切離し、または一定の事業分野を縮小もしくはそこから撤退する決断をする可能性がある。上記の場合における当行の資金調達の努力は、当行の競合他社、なかでも当行と同様のまたは類似の自己資本規制に服する者もまた、同時期に資金調達を行わなければならない可能性が高いことが予想されることにより、より大きな影響を受ける可能性がある。さらに、当行の一部の競合他社、とりわけ欧州連合加盟国以外に所在する者は、当行と同様のまたは類似の規制に服していない場合があり、これは当行を競争上不利な立場に追い込む可能性がある。

上記の規制上の施策に加えて、当行のような金融機関は、市場心理により、規制上求められる最低基準を大きく上回る自己資本、流動性資金および損失吸収商品を維持することが推奨され、その結果、上記の当行への影響が増大し、または当行が自己資本を推奨される水準にまで増加させなかった場合は、市場において当行の資本は他の金融機関全般と比べて不十分であるとの認識をもたらす可能性がある。

上記のような米国での自己資本要件その他の要件の強化および他の法域での類似の規制により、グローバルな銀行の監督が分断化されるおそれがあるかは現時点では不明である。当行は、規制当局による免責に依拠することにより、自己資本比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースと非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみに基づいて遵守することを認められているが、監督の分断化は、こうした免責に依拠できることに悪影響を及ぼすおそれがある。当行は、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制その他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならなくなる。その結果、コストも大幅に上昇し、当行の収益性および配当支払能力にも影響が及ぶ可能性がある。

当行の規制自己資本比率および流動性比率ならびに当行の株式または規制上の資本性金融商品に関する分配に利用可能な当行の資金は、当行の事業上の決定の影響を受けるが、かかる決定において、当行の利益とかかる金融商品の保有者の利益は一致しない可能性があり、当行が適用ある法律および関連する金融商品の条件に従って決定を行った結果、当行の株式または規制上の資本性金融商品に関して全く支払いが行われず、あるいは支払額が減少する可能性がある。

当行の規制自己資本比率および流動性比率は、多くの要因（当行の事業運営に関して当行が行う決定ならびに当行の資本基盤、リスク・ウェイト・アセットおよび貸借対照表全般の管理、そして当行の資産への配分が認められているリスク・ウェイトに関する規制、商業上のリスクおよびマーケット・リスクまたは当行の法的手続に係る費用等の外部的要因を含む。）による影響を受ける。当行および当行の経営陣は、経営上の決定において（特に、収益が低調で、自己資本要件が強化された状況においては）、規制を受ける機関としての当行の利益ならびに当行の株主および債権者の利益を含め、広範な事項を考慮することを求められるが、資本増強および流動性資金の積み上げのための規制要件が最重要となる可能性がある。その場合には、当行は資本および流動性管理に関する決定において、その他Tier 1資本商品のような規制自己資本に含める適格を有する当行発行の金融商品の保有者の利益を遵守することを要求されない。当行は、たとえ当行の規制上の資本性金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が発生することとなる場合であっても、実現可能な時期に行う（証券発行またはその他の方法による）増資を含め、いかなる措置も行わないことを決定する可能性がある。当行の決定が規制自己資本比率に及ぼす効果により、かかる規制上の資本性金融商品の保有者が、その保有する当該金融商品の投資価値の全部または一部を失う可能性があるが、当行の決定によりたとえ当該保有者が保有するかかる金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が生じる結果となった場合であっても、当該保有者は、当行に対してかかる決定に関する請求権を有しない。

また、年度の利益および分配可能な準備金は、当行の株式に関する配当の支払いおよびその他の規制上の資本性金融商品に関する支払い（各資本性金融商品につき、その条件または法律の運用により決定される。）に利用可能な資金の重要な一部を構成しており、当行の財務的な見通し、財務状態もしくは収益性または当行の分配可能な準備金（それぞれ非連結ベースで計算される。）の不利な変動は、配当やかかる資本性金融商品に関するその他の支払いを行う当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、当行は戦略を実行するにあたり多額の減損を計上し、この減損が非連結ベースの貸借対照表上での子会社の帳簿価額の減少や、利益および分配可能な準備金の減少をもたらす可能性がある。当行の非連結ベースの利益または分配可能な準備金を減少させるような将来の減損またはその他の事象により、将来、かかる支払いの全部または一部ができないこととなる可能性がある。特に、訴訟事案、執行措置および類似の事案の和解金額に関する直接的な費用（とりわけこれらにつき当行が設定した引当金を上回る場合）や、その関連事業への影響は、これらが生じた場合にかかる分配可能な金額に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法律は、当行の株主または当行のその他の規制上の資本性金融商品（その他Tier 1資本商品等）の保有者に分配される、非連結ベースで計算される年度の利益およびその他の分配可能な準備金の分配に制限を設けている。また、当行の経営陣は、適用ある法律に従い、適用ある会計原則に基づき分配に利用可能な資金の計算に関連するすべての金額に影響を与える広範な裁量権限を有する。かかる裁量権限による決定は、配当や規制上の資本性金融商品の条件に基づくその他の支払いを行う当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行の取締役会は、当行の最新の戦略に基づき、2017年5月の年次株主総会において、一株当たり0.19ユーロの配当の支払いを提案する予定である。非連結財務諸表に関するドイツの会計規則に基づき算定された2016年の分配可能利益から支払われる当行の配当には、2015年から繰り越された分配可能利益約1億6,500万ユーロと、2016年の分配可能利益（一株当たり0.11ユーロの配当に該当）によるものが含まれている。当行は、2017年通年で合計約4億ユーロの配当を支払う予定である。

自己勘定取引の禁止または預金受入業務からの分離に関する米国およびドイツの法律ならびに欧州連合の提案は、当行のビジネスモデルに重大な影響を及ぼす可能性がある。

2013年12月10日、米国規制当局は、ドッド・フランク法の要求に従い「ボルカー・ルール」を実施する最終規則案を公表した。この最終規則では、米国預金保険対象機関および米国預金保険対象機関の支配会社または関連会社（当行など）が、自らの勘定において、一定の証券、デリバティブ、商品先物およびこれらの商品に係るオプションの自己勘定取引に従事することが禁止される。最終規則はまた、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびその他のプライベート・ファンドへの投資およびかかるファンドとのその他の関係を限定または制限し、銀行およびその関連法主体（affiliate）が、かかるファンドのうち自らまたはその関連法主体が一定の関係を持つファンドと一定の取引を行うことを制限する。ボルカー・ルールにより、銀行は、ボルカー・ルール上の制限遵守の確保および監視を支援するための包括的なコンプライアンス・プログラムの策定を義務付けられる。連邦準備制度理事会は、2013年12月31日以前に設定された対象ファンドおよび一定の外国ファンドへの投資ならびにかかるファンドとの関係に関して、ボルカー・ルールの遵守のための移行期間を原則として2017年7月21日まで延長した。この遵守のための移行期間の延長は、自己勘定取引に関するボルカー・ルールの禁止規定や、2013年12月31日の後に設定された対象ファンドへの投資およびかかるファンドとの関係には適用されない。

ドイツでは、ドイツの信用機関およびバンキング・グループに関するリスク分離および再建・破綻処理計画に関する法律（Trennbankengesetz）（以下「分離法」という。）により、預金受入金融機関およびその関連会社が他の者へのサービスを構成しない自己勘定取引、高頻度取引（マーケット・メイキング活動を除く。）ならびにヘッジファンドおよびその類似企業との間の信用取引または保証取引に従事することを、かかる活動が他の法的主体に譲渡される場合を除き、禁じている。かかるリスク分離要件は一定の基準値を超えた場合に適用されるものであるが、当行はかかる基準値を超えている。また、分離法はBaFinに対し、2016年7月1日より、預金受入金融機関およびその関連会社が法律により禁止されている活動に相当するマーケット・メイキング活動やその他の活動に従事することを、それにより当該預金受入金融機関またはその関連会社にソルベンシー・リスクが生じるような場合には、状況に応じて禁止する権限を付与している。BaFinがかかる禁止を命じた場合、各活動は停止されるか、または他の法的主体（金融トレーディング機関（Finanzhandelsinstitut）と呼ばれる。）に譲渡されなければならない。預金受入金融機関およびその関連会社が高リスクの活動を行うことに対するこうした禁止規定は2015年7月1日に発効したが、リスク分離要件を充足するため12ヶ月間（BaFinが当該期間を延長する場合を除く。）の移行期間が設けられた。当行グループについては、関連業務の停止または譲渡の期限がBaFinにより2017年6月30日まで延長された。分離法に規定される禁止事項を遵守しなかった場合、最終的に民事責任または刑事責任を問われる可能性がある。

2014年1月29日、欧州委員会は、EU内の信用機関の透明性を向上させる構造的措置に関する規制案（以下「本規制案」という。）を公表した。本規制案が施行された場合、分離法に準じた措置が講じられることとなる。本規制案は、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）に該当する大手銀行（当行はこれに含まれる。）または総資産および取引活動が一定の基準値を超える大手銀行（当行は当該基準値を超えている。）に適用される。本規制案が提案どおり施行された場合は、金融商品およびコモディティの自己勘定取引等が禁止されることになる。2015年6月19日、欧州連合理事会は、本規制案の第1回審議会において、本規制案に重要な変更を加えてこれに同意した。本規制案が採択されると、ドイツの分離法が国家レベルで定める一定の要件を修正する可能性がある。本規制案の当行への最終的な影響は、その最終版の内容に依拠する。

ボルカー・ルール、分離法および本規制案は、当行グループの将来の構造および戦略に重大な影響を及ぼし、また当行グループの資金調達コストを増加させる可能性がある。このことは、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融危機を受けて採択されたまたは今後提案されるその他の規制の見直し（例えば、当行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護または提案中の金融取引税などに関する広範な新規制）は、当行の営業費用を大幅に増大させ、また当行のビジネスモデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

上記の所要自己資本、再建・破綻処理計画、一定の銀行業務の分離やその他の要件に加え、当行は、金融危機を受けて新たに採択された、または今後提案される様々な規制の見直し（とりわけ、当行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護または提案中の金融取引税に関する新規制など）の影響を受けており、今後も受けることが予想される。

2012年8月16日、EUの店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、集中決済機関および取引情報蓄積機関に関する規制（以下「欧州市場基盤規制」または「EMIR」という。）が発効した。欧州市場基盤規制により導入された多くのコンプライアンス要件が既に適用されている一方、欧州証券市場監督局は、EMIRにより義務付けられたいくつかの実施規則を最終にす

る作業を現在も進めているところである。EMIRは、特定のクラスのOTCデリバティブに関する決済義務や各種報告および開示義務を含む多数の要件を導入した。EMIRによって特にもたらされる影響は一部未だ完全には予測できないが、その内容の多くは、当行の利益率に悪影響を与え、ビジネス慣行の調整を要求し、また当行のコスト（コンプライアンス費用を含む。）を増大させる変更をもたらしており、また今後ももたらす可能性がある。新たな金融商品市場指令（以下「MiFID II」という。）およびこれに対応した金融商品市場規則（以下「MiFIR」という。）は、とりわけ、集中決済義務に服し標準化されたOTCデリバティブについて、トレーディングにおける義務を導入する。MiFID II/MiFIRは、2018年1月3日から当行に適用されるものと見込まれている。MiFID IIはこれから国内法化される必要があり、欧州証券市場監督局および欧州委員会は、今後いくつかの関連施行規則を確定させなければならない。当行はまた、集中決済されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関してBCBS-IOSCOにより最終的に決定される最低基準の影響も受ける。EUにおいてかかる基準の決定を可能とする授權法規（EMIRがこれにあたる。）は存在するが、その影響の大半は、これらの要件がどのように実施されるかに拠っている。

米国では、ドッド・フランク法に、当行の運営に影響を及ぼしうる多くの規定がある。ドッド・フランク法の規定を実施する規制に基づき、当行は米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）にスワップ・ディーラーとして登録し、CFTCの幅広い監督の対象となった。CFTCにより定められたスワップ・ディーラーに関する規制は、当行に対し、コーポレート・ガバナンス、業務遂行、自己資本、証拠金、報告、決済、執行その他に関する多くの規制上の要件を課している。かかる規制はまた、当行に対して、一定の場合に米国外でまたは非米国人との間で行う取引についても一定の米国の規則を遵守することを要求する。EMIRおよびドッド・フランク法を実施するCFTC規制の規定範囲は多くの点で類似しているが、一定のスワップ取引については、かなりの部分で両方の規制に服しなければならない可能性がある。但し、クロスボーダー・スワップ規制に関するCFTCの指針ならびに米国の銀行規制当局およびCFTCが最近採択した証拠金規制により、当行は、EMIRおよびMiFIDを遵守することにより、代替的に米国規制要件の一部（全部ではない。）を遵守することができる可能性がある。ドッド・フランク法に基づく新たな要件は、当行のデリバティブ事業に悪影響を及ぼし、特にかかる規制の対象とならない競合他社と比べて、当行の競争力を弱める可能性がある。また、ドッド・フランク法に基づき、証券派生スワップは、米証券取引委員会（以下「SEC」という。）の管轄下にある独立した規制制度の対象となっている。SECは、その証券派生スワップに関する規則の確定作業中であるが、同規則は、CFTCのスワップ規制に類似するものの、同一ではないものになることが予想される。その結果、当行のデリバティブ事業にさらなる規制が課せられることが想定される。

また、CRD 4は、経営陣の報酬の見直し（CRD 4、ドイツ銀行法ならびに金融機関の報酬に係る規制（Institutsvergütungsverordnung）を含むその他の適用ある規則および規制に定義される「重大なリスクテイカー」およびその他の従業員に付与される賞与の上限を含む。）についても規定する。CRD 4による報酬の見直し（かかる見直しを進めるためにEBAが公表した指針を含む。）により、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限やその他の制約の適用を受けない欧州連合加盟国以外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

金融危機を受け、ドイツや英国を含む複数の国では銀行税が導入されている。当行は銀行税として、2014年は3億4,200万ユーロ、2015年は6億5,300万ユーロ、2016年は7億7,100万ユーロを計上した。当行はまた、単一破綻処理メカニズム（SRM）に基づく単一破綻処理基金（SRF）（2023年末までに、SRMに参加する加盟国のすべての銀行の付保預金残高の1%の水準を達成することを目標としている。）、ならびに改正欧州連合預金保証制度指令（以下「DGS指令」という。）に基づく法定の預金保証制度および投資家補償制度指令に基づく投資家補償制度に多額の拠出を行うことを要求されることになる。DGS指令は、2024年までの積立目標水準として、破綻処理基金と同様に付保預金残高の0.8%を設定しており、この積立のため法定の預金保護制度費用が大幅に増加した。さらにこれに関連して、2015年11月24日、欧州委員会は、銀行同盟に参加する加盟各国の現行の法定預金保証制度に参加する金融機関すべての銀行預金を対象とした欧州預金保険制度（「EDIS」）設立のための規則案を提示した。現時点で将来の賦課金の全体的な影響を数量化することはできないが、かかる賦課金は、将来の当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記とは別に、2013年1月22日、欧州連合理事会は、11カ国のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニアおよびスペイン）が欧州連合の「強化された協力」手続に基づく金融取引税の導入を進めることを承認する決定を採択した。欧州委員会は、2013年2月14日に、金融取引税の実施に関する指令草案を採択した。以来、金融取引税の導入は、まだ欧州連合レベルでの議論の最中であり、そのため、金融取引税の最終的な範囲、内容および実施については不確定な状況が続いている。エストニアはこれに参加しないこととなった。最終案の内容によっては、コンプライアンス費用の発生や市場に与える影響が見込まれ、金融取引税は当行の収益および事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。様々な形態の各国の金融取引税は、フランスおよびイタリアを含む多くの欧州法域で既に実施されている。

低迷する市場環境、資産価格の下落、ボラティリティおよび慎重な投資家のセンチメントは、当行の収益、特に当行のインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしており、また将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行は、過去に当行のトレーディングおよび投資業務において著しい損失を被っており、また将来においても被る可能性がある。

当行は、グローバルな投資銀行として、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長びく市況の低迷により当行の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当行が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当行は、その収益性が損なわれ、重大な損失を計上する可能性がある。市場のボラティリティは、当行が保有する金融資産の価値を減少させ、当行のリスクをヘッジする費用を増加させることにより、当行に悪影響を与えるおそれがある。顧客活動の低下も、当行の「フロー」ビジネスの収益を減少させる可能性がある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザー手数料および引受手数料の形態による当行のインベストメント・バンキングの収益は、当行が手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料その他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値とともに減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、市場リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。近時を含め過去における顧客のリスク志向の減少は、当行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングの取引量や収益性レベルの低下を招いた。当行の収益および収益性は、債券・株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受ける可能性がある。

市場の低迷はまた、当行が顧客のために行う取引量の減少を招き、これにより当行の利息以外の収益が減少しており、また将来においても減少する可能性がある。また、当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当行がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンキング業務から得られる収益が減少する。市場が低迷していない場合でも、投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、当行がアセット・マネジメント業務から得られる収益が減少する可能性がある。当行の顧客は、当行が顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行は、十分な担保を保有せずまたはこれを実行できない場合に、当該顧客の損失を填補する必要性のために更なる信用リスクに晒される可能性がある。当行はまた、顧客が損失を被り、当行がその商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、その業務が阻害される可能性がある。

また、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行の取引から得られる収益の多くは、近年ボラティリティが高まっている市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。当行がこれらのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションを有する各商品および各事業分野においては、当行の業務の一部として、各種の金融市場およびそれらのトレンドに関する評価を必然的に伴う。当行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。グローバル・マーケットのより高度な取引の多くは、価格変動および価格差から利益を得ることを目的としている。当行の予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティが高くなっている場合、当行が行った評価により、結果的に関連する取引およびポジションにおける収益の減少または損失を招く可能性がある。さらに、当行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、市場リスクを負っており、これにより、当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ当行の保有資産に当初流動性ある市場が存在しない場合に発生する。銀行間のデリバティブ契約などの証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行が公開市場価格以外のモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせてその活動を縮小し、ひいては取引フローに依拠する当行の事業の活動水準も低下させる場合には、当行は悪影響を受ける可能性がある。

当行は、2015年4月に次の段階の経営戦略を発表し、同年10月にそのさらなる詳細を明らかにした後、2017年3月にその見直しを発表した。当行がその戦略計画を成功裡に実行できなかった場合、当行は財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

2015年4月、当行は、次の段階の経営戦略を発表し、同年10月にそのさらなる詳細を明らかにした後、2017年3月にその見直しを発表した。当行の計画には、現在成功している市場、商品、顧客を対象を絞り、よりシンプルで効率的になること、技術の刷新とリスクの高い顧客関係や地域からの撤退により、リスクを低減すること、自己資本を強化すること、より確固とした規律をもってドイツ銀行を運営していくことが含まれていた。2015年10月、当行は各事業部門の個別の実施策を発表し、当行の戦略の財務上の目的を明確にするため、いくつかの財務目標を更新した。2017年3月、当行をさらに向上させ成長機会をより良く追求できるようにするため、80億ユーロの増資、当行の主要3部門への再編成、ポストバンクとプライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）のドイツ国内事業の結合、下記のコスト削減計画の策定や当行グループの目標数値の修正など、複数の新たな施策を含む戦略の見直しを発表した。

当行の戦略の目標達成は、様々な内部的および外部的要因（市場や規制の不確実性、経済に対する不透明感および政情不安を含む。）ならびに当行の経営モデルに係る制約による影響を受ける。これらの要因により、当行の戦略目標の達成や期待される利益の実現が悪影響を受け、または阻止される可能性がある。特に欧州における、市場の極端な混乱の再燃などの経済に対する不透明感、世界、地域および国家の経済状況の低迷、低金利環境の継続、事業における競争の増加ならびに政治の不安定性が、戦略目標を達成する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。また、戦略目標を達成する当行の能力は、規制の変更によっても悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の収益性の減少を招く可能性のあるビジネスモデルまたは組織の変更を政府当局から要請され、あるいは法令遵守のため当行の収益性を減少させるような変更を行わざるを得なくなる可能性がある。当行はまた、ドイツ国内およびドイツ国外の多数の法域（特に米国）において、多くの訴訟、仲裁ならびに規制上の手続きに関与し調査の対象となっている。これらの件には、多くの不確実性が伴う。当行は、訴訟環境は引き続き厳しい状況が続くと予想している。訴訟および規制案件が今後も近年と同様のペースおよび規模で発生する場合、またはこれらの件において当行が和解する可能性について市場の憶測が消えない場合、当行は、戦略目標を達成することができない可能性がある。

とりわけ、マクロ経済的リスクならびに規制の変更および法的手続に係るリスクは、当行の財務目標および自己資本目標を達成する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。財務上の目標として、当行は、下記の費用関連の目標および純収益予測に加えて、再編を除いた通常の事業環境を前提として税引後有形株主資本利益率を約10%とすることを目指している。当行の自己資本目標には、完全適用ベースによる普通株式等Tier 1資本比率が13%を十分上回ることおよびレバレッジ比率を4.5%とすることが含まれる。さらに、2018年度以降については競争力のある配当性向を目指している。当行の戦略は、ダウンサイド・シナリオおよび偶発事象へのある程度のバッファを当行が勘案して策定した意欲的な財務計画に基づいている。但し、当行の財務計画および資本計画のベースケース・シナリオには、マクロ経済環境の好転に依拠する増収見込みが含まれている。マクロ経済環境が停滞または低迷した場合、これらの戦略的財務目標および資本目標を達成するために必要となる増収を生み出す当行の能力に大きな影響を及ぼす可能性がある。さらに、当行が戦略計画に沿って収益を伸ばすことができた場合でも、規制の変更や上記の訴訟・規制関連事項（それらの和解の可能性に関する市場の憶測を含む。）に関して（その結果当行の事業に要求される変更において）当行が要するコスト、またはその他予測不能なリスクが現実のもの

なった場合には、当行の純利益に悪影響を及ぼす可能性があり、それにより、当行が戦略的財務目標および資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行の自己資本目標は、戦略に沿って貸借対照表の規模を縮小する当行の能力にも依拠している。当行は、複数の小規模事業を、当該事業において認識された約100億ユーロのリスク・ウェイトド・アセット（RWA）および約300億ユーロのレバレッジ・エクスポージャーとともに処分することを計画しており、その大部分を今後18ヶ月間で実施する予定である。当行はまた、CIBにおいて認識されている約200億ユーロのRWAおよび約600億ユーロのレバレッジ・エクスポージャーを有する不良資産ポートフォリオを分離して管理したうえで、2020年までにRWAを約120億ユーロ、レバレッジ・エクスポージャーを約300億ユーロまで削減することを目指している。厳しい市場環境や規制の不確実性により、当行は、資産の処分自体が不可能となるか、あるいは当行が合理的と考える価格での資産の処分が不可能となる可能性があり、その結果、資産売却により損失（または予想以上の損失）を被るか、あるいは希望または予定の期間より長い期間にわたり資産を保有することになる可能性がある。計画に沿ったRWAの削減ができない場合、当行は、その戦略に基づき定めた自己資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行の戦略的財務計画には大幅なコスト削減目標も含まれており、当行は、諸施策の実施による効率性の向上により、これを達成する予定である。当行は、今後も保有することとしたポストバンクの調整済コスト（2016年には27億ユーロ）の影響も含め、調整済コストを2018年までに約220億ユーロ、2021年までに約210億ユーロに削減することを目指している。（「調整済コスト」は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟費用、事業再編及び退職関連費用を除いた利息以外の費用と定義される。2016年以前はこれらに加えて、アビエライフ保険の保険加入者からの保険金請求を除いて調整済コストを計上していたが、アビエライフ保険は2016年末に売却された。）当行の再編後のコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門については、現在のCIBとGMの統合による効率化の結果、調整済コストは2018年までに約7億ユーロ削減される見込みである。再編後のプライベート・アンド・コマーシャル・バンク部門については、計画中の再編により2022年までに約9億ユーロのコスト削減が見込まれ、再編完了後の費用収益比率は60%を下回ることを目指している。当行が予定している一定のビジネスからの撤退、一定の顧客との取引関係の終了および一定の資産の処分には、想定より多くの費用または時間がかかる可能性があり、それにより、当行は目標としていたコスト削減が予定どおり達成できないか、または達成自体が阻害される可能性がある。さらに、追加的規制要件の遵守に係る費用や規制上の費用の増加等、予想されたまたは予想外の展開により、追加費用が生じる可能性がある。当行の戦略目標達成のためには、2017年から2021年にかけて約20億ユーロの再編および退職費用が発生すると考えられ、そのうち約70%が今後2年以内に発生すると予想される。再編後のプライベート・アンド・コマーシャル・バンク部門については、予定された施策のための再編および退職費用は、2022年までで約10億ユーロと見込まれている。当行が見積もる再編および退職費用は、最終的に想定よりも高額となる可能性があり、その場合には当行は調整済コストの目標や関連する部門別目標を達成することができなくなる。

再編後の事業部門となるコーポレート・アンド・インベストメント・バンク、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよびドイチェ・アセット・マネジメントに関して、これらの各部門内の主要事業における当行の純収益の短期的な推移の方向性について、当行は2017年の予想を発表した。

当行の戦略を実行し、そこに記載された目標を短期的にまたそれ以降においても達成する当行の能力は、当行のビジネスモデルおよび経営モデルに関連する、下記のような追加的ないくつかの重要な前提に基づいている。

当行は、当行のビジネスモデルから生じる大きな課題を克服することができるものと想定している。当行は引き続きトレーディングビジネスおよびマーケットビジネスから多くの収益を得ている。しかしながら、かかるビジネス（特に債券部門）は、低金利環境の継続による不確実性、中央銀行の市場介入およびその段階的停止、そして経済の全般的な低成長により、引き続き非常に困難な状況に直面している。当行は、これらのビジネスの業績に大きく依存しており、その依存度が多くの競合他社よりも高い。顧客フローに依拠する当行の多くの事業は、不透明な状況の中で一層厳しいものとなっている。また、当行の一部の事業は、変更が困難である可能性があり、これは当行のビジネスモデルの変更を行うにあたりリスクとなる可能性がある。当行がこの新しいビジネスモデルを成功裡に実施できなかった場合、または新しいビジネスモデルが収益をもたらさなかった場合、当行は、戦略目標の一部または全部を達成できなくなる可能性がある。

当行は、2016年第3四半期に、米国司法省との交渉に関して当行に否定的な見方が市場で形成された結果、資産が大量に流出し多くの顧客を失ったが、2017年第1四半期には資金流入や多くの顧客の回帰が見られ、この動きは今後も続くものと想定している。しかし、全体的水準は依然として市場の否定的な見方による影響を受ける前の水準を下回っており、市場が再び否定的な見方で当行に注目した場合、このような流入が終わるかまたは流出に転じる可能性がある。

当行は、有能な従業員を引き続き確保し維持できるものと想定している。取締役会は、2016年の事業環境を考慮し、当行の上級職員に対する報酬の裁量的賞与部分を取りやめる旨を決定した。当行はその事業全体において、有能な従業員を確保し維持する必要がある。2016年に決定された裁量的賞与部分の取りやめは、有能な従業員を成功裏に確保または維持するための当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。従業員を確保、維持しようとする当行の取り組みが失敗した場合、当行の経営戦略を実行する当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、インフラの大幅な更新および簡素化を行うことができるものと想定している。当行は現在、非常に複雑なインフラを運営しており、これは管理体制全体の質を損なう可能性がある。強固な管理体制を備えたより効率的な銀行となれるかは、ITランドスケープの合理化および簡素化ならびに企業文化の変革の成功にかかっている。さらに、資本計画および実施計画には、正確な、適時の、かつ関連を有するデータに依拠する堅牢なモニタリングおよびトラッキングが必要となる。当行は、当行のIT技術およびデータ技術ならびにデータ収集力における既存の課題に対処するべく策定されたイニシアティブに取り組んでいる。これらのイニシアティブを実施するにあたり遅れや課題が生じた場合、効率性の向上および管理体制の強化を行う当行の能力に影響を及ぼす可能性があり、その結果、当行の戦略を成功裏に実行する当行の能力にも影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行の内部管理体制を改善することができるものと想定している。当行に適用される法令に従って事業を遂行できるようにするためには、堅固かつ効果的な内部管理体制が必要である。当行は特に、多くの訴訟が生じる原因となった状況や当行が最近受けた規制上および執行上の調査や手続きに対する対応として、取引処理体制の有効性の向上、管理の強化および非財務リスクの管理を行う複数の重要なイニシアティブに取り組んでいる。但し、当行は、これらのイニシアティブを予定どおりまたは規制当局の要求どおり迅速に完了できない可能性があり、また当行の取り組みは、当行の管理体制における将来のすべての不備を阻止し、または管理体制の改善によって将来的に訴訟ならびに規制上および執行上の調査や手続きを減少させるには不十分である可能性がある。さらに、管理強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺される可能性がある。これらの要因はいずれも、戦略を適時に実行するもしくは実行自体の可否に関する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行は、財務目標に含めたバッファが、妥当と思われる範囲のダウンサイド・シナリオを反映するのに十分であり、これを上回る大きな混乱がなければ当該目標を達成できるものと想定している。但し、これらの目標達成のために当行が設定したバッファは、ダウンサイド・シナリオにおいて結果的に不十分となる可能性がある。上記のマクロ経済、規制、訴訟に係る要因またはその他の要因により、このリスクが顕在化した場合、当行は戦略目標を達成できなくなる可能性がある。

当行の2017年の計画は、1ユーロ=1.01米ドル、1ユーロ=0.88英ポンドを想定為替レートとしている。

当行がかかると戦略的イニシアティブの全部もしくは一部を実施できなかった場合、実施されたイニシアティブが期待された効果をあげなかった場合、かかるイニシアティブを実施するために当行が負担する費用が当行想定した金額を超えた場合、あるいは当行がこれらのイニシアティブを実施するために定めた公表済みの目標を達成できなかった場合、当行はその財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、2017年3月、戦略見直しの一環として、グローバル・マーケット、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングの各部門を、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクとして法人顧客を対象とする一つの部門に再編し、収益性の高い当行の法人顧客を対象としたクロス・セルの機会を増加させることにより成長を図る旨を発表した。顧客は当行との取引やポートフォリオの拡大を選択しない可能性があり、それにより、当行がクロス・セルの機会を活かすことができない可能性がある。

当行は、2017年3月に発表した戦略的イニシアティブの一環として、当行のグローバル・マーケット、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングの各部門を、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクとして法人顧客を対象とする一つの部門に再編する予定である。この結合は、顧客に対するより一貫性と適合性のある商品の提供を促進し、クロス・セルの機会を大幅に増加させ、収益性の高い取引関係に資源を集中させて顧客の合理化を着実に進め、収益性向上のためより高い費用効率および資産効率を達成することを意図したものである。同部門は、主に法人顧客に焦点を当てた事業を目的としているが、数を絞った機関投資家向け事業も維持する。この再編による成果を当行が獲得できるか否かは、最終的には、法人顧客の商品需要や事業計画、および法人顧客が一般に当行との銀行取引関係の強化について意欲的であるかどうかによって決定される。クロス・セルの取り組みが、顧客の需要、提供可能な商品、品質、サービスの提供のいずれかの欠如により結実しない場合、これらの取引機会を生かすことができない可能性がある。また上記のマクロ経済的、地政学的および規制上のリスクも、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの顧客のオペレーティング・モデルや、増大する取引機会を捉える当行の能力に困難をもたらす。さらに、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門の新設に伴い、当行は適用ある会計規則により、再編した事業を新たな部門内の一もしくは複数の資金生成単位（以下「CGU」という。）に割り当てることが必要となる。この会計処理上の決定によっては、現行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングCGUにおけるのれん（2016年12月31日現在5億3,200万ユーロ）の一部または全部が、現行のグローバル・マーケットCGUにおける回収不能額と相殺されて、再編完了時には当該のれんが償却される可能性がある。このような評価減は、それが実施された期間の当行グループの損益計算書に当該評価減の金額に相当する悪影響を及ぼすことになる。

当行は、先にドイツ・ポストバンクAG（その子会社と併せて「ポストバンク」という。）を売却する意向を発表していたが、2017年3月に発表した当行戦略の見直しの一環として、ポストバンクを保持し、当行の既存のリテール業務および商業銀行業務と統合する旨を発表した。一旦の当行グループからの分離を完了したポストバンクを当行グループに統合することは困難である可能性があり、その結果、当行が期待するコスト削減やその他の恩恵の実現に予想以上の費用を必要とするか、または実現自体ができない可能性がある。

当行はその戦略の一環として、当初ポストバンクを売却する旨を発表していた。しかしその後、ポストバンクを保持し、今後5年間でポストバンクと当行のドイツ国内における既存のリテール業務および商業銀行業務を統合する旨を決定した。当初の戦略からのこのような変更は、絶えず変化する様々な要因を反映したものであり、それらの要因には、ドイツの中堅企業顧客やプライベート・バンキングの顧客が引き続き増加すると考えられること、予想される規制要件や欧州の金融機関のレバレッジ比率に対する市場の期待の変化、十分な預金ベースを有する大規模かつ安定した事業を保持することによる事業モデルへのプラスの影響、ポストバンクをどの程度統合可能かについてと統合の結果もたらされるスケールメリットや相乗効果に関する当行の見解の変化、ならびにマクロ経済の見通しの改善可能性や個人向け商業銀行のダイナミクスの変化、ドイツにおいてリテール・バンキング業界の統合の可能性が実際に高まっていること、およびデジタル化が今後引き続きもたらすであろう機会拡大を考慮に入れて当行が想定する将来の成長機会などが含まれる。ポストバンクの統合により、ドイツ最大の個人向け商業銀行が誕生する予定である。この統合は、中央管理部門の合理化をより容易にすること、技術基盤やインフラ全体の効率性の向上、およびデジタル化や販売チャネル、規制上の変更などの分野により効果的に投資することによって、費用効率の向上を目指すものである。

当行は、ポストバンクを切り離す従前の計画を進めるため、ポストバンクのオペレーションをドイツ銀行グループから分離させるプロジェクトを進め、そのプロセスは2016年第2四半期末に完了した。今般のポストバンクを当行グループへ統合するための再編計画について、当行はその総費用を19億ユーロと見込んでおり、内訳は再編および退職費用が2022年までに約10億ユーロ、残りはIT（情報技術）その他に関する費用である。当行は、2022年までに年間9億ユーロの費用削減の実現を目標としており、4億ユーロの費用削減が期待されている現行の変革プログラムを、2018年末までに完了する予定である。統合への取り組みに関連して、ITシステムが異なることから生じる潜在的な困難、人員の統合による困難、統合プロセスに関連する経営資源のコミットメントならびに主要な人材の流出の可能性など、予測不能な困難が生じる可能性がある。統合の利益、費用および期間は、上記のいずれかの要因ならびに当行またはポストバンクがコントロールできないさまざまな要因（市場の低迷を含む。）により、悪影響を受ける可能性がある。これらのリスクのいずれかが顕在化した場合、統合により当行が実現を期待する費用削減その他の利益が、想定以上に高いコストを要することとなったり、想定される期間内もしくは計画された範囲まで実現されないか、または実現自体ができないこととなる可能性がある。

当行は、2017年3月、戦略の見直しの一環として、独立したオペレーションを有するアセット・マネジメント部門を、一部株式の新規公開（以下「IPO」という。）により設立する旨を発表した。経済状況もしくは市況またはドイチェAMの財務状態、業績もしくは事業見通しが不利なものとなった場合、または必要な規制上の承認が受けられないかもしくは不利な条件でしか受けられない場合、当行は、ドイチェAMの持ち分の有利な価格または時期での売却、あるいは売却自体ができなくなる可能性がある。さらに当行は、独立したオペレーションを行うドイチェAMから得られると期待される恩恵を享受することができない可能性がある。

当行が2017年3月に発表した三つの新たな戦略的イニシアティブのうちの一つは、アセット・マネジメント部門を独立したオペレーションを持つ事業体として設立し、その一部株式を新規公開（IPO）により募集することである。2016年後半、ドイチェ・アセット・マネジメント（ドイチェAM）は、当行の資本基盤に関するレピュテーションや市場の懸念の拡大の影響を受け、当行に完全所有されていることによりその潜在的な成長の機会が制限されたと考えられた。加えて、当行が再編を進める中で、ドイチェAMに向けられる経営資源も制限され、そのビジネスはさらに制約を受けた。そのため、現行の組織の下ではドイチェAMの企業価値は過小評価されたままであると考えられる。そこで当行は、同部門がより柔軟にグローバルな成長機会を追求し市場シェアを獲得する能力を高めることができるよう、ドイチェAMの少数株式持ち分を売却する予定である。当行は、市況を見ながら、今後24ヶ月の間にIPOを完了させる予定である。

しかしながら、ドイチェAMの当行の持ち分の有利な価格または時期での売却、あるいは売却自体が困難となる可能性がある。ドイチェAMの持ち分の売却を行う当行の能力は、とりわけ、経済状況、規制環境および市況（特にドイツ国内のアセット・マネジメント・ビジネスに関連するもの）に依拠し、またドイチェAMの財務状態、業績および事業見通しにも依拠する。さらに、IPOの実施に必要な措置として、たとえ少数株式持ち分であっても、欧州連合、米国およびその他の地域の関連する規制当局の承認が必要となる可能性がある。経済状況、規制環境もしくは市況またはドイチェAMの財務状態、業績もしくは事業見通しが不利なものとなった場合、または規制上の承認が取得できないかもしくは不利な条件でしか取得できない場合、当行は、ドイチェAMの持ち分の有利な価格または時期での売却、あるいは売却自体ができなくなる可能性がある。

また当行は、より独立したオペレーションを行うドイチェAMから得られると期待される恩恵を享受することができない可能性がある。さらに、2016年に当行に関する市場の懸念がドイチェAMの事業に与えた影響を、ドイチェAMのIPOによっても完全には払拭できない可能性がある。

当行は、事業体、ビジネスまたは資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

当行は、その戦略の一環として、引き続き当行の資産（特に新設のCIB部門の一部となるグローバル・マーケット部門の資産を含むが、これには非中核事業部門の廃止により2017年初めに同部門に移転された資産も含まれる。）の削減を進めている。当行は、合計で約100億ユーロのリスク・ウェイトド・アセット（RWA）および約300億ユーロのレバレッジ・エクスポージャーが認識されているビジネスを処分する予定であり、その大部分を今後18カ月間で完了することを計画している。当行はまた、約200億ユーロのRWAおよび約600億ユーロのレバレッジ・エクスポージャーが認識されている不良資産ポートフォリオを、CIBが分離して管理することを計画しており、2020年までに、このうちRWAを約120億ユーロ、レバレッジ・エクスポージャーを約300億ユーロまでそれぞれ削減することを目指している。当行はまた、当行の中核事業に該当しないその他の資産も保有しており、かかる資産の売却またはかかる資産へのエクスポージャーの金額およびリスクの削減を行う可能性がある。

これらの削減は、当行のビジネスの簡素化および集中を行い、リスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ・エクスポージャーを減らして自己資本比率およびレバレッジ比率を改善することにより、新たな自己資本規制およびレバレッジ要件が要請する水準またはこれを超える水準を達成し、また有形株主資本利益率の目標の達成を促進する当行の戦略の一環として行われる。この戦略は、当行の競合他社の多くもその自己資本比率およびレバレッジ比率ならびに株主資本利益率を改善するため同様に資産を売却しようとしているため、現在および将来の市場環境においては困難となる可能性がある。当行は既に非中核資産の大部分を売却しており、当行が残りの非中核資産を期待どおり迅速にかつ許容可能な価格で売却するのは、とりわけ困難である可能性がある。また、当行は、上記の投資においてパッシブ投資家となっている場合があり、その場合、当行は第三者の行為に依拠することとなる。当行が事業体またはビジネスを売却する場合、当行は、売買契約の条件に基づく一定の損失またはリスクに引き続き晒される可能性があり、またかかる事業体またはビジネスの分離および売却のプロセスにより、オペレーティング・リスクまたはその他の損失が生じる可能性がある。厳しい事業環境や市場環境により、当行は、事業体、ビジネスまたは資産を有利な価格で売却すること、あるいは売却自体が不可能となる可能性がある。

当行が計画どおりにその資産を削減できない場合、当行は、その戦略に基づき設定された自己資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行が、適用法令に従って業務を遂行することを確保するには、堅固かつ効果的な内部管理体制が必要である。当行は、その内部管理体制を強化する必要性を認識し、これを達成するための施策を進めてきた。これらの施策が奏功せずまたは遅延した場合、当行のレピュテーション、規制遵守状況および財務状態は重大な悪影響を受ける可能性があり、また戦略目標を達成する当行の能力が損なわれる可能性がある。

当行のビジネスは、堅固かつ効果的な内部管理体制を維持する当行の能力に大きく依拠している。この能力は、当行が、非常に複雑で多数かつ多様な市場および通貨において高速、大量かつ高頻度に発生する、広範囲にわたる取引を日々処理し監視するのに必要なものである。しかしながら、当行の内部管理体制の基礎となるインフラ（人材、方針および手続き、コントロールテストおよびITシステムから構成される。）は、十分に包括的でなくまたは当行全体で統合されていない場合がある。かかるインフラは、特に当行の現在のITインフラの場合、当行全体としての統一性に欠けた多数のプラットフォームの使用が必要となっている。そのため、当行の業務プロセスでは、しばしば手動による処理が要求され、完全に統合されたシステムの場合と比べて、管理のために提供される情報に人為的な過誤が発生する可能性が高くなっている。これらのプロセスは、取引の処理および決済、資産の評価、リスクの特定、見直しや軽減および是正措置の検討ならびに規制報告やその他のデータ処理およびコンプライアンス業務に及ぶ。その結果、当行がそのリスク水準を管理し、規制報告およびその他のコンプライアンス要件を遵守するために、一貫して質の高い情報を適時に取得することはしばしば困難となっており、また多大な労力を要する。また、従業員の不適切な行動や当行サービスを經由して禁止行為に悪用する第三者の試み（金融犯罪対策の法令に関するものを含む。）を可能な限り特定するには、集中的な取り組みが要求される。

これらを背景に、当行の規制当局、取締役会およびグループ内部監査部門は、当行の業務に関する多くの正規の見直しや監査を通じて、当行の内部管理により一層かつ集中的に注目している。これらの見直しおよび監査により、当行の管理体制の一定の要素に関して様々な改善の余地があることが特定されている。これには、取引の把握および認識、資産の分類、資産評価の枠組みならびにデータやプロセスの一貫性に関わるインフラが含まれる。また規制報告、マネーロンダリング対策ならびに金融犯罪の実行および隠ぺいを目的として当行の商品およびサービスを利用することを防止するための「顧客確認」その他の内部プロセスも含まれる。一例として、当行のロシアにおける取引活動に関する英国の金融行動監督機構（FCA）との近時の和解は、当行の投資銀行におけるマネーロンダリング対策管理部門に対するFCAの調査に一部起因するものであったことが挙げられる。

上記の諸分野を改善するため、当行は、取引処理体制の実効性の向上、管理の強化および非財務リスクの管理のためのいくつかの主要な施策を講じている。当行は、これらの施策により、近年当行が服している訴訟や規制および執行当局による調査・手続きを招いた状況の多くを回避できるようになると考えている。特に当行は、事業の複雑性を軽減し、プロセスおよびビジネスラインの管理を統合し自動化する取り組みを行っている。当行はまた、例えばロシア事業などの一定の事業から撤退し、多数の顧客の選択的なオフボーディングを行い、コンプライアンス文化および管理部門の強化を進め、またグループ内部監査部門の規模を増大させた。しかしながら、当行は、当行の予定や規制当局の要求どおり迅速にこれらの施策を完了することができない可能性があり、また当行の取り組みは、その管理体制における将来のすべての不備を予防しまたは今後の訴訟や規制および執行当局の調査・手続きを減少させるには不十分である可能性がある。当行がその管理体制を適時にかつ大幅に改善することができない場合、規制当局は当行に対して、一定の種類の商品もしくは事業、取引相手方または地域へのエクスポージャーの削減を要求する可能性があり、その場合、かかる要求の程度によっては、現在のビジネスモデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

規制当局はまた、当行の管理体制における不備により生じる追加リスクを反映するために、自己資本の上積みを課して、当行に適用ある自己資本規制に基づき直接要求されるものに追加して、自己資本バッファを求めることができる。究極的には、規制当局はその管轄下にある事業および地域における営業許可を停止することができる。さらに、管理強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺されまたはこれを上回る可能性がある。上記のいずれの要素も、戦略を適時に実施するまたは実施すること自体に関する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行は、規制が厳しく強化され、訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁およびレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、当行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局、法執行当局および政府機関等は、金融機関に対してより厳しい監督および検査を受けるよう求めてきており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加されてきた。この傾向は、世界金融危機および欧州債務危機により著しく加速した。金融機関に対する法律上および規制上の手続きの和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増しており、近時の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、当行は、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、またこれらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネスの廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争ならびに行政手続および民事および刑事双方の当局による調査に服している。当行に対する係争中の訴訟、執行および類似案件の解決により発生する費用は、引き続き短期ないし中期的に多額なものとなり、また当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼすものと予想される。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するためといったさまざまな理由により、早期解決をはかる場合がある。当行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に法律上補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金やかかるリスクを評価した偶発債務を上回る可能性がある。

当行は、当行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化している。現在の政治および規制環境において、税務当局および裁判所の税法および規制の解釈ならびにその適用は常に進展しており、税務当局による検査は一層厳しくなっている。OECDの税源浸食と利益移転施策により生じた国際課税原則の広範囲の変更は、当行および当行の子会社に対して多大な不確実性を生み出しており、また各加盟国が当該要件の国内法化にあたり異なるアプローチを採用しうるため、今後、二国間の税務争訟の事例が増加する可能性がある。また、税務当局は、一定のクロスボーダー貸出またはデリバティブ取引に関連する利子配当に係る源泉徴収税の免除または減額、およびその他の支払いに係る源泉徴収税の減額の適用を受ける納税者の適格性に注目しており（ドイツは、近年、この分野においてドイツ投資税法

(*Investmentsteuergesetz*) の改正を行っている。)、そのため既存の源泉徴収税の原則の適用に不確実性が生じている。その結果、慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続および税務争訟の終結および解決や、急速に変化し一層複雑化かつ不確実化する税法および税原則によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行または当行の現在もしくは過去の従業員に対する現在係争中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響をもたらす可能性がある。かかる手続きにより生じる当行のレピュテーションの毀損のリスクもまた、数量化が困難または不可能である。

規制当局は、その和解提案において、以前にも増して不正行為の承認を求めようになっている。これは、その後の民事訴訟またはいわゆる「常習犯」法に基づく措置におけるエクスポージャーの増加につながる可能性があり、ある法律に基づき罪を犯したと決定された個人または主体は、その他の法律に基づく事業活動の制限やレピュテーション上の悪影響を受ける可能性がある。また、米国司法省(「DOJ」)は、ある会社が不正行為にかかる民事上および刑事上の調査協力による減免措置を受けるためには、不正行為の疑いについて責任のある個人に関するすべての関連事実を当該会社が調査当局に提供することを条件としている。この方針により、当行が調査に関連して該当する個人について十分な情報を提供していないとDOJが判断した場合には、罰金および制裁金の増額を生じる可能性がある。他の政府当局も同様の方針を採用する可能性がある。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、近年では上記の通り予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験(和解条件を含む)は、当行がこれらの法的リスクについて計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開により、結果の予測可能性をより不確実なものとしており、当行は引当金を追加しなければならない可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多大なものである。異なる法域の規制当局間または同一法域内の異なる権限を有する規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。当行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回り、かつ、訴訟および規制案件の財務上の影響は2015年度および2016年度がピークであるという当行が公表した予想に反する財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する当行の引当金は、これらの影響を補償するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行の業績、財務状態またはレピュテーションならびに自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に重大な悪影響を与える可能性がある。その場合、当行は、これらの比率を改善するために、不足額への引当てによる悪影響に相当する金額につき、リスク・ウェイト・アセットの削減(当行に不利な条件によるものを含む)または大幅なコスト削減を行うことが必要と認識する可能性がある。

各国(地域)の規制当局および法執行当局が、現在、外国為替相場の操作に関する不正行為の疑いについて当行の調査を行っている。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、その結果、当行のレピュテーションが大きな悪影響を受ける可能性がある。

当行は、外国為替市場におけるトレーディングおよびその他様々な側面を調査する各国(地域)のいくつかの規制当局および法執行当局より、情報の請求を受けている。当行は、これらの調査に協力している。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。これに関連して、当行は、外国為替トレーディングや外国為替ビジネスのその他の側面に関する独自の内部調査をグローバルに実施した。

当行は、CFTCの執行部門よりCFTCが当行に対する外国為替取引に係る調査を終了した旨の通知を、またDOJ刑事局詐欺対策部門よりDOJが外国為替市場に関連する連邦刑法の違反の可能性に関する刑事上の調査を終了した旨の通知を受けた。いずれの通知にも、各当局が今後その調査を再開する可能性があることが留保されている。またかかる通知は、未だ継続中である当行の外国為替トレーディングおよび実務に関する他の規制当局および法執行当局の調査に対して、何ら拘束力ある影響を与えるものではない。2016年12月7日、当行が、ブラジルの反トラスト執行当局であるCADEとの間で、ブラジルに拠点を置く当行の元トレーダーによる外国為替市場における行為に対する調査を終結させるための合意に達したことが発表された。これにより、CADEによる行政手続は、当行に関連するものについては終結することとなった。その他いくつかの規制当局および法執行当局による調査は継続中であり、当行はこれらの調査に協力している。

当行はまた、外国為替相場の操作があったとして反トラスト法および米国商品取引所法上の請求を主張する、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起された複数の推定集団訴訟の被告のうちの一つとなっている。現在、4件の集団訴訟が係争中である。1件目の集団訴訟では、店頭市場のトレーダーおよび中央取引所のトレーダーの推定集団を代理して提起されており、基準金利および直物為替相場の両方、特に直物為替相場について提示されるスプレッドに関して、競争を抑制し、これらを操作するための違法な合意があったと主張されている。訴状はさらに、これらの共同した違法行為により、中央取引所において外国為替先物およびオプションの人為的な相場が形成されたと主張している。2016年9月20日、かかる集団訴訟に対する当行の棄却の申立ては、一部は認められ、一部は否認された。2件目の訴訟では、上記の集団訴訟におけるのと同様の主張に基づき、かかる行為は1974年米国従業員退職所得保障法（「ERISA」）に基づく被告の信託義務を発生させるとともに、その違反を生じさせたと主張されている。3件目の推定集団訴訟では、当行が「ラストルック」と呼ばれる機能の適用により電子取引プラットフォーム上のFX注文を一旦拒否したが、これらの注文がその後推定集団のメンバーにとって不利な価格により履行されたと主張されている。原告は、契約違反に基づく請求、準契約上の請求およびニューヨーク州の制定法に基づく請求を主張している。4件目の訴訟では、上記の集団訴訟におけるのと同様の主張に基づき、かかる行為はFX商品の「間接購入者」に損害を与えたと主張されている。これらの請求は、シャーマン法、ニューヨーク州ドネリー法、カリフォルニア州カートライト法およびカリフォルニア州不正競争法に基づいている。

2016年8月24日、裁判所は、被告側によるERISA訴訟の棄却の申立てを受理した。同訴訟の原告は、2017年1月9日、米国第2巡回区控訴裁判所に控訴趣意書を提出した。2017年2月14日、裁判所は、ラストルック訴訟に対する当行の棄却の申立てを一部認め、一部否認した。当行は、2017年1月24日、間接購入者訴訟の棄却の申立てを行った。集団訴訟およびラストルック訴訟では証拠開示手続が開始されたが、ERISA訴訟および間接購入者訴訟では未だ証拠開示手続は開始されていない。

当行はまた、カナダのオンタリオ州およびケベック州において提起された2件の集団訴訟の被告のうちの一つとなっている。2015年9月10日に提起されたこれらの集団訴訟は、米国での集団訴訟におけるのと同様の事実を主張しており、カナダ競争法およびその他の訴訟原因に基づく損害賠償を請求している。

これらの案件の多くは、かかる案件の結果を予測することや、当局により課せられる可能性のある罰金または民事訴訟により支払義務を負う可能性のある損害賠償について見積もることができるほど十分に進展していない。多くの他の金融機関もまた、現在調査を受けている。これらの金融機関が和解をした場合は、当行など他の金融機関の類似の訴訟の帰結にも悪影響を与える可能性があり、特に高額な和解金は、他の和解における基準またはテンプレートとして使用される可能性がある。したがって、これらの案件により、当行は、刑事上および民事上の制裁に加えて、多額の金銭的損害および防御費用を被るリスクに晒され、これらが当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、現在、銀行間取引金利に関する規制当局および法執行当局の業界全体に及ぶ調査ならびに民事訴訟の対象となっている。本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など多数の不確実性により、本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、様々な規制当局および法執行当局（米国の複数の州検事長を含む。）より、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）その他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体に及ぶ調査に関連して、情報提供の要請を受領した。当行は、かかる調査に協力している。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。

既に公表した通り、当行は2013年12月4日、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブのトレーディングにおける反競争的行為に関する欧州委員会の調査手続を決着させる集団和解の一環として、欧州委員会との間で和解に達した。和解条件に基づき、当行は、総額7億2,500万ユーロを支払うことに合意した。

また、既に公表したとおり、当行は2015年4月23日、LIBOR、EURIBORおよびTIBORの設定に関する不正行為の調査を決着させるため、DOJ、CFTC、英国の金融行動監督機構（「FCA」）およびニューヨーク州金融監督局（「DFS」）との間で個別の和解に達した。和解条件に基づき、当行は、DOJ、CFTCおよびDFSに対して21億7,500万米ドル、またFCAに対し2億2,680万英ポンドの制裁金を支払うことに合意した。これらの制裁金は、電子通信詐欺の1つの訴因についての有罪答弁に関するDBグループ・サービスズ（UK）リミテッド（当行の間接所有全額出資子会社）の判決後にDOJに支払うべき（但し、2017年3月28日に予定されている裁判所の承認を条件とする）1億5,000万米ドルを除いて、全額支払われている。DOJとの合意解決の一環として、当行は、3年を期限とする訴追延期合意を行った。これに基づき、（とりわけ）当行による電子通信詐欺の訴因およびシャーマン法に違反する価格協定の訴因からなる略式起訴状の米国コネティカット地区連邦地方裁判所への提出が合意された。

上記の和解に関連して当行が行った事実に関する承認は、当行が係争中および将来の請求に対して防御することを困難にする可能性がある。

上記のとおり、当行は、LIBOR、EURIBORおよびTIBORの設定に関して、米国の州検事長のワーキング・グループによる調査の対象となっている。当行は、引き続き米国の州検事長の調査に協力している。各種の銀行間取引金利の設定に関する当行への調査はそのほかにも続いており、当行は引き続きさらなる措置に晒される可能性がある。

また、当行は、各種の銀行間取引金利の設定に関する操作の疑いについて、47件の民事訴訟の当事者となっている。推定集団訴訟を含むそれらの民事訴訟の多くは、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（SDNY）において、当行およびその他多数の被告に対して係属している。これらの民事訴訟のうち6件を除くすべてが、米ドルLIBOR設定に関する操作により損失を被ったと主張する当事者を代理して提起されたものである。米ドルLIBORに関連しない当行に対する6件の民事訴訟もまた、SDNYに係属しており、これらは円LIBORおよびユーロ円TIBORに関する2件の訴訟、EURIBORに関する1件の訴訟、英ポンドLIBORに関する1件の集団訴訟、スイスフランLIBORに関する1件の訴訟ならびに2つのシンガポールドル金利指標、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）に関する1件の訴訟からなる。

当行は、銀行間取引金利の件が当行に与える影響を予想することができないが、政府機関による罰金、当行に責任があるとされた場合の民事訴訟における損害賠償、法律上および規制上の制裁（刑事上の制裁の可能性を含む。）ならびにその他の措置が含まれる可能性がある。

かかる不確実性は、本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など、当行の支配の及ばない複数の要因によりさらに増している。また、規制当局および法執行当局が、金融業界を構成する金融機関の行為を全体として評価することにより、当該当局の当行に対する措置に影響する可能性がある。罰金、損害賠償、法律上および規制上の制裁ならびにその他の措置のいずれも、設定された引当金を超えて、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、貴金属トレーディングおよび関連行為の調査に関して、規制当局および法執行当局より、情報および文書の請求を含む問い合わせを受けている。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。当行はまた、貴金属トレーディングおよび関連行為に係る複数の推定集団訴訟においても被告のうちの一つとなっている。

当行は、貴金属トレーディングおよび関連行為の調査に関して、一部の規制当局および法執行当局より、情報および文書の請求を含む問い合わせを受けている。当行は適宜これらの調査に協力し、関連当局と連携している。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。これに関連して、当行は、貴金属の指標への当行の過去の関与や当行の貴金属トレーディングおよび貴金属ビジネスのその他の側面に関する独自の内部調査を行っている。

当行はまた、金に関してはオンタリオ州、銀に関してはオンタリオ州およびケベック州におけるカナダの集団訴訟手続の被告のうちの一つとなっている。各訴訟手続において、カナダの競争法違反およびその他の訴訟原因について損害賠償が請求されている。これらの訴訟は、当行に重大な責任を生じる可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により実行された株式取引の状況を調査し、当該取引について複数の法域の規制当局および法執行当局に通知している。法律または規制の違反が発生したことが判明した場合、これにより生じる当行に対する制裁金は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により当行との間で実行された、互いに相殺する関係にある株式取引の状況を調査した。調査対象の取引の合計額は多大である。法律、規制および方針に対する違反の可能性および関連する内部統制環境についての当行による内部調査は終了し、特定された調査結果を検討している。現在までに、当行の方針に対する一定の違反および当行の統制環境における不備が特定されている。当行は、この調査について複数の法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行当局に通知しており、また本件に関与した一部の個人に対して懲戒処分を実行し、その他の者についても令状が発せられれば処分を実行していく。2017年1月30日および31日、ニューヨーク州金融監督局（DFS）と英国金融行動監督機構（FCA）は、本件の調査に関しそれぞれ当行と和解したことを発表した。この和解をもって、DFSおよびFCAによる当行インベストメント・バンキング部門のマネーロンダリング対策管理部門に対する

調査は、上記株式取引に関する調査を含めて終了した。DFSとの和解契約の条件に基づき、当行は同意命令（Consent Order）に服し、民事制裁金として4億2,500万米ドルを支払うこと、ならびにドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（DBTCA）および当行のニューヨーク支店によるまたはこれらを通じた活動に関連または影響した既存のマネーロンダリング対策コンプライアンス・プログラムに対する包括的な検査を行うため、向こう二年間について独立した監視人を一名設置することに同意した。また当行は、FCAとの間の和解契約の条件に基づき、民事制裁金として約1億6,300万ポンド支払うことに同意した。和解金額の大部分は、当行の訴訟準備金としてすでに計上されている。当行は、DOJおよび連邦準備制度理事会を含む他の規制当局および法執行当局により継続中の、これらの証券取引に係る調査にも協力している。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

米国の規制当局および法執行当局は、当行が過去に米国の通商禁止法の対象国の当事者のために行った特定の米ドル建て支払指図の処理が、米国の連邦および州の法律を遵守していたか否かを調査している。当行は、本件の一部については和解に至っているが、その他の調査はまだ進行中である。本件の最終的な帰結は予測不能であり、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに引き続き重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、特定の規制当局および法執行当局から、当行が過去に米国の通商禁止法の対象国の当事者のために米国金融機関を通じて処理した米ドル建て支払指図に関する情報の請求を受けている。これらの当局は、かかる処理が米国の連邦および州の法律を遵守していたか否かを調査している。2015年11月3日、当行は、ニューヨーク州金融監督局およびニューヨーク連邦準備銀行との間で、当行調査を決着させるための合意に至った。当行は、これら二者に対してそれぞれ2億米ドルおよび5,800万米ドルを支払い、一定の従業員を解雇し、一定の過去の従業員を再雇用せず、一年間独立した監視人を設置することに同意した。また、ニューヨーク連邦準備銀行は、一定の是正措置を命じ、具体的には、効果的なOFAC遵守プログラムを策定し、同連邦準備銀行がその有効性について満足するまで独立当事者による当該プログラムの評価を毎年行うことを要請した。当行は、その他の調査当局（DOJを含む。）に対しても引き続き情報を提供するなどの協力を行っている。未だ予測できる時期ではないが、当行が対象となっている調査の最終的な帰結は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行の米国住宅ローン事業に関する契約上の請求、訴訟および当局による調査に晒されており、これらが当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、2005年から2008年までの間、米国住宅ローン事業の一環として、プライベート・レーベルの証券化商品に約840億米ドルのローンを販売し、ホールローンとして710億米ドルのローンを販売した。当行は、表明および保証の重大な違反の主張に基づく購入者、投資家および金融保険会社からのローンの買戻しまたは上記により引き起こされた主張される損失についての当該者への補償を請求されており、また将来においても請求される可能性がある。当行は一般に、契約上の権利および適用ある出訴期限に従って行われた有効な買戻請求にのみ応じている。2016年12月31日現在、無効の合意がなされたものを除く当行に対する住宅ローン買戻請求残高は、約8億4,700万米ドル（ローンの当初元本残高に基づく。）である。かかる請求残高に対して、当行は2016年12月31日付で、1億7,300万米ドル（1億6,400万ユーロ）の引当金を計上している（当行は、その一部について補償される。）。しかしながら、一般の引当金と同様、当行が計上した引当金は、既に行われまたは今後行われる可能性のある特定の請求または請求全体につき、最終的に十分ではないこととなる可能性がある。当行はその他の潜在的な住宅ローン買戻請求の発生も予想しているが、その時期または金額を確実に見積もることはできない。2016年12月31日現在、当行は、当初元本残高にして約88億米ドルの住宅ローンにつき、買戻しを完了し、無効の合意を取得しまたはその他の方法により解決に至っている。これらの買戻し、合意および解決により、当行は、当行が販売した上記の住宅ローンのうち約981億米ドルについて潜在的な請求から免責された。

2005年から2008年までの間、当行または当行の関連会社は、第三者オリジネーターのため、約1,050億米ドルの米国住宅ローン担保証券（以下「RMBS」という。）の引受会社としても行爲した。

住宅ローン証券化市場における他の多くの参加者と同様、連結財務諸表の注記30「引当金」の項にも記載のとおり、当行は、モーゲージ貸出金、RMBS、商業用不動産担保証券（CMBS）、債務担保証券（CDOs）、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブのオリジネーション、購入、証券化、売却、評価ないしトレーディングに関する活動についていくつかの規制当局や政府機関から召喚状および情報提供の要請を受けている。当行は、かかる召喚状および情報提供の要請に対してできる限りの協力を行っている。これらの調査の一部は、他の金融機関が米国金融詐欺対策タスクフォースの住宅ローン担保証券作業部会のメンバーとの間で和解を締結し、多額の制裁金を支払うに至ったものと性質が類似している。

DOJが当行のRMBSのオリジネーションおよび証券化に対する調査に基づき検討していた当行への潜在的な請求について、2016年9月12日に和解交渉が開始され、DOJから当行に対し140億米ドルの当初請求がなされた。2016年12月23日、当行はDOJとの間で、2005年から2007年までの間に遂行された当行のRMBS事業に関する潜在的な請求を決着させる基本合意に至ったと発表した。2017年1月17日、この和解は最終合意に至ったことがDOJにより発表された。かかる和解合意に基づき、当行は、民事制裁金として31億米ドルを支払い、消費者救済の資金として41億米ドルを提供することに合意した。上記の事業に関する当行への調査はそのほかにも続いており、当行は引き続きさらなる措置に晒される可能性がある。

また、RMBSの発行会社、引受会社ないし受託会社として、当行や当行の関連会社には多くの訴訟が提起され現在も係争中である。RMBSに関するかかる訴訟は係争の様々な段階にあり、当行は、法廷外での賢明な解決を実現する機会を追求しつつ、引き続き積極的に防御活動を行っていく予定である。

法律上および規制上の手続きには多くの不確実性が伴い、個々の手続きの結果を予想することは不可能である。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

当行は、現在、ポストバンクの全株式の取得に関する当行の株式公開買付けに関連した民事訴訟に服している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2010年9月12日、当行は、ドイツ・ポストバンクAGの全株式を取得する株式公開買付けを実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は、正式な入札関連書類を発行した。株式公開買付けにおいて、当行は、ポストバンク株主に対し、ポストバンク株式1株につき25ユーロの対価を提示した。株式公開買付けは、合計で約4,820万株のポストバンク株式について応諾された。

2010年11月、株式公開買付けに応じたポストバンクの旧株主であるエフェクテン・シュピーゲルAG (Effecten-Spiegel AG) は、かかる提示価格が著しく低く、ドイツ連邦共和国の適用ある法律に基づき決定されたものではないと主張し、当行に対して訴訟を提起した。原告は、当行が、遅くとも2009年にはドイツ・ポストバンクAGの全株式について強制株式公開買付けを行う義務があったと主張する。原告はまた、遅くとも2009年には、ドイツ・ポストバンクAGにおけるドイツポストAGの議決権が、ドイツ公開買付法第30条に従って当行に帰属されるべきであったと主張する。上記に基づき、原告は、2010年の株式公開買付けにおいて当行が提示したドイツ・ポストバンクAG株式の対価は、1株当たり57.25ユーロまで増額される必要があると主張している。

ケルン地方裁判所は2011年に当該請求を棄却し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を棄却した。連邦裁判所は、ケルン控訴裁判所の判決を破棄し、本件を控訴裁判所に差し戻した。その判決において、連邦裁判所は、控訴裁判が、当行とドイツポストAGが2009年に「共同した」とする原告の主張を十分に考慮していないと述べた。ケルン控訴裁判所は、2017年11月8日に追加審問を予定している。

2014年以降、2010年の株式公開買付けに応じたその他のドイツ・ポストバンクAGの旧株主が、当行に対して、エフェクテン・シュピーゲルAGと同様の訴訟を提起している。これらはケルン地方裁判所において係争中であるが、うち3名の原告が、ドイツ投資家モデル訴訟手続法 (German Capital Markets Model Case Act) に基づくモデル訴訟手続 (Musterverfahren) を申請した。ケルン地方裁判所は、2017年1月27日にこれらの後続案件の審問を行い、2017年4月28日に決定を下す意向を発表した。

2015年9月、ドイツ・ポストバンクAGの旧株主は、2015年8月にドイツ・ポストバンクAGの株主総会で採択された少数株主からの株式買い取り (スクイズアウト) の決議無効を求め、ドイツ・ポストバンクAGに対する株主訴訟をケルン地方裁判所に提起した。原告は、なかでも当行が2009年により高い価格で強制株式公開買付けを行うべきであったのにこれを行わなかったとの主張に基づき、当行のポストバンク株式に関する議決権を停止すべきであると主張している。スクイズアウトは確定しており、この訴訟手続により覆る余地はないが、損害賠償金の支払いが発生する可能性がある。本訴訟における原告は、上記のエフェクテン・シュピーゲル訴訟におけるのと同様の法的主張を述べている。ケルン地方裁判所は、2017年春に決定を行う意向を示した。

本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

当行は、現在、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナとの取引に関連して、民事および刑事訴訟に服している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2013年2月、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行 (以下「MPS」という。) は、当行に対して、イタリアにおいて民事訴訟を提起した。当該訴訟においてMPSは、当行がMPSおよびその全額出資の特別目的ヴィークルである「サントリーニ (Santorini)」との間で、MPSが当行との過去の取引により生じた損失を繰り延べることを可能にするレポ取引を実行したことにより、MPSの不正会計において旧MPS上級管理職を支援したと主張した。その後、2013年7月、MPSの筆頭株主であるモンテ・デイ・パスキ財団もまた、イタリアにおいて、実質的に同様の事実に基づく損害賠償を求める民事訴訟を提起した。

2013年12月、当行はMPSとの間で民事訴訟を終結させる和解合意に至り、請求よりも低い金額で決着した。モンテ・デイ・パスキ財団による民事訴訟（損害賠償の請求金額は2億2,000万ユーロから3億8,100万ユーロ）は未だ係争中である。2014年7月、同財団はその旧管財人およびDB S.p.Aを含む12行の銀行からなるシンジケート団に対して2億8,600万ユーロを求める別個の訴訟を提起し、フィレンツェ裁判所に係属している。

シエナ検察官により、上記取引およびMPSが他の当事者との間で行ったこれとは無関係の取引について、刑事上の調査が開始された。2014年夏、かかる調査は調査対象の嫌疑内容の変更により、シエナ検察官からミラノ検察官に移管された。2016年2月16日、ミラノ検察官は、当行ならびに当行の現在および過去の従業員6名に対して、正式審理への付託請求を行った。付託手続は、2016年10月1日の審問をもって終結し、ミラノ裁判所はかかる刑事訴訟のすべての被告を正式審理に付託した。当行は、イタリア政令第231/2001号に基づく管理責任および刑事訴追されている現在または過去の従業員の雇用主として民事代位責任に問われる可能性がある。正式審理は、2016年12月15日に開始し、現在も継続中である。当行は、引き続き規制当局に協力し、最新情報を提供している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、本件の結果により、当行のレピュテーションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行は現在、その年金資産に関して受領した一定の利益の課税上の取扱いについて、ドイツ税務当局との訴訟に服している。訴訟手続は、関係する下級財政裁判所において係争中である。裁判所が最終的にドイツ税務当局に有利な判決を下した場合、その結果は当行の包括利益および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当行は、従業員のために多数の退職年金給付制度を有している。ドイツでは、これらの年金制度の債務に資する年金資産は、ベネフィット・トラストGmbHにより保有される。ドイツ税務当局は、ベネフィット・トラストGmbHが2010年から2013年の間にその年金資産に関して受領した一定の利益の課税上の取扱いに対し異議を申し立てている。ベネフィット・トラストGmbHは、2010年についての税金および利息評価額として1億6,000万ユーロを税務当局に支払ったが、支払った金額の払戻しを求めて管轄下級財政裁判所に訴訟を提起している。2011年から2013年の期間については、2010年の税務訴訟の結果が出るまで保留されている。2011年から2013年について係争中の税金および利息もまた税務当局に支払われているが、その額は4億5,600万ユーロに上る。下級財政裁判所による判決は、いずれかの当事者により控訴される可能性があり、そのため本件は今後何年もの間、解決に至らない可能性がある。裁判所により当行に不利な最終決定がなされた場合は、当行の包括利益および財政状態に重大な悪影響をもたらす可能性がある。

刑事上の手続における当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、当行の事業の一部に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。

当行および当行の関連会社は、これまで刑事上の手続または調査の対象となったことがあり、現在もその対象となっている。特に、銀行間取引金利に関する不正行為についてのDOJによる調査の合意解決の一環として、当行の子会社であるDBグループ・サービズ（UK）リミテッドは、DOJと司法取引を行い、同社はこれに基づき電子通信詐欺の一つの訴因について有罪を認めた。また、KOSPI指数の急落問題に関連して、当行の子会社であるドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーは、その従業員による直物/先物に関連した市場操作に係る使用者としての刑事責任につき有罪判決を受けた。当行および当行の子会社はまた、その他の刑事上の手続または調査の対象となっている。

当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、ERISAに基づく重要な取引上の適用除外を利用する当行の資格の喪失につながる可能性がある。特に、かかる有罪答弁または有罪判決は、一定の資産運用戦略に関連する年金制度に対して資産運用サービスを提供するために必要な適用除外である「適格専門資産運用業者」（QPAM）禁止取引適用除外の規定に基づく、当行関連会社のQPAMとしての資格を喪失させる可能性がある。QPAMとしての資格の喪失は、当該資格に依拠する顧客（顧客との取引に当該資格が法律上必要とされることによるか、あるいは当行が当該資格の維持を顧客との間で契約上合意していることによるかを問わない。）に、当行との取引を中止させるかまたは差し控えさせる可能性があり、より一般的には当行のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。また、かかる資格の喪失を、当行が何らかの理由でERISAの管轄当局である米国労働省（DOL）の承認を失った証であると誤解し、これを理由に当行との取引を中止するかまたは差し控える顧客が出てくる可能性もある。このことは、当行の業績、特に米国におけるアセット・マネジメント事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当行は、DOLに対し、DBグループ・サービズ（UK）リミテッドの有罪答弁およびドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーの有罪判決にかかわらず、当行がQPAMとしての資格を維持することができるよう、適用除外認定の申請を行った。DOLは、2017年4月23日または上記有罪答弁および有罪判決の双方を勘案しての恒久的なQPAM適用除外の効力発生日（当行がDOLから認められた場合）のいずれか早い方の日付まで、一時的にQPAM適用除外の適用を認めた。当行は、QPAMの申請の裏付けとしてDOLに対して追加の情報を提供しているが、DOLからの結論はまだ出されていない。

QPAMの申請が承認されるかどうかは明らかではないが、当行は申請が拒否されてQPAMの資格を喪失する可能性があり、その場合上記と同様の悪影響を受ける可能性がある。

伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、非伝統的な与信業務にも従事しており、第三者の証券の保有や複雑なデリバティブ取引への従事といった取引にまで与信が拡大されている。これらの非伝統的な与信業務は、当行の信用リスクを著しく増大させる。

銀行および金融サービス提供会社として、当行は、金銭、証券その他の資産につき当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しない恐れがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外に当行が従事する業務の多くも、信用リスクに晒されている。

特に、グローバル・マーケット部門を通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。伝統的な銀行業務以外の業務により、例えば以下の各事由から信用リスクが発生する可能性がある。

- 第三者の証券の保有
- 相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結
- 実行された証券、先物、通貨または商品の取引が、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関またはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できないこと
- その他の取決めを通じた与信の拡大

トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、当行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行のデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になり得る。一定の信用デリバティブは、当行が支払いを受領するためには、相手方に対して裏付け証券、ローンまたはその他の債務を交付することが求められる。多くの場合、当行は、裏付け証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行に支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延し、これにより当行のレピュテーションや将来の業務の可能性が失われ、また当行に課せられる費用も増大する可能性がある。近時施行された欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ドッド・フランク法）は、一定のOTCデリバティブについて標準化、マージニング（証拠金の評価）、集中決済および取引報告の要件を導入した。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを削減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

世界規模の金融危機以降に直面した極めて厳しい市場環境は、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャード・クレジット市場を含め、当行が伝統的なタイプではない信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしており、今後も同様の状況が発生する可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、当行は過去にも損失を被っており、また今後もさらに被る可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。公正価格とは、強制的売却もしくは清算時売却以外の場合で、取引を希望する知識を有する当事者間の独立当事者間取引において資産もしくは負債が交換されうる現在の価格をいう。公正価格で計上された資産の価格が低下した場合（または公正価格で計上された負債の価格が上昇した場合）、これに対応する公正価格の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。また、最近では複数の資産において公正価格と帳簿価額の間大きな差が出ている。

一定のクラスの金融商品について、価格や数値は実際には観測できない。かかる場合、公正価格は特定の商品につき適切であると当行が考える評価手法を用いて算定される。公正価格を算定する評価手法の適用には、推定や経営陣の判断が伴い、その程度は市場における商品の複雑性および流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定条件およびモデル手法の選択および適用に必要となる。市場環境の悪化その他の原因により仮定条件のいずれかが変動した場合、当行が保有する金融商品の公正価格が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

当行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価格の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価格の上昇を差し引いてネットで計上される。しかしながら、当行はかかる公正価格の上昇を今後実現することができない可能性があり、またヘッジ取引の公正価格は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下などさまざまな理由により、今後変動する可能性がある。かかる取引価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価格とは切り離されているとも言え、将来損失をもたらす可能性がある。

当行のリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、当行は認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、リスク管理の方針、手続きおよび評価方法の策定に多大な資源を投入しており、今後も引き続き投入していく考えである。それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、またはあらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはなっておらず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の数量化手段および測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを数量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は前例のない水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻と流動性の著しい悪化に直面した。このボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、特に2008年には当行が被ったいくつかの損失の予測に失敗しており、将来においても重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、当行の数量モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め数多くの前提を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたは当行の統計モデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない地政学的な情勢の展開に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うかまたは当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。

当行のプロセスの履行上の誤り、従業員の行為、ITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止または事業継続の喪失あるいは当行と取引を行う者に関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。相手方の不履行リスクが増加することとなった欧州債務危機および世界規模の金融危機により、かかるオペレーショナル・リスクが顕在化する可能性が高まっている。

また、当行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、その金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼動しなかった場合、故障した場合、あるいはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤や失敗が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性が

ある。当行は、これらのリスクを、不適切な実務（特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守を含む。）により構成されるコンダクト・リスクに分類している。

当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止やシステムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化などに起因する処理実行の過誤や遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。取引処理に遅延が生じている間に市場環境が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取り扱いミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーを引き起こすおそれがある。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行のコントロールの及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者や当行が業務を行う地域社会または公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行などの意図的行為、ハリケーン、大雪、洪水、疾病の世界的流行および地震などの自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安などその他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となり得る。このような混乱は、当行の事業および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行と取引を行う第三者により提供されるサービスには、当行自らが履行した場合と同様のリスクが伴い、最終的には当行が当該サービスの責任を負うことになる。当行は、当行と取引を行う者が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務サービスを遂行することに依拠している。当行と取引を行う者がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、また規制措置を課せられる可能性がある。また、当行と取引を行う者の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。

当行のオペレーショナル・システムは、増加するサイバー攻撃やその他のインターネット犯罪のリスクに晒されており、その結果、顧客または取引先情報に重大な損失が発生し、当行のレピュテーションが損なわれ、また規制当局による制裁および財務上の損失が生じる可能性がある。

当行が直面するオペレーショナル・リスクには、ネットワークや情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスやマルウェアの導入、あるいはその他の形態のサイバー攻撃またはインターネット犯罪による、当行のコンピュータ・システムのセキュリティ侵害リスクがある。かかる侵害は、当行の顧客データの機密性やシステムの信頼性を脅かす可能性がある。当行は、かかる侵害から当行のコンピュータ・システムを保護するために多大な資源を投入している。また進化するサイバー攻撃のリスクに取り組むため、当行は、保護対策の修正や強化および情報セキュリティの脆弱性の調査や是正に向けて、多大な資源を投入してきた。しかしながら、かかる措置があらゆる脅威に対して有効であるとは限らず、残存リスクが依然として存在する。当行のグローバルなネットワークや当行が処理する取引量に鑑みると、その発見または是正前に一定の過誤や行為が繰り返され事態を悪化させる可能性がある。

当行およびその他の金融機関は、会社もしくは顧客の機密情報への不正アクセスの取得や会社データ、資源もしくは事業活動の損害もしくは妨害を目的とした攻撃を含む、コンピュータ・システムへの攻撃を経験している。近年のサイバー攻撃の頻度の増加や複雑化により、世界中の多くの組織に関するリスク・プロファイルが増大しており、当行の経営陣は、これらの攻撃に対する準備態勢の全体的なレベルに大きな注意を払っている。サイバー・セキュリティは、当行の業務がその技術環境に依拠しており、今後益々依拠していくといった要因により、その重要性が高まっている。当行は、現在のところ、このような攻撃による重大なデータの損失を被ったことはないが、新しい技術の使用やインターネットへの依存の高まり、ならびにこうした攻撃の多様性や精緻化を考慮すると、当行はそのすべての攻撃を有効に予測し防ぐことができない可能性もある。攻撃が成功した場合、顧客または自己情報の漏洩もしくは悪用、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、追加コスト（調査およびサービス再開に関する費用など）の負担、レピュテーションの毀損、顧客不満足および潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーなどの結果、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の決済業務の規模が大きいため、かかる業務が適切に行われなかった場合には、当行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。

当行は、大きな規模で決済業務を行っており、また保有する情報技術（IT）ランドスケープも一層複雑化しかつ相互に密接に連携している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼動しなかった場合、当行、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損害は大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および回避により、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

当行は、随時、事業結合を検討している。当行は、買収を計画する会社、事業、資産、負債または契約を調査するが、通常、かかる調査をあらゆる点で完全なものにすることは不可能である。このため、当行は、予想していなかった損失を被り、または買収が予期したとおりに機能しない可能性がある。重要な事業結合を発表または完了した場合で、当該取引が高額すぎるまたは当行の競争力を増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価は著しく下落する可能性がある。また、当行の事業との結合をはかった企業との統合に困難を生じる可能性がある。発表した事業結合を完了できなかった場合、または買収した事業の当行への統合に成功しなかった場合、当行の収益性は重大な悪影響を受ける可能性がある。このことは、当行の事業見通しおよび運営に対する投資家の見解に悪影響を及ぼす可能性もあり、その結果当行の株価が下落する可能性がある。またこれにより、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また従業員の残留を促すために報奨金を支払う必要があると当行が判断した場合は費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

当行の本国ドイツの市場および国際市場における激しい競争は、当行の収益および収益性に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツおよびグローバルな市場における主な事業分野のすべてにおいて、競争が激しくなっている。当行が、当行に収益をもたらす魅力的な商品およびサービスの提供をもってかかる市場における競争環境に対処できなかった場合、当行は、その事業の重要な分野における市場シェアを失い、または業務の一部もしくは全部において損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、当行における価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

近年、金融機関では、大規模な合併および集中が行われ、世界規模の金融危機時には前例のない規模の統合が行われた。かかる傾向は、当行の競合他社の一部の資本基盤および業務地域を著しく増大させ、証券およびその他の金融市場のグローバル化を加速した。その結果、当行は、より大規模で資金力があり、現地の市場においてより強固な地位を占める可能性のある金融機関と競争しなくてはならなくなった。また、世界規模の金融危機に対する政府の措置により、当行が競争上不利な立場におかれる場合もある。

他のユニバーサル・バンクや金融サービス会社といった従来の競合他社に加えて、新興企業やテクノロジー企業といった新たなグループが、将来の競合勢力としてバンキング・サービスおよび商品への興味を強めている。これらの新たな競合他社は、中核的な商品（支払い、基本貯蓄口座ならびに融資および投資アドバイザー等）および新商品（ピアツーピア・レンディングや株式型クラウドファンディング等）の双方における競争を激化させる可能性がある。

米国国務省によりテロ支援国家として指定された諸国内の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資者が、当行との取引または当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置が講じられることとなる可能性がある。

当行は、イランおよびキューバを含め、包括的制裁の対象となっている一部の諸国または地域（以下「制裁対象国」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）または米国経済制裁の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を過去に行ってきたり、現在も行っている。米国の法律は、米国人または米国法域内で行うその他の者が制裁対象国または制裁対象者と取引を行うことを一般的に禁止している。そのため、米国の規制は、状況によっては、米国外の地域における活動や非米国人による活動にも適用される場合がある。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けており、また当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けることになる可能性がある。当行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象国および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国法域内で活動する者がその管理もしくは実務に関与することを回避し、また国際連合、欧州連合およびドイツによる通商禁止措置の遵守を確実にするべく策定された方針および手続きに服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法域に関わりなく他の地域にも適用範囲を拡大している規制上の要件の遵守を確保するために、上記の方針および手続きを拡充した。しかしながら、もし当行の方針には効果がないと証明された場合には、当行は、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置を課せられる可能性がある。2007年までに、当行取締役会は、イラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮等の諸国内の取引相手方と当行が新規取引を行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っている取引を終了することを決定した。当行取締役会はまた、キューバの取引相手方との取引を制限することを決定した。このうち、イラン、スーダンおよびシリアは現在、米国国務省によりテロ支援国家に指定されている。

当行は、2007年12月31日に閉鎖するまで、イランのテヘランに駐在員事務所を有していた。イランの取引相手方との間で当行が行っている残りの取引の大部分は、欧州およびアジアの輸出業者の輸出契約に対して資金を提供するために2007年より前に設定された数件の大規模な貿易金融ファシリティーへの貸し手および/またはエージェントとしての参加である。大部分の上記ファシリティーの期間は10年以上であり、当行は契約上の義務を履行する責務を法的に負っている。イランの借り手に対する融資残高は2016年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回り、またイランの取引相手方との全取引業務による収益は2016年12月31日に終了した年度の当行の総収益の0.01%を下回り、当行は、イランの取引相手方との取引業務が当行の事業全体に対して重要な部分を占めるものではないと考えている。

近年、米国は、2010年イラン包括制裁法、2012年度国防授權法、2012年イラン脅威削減およびシリア人権法、2012年イラン自由および拡散防止法ならびに多数の行政命令の制定など、特にイランの金融、エネルギー、海運または軍事部門における活動や特定のイランの取引相手方を支援することとなる業務を提供する会社に対する制裁の可能性を規定する方法によ

り、かかる取引が米国法域内で発生するか否かにかかわらず、外国企業がイランと取引することを阻止するための措置を講じている。こうした間接的なまたは「二次的な」米国経済制裁の対象には、イランの広範な主体、個人および金融機関との重要な取引を促進しまたはこれに重要な金融サービスを提供する、外国の金融機関が含まれる。

「P5+1」諸国とイランの間の包括的共同行動計画（これに基づきイランはその核開発プログラムを制限することに同意し、P5+1諸国は一定の制裁措置を軽減することに同意した。）の「実施日」が2016年1月16日に到来したことを受けて、イランを対象とする二次的制裁は縮小されているが、解除されてはいない。実施日以降、当行は、イランに関する新たな活動に従事してはいるが、その範囲は限定的である。当行は、デュー・ディリジェンスを強化しつつ、イランの外に所在する当行顧客を代理してイランからのまたはイランへのユーロ建ての現金払い込みを実行している。当行は、原則としてイランの取引相手方との新たな貿易金融取引を引き続き制限し、貸付契約の締結は行わない予定である。

当行は、上記法律による制裁の対象となる活動には従事していないものと確信しているが、米国当局はかかる法律の適用について相当な裁量を有しており、当行に対して制裁が課されたような場合には重大なものとなる可能性がある。また米国およびその他の法域により賦課される直接的および二次的制裁は、特にイランとの間の包括的共同行動計画が奏効しないと判断された場合には、今後拡大される可能性もある。制裁の拡大に関する提案は、米国議会等で継続的に議論されている。

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法第219条（1934年証券取引法（改正済）第13条(r)）の要請に基づき、当行は、イランおよび当該規定に服するその他の米国による制裁の対象者との取引等に関する一定の情報を開示した。

当行はまた、限定的ではあるが、国際連合、欧州連合またはドイツのいずれの通商禁止措置も適用されないキューバに所在する相手方との取引を行っている。かかる取引は、ごく少数の信用状および信用状により発生する請求で構成されており、その残高は2016年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回っている。かかる取引では、機械などの商品や医療用品の取引に資金を融通している。

米国およびその他の地域の政府機関および非政府組織が、制裁対象国、特にイランと取引を行っている主体との取引もしくはかかる主体への投資を禁止し、またはかかる主体への出資の撤退を求める法律、規制もしくは方針の採用に向けた施策を主導していることを、当行は報道等を通じて認識している。かかる施策により、取引禁止の対象とされる主体を、顧客としてもしくは当行の証券への投資者として獲得、維持することが当行にとって不可能となるおそれがある。さらに、かかる対象国との関係により、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。その結果、当行の事業もしくは当行の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A．D B ベタイリグクス - ホールディング GmbH
- B．D B フィナンツ - ホールディング GmbH
- C．ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト
- D．D B キャピタル・マーケッツ (ドイチェランド) GmbH
- E．サル・オッペンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA
- F．ノーリスバンク GmbH
- G．D W S ホールディング & サービス GmbH
- H．ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメント GmbH
- I．R R E E F マネジメント GmbH
- J．P B C バンキング・サービスズ GmbH
- K．サル・オッペンハイム・オルタナティブ・インベストメント GmbH
- L．ノルトヴェストドイチャー・ヴォーヌングスバウトレーガー・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクター・ハフトウ
ンク
- M．ドイチェ・ポストバンク AG

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態及び経営成績の分析

「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、 取締役会報告書」参照

キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書においては、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（「マネジメント・アプローチ」）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期債務の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入れが主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（グローバル・マーケッツの事業ラインにより設計および実行され、収益創出活動である。）、ならびに財務（トレジャリー）が発行する債務（他の資金源と交換可能であるとみなされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に規制上の資本要件を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結対象会社グループの変更による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動や資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は、通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

2016年度および2015年度

以下の表は、ドイツ銀行の2016年度連結財務諸表に基づく2015年度および2016年度のデータの抜粋である。

単位：百万ユーロ（億円）	2015年	2016年
	（監査済）	
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,252 (83,359)	70,610 (87,521)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-8,242 (-10,216)	11,239 (13,931)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-5,583 (-6,920)	-1,649 (-2,044)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	94 (117)	-28 (-35)
現金および現金同等物、期首残高	51,960 (64,404)	105,478 (130,740)
現金および現金同等物、期末残高	105,478 (130,740)	185,649 (230,112)

当行グループの現金および現金同等物は、2015年12月31日現在の1,055億ユーロから増加して、2016年12月31日現在では1,860億ユーロとなった。この増加は、中央銀行への利付当座預金および決済勘定ならびに中央銀行への翌日物預金および一日前通知預金が増加したことによるものであった。

2016年度は13億5,600万ユーロの当期純損失を計上したことに照らして、非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2016年末にプラス706億ユーロ（2015年末はプラス673億ユーロ）となり、かかる金額が2016年度の現金および現金同等物の800億ユーロの増加に含まれている。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動に使用された現金および財務活動から供給された現金によるものであった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2016年度はプラス112億ユーロ（2015年はマイナス82億ユーロ）となった。これは、主に売却可能金融資産によるものであった。投資活動によるプラスのキャッシュ・フローは、売却可能金融資産の売却および売却可能金融資産の満期償還によるプラスのキャッシュ・フローが、売却可能金融資産の取得によるマイナスのキャッシュ・フローにより一部しか相殺されなかったことによるものであった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2015年末はマイナス56億ユーロであったのに対し、2016年12月31日現在ではマイナス16億ユーロとなったが、これは主に信託優先証券の返済および償還が減少したことや、当行株主に対して現金配当が支払われなかったことによるものであった。

上記の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの増減の結果、現金および現金同等物は増加した。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2016年度における土地・建物および備品・器具への設備投資に約7億2,500万ユーロを費やした。2016年度に、10億9,200万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

2【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

	2015年12月31日	2016年12月31日
（ドイツ銀行）		
土地・建物	75	63
	(9,296)	(7,809)
備品・器具	848	865
	(105,110)	(107,217)
（ドイツ銀行グループ）		
土地・建物	1,098	1,185
	(136,097)	(146,881)
備品・器具	1,748	1,727
	(216,665)	(214,062)

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2016年12月31日現在)

授權株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式(数)(注)
1,379,273,131	1,379,273,131	-

(注)ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような授權資本および条件付資本の増加の定めを置いている。

授權資本(2016年12月31日現在)

取締役会は、2020年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額352,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2020年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額1,408,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

条件付資本

株式資本は、100,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて256,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。

条件付資本は、

- 2014年5月22日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
 - 上記の権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権もしくはオプション権の行使および/または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、90,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて230,400,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- 2012年5月31日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
 - 上記の権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

【発行済株式】

2016年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、3,530,939,215.36ユーロであり、無額面普通株式1,379,273,131株により構成される。株式は全額払込済みであり、記名式である。各株式につき一議決権が付与される。

当行の株式は、ドイツ国内各証券取引所およびニューヨーク証券取引所に上場されている。

2016年末現在、当行が保有する自己株式は203,442株であり、当行の株式資本の0.01%に相当する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】(2016年12月31日現在)

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2013年 5月2日	90,000,000	1,019,499,640	230,400,000.00ユーロ (28,558百万円)	2,609,919,078.40ユーロ (323,499百万円)	記名式無額面普通株式の発行による増資(アクセレレーテッド・ブックビルディング・オファリングにより機関投資家に対して発行された)
2014年 6月5日	59,931,506	1,079,431,146	153,424,655.36ユーロ (19,017百万円)	2,763,343,733.76ユーロ (342,516百万円)	カタールのシェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャボール・アルサーニ氏が所有・管理する投資会社であるパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドに対する1株当たり29.20ユーロの株式発行による増資
2014年 6月20日	299,841,985	1,379,273,131	767,595,481.60ユーロ (95,143百万円)	3,530,939,215.36ユーロ (437,660百万円)	当行の株主に対する18対5(所有する既存の18株に対して5株)の比率のライツ・オファリング(1株当たり行使価格22.50ユーロ)による増資

(4) 【所有者別状況】

2016年12月31日現在の株主数は、598,122人であった。

	株式資本中所有割合(%) (推定)
個人投資家	23
機関投資家	77
	100

(5) 【大株主の状況】

当行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合3%以上の報告義務に基づく通知による、当行の大株主は下記のとおりである。

名称	所在地	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
C-QUADRATスペシャル・シチュエーションズ・デディケーティッド・ファンド	ケイマン諸島	9.90%(注1)
ブラックロック・インク	ウィルミントン・デラウェア州	5.88%(注2)
パラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッド	英領ヴァージン諸島	3.05%(注3)
スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド	ケイマン諸島	3.05%(注4)

(注1) 2017年4月28日付の当行宛の通知に基づく。その後、2017年6月7日現在まで変更の通知は受けていない。当行は、海南交管控股有限公司(Hainan Jiaoguan Holding Co., Ltd.)(海口市)の実質保有株式がこの中に含まれているものと理解している。

(注2) 2017年4月12日付の当行宛の通知に基づく。その後、2017年6月7日現在まで変更の通知は受けていない。

(注3) 2015年8月20日付の当行宛の通知に基づく。その後、2017年6月7日現在まで変更の通知は受けていない。

(注4) 2015年8月20日付の当行宛の通知に基づく。その後、2017年6月7日現在まで変更の通知は受けていない。

2【配当政策】

(1) 配当方針

2015年度について、取締役会および監査役会は、配当可能利益165,256,667.68ユーロを翌年度に繰り越し、配当金は支払わないことを提案した。

2016年5月19日開催の当行株主総会は、この提案を採択した。

2016年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

- a) 2016年度の配当可能利益のうち、2015年の配当可能利益に帰属し、2016年には支払われずに翌年度に繰り越された金額165,256,667.68ユーロから、2015年度の配当支払適格のある2,065,548,807株の無額面株式につき1株当たり0.08ユーロの配当金（総額165,243,904.56ユーロ）を支払う。残高の12,763.12ユーロは翌年度に繰り越す。
- b) 2016年度の配当可能利益のうち、残る281,885,949.46ユーロから、2016年度の配当支払適格のある2,065,548,807株の無額面株式につき1株当たり0.11ユーロの配当金（総額227,210,368.77ユーロ）を支払う。残高の54,675,580.69ユーロは翌年度に繰り越す。

2017年5月18日開催の当行株主総会は、この提案を採択した。

(2) 1株当たりの配当等の推移

下記の表は、2012年から2016年までの、当行の株式1株当たりの配当等を示したものである。

ドイツ銀行（非連結）

（単位：ユーロ（円））

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
1株当たり配当金	0.75 (93)	0.75 (93)	0.75 (93)	0.00 (0)	0.19 (24)
1株当たり当期純利益	0.78 (97)	0.88 (109)	0.92 (114)	0.02 (2)	0.20 (25)
1株当たり株主資本および準備金（注1）	36.54 (4,529)	36.21 (4,488)	33.10 (4,103)	33.11 (4,104)	33.08 (4,100)
配当性向（%）	95.6	85.6	81.9	0.0	93.0

（注1）配当可能利益を除く。

ドイツ銀行グループ（連結）（注1）

（単位：ユーロ（円））

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
基本的1株当たり利益（注2）	0.27 (33)	0.64 (79)	1.34 (166)	-5.06 (-627)	-1.21 (-150)
1株当たり株主持分	57.37 (7,111)	50.80 (6,297)	49.32 (6,113)	45.16 (5,598)	42.74 (5,298)

（注1）各年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。従って、上記の表の各年度の数値もIFRSに基づき表示されている。

（注2）基本的および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2014年6月より前の全ての期間で修正されている。

3【株価の推移】

下記の表は、各期間のドイツ取引所Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価を示したものである。なお、当行株式は東京証券取引所に1989年11月9日に上場され、2006年9月29日に上場が廃止された。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って東京証券取引所における最近5年間の事業年度別最高・最低株価はない。

ドイツ取引所 Xetra System

(単位：ユーロ(円))

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
最高	33.63 (4,168)	32.97 (4,087)	34.05 (4,220)	29.83 (3,697)	19.72 (2,444)
最低	18.82 (2,333)	25.04 (3,104)	20.22 (2,506)	18.46 (2,288)	8.83 (1,094)

(注1) 2014年の増資を反映するため、2014年6月5日(権利付最終日)まで(同日を含む)の株価には遡及的に調整がなされている(調整係数0.9538(R-Factor)を乗じている)。

(注2) 2017年の増資を反映するため、2017年3月20日(権利付最終日)まで(同日を含む)の株価には遡及的に調整がなされている(調整係数0.8925(R-Factor)を乗じている)。

(2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って東京証券取引所における最近6ヶ月の月別最高・最低株価はない。

ドイツ取引所 Xetra System

(単位：ユーロ(円))

月別	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月
最高	11.98 (1,485)	11.99 (1,486)	12.35 (1,531)	12.26 (1,520)	13.81 (1,712)	16.63 (2,061)
最低	10.01 (1,241)	9.87 (1,223)	8.83 (1,094)	10.22 (1,267)	10.71 (1,328)	12.87 (1,595)

4【役員の状況】（提出日現在）（注1）

男性21名、女性9名（役員のうち女性の比率30%）

取締役会構成員および監査役会構成員の略歴

（取締役会）

氏名 (生年月日)	役職(担当)	略歴 初回就任年 任期満了年	所有株式数 (株)(注2)
ジョン・クライアン (John Cryan) (1960年12月16日)	取締役会会長(CEO)	2013年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2020年	9,160
キンバリー・ハモンズ (Kimberly Hammonds) (1967年5月21日)	チーフ・オペレーティング・オフィサー	2013年入行 2016年取締役就任 任期満了年:2019年	22,800
スチュアート・ルイス (Stuart Lewis) (1965年10月10日)	チーフ・リスク・オフィサー(CRO)	1996年入行 2012年取締役就任 任期満了年:2020年	51,347
シルヴィー・マテラ (Sylvie Matherat) (1962年5月6日)	チーフ・レギュラトリー・オフィサー(CRegO)	2014年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2018年	0
ニコラ・モロー (Nicolas Moreau) (1965年5月8日)	ドイチェ・アセット・マネジメント責任者	2016年入行 2016年取締役就任 任期満了年:2019年	0
ガス・リッチー (Garth Ritchie) (1968年7月5日)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク責任者	1996年入行 2016年取締役就任 任期満了年:2018年	28,778
カール・フォン・ローア (Karl von Rohr) (1965年10月16日)	チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー(CAO)	1998年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2018年	3,737
マルクス・シェンク (Dr. Marcus Schenck) (1965年10月31日)	プレジデント・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)	2015年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2018年	26,445
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) (1970年4月24日)	プレジデント・プライベート&コマーシャル・バンク(ポストバンクを含む)責任者	1989年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2017年	36,249
ヴェルナー・スタインミュラー (Werner Steinmüller) (1954年5月13日)	アジア太平洋地域チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	1991年入行 2016年取締役就任 任期満了年:2019年	79,792

(注1) 2017年7月1日付で、イエームス・フォン・モルトケ氏が取締役会構成員に新たに就任する予定である。

(注2) 2017年2月17日現在の所有株式数を記載している。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の業務指示書により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、その構成員の過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会議長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の業務指示書の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

(監査役会)

氏名 (生年月日)	役職/担当	略歴/初回就任年/任期満了年	所有株式数 (株) (注1)
パウル・アッハライトナー (Dr. Paul Achleitner) (1956年9月28日)	監査役会会長	初回就任年：2012年 任期満了年：2022年	0
ステファン・ルドシェフスキ・(*) (Stefan Rudschäfski) (1965年9月23日)	監査役会副会長	ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル副会長、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル副会長、 ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデンAG ハンブルク・エグゼンプティッド・スタッフ・カウンシル・メン バー、 ドイツ銀行ハンブルク・スタッフ・カウンシル会長 初回就任年：2017年(1月1日付) 任期満了年：2018年	482
ヴォルフガング・ベアー(*) (注 2) (Wolfgang Böhr) (1963年1月3日)	-	ドイツ銀行デュッセルドルフ・スタッフ・カウンシル会長 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2015年 任期満了年：2018年	0
フランク・ビジルスケ(*) (Frank Bsirske) (1952年2月10日)	-	フェル・デイ(フェラインテ・デーンストライストUNKS・ ゲヴェルクシャフト)労働組合会長 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年	0
ディナ・ダブロン (Dina Dublon) (1953年8月6日)	-	初回就任年：2013年 任期満了年：2018年	0
ヤン・ドゥシェック(*) (Jan Duschek) (1984年12月18日)	-	フェル・デイ(フェラインテ・デーンストライストUNKS・ ゲヴェルクシャフト)労働組合ナショナル・ワーキング・グルー プ・バンキング責任者 初回就任年：2016年 任期満了年：2018年	0
ゲルハルト・エッセルベック (Gerhard Eschelbeck) (1965年2月20日)	-	ゲーグル・インク セキュリティ&プライバシー・エンジニアリ ング・ヴァイスプレジデント 初回就任年：2017年(5月18日付) 任期満了年：2022年	0(注3)
キャサリン・ギャレット・コック ス (Katherine Garrett-Cox) (1967年11月15日)	-	初回就任年：2011年 任期満了年：2021年	0
ティモ・ハイダー(*) (Timo Heider) (1975年5月9日)	-	ドイチェ・ポストバンクAGグループ・スタッフ・カウンシル会 長、 BHWクレジット・ゼルヴィスGmbHジェネラル・スタッフ・カウン シル会長、 BHWバウスパーカッセAG/ポストバンク・フィナンツベラトUNK AGジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年	0
ザビーネ・イルガング(*) (Sabine Irrgang) (1962年10月30日)	-	ドイツ銀行AGヒューマン・リソース(バーデン-ヴェルテンベ ルク)責任者 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年	773
ヘニング・カーゲルマン (Prof. Dr. Henning Kagermann) (1947年7月12日)	-	ドイツ科学技術アカデミー会長 初回就任年：2000年 任期満了年：2018年	0
マルティーナ・クレー(*) (Martina Klee) (1962年5月1日)	-	ドイツ銀行エシュボルン/フランクフルトCOO統括部門スタッフ・ カウンシル会長 初回就任年：2008年 任期満了年：2018年	1,479
ヘンリエtte・マルク(*) (Henriette Mark) (1957年4月9日)	-	ドイツ銀行ミュンヘンおよび南バイエルン・コンバインド・ス タッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2003年 任期満了年：2018年	1,016
リチャード・メディングス (Richard Meddings) (1958年3月12日)	-	初回就任年：2015年 任期満了年：2021年	0
ルイーゼ・M・ペアレント (Louise M. Parent) (1950年8月28日)	-	クリアリー・ゴットリーブ・スティーン・アンド・ハミルトンLLP オブ・カウンセル 初回就任年：2014年 任期満了年：2018年	0

ガブリエル・プラッチャー(*) (Gabriele Platscher) (1957年10月7日)	-	ドイツ銀行ブラウンシュヴァイク/ヒルデスハイム・コンバインド・スタッフ・カウンシル会長 初回就任年：2003年 任期満了年：2018年	1,103
ベルント・ローゼ(*) (Bernd Rose) (1967年5月27日)	-	ポストバンク・フィリアルフェアトリープAGジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 ドイチェ・ポストバンク ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2013年 任期満了年：2018年	0
ゲルト・アレクサンダー・シュッツ (Gerd Alexander Schütz) (1967年3月9日)	-	C-QUADRATインベストメント・アクチエンゲゼルシャフト創設者および取締役会メンバー 初回就任年：2017年(5月18日付) 任期満了年：2018年	0(注3)
シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon) (1969年9月12日)	-	シモンGmbH法律事務所弁護士 初回就任年：2016年 任期満了年：2022年	0
ヨハネス・テイゼン (Dr. Johannes Teyssen) (1959年10月9日)	-	E.ON SE取締役会会長 初回就任年：2008年 任期満了年：2018年	0

(*) 従業員代表

(注1) 2017年2月17日現在の所有株式数を記載している。

(注2) ヴォルフガング・ペーアは、2015年に後任監査役(alternate member)として現職に昇格した。同氏は、2008年から2013年まで当行の監査役会メンバーであった。

(注3) 2017年5月18日現在の所有株式数を記載している。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンス（企業統治）の改善は、特に金融危機以来、金融機関にとって優先事項となっている。当行は、コーポレート・ガバナンス重視の姿勢を強化することが非常に重要であることを強く認識している。国際的に高い基準に従った効果的なコーポレート・ガバナンスの実践は、当行の経営にとって不可欠である。当行は常に、ガバナンス体制の向上に取り組んでいる。

近年、金融業界に対しては多くの新たな法律上および規制上の要件や国際基準が導入され、当行はこれまでこれらを実施に移し、また実施に取り組んでいる。

国際基準および最善の慣行に従った効果的なコーポレート・ガバナンスを維持することは、当行にとって非常に重要である。当行のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の5つの要素に基づいている。

- 適正な情報と効率的な組織に基づいた効率的な意思決定
- 取締役会と監査役会の効果的な協力関係
- 株主およびその他のステークホルダーとの良好な関係
- 持続性と長期的視点を重視した業績に基づく報酬制度
- 透明性の高い適時報告

当行は、ドイツ、欧州および国際的な法律上および規制上の要件や金融業界の標準を考慮した上で、これらの要素を最適な形で実施できるよう努力している。

当行のトップ・ガバナンス

ドイツ銀行AGの取締役会は当行の経営に責任を負っており、監査役会は取締役会メンバーを任命し、これを監督し、これに助言を行う。監査役会はまた、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。取締役会および監査役会はいずれも、強行法規の規定に加え、当行の枠組みにおける各自の権利および責任を明記した正式な参照事項に準拠する。

取締役会

ドイツ銀行AGの取締役会は、当行の利益のための持続的な価値の創造を目的として、法律、ドイツ銀行AGの定款および取締役会の参照事項に基づき、当行の経営に責任を負っている。取締役会のメンバーは、当行の事業の管理について共同で責任を負っている。取締役会は、グループ取締役会として、統一的なガイドラインに従ってドイツ銀行グループの経営を行っており、全てのグループ企業を全般的に管理する。

取締役会は、法律または定款に規定される全ての事項について決定を行い、法律上の要件や社内ガイドラインの遵守を確保する（コンプライアンス）。取締役会はまた、適切な社内ガイドラインの策定および実施を確保するための必要な措置を講じる。取締役会は、特に、当行の経営戦略や資源配分、財務/経理および報告、コントロールおよびリスク管理ならびに適切な業務組織およびコーポレート・コントロールをその職務とする。取締役会は、取締役会の下に位置する上級管理職の任命を決定する。グループ内の経営幹部の選任に際しては、取締役会は多様性を考慮に入れ、特に、適切な女性比率を達成するよう努力する。

取締役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、監査役会と緊密に連携する。取締役会は、少なくとも法律および管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わる全ての問題について監査役会に報告する。

当行の取締役会の職務、責任および手続きに関する包括的な記述は、その参照事項に明記されており、その最新版は当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）から入手可能である。

監査役会

ドイツ銀行AGの監査役会は、取締役会メンバーを任命し、これを監督し、これに助言を行い、また、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。監査役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、取締役会と緊密に連携する。監査役会は、指名委員会の推奨を考慮しつつ、会長統括委員会の推奨に基づき、取締役会の長期的な承継計画を含め、取締役会メンバーの任命および解任を決定する。監査役会はまた、報酬管理委員会の推奨に基づき、取締役会の個々のメンバーの報酬の総額を決定し、取締役会の報酬制度について決議し、これを定期的に見直す。

監査役会は、少なくとも法律又は管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わる全ての問題について取締役会から報告を受ける。監査役会はまた、定期的にまた重大な不備が発生した場合は不当な遅滞なく、グループ内部監査により特定された深刻な不備や未だ是正されていない重要な不備についての連絡も受ける。監査役会会長は、取締役会メンバーに関する重大な調査結果について適宜報告を受ける。既存の報告方針に加えて、監査役会は、取締役会と協議の上、取締役会から監査役会への報告方法に関する詳細な規定および監査役会から取締役会への照会に関する規則を備えた情報制度を採択した。

監査役会会長は、監査役会が適切に機能するために重要な役割を果たしており、また指導的役割を担っている。監査役会会長は、監査役会の内部組織およびコミュニケーション、監査役会における職務の調整ならびに監査役会と取締役会とのやり取りに関する内部ガイドラインおよび方針を策定する権限を有する。監査役会開催の間の期間にも、監査役会会長および（適切な場合は）監査役会委員会会長は、取締役会、特に取締役会会長と定期的に連絡を取り、ドイツ銀行グループの戦略、計画、事業の状況、リスク状況、リスク管理、ガバナンス、コンプライアンスおよび重大な訴訟案件の問題について協議する。監査役会会長および（それぞれの業務上の職責の範囲内において）監査役会委員会会長は、ドイツ銀行グループの現状、動向および経営の評価にとって重要性の高い事象について、取締役会会長から遅滞なく連絡を受ける。監査役会会長は、監査役会関連の事項について投資家と議論を行い、また監査役会に対してかかる議論の内容を定期的に報告する。

処理のために監査役会の承認を必要とする事項は、当行の定款第13条に明記されている。監査役会は、必要ある場合、取締役会メンバーの参加なしで会議を行う。十分に考慮した上でかつ実質的に適切である限り、監査役会またはその委員会は、その職務の遂行のため、監査人、法律アドバイザーその他の内部または外部のアドバイザーに相談することができる。その職務の遂行において、監査役会会長、常設委員会会長および監査役会メンバーは、取締役会から独立した監査役会事務局のサポートを受ける。

2016年には、合計で82回の監査役会および監査役会委員会の会議が開催された。過去におけると同様、複数の委員会に関連する議題については、共同会議が開催された。

監査役会の職務、手続きおよび委員会は、その参照事項に明記されている。最新版は、当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）から入手可能である。

監査役会の構成に関わる目的および実施状況

ドイツ銀行法に従い、監査役会メンバーは、信頼できる人材であり、管理者としての職務を遂行するためおよび当行が行う事業を評価および監督するために必要な専門知識を有し、かつ、その職務の遂行に十分な時間を充たしなければならない。監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則第5.4.1条に基づく要件を考慮した上で、2010年10月にその構成に関わる以下の目的を策定した。これは直近では2017年2月に改訂された。

ドイツ銀行AGの監査役会は、そのメンバーが全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有するように構成されなければならない。また監査役会および監査委員会のメンバーは全体として銀行セクターを熟知していなければならない。特に、監査役会メンバーは、その職務の遂行に十分な時間を使えることを要する。監査役会の構成は、国際的に事業を行い、広く各国に拠点を置く銀行の取締役会に対して監査役会による適切な管理および助言ができることを確保すべきであり、また当行グループに対する一般公衆のレピュテーションを保つものであるべきである。したがって、選任提案される個人の清廉、人格、職務遂行の意欲、専門性および独立性には特に注意が払われるべきである。この目的は、当行グループの活動を考慮した上で不可欠と考えられるすべての知識および経験を、監査役会が全体として有するためのものである。

さらに、監査役会は、適切な数の独立性のあるメンバーを置くものとし、ドイツ銀行AGの取締役会メンバーの経験者を3名以上置いてはならない。監査役会の職務が従業員代表により遂行される場合には、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則第5.4.2条による独立性基準を満たしていることに疑う余地はないという前提に基づき、監査役会は、当該規則に定める意味における独立性のあるメンバーを合計16名以上置くものとする。また、監査役会はいかなる場合も、第5.4.2条の意味における独立性のあるメンバーを株主代表中に6名以上置いて構成されるものとする。監査役会メンバーは、同時に主要な競合他社の経営陣として職務を執行し、またはこれに対する監督義務のある職務に就いてはならない。当行と監査役会メンバーとの間の重要かつ一時的ではない利益相反は、任期の終了をもたらす。監査役会のメンバーは、ドイツ銀行法(KWG)第25d条により認められる数を超える数の監査役会メンバーまたは同様の要件を有する会社の監督機関のメンバーの職に就いてはならない。

監査役会メンバーの通常の定年は70歳である。正当な理由がある個別の場合においては、監査役会メンバーは、最長で70歳を迎えた後4回目に開催される年次株主総会の終了時まで定年を延長することができる。この定年制は、近年の株主総会への選任提案において考慮されており、また次回の監査役会メンバーの選任または今後欠員となる監査役会メンバーの後任の任命についても考慮されるものとする。2015年10月、監査役会は、今後選任または任命される監査役会メンバーについて、その任期は15年を超えてはならない旨を決議した。

監査役会は、監査役会メンバーの候補者の提案にあたって多様性を重視する。当行が海外事業を展開していることに照らし、監査役会メンバーには、適切な数の長年にわたる海外経験者が置かれるよう留意するべきである。現在、監査役会メンバーのうち4名は、その専門的職務および生活の本拠をドイツ国外に置いている。さらに、監査役会の株主代表は全員、現在または過去の職務において、海外事業を行う会社または組織の取締役会メンバーもしくはCEOまたはこれと同等の執行職として数年の海外経験を有している。これら二つの点から、監査役会は、当行の海外事業に十分考慮が払われていると確信している。その目的は、当行の現在の国際的な特性を維持することにある。

株主総会への選任提案について、監査役会は、指名委員会の推奨や、監査役会の女性比率および男性比率がいずれも30%以上であることを求める法律上の要件を考慮する。既に2008年に行われた監査役会メンバーの選任において、候補者選定プロセスに女性を含めることを適切に考慮することの重要性が認識されていた。すなわち、新たな監査役会メンバーの選任または今後欠員となるメンバーの後任の任命のための候補者を検討する際には、適格性のある女性は候補者選定プロセスに含めるものとし、選任提案において適切に考慮されるものとする。既に何年も前から、当行の監査役会メンバーの30%超が女性であり、また2013年以降、株主代表の30%が女性である。現在、監査役会メンバーのうち7名、すなわち全メンバーの35%が女性である。監査役会はこの数を維持するよう努力する。監査役会は、株主総会への選任提案を通じてのみ監査役会の構成に影響を及ぼすことができることが考慮されるべきである。監査役会は、その構成に関して定められた具体的な目的を遵守していると確信している。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則第5.4.2条に基づき、監査役会は、独立性のある監査役会メンバーの数が適切であると判断した。

監査役会の一部のメンバーは、当行が取引関係を有する他の会社において高い地位に就いているかまたは前年においてこれに就いていた。これらの会社との取引は、無関係の第三者との取引と同一の条件で実行されている。当行の意見では、これらの取引は当該相手方に関係を有する監査役会メンバーの独立性に影響を及ぼすものではない。

2016年には、監査役会の下に、会長統括委員会、指名委員会、監査委員会、リスク委員会、インテグリティ（健全性）委員会、報酬管理委員会、仲裁委員会の7つの委員会が設置されていた。

監査および統制

監査委員会における財務専門家

監査役会は、その監査委員会のメンバーであるパウル・アッハライトナー、キャサリン・ギャレット-コックス、リチャード・メディングスおよびクラウス・リュディガー・トルツシュラーが、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会が制定している規則に定義される「監査委員会における財務専門家」であると判断した。これらの監査委員会における財務専門家は、1934年米国証券取引所法のルール10A-3の定義に基づき、当行から「独立」しており、またドイツ株式会社法（AktG）第107条(4)および第100条(5)ならびにドイツ銀行法（KWG）第25d条(9)の規定に基づき、財務会計および監査において必要な専門家としての知識を有している。

報酬管理委員会における報酬専門家

ドイツ銀行法（KWG）第25d条(12)に基づき、報酬管理委員会のメンバーのうち少なくとも1名は、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、十分な専門知識および専門家としての経験を有していなければならない。監査役会は、報酬管理委員会のメンバーであるパウル・アッハライトナーおよびヘニング・カーゲルマンが、ドイツ銀行法（KWG）第25d条(12)の要件を満たしており、よってリスク管理およびリスク統制において必要な専門知識および専門家としての経験を有していると判断した。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの価値観およびリーダーシップの原則

倫理行動規範

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの倫理行動規範は、当行の従業員全員が従うことが期待される倫理行動に関する価値観および最低基準を定めたものである。これらの価値観および基準は、従業員と当行の顧客、競合他社、ビジネス・パートナー、政府当局、規制当局および株主ならびに他の従業員とのやり取りを規律する。当該規範は、取締役会からの自主的なコミットメントを含んでいる。当該規範は、当行の価値観および信念を反映している。また当該規範は、適用法令の遵守に関する指針を定める当行の方針の基礎を形成する。

2002年サーベンス・オクスレー法第406条に基づき、当行は、「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」に適用される特別な義務を伴うドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの倫理規範を採択した。現在、当行の「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」は、取締役会会長、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、グループ・コントローラーおよびその他のシニア・ファイナンシャル・オフィサーにより構成されている。2016年において、当該倫理規範の変更や適用除外はなかった。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの倫理規範の最新版は、当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）から入手可能である。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンス

2016年度において、当行は、「ハウス・オブ・ガバナンス」の施策により開発されたドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みの明確化、実施および監督を進めるためにグローバル・ガバナンス機能を導入した。グローバル・ガバナンスは、優れたコーポレート・ガバナンスの原則に沿った明確な組織構造に焦点を置きつつ、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループ内のコーポレート・ガバナンス上の問題に取り組む。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループは、国際基準および法律上の規定に従って、コーポレート・ガバナンスの枠組みを確立することに注力している。この目的の達成に向けて、ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループは、明確かつ包括的なコーポレート・ガバナンスの原則を設定し、これを当行のコーポレート・ガバナンス・ファンダメンタルズにおいて文書化した。

かかる原則は、以下の4つのカテゴリーに分類することができる。

- 取締役会およびその委任された代表者の行動および決定の手引きとなる基本原則
- 取締役会、監査役会および主要な外部ステークホルダー（特に規制当局）の間における信頼に基づく相互関係に関する原則
- ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループ内の運営体制ならびに権限および責任の委任の基準となる内部ガバナンス体制に関する原則
- ドイツ銀行グループの組織の枠組みを設定する中核的組織に関する原則

取締役会および上級管理職は、コーポレート・ガバナンス・ファンダメンタルズを支持しており、その完全実施に向けて取り組むことを約束している。

関連当事者間取引

関連当事者間取引に関する情報は、連結財務諸表の注記39「関連当事者間取引」の項に記載されている。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の遵守

当行は、ドイツ法に基づき、毎年適合宣言を公表することにより、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告の遵守および遵守しない場合の理由について宣言している。これには、当行のコーポレート・ガバナンス組織についてのさらなる詳細を規定するコーポレート・ガバナンス・レポートの発行が含まれる。適合宣言は、当行のウェブサイトから入手可能である。

(2) 【役員の報酬】

取締役の報酬

2016年および2015年12月31日に終了した年度において、（ドイツ会計基準第17号に従った）取締役の報酬の総額は、それぞれ26,691,178ユーロおよび23,913,876ユーロであった。そのうち変動報酬はいずれも0ユーロであった。

監査役の報酬

監査役の報酬原則は、当行の定款に定められる。報酬規定に関する直近の修正は、2014年5月22日に開催された当行の年次株主総会の決議において、2014年7月17日を発効日として行われた。監査役は、固定年次報酬を受領する。年次の基本報酬は、各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、上記金額の2倍、監査役会副会長は、上記金額の1.5倍を受領する。監査役会の各委員会構成員及び委員会会長には、追加の固定年次報酬が支払われる。決定された報酬の75%は、翌年2月に、請求書を提出した各監査役に支払われる。残りの25%は、定款の規定に従い、当行により、当該支払時に当行株式に轉換されたものとみなされる。定款の規定に従い、当該株式の数に相当する株式の価額が、各監査役に対してその退任または任期満了の年の翌年2月に支払われる。ただし、かかる支払いは、当該監査役が、解任に相当する重大な事由により監査役会を退いたものでないことを条件とする。期中に監査役の変更が生じた場合、当該年度の報酬は、退任月の在任日数により月単位に切り上げ又は切り捨てた上、按分比例にて支払われる。退任した年度に関しては、全ての報酬が現金で支払われるが、当該年度の報酬の25%に対して失効に係る規制が適用される。2016年度、監査役は、総額5,016,667ユーロ（2015年度は4,850,000ユーロ）の報酬を受領した。定款の規定に従い、このうち3,904,167ユーロが2017年2月に（前年度は3,710,417ユーロが2016年2月に）支払われた。

(3) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：百万ユーロ(百万円))

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	36 (4,462)	2 (248)	34 (4,214)	4 (496)
連結子会社	34 (4,214)	4 (496)	41 (5,082)	3 (372)
計	70 (8,677)	6 (744)	75 (9,296)	7 (868)

【その他重要な報酬の内容】

当行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (KPMG AG経済監査会社)と同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っている。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにこれに関連するコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援、ならびにプロジェクト関連アドバイザーサービスなどの業務が含まれる。

【監査報酬の決定方針】

当行の主要な会計士への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかもしくは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当行グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当行グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当行グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2017年5月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場場の仲値、1ユーロ＝123.95円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト（KPMG AG）経済監査会社（ドイツ連邦共和国における独立監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

1【財務書類】

(1) 連結財務諸表

取締役会報告書

経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および連結財務諸表に対する関連の注記と併せて読むべきものである。当行の経営および財務の概況には、国際財務報告基準（IFRS）第8号「事業セグメント」で要求される純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる当該情報には、本経営および財務の概況を通して、余白に角括弧（訳者注：本書では『 』で表示されている。）で印が付けられている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

概要

世界経済

経済成長（％）	2016年	2015年	主要な要因
世界経済 ¹	3.0	3.3	先進国の成長が減速したため、2016年度における世界経済の成長は鈍化した。新興市場の成長は変化がなかった。
このうち：先進国 ¹	1.6	2.1	債務水準の高さと、国際貿易の不調の継続が、成長の重荷となった。
このうち：新興市場 ¹	4.1	4.1	主要中央銀行による金融政策のスタンスが経済活動を支えた。
ユーロ圏経済 ¹	1.7	1.9	原油安および著しく拡張的な金融政策の効果はあったが、在庫減少および純輸出のマイナスが、全体的成長を減退させる結果となった。
このうち：ドイツ経済	1.9	1.7	消費の力強い成長が、純輸出の減退効果を上回った。
米国経済	1.6	2.6	対外貿易、機械装置への投資および在庫循環の不調が成長の重荷となり、2011年度以来最低の成長であった。消費成長は堅調であった。
日本経済 ¹	1.0	1.2	個人消費は活発であったが、輸出および投資の減速が上回った。
アジア経済 ^{1,2}	6.0	6.1	先進国および中国からの需要は低迷したが、安定成長は継続した。
このうち：中国経済	6.7	6.9	すべての部門における勢いの鈍化により、中国の成長は再び減速した。政府は、追加投資により状況を安定化し、リスクの抑制を図った。

出典：各国の当局

1 2016年度のデータは、ドイツ銀行リサーチの予測から引用。2 日本を除く。

銀行業界

ユーロ圏における民間部門に対する貸出は、2016年度も非常に緩やかな成長が続いた。企業向け貸出は前3年間でほぼ10分の1となる全体的な縮小を受けて、前年同様停滞した。家計への貸出は、主として住宅ローン事業の拡大により、安定成長した（対前年比約2％）。負債に関しては、企業の預金は好調な成長が続き（年約6％）、最低金利にもかかわらず、家計からの預金流入はほぼ4％上昇した。全体として、預金の成長速度はわずかに上昇し、貸出の成長との差を広げた。金利はさらに低下した。取引量が僅かに増加しても、金利差益の対前年比約7％の減少を相殺するには不十分であり、銀行の純利息収益は、2014年度および2015年度の一時的な上昇の後、低下傾向が続くと予想される。

貸出事業では、前年度に貸出の成長がドイツとユーロ圏双方の地域で同様に停滞した後、2016年度はドイツがユーロ圏における首位のリードを広げた。企業向け貸出は、2016年度後半の好調のおかげで、対前年比2％超増加した。一方、家計向け貸出は、主として住宅ローンの堅調な成長に起因して3％増加した。矛盾しているように見えるが、金利がヨーロッパの平均未満に抑えられているにもかかわらず、民間部門の預金増加率は約5％に上昇した。実際、企業の預金に対する全体の金利は、史上初めてマイナスの領域に落ち込んだ。それにもかかわらず、企業は、増加した流動性資産を銀行に預け入れることを止めなかつ

た。ドイツの企業部門は、純預金者である、すなわち預金残高が貸出残高を上回るという点で、銀行業務の観点からすると特異な状況を示した。

米国における貸出は、2016年度は、すでに高水準にあった期首時点よりさらに加速し、2016年度第4四半期にある程度減速した。しかしながら全体的には、リテール貸出が対前年比約5%、企業向け貸出は8%以上増加し、伝統的なバランスシート事業は強い勢いを維持した。商業用不動産および伝統的な企業向け貸出の双方での広範な回復により、企業向け貸出は危機前の名目値の史上最高値を更新した。リテール区分は、消費者ローンの継続的な増加および住宅ローン事業の回復による恩恵を受け、危機以降初めて、強固な成長を記録した。民間部門の預金は引き続き異例の速さで成長し、直近ではその成長はさらに加速している（対前年比約8%増加）。その総額は2004年の2倍となった。

日本の貸出残高総額は、引き続き、対前年比2%を超える伸びを示した。一方、銀行部門への預金の流入は加速した。その増加は6%を記録し、2001年に統計を開始して以来の最高水準となった。

中国では、家計に対する貸出は過熱の傾向を見せた。貸出量は、主に中期および長期の貸出により、対前年比23%増加した。貸出量はわずか3年半で倍増する一方、中国経済の累積的成長は、2012年末から名目で39%に留まっている。対照的に、銀行の企業向け貸出の増加は、直近では対前年比でわずか8%に減速した。銀行は、民間部門の預金が直近では2015年度末に比べ14%増加するなど、資金調達部門の成長速度が最近加速していることにより恩恵を受けている。

ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行の2016年度の業績は、改善と刷新を目的として当行が実施している重要な経営上の施策、訴訟費用および市場の混乱による影響を強く受けた。当行は戦略的決定事項の実行を大幅に進め、当行の管理インフラのさらなる強化に向けて対応を行ってきた。さらに当行は、継続的なリスク圧縮戦略において、また追加的な係争中の訴訟事案の解決に向けて相当程度前進した。2016年10月の米国司法省との交渉に関する否定的な報道は、当行の収益および顧客残高に影響を与えた。しかしながら、多くの顧客が戻り、2015年10月に当初公表した当行の目標の実施を引き続き行い、当年度は強い資本基盤および高い流動性比率をもって終えたことにより、この困難な年度において、当行の強靱性を示すことができたと考えている。

当行グループの重要業績評価指標は、以下のとおりである。

当行グループの重要業績評価指標	2016年度末の状況	2015年度末の状況
純収益	300億ユーロ	335億ユーロ
税引前利益（損失）	-8億ユーロ	-61億ユーロ
純利益（損失）	-14億ユーロ	-68億ユーロ
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	-2.7%	-12.3%
税引後平均株主資本利益率 ¹	-2.3%	-9.8%
調整後費用 ²	247億ユーロ	265億ユーロ
費用収益比率 ³	98.1%	115.3%
リスク・ウェイトド・アセット（RWA） ⁴	3,575億ユーロ	3,967億ユーロ
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁵	11.8% ⁶	11.1%
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁷	3.5%	3.5%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加的な資本の構成要素に基づく。詳細は、英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、保険業務に係る費用、再構築および解雇を除く利息以外の費用の合計。英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。

4 リスク・ウェイトド・アセットおよび資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づく。

5 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに、普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。

6 2017年5月の年次株主総会の前に発行予定の株式を考慮に入れ、2016年度の分配可能利益から支払われる1株当たり0.19ユーロの配当を提案する取締役会決議が反映されている。配当は、2015年度の繰越分配可能利益約165百万ユーロの支払および2016年度の残余分配可能利益からの1株当たり0.11ユーロの配当からなる。全体で2017年に支払われる配当総額は約400百万ユーロと予想している。

7 この比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。

2016年度の純収益は、2015年度と比較して35億ユーロ減の300億ユーロであった。減少は、主にNCOUのリスク圧縮活動に伴う損失のほか、GMおよびCIBの収益が厳しい市場環境やヨーロッパにおける低金利環境、ドイツ銀行に対する市場の否定的な見方および戦略の実施により低下したことによる。減少は、PW&CCにおける華夏銀行持分、ポストバンクおよびPW&CCにおけるVISA Europe Limited持分の売却による利益により一部相殺された。

2016年度の利息以外の費用は、2015年度と比較して24%減少して294億ユーロとなった。利息以外の費用の減少は主にのれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟費用、業績関連報酬の低下による。のれんおよびその他の無形資産の減損は、2015年度は58億ユーロであったが、Abbey Lifeの売却に関連する10億ユーロを含め、2016年度は、13億ユーロであった。2016年度の訴訟費用は24億ユーロであり、2015年度より28億ユーロの減少となった。利息以外の費用の減少は、IT費用および保険業務に係る費用の増加により一部相殺された。

2015年度は税引前損失61億ユーロであったのに対し、2016年度は税引前損失810百万ユーロであった。2016年度の53億ユーロの改善は、主にのれんおよびその他の無形資産の減損、ならびに訴訟費用の大幅な低下による。2015年度の純損失は68億ユーロであったのに対し、2016年度の純損失は14億ユーロであった。

2016年度末における当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は11.8%で、2015年度末の11.1%から増加した。これはリスク圧縮活動及び資産売却益によるものである。2016年度末における段階的導入CET 1比率は13.4%で、要件とされる10.76%を十分に上回っている。

ECBはドイツ銀行に対し、監督上の検証・評価プロセス（SREP）の2017年度の決定として、CRR/CRD 4の段階的導入に基づき、第二の柱における普通株式等Tier 1(CET 1)比率の最低要件を9.51%に設定する旨を通達した。当行の2017年1月1日現在の当該比率は、12.76%であった。2017年度のSREPの最低要件は、第一の柱の最低要件4.5%、第二の柱の追加的要件2.75%、資本保全バッファ1.25%、現行のカウンターシクリカルバッファ0.01%、およびG-SIBバッファ1.0%から構成される。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行：組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2016年12月31日現在の総資産15,910億ユーロの総資産であるヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2016年度末現在、従業員数はフルタイム換算で99,744名であり、世界62か国において2,656支店（このうち67%がドイツ）を運営している。当行は、全世界の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2016年12月31日現在、当行は以下の6つのコーポレート部門で組織されている。

- グローバル・マーケッツ（GM）
- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）
- プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアランス（PW&CC）
- ドイツ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）
- ポストバンク（PB）
- 非中核事業部門（NCOU）

6つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、当行は、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。当報告書に表示される過年度数値は、2015年度末に公表した当行の新しい組織構造を反映させるために、修正再表示されている。2015年10月に当初公表された戦略に沿って、非中核事業部門（NCOU）は2017年度以降、当行の個別のコーポレート部門としては存在しなくなる。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には、以下が含まれている。

- 多くの国々における子会社および支店。
- その他の多数の国々における駐在員事務所。
- さらに多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者。

2014年1月以来、当行は以下の重要な資本支出あるいは売却を行っているが、これらはコーポレート部門の資本支出または売却に分配されていない。

2016年10月26日、ドイツ銀行は、メキシコの銀行とその証券子会社を InvestaBank S.A., Institución de Banca Múltiple に売却する契約を締結した。この取引は、2015年10月に当初公表された目標の一部であり、グローバル拠点の合理化を行うという当行グループの計画を反映したものである。取引の決済は、規制当局の承認およびその他の商慣習の要件によるが、2017年上半期と予定されている。

2016年8月26日、ドイツ銀行は、アルゼンチンの子会社銀行である Deutsche Bank S.A. を Banco Comafi S.A. に売却する契約を締結した。この取引は、2015年10月に当初公表された目標の一部であり、グローバル拠点の合理化を行うという当行グループの計画を反映したものである。取引の決済は、規制当局の承認およびその他の商慣習の要件によるが、2017年上半期と予定されている。

経営構造

取締役会は、当行グループを、()コーポレート部門、()管理部門および()地域管理機能を包含したマトリックス組織として構築した。

ドイツの株式会社法に従い、取締役会がドイツ銀行の経営責任を負っている。取締役会のメンバーは独立した機関である監査役会によって任命および解任される。当行の取締役会は、機能委員会に支援され、課題の中でもとりわけ、戦略的経営、コーポレート・ガバナンス、経営資源の配分、リスク管理および統制に重点を置いている。

各コーポレート部門および地域において、調整および管理機能は運営委員会および執行委員会によって行われる。このことは、各事業部門の戦略を実行し、インフラ分野の開発計画が当行の世界的な事業目的に沿うことを確保する手助けになっている。

コーポレート部門

グローバル・マーケット・コーポレート部門 (GM)

コーポレート部門の概要

2016年度年初、当行は従前のコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ・コーポレート部門 (CB&S) を新しいコーポレート部門であるグローバル・マーケット、および、現行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングの事業ユニットであるコーポレート・ファイナンスに分割した。グローバル・マーケットは、機関および法人顧客向けのトレーディングおよびヘッジサービスを含む金融商品を世界規模で提供している。

2014年1月1日以降、グローバル・マーケットにおいて、ドイツ銀行は以下の重要な資本的支出または資産の処分を行っている。

2015年6月、金融情報サービス提供会社であるMarkit Ltd. は、第二次売出しを行った。この売出しの一環として、Markit は、ドイツ銀行を含む複数の株主から自己株式の買戻しも行った。当行は保有していたMarkitの5.8百万株 (2.7%) のうち約4百万株を応募し、売却した。

2014年12月、当行は、米国の特別な状況にある商業用不動産貸出金のポートフォリオ25億米ドルの75%をTexas Pacific Groupの運用するファンドに売却完了した。ドイツ銀行はそのポートフォリオの25%を保持しており、米国の特別な状況にある商業用不動産貸出金市場において引き続き新たな貸出金の組成または購入を行った。

2014年6月、Markit Ltd. は、既存株主の株売却を通して、ナスダック株式市場への上場を果たした。この上場の一環として、当行は保有していたMarkitの11.6百万株 (5.7%) のうち5.8百万株を応募し、売却した。

商品およびサービス

グローバル・マーケットは、債券、株式、エクイティ連動商品、証券所および店頭取引のデリバティブ、為替商品、マネー・マーケット商品ならびにストラクチャード商品等の多様な金融市場商品の販売、トレーディングおよび組成などの組み合わせで業務を行っている。機関投資家顧客はインスティテューショナル・クライアント・グループおよびエクイティ・セールズがカバーしており、顧客向けの市場、商品および取引戦略の分析はリサーチが行っている。

当行のすべてのトレーディング業務は、リスク・レポートに詳細が記載されている当行のリスク管理手続および統制の対象となっている。

販売チャネルおよびマーケティング

2015年10月に当初公表された目標の一環として、当行は当行の業務の中核部分に顧客を維持できるよう、当行の顧客カバレッジ・モデルに再度焦点を置き、当該モデルを合理化している。当行は、リターンが低すぎるまたはリスクが高すぎる顧客との関係を終了させる一方で、新規顧客の獲得およびKYC (顧客確認) 手続を強化している。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング (CIB)

コーポレート部門の概要

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング (CIB) は、ドイツ銀行の商業銀行業務、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングの専門グループを1つの共通のコーポレート部門に集約したものである。当部門は当行のコーポレート・ファイナンスおよびグローバル・トランザクション・バンキング事業から成る。CIBは、当行の法人顧客および機関顧客の様々なファイナンス需要に対して提案および実行している。

2014年1月1日以降、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングにおいて、ドイツ銀行が行った重要な資本的支出または資産の処分はない。

商品およびサービス

コーポレート・ファイナンスは、合併および買収 (M&A) の提供ならびに債券および株式に関する助言および組成を行っている。地域別・業種別カバレッジチームが当行の法人および機関顧客に対する全金融商品およびサービスの提供を行っている。

アドバイザーは、公開買付、防衛策アドバイザー、合併および企業分割、Exit時の並行売却プロセス、ビジネス・ポートフォリオ・レビューと買収アプローチ、競合相手戦略・分析、バランスシート最適化、コーポレート・ガバナンスに及ぶ。

債券オリジネーションは、債券オリジネーション、ストラクチャリング、シンジケーションと発行、貸出金ポートフォリオ商品を提供することで、当行の各地域の財務部門が一連の顧客をカバーしている。

株式オリジネーションは、主としてIPO、追加公募、新株予約権無償割当、ブロック取引、アクセラレーティッド・ブックビルディング、転換社債、他社株転換社債といった、プライマリーのエクイティ商品を提供する。

45億ユーロの収益をあげているグローバル・トランザクション・バンキング（GTB）は、キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびセキュリティーズ・サービスにおいて、グローバルで有数のプロバイダーであり、広範な商業銀行業務の商品およびサービスを世界中の法人企業ならびに金融機関に提供している。

トレード・ファイナンスは、当行の顧客が国際貿易および国内貿易に関連するリスクおよびその他の問題をより適切に管理できるように、地域の専門知識、一連の国際貿易商品およびサービス（融資を含む。）、仕組取引に関するカスタムメイドのソリューションおよび当行の国際ネットワークを通じた最新技術を提供している。

キャッシュ・マネジメントは、法人および金融機関の様々な顧客基盤のニーズに応えている。顧客のアクセス、支払および回収サービス、流動性管理、情報および口座サービス、電子手形の提示および支払のソリューションを含む包括的範囲での革新的で強固なソリューションの提供により、当行は世界および地域の財務機能の複雑性を処理している。

セキュリティーズ・サービスは、厳選された有価証券および金融取引に関する一連の信託、支払、管理および関連サービスならびに30を超える市場における国内有価証券の保管を提供している。

販売チャネルおよびマーケティング

2015年10月に当初公表された目標の一環として、当行の中核となる顧客の利益になるよう、当行の顧客カバレッジ・モデルに再度焦点を置き、当該モデルを最適化している。当行は、リターンが低すぎるまたはリスクが高すぎると考えられる顧客との関係を終了させる一方で、新規顧客の獲得およびKYC（顧客確認）手続を強化している。

インベストメント・バンキング・カバレッジ（IBC）およびコーポレート・バンキング・カバレッジ（CBC）は、CIB部門において、専門知識を総合的にカバーしてサービスを提供するために統合された。当グループは、最適な商品を、アドバイザー、キャピタル・マーケット、リスク・マネジメントおよびトランザクション・バンキングを通じて、経営陣および財務部門の双方に提供する。ドイツ大企業部門（GLC）は、幅広い商品とアドバイザーの専門知識を各地域の拠点の中堅フランチャイズに提供する。

顧客には、世界中の大企業、金融機関、金融スポンサー、政府およびソブリンが含まれる。当行の業種に関する専門知識は、消費者からリテールサービス、金融機関、金融スポンサー、ヘルスケア、工業、テクノロジー、メディアおよび通信、天然資源、不動産、旅行宿泊業を網羅している。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（PW&CC）

コーポレート部門の概要

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（PW&CC）には、当行の個人および商業銀行、ならびに富裕層資産運用ソリューションの専門グループを集約した。当部門は、質の高いアドバイスと幅広い金融サービスを、当行の自国市場であるドイツおよび世界にわたり提供する。当部門の目的は、世界的ネットワークを有し、資本市場と金融のソリューションに強い専門知識を有し、最新のデジタルサービスを持つアドバイザー銀行になるということである。

当部門の対コーポレート事業は、以下の業務ユニットで組織されている。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・ジャーマニー（PCCドイツ）業務ユニットは、ドイツにおける個人顧客および商業顧客に重点を置いている。中小企業顧客向けには、当行は統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを提供し、ドイツ銀行グループの専門知識を活用することで、顧客との関係強化および部門間の協力を改善している。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・インターナショナル（PCCインターナショナル）業務ユニットは、ヨーロッパおよびインドで、バンキングおよびその他の金融サービスを、個人、商業および法人顧客に対して提供している。ヨーロッパでは、当行は、5つの主要銀行市場であるイタリア、スペイン、ベルギー、ポルトガルおよびポーランドにおいて業務を行っている。

ウェルス・マネジメント業務ユニットは、富裕層、高額個人資産家（HNW）、超高額個人資産家（UHNW）の個人およびファミリー・オフィスに対し、幅広い伝統的およびオルタナティブ投資商品およびソリューション、ならびに貸付および預金商品を提供している。ドイツ銀行全体のグローバル・ネットワークおよび専門知識を活用することで、資本市場の専門知識や国際的ソリューションを顧客の個々の事情に応じて提供している。例えば、グローバル・マーケット、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門およびアセット・マネジメント部門との緊密な連携により、世代あるいは国境を越えた資産形成プランニング、ポートフォリオの一任運用、ストラクチャード・リスク・マネジメント、個人または一部の機関へのオーダーメイドのソリューションの開発などがある。

2014年1月1日以降、当行は以下の重要な資本的支出または資産の処分を行っている。

2015年12月28日、当行は華夏銀行に対する19.99%の持分のすべてをPICC Property and Casualty Company Limited（以下「PICC Property & Casualty」という。）に売却することを合意をした。取引の完了には、慣習的な完了条件が満たされ、中国銀行業監督管理委員会を含む規制当局の承認を得る必要があったが、2016年第4四半期に、PICC Property and Casualtyがドイツ銀行の華夏銀行に対する持分を取得する旨の承認を得た。

2015年度第4四半期において、当行グループは、米国の個人顧客向けサービス部門（PCS）をRaymond James Financial, Inc.へ売却する最終の資産売買契約を締結したと発表した。2016年9月、当該取引の決済が無事完了した。

2015年11月、Visa Inc.はVisa Europe Limitedの取得に関する最終合意を発表した。この取得の一環として、Visa Europe Limitedは、ドイツ銀行のグループ会社数社を含むすべての株主に対して、有償での持分返還を要請した。ドイツ銀行は、2016年1月にVisa Europe Limitedに対する持分を返還し、2016年6月21日の決済日に対価として現金および優先株式ならびに決済日から3年間の利息を含む繰延現金受取の権利を取得した。

2014年10月、当行は、イタリアにある90のリテール・バンクの支店の不動産所有権を、Hines Italy SGRが運用する機関投資家向けクローズド・エンド型の不動産ファンドItalian Banking Fund（IBF）に拠出した。拠出した不動産の総額は134百万ユーロで、その大部分を少なくとも12年間リースバックする。

2014年5月、当行は、Deutsche Herold AGに対する20.2%の持分の、Zurich Insurance Group AGの子会社であるZürich Beteiligungs AGへの売却を完了した。当行は、Zurichへの売却直前に、その20.2%の持分を第三者機関を通して取得した。Zurichへの売却分15.2%は、2001年にドイツ銀行とZurichの間で締結された株式譲渡契約にもとづくもので、残り5.0%はZurichのコール・オプションの権利行使によるものであった。

商品およびサービス

当部門は、リテール顧客向けの総合的サービスから、プライベート・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメントの顧客向けのソリューション、法人顧客および商業顧客向けサービスに至る、バンキングおよびその他の金融サービスを提供している。

当行のPCCドイツおよびPCCインターナショナル業務ユニットは、ヨーロッパおよびインドにおいて現地の市場、規制および顧客の要求により国によって多少の差異があるものの類似する範囲の商品およびサービスを提供している。商品およびサービスには、支払および当座預金サービス、投資ならびに保険商品、預金、クレジット商品が含まれる。中小規模の顧客に対しては、PCC業務ユニットはさらにドイツ銀行内のミッドキャップ合併事業の一部としてその他の部門により提供されるミッドキャップ関連商品を提供している。

当部門のウェルス・マネジメント業務ユニットは、カスタマイズされた資産運用のソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。これには、ポートフォリオ任運用、伝統的ならびにオルタナティブ投資ソリューション、さらにストラクチャード・リスク・マネジメント、資産形成プランニング、貸付およびファミリー・オフィス・サービスが含まれる。

販売チャネルおよびマーケティング

当部門は、オムニ チャンネル・アプローチに従って、顧客へのサービスの入手および利用可能性を最適化しよう努めている。当行のすべての事業において、デジタル機能の拡大に引き続き重点的に取り組んでいる。

PCCドイツおよびPCCインターナショナルは：

- 支店：支店内において、PCC業務ユニットは、通常、全範囲の商品および助言を提供している。支店ネットワークは顧客コンタクト・センターおよびセルフサービス・ターミナルにサポートされている。
- アドバイザリー・センター：ドイツのアドバイザリー・センターは支店と顧客を結ぶデジタルサービスにより、支店の営業時間とは関係なく、プライベート顧客および商業顧客に総合的なサービスとアドバイスの提供を保証する。
- オンラインおよびモバイル・バンキング：PCC業務ユニットのウェブサイト上では、顧客に幅広い商品の情報および対話ツール、チュートリアルおよび豊富なメディアのコンテンツを含むサービスを提供している。また、スマートフォンおよびタブレットのための高頻度のマルチ・モバイルの提供と組み合わせて、バンキング、ブローカー業務およびセルフ・サービスに関してパフォーマンスの高い取引プラットフォームを提供している。
- 金融代理業者/第三者の販売業者：多くの国々において、PCC業務ユニットはさらに、個人事業者である金融代理業者ならびに第三者の販売業者を通じてリテール・バンキング商品およびサービスを提供している。

ウェルス・マネジメント

- グローバル・カバレッジ/アドバイザリー・チーム：これらのチームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がWMの商品およびサービスにアクセスするのを支援している。総合的なサービスおよび助言を確実に行うため、すべてのウェルス・マネジメントの顧客は、特定の顧客グループにサービス提供を行う専任チームとアクセスする一括窓口を有している。
- 主要顧客パートナーズ(KCP)：資格要件を満たした超高額個人資産家のために、KCPはすべての資産クラスにわたり個別条件に合わせたソリューションおよび投資機会を提供する。提供できる商品は、プライベートマーケット、金融ソリューション、非中核資産、特定状況のオルタナティブおよびキャピタル・マーケット・ソリューションが含まれるが、これらに限られない。

ドイチェ・アセット・マネジメント・コーポレート部門（AM）

コーポレート部門の概要

2016年12月31日現在の運用資産7,000億ユーロ超のDeutsche AMは世界の主要な投資管理機関の1つである。世界の金融市場にアクセスし、世界中の顧客へソリューションを提供している。Deutsche AMは持続可能な金融の将来をすべての顧客、つまり個人投資家および彼らにサービスを提供する機関、に提供することを目的としている。

2016年、Deutsche AMは、よりフォーカスされた資産管理会社を目指し、ドイツ銀行のウェルス・マネジメント業務から分離し、トレーディング勘定およびバランスシートを使用する業務をグローバル・マーケットに移管し、Abbey Life業務を含む非中核戦略業務から撤退するなど、の前進をした。

2014年1月1日以降、当行は以下の重要な資金的支出または資産の処分を行っている。

2016年12月、ドイツ銀行はAbbey Life業務（Abbey Life Assurance Company Limited、Abbey Life Trustee Services LimitedおよびAbbey Life Trust Securities Limited）のPhoenix Group Holdings（以下「Phoenix Group」という。）子会社への売却を完了した。

商品およびサービス

Deutsche AMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびサステナブル投資を含む多種多様な資産クラスの範囲にわたっている。Deutsche AMは、知的財産および技術を活用しながら、投資家の長期性、負債および流動性のニーズに対応するためのアルファおよびベータのソリューションを提供する。

販売チャネルおよびマーケティング

カバレッジ/アドバイザー・チームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がDeutsche AMの商品およびサービスにアクセスするのを支援している。また、Deutsche AMは、ドイツ銀行グループの他の業務部門を通じて（特に個人顧客向けにPW&CCを通じて）ならびに第三者の販売業者を通じて、その提供商品およびサービスの販売および流通を行う。効果的なサービスおよび助言を確実に行うため、すべての顧客は、特定の顧客グループにサービス提供を行う専任チームとアクセスする一括窓口を有している。

ポストバンク・コーポレート部門

コーポレート部門の概要

ポストバンクは、リテール、ビジネス、法人顧客およびその他の金融サービス提供業者に対するドイツにおける金融サービス提供業者である。ポストバンクは、複数のチャネル銀行として、モバイル販売代理店、ダイレクトバンキング（オンラインおよびモバイル）、コールセンター、さらに外部の販売代理店を通じて、ドイツ全域の支店ネットワークにてその商品を提供する。当部門はさらに、Deutsche Post DHL AGの協力のもと、郵便および小包サービスを提供する。ポストバンクの業務活動は、リテール・バンキングおよびコーポレート・バンキング（トランザクション・バンキングおよびファイナンス）に特化している。ドイツ銀行グループからの業務の分離は、2016年度上半期末に完了した。

2014年1月1日以降、当行は以下の重要な資金的支出または資産の処分を行っている。

2015年11月、Visa Inc.はVisa Europe Limitedの獲得に関する最終合意を発表した。このVisa Europe Limitedの獲得の一環で、ポストバンクを含むすべての株主に有償で持分の返却が要請された。ポストバンクは2016年1月にVisa Europe Limitedに対する持分を返却し、2016年6月21日の決済日に現金および優先株式ならびに決済日から3年間の利息を含む繰延現金受取の権利を取得した。

2015年7月、ポストバンクP.O.S.Transact GmbHの株式は売却され、これに伴い同社は連結対象外となった。

商品およびサービス

リテール・バンキングでは、ポストバンクは個人およびビジネス顧客に対して、すべての基本的な金融ニーズを満たすように設計された標準化バンキングおよび金融サービス商品を提供する。その中核商品は当座預金、貯蓄預金、モーゲージローン、ビルディング・ソサエティー会員契約および消費者ローンである。商品の幅は、投資商品（特に投資ファンド）、保険商品ならびに郵便サービス、さらにノンバンキング商品で構成される。

コーポレート・バンキングでは、ポストバンクは主としてドイツSMEに焦点を絞っている。その中核商品はコーポレートローン、国際的な商業的不動産ファイナンス、決済トランザクション・サービス、ファクタリング、リース、金利、通貨管理などである。コーポレート・バンキング・サービスは顧客勘定によるマネー・マーケットおよびキャピタル市場活動も含まれる。

販売チャネルおよびマーケティング

ポストバンクは、2016年度末時点でドイツ国内の支店数1,043か所、ルクセンブルクの1支店を含め、ドイツ国内を網羅して営業している。さらに、ポストバンクは、顧客が求めるポストバンク金融サービスにアクセスできる約4,500のDeutsche Post DHL AGのパートナー営業代理店、および約700のポストバンク、Finanzberatung AGアドバイザー・センターと提携している。ポストバンクは、複数チャネル銀行として、モバイル販売代理店、ダイレクト・バンキング（オンラインおよびモバイル）、コールセンターを通じて支店において、ならびに代理店及び協力パートナーによる第三者販売代理店により、その商品を提供する。

- 支店：ドイツ国内に広がる支店ネットワークに加え、顧客が全商品およびアドバイスならびに郵便サービスを同一支店内で享受できるように、新しい販売センターを設置した。
- セルフサービス・ターミナル：これらのターミナルは当行の支店ネットワークを支援するもので、顧客が資金の引出および振替、口座残高明細書の受領、当行の金融アドバイザーの予約が可能となっている。
- モバイル販売代理店：さらに、当行はリテール・バンキング商品およびサービスを外部の金融代理店業者を通じて販売している。
- コールセンター：当行のコールセンターは、遠隔でサービス（例えば口座情報、証券取引の委託）を顧客に提供している。
- オンラインおよびモバイル・バンキング：当行のウェブサイト上で、当行は顧客に、幅広い関連商品の情報および対話ツール、チュートリアルおよび豊富なメディアのコンテンツを含むサービスを提供している。スマートフォンおよびタブレットのための高頻度のマルチ・モバイルの提供と組み合わせて、バンキング、ブローカー業務およびセルフ・サービスに関してパフォーマンスの高い取引プラットフォームを提供している。それに加えて、当行は、継ぎ目のない顧客フレンドリーな自動エンド・トゥ・エンド・プロセスの実現に向けてさらなる投資を行う。

非中核事業部門・コーポレート部門（NCOU）

2012年度下半期に、当行の事業構造の第五の柱として、非中核事業部門（NCOU）が設置された。その目的は、当行が戦略上中核的ではない資本集約的資産に関連するリスクを削減し、資金需要を抑えられるようにすることであった。過去に発表された戦略に記載のように、当行がNCOUを設置した目的は、当行の非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することであった。

NCOUは、2016年度末にRWAを100億ユーロ未満とする目標を達成するために、リスク圧縮目標を実行し、ポートフォリオのサイズを削減できた。この目標達成のために、NCOUは積極的に活動し、効果的な資本拠出およびレバレッジ解消につながり、結果として完全適用普通株式等Tier 1比率を強化することができた。目的達成を受けて、NCOUは2017年度以降、独立の部門としての役割を終了している。

残存する資産は貸借対照表上2016年12月31日現在、約60億ユーロであり、主にグローバル・マーケットおよびプライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアントの担当中核業務部門により管理される。

2014年1月1日以降、NCOU部門において以下の重要な資産の処分を行っている。

2016年11月、ドイツ銀行は、ドイツ銀行が2016年4月に約3%を売却したIPO以降に引き続き保有していたRed Rock Resortsに対する16.9%の株式を売却した。

2016年4月、ドイツ銀行はニュージャージー州ポートエリザベスのMaher Terminals USA LLCをMacquarie Infrastructure and Real Assets管理下のファンドであるMacquarie Infrastructure Partners III（以下「MIP III」という。）へ売却する旨、合意に達した。本取引で、MIP IIIはMaher Terminals USAを100%取得することに合意した。すべての規制当局の承認を受け、2016年11月に739百万米ドルで売却を完了した。

2015年4月に、ドイツ銀行は、規制当局の承認を条件に、カナダのプリンスルパート港のFairview Container Terminal（Maher Terminalsの1つのセグメント）をDP World（ドバイを拠点とする海上ターミナル運営会社）に580百万カナダ・ドルで売却する契約を締結した。すべての規制当局による承認が受け、2015年8月に売却は完了した。

2014年12月19日、ドイツ銀行は、The Cosmopolitan of Las Vegasの所有者であるNevada Property 1 LLCをBlackstone Real Estate Partners に17.3億米ドルで売却完了した。

2014年3月、ドイツ銀行は、BHF-BANKをKleinwort Benson GroupとRHJ Internationalに売却完了し、対価合計347百万ユーロを主に現金で（316百万ユーロ）受け取り、残りをRHJ Internationalの額面発行される新株の形で受け取った。これらの株式はその後売却された。

インフラストラクチャーおよび地域管理

管理部門は、管理およびサービス機能としての役割を果たし、特に、グループ全体、部門を超えたリソース計画、運営および管理、ならびにリスク、流動性および資本の管理に関係する役割を果たしている。

管理部門は、以下の責任領域で組織されている。

- 会長：取締役会、コミュニケーション、CSR、グループ監査、コーポレート戦略、リサーチ、ならびにグループのインシデントおよび調査管理
- 最高財務責任者：グループファイナンス、グループ税務、グループ財務、インベスター・リレーションズ、コーポレートM&A、グループ・マネジメント・コンサルティング、地域別ファイナンス、経費運用を含む部門別ファイナンス、予算および実績管理、財務変更および管理
- 最高リスク責任者：信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスク、流動性リスク、全社的リスク、事業別のリスク管理、地域別リスク管理、情報およびレジリエンシー・リスク管理、コーポレート・インシュアランス
- 最高規制責任者：グループの規制関連業務、グループのストラクチャリング業務、広報、コンプライアンス、金融犯罪対策
- 最高総務責任者：データ保護を含む法務、グローバル・コーポレート・ガバナンスおよび役職者を含む人事
- 最高執行責任者：グループの技術および運用、企業向けサービス、デジタル変換、コーポレート・サービス、情報セキュリティ室の最高責任者、データ最高責任者

地域管理は、当行グループの健全性および評判を保護し、当行グループのすべての事業、インフラストラクチャーおよび法人における事業活動および戦略的活動を地域間で調整する役割を果たしている。

インフラストラクチャーおよび地域管理の分野で発生したすべての費用および収益は、当行の5つ（以前は6つ）のコーポレート部門に全額配分される。

重要な資本的支出および資産の処分

各コーポレート部門の直近3事業年度における重要な資本的支出および資産の処分に関する情報は、上記のコーポレート部門の記述に含まれている。

2016年1月1日以降、第三者による当行株式に対する公開買付はなく、当行は他社の株式に対する公開買付を行っていない。

経営成績

連結経営成績

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

要約連結損益計算書

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016 年度の増加(減少)		2014年度から2015年 度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純利息収益	14,707	15,881	14,272	-1,175	-7	1,610	11
信用リスク引当金繰入額	1,383	956	1,134	427	45	-178	-16
信用リスク引当金繰入額控除後の 純利息収益	13,324	14,925	13,138	-1,601	-11	1,788	14
手数料およびフィー収益 ¹	11,744	12,765	12,409	-1,021	-8	356	3
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産/負債に係る純利得 (損失) ¹	1,401	3,842	4,299	-2,440	-64	-457	-11
売却可能金融資産に係る純利得 (損失)	653	203	242	450	N/M	-39	-16
持分法適用投資による純利益(損 失)	455	164	619	291	177	-455	-73
満期保有目的債券による純利益 (損失)	0	0	0	0	N/M	0	N/M
その他の収益(損失)	1,053	669	108	385	58	561	N/M
利息以外の収益合計	15,307	17,644	17,677	-2,336	-13	-33	-0
純収益合計 ²	28,632	32,569	30,815	-3,937	-12	1,754	6
給与手当	11,874	13,293	12,512	-1,419	-11	781	6
一般管理費	15,454	18,632	14,654	-3,178	-17	3,977	27
保険業務に係る費用	374	256	289	117	46	-32	-11
のれんおよびその他の無形資産の 減損	1,256	5,776	111	-4,520	-78	5,665	N/M
再構築費用	484	710	133	-226	-32	577	N/M
利息以外の費用合計	29,442	38,667	27,699	-9,225	-24	10,968	40
税引前利益(損失)	-810	-6,097	3,116	5,287	-87	-9,213	N/M
法人所得税費用(ベネフィット)	546	675	1,425	-129	-19	-750	-53
当期純利益(損失)	-1,356	-6,772	1,691	5,416	-80	-8,463	N/M
非支配持分に帰属する純利益	45	21	28	24	112	-6	-23
ドイツ銀行株主およびその他の資 本構成要素に帰属する純利益(損 失)	-1,402	-6,794	1,663	5,392	-79	-8,457	N/M

N/M - 表記するに値しない

1 詳細は当報告書の注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2 信用リスク引当金繰入後。

純利息収益

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度の増加(減少)		2014年度から2015年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
利息および類似収益合計	25,636	25,967	25,001	-331	-1	966	4
利息費用合計	10,929	10,086	10,729	843	8	-643	-6
純利息収益	14,707	15,881	14,272	-1,175	-7	1,610	11
平均利付資産 ¹	1,033,172	1,031,827	1,040,908	1,345	0	-9,080	-1
平均利付負債 ¹	812,578	816,793	855,105	-4,215	-1	-38,312	-4
総利回り ²	2.39%	2.52%	2.40%	-0.13ppt	-5	0.12ppt	5
総支払金利 ³	1.23%	1.23%	1.25%	0.00ppt	0	-0.02ppt	-2
純金利差 ⁴	1.16%	1.28%	1.14%	-0.12ppt	-9	0.14ppt	12
純金利差益 ⁵	1.42%	1.54%	1.37%	-0.12ppt	-8	0.17ppt	12

ppt - パーセンテージ・ポイント

1 各年度の平均残高は、一般に月末残高に基づいて計算される。

2 総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。

3 総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。

4 純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。

5 純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合を表したものである。

2016年度

2016年度の純利息収益は、2015年度の159億ユーロに対して147億ユーロであった。この12億ユーロ(7%)の減少は、利息費用の増加および利息収益の減少が主な要因である。GMの純利息収益が減少したこと、およびプライム・ファイナンスの顧客資産の減少による減収を含む。資金調達費用の上昇の影響によりGMにおいて利息費用が増加した。CIBの利息収益は、利鞘の圧縮、低金利環境、取引量の減少、および当初2015年10月に発表した当行の戦略目標の一環である内部の戦略的防御的決定により、減少した。純金利差および純金利差益ともに、2016年度において昨年比で12ベース・ポイント悪化した。

2015年度

2015年度の純利息収益は、2014年度の143億ユーロから16億ユーロ(11%)増の159億ユーロであった。これは、主に活発な顧客活動および顧客残高の増加によりGMのトレーディング資産に係る利息収益が増加したことが要因であった。また、為替の有利な変動およびDeutsche AMの有機的成長も増加の要因となった。全体として、純金利差は14ベース・ポイント拡大し、純金利差益は、2015年度には前年度と比較して利息関連取引量が減少し、利息収益が増加し、利息費用が減少したことによって17ベース・ポイント改善した。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度の増加(減少)		2014年度から2015年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
GM - セールス/トレーディング (エクイティ)	852	1,258	1,416	-406	-32	-158	-11
GM - セールス/トレーディング (債券およびその他の商品)	3,582	3,857	3,105	-275	-7	752	24
非中核事業部門	-1,449	-634	-691	-815	129	57	-8
その他	-1,584	-639	469	-945	148	-1,108	N/M
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計	1,401	3,842	4,299	-2,441	-64	-457	-11

2016年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は2016年度全体で24億ユーロ減少し14億ユーロであった。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得の減少の主な要因は、「その他」の区分のデリバティブの公正価値に対する不利な為替変動および利息の影響であり、GMの原資産に関連する利得により大幅に相殺された。NCOUの減少は、主として長期デリバティブ・エクスポージャーならびに関連資産の逆取引によるリスク圧縮の損失によるものである。さらに、GMの収益は、エクイティ市場の厳しい環境および2015年10月に当初発表した戦略目標の実施による影響を受けた。

2015年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は2015年度全体で457百万ユーロ減少し38億ユーロであった。この主な要因は、「その他」の区分の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純損失が11億ユーロ増加したことであった。この増加の要因となったのは、金利および為替レートの不利な変動に起因したGMにおけるロング・スワップ・エクスポージャーに係る損失であるが、これは主に2015年度第1四半期において市場ボラティリティが上昇したことで新規顧客およびディールフローが増加したことを反映した、セールス/トレーディング(債券およびその他の商品)における752百万ユーロの増加により一部相殺された。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益

トレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブの重要な取引を含んでいる。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品から得た利息および類似収益(例えば、クーポンおよび配当収益)ならびにトレーディング・ポジション純額の資金コストは、純利息収益の一部とされる。トレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)の間を移動することがある。

事業に焦点を置いて説明するために、以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益を、コーポレート部門別、およびGMの商品別に表示している。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年 度の増加(減少)		2014年度から2015年 度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純利息収益	14,707	15,881	14,272	-1,175	-7	1,610	11
純損益を通じて公正価値で測定 する金融資産/負債に係る純利 得(損失)合計	1,401	3,842	4,299	-2,440	-64	-457	-11
純損益を通じて公正価値で測定 する金融資産/負債に係る純利 息収益および純損益合計	16,108	19,723	18,570	-3,615	-18	1,153	6
コーポレート部門別/商品別内 訳： ¹							
セールス/トレーディング (エクイティ)	1,979	2,887	2,639	-907	-31	247	9
セールス/トレーディング (債券およびその他の商 品)	7,452	8,215	7,328	-763	-9	887	12
セールス/トレーディング合 計	9,431	11,102	9,967	-1,671	-15	1,135	11
その他 ²	-204	-360	-785	155	-43	425	-54
グローバル・マーケット ³	9,227	10,742	9,182	-1,515	-14	1,560	17
コーポレート・アンド・インベ ストメント・バンキング	2,090	2,215	1,969	-125	-6	247	13
プライベート・ウェルス・アン ド・コマーシャル・クライアン ツ	3,877	3,862	3,973	14	0	-111	-3
ドイチェ・アセット・マネジメ ント	364	255	398	109	43	-144	-36
ポストバンク	2,175	2,316	2,165	-142	-6	151	7
非中核事業部門	-1,261	-353	-310	-909	N/M	-43	14
連結および調整	-363	685	1,193	-1,048	N/M	-508	-43
純損益を通じて公正価値で測定 する金融資産/負債に係る純利 息収益および純損益合計	16,108	19,723	18,570	-3,615	-18	1,153	6

N/M - 表記するに値しない

- この内訳は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純損益のみを反映している。各コーポレート部門の商品別の収益合計に関する説明は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。
- 貸出金に係る純金利差ならびにクレジット・デフォルト・スワップおよび純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された貸出金の公正価値の変動を含む。
- 発行業務、アドバイザーおよびその他の商品による純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純損益を含む。

グローバル・マーケット (GM)

2016年度

2016年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益の合計は、2015年度と比較して15億ユーロ (14%) 減の92億ユーロであった。セールス / トレーディング (債券およびその他の商品) の収益は、2015年度に比べて763百万ユーロ (9%) 減少した。この減少は、厳しい市場環境および2015年10月に当初発表した目標の一部である国からの撤退による。新興市場および外国為替での収益の減少は、コア・レート収益の増加に一部相殺された。セールス / トレーディング (エクイティ) の収益は、2015年度に対して2016年度は907百万ユーロ (31%) 減少した。この減少は、厳しい市場環境で顧客活動が全体的に低下した結果として、全エクイティ業務にわたって見受けられた。プライム・ファイナンスの収益は、やはり高い資金調達コストの影響を受けた。これは、ドイツ銀行に関する市場の否定的な見方を受けて、当行固有のクレジット・スプレッドが拡大したためである。2016年度の「その他」の収益は、マイナス204百万ユーロであったが、2015年度に比べて、155百万ユーロ (43%) 改善した。

2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益の合計は、2014年度と比較して16億ユーロ (17%) 増の107億ユーロであった。セールス / トレーディング (債券およびその他の商品) の収益は、2014年度に対して、2015年度は887百万ユーロ (12%) 増加した。この増加は、外国為替およびアジア・パシフィック地域市場での市場ボラティリティの増加と力強い顧客活動、さらにコア金利関連の強い業績による。新興市場の収益は増加した一方、クレジット収益は昨年度同様であった。セールス / トレーディング (エクイティ) の収益は、2014年に対して2015年度は247百万ユーロ (9%) 増加した。顧客残高の増加によるプライム・ファイナンスの大幅な収益の増加は、エクイティ・デリバティブの顧客活動の低下および厳しいリスク管理環境により一部相殺された。エクイティ・トレーディングの収益は前年同様であった。その他の収益はマイナスであったが、2014年度に比べて2015年度は425百万ユーロ (54%) 増加した。これはマイナスの影響を伴う評価調整が大きく減少したためである。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング (CIB)

2016年度

2016年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2015年度と比較して125百万ユーロ (6%) 減の21億ユーロであった。この減少は、主として利鞘圧縮とマイナス金利の影響によるトレード・ファイナンスにおける低い利息収益が要因である。

2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2014年度と比較して247百万ユーロ (13%) 増の22億ユーロであった。利息収益の増加は、特に米国と英国における貸出利息の増加、ならびにストラクチャード・エクスポートおよびコモディティ・トレード・ファイナンスの取引量の増加による。公正価値評価の損失も、FX業務における為替レートでの利益により減少した。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント (PW&CC)

2016年度

2016年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2015年度と同じ39億ユーロであった。純利息収益の2015年からの減少は、ヨーロッパで続く低金利環境の影響を反映したものであった。それ以外に、前年度には投資先の売却取引後にPCCドイツが受領した特別配当金という特別要因が含まれていた。これらの減少は、PW&CCの華夏銀行に対する持分に関係する取引関連の影響によるプラスの取引がもたらした純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利益 (損失) の増加により相殺された。

2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2014年度と比較して111百万ユーロ (3%) 減の39億ユーロであった。この減少は主に、主にPW&CCの華夏銀行に対する持分に関係する取引関連の影響および2015年度の厳しい低金利の継続によるものである。これは、外国為替の有利な変動、資金調達コストの減少、富裕層資産運用業務における貸出量の増加、および投資先の売却取引後にPCCドイツが受領した特別配当金により、一部相殺された。

ドイチェ・アセット・マネジメント (Deutsche AM)

2016年度

2016年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2015年度と比較して109百万ユーロ (43%) 増の364百万ユーロであった。この増加は、主として当行の保証ファンドのうちHETA Asset Resolution

AGに対する当行の持分の評価増および高い市場利益によりAbbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の有利な変動によるものである。

2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2014年度と比較して144百万ユーロ（36%）減の255百万ユーロであった。この減少は主として2015年度の保証ファンドに対するマイナスの時価変動に伴いIHETA Asset Resolution AGに対する当行の持分の評価減を実施したことによるものである。

ポストバンク(PB)

2016年度

2016年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2015年度と比較して142百万ユーロ（6%）減の22億ユーロであった。純利息収益は、低金利環境のによる厳しい状況が継続しているにもかかわらず前年同様であったが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純損益は、2015年度の純トレーディング収益が非常に高かったために143百万ユーロ（87%）の減少となった。

2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2014年度と比較して151百万ユーロ（7%）増の23億ユーロであった。この増加は主として、2015年度の純トレーディング収益が322百万ユーロと通常に比べ大幅に増加したことに関連して、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純損益が増加したものである。低金利環境のによる厳しい状況が継続しているにもかかわらず、ポストバンクは貸出量を増加することにより、純利息収益を安定化させることができた。

非中核事業部門(NCOU)

2016年度

2016年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2015年度の353百万ユーロの純損失に対して、13億ユーロの純損失であった。これは主として、長期デリバティブ・エクスポージャーの解約および複数の債券の売却およびポートフォリオにわたる逆取引によるものであった。

2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、353百万ユーロの純損失であり、これは2014年度と比較して43百万ユーロ（14%）損失が増加した。この増加の主な要因は、2014年度に計上したスペシャル・コモディティーズ・グループが保有する米国で取引された商品に対する当行のエクスポージャーに関連する一時的な損失がないにもかかわらず、資産が減少したことにより純利息収益が減少したことによるものである。

連結および調整(C&A)

2016年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2015年度の685百万ユーロの純利益に対し、2016年度は10億ユーロの減少となり、363百万ユーロの純損失であった。この減少は主に2016年度の第4四半期において、米ドルおよびユーロにおいて長期債の金利が上昇したためである。相殺する時価の変動項目は損益計算書の他の項目に報告されている。

2015年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2014年度の1,193百万ユーロに対し、2015年度は685百万ユーロであり、508百万ユーロ(43%)減少した。この減少は、主として2014年度の長期債の利息の下落による。これらの手段はマイクロヘッジされ、相殺する時価変動は損益計算書の他の項目に報告されている。この減少は内部の無担保デリバティブ取引に対するFVAからのプラスの影響により、一部相殺された。

信用リスク引当金繰入額

2016年度

2016年度の信用リスク引当金繰入額は、2015年度の同期間と比較して、427百万ユーロ(45%)増の14億ユーロであった。これは、CIBおよびGMIにおいて船舶、金属および鉱業、石油およびガス工業セクターに関連するエクスポージャーに対して、繰入額が増加したことによる。さらに、NCOUにおける増加は、当行のヨーロッパのモーゲージ・ポートフォリオ内でのIAS第39号に基づき分類変更された資産による。これらの増加はPW&CCおよびポストバンクの繰入額の減少により、一部相殺された。

2015年度

2015年度の信用リスク引当金繰入額は、2014年度から178百万ユーロ(16%)減の956百万ユーロであった。これは、NCOUにおいて、IAS第39号に基づき分類変更された資産および不動産エクスポージャーに関連した大幅な減少、PW&CCにおいて、不良債権を売却したこと、また、ドイツにおける有利な信用環境および南欧における経済状況の安定化に起因するリスクの減少によるものである。これらの減少は、船舶ファイナンス・ポートフォリオおよびレバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオに起因するCIBにおける増加により一部相殺された。

その他の利息以外の収益

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度の増加(減少)		2014年度から2015年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
手数料およびフィー収益 ¹	11,744	12,765	12,409	-1,021	-8	356	3
売却可能金融資産に係る純利得(損失)	653	203	242	450	N/M	-39	-16
持分法適用投資による純利益(損失)	455	164	619	291	177	-455	-73
その他の収益(損失)	1,053	669	108	385	58	561	N/M
その他の利息以外の収益合計	13,906	13,802	13,378	104	1	424	3

1 内訳:

信託業務による手数料およびフィー:							
管理手数料	401	432	404	-31	-7	28	7
資産運用手数料	3,507	3,666	3,057	-159	-4	609	20
その他の有価証券業務からの手数料	380	382	283	-3	-1	99	35
合計	4,287	4,480	3,744	-193	-4	736	20
有価証券業務による手数料/フィー:							
引受およびアドバイザー・フィー	1,871	2,388	2,545	-517	-22	-157	-6
ブローカー・フィー	1,434	1,746	1,488	-312	-18	258	17
合計	3,305	4,134	4,033	-829	-20	101	3
その他の顧客サービスによるフィー	4,152	4,151	4,632	1	0	-480	-10
手数料およびフィー収益合計	11,744	12,765	12,409	-1,021	-8	356	3

N/M - 表記するに値しない

手数料およびフィー収益

2016年度

2016年度の手数料およびフィー収益合計は、2015年度の128億ユーロから10億ユーロ（8%）減少し117億ユーロであった。PW&CCでは、手数料およびフィー収益は困難な市場環境および顧客活動の減少に伴い下落した。CIBの収益は主に、世界的な政治不安と金利上昇の期待による取引および発行の減少の影響を受けた。市場取引高の低下による手数料の減少は、GMに影響を及ぼした。

2015年度

2015年度の手数料およびフィー収益合計は、2014年度の124億ユーロから356百万ユーロ（3%）増加し128億ユーロであった。資産運用フィーは、好ましい市場環境、純資産流入による影響およびアクティブ・アセット・マネジメントにおける業績フィーを反映して、当行の事業の業績が好調だったため増加した。これは、ポストバンクにおいて発生したDeutsche Post DHLとの新契約による減少ならびに引受およびアドバイザー・フィーの減少を含むその他の顧客サービスによるフィーの減少により一部相殺された。

売却可能金融資産に係る純利得（損失）

2016年度

2016年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2015年度の203百万ユーロに対して、450百万ユーロ増の653百万ユーロであった。この増加は、Visa Europe Limitedの持分およびポストバンクのソブリン債の売却、ならびにNCOUに関連するリスク圧縮活動の結果である。

2015年度

2015年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2014年度の242百万ユーロに対して、39百万ユーロ（16%）減の203百万ユーロであった。2015年度の減少は、前年度には事業の売却に関連する利得およびDB Bausparの有価証券売却による利得があったことによるものであった。

持分法適用投資による純利益（損失）

2016年度

2016年度の持分法適用投資による純利得は、主にNCOUにおけるRed Rock ResortsのIPOによる利得の影響を受けて、2015年度の164百万ユーロから291百万ユーロ増加して、455百万ユーロであった。

2015年度

2015年度の持分法適用投資による純利得は、主に華夏銀行に関連する2015年度の評価の影響を受けて、2014年度の619百万ユーロから164百万ユーロに73%減少した。

その他の収益（損失）

2016年度

2016年度のその他の収益は、2015年度の669百万ユーロから58%増加し、11億ユーロとなった。2016年度の増加は、華夏銀行の持分の認識の中止によるその他の包括利益の実現化によるものであり、一部は、NCOUにおけるIAS第39号の資産の売却によるリスク圧縮からの損失、および2015年度に生じた特定の訴訟費用の組み戻しならびにMaher Prince Rupertの売却益という特殊要因により相殺された。

2015年度

2015年度のその他の収益は、2014年度の108百万ユーロから669百万ユーロに増加した。2015年度の増加は、主にNCOUにおけるMaher Prince Rupertを含むリスク圧縮活動が加速化したことに関する資産の売却および特定の訴訟費用の組み戻しによるものである。

利息以外の費用

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度の増加(減少)		2014年度から2015年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
給与手当	11,874	13,293	12,512	-1,419	-11	781	6
一般管理費 ¹	15,454	18,632	14,654	-3,178	-17	3,977	27
保険業務に係る費用	374	256	289	117	46	-32	-11
のれんおよびその他の無形資産の減損	1,256	5,776	111	-4,520	-78	5,665	N/M
再構築費用	484	710	133	-226	-32	577	N/M
利息以外の費用合計	29,442	38,667	27,699	-9,225	-24	10,968	40

N/M - 表記するに値しない

1 内訳：

	2016年度	2015年度	2014年度	金額	比率(%)	金額	比率(%)
IT関連費用	3,872	3,664	3,333	208	6	331	10
不動産関連費および設備費	1,972	1,944	1,978	28	1	-34	-2
専門的サービス報酬	2,305	2,283	2,029	22	1	255	13
通信およびデータ・サービス	761	807	725	-46	-6	82	11
旅費および交際費	450	505	521	-56	-11	-16	-3
バンキングおよびトランザクション費用	664	598	660	66	11	-62	-9
マーケティング費用	285	294	293	-9	-3	2	1
連結対象の投資	334	406	811	-72	-18	-405	-50
その他の費用 ²	4,812	8,129	4,305	-3,317	-41	3,824	89
一般管理費合計	15,454	18,632	14,654	-3,178	-17	3,977	27

2 2016年度に24億ユーロ、2015年度に52億ユーロ、2014年度に16億ユーロの訴訟関連費用および、2014年度に4億ユーロのPBCの貸出手数料が含まれている。

給与手当

2016年度

2016年度の給与手当は2015年度の133億ユーロと比較して14億ユーロ(11%)減の119億ユーロであった。この減少は主に、業績連動手当の減少によるものであった。

2015年度

2015年度の給与手当は2014年度の125億ユーロと比較して781百万ユーロ(6%)増の133億ユーロであった。この増加は主に、為替の不利な変動を反映したものであった。

一般管理費

2016年度

2016年度の一般管理費は、2015年度の186億ユーロから32億ユーロ(17%)減の155億ユーロであった。この減少は、主に2015年度と比べて、訴訟費用が28億ユーロ減少したことによる。為替レートの有利な変動による影響および複数の費用項目の削減は、自己開発ソフトウェアの償却の増加を含むIT費用の増加により一部相殺された。

2015年度

2015年度の一般管理費は、2014年度の147億ユーロから40億ユーロ(27%)増の186億ユーロであった。この増加は、主に2014年度には当行グループの訴訟費用が16億ユーロおよびPW&CCの貸出手数料が400百万ユーロであったのに対し2015年度には訴訟費用が52億ユーロへと増加したこと、為替レートの不利な変動による影響、ソフトウェアの償却および減損の増加、ならびに銀行税の大幅な増加によるものであった。この影響は、2014年度におけるNCOUの資産処分に伴う費用の減少およびその他の費用の減少により一部相殺された。

保険業務に係る費用

2016年度

2016年度の保険業務に係る費用は、2015年度の256百万ユーロから117百万ユーロ（46%）増の374百万ユーロであり、Abbey Life事業に関する保険業務に係る費用の増加のみによるものであった。これらの費用は、保険業務に係る費用に関する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得によって相殺されている。

2015年度

2015年度の保険業務に係る費用は、2014年度の289百万ユーロから32百万ユーロ（11%）減の256百万ユーロであり、Abbey Life事業に関する保険関連費用のみによるものであった。これらの費用は、保険業務に係る費用に関する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得によって相殺されている。

のれんおよびその他の無形資産の減損

2016年度

のれんおよびその他の無形資産の減損損失は、2015年度の58億ユーロに対して45億ユーロ（78%）減少して13億ユーロであった。2016年度の減損損失は、Abbey Lifeの売却に伴うDeutsche AMにおける10億ユーロの減損損失、およびDeutsche AMから特定業務を移管したことに伴いGMにおいて計上した285百万ユーロの減損損失を反映したものである。

2015年度

のれんおよびその他の無形資産の減損損失58億ユーロのうち、26億ユーロはポストバンクに（このうち18億ユーロはのれん、834百万ユーロはその他の無形資産の減損損失）、16億ユーロはGM、10億ユーロはPW&CC、そして600百万ユーロはCIBに帰属するものである。当該減損損失は、GMおよびポストバンクにおけるのれん全額の減損ならびにポストバンクにおけるその他の無形資産の一部減損を反映したものである。減損の大部分は、所要規制自己資本の引き上げ予想およびPW&CCにおける処分によるものである。

再構築費用

2016年度

再構築費用は、2015年度は、進行中の戦略目標の実施を反映して710百万ユーロであったのに対し、2016年度は484百万ユーロであった。

2015年度

再構築費用は、2014年度は133百万ユーロであったのに対し、2015年度は710百万ユーロであった。この増加は、2015年10月に当初発表された戦略目標の実施に係る616百万ユーロによるものであったが、計画通りに2015年度に完了したOpExプログラムに係る支出の減少により一部相殺された。

法人所得税費用

2016年度

法人所得税費用は、546百万ユーロであった（2015年度：675百万ユーロ）。実効税率はマイナス67%（2015年度：マイナス11%）であり、主に、税額控除の対象外のものれのれんの減損および訴訟費用による影響を強く受けた。

2015年度

法人所得税費用は、675百万ユーロであった（2014年度：14億ユーロ）。実効税率はマイナス11%（2014年度：46%）であり、主に、税額控除の対象外のものれのれんの減損および訴訟費用が多額であったことによる影響を受けた。

セグメント別の経営成績

以下は、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- セグメント別開示の形式の変更
- 経営管理報告システムのフレームワーク

各部門へのセグメント区分の基準は、2016年12月31日現在の当行の組織体制である。セグメントの業績は当行の経営管理報告システムを基礎として作成された。

2016年度 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グロ ー バ ル ・ マ ー ケ ッ ツ	コー ポ レ ー ト ・ ア ン ド ・ イ ン ベ ス ト ・ パ ン キ ン グ	ブ ラ イ ベ ー ト ・ ウ ェ ル ス ・ ア ン ド ・ コ マ ー シ ャ ル ・ ク ラ イ ア ン ツ	ド イ チ ェ ・ ア セ ッ ト ・ マ ネ ジ メ ン ト	ポ ス ト バ ン ク	非 中 核 事 業 部 門	連 結 お よ び 調 整 な ら び に そ の 他	合 計
純収益 ¹	9,290	7,483	7,717	3,020	3,366	-382	-479	30,014
信用リスク引当金繰入額	142	672	255	1	184	128	1	1,383
利息以外の費用								
給与手当	1,787	1,711	2,438	611	1,397	68	3,861	11,874
一般管理費	6,885	3,243	3,815	1,171	1,418	2,678	-3,756	15,454
保険業務に係る費用	0	0	0	374	0	0	0	374
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0	0	1,021	0	-49	-0	1,256
再構築費用	127	165	141	47	0	4	-0	484
利息以外の費用合計	9,084	5,119	6,394	3,223	2,815	2,701	106	29,442
非支配持分	47	1	0	0	0	-4	-46	0
税引前利益(損失)	16	1,691	1,068	-204	367	-3,207	-541	-810
費用収益比率	98%	68%	83%	107%	84%	N/M	N/M	98%
資産 ²	1,012,627	189,910	189,444	12,340	139,743	5,523	40,959	1,590,546
長期性資産の取得に係る資本的支出	2	1	13	0	121	-0	773	909
リスク・ウェイトド・アセット ³	157,913	79,698	43,855	8,961	42,209	9,174	15,706	357,518
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値(報告日のスポット値)	682,346	271,925	195,373	3,131	146,978	7,882	40,018	1,347,653
平均株主資本	24,695	12,076	9,008	6,221	6,006	4,037	38	62,082
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	0%	10%	9%	-8%	4%	N/M	N/M	-3%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	0%	9%	8%	-2%	4%	N/M	N/M	-2%
1 以下を含む：								
純利息収益	4,765	2,092	3,678	326	2,154	188	1,504	14,707
持分法適用投資による純利益(損失)	124	14	5	44	0	269	-1	455
2 以下を含む：								
持分法適用投資	517	112	23	203	0	98	73	1,027

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2016年12月31日終了年度：67%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2016年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。」

『

2015年度 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グロ ー バ ル ・ マ ー ケ ッ ツ	コー ポ レ ー ト ・ ア ン ド ・ イ ン ベ ス ト メ ン ト ・ バ ン キ ン グ	プ ラ イ ベ ー ト ・ ウ ェ ル ス ・ ア ン ド ・ コ マ ー シ ャ ル ・ ク ラ イ ア ン ツ	ド イ チ ェ ・ ア セ ッ ト ・ マ ネ ジ メ ン ト	ポ ス ト バ ン ク	非 中 核 事 業 部 門	連 結 お よ び 調 整 な ら び に そ の 他	合 計
純収益 ¹	10,857	8,047	7,510	3,021	3,112	794	184	33,525
信用リスク引当金繰入額	50	342	300	1	211	51	1	956
利息以外の費用								
給与手当	2,320	2,115	2,517	778	1,425	86	4,052	13,293
一般管理費	8,622	3,512	3,869	1,304	1,475	2,921	-3,073	18,632
保険業務に係る費用	0	0	0	256	0	0	0	256
のれんおよびその他の無形資産の減損	1,568	600	1,011	0	2,597	0	0	5,776
再構築費用	89	39	585	-2	0	-1	0	710
利息以外の費用合計	12,599	6,266	7,983	2,336	5,497	3,006	980	38,667
非支配持分	26	0	-0	-0	1	1	-27	0
税引前利益(損失)	-1,817	1,439	-774	684	-2,596	-2,264	-770	-6,097
費用収益比率	116%	78%	106%	77%	177%	N/M	N/M	115%
資産 ²	1,113,771	123,809	176,038	30,352	136,061	23,007	26,092	1,629,130
長期性資産の取得に係る資本的支出	1	1	0	1	112	-0	643	758
リスク・ウェイトド・アセット ³	161,347	86,087	49,603	10,759	43,242	32,896	12,780	396,714
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値(報告日のスポット値)	731,197	276,732	188,467	5,358	141,370	36,553	15,511	1,395,188
平均株主資本	24,675	12,483	10,265	5,719	7,798	6,755	1,361	69,055
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	-5%	8%	-6%	48%	-30%	N/M	N/M	-12%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	-5%	7%	-5%	8%	-22%	N/M	N/M	-10%
1 以下を含む：								
純利息収益	5,807	2,299	3,868	449	2,153	282	1,024	15,881
持分法適用投資による純利益(損失)	55	12	40	34	0	20	3	164
2 以下を含む：								
持分法適用投資	466	111	19	182	3	166	68	1,013

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2015年12月31日終了年度：11%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2015年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。』

『

2014年度 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グロ ー バ ル ・ マ ー ケ ッ ツ	コー ポ レ ー ト ・ ア ン ド ・ イ ン ベ ス ト メ ン ト ・ パ ン キ ン グ	ブ ラ イ ベ ー ト ・ ウ ェ ル ス ・ ア ン ド ・ マ ー シ ャ ル ・ ク ラ イ ア ン ツ	ド イ チ ェ ・ ア セ ッ ト ・ マ ネ ジ メ ン ト	ポ ス ト パ ン ク	非 中 核 事 業 部 門	連 結 お よ び 調 整 な ら び に そ の 他	合 計
純収益 ¹	10,069	7,667	7,868	2,643	3,238	489	-26	31,949
信用リスク引当金繰入額	27	232	349	-0	274	251	1	1,134
利息以外の費用								
給与手当	2,286	2,067	2,568	631	1,344	94	3,522	12,512
一般管理費	5,796	3,033	3,872	1,132	1,743	2,366	-3,287	14,654
保険業務に係る費用	0	0	0	289	0	0	0	289
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	-83	0	194	0	111
再構築費用	92	29	9	-3	0	4	1	133
利息以外の費用合計	8,174	5,129	6,449	1,965	3,087	2,658	237	27,699
非支配持分	25	1	-0	4	1	-2	-28	0
税引前利益(損失)	1,843	2,306	1,070	674	-123	-2,419	-236	3,116
費用収益比率	81%	67%	82%	74%	95%	N/M	N/M	87%
資産 ²	1,186,046	130,634	164,928	29,840	141,157	33,936	22,163	1,708,703
長期性資産の取得に係る資本的支出	0	0	0	1	108	-0	517	626
リスク・ウェイトド・アセット ³	147,063	73,692	46,564	5,402	42,843	56,899	21,506	393,969
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値(報告日のスポット値)	754,648	248,828	172,212	4,367	144,051	85,673	35,401	1,445,181
平均株主資本	20,569	10,512	9,183	5,144	8,134	7,724	143	61,410
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	6%	16%	10%	67%	-2%	N/M	N/M	4%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	6%	14%	8%	9%	-1%	N/M	N/M	3%
1 以下を含む：								
純利息収益	5,390	2,114	3,720	398	2,152	381	117	14,272
持分法適用投資による純利益(損失)	125	5	440	22	-9	34	2	619
2 以下を含む：								
持分法適用投資	472	99	3,151	163	3	170	85	4,143

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2014年12月31日終了年度：46%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2014年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。』

コーポレート部門

F

グローバル・マーケット・コーポレート部門

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度 の増加(減少)		2014年度から2015年度 の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
セールス/トレーディング(エクイティ)	2,502	3,337	3,117	-835	-25	220	7
セールス/トレーディング(債券およびその他の商品)	7,339	8,215	7,595	-876	-11	620	8
セールス/トレーディング	9,841	11,552	10,712	-1,711	-15	840	8
その他	-551	-695	-643	144	-21	-52	8
純収益合計	9,290	10,857	10,069	-1,567	-14	788	8
信用リスク引当金繰入額	142	50	27	92	185	23	85
利息以外の費用							
給与手当	1,787	2,320	2,286	-533	-23	34	1
一般管理費	6,885	8,622	5,796	-1,737	-20	2,826	49
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	1,568	0	-1,283	-82	1,568	N/M
再構築費用	127	89	92	38	43	-3	-4
利息以外の費用合計	9,084	12,599	8,174	-3,515	-28	4,424	54
非支配持分	47	26	25	22	85	1	3
税引前利益(損失)	16	-1,817	1,843	1,833	N/M	-3,660	N/M
費用収益比率	98%	116%	81%	N/M	-18ppt	N/M	35ppt
資産 ¹	1,012,627	1,113,771	1,186,046	-101,143	-9	-72,276	-6
リスク・ウェイトド・アセット ²	157,913	161,347	147,063	-3,433	-2	14,284	10
平均株主資本 ³	24,695	24,675	20,569	20	0	4,106	20
税引後平均有形株主資本利益率	0%	-5%	6%	N/M	6ppt	N/M	-12ppt
税引後平均株主資本利益率	0%	-5%	6%	N/M	5ppt	N/M	-11ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

2016年度

2016年度のグローバル・マーケットの純収益は、2015年度の109億ユーロから16億ユーロ(14%)減少し、93億ユーロとなった。収益は、エクイティにおける困難な環境、ドイツ銀行に対する市場の否定的な見方、および2015年10月に当初公表された戦略目標への対応による影響を受けた。

セールス/トレーディング(債券およびその他の商品)の純収益は876百万ユーロ(11%)減少し、73億ユーロであった。外国為替の収益は、前年度並みに好調であった。コア金利の収益は、ヨーロッパは好業績であったものの、米国における業績低迷により部分的に相殺され、おおむね横ばいであった。クレジットの収益もまた前年度並みであるが、2015年10月に当初公表された戦略目標の一部である証券化トレーディングにおけるリスク圧縮の影響が含まれている。ファイナンスおよびソリューションならびに商業用不動産の特に米国での力強い業績は、クレジット・フロー事業および証券化トレーディング事業の業績低迷により相殺された。新興市場の2016年度の収益は、2015年10月に当初公表された戦略目標への対応の一環による、ロシアなどの特定国からの撤退の影響、顧客フローの低下、およびマクロ経済の不確実性の影響により、大幅に減少した。アジア・パシフィック・ローカル・マーケットからの収益は、上半期において市況が好ましくなかったこと、また市場の低迷が顧客フローにマイナスの影響を与えたことから、大幅に減少した。

セールス/トレーディング(エクイティ)の純収益は、835百万ユーロ(25%)減少し、25億ユーロとなった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客残高ならびにトレーディング活動の低下および当行の信用スプレッドの拡大によって資金調達に

係るコストが増加したことを反映して、減少した。エクイティ・デリバティブの収益は、顧客活動の減少により大幅に減少した。キャッシュ・エクイティの収益は、厳しい市場環境および顧客取引高が減少したため、2016年度において減少した。

その他の純収益は、2015年度では695百万ユーロの損失であったのに対し、2016年度では551百万ユーロの損失となった。その他の純収益には、顧客カバレッジおよび商品販売に関連するコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングとの間で行われた事業譲渡の影響、ならびに下記の評価調整項目が含まれている。評価調整項目としては、第1にRWA削減の取組みに関連して信用評価調整（CVA）について生じた61百万ユーロの時価評価による利得（2015年度：113百万ユーロの利得）が計上されている。CRR/CRD 4に基づく自己資本規制により、CVAに関して当行グループのRWAに対して資本賦課が求められる（当行グループは、クレジット・デフォルト・スワップによりヘッジすることによってこれらのRWAの軽減に努めている。これら資本規制に係るヘッジは、IFRSのヘッジ会計規則に基づきCVAエクスポージャーのヘッジ目的で締結されるヘッジとは別のものであり、これによって生じた時価評価損益は収益項目として報告される。）。第2に、IFRSに基づくCVAの計算の精緻化に関連して、2015年度に146百万ユーロの損失が生じたが、2016年度はこれに関連する項目は計上されなかったことからの影響が含まれる。第3に、141百万ユーロの調達評価調整（FVA）の損失（2015年度：計算の精緻化による26百万ユーロのマイナスの影響を含む、145百万ユーロの調達評価調整（FVA）の損失）が計上されている。最後に、一定のデリバティブ負債に関する債務評価調整（DVA）の影響に関連する27百万ユーロの利得（2015年度：48百万ユーロの利得）が計上されている。

信用リスク引当金繰入額は、グローバル・マーケットでは純額で142百万ユーロ（2015年度は純額で50百万ユーロ）を計上し、92百万ユーロの増加であった。これは、金属および鉱業ならびに商業用不動産のエクスポージャーのうち数件に対する引当によるものである。

利息以外の費用は、2015年度対比で35億ユーロ（28%）減少した。この減少は、主にのれんの減損費用および訴訟費用が、2015年度対比で減少したことによる。2016年度の利息以外の費用には、876百万ユーロの訴訟費用および減損費用が含まれる。これらの影響を除くと、2016年度の利息以外の費用は、2015年度に比べ3%減少した。

2016年度の税引前利益は、前年度が18億ユーロの損失であったのに対し、16百万ユーロの利益であった。これは、2016年度には2015年度に比べて訴訟費用が20億ユーロ減少し、のれんの減損費用が13億ユーロ減少したことによるものであるが、16億ユーロの収益の減少により一部相殺されている。

2015年度

グローバル・マーケットの2015年度の純収益は、2014年度の101億ユーロから788百万ユーロ（8%）増の109億ユーロであった。

セールス/トレーディング（債券およびその他の商品）の純収益は、620百万ユーロ（8%）増の82億ユーロであった。外国為替の収益は、市場ボラティリティの上昇と顧客活動の増加により大幅に増加した。コア金利の収益は、ヨーロッパおよび北米における力強い業績により大幅に増加した。クレジットの収益は前年並みであり、クレジット・フロー事業および証券化トレーディング事業の力強い業績が、商業的不動産における顧客活動の減少、また特にアジア太平洋地域の市場環境の低迷により相殺された。

エマージング・マーケットの収益は、厳しい市場および当行のロシアからの撤退にもかかわらず、ラテン・アメリカでの好調な業績を反映して増加した。アジア・パシフィック・ローカル・マーケットからの収益は、主に2015年8月の人民元安に反応したボラティリティの上昇による新規契約数の堅調な増加および顧客フローにより大幅に増加した。

セールス/トレーディング（エクイティ）の純収益は、220百万ユーロ（7%）増の33億ユーロであった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客残高の増加により大幅に増加した。エクイティ・デリバティブの収益は、下半期において顧客活動が減少したこと、リスク管理環境が厳しかったことを反映して大幅に減少した。キャッシュ・エクイティの収益は、前年並みであった。

その他の純収益は、2014年度の643百万ユーロの損失に対し、695百万ユーロの損失であった。その他の純収益には、顧客カバレッジおよび商品販売に関連するコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングとの間で行われた事業譲渡の影響、ならびに下記の評価調整項目が含まれている。評価調整項目としては、第1に、RWA削減の取組みに関連して信用評価調整（CVA）について生じた113百万ユーロの時価評価による利得（2014年度：8百万ユーロの利得）が計上されている。第2に、IFRSに基づくCVAの計算の精緻化に関連した146百万ユーロの損失（2014年度：58百万ユーロの損失）が含まれる。第3に、計算の精緻化による26百万ユーロ（2014年度：51百万ユーロの損失）のマイナスの影響を含む145百万ユーロ（2014年度：139百万ユーロの損失）の調達評価調整（FVA）の損失が計上されている。最後に、一定のデリバティブ負債に関する債務評価調整（DVA）の影響に関連する48百万ユーロの利得（2014年度：37百万ユーロの計算の精緻化に関連する利得を含む126百万ユーロの損失）が計上されている。

信用リスク引当金繰入額は、グローバル・マーケットは、純額で50百万ユーロ（2014年度は純額で27百万ユーロ）を計上した。この増加は、商業的不動産の格付け再評価効果による。

利息以外の費用は、2014年度と比較して44億ユーロ（54%）増加した。この増加は、主にのれんの減損費用および増加した訴訟費用によるものであった。

税引前利益は、前年度が18億ユーロの利得であったのに対し、18億ユーロの損失であった。これは、のれんの減損16億ユーロおよび増加した訴訟費用20億ユーロによるものであったが、収益の増加により一部相殺された。

『

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度 の増加(減少)		2014年度から2015年度 の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
トレード・ファイナンスおよびキャ シュ・マネジメント・コーポレート	2,627	2,803	2,611	-176	-6	192	7
インスティテューショナル・キャ シュ・アンド・セキュリティーズ・ サービス	1,847	1,867	1,605	-20	-1	262	16
株式オリジネーション	405	658	761	-253	-39	-103	-14
債券オリジネーション	1,388	1,469	1,574	-82	-6	-104	-7
アドバイザー	500	587	579	-86	-15	8	1
貸出金およびその他の商品	717	663	538	54	8	126	23
純収益合計	7,483	8,047	7,667	-564	-7	380	5
信用リスク引当金繰入額	672	342	232	330	97	110	48
利息以外の費用							
給与手当	1,711	2,115	2,067	-403	-19	48	2
一般管理費	3,243	3,512	3,033	-269	-8	479	16
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	600	0	-600	N/M	600	N/M
再構築費用	165	39	29	126	N/M	10	34
利息以外の費用合計	5,119	6,266	5,129	-1,147	-18	1,137	22
非支配持分	1	0	1	1	N/M	-0	-77
税引前利益(損失)	1,691	1,439	2,306	252	17	-867	-38
費用収益比率	68%	78%	67%	N/M	-9ppt	N/M	11ppt
資産 ¹	189,910	123,809	130,634	66,102	53	-6,825	-5
リスク・ウェイトド・アセット ²	79,698	86,087	73,692	-6,388	-7	12,395	17
平均株主資本 ³	12,076	12,483	10,512	-407	-3	1,970	19
税引後平均有形株主資本利益率	10%	8%	16%	N/M	2ppt	N/M	-8ppt
税引後平均株主資本利益率	9%	7%	14%	N/M	2ppt	N/M	-7ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。」

2016年度

2016年度のコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門の収益は前年度から減少した。この減少の主要因は、コーポレート・ファイナンスにおいて、顧客活動およびプライマリーマーケットにおいて2015年第4四半期に初めて生じた業界全体としての減速が、2016年度上半期も継続したことにある。トランザクション・バンキングの収益は、マクロ経済の逆風に直面して若干下落した。信用リスク引当金繰入額は、2016年度に大幅に増加した。利息以外の費用の対前年比での大幅な減少が、これらの影響を吸収している。

純収益は、前年度対比で564百万ユーロ（7%）減の75億ユーロとなった。トランザクション・バンキングにおいては、トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレートの収益が、ユーロ圏内の低金利、高い利鞘への圧力、および2015年10月に当初公表された当行の戦略目標の一環である合理化のための顧客数の削減がすべてマイナスに作用した影響で176百万ユーロ（6%）減少した。インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益は、前年度比横ばいであった。セキュリティーズ・サービスの業績は、ここでもヨーロッパでの低金利の影響や世界的なIPO活動の減少による影響を受けた。しかしこれは、米国における金利上昇の有利な影響がビジネスリスク選好からの方針変更および顧客数の削減による当初のマイナスの影響を上回ったことにより、インスティテューショナル・キャッシュの業績が改善したことによって相殺された。コーポレート・ファイナンスでは、株式オリジネーションが、業界全体での発行水準の低下を反映し、253百万ユーロ（39%）という過去最大の減少を記録した。これらの水準は2016年度下半期に一部回復し、株式オリジネーションの収益は2016年度上半期に対して増加した。債券オリジネーションは、第1四半期に低迷したものの、その後の9ヶ月は市場流動性の改善および相対的に安定した金利の影響により業績は改善して2015年度に比べて収益は増加し、通年では82百万ユーロ（6%）の減少となった。アドバイザリーの収益は、2015年度に比べて市場活動が低レベルであったため、86百万ユーロ（15%）減少した。2016年度下半期においては、市場の活動が活発化し、株式オリジネーションにおける収益の改善に寄与した。貸出金およびその他の商品は、企業向け貸出し業務およびグローバル・マーケットとの間で行われた事業譲渡の結果、54百万ユーロ（8%）増加した。

信用リスク引当金繰入額は、2015年度と比較して、330百万ユーロ（97%）増加した。この増加は、主として業界が持続的な構造的課題（例えば、ある種の船舶の過剰供給あるいは余剰）を抱えていた船舶産業における信用度の悪化によるものであった。業界全体としての信用低下を受け、より多くの債務者が清算シナリオの下で評価された債務不履行の区分に分類されることになった。

利息以外の費用は51億ユーロであり、非経常的なのれんの減損（2015年度：600百万ユーロ）がなかったことや訴訟費用の減少（2016年度：17百万ユーロ、2015年度：329百万ユーロ）が再構築費用の増加を上回り、前年度比11億ユーロ（18%）の減少となった。当年度はまた、業績連動報酬費用の削減、戦略的イニシアティブの一環としての従業員数の3%削減および非報酬費用の積極的な管理による削減効果も見られた。

税引前利益は17億ユーロであり、2015年度対比で、252百万ユーロ（17%）増加した。利息以外の費用の大幅な減少が、収益の低下および信用リスク引当金繰入額の大幅な増加を上回った。

2015年度

2015年度は、取引高の増加および為替レートの有利な変動により、トランザクション・バンキングが2014年度と比較して大幅に増加し、堅調な純収益を計上している。コーポレート・ファイナンスについては、上半期と下半期で異なっていた。上半期においては数件の記録的な発行案件により大きく収益を稼得したのに対し、下半期はオリジネーションおよびアドバイザリーマーケット全般で活動が弱まったことを受け、大幅に減速した。

純収益は、2014年度の77億ユーロから380百万ユーロ（5%）増加の80億ユーロであった。トランザクション・バンキングの収益は、全地域において増収となり、454百万ユーロ（11%）増加した。トレード・ファイナンスにおいては、特に証券化ビジネスのマージンが上昇したことにより、マージン上昇による資金調達額自体の増加により、フロー・トレード・ビジネスの活動が活発になったことによる恩恵を受けた。事業法人向けキャッシュ・マネジメントの収益は、為替レートの有利な変動および取引高の増加に支えられた。インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益は、為替レートの有利な変動に加え、取引高の増加および顧客預金の増加といった好調な事業活動により拡大した。2015年度のオリジネーションおよびアドバイザリーの純収益は、199百万ユーロ（7%）減少して、27億ユーロであった。これは市場シェアの下落および特にレバレッジ・ファイナンスにおける部分的な低いリスク選好を反映している。株式オリジネーションの収益は、下半期の手数料プールの低下を反映して減少した。債券オリジネーションも、下半期の市場活動の減退およびリスク許容度の低下を反映し、7%減少した。一方、アドバイザリーの収益は前年度と同水準であった。貸出金およびその他の商品の収益は、企業向け貸出し業務およびグローバル・マーケットとの間で行われた事業譲渡の結果、126百万ユーロ（23%）増加した。

信用リスク引当金繰入額は、船舶およびレバレッジ・ファイナンスへの引当金繰入額の増加により、110百万ユーロ（48%）増加し、342百万ユーロとなった。

利息以外の費用は、11億ユーロ（22%）増加した。この増加は、のれんの減損費用（600百万ユーロ）、訴訟費用の増加（329百万ユーロ）、為替レートの不利な変動および規制要件に関連する費用の増加によるものであった。

税引前利益は、14億ユーロであり、前年度対比867百万ユーロ(38%)減少した。業績の改善による増収によっても、のれんの減損費用および訴訟費用並びに信用損失引当金の増加を部分的に相殺するのみであった。

F

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアントコーポレート部門

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度の増加(減少)		2014年度から2015年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
クレジット商品	2,223	2,148	2,043	75	3	105	5
預金商品	1,138	1,332	1,534	-193	-15	-202	-13
投資および保険商品	1,045	1,309	1,219	-264	-20	90	7
支払、カードおよび口座商品	559	586	590	-27	-5	-4	-1
その他の商品	254	213	205	41	19	7	4
プライベート・コマーシャル・クライアント(PCC)							
純収益合計	5,218	5,588	5,591	-369	-7	-3	-0
純利息収益	811	816	653	-5	-1	163	25
運用フィー	645	747	731	-102	-14	16	2
業績および取引フィー	350	494	453	-145	-29	41	9
その他の収益	75	40	17	35	89	23	140
ウェルス・マネジメント純収益合計	1,880	2,097	1,854	-217	-10	243	13
華夏銀行	618	-175	423	793	N/M	-598	N/M
純収益合計	7,717	7,510	7,868	207	3	-358	-5
信用リスク引当金繰入額	255	300	349	-45	-15	-49	-14
利息以外の費用：							
給与手当	2,438	2,517	2,568	-79	-3	-51	-2
一般管理費	3,815	3,869	3,872	-55	-1	-3	-0
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	1,011	0	-1,011	N/M	1,011	N/M
再構築費用	141	585	9	-444	-76	577	N/M
利息以外の費用合計	6,394	7,983	6,449	-1,589	-20	1,535	24
非支配持分	0	-0	-0	0	N/M	-0	105
税引前利益(損失)	1,068	-774	1,070	1,842	N/M	-1,844	N/M
費用収益比率	83%	106%	82%	N/M	-23ppt	N/M	24ppt
資産 ¹	189,444	176,038	164,928	13,406	8	11,110	7
リスク・ウェイトド・アセット ²	43,855	49,603	46,564	-5,748	-12	3,039	7
平均株主資本 ³	9,008	10,265	9,183	-1,257	-12	1,082	12
税引後平均有形株主資本利益率	9%	-6%	10%	N/M	16ppt	N/M	-16ppt
税引後平均株主資本利益率	8%	-5%	8%	N/M	13ppt	N/M	-12ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

追加情報

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度の増加(減少)		2014年度から2015年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
運用資産 ¹	424	503	489	-79	-16	14	3
正味新規資金	-39	3	22	-42	N/M	-18	-84

N/M - 表記するに値しない

1 当行は、運用資産を(a)当行が顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。当行は、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。

2016年度

PW&CCの事業環境は2016年度も引き続き厳しいものであった。持続的な低金利およびより厳しい市場環境によって、顧客活動が低下し、預金および投資収益の双方が減少する結果となった。PW&CCは、厳格なコスト管理を維持するとともに、引き続き低い水準となった信用リスク引当金繰入額による恩恵を受けた。2016年度中、PW&CCは、販売モデルの合理化やデジタル・オファリングを推進する戦略上の施策においてかなり前進した。また、PW&CCは、2015年10月に当初公表された戦略の一部として、米国における個人顧客サービス(PCS)部門および中国の華夏銀行に対する持分の売却を完了した。後者の取引により当年度には多額の売却益が計上されたが、前年度のPW&CCにおいては、華夏銀行売却に関連した評価効果、10億ユーロののれんの減損費用および再構築活動に係る多額の費用の計上により業績にマイナスのインパクトがあった。

PW&CCの純収益は、前年度対比で207百万ユーロ(3%)増加して77億ユーロとなった。この増加は、前述の売却取引のプラスの影響を含む、2016年度の華夏銀行からの収益618百万ユーロによるものであった。2015年度は、華夏銀行に関連して、175百万ユーロの損失を計上していた。697百万ユーロの評価効果およびその他の取引関連の影響は、持分に係る通常の株価の値上がりによって一部相殺されている。華夏銀行とPCS(後述)の売却の影響を除くと、純収益は前年度に比べて減少している。プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント(PCC)事業では、収益は369百万ユーロ(7%)減少した。この減少は、市場環境が引き続き混乱しているため顧客活動が低下したことによるものである。投資および保険商品の収益は、264百万ユーロ(20%)減少した。預金商品からの純収益は、ヨーロッパにおける低金利環境により2015年度と比較して193百万ユーロ(15%)減少した。これらの減少は、貸出金取引高の増加を主要因とするクレジット商品の75百万ユーロ(3%)の増収によりその一部が相殺された。PCCのその他の商品の収益は、41百万ユーロ増加した。これには、VISA Europe Limitedに対する持分の売却に起因する利益98百万ユーロ、ならびに2015年度の被投資会社の売却取引後にPCCにおける保有株式から受領した配当金5,000万ユーロが含まれる。前年度の収益にも、その他の商品の収益に同様の影響額101百万ユーロが含まれている。ウェルス・マネジメント(WM)事業の収益は、217百万ユーロ(10%)減少した。その一因は、2016年9月のPCS部門の売却後の連結除外の影響である。この連結除外による影響に加え、WMの業績および取引フィーならびに運用フィーは、顧客活動の低下、戦略的なリスク圧縮活動およびドイツ銀行に対する市場の否定的な見方といった厳しい市場環境の影響を受けた。WMの純利息収益はほぼ安定していたが、一方、その他の収益は主にPCS部門の売却益により前年度対比で35百万ユーロ増加した。

信用リスク引当金繰入額は、引き続き高い貸出金ポートフォリオの信用力、および良好な経済環境を反映して前年度対比で45百万ユーロ(15%)減少し、255百万ユーロとなった。また、信用リスク引当金繰入額は、2015年度、2016年度共に、ポートフォリオを選択し売却したことによるプラスの影響を受けた。

2016年度の利息以外の費用は64億ユーロを計上し、前年度対比で16億ユーロ(20%)減少した。2015年度には、前述ののれんの減損10億ユーロおよび多額の再構築費用および解雇費用418百万ユーロが含まれていた。2015年度には、さらにソフトウェアの一部除却額118百万ユーロが含まれていた。これに対して、2016年度の利息以外の費用は、9月のPCS部門の売却以降に費用が減少したことによるプラスの影響を受けている。これらの影響を除くと、利息以外の費用は2015年度、2016年度ともに同水準にある。多額のデジタル化への投資および戦略的措置に関する追加支出は、給与手当の削減および厳格なコスト管理により相殺されている。

税引前利益は、2015年度から18億ユーロ増加の11億ユーロであった。この増加は、2015年度には前述ののれんの減損項目ならびに多額の再構築費用および解雇費用を計上したこと、また、2016年度の華夏銀行持分の売却益の影響による。これらの要因を除くと、2016年度の税引前利益は、継続する低金利環境ならびにWMおよびPCC事業の収益に対する変動的な市場環境を反映して2015年度に比べて減少している。

運用資産は、2015年12月31日現在と比較して790億ユーロ減の4,240億ユーロであった。この減少は主として2つの要因による。第1は、PCS部門の売却後の連結除外の影響380億ユーロである。第2は、ドイツ銀行に対する市場の否定的な見方が生じた後の、主に第3四半期末から第4四半期初めにかけて生じた390億ユーロの純流出(WMで320億ユーロ、PCC事業で70億ユーロ)であった。さらにWMでの2016年度の純流出は、継続的な顧客のレバレッジ解消活動、リスク管理実務の最適化およびクロスボーダー・サービス等の効率性の向上への取り組みを反映したものである。

2015年度

PW&CCの2015年度の業績は以下の3つの重大な影響を受けており、合計で23億ユーロのマイナスの影響があった。第1の影響は、PW&CCのプライベート・コマーシャル顧客（PCC）事業において規制自己資本を増加させる必要があることが予想されるため、10億ユーロののれんの減損を認識したことである。第2の影響は、華夏銀行に対する持分の売却契約および2015年度の華夏銀行の株価の動きを反映して認識した、華夏銀行に対する評価減およびその他の売却取引関連の費用の影響による697百万ユーロであった。第3の影響は、主にPW&CCの本社およびPCC事業の支店ネットワークの再構築に関連して、再構築および解雇費用に関する595百万ユーロが利息以外の費用に含まれたことである。

純収益は、2014年度と比較して358百万ユーロ（5%）減少して、2015年度は75億ユーロとなった。この減少は上記の華夏銀行に対するPW&CCの持分に関連する評価減および売却取引関連の影響による697百万ユーロによるものであったが、持分に係る通常の株価の値上がりによって一部相殺されている。PCC事業では、純収益合計は、一部相殺される影響を加味すれば、2014年度と同水準であった。預金商品による純収益は、2014年度と比較して、202百万ユーロ（13%）減少したが、これはヨーロッパにおける低金利環境の継続が主な要因であり、投資および保険商品による90百万ユーロ（7%）の収益の増加によって一部相殺された。これは、投資業務の業績が引き続き高く、市場の勢いを生かしたことを反映している。クレジット商品による収益も、特にモーゲージおよび消費者金融における融資残高の増加ならびにポートフォリオの利鞘が全体的に緩やかに増加したことに伴い、105百万ユーロ（5%）増加した。PCC事業におけるその他の商品からの収益は、2014年度、2015年度共に同等の好業績を収めた。2015年度に、PCCドイツは投資先を売却した後に101百万ユーロの特別配当金を受け取った。2014年度のその他の商品からの収益には、非経常利得およびDB Bausparの有価証券売却による利得が含まれていた。PW&CCのウェルス・マネジメント（WM）事業の収益は、2014年度と比較して、2015年度には243百万ユーロ（13%）増加した。純利息収益は、為替レートの有利な変動、資金調達コストの減少および融資残高の増加を反映し、163百万ユーロ（25%）増加した。業績および取引フィーの増加41百万ユーロ（9%）、運用フィーの増加16百万ユーロ（2%）は、為替レートの有利な変動によるものである。

信用リスク引当金繰入額は、全業務部門におけるPW&CCの貸出金勘定の質およびドイツにおいて継続している良好な経済環境を反映して、2015年度に49百万ユーロ（14%）減少して、300百万ユーロであった。信用リスク引当金繰入額は、2014年度と2015年度で同水準であり、ポートフォリオを選択して売却したことによるプラスの影響を受けている。

利息以外の費用は、上述ののれんの減損10億ユーロの影響を大きく受けて、15億ユーロ増加し、80億ユーロであった。さらに、2015年度には、主にPW&CCの本社およびPCCの支店ネットワークの再構築に関連して計上した再構築および解雇引当金繰入額595百万ユーロが含まれる。また、2015年度の利息以外の費用には、ポストバンクとのITプラットフォームの共同利用に関する戦略的決定に関連するソフトウェアの一部除却額118百万ユーロが含まれている。これに対して、2014年度の利息以外の費用には、ドイツの法律実務の変更により発生した貸出手数料に係る費用267百万ユーロ、ならびに再構築および解雇に関する引当金繰入額107百万ユーロが含まれていた。しかし、2014年度には、ヨーロッパにおける不動産の売却によるプラスの影響も含まれていた。これらの影響の他に、PW&CCは、2015年度においても効率的な施策による削減の増加を引き続き達成したが、これは規制要件に係る費用の増加および為替レートの不利な変動ならびにインフレに起因する費用の増加（賃金、年金、賃借料等の増加）により相殺された。

税引前損失は2015年度において774百万ユーロであり、これには2015年度における上記費用23億ユーロが含まれていた。これに対して2014年度は税引前利益11億ユーロであり、これは上記の貸出手数料に係る費用267百万ユーロならびに再構築関連する引当金繰入額107百万ユーロによる影響を受けていた。

運用資産は、主に為替レートの有利な変動およびウェルス・マネジメント事業による30億ユーロの純流入により、2014年12月31日現在と比較して140億ユーロ増の5,030億ユーロであった。

『

ドイツ・アセット・マネジメント・コーポレート部門

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度の増加(減少)		2014年度から2015年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
運用フィー	2,196	2,344	1,988	-148	-6	356	18
業績および取引フィー	220	247	189	-27	-11	58	31
その他の収益	208	172	175	35	20	-2	-1
Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動	396	258	291	139	54	-34	-12
純収益合計	3,020	3,021	2,643	-1	-0	378	14
信用リスク引当金繰入額	1	1	-0	-0	-4	1	N/M
利息以外の費用							
給与手当	611	778	631	-167	-21	147	23
一般管理費	1,171	1,304	1,132	-134	-10	173	15
保険業務に係る費用	374	256	289	117	46	-32	-11
のれんおよびその他の無形資産の減損	1,021	0	-83	1,021	N/M	83	N/M
再構築費用	47	-2	-3	49	N/M	1	-27
利息以外の費用合計	3,223	2,336	1,965	886	38	371	19
非支配持分	0	-0	4	1	N/M	-4	N/M
税引前利益(損失)	-204	684	674	-888	N/M	10	1
費用収益比率	107%	77%	74%	N/M	29ppt	N/M	3ppt
資産 ¹	12,340	30,352	29,840	-18,013	-59	513	2
リスク・ウェイトド・アセット ²	8,961	10,759	5,402	-1,798	-17	5,357	99
平均株主資本 ³	6,221	5,719	5,144	503	9	575	11
税引後平均有形株主資本利益率	-8%	48%	67%	N/M	-56ppt	N/M	-19ppt
税引後平均株主資本利益率	-2%	8%	9%	N/M	-10ppt	N/M	-1ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

2016年度

2016年度、Deutsche AMの業績は、Abbey Lifeの売却により計上したのれんおよびその他の無形資産の減損10億ユーロおよび純資産の流出の影響のほか、ドイツ銀行特有の要因による影響を受けた。持続的な世界的低成長による引き続き不確実性を反映した不利な市場環境にもかかわらず、Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動および減損を除くと、Deutsche AMは、2015年度の683百万ユーロから16%増の794百万ユーロという堅調な税引前利益を達成した。Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動を除く収益は、前年度対比で5%減少した。一方、保険業務に係る費用および減損を除く利息以外の費用は、2015年度と比較して12%減少した。

2016年度の純収益は30億ユーロであり、前年度と同水準であった。Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動を除く純収益は26億ユーロであり、2015年度の28億ユーロに比べて5%減少した。運用フィーおよびその他の経常収益は、運用資産の減少および不利な市況がパッシブおよびアクティブ事業に影響し、148百万ユーロ(6%)減少した。業績および取引フィーは、オルタナティブ商品が好調であった前年度に比べ、27百万ユーロ(11%)減少した。その他の収益は、前年度のHeta Asset Resolution AGのエクスポージャーに係る評価減および当年度のAbbey LifeおよびDeutsche AM インドの売却の影響により、35百万ユーロ(20%)増加し、一部は、保証付き商品のマイナス時価評価およびオルタナティブ商品からの配当収入の低下により相殺された。Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動は、時価評価益の増加に伴い、139百万ユーロ(54%)の増加となった。

利息以外の費用は、主としてAbbey Lifeの売却に関連するのれんの減損、および収益内で相殺される範囲であるが保険業務に係る費用の増加により、886百万ユーロ(38%)増加し、32億ユーロとなった。Abbey Lifeの保険業務に係る費用および前述

の減損を除くと、利息以外の費用は2015年度に比べて減少し、2016年度は18億ユーロであった。これは主に給与手当の減少および2015年第4四半期に発生した特定の費用項目の戻入によるものであった。

税引前損失は204百万ユーロであり、2015年度と比較して888百万ユーロのマイナスであった。これは主として、前述のAbbey Lifeの売却の影響によるものである。

2016年12月31日現在の運用資産は7,060億ユーロであり、2015年12月31日に対して380億ユーロの減少となった。これは、ドイツ銀行に対する市場の否定的な見方、Deutsche AMの将来に関する市場の風評、およびDeutsche AM経営陣の交代により厳しい市場環境が一段と悪化したことに起因する。410億ユーロの純資産流出は、米州地域において金融市場の改革により現金が流出したことが主要因である。上場投資信託もまた、為替ヘッジ有りのファンドが投信業界全体として流出を経験したため、相当の流出が生じた分野であった。この減少は、主としてAbbey LifeおよびDeutsche AMインドに関連する180億ユーロに上る売却にも起因する。これらの流出は、エクイティ市場および債券市場の好調な変動による160億ユーロ、および有利な為替レートの変動による40億ユーロにより一部相殺された。また、2016年度に、アジア太平洋地域においては20億ユーロというプラスの流入を記録した。

以下の表は、2016年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれの平均手数料率を示している。

単位：十億ユーロ	オルタナティブ	キャッシュ	エクイティ	債券	マルチ・アセット	運用資産合計
2015年12月31日現在残高	84	77	183	314	86	744
流入	16	10	41	69	23	158
流出	-15	-19	-54	-85	-26	-199
正味流入	1	-9	-13	-16	-3	-41
為替の影響	1	1	1	2	-0	4
市場の動き	2	-1	7	8	2	16
その他	-3	-4	-6	-2	-2	-18
2016年12月31日現在残高	84	63	171	305	82	706
平均手数料率 (bps)	62	6	53	15	43	32

2015年度

2015年度にも、Deutsche AMは、すべての商品および地域において成長を続けており、前年度と比較したエクイティ市場水準の上昇、正味新規資金の増加、それに伴う運用資産の増加、および為替レートの有利な変動による恩恵を受けて、経常収益の増加傾向が高まった。業績は、規制に係る費用の増加および時価評価保証商品を悪化させる低金利環境の継続の影響を引き続き受けた。

2015年度の純収益は、378百万ユーロ（14%）増の30億ユーロであった。運用フィーおよびその他の経常収益は、正味流入、平均エクイティ市場水準の上昇および為替レートの有利な変動に起因する平均運用資産の増加により、356百万ユーロ（18%）増加した。業績および取引フィーは、アクティブおよびオルタナティブ事業からの業績フィーの認識の増加により、58百万ユーロ（31%）増加した。その他の収益は、前年度同様、2百万ユーロ減少した。Abbey Lifeの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動は、34百万ユーロ（12%）減少したが、大部分は利息以外の費用において相殺された。

利息以外の費用は、371百万ユーロ（19%）増加した。これは主に、為替レートの不利な変動、Scudderに関する無形資産の評価減の戻入が前年度にはあったこと、運用資産に係る費用の増加および報酬費用の増加によるものであるが、OpExに関連する費用の減少および保険業務に係る費用の減少により一部相殺された。

税引前利益は、上記の純収益の増加により10百万ユーロ（1%）増加し、2015年度には684百万ユーロであった。

2015年12月31日現在の運用資産は7,440億ユーロであり、530億ユーロ（8%）増加した。これは主に、為替の変動による360億ユーロ、純流入による180億ユーロおよび有利なエクイティ市場水準による40億ユーロによるものであったが、処分およびその他の変動による50億ユーロによって一部相殺された。

以下の表は、2015年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれの平均手数料率を示している。

単位：十億ユーロ	オルタナティブ	キャッシュ	エクイティ	債券	マルチ・アセット	運用資産合計
2014年12月31日現在残高	90	73	149	307	73	691
流入	16	11	75	94	32	228
流出	-20	-12	-52	-106	-20	-210
正味流入	-5	-1	23	-12	12	18

為替の影響	5	5	7	19	1	36
市場の動き	-2	2	5	-2	0	4
その他	-5	-1	-1	2	0	-5
2015年12月31日現在残高	84	77	183	314	86	744
平均手数料率 (bps)	54	7	50	14	40	30

P

ポストバンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度 の増加 (減少)		2014年度から2015年度 の増加 (減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
当座預金	1,101	1,179	1,281	-77	-7	-102	-8
貸出金	1,133	1,112	912	21	2	200	22
貯蓄	590	695	703	-104	-15	-8	-1
住宅ローンおよび貯蓄	216	230	225	-14	-6	5	2
投資および保険商品	94	94	98	1	1	-5	-5
ポスタル	230	239	415	-9	-4	-176	-42
非中核事業部門(NCOU)	-228	-393	-317	165	-42	-76	24
その他	229	-43	-78	272	N/M	35	-45
純収益合計	3,366	3,112	3,238	254	8	-126	-4
信用リスク引当金繰入額	184	211	274	-27	-13	-63	-23
利息以外の費用							
給与手当	1,397	1,425	1,344	-28	-2	81	6
一般管理費	1,418	1,475	1,743	-57	-4	-268	-15
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	2,597	0	-2,597	N/M	2,597	N/M
再構築費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
利息以外の費用合計	2,815	5,497	3,087	-2,682	-49	2,410	78
非支配持分	0	1	1	-0	-26	-0	-13
税引前利益(損失)	367	-2,596	-123	2,963	N/M	-2,473	N/M
費用収益比率	84%	177%	95%	N/M	-93ppt	N/M	81ppt
資産 ¹	139,743	136,061	141,157	3,682	3	-5,096	-4
リスク・ウェイトド・アセット ²	42,209	43,242	42,843	-1,032	-2	399	1
平均株主資本 ³	6,006	7,798	8,134	-1,791	-23	-337	-4
税引後平均有形株主資本利益率	4%	-30%	-2%	N/M	34ppt	N/M	-28ppt
税引後平均株主資本利益率	4%	-22%	-1%	N/M	26ppt	N/M	-21ppt

N/M - 表記するに値しない

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと

2016年度

2016年度において、ポストバンクは、持続的な低金利環境が貯蓄および当座預金の収益にマイナスの影響を及ぼした一方で、引き続き貸出金残高の増加およびコスト効率性向上に向けた施策に重点的に取り組んだ。ポストバンクは、2015年度の26億ユーロの税引前損失に対して、2016年度は367百万ユーロの税引前利益を計上した。これは、2015年度には、主にのれんの減損のほか、住宅ローン貯蓄利息引当金の調整等の少額の引当金項目等の総額約28億ユーロの非経常項目が計上されていたことによるものである。

純収益は、2015年度と比較して254百万ユーロ(8%)増加した。この主な要因は、特定の投資証券の売却益(VISA Europe Limitedの持分売却によるものを含む。)により、2016年度のその他の収益が272百万ユーロ増加したことにある。一方、ポストバンクのNCOU収益は、主に住宅ローン貯蓄利息引当金の調整といった2015年度に生じた調整による収益への負担が発生しなかったことにより、165百万ユーロ(42%)増加した。

ポストバンクの貸出金からの純収益は、2015年度においてポストバンクとビジネスパートナー間の契約条件の調整が成立したことにより、主にモーゲージ、消費者ローンおよび法人向け貸出金の貸出量の増加から生じる特定の収益58百万ユーロが計上されていたにもかかわらず、2016年度は21百万ユーロ(2%)の増加を記録した。貯蓄および当座預金からの純収益は、主

に、ヨーロッパで続く低金利環境により、2015年度対比で、それぞれ104百万ユーロ（15%）および77百万ユーロ（7%）の減少となった。ポストバンクは、2016年11月1日から当座預金について新たなプライシングモデルを導入することにより、前述の貯蓄および当座預金からの収益への圧迫に対応した。住宅ローンおよび貯蓄からの収益は、主に低金利環境および高利回り住宅ローン貯蓄の残高により、14百万ユーロ（6%）減少した。

2016年度の信用リスク引当金繰入額は、ドイツにおいて継続している良好な経済環境およびポストバンクの貸出金の信用の質を反映し、27百万ユーロ（13%）減少した。

利息以外の費用は、27億ユーロ減少した。これは、前述のとおり、主として2015年度に26億ユーロをのれんの減損として認識していたことによる。利息以外の費用はその他に、預金保険制度に係るより多額の規制費用にもかかわらず、継続してコスト削減に注力したこと、および退職給付を含む戦略的イニシアティブによる経費が減少したことにより改善した。給与手当および一般管理費は、2015年度と比較して、それぞれ2%および4%減少した。上述の影響のほか、ポストバンクは引き続き、顧客志向のエンドツーエンドのプロセスの最適化およびプロセスの合理化・デジタル化により、さらなる効率性の改善の実現に取り組んだ。

税引前利益は、2016年度は30億ユーロ増加して367百万ユーロとなった。これは主に、2016年度は非経常ののれんの減損がないことおよび特定の投資証券の売却から生じた非経常の多額の売却益を計上したことによるものであった。

運用資産は、貯蓄商品における30億ユーロの流出により、2015年12月31日対比で、30億ユーロ減少の720億ユーロとなった。

2015年度

2015年度もポストバンク事業は、低金利により引き続き厳しい環境となった。さらに、ポストバンクの2015年度の業績は、総額28億ユーロという2つの重要な事象によりマイナスの影響を受けた。第1に、2015年度第3四半期に計上したのれんの減損26億ユーロであり、第2に、主として住宅ローン貯蓄から生じた引当金の調整である。これらの影響を除くと、ポストバンクは2015年度にプラスの業績を収めている。

純収益は、2014年度と比較して、126百万ユーロ（4%）減少した。この減少は、低金利環境からの逆風によるものであり、特に、貯蓄および当座預金からの収益の下落および前述のポストバンクNCOUで計上した引当金の調整が要因である。ポスタルの純収益は、協力パートナーであるDeutsche Post DHL AGとの契約調整により176百万ユーロ（42%）減少し、同契約の修正による費用の削減により一部相殺された。これらの収益の減少は、貸出金からの収益の増加200百万ユーロ（22%）により一部相殺されている。これは、ポストバンクとビジネスパートナー間の契約条件の調整の成立による総額58百万ユーロの特定の影響も含めて、主にモーゲージ、消費者ローンにおける貸出量の増加、および全体としてのポートフォリオに対する利率が緩やかに上昇したことによるものである。投資および保険商品からの純収益は5百万ユーロ（5%）減少した一方、その他の純収益は35百万ユーロ（45%）増加した。

信用リスク引当金繰入額は、ドイツにおける好調なマクロ経済環境およびポストバンクの貸出金の信用の質を反映し、2015年度に63百万ユーロ（23%）減少した。

利息以外の費用は、前述ののれんの減損費用26億ユーロを認識したことにより、24億ユーロ増加した。さらに、2015年度には、ポストバンクの競争力を改善するための戦略的イニシアティブに係る非経常かつ多額の費用197百万ユーロが含まれている。これらの影響を除くと、ポストバンクは、Deutsche Post DHL AGとの契約上の調整によるコストの削減および2015年度において実現した効率化の手段によって、利息以外の費用を削減した。これらは一部、規制要件およびインフレコストの増加（関税、年金および賃貸料の増加）による費用の増加によって相殺された。

ポストバンクの2015年度の税引前損失は26億ユーロであり、前述ののれんの減損および調整に係る総額28億ユーロを除き、2014年度の税引前損失123百万ユーロと比較すると、対前年度プラスの業績を達成することができた。

2014年12月31日時点に比べて、運用資産は、貯蓄商品における30億ユーロの流出に伴い、20億ユーロ減少して750億ユーロとなった。

F

非中核事業部門・コーポレート部門

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度 の増加(減少)		2014年度から2015年度 の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	-382	794	489	-1,176	N/M	305	62
このうち：							
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産/負債に係る純利息収 益および純損益	-1,261	-353	-310	-909	N/M	-43	14
信用リスク引当金繰入額	128	51	251	76	148	-200	-80
利息以外の費用							
給与手当	68	86	94	-18	-20	-8	-9
一般管理費	2,678	2,921	2,366	-243	-8	555	23
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	-49	0	194	-49	N/M	-194	N/M
再構築費用	4	-1	4	5	N/M	-6	N/M
利息以外の費用合計	2,701	3,006	2,658	-304	-10	347	13
非支配持分	-4	1	-2	-5	N/M	3	N/M
税引前利益(損失)	-3,207	-2,264	-2,419	-943	42	155	-6
資産 ¹	5,523	23,007	33,936	-17,485	-76	-10,929	-32
リスク・ウェイトド・アセット ²	9,174	32,896	56,899	-23,722	-72	-24,003	-42
平均株主資本 ³	4,037	6,755	7,724	-2,717	-40	-969	-13

N/M - 表記するに値しない

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2016年度

2016年度に、NCOUはリスク圧縮戦略を成功裡に実施し、ポートフォリオの規模を削減し、年度末には当部門を廃止する目標を達成した。当該活動では、多数のポートフォリオについて、長期デリバティブ・エクスポージャーの処理、様々な債券の売却、コリレーションおよびネガティブ・ベースのポートフォリオの解消をさらに進めること等により、自己資本比率を改善しレバレッジを解消する取り組みに重点が置かれた。Maher Port ElizabethおよびRed Rock Resorts持分の売却も当年度に完了した。

NCOUの当年度の純収益は、前年度のプラス794百万ユーロに対して、マイナス382百万ユーロであった。これは主にリスク圧縮のための長期デリバティブ・エクスポージャーおよび関連する資産の解消による損失821百万ユーロによるものであり、一部はRed Rock Resortsに関連する利益368百万ユーロにより相殺された。加えて、ポートフォリオ収益はMaher Prince Rupertを含む資産の売却によって減少したが、評価調整の減少および時価評価の効果により一部相殺された。2015年度の純収益には、219百万ユーロの特定の訴訟費用の組み戻しおよび195百万ユーロのMaher Prince Rupertの売却益が含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2015年度と比較して76百万ユーロ増加した。この増加は、主に欧州住宅用モーゲージおよび商業貸出金（これらにはIAS第39号に基づき分類変更された資産が含まれる）に対する引当てが増加したことによるものである。

利息以外の費用は、主に訴訟関連費用の減少により、2015年度と比較して304百万ユーロ（10%）減少した。訴訟費用を除いた利息以外の費用は、2015年度のMaher Prince Rupertを含む資産の売却に起因して、前年度比18%減少した。

税引前損失は、2015年度と比較して943百万ユーロ増加し、32億ユーロであった。この増加は、利息以外の費用は減少した一方で、主にリスク圧縮活動による損失によるものであった。

2015年度

2015年度に、NCOUは引き続きリスク圧縮戦略を実施し、Maher Prince Rupertおよび従前の銀行資産からの様々なエクスポージャーの売却の完了が含まれていた。税引前損失は全体的に改善したが、特に訴訟関連引当金に関連した利息以外の費用の増加による影響を受けた。2015年度における資産のリスク圧縮により、純利得412百万ユーロが生じた。

純収益は、305百万ユーロ（62%）増加しており、これは主に特定の訴訟により組み戻した219百万ユーロおよびMaher Prince Rupert売却益195百万ユーロを含む特定の影響によるものであった。The Cosmopolitan of Las Vegasを含む資産の売却に伴うポートフォリオ収益の減少は、評価調整の減少および時価評価効果により一部相殺された。2014年度の純収益には、

Maher Terminalsの債券による資金調達に関連した314百万ユーロの時価評価損、および米国の電力セクターにおける取引商品に対する当行のエクスポージャーによるスペシャル・コモディティーズ・グループに関連した151百万ユーロの損失が含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2014年度と比較して200百万ユーロ（80%）減少した。この減少は、主にIAS第39号に基づき分類変更された資産の信用損失が減少したことによるものであり、これには不動産エクスポージャーに関連する戻入も含まれていた。

利息以外の費用は、主に訴訟関連費用の増加により、347百万ユーロ（13%）増加した。訴訟費用を除いた利息以外の費用は、The Cosmopolitan of Las Vegasを含む資産の売却、およびMaher Terminalsに関連して前年度には減損が計上されたことにより、前年度比41%減少した。

税引前損失は、2014年度と比較して155百万ユーロ改善し23億ユーロであった。収益の増加および信用損失の減少が収益を押し上げる一方で、訴訟関連の利息以外の費用が増加した。

『

連結および調整

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年度	2015年度	2014年度	2015年度から2016年度の増加（減少）		2014年度から2015年度の増加（減少）	
				金額	比率（%）	金額	比率（%）
純収益 ¹	-479	184	-26	-663	N/M	210	N/M
信用リスク引当金繰入額	1	1	1	1	86	0	7
利息以外の費用							
給与手当	3,861	4,052	3,522	-191	-5	530	15
一般管理費	-3,756	-3,073	-3,287	-683	22	214	-7
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	-0	0	0	-0	N/M	0	N/M
再構築費用	-0	0	1	-0	N/M	-1	-94
利息以外の費用合計	106	980	237	-874	-89	743	N/M
非支配持分	-46	-27	-28	-19	70	1	-4
税引前利益（損失）	-541	-770	-236	229	-30	-535	N/M
資産 ²	40,959	26,092	22,163	14,867	57	3,930	18
リスク・ウェイトド・アセット ³	15,706	12,780	21,506	2,926	23	-8,726	-41
平均株主資本 ⁴	38	1,361	143	-1,323	-97	1,218	N/M

N/M - 表記するに値しない

1 純利息収益および利息以外の収益。

2 C&Aの資産には、事業セグメントの管理責任範囲外の、事業セグメントに配分されていない財務に関する残余資産、および繰延税金資産や集中決済勘定といった全社的資産が反映されている。

3 リスク・ウェイトド・アセットは、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。C&Aのリスク・ウェイトド・アセットには、事業セグメントの管理責任範囲外の財務および全社的資産が反映されており、その主な内容は、当行グループの繰延税金資産であった。

4 C&Aに割り当てられた平均株主資本は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」に記載の通り、各セグメントに配分されなかった資本の残額を反映している。』

2016年度

2016年度のC&Aの純収益マイナス479百万ユーロは、主に財務ポートフォリオの評価および期間差異によるマイナス252百万ユーロの影響による。評価および期間差異の主たるマイナス要因は金利の変動によるものであるが、当行のクレジット・スプレッドの拡大、および複数通貨間（クロスカレンシー）ベースのスプレッドの変動により相殺されている。また、純収益は英ポンド（GBP）建てのAT1発行手取金を換算した外国為替再評価損127百万ユーロを含み、さらに、事業部門により一旦収益計上され、C&Aの過程で処理された地方債課税相当額から生じたマイナス126百万ユーロを含んでいる。これらのマイナスの影響は、調達スプレッドの縮小を要因とした無担保の内部デリバティブ取引に対する調達評価調整（FVA）からのプラスの影響である71百万ユーロによって一部相殺された。

利息以外の費用は106百万ユーロであり、主にポストバンクの非連結化の準備に関連する費用1億3,700万ユーロからなり、税金の還付30百万ユーロにより一部相殺された。

税引前損失は、2015年度には損失770百万ユーロであったのに対し、2016年度は541百万ユーロであった。これは主に、2015年度第4四半期には、グローバル・マーケットからC&Aに再分配された管理部門に関連する訴訟費用358百万ユーロがマイナスの影響として含まれていたことによる。

2015年度

2015年度のC&Aの純収益184百万ユーロには、財務の収益の221百万ユーロが含まれているが、これは財務の収益・費用を事業セグメントに割当てするために利息以外の費用において相殺されている。また、C&A収益には、当行のクレジット・スプレッドの縮小、ユーロ/米ドル間のベース・スプレッドの縮小および公正価値で計上される債務の評価手法の変更による影響を受けて生じた146百万ユーロの評価および期間差異によるマイナスの影響が含まれている。また収益には、ポストバンクのスクイズアウトによるマイナス130百万ユーロが含まれていた。このマイナスの影響は、無担保の内部デリバティブ取引に対するFVAからのプラスの影響である72百万ユーロによって一部相殺された。

利息以外の費用は980百万ユーロであり、主に管理部門に関連する訴訟費用358百万ユーロおよびポストバンクの非連結化の準備に関連する不動産譲渡税を含む費用68百万ユーロによるものであった。また利息以外の費用には、54百万ユーロの報酬関連費用引当金繰入額も含まれていた。

税引前損失は、2014年度には損失236百万ユーロであったのに対し、2015年度は770百万ユーロであった。これは主に、管理部門に関連する訴訟費用によるものであった。

財政状態

単位：百万ユーロ	2016年12月31日 現在	2015年12月31日 現在	2015年度から2016年度の増加（減少）	
			金額	比率（％）
現金および中央銀行預け金	181,364	96,940	84,424	87
インターバンク預け金（中央銀行以外）	11,606	12,842	-1,236	-10
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券	36,368	56,013	-19,645	-35
トレーディング資産	171,044	196,035	-24,991	-13
デリバティブ金融商品のプラスの時価	485,150	515,594	-30,444	-6
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	87,587	109,253	-21,666	-20
このうち：売戻条件付買入有価証券	47,404	51,073	-3,669	-7
このうち：借入有価証券	21,136	21,489	-353	-2
貸出金	408,909	427,749	-18,840	-4
満期保有目的の債券	3,206	0	3,206	N/M
ブローカー業務および有価証券に関連する債権	105,100	94,939	10,161	11
その他の資産	100,213	119,765	-19,552	-16
資産合計	1,590,546	1,629,130	-38,584	-2
預金	550,204	566,974	-16,770	-3
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券	29,338	13,073	16,265	124
トレーディング負債	57,029	52,304	4,725	9
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	463,858	494,076	-30,218	-6
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	60,492	44,852	15,640	35
このうち：買戻条件付売却有価証券	50,397	31,637	18,760	59
このうち：貸付有価証券	1,298	554	744	134
その他の短期借入金	17,295	28,010	-10,715	-38
長期債務	172,316	160,016	12,300	8
ブローカー業務および有価証券に関連する債務	122,019	134,637	-12,618	-9
その他の負債	53,176	67,564	-14,388	-21
負債合計	1,525,727	1,561,506	-35,779	-2
資本合計	64,819	67,624	-2,805	-4

資産の変動

2016年12月31日現在で、資産合計は2015年12月31日現在と比較して386億ユーロ（2%）減少した。

当期の正味減少額の主な要因は、デリバティブ金融商品のプラスの時価が304億ユーロ減少したことであった。主に金利カーブの変動が当行の金利デリバティブ商品の時価価値の変動と逆相関関係にあることによる金利変動によるものであった。

トレーディング資産は250億ユーロ減少した。これは主に、顧客取引の減少および下降傾向の市場による負債債券の減少、および非中核事業部門でのトレーディング・ポートフォリオのリスク圧縮の結果によるものであった。

中央銀行への貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券は、償却原価および公正価値の両方で、237億ユーロ減少した。これは主に、顧客のバランスシートおよび企業の資金需要の減少、ならびにショートポジションのカバーの必要性の減少によるものであった。

貸出金は188億ユーロ減少しており、トレード・ファイナンス/キャッシュ・マネジメントを主とするコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングおよび非中核事業部門での予定された減少、また、リスク・ウェイトド・アセットを削減する目的でもあった。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産は、上述された買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券を除き、主として第4四半期のAbbey Lifeの売却により176億ユーロ減少した。

売却可能金融資産（その他の資産の一部として報告）は、主に、リスク・ウェイト・アセットを削減するという意図による流動性準備金のための戦略的債券ポジション売却活動およびAbbey Lifeの売却により、174億ユーロ減少した。

これらの減少は、現金および中央銀行預け金およびインターバンク預け金の832億ユーロの増加により、一部相殺された。これは主に流動性準備金のための戦略的なレポ取引の増加、ならびに上述の売却可能金融資産の計画された削減のようなその他の現金を生み出す活動により増加したものである。

ブローカー業務および有価証券に関連する受取債権は、主に、記録的低水準時であった2015年度末からの未決済債権が多かったことから、102億ユーロ増加した。

2016年度より、当行の流動性準備金のために一部の特定の保有債券は、戦略的に売却可能金融資産から満期目的保有の債券に組み替えられた。2016年12月現在、満期保有目的債券として報告されている32億ユーロと対応する同額が売却可能金融資産から減少している。

バランスシートの全体的な変動は、ユーロに対する米ドル高による為替レート変動による72億ユーロの増加を含んでいる。

負債の変動

2016年12月31日現在の負債合計は、2015年度末と比較して358億ユーロ（2%）減少した。

全体的な減少は、主として、デリバティブ金融商品のマイナスの時価の302億ユーロという記録的低水準への減少による。これは主に、前述のデリバティブ金融商品のプラスの時価の変動と同じ要因によるものである。

預金は、主にドイツ銀行に対する市場の否定的な見方に影響した第3四半期の引き出しにより、期中で168億ユーロ減少した。これは、特にコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングにおける預金獲得への様々な対応による第4四半期の預金の増加により一部相殺されている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債務は、126億ユーロ減少した。これは主にプライム・ブローカー業務に対する債務の減少によるものであり、記録的低水準時であった2015年度末からの未決済債務が多いことにより一部相殺されている。

その他の短期借入金は、期中のコマーシャル・ペーパー残高の減少により、107億ユーロ減少したが、これは、主に、リスク圧縮活動のためにその他の資金調達手段に変更されている。

これらの減少は、償却原価および公正価値の両方に基づく中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券の358億ユーロの増加により、一部相殺されている。この大半は、当行の流動性準備金のための戦略的なレポ取引の増加および流動性の高い資産の担保付資金調達の増加によるものである。

長期債務は、主にECBの貸出条件付き長期資金供給オペレーション（TLTRO）による資金調達により、123億ユーロ増加した。

トレーディング負債は47億ユーロ増加した。これは主に、新規業務およびヘッジ活動、ならびに顧客ポジションの減少によるネットिंग機会の減少によるものである。

総資産同様、期中の為替レートの変動は相殺効果があり、当該項目で述べたとおり、負債の全体的な動きに既に組み込まれている。

流動性

2016年12月31日現在の流動性準備金は、合計2,190億ユーロ（2015年12月31日現在：2,150億ユーロ）であった。当行は2016年12月31日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく）での正の流動性ポジションを維持した。

資本

2016年12月31日現在の資本合計は、28億ユーロ減少した。この減少に寄与した主な要因には、ドイツ銀行株主に帰属する純損失14億ユーロ、その他の包括利益累計額の減少854百万ユーロ、および確定給付年金の再測定による損失517百万ユーロである。その他の包括利益累計額の減少は主として華夏銀行およびAbbey Lifeの売却によるものであり、為替レートの変動（特に米ドル）による未実現利益純額により一部相殺された。

規制自己資本

当行のCRR/CRD 4に従ったCET 1資本は、2015年12月31日現在では524億ユーロであったのに対し、2016年12月31日現在では478億ユーロであった。CRR/CRD 4に従ったリスク・ウェイト・アセットは、2015年12月31日現在では3,974億ユーロであったのに対し、2016年12月31日現在では3,562億ユーロと減少した。このリスク・ウェイト・アセットの減少に従い、2016年12月31日現在のCRR/CRD 4資本比率は、2015年度12月31日現在の13.2%に対して、13.4%となった。

2016年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2015年12月31日現在の441億ユーロに対して、423億ユーロであった。2016年12月31日現在のCRR/CRD 4の完全適用によるRWAは3,575億ユーロであり、この結果、CRR/CRD 4の完全

適用によるCET 1資本比率は11.8%であった。2015年12月31日現在では、3,967億ユーロ、11.1%がこれに相当する。増減の詳細は「取締役会報告書：リスクおよびキャピタル・パフォーマンス：資本およびレバレッジ比率」を参照のこと。

IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2016年12月31日および2015年12月31日現在、分類変更された資産の帳簿価額はそれぞれ619百万ユーロおよび44億ユーロであり、2016年12月31日および2015年12月31日現在の公正価値はそれぞれ519百万ユーロおよび43億ユーロであった。これらの資産はNCOUにおいて保有されている。

これらの資産およびその分類変更の影響に関する追加情報については、注記13「IAS第39号およびIFRS第7号の修正 - 金融資産の分類変更」を参照のこと。

流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、当行のリスク・レポートを参照のこと。

信用格付

ドイツ銀行はムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）、スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）およびDBRS社（以下「DBRS」およびフィッチ、S&P、ムーディーズと共に「格付機関」という。）により格付けされている。

S&Pおよびフィッチは、欧州連合内で設立され、信用格付機関に対する2009年9月16日に改正された欧州議会および理事会の規則（EC）No.1060/2009（以下、「CRA規則」という。）に従い、登録されている。ムーディーズに関しては、信用格付はCRA規則の第4条3項に従い、ムーディーズの英国事務所（ムーディーズ・インベスター・サービス・リミテッド）で承認される。DBRSについては、信用格付は英国のDBRSリミテッドにてCRA規則の第4条3項に従い、承認される。

信用格付の推移

2016年度を通して、ドイツ銀行の格付は、2015年10月に当初発表した戦略の実施中、厳しい環境の影響を受けた。これに加え、格付機関は銀行の破綻時のフレームワークへの変更を採用した。

2016年1月、ムーディーズは銀行業界の格付手法の変更を完了し、2017年1月1日以降、ドイツにおいて預金がシニア無担保債より法的に優先されることを反映させた。これにより、ムーディーズはドイツ銀行の預金格付を1段階引き上げA2とし、当行のシニア無担保債の格付をBaa1に引き下げた。しかし、2016年5月、ムーディーズは、ストラテジー2020の達成へ認識される課題を反映して、すべてのドイツ銀行の格付を1段階引き下げた（相手先リスクおよび預金格付をA3、シニア無担保債の格付をBaa2）。すべての格付は安定した見通しである。2017年からのドイツでの法的破綻ランキングの変更に関連して、ムーディーズは2016年11月からシニア・シニア無担保銀行債格付けをドイツの銀行に対して導入した。この格付けカテゴリーに属するシニア無担保発行は、劣後することを防ぐ複雑な構造を特徴とする。シニア・シニア商品の格付は預金と同様、A3である。

S&Pはドイツ銀行シニア無担保および発行に対する信用格付の見通しを2016年7月に「ネガティブ」と修正した。彼らは、戦略的財務目標を達成するには、ドイツ銀行にとって厳しい経営環境であると説明している。2016年12月、S&Pは目前に迫っているドイツの銀行に対する救済措置までの変化を反映するため、CreditWatch上でドイツの銀行に対する格付を行った。発行体の信用格付は、ペイル・イン法案の影響による、損失吸収能力の増加を反映し、クレジット・ウォッチを改善に向けて「ポジティブ」としたが、シニア無担保の格付のクレジット・ウォッチは「デベロップング」であった。S&Pはクレジット・ウォッチを2017年第1四半期中に決定する予定である。

2016年11月、フィッチは、厳しい収益環境との予想の下、ドイツ銀行の格付を「ネガティブ」ウォッチとした。当行の2017年第1四半期決算公表に基づき、格付ウォッチを決定すると予想される。ドイツにおける先端的破綻フレームワークに対応して、フィッチは2016年12月にドイツの銀行に対してデリバティブ相手先格付およびデポジット格付を指定した。一方、特定の市場リスクを組込む無担保ストラクチャード手形の格付は上げた。

2016年7月、DBRSは、4月に「調査中」としていたドイツ銀行の長期格付けを1段階引き下げた。2016年10月、DBRSは、持続可能な収益を生み出すためにドイツ銀行が直面する逆境を反映し、すべてのドイツ銀行の格付を「ネガティブ」の傾向に修正した。

選択された格付カテゴリー

	相手先リスク	シニア無担保	預金	短期格付
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (ニューヨーク) ¹	A3 (cr)	Baa2	A3	P-2
スタンダード・アンド・プアーズ (ニューヨーク) ²	-	BBB+	-	A-2
フィッチ・レーティングス (ニューヨーク) ³	A (dcr)	A-	A	F1
DBRS (トロント) ⁴	A (高)	A (低)	-	R-1 (低)

1 ムーディーズは、A-格付を、中級の上位で信用リスクが低い債務と定義している。Baa格付の債務を中級で信用リスクは高くないが投機的側面を有する可能性がある債務としている。数字付加記号の1はカテゴリー中の最高位の格付を示しており、数字付加記号の2はカテゴリー中の中位の格付を示しており、数字付加記号の3はカテゴリー中の最下位の格付を示している。

2 スタンダード・アンド・プアーズは、「BBB」は十分な保護パラメーターを表すと定義している。しかし、経済状況および環境の悪化により、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力が低くなる可能性が高い。プラスはBBBカテゴリー中の最高位の格付を示している。

3 フィッチ・レーティングスは、Aの格付を、高い信用の質として定義している。フィッチ・レーティングスは、債務不履行リスクが低いことを示す場合にA格付を使用する。フィッチ・レーティングスによれば、A格付は、財務的コミットメントの支払能力が高いことを示している。しかし、この能力は、それより上位の格付けの場合よりも、事業環境または経済状況の悪化に対してより脆弱な場合がある。マイナスはAカテゴリー中の最下位の格付を示している。

4 DBRSは、A-格付を、信用の質は十分で元本および利息の保護も相当程度であると定義しているが、このカテゴリーの発行体はAAAやAAカテゴリーの発行体よりも経済環境の悪化による悪影響を受けやすく、シクリカルな傾向が高いとしている。

各格付は、その格付を付与した時点のみにおける格付機関の見解を反映している。各格付は別個に評価する必要があり、また格付の意味の解釈については格付機関によるべきである。格付機関は、状況がこれを正当化すると判断した場合には、いつでも格付を変更することができる。長期信用格付は、当行の有価証券の購入、保有または売却を推奨するものと見るべきではない。

契約上の債務の表形式による開示

2016年12月31日現在の要現金支払額

契約上の債務

単位：百万ユーロ	期間別要支払額				
	合計	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超
長期債務 ¹	189,950	32,089	67,429	40,354	50,078
信託優先証券 ¹	6,978	2,617	4,268	93	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債 ²	6,923	2,486	824	643	2,969
ファイナンス・リース債務	91	6	11	8	67
オペレーティング・リース債務	3,893	707	1,216	877	1,093
購入債務	2,521	641	769	266	845
長期預金 ¹	28,255	0	12,508	4,513	11,234
その他の長期負債	4,593	1,310	1,925	502	856
合計	243,203	39,856	88,949	47,255	67,142

1 利息の支払いが含まれている。

2 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

上記の金額は、オペレーティング・リースについて89百万ユーロの取消不能転貸に係る収益を含まない。財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービスおよび信枠管理に関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年未満の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記5「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益」、注記25「リース」、注記29「預金」および注記33「長期債務および信託優先証券」である。

[次へ](#)

見通し

世界経済

2017年の世界経済成長は、2009年の世界金融危機以来最低であった2016年のわずか3.0%という低い成長率の後に、穏やかに成長し3.5%となる見込みである。世界インフレ率は、コモディティ価格の上昇に伴い、2017年には5.2%まで加速するとみられる。先進国では、2017年度、成長率は1.9%に加速し、消費者物価は1.6%上昇するという見込みである。新興市場での経済成長は4.6%に、インフレ率は7.8%への上昇を予想している。

ユーロ圏の経済見通しは引き続き厳しく、GDP成長率は2017年に1.3%に減速すると予想している。EU主要参加国における来たる主要な選挙およびこれに関連する不確実性は、2017年上半期の成長を抑制するであろう。政治リスクが顕在化しないと仮定した場合、2017年下半期には、米国経済の著しい上昇、潜在的な財政緩和および欧州中央銀行（ECB）により支持された金融政策のスタンスに倣い、経済は勢いを増すと予想される。2016年12月、ECBは資産購入プログラムを2017年度末まで9ヶ月延長すると発表した。一方で、2017年4月からは各月の購入額を600億ユーロに削減する計画である。消費者物価は2017年に1.4%上昇する見込みである。2016年の1.9%というGDP成長の後、当行は、ドイツ経済は国内経済需要のみにより2017年には1.1%拡大すると予想する。この減速要因のほとんどは労働日数の減少によるものである。

米国の経済成長は2017年度、2.6%に成長する見込みである。最近の貿易赤字の拡大に伴い、エネルギー部門における原油価格低下、在庫削減、成長の阻害を伴う純輸出による抑制要因は徐々に落ち着くと予想する。米国の新政権が公表した減税、規制の廃止および公共投資の組み合わせは、特に2017年下半期において成長を飛躍的に押し上げるであろう。消費者物価は2.1%上昇する見込みである。連邦準備制度理事会の金融政策はさらなる刺激を米国経済全体にもたらすであろう。当行は、連邦準備制度理事会が2017年末までに政策金利を3回にわたり、1.375%まで上昇させると予想する。

日本経済は、2017年は主として国内需要に牽引され、前年の1.1%を若干上回るスピードで成長すると予想する。当行は、日本経済は引き続き、国の金融政策によって支えられると予想する。日本銀行はイールドカーブの管理を重視しており、金融拡大の動きは遅い見通しである。インフレ率は0.6%と予想する。新興市場諸国での経済成長率は2017年に4.6%、アジア（日本を除く）の経済成長率はほぼ横ばいの5.9%、インフレ率は3.0%と予想する。2017年の中国経済は、経済成長率はわずか6.5%、インフレ率は2.5%と予想する。しかし、これには貸出金の追加的増加が見込まれており、不動産バブルおよび資本流出の増加のリスクを含んでいる。中国人民銀行は不動産部門を支えるために、信用供給を拡大する可能性がある。当行は、2017年に中国人民銀行が主要金利を見直すという予想はしていない。

世界経済の予想における固有の不確実性は多数のリスクにより相対的に高いままである。世界金融市場への反応は、米国の新政権が期待する景気上昇が意にそぐわない場合、あるいは保護主義政策に復帰した場合は、予想以上に否定的になる可能性がある。一方で、米国経済の景気の好転は、金利を予想以上に急激に上昇させる可能性がある。そのような場合、世界中の家計および法人支出にマイナスの影響を与えることになり、新興市場諸国における資本流出を促進させかねない。同様に、中国のハードランディングは世界的な大混乱を引き起こす可能性がある。さらに、地政学的リスク、特に中東の紛争が拡大する可能性がある。ヨーロッパでは、英国の欧州連合からの体系化されていない脱退、今後の金融政策やユーロ圏の将来についての議論の激化、構造改革の実施の中断、またポピュリスト党に対する支持の上昇が、当行の予測に相当な影響を及ぼす可能性がある。地域の独立への取組みは引き続き、欧州連合の安定化にとって課題である。また、難民危機が欧州連合内の政治的不和を更に深刻なものにしている。

銀行業界

2017年は世界中の銀行業界の将来の方向性について、重要な政策決定の年となるであろう。まず、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）で継続しているバーゼル3フレームワーク（通常「バーゼル4」と呼ばれる。）の規制改革に関する議論が、資本要件の重要な調整をもたらす可能性がある。ただし、交渉が依然決裂する可能性は否定できない。合意に達した場合、内部リスクモデルから標準化アプローチへの明確なシフトが実現されるであろう。多くの銀行にとって、これはリスク・ウェイトド・アセットの重要な増加を意味する可能性がある。第二に、金融危機から10年を迎え、米国はかつてなく厳しく複雑な規制から大幅に緩和された規制環境へというパラダイムシフトを遂げようとしている。これは、世界の金融市場規制の一般的傾向にも影響を与える可能性がある。第三に、来たるべき英国の欧州連合からの離脱は、特に金融サービスの地域に関して、ヨーロッパおよびそれを超えて、その性質および程度の根本的な変化をもたらすであろう。ヨーロッパ最大の国家金融センターの欧州単一市場からの撤退が、ヨーロッパの金融部門が一体として世界の舞台で競争するための能力を弱体化させることは疑いない。

英国の欧州連合からの離脱に関する交渉から生じる不確実性以外でも、ヨーロッパはEU主要参加国の重要な選挙に直面しており、ポピュリスト政党によるさらなる圧力の増加が引き起こされる可能性がある。これが銀行業界にとって問題となる理由は3つある。第一に、ナショナリズム、保護主義、銀行およびビジネスへの圧力の増加はヨーロッパ単一市場内でのクロスボーダー取引を複雑化させるだろう。第二に、過去の過失に照らして、銀行業界はますますポピュリスト攻撃の標的になる可能性がある。これらは、規制の厳格化、増税あるいは企業戦略に関する政府の関与の増加など他の懲罰的手段へとつながる可能性がある。第三に、EUレベルでの主要な政策的イニシアティブ、例えば資本市場組合、銀行組合の終了、あるいは成長と確信を

育成する一般的スキームが、ある国家の拒否権によって阻止され、停止が実行される可能性がある。そのような場合は、ヨーロッパの銀行の中期事業見通しは、無力化したヨーロッパでは崩壊するであろう。

高度な政治的不確実性を除くと、本年、ヨーロッパの銀行には穏健な事業の改善が見込まれる。継続する穏やかな成長、非常に緩い金融政策、米国での逆の金利環境に対してわずかな金利上昇の可能性の下、特に南ヨーロッパにおいて、いまだ高レベルの不履行ローンの削減に関する進展を実現できる可能性がある。特に海外からの需要が乏しく、新規投資について業務を引き続き控えることが予想されるため、貸出金成長は限定的であろう。これは、全体として、預金の伸びが引続き貸出金の伸びを上回ることを意味する。より有利な資金調達状況とは、ヨーロッパの銀行が少なくとも2017年に組成した貸出金からより高い利鞘収入を生み出せるよう、金利のわずかな上昇傾向から利益を得ることができることを意味する。

ドイツでは、マクロ経済の勢いがわずかに下降しているものの、堅固な基本的経済基盤により、2017年、従来の銀行業務がユーロ圏をやや上回るであろう。居住用不動産部門には引き続き特定の注意が払われる。これはいくつかの市場セグメント（特に大都市圏において）での緊張によるものだけでなく、さらなる成長の潜在的可能性があるモーゲージ貸出によるためでもある。

米国では、貸出量における現在の循環的回復はおよそ6年続いており、一貫してそのスピードを上げている。これは近年の比較的高い成長率の陰で循環的減速が見込まれるということの意味する。しかし、政権の交代と実質的な経済刺激プログラムの公表に伴い、米国の銀行において貸借対照表の調達および運用の両側とも急激に成長する可能性がある。Fedによる金利のさらなる上昇と利鞘の改善により、短期的には米国の銀行の利益は名目値で新記録を更新するであろう。中期的には、貸倒損失が再び上昇し、貸出金の成長は減速するであろう。

中国および日本では、2017年において銀行の業務見通し上の重要な変化は想定されない。マクロ経済成長は概して毎年同水準であると見込まれ、経済政策の急な変化の兆候が見られないためである。中期的には、中国企業および家計が保有する大幅に増加した債務の回収可能性について、重要なリスクとなっている。

規制に関する見通しは、前述したものに加え、本年は、様々な特定のイニシアティブへの着目を予想する。つまり、グローバルなシステム上重要な金融機関に対するより高いレバレッジ比率要件の設定、貸出金減損会計における「発生損失」方式から「期待損失」への来たる移行、潜在的破綻のためにユーロ圏の主要銀行が満たさなければならない自己資本およびベイルイン適格債務の最低基準（MREL）の設定である。BCBSはさらに、ソブリンエクスポージャーについて資本要件の導入する草案を公表する可能性がある。さらにヨーロッパは、資本市場組合の設定に向けて前進する可能性があり、また、近年の経験から、銀行再建・破綻処理指令（BRRD）および単一破綻処理メカニズム（SRM）の改訂の必要性についての議論を活発化する理由となるであろう。幅広い主要な改革、例えばバーゼル3の重要部分、MiFID II、および安定調達比率（NSFR）が当年末には最終的に実行されるであろう。

ドイツ銀行グループ

当行は、ドイツ銀行の基盤は、ヨーロッパ最大の経済国であるドイツという堅固な本拠地を持つ世界を舞台としヨーロッパの銀行を牽引する銀行であるととらえている。当行は、企業、機関投資家、資産管理および顧客の実体的な需要に対応し、トランザクション・バンキング、コーポレート・ファイナンス、キャピタル・マーケット、資産管理、富裕層資産管理およびリテール・バンキングのサービスを提供する。

当行は当行の業務を次の3つの明確な部門に再編成する予定である。これらは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）、ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）である。この再編成により、当行が市場、商品および顧客に集中でき、成長の機会を追求可能なポジションを確保できると期待される。

2016年、当行は銀行を改善、最新化および簡略化するために決定的な方策を実施した。その結果、2016年は自己資本および流動比率については好成績を達成したが、2017年においては全体的な業績をもって再建を達成できると予測している。2017年3月に更新された戦略コミュニケーションにおいて、当行の重要な財務指標（KPI）の構成および特徴を修正した。当行は調整された費用の目標値はそれぞれ2018年および2021年に達成する見込みであり、残る長期主要業績指標はさらに長期的な期間で達成する予定であり、より簡素化、より安全な銀行に整合させる。これらの主要業績指標については、以下の表に詳細を示している。

主要な業績指標

当行グループの主要な業績指標 ¹	2016年度末の状況	目標とするKPI
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率 ²	11.8%	13.0%以上が望ましい
CRR/CRD 4レバレッジ比率 ³	4.1% ⁴	4.5%
税引後平均有形株主資本利益率 ⁵	-2.7%	約10.0%

調整後費用 ⁶	247億ユーロ	2018年：約220億ユーロ 2021年：約210億ユーロ
--------------------	---------	----------------------------------

- 1 当行の2017年計画は為替レート ユーロ/米ドル1.01、ユーロ/ポンド0.88に基づく
- 2 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率は、CRR/CRD 4の経過規定を考慮しない普通株式等Tier 1資本比率に関する当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- 3 CRR/CRD 4レバレッジ比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- 4 CRR/CRD 4レバレッジ比率は移行ルールに基づいた当行のレバレッジ比率による計算を表している。(フェーズインベース)
- 5 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。2016年末の計算は、2016年12月31日終了年度における実効税率マイナス67%に基づいている。詳細については、英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。
- 6 調整後費用は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇に係る費用を除く利息以外の費用合計をいう。2016年度および過年度においては、これに加えてAbbey Life Assuranceから生じた保険業務に係る費用を除外して調整費用を報告している。なお、同社は2016年末に売却された。詳細については、英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

当行が提示した80億ユーロの増資は当行の資本強化を意図しており、2016年12月31日現在で見積り、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率（完全適用によるCET 1比率）を約14%、CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率を約4%にすることが期待されている。さらに、今後24ヶ月において予定される新規株式公開（IPO）を通じたドイチェ・アセット・マネジメントの少数持分の売却、その他の事業を売却により、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の減少と資本への影響により、資本金20億ユーロ相当分がプラスされる見込みである。

2017事業年度、当行は、特にオペレーションリスクの点からRWAの増加、手法の変更、および特定の事業成長を見込んでいる。2017年度末までには、当行は完全適用によるCET 1比率が約13%、CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率が4%（フェーズ・イン・ベースで約4.5%）となると予想している。

2017年、当行の収益は2016年対比で同様のレベルであると予想している。しかし、すでに完了あるいは予定されている売却、また2016年のNCOUの影響を除けば、ドイツ銀行の事業環境およびマクロ経済の見通しが改善していることから、収益は成長すると予想される。見通しには、ヨーロッパで穏当な経済回復があるという予想を反映している。一方、米国の成長は、財政刺激策による恩恵、および金利環境の改善によるプラスの影響を予想する。当行は2017年には顧客活動が相応に回復することを期待しており、すでに当年初めにおいてその兆候が見られる。当行は今後も当行の組織を簡素化し、プロセスをより効果的に行えるよう努める。

当行は、収益環境が正常化し費用目標が達成したという仮定で、税引後平均有形株主資本を10%とする目標に向かって努力することを約束する。現在進行中の対応策は、2017年およびその後の年度における実施を予定しており、当該目標を達成するための重要な要素である。しかし、現時点では主として訴訟および再構築費用といった、継続した負荷を抱える状況下にあるため、2017年は税引後平均有形株主資本については穏やかな改善のみを予想している。

グループ全体での費用削減プログラムの一環として、当行は支店ネットワークの最適化、プロセスのデジタル化を通じた配送効率性、COOおよび管理部門の簡素化の実施を予定し、人員ならびに費用削減を行う。これに並行して、当行は統制機能およびサポート管理環境を強化するための投資も継続して行う。

当行は2018年に、調整費用を約220億ユーロにすることを目標としている。これにはポストバンクの調整費用を含み、2021年までにはさらに約210億ユーロまでの削減を予定している。2017年には、昨年行った投資に加え、予想される人員削減の影響、およびNCOU売却の正式な完了による純費用削減効果を見込む。また、主に2017年上半年期において、以前公表したリテール支店の閉鎖の完了を予定している。当行は、2016年には取締役会が賞与支払いの実質的な制限を決定したが、2017年には当行の通常の報酬プログラムに戻す予定である。全体として、当行は、2017年は2016年に比較して、調整費用が減少すると予想している。

当行は、2018事業年度およびそれ以降、競争力のある配当支払比率を目標とする。当行が2017事業年度に当行の単体財務諸表でドイツ会計規則（HGB）に基づく十分な水準の配当可能利益を計上できた場合、当行は2017事業年度、1株当たり最低0.11ユーロの支払配当を予定している。

当行の事業セグメント

2017年度以降、2017年3月5日に公表した戦略に従い、当行の営業活動はコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）、ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）から構成される新部門別組織に基づき認識される。

以下の項目における当行の営業活動の見通しは、現在の部門配置に基づき表示している。将来の組織設定を強調するために、当行の現在の部門のうち対象となる部門、つまり、CIB、PCB、Deutsche AMを記載している。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

グローバル・マーケット部門（GM）は既存のコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）に併合され、単一の統合的コーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門（CIB）となる。この決定に伴い、現在のGM業務セグメント

であるデット・セールス・アンド・トレーディングおよびエクイティ・セールス・アンド・トレーディングは既存のCIB事業であるコーポレート・ファイナンス・アンド・トランザクション・バンキングに統合され、再編成されるCIB事業部門の一部となる。

長期間において、当行は、GM事業の統合を成功させることにより、世界規模で収益獲得を追求する規模と強さを持つヨーロッパ有数のCIBフランチャイズになることを目標とする。2017年3月5日に公表された増資によって改善された資本基盤により、統合後CIB部門は、より集約的な管理面を維持しながら、法人業務を拡大する予定である。また、CIBは、主として企業、政府、その他金融機関顧客のニーズに応じたプライマリー発行、ヘッジおよびその他の仲介をサポートできるよう、セカンダリー・マーケットにおいて強い基盤を維持するつもりである。

対顧客においては、統合後CIB部門は、ドイツ銀行全体におけるホールセール銀行の専門知識、カバレッジ、リスク管理、および管理部門をひとつの部門にまとめることになる。CIBは、当行の優良顧客により便益をもたらすべく、統合後のCIB顧客および商品をまとめ、資源と資本を調整する予定である。当行は統合後CIBによりビジネスチャンスおよびその規模の面でより当行の戦略目標に整合すると期待する。顧客カバレッジおよび関連する収益性への統合されたアプローチにより、CIBは、銀行の優良顧客に対する高度なクロス販売および対象とされるソリューションを通し顧客取引のシェアを拡大することを目指す。ドイツ銀行は、CIB部門には、法人部門、例えば運送、インフラおよびエネルギーといった顧客に潜在可能性があり、アジアにおいては、支払、財務ソリューション、統合FXサービス、戦略アドバイザー、レバレッジド・ファイナンス、流動性および担保といった分野での商品ニーズがあり、それらのビジネスチャンスは相当以上に大きいと考えている。

また、法人顧客活動における成長には、機関顧客セグメントにおけるビジネスチャンスが期待される。全体として、ドイツ銀行はその成長の大半は主として優良顧客に資本をより選択的に投入することで既存のリソースにおける収益を高めることにより達成すると予想する。

新規統合後CIB部門には、全事業ラインから撤退することなく、CIBのフロントおよびミドルオフィス機能、さらにそれを支える管理部門においてより効率化を達成できるよう管理部門の簡素化を通じて、2018年までに約7億ユーロの調整後費用の削減を達成することを目標としている。さらに、統制環境を高めるために、CIBは内部プロセスおよびデータ環境のために、単一部門別のエンド・トゥー・エンドの管理会計システムを構築する。これらの努力は当行の規制遵守、know-your-client (KYC)、顧客オンボードの向上、システム安定性、統制と実行への意識を維持する。また、当行は引き続き、グローバル・トランザクション・バンキングへの投資を、既存のインフラにおける規制準拠に対する欠陥の改善および収益成長のためのグローバルな商品提供を能力の強化という双方の目的のために続ける予定である。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング

当行のコーポレート・ファイナンスおよびグローバル・トランザクション・バンキング事業について、コーポレート・ファイナンスの収益は、2016年度下半期に好調に転じた債券およびエクイティ発行事業から期待される収益により、2016年から引き続き相対的に安定すると見込む。グローバル・トランザクション・バンキングについては、米国金利がさらに上昇する予想から獲得できる収益を見込んでいる。しかし、ヨーロッパにおける継続的な金利環境、世界的金融取引量の減少、また当行の顧客や国を超える戦略的な合理化に起因する厳しい経済環境は引き続いていく。

見通しに対するリスクには、主要市場におけるさらなる金融政策の緩和、不安定な市場状況、ヨーロッパでの来たる国勢選挙による政治的リスクの増加、英国の欧州連合からの離脱プロセスに関する不確実性が含まれる。世界的成長は全体的には2017年に改善されると予想される一方、地域成長率の格差がCIB、特にコーポレート・ファイナンスに、米国の強い成長をヨーロッパおよび中国の減速が相殺するという収益への影響を与えると予想する。

グローバル・マーケット

デッド・セールス・アンド・トレーディング・アンド・エクイティ・セールスについては、2016年後半の事業環境の改善が2017年も続くと予想する。2017年はこれまでのところ、債券は、特に信用市場においてスプレッドの強化の支えもあり、堅調である。しかし、エクイティでの顧客の流れは年始からこれまで、不安定なボラティリティにより停滞している。

2017年度通年において、当行はデッド・セールス・アンド・トレーディング事業の収益は、金利およびFX商品の需要の増加に起因したイールドカーブのスティープ化、金融政策の分散に伴い、前年より増加すると予想する。米国の財務刺激は、インフラ金融の需要を増加させるであろう。さらに、エクイティ・セールス・アンド・トレーディングの収益は2017年に増加すると予想する。デット・アンド・エクイティ・プラットフォーム全体にわたり、当行は、2017年3月5日に公表された増資、また、2016年度末の重要な訴訟問題の解決により高まったドイツ銀行の財務強化の下、GMが2017年に市場シェアを取り戻すことを期待している。

GMの見通しに対するリスクには、世界的マクロ経済の成長の英国の欧州連合離脱プロセスを含むヨーロッパでの政治的変動へのエクスポージャー、中央銀行政策の進化、進行中の規制変革が含まれる。イベントリスクや顧客の金融活動の減速といった厳しい環境は金融市場に影響を与える可能性がある。

当行は、以前に公表したGMの財務人事の再配置、多くの事業からの撤退および合理化の努力などの戦略的ポートフォリオの対策について重要な進歩を遂げた。RWAおよびレバレッジ目標の約半分を達成し、またすでに当行の事業ポートフォリオの再編

成を、GMの各国拠点の合理化を含み実質的に終えている。加えて、当行は顧客周辺の合理化に関してもよい進歩を遂げている。数年内にこの利益を、主に費用および簡略化において、実現できると考えている。

2017年3月の戦略的コミュニケーションの後、当行はGMのRWA、CRD4レバレッジエクスポージャー計画について再確認した。当行は、パフォーマンスの高い事業のサブセグメントを含むプラットフォームにわたり、追加的資本および貸借対照表効率性の向上を期待している。しかしながら、当行は超過資本をターゲットとする顧客および事業のサブセグメント（たとえば、当行のクレジット・ファイナンス事業）に分散させることもできると考える。

当行は規制コンプライアンス、統制および実施の高まりのなかで、引き続き費用を削減し、プラットフォームの効率性を進めることを約束する。しかし、直近では、主にオペレーショナル・リスクRWAによりRWAが上昇し続けているために、また、未解決の訴訟関連事項の解決において、当行は収益へのプレッシャーに直面し続けるであろう。不確実な見通しが続いているにもかかわらず、当部門は、発表した戦略の優先事項に従うことで、統合後CIB部門の一部として、潜在的な困難に立ち向かい将来の機会を捉えるための資本基盤を築くことが可能になると考えている。

プライベート・コマーシャル・バンク

PW&CCは統合されたポストバンクと共に、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）事業部門を編成する。これにより、ドイツ国内に2000万件以上の顧客を持ち、シームレスな顧客カバレッジを提供できる、ドイツのプライベート・アンド・コマーシャル・バンクを率いる部門が創設される。当複合事業体は、リテール顧客からアドバイザリー中心のウェルス・マネジメント（WM）顧客そして中規模企業にいたるまで顧客基盤全体にまたがり、2つの異なるブランドで運営される。当行のPW&CCブランドが富裕層および商業顧客に特化し、統合されたポストバンクが高度に標準化されたサービスを幅広いリテール顧客に提供する。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント

当行のプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（PCC）事業においては、2016年に顧客活動が低迷した市場環境の後、2017年には投資および保険商品の収益が大幅に増加すると予想する。預金商品からの収益は、2017年を通して、低金利環境による逆境が続き、2016年同様の下落となるという見込みである。2017年のクレジット商品の収益は、顧客需要が続くと仮定し、また選択的にローンブック残高を増大するという戦略を反映して、2016年対比でわずかに上昇すると予想する。当行のウェルス・マネジメント事業は、2016年に完了したU.S. プライベート・クライアント・サービス（PCS）の販売の影響を除くすべての主要な顧客カバレッジ地域において、わずかに増加すると見込む。2016年に、PW&CCの収益には、主に2016年第4半期の華夏銀行の持分の売却益約620百万ユーロという重要なプラスの要因が含まれていた。2017年を開始するにあたり、当行は華夏銀行に関するさらなる重要な影響は予定していない。

当行の貸出損失引当金は選択されたポートフォリオの売却に伴い、2016年に低下した。2017年には過年度の水準に回復する見込みである。

2017年3月の当行の戦略発表および当行の目的である標準化、簡素化、ポストバンクの統合に伴い、当行は支店ネットワークの最適化および効率性の改善を引き続き予定しており、その結果、PW&CCの人員は2017年さらに減少する見込みである。その結果として、給与の減少およびPCS事業の売却による連結除外の影響が今後の費用基盤を減少させる見込みである一方、継続する投資実行およびインフレの影響がこれを一部相殺すると予想する。全体として、利息以外の費用は2017年わずかに減少すると見込む。

2017年の当行の業績に関する不確実性には、当行の主要営業各国での経済成長の鈍化および予想以上に高いエクイティおよびクレジット市場でのボラティリティを含んでいる。これは投資家リスク選好、資産フローに逆に作用し、世界的に金利を下落させる可能性がある。加えて、熾烈な競争、より厳しい規制要求、および当行の戦略目標の実行の遅れが、当行の収益生成能力および費用基盤にマイナスの影響を与える可能性がある。

ポストバンク

ポストバンク（PB）を残存する当行の決定に従い、当行はデジタル取引によるドイツにおける首位を獲得することで、標準化サービスを幅広いリテール顧客基盤に提供しようと努める。当行の「デジタルおよびパーソナル」銀行という地位は、顧客牽引事業アプローチを強化しながら、当行の戦略の中核として残される。

顧客行動の変化により、当行はさらなるマルチチャネルサービスの改善により、サービス提供モデルの簡素化に重点を置くこととする。顧客の将来のニーズに応えるために、デジタル取引および地域サービスへの投資を行う予定である。そのため、当行はドイツにおける当行の支店ネットワークの最適化を継続し、支店数を減少する予定である。特に消費者金融および当座預金口座における完全なデジタル・エンド・トゥー・エンド・プロセスの実施による当行事業モデルのデジタル移行へのサポートに対する投資も当行の課題である。

当行は、2017年の収益は安定的と予想する。貸出金からの収益は、継続顧客からの資金需要および貸出金残高を拡大するという当行の戦略的アプローチを反映して増加すると予想する。特にモーゲージ事業における貸出量の増加、既存事業の拡大および法人顧客との関係改善による貸出業務の強化を行うつもりである。貯蓄からの収益は、低金利環境によりさらにマイナス

の影響を受けると予想する。一方、当座口座からの収益は、2016年11月に設定された新当座口座の価格モデルによりわずかに増加すると見通しである。投資および保険商品からの収益は、証券指向の顧客向けに改良された総合的なアドバイザー・アプローチにより著しい改善を達成すると見込む。ポストバンクのNCOU収益は主に高い利息付の負債が満期となることによりわずかに改善される見込みである。その他の収益については、資産の売却を予定していないことから、2016事業年度に比べて低い水準となると考える。

貸倒損失引当金は、2016年は非常に低い水準であったが、主として貸出金残高が増加する予想であることから、2017年はわずかに増加すると予想する。

将来収益性を向上させるという当行の目標により、利息以外の費用の合計は、上述の移行および統合手法の実行に関連した追加的投資の影響を受けると予想する。それにもかかわらず、当行は効率性をさらに向上させるという持続的な努力を反映して結果的には費用はわずかに減少すると予想する。当行は今後も、過去から保有する高利率の負債の減少を含む様々な手段により、資本および費用の効率性の改善を模索し続ける。

収益および利息以外の費用はさらなる規制要件およびある主要市場ではマイナス金利となる継続した低金利環境による影響を強く受ける可能性があり、収益性へ悪影響を及ぼす可能性がある。内部的には、2017年の業績に関する不確実性には、特にさらなる効率性および標準化の改善のための統合プラットフォームの目的に関する統合への進捗度が含まれる。

ドイチェ・アセット・マネジメント

ドイチェ・アセット・マネジメント(Deutsche AM)は、ドイツ銀行の中核事業であり続ける。将来の成長機会を開放し、その本質的価値を認識するために、当行はDeutsche AMの少数持分のIPOを通じた売却を進める。これは当該事業を世界のアセット・マネジメント・フランチャイズの首位として位置づけ、ビジネスモデルを高め、リソースの最適化を行うための柔軟性を提供することを目的としている。

当行はDeutsche AMが業界の課題に対処し、幅広い投資可能性と熱心な業務管理および実行の組み合わせでビジネスチャンスを獲得することができる位置につけると確信している。2017年、当行は、不確実な政治的経済的見通しに加えて、激しい競争および規制に関連した費用の上昇の下、不安定な資本および信用市場を予想している。当行は先進国での成長はほぼ横ばいと予想する。米国は強い成長を遂げるが、ヨーロッパの成長は穏やかに減速するであろう。多くの新興国では成長が減速し、ボラティリティが高まるであろう。これらの傾向は投資家のリスク選好に影響し、潜在的にマネジメント収益および資産の流れに影響を与える。世界的には、市場全体におけるさらなる不安定な状態は米国とその他の国間の金融政策の不一致を拡大させる可能性がある。投資家にとってこの不安定な時期において、Deutsche AMは信用されるパートナーとしての職務を果たし、顧客へのソリューションを提供することに集中する。

当行は、長期的な業界の成長傾向は、インデックス、為替取引商品を含むパッシブ商品、および現物資産、マルチアセットソリューションを含む伝統的かつ代替的投資を通じたアクティブ商品といった当行の得意分野であることから、それらが有利に働くという楽観的見解である。さらに、当行は特に先進国での高齢化の結果として、退職後のリターン志向のソリューションへの需要が継続すると見込んでいる。しかしながら、当行は、2016年の純流出ボラティリティおよび市場の変動を踏まえ、2017年の純新規資産および収益予想については慎重である。中期的には、既存商品および計画中の新規商品の立ち上げにより、ドイチェ・アセット・マネジメントは市場シェアを伸ばすことを計画している。

当行は、既に手数料圧縮により厳しい業界経済へのさらなる圧力、規制費用の上昇、および激しい競合相手に晒されつつも、過年度よりも低い本来的成長率ではあるが業界資産および収益プールは成長すると予想している、この厳しい環境の中で、当行は成長のイニシアティブを規律ある費用基盤を維持しながら、調整するつもりである。2017年、当行は、たとえば単一のフロントおよびミドルオフィス投資ITソリューションの実施のような完成したプラットフォーム投資からの効率性を認識し、顧客サービス、ビジネス統制および効率性を高めるためにさらなる操業プラットフォームの改善を実施する予定である。

2017年、純収益は、Abbey LifeおよびDeutsche AMインド事業の売却後のAbbey Lifeの保険契約者としての立場での公正価値評価の変動を除き、2016年に比べて減少する見通しである。Deutsche AMは、前述の事業部門の処分後に予想される収益の減少に対処し、また、さらなる業務効率化による節約により経費基盤を注意深く管理する予定である。

リスクおよび機会

当行が発生する可能性が高いと考えているリスクおよび機会については、「見通し」の項に記載している。以下の項では、「見通し」の項での予想から起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。

リスク

マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争が、「見通し」の項における予想よりも悪くなった場合、当行の業務、経営成績または戦略的計画は悪影響を受ける可能性がある。

継続する政治的な不確実性の水準の上昇は、金融システムおよび経済全体に予期しない結果をもたらし、欧州の統合を緩め、潜在的に業務レベルの下降、資産の評価減および当行の業務全体の損失を引き起こす可能性がある。これらのリスクに対応する当行の能力には限界がある。

英国の欧州連合離脱という決定に伴うマクロ経済全体の影響は、ヨーロッパのブレグジットに対する政治的反応によるが予測しがたい。一般的に、当行は英国のEUに対する将来の立場に関する不確実性は長期にわたると予測する。したがって、投資の弱化、経済成長の鈍化は、英国の離脱交渉中継続すると考えられる。結果として、この展開および当行のビジネスおよび事業モデルへの影響を注意深く監視していく。これは資産の減損につながる可能性もある。

ソブリン債危機が再燃すれば、ヨーロッパおよびその他の諸国のソブリン債に対するエクスポージャーについて、当行は減損を計上する必要があるかもしれない。ソブリン信用リスクを管理するために当行が締結したクレジット・デフォルト・スワップでは、これらの損失を相殺できない可能性がある。

平均的な市況、不利な価格およびボラティリティ、ならびに投資家の用心深さおよび顧客の心情により、当行の収益および利益、ならびに当行の戦略的目標のタイムリーかつ完全な達成は将来的に重大な悪影響を受ける可能性がある。

「見通し」の項に記載した直接費用および関連するビジネスへの影響は、当行が現時点で予測するよりも金額的に重要となる可能性があり、ドイツ銀行AGの「分配可能項目」(ADI)の算定に影響をもたらす可能性がある。ADIの算定は、当行のAdditional Tier1証券(AT1)の支払可能性の基礎を構成している。もしドイツ銀行AGの単体HGBのADIが充分ではなかった場合は、当行のAT1商品の償還能力に影響を与える。この場合、資金調達費用がさらに増加させることとなり、市場での当行への信用を悪化させ、当行のオペレーションおよび財務状況の結果に潜在的に不利な影響を与える。そのような影響は、当行の資本、流動性およびその他の規制比率への圧力も増加させることとなる。

規制改革

金融セクターの脆弱性に対応するために実施および提案される規制改革、ならびに規制当局による監督および裁量権の強化により、当行は重大な費用負担が必要となる。これも当行にとって重要な不確実性を生み出し、当行の業務計画および戦略的計画を実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。増資が必要となる変更があれば、一般的に厳しい環境と同様に、当行の事業モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。銀行税のようなその他の規制改革によっても、当行の営業費用の予想額が大幅に増加する可能性がある。破綻処理の実行可能性または破綻処理の施策に関する規制改革も、当行の株主および債権者に影響を及ぼす可能性がある。

法律上、税務上および規制上の手続

当行は、複数の法律上の手続、税務調査および規制上の調査に関与しており、その結果を見積ることは困難であるが、当行の計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が当行の予想よりも不利な結果で終結した場合、その費用および当行の業務上必要な変更に関して、または当行の業務および業績予測に対する否定的な認識、関連ビジネスへの影響が増加する場合、当行は戦略的目標を達成することができず、それらの変更を余儀なくされる場合がある。

リスク管理の方針、手続および手法ならびにオペレーショナル・リスク

当行は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきたが、すべての経済市場環境において、あるいは当行が識別あるいは予測することができないリスクを含むすべてのリスクの種類に対して、当行のリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。

戦略

戦略の実施の成功は上述の要因にも左右されるが、当行が戦略を成功裏に実施できない場合には、財務目的を達成できない可能性があり、損失が発生し利益性が低下する可能性もあり、また資本基盤が浸食され、財政状態、経営成績および株価が重要で不利な影響を受ける可能性もある。

機会

マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争といった経済状況が予想を上回って回復を見せた場合には、収益が増加する可能性があり、これは、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、税引前利益および費用収益比率の改善に直接的につながり、その後、CET 1およびレバレッジ比率等の規制上の測定尺度が改善される可能性がある。

市況、物価水準、ボラティリティおよび投資家マインドの動向が予想を上回れば、これも当行の収益および利益にプラスの影響を及ぼす可能性がある。同様に、顧客の需要および市場シェアの増加が予想を上回れば、当行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

戦略

当行の戦略の目的は、当行の複雑性を緩和し、効率性を高め、リスクを軽減し、資本基盤を増強し、運営を改善することである。戦略の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施された場合には、更なる機会が創出される可能性がある。業務およびプロセスの改善が当行の仮定による計画を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これも当行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

[次へ](#)

リスク・レポート

概要

IFRS第7号、IAS第1号およびIFRS第4号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示、および国際会計基準第1号（IAS第1号）「財務諸表の表示」によって要求される資本の開示、ならびに国際財務報告基準第4号（IFRS第4号）「保険契約」の要求に従った保険リスクに関する定性的および定量的開示を提供している。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、余白の角括弧（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

バーゼル3自己資本フレームワークの第三の柱に従った開示

バーゼル3自己資本フレームワークの第三の柱に従った開示の大部分は、欧州連合においてCRRにより実施され、EBA実施技術基準によりサポートされており、当行ホームページにある追加的な第三の柱の報告書において公表されている。本リスク・レポート内の開示が第三の柱の開示要件をサポートしている場合には、第三の柱の報告書から本リスク・レポートに参照により強調されている。

開示強化タスクフォース（EDTF）の原則および推奨に従った開示

2012年度において、金融安定理事会の支援に基づく民間の取り組みとして、リスク開示強化のための基本原則を作成し、既存のリスク開示の改善を推奨することを主要な目的として、開示強化タスクフォース（以下「EDTF」という。）が設立された。EDTFのメンバーとして、当行は推奨された開示を本リスク・レポートにおいて導入しており、追加的な第三の柱の報告書においても部分的に導入している。

リスクおよび資本の概要

主要なリスク指標

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行の総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率（CET 1）、内部適正自己資本比率（ICA）、レバレッジ比率（LR）、流動性カバレッジ比率（LCR）、ストレスのかかった正味流動性ポジション（SNLP）は、ハイレベルな指標として機能し、戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト（LCRを除く）、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回は当行の取締役会によりレビューされ、承認されている。CET 1、LR、レバレッジ・エクスポージャー、LCRおよびリスク・ウェイト・アセットの比率や指標は規制により定義づけられており、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」（所要自己資本規制または「CRR」）および「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）における完全適用規則に基づいている。上述の規制上の指標に加え、ドイツ銀行固有の内部リスク指標にICA、経済的資本およびSNLPがある。

普通株式等Tier 1比率	リスク・ウェイト・アセット合計
2016年12月31日現在:11.8%	2016年12月31日現在:3,575億ユーロ
2015年12月31日現在:11.1%	2015年12月31日現在:3,967億ユーロ
内部適正自己資本比率 ¹	経済的資本合計
2016年12月31日現在:162%	2016年12月31日現在:354億ユーロ
2015年12月31日現在:158%	2015年12月31日現在:384億ユーロ
レバレッジ比率	レバレッジ・エクスポージャー
2016年12月31日現在:3.5%	2016年12月31日現在:1兆3,480億ユーロ
2015年12月31日現在:3.5%	2015年12月31日現在:1兆3,950億ユーロ
流動性カバレッジ比率	ストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）
2016年12月31日現在:128%	2016年12月31日現在:361億ユーロ
2015年12月31日現在:119%	2015年12月31日現在:455億ユーロ

- 1 内部適正自己資本比率の算定目的による資本供給の定義は、CRR/CRD 4規則との整合性をさらに高めた。その結果、のれんおよびその他の無形資産は経済的資本需要に追加されるのではなく、現在、資本供給から除外されている。詳細は「内部適正自己資本」の項に記載されている。

詳細については、「リスク選好およびリスク能力」、「再建および破綻処理計画」、「ストレス・テスト」、「リスク・プロファイル」、「内部適正自己資本評価プロセス」、「資本性金融商品」、「規制自己資本の変動」（段階的導入および完全適用によるCET 1およびリスク・ウェイト・アセットの数値に関して）、「リスク・ウェイト・アセットの変動」、「レバレッジ比率」（段階的導入ベースおよび完全適用ベースによるレバレッジ比率に関して）、「流動性カバレッジ比率」、「ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を参照のこと。

総合的なリスク評価

当行の主要なリスク区分には、1)財務リスク、例えば、信用リスク（決済リスクおよび移転リスクを含む。）、マーケット・リスク（トレーディング・マーケット・リスク、トレーディング以外のマーケット・リスクおよび取引債務不履行リスク）、流動性リスク、ビジネス・リスク（税務リスクおよび戦略リスクを含む。）および2)非財務リスク（NFR）、例えば風評リスクやオペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク、法務リスク、モデル・リスク、情報セキュリティ・リスク、不正リスクおよびマネーロンダリング・リスクなどの重要なサブ・カテゴリーを含む。）が含まれている。当行は、内部的なガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの利用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行のアプローチは、当行の経営成績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的としている。重要なリスクの管理の詳細な情報については、「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。

当行の通常のリスクおよびクロス・リスク分析の一環として、ボトム・アップのリスク評価およびトップ・ダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析を利用して、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がレビューされる。この二方面からのアプ

ローチにより、当行のリスク一覧および業務部門全体に影響を与えるリスク・ドライバーだけでなく特定のポートフォリオのみに関連するリスク・ドライバーを把握することが可能になる。

政治的リスクは2016年度第4四半期も引き続き高いレベルにあった。新興市場は資金流出により伸び悩んだものの、潜在的な財政刺激策とさらなる経済成長を見越して米ドルと債券利回りが上昇したため、2016年11月の米国大統領選後の市場は概して肯定的な反応を示した。イタリアで12月に行われた憲法改正の是非を問う国民投票では、反対票が上回るというのが市場の大方の予想であり、短期的なリスクは脆弱な銀行システムに集中した。OPECが減産の実施に合意したことから、石油価格は反騰した。英国による欧州連合基本条約第50条の発動（2017年3月末までに行われると予想される。）に伴ってブレグジット交渉が緊迫する可能性を背景に、欧州の主要な国々で選挙が実施されることから、当行は、2017年も引き続き政治的不確実性がユーロ圏のリスクの中心を成すと予想している。保護主義色を強めた政策姿勢を取る米国の潜在的な変化は、中国やメキシコといった米国の主要貿易相手国に圧力をかけることになる。一部の新興市場は、政治的・安全保障上のリスクの増加に直面する。

これらのリスクの潜在的影響の評価は、これらの事象が生じた場合に当行が吸収する能力を評価する当行のグループ全体のストレス・テストに統合されている。これらのテストの結果は、現在利用可能な資本および流動性準備金と利用可能な軽減策を合わせれば、これらのリスクがテストのパラメータに沿って実現した場合にこれらのリスクの影響を吸収することができることを示していた。当行のポートフォリオによるリスクおよび資本ポジションに関する詳細は、「リスクおよび資本のパフォーマンス」の項に記載されている。

過年度と同様に、2016年度は金融サービス業における国際的な規制を増やすトレンドが引き続き見られた。これは今後数年継続する可能性が高いと当行は考えている。当行は、政治的および規制上の変更の可能性を識別し、当行のビジネス・モデルおよびプロセスに起こりうる影響を評価することに焦点を置いている。

2016年度を通じたリスクおよび資本管理の全体的な焦点は、当行のリスク戦略に従って当行のリスク・プロファイルを維持すること、当行の資本基盤を増加させること、および貸借対照表の最適化に焦点を当てた当行の戦略的経営の取り組みを支援することであった。このアプローチは、以下に要約する異なるリスク指標全体で反映されている。

リスク・プロファイル

以下の表は、表示されている日付ごとに信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて算出された経済的資本使用額により測定された当行の総合的リスク・ポジションを示している。当行は通常、総合的（経済的資本）リスク・ポジションを算定するために、リスク種類間の分散効果を考慮している。

リスク種類ごとの経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	2015年度から 2016年度の増加（減少）	
			金額	比率（％）
信用リスク	13,105	13,685	-580	-4
マーケット・リスク	14,593	17,436	-2,843	-16
トレーディング・マーケット・リスク	4,229	4,557	-328	-7
トレーディング以外のマーケット・リスク	10,364	12,878	-2,514	-20
オペレーショナル・リスク	10,488	10,243	245	2
ビジネス・リスク	5,098	5,931	-833	-14
分散効果 ¹	-7,846	-8,852	1,006	-11
経済的資本使用額合計	35,438	38,442	-3,004	-8

¹ 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果。

2016年12月31日現在、当行の経済的資本使用額合計は、2015年12月31日現在の経済的資本使用額384億ユーロに対し、30億ユーロ（8%）減の354億ユーロとなった。この減少は、主に当行の華夏銀行に対する持分の売却に起因する。

2016年12月31日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、主に決済リスク要素の減少により、2015年度末から580百万ユーロ（4%）減少した。

2016年12月31日現在のトレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2015年度末の46億ユーロから減少し、42億ユーロとなった。この減少は主に、非中核事業部門におけるエクスポージャーの低下、Abbey Lifeの売却、ならびに証券化および法人向け不動産の業務分野における在庫レベルの低下に起因している。トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2015年12月31日現在と比べて25億ユーロ（20%）減少した。この減少は主に、当行の華夏銀行に対する持分の売却により投資リスクが大幅に減少したこと、および外貨における株主持分ポジションの減少により構造的な外国為替リスク・エクスポージャーが低下したことに起因している。

2016年12月31日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2015年12月31日現在の経済的資本使用額102億ユーロから245百万ユーロ（2%）増加し、合計105億ユーロとなった。この増加は主に、法務的引当を含む法務・オペレーショナル・リスク損失や、業界全体のオペレーショナル・リスク損失プロファイルが増加したことによるものである。これは経済的資本使用額の増加を招いたオペレーショナル・リスク損失のデータに反映され、それらは主に訴訟、調査および規制執行措置に関連するアウトフローによるものである。

当行のビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスクなどの標準的ではないリスク要素も暗に含む戦略リスク、ならびに税務リスクの要素を把握する。2016年12月31日現在のビジネス・リスクは、2015年12月31日現在から833百万ユーロ減少し、51億ユーロとなった。この減少は、最新の収益予測により、戦略リスク要素に関する経済的資本使用額が減少したことを反映している。

信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、主に経済的資本使用額の全体的な減少により、10億ユーロ減少した。

当行が様々な事業活動を組み合わせていることは、当行の業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行はまた、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計（EC）の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

経済的資本によって測定された当行の業務部門のリスク・プロファイル

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グローバ ル・マー ケッツ	コーポレー ト・アン ド・インベ ストメン ト・バンキ ング	プライベー ト・ウェル ス・アン ド・コマー シャル・ク ライアンツ	ドイチェ ・アセット ・マネジメン ト	ポスト バンク	非中核 事業部門	連結および 調整等	合計	合計 (%)
信用リスク	4,984	3,202	1,726	62	2,582	108	442	13,106	37
マーケット・リスク	4,444	897	360	2,197	1,352	332	5,010	14,592	41
オペレーショナル・リスク	6,567	1,763	833	561	604	160	0	10,488	30
ビジネス・リスク	4,582	171	32	100	0	245	-32	5,098	14
分散効果 ¹	-4,990	-1,018	-477	-441	-562	-110	-248	-7,846	-22
EC合計	15,587	5,015	2,473	2,480	3,976	735	5,172	35,438	100
EC合計 (%)	44	14	7	7	11	2	15	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果。

2015年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グロー バル・マ ーケツ ケツ	コーポレ ート・ア ンド・イ ンベ ストメン ト・バン キング	プライベ ート・ウ ェル ス・ア ン ド・コ マー シャル ・クラ イアン ツ	ドイ チェ ・ア セツ ト・マ ネジ メン ト	ポ ス ト バ ン ク	非中 核 事 業 部 門	連 結 お よ び 調 整 等	合 計	合 計 (%)
信用リスク	4,838	3,899	1,678	90	2,601	537	42	13,685	36
マーケット・リスク	4,971	819	2,564	2,095	1,611	899	4,478	17,437	45
オペレーショナル・リスク	6,274	1,613	958	282	600	452	64	10,243	27
ビジネス・リスク	5,154	405	1	0	0	261	110	5,931	15
分散効果 ²	-5,123	-1,172	-964	-373	-647	-369	-204	-8,852	-23
EC合計	16,113	5,564	4,237	2,094	4,165	1,780	4,490	38,442	100
EC合計 (%)	42	14	11	5	11	5	12	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

- 1 事業セグメントに配分される金額は、2016年12月31日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。
- 2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク(最も大きなビジネス・リスク)間の分散効果。

グローバル・マーケット(GM)のリスク・プロファイルは、発行、組成およびマーケット・メイキング業務に加えトレーディングに左右される。これらからマーケット・リスクおよび信用リスクが生じる。GMのリスク・プロファイルの中のオペレーショナル・リスクが占める割合は、業界の高い損失プロファイルや内部損失を反映している。GMのリスク・プロファイルの残りは、収益変動リスクを反映したビジネス・リスクから生じている。マーケット・リスクおよびビジネス・リスクの経済的資本使用額は2016年度に減少したが、オペレーショナル・リスクの経済的資本使用額の増加により一部相殺された。マーケット・リスクの経済的資本使用額の減少は、取引債務不履行リスク要素のエクスポージャーの低下およびAbbey Lifeの売却に起因する。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)の収益は、異なるリスク・プロファイルを伴う様々な商品から発生する。そのリスクの大部分はトレード・ファイナンスおよびコーポレート・ファイナンス業務における信用リスクに関連している一方、その他の業務に伴う信用リスクは低いかゼロである。主に相手先リスク要素の低下により、信用リスクの経済的資本使用額は2016年度に減少した。マーケット・リスクは主に、顧客預金のモデリングおよびトレーディングから生じる。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアンツ(PW&CC)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業(SME)貸出ならびにウェルス・マネジメント(WM)業務からの信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクから成る。華夏銀行の売却により、トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2015年度末から大幅に減少した。

ドイチェ・アセット・マネジメント(Deutsche AM)の業務の主要なリスク・ドライバーは、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外は、Deutsche AMのアドバイザーおよび手数料に焦点を置いた業務からは主にオペレーショナル・リスクが発生する。オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクの経済的資本使用額は、2015年度末から増加した。

ポストバンクのリスク・プロファイルは主に、信用リスク、マーケット・リスクでカバーされているバンキング勘定における信用スプレッド・リスク、および一部のオペレーショナル・リスクを伴う、リテール顧客および法人顧客向けの貸出および預金業務に起因している。

非中核事業部門(NCOU)のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、主にリスク圧縮の加速の対象となる可能性がある信用リスクおよびマーケット・リスクから成る当行の全事業範囲にわたるリスクを対象としている。主に非戦略的資産の全面的縮小により、マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2015年度末から減少した。

連結および調整は主に、構造的な為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2016年度における信用リスクの経済的資本使用額の増加は主に、当行の事業構造の変更によるものである。

リスクおよび資本のフレームワーク

リスク管理原則およびガバナンス

当行のビジネス・モデルは多様なため、そのリスクを識別、評価、測定、集計および管理すること、資本を各業務に割り当てることが不可欠である。リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造、測定プロセスおよび監視プロセスを通じて管理されている。

『

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク・マネジャーおよび上級リスク管理委員会に対し委任される。
- 当行は、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）のリスク管理モデルを運用している。第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、すべての業務部門およびサービスを提供している管理部門（グループ・テクノロジー・オペレーションおよびコーポレート・サービス）であり、これらはリスクの「保有者」である。第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）は、リスクおよび統制に関する、独立したすべての管理機能である。第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、当行の統制の有効性を保証している。この3LoDモデルおよびその策定された基本的方針は、グループ・レベル、地域、国、支店および法人等、組織のあらゆるレベルに適用される。どの3LoDも互いに独立しており、すべてのレベルにおいて、策定された基本的方針の順守を確保するための仕組みを維持することに責任を負っている。
- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当行グループのリスク選好、ならびに戦略的および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総体的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスクおよび風評リスクなどの重要なリスク種類はすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、重要なリスク種類全体にわたり横断的に実施される。風評リスクは、当行の経済的資本フレームワークにおいて、特にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で暗黙のうちにカバーされている。重要なリスクの管理プロセスについての詳細は「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行のリスク管理能力の重要な構成要素である。
- 再建計画は、危機管理のガバナンスに関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした一連の措置を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画は、当行の破綻処理当局である単一破綻処理委員会が責任を負っている。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは、重要なサービスを継続することで金融システムまたは経済全般における大きな混乱を防ぐことを目的として設計されている。』

リスク・ガバナンス

『

当行の世界中の営業は当行が業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびにドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークや関連する実施項目に当行が準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、当行の主要な監督機関として協力して対応している。』

欧州の銀行規制当局はいくつかの方法で当行のリスク引受能力を評価している。これは、本報告書の「規制自己資本」の項で詳述されている。

いくつかの管理階層により団結したリスク統治を行っている。

『

- 監査役会は、当行のリスク状況、リスク管理およびリスク統制ならびに当行の風評および重要な訴訟事件に関して、定期的におよび必要に応じて報告を受ける。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している。
 - リスク委員会の会議において、取締役会は、主要なリスク・ポートフォリオ、リスク戦略およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。また、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金についても報告する。リスク委員会は、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議し、監査役会がこの戦略の実施を監視するための支援をする。

- 公正委員会はとりわけ、法律上の要件、当局の規制および社内方針の遵守を向上させる取締役会の手法を監視している。これはまた、銀行の業務行動・倫理規範をレビューし、要請があれば、リスク委員会が当行の法務リスクおよび風評リスクを監視および分析するための支援をする。
- 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。
- 取締役会は、法律、定款および当行の利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に關して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。取締役会は2016年4月に、資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）とリスク執行委員会（以下「リスクExCo」という。）を統合することにより、重要なリスク問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）を設置した。GRCは、グループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）、非財務リスク執行委員会（以下「NFRC」という。）、エンタープライズ・リスク委員会（以下「ERC」という。）および流動性管理委員会（以下「LMC」という。）という4つの小委員会に支えられている。これらの役割については以下に詳述されている。』

『

ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造



以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- GRCには様々な役割と特別な権限があり、これには、主要なリスク管理方針の承認または当該方針の承認に関する取締役会への提言、グループ再建計画および緊急時資金調達プランの承認に関する取締役会への提言、包括的なリスク選好パラメータおよび再建トリガーの承認に関する取締役会への提言、各業務部門が利用可能なリスク資源に関するリスク限度枠の設定、ならびにグループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおける取締役会の補佐が含まれる。その他の役割には、ハイレベルなリスク・ポートフォリオおよびリスク・エクスポージャーの変動のレビュー、会社内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビュー、ならびに当行グループ全体のリスク文化に関する、必要な措置の提言および進展の監視などがある。
- NFRCはドイツ銀行グループの非財務リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非財務リスクのリスク横断的で全体的な視点を確立している。非財務リスクに関するリスク選好のフレームワークを定義づけ、3LoDの方針および業務部門と統制機能の間または統制機能間の相互依存を含む、非財務リスクのオペレーティング・モデルを監視およびコントロールすることを課されている。

- GRRCは風評リスク管理の監視、統治および調整にかかる責任を有し、適切な振り返りおよび学習のプロセスを提供している。リージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）から上申されたすべての風評リスクの事案、および各業務ユニットが不服を申し立てたRRRCの決定についてレビューし、判断をする。グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。GRRCの小委員会であるRRRCは、取締役会に代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整にかかる責任を有している。
 - ERCはポートフォリオ・リスク委員会（以下「PRC」という。）を承継する委員会として設置されたもので、様々なリスク項目からリスクの専門家を集め、企業全体のリスクの傾向、事象およびリスク横断的なポートフォリオに重点的に取り組む義務を負う。ERCは、カントリー・リスク・ポートフォリオの年次の概略の承認、商品の限度枠の設定、当行グループ全体のリスク・ポートフォリオの集中に関するレビュー、当行グループのリスク選好の管理に利用されるグループ全体のストレス・テストの監視、およびリスク文化のように企業全体のリスクに影響を及ぼすトピックのレビューを行う。
 - LMCは、流動性ストレスまたは関連する事象について、発生が予想される、または実際に発生した期間に講じるべき軽減措置を決定する。同委員会はその職務において、当行の流動性ポジション（マーケット関連のストレス下での支払義務の履行能力、当行固有のストレス、またはこれら両方を含む。）の詳細な評価を行う責任がある。LMCはまた、流動性対策が適時に実行されるよう監督し、ストレス期間において継続的に当行の流動性ポジションを監視する責任も有する。
- 取締役会のメンバーである当行の最高リスク責任者（以下「CRO」という。）は、すべての信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスクの包括的コントロール（流動性リスクを含む。）およびリスク測定手法の継続的開発に関して、グループ全体、上記の部門別に責任を有している。さらに、CROは、包括ベースでのリスクの監視、分析および報告の責任を有している。

CROは様々なリスク管理機能の直接的な管理責任を有している。それらの機能は以下の職責で設置している。

- 取締役会が設定した、業務部門で適用されているフレームワーク内で、GRCの設定したリスク選好と整合させる。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手順および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

特化したリスク管理機能に加え、当行のエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）機能がリスク管理の包括的な側面をカバーしている。これは、当行のリスク・ポートフォリオ管理を一層強化するために、総体的リスク管理およびリスク横断的な監督により重点を置く職務を有する。主要な目的は以下のとおりである。

- 主要な戦略的・リスク横断的な取り組みを行い、所定のポートフォリオ戦略と統治の遂行間のより強い結びつきを確立する。
- 当行内の上級レベルにおける検討のため、主要なリスク問題について、戦略的かつ将来を見据えた全体像を提供する（リスク選好、ストレス・テストのフレームワーク）。
- 当行のリスク文化を強化する。
- 一貫したリスク管理基準の実施を促進する。

ERMは、合意されたリスク選好の枠内で、当行全体のリスクを識別し管理することを目的とした当行全体のリスク管理のフレームワークも策定している。

特化したリスク管理機能とERMは、CROに報告する系統を有している。

当行の財務、リスクおよびグループ監査機能は、当行の業務部門から独立して活動している。当行が引受けたリスクを数値化および検証することは財務部およびリスク部の責任である。グループ監査部は、当行の第3の防衛線として独立の立場から、リスク管理システムを含む内部統制システムの設計および有効性の両方の妥当性を調査、評価および報告する。

当行の子会社であるドイチェ・ポストバンクAGのリスク管理の統合は、リスクの識別、評価、管理、監視および伝達に関して調和されたプロセス、リスク負担能力を決定および保全する戦略および手順ならびに対応する内部統制手続を通じて促進されている。共同ガバナンスの主要な要因は以下のとおりである。

- ポストバンクのリスク管理からドイツ銀行のリスクへの機能的報告系統。
- ポストバンクの主要なリスク委員会におけるドイツ銀行の各リスク機能からの投票メンバーの参加、選定された主要な委員会に関してはその逆も同様。
- 主要なグループのリスク方針との整合。

ポストバンクの主要なリスク管理委員会は、以下のとおりである。

- 全体的なリスク選好ならびにリスクおよび資本配分の決定に関してポストバンクの取締役会に助言を行う銀行リスク委員会。
- 限度枠の配分および適切な限度枠のフレームワークの定義に責任を有する信用リスク委員会。
- 限度枠の配分ならびにポストバンクのバンキング勘定およびトレーディング勘定の戦略的ポジショニングおよび流動性リスク管理を決定するマーケット・リスク委員会。

- 適切なリスクのフレームワークおよび個々の業務分野における限度枠の配分を決定するオペレーショナル・リスク管理委員会。
 - すべての格付システムおよびリスク管理モデルの検証を監視するモデルおよび検証リスク委員会。
- ポストバンクの最高リスク責任者またはドイツ銀行の上級リスク・マネジャーは、上記の委員会の投票メンバーである。』

リスク文化

当行は、組織全体にわたり強靱なリスク文化を促進するよう努めている。当行の目標は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総体的アプローチをとること、ならびに当行のリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行の復元力の強化に資することである。当行は、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当行グループ内のリスク文化を支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

すべてのレベルの従業員はリスクの管理および上申に責任を有している。当行は、従業員が強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行の方針は、行動評価を業績評価および報酬プロセスに組み込むことを要求している。当行は様々なコミュニケーション媒体を通じて以下のリスク文化の行動を伝えている。

- 当行のリスクに完全に責任を負うこと。
- リスク評価に厳格および前向きで、理解力があること。
- 課題を追求、提供および尊重すること。
- 共同でトラブルを解決すること。
- ドイツ銀行およびその風評をすべての決定の中心に置くこと。

これらの期待される行動を強化し、当行のリスク文化を強化するため、当行は多くのグループ全体にわたる活動を実施している。当行の取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するため頻りに強靱なリスク文化の重要性を伝えている。これらの行動を支援するために、当行は2016年度に、「一人ひとりがリスク・マネジャー」と題し、取締役会メンバーやその他の幹部リーダーからのビデオやイントラネット上でのメッセージを含む社内啓蒙活動を展開した。

引き続き、レッド・フラッグ（警告）プロセスにより、リスクに関連する行為と業績管理が結び付けられている。当該プロセスを通じて、当行はリスクに関連する特定の方針およびプロセスの遵守状況を監視することができ、違反があった場合には適切にリスク加重されたレッド・フラッグが与えられる。このプロセスは2016年度に、ITを利用した報告の導入により強化された。各々のレッド・フラッグの結果は、昇進、報酬および業績管理に関する決定の際に考慮される。

当行は、リスクに対する認識を高めるため、継続して研修カリキュラムを整備している。2016年度に、当行は全従業員に向け、風評リスクおよびリスク選好に関する新たなセクションを含むよう改訂した、リスク認識に関する研修コースを導入した。

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行がその事業目標を達成するためにリスク能力の範囲内で引き受ける準備のある、全体的なリスク水準を示しており、最低限の定量的手法および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、規制上の制約および当行のステークホルダーに対する義務に違反する直前の、当行が引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行のリスク計画および戦略を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に財務リスクおよび非財務リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行はまた、当計画が当行のリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかについて、ストレス下の市場状況においてテストする。トップ・ダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトム・アップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、当行のリスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻りに、レビューのうえ承認している。

当行は、リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値を設定し、追加措置のための上申要件を定めている。当行は、当行がさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の重要な指標として機能することが可能なリスク指標を指定している。これに加えて、当行はリスクおよび再建管理ガバナンス・フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。具体的には、当行はストレス下における一連の測定基準（CRR/CRD 4の段階的導入ベースおよび完全適用ベースによる普通株式等Tier 1（以下「CET 1」という。）比率、レバレッジ比率（以下「LR」という。）、内部適正自己資本（以下「ICA」という。）比率ならびにストレスのかかった正味流動性

ポジション（以下「SNLP」という。）を、定期的実施されるベンチマークの範囲内およびより厳格なグループ全体のストレス・テストの範囲内で評価している。

当行のリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。当行に求められるリスク選好が、正常またはストレスのかかったシナリオに基づき違反している場合には、所定の申上ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、グループ・リスク委員会または取締役会全体で承認されなければならない。

リスクおよび資本計画

戦略的および資本計画

当行は、グループとしてのおよび当行の業務分野/ユニットのための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンへの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見通しを作成することを目的としている。このプロセスは当行の長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行は、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップ・ダウンの目標設定およびボトム・アップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップ・ダウンの目標設定では、当行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給、資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して協議される。このプロセスにおいて、翌5年間の目標は、当行の世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトム・アップからトップ・ダウンの目標が具体化される。これは初年度は月次の事業計画で構成され、2年目は四半期ごとに計画され、3年目から5年目までは年間計画となっている。提案されたボトム・アップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトム・アップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、顧客中心の有数の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンを支援するために策定され、以下を確実に行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行は以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行のリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての該当するレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要、経済的資本およびレバレッジ・エクスポージャー）が導出される。

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行の目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行が、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセス（以下「SREP」という。）の要求を遵守していることも確実にする。2016年12月8日に、ドイツ銀行はECBより、2016年度のSREPの結果を受けた2017年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定では、2017年1月1日以降、ドイツ銀行は、最低9.51%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することを要求する。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.25%の段階的導入の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（現在0.01%）およびドイツ銀行がグローバルにシステム上重要な金融機関（以下「G-SII」という。）として指名されたことによって課せられる1.00%の段階的導入のG-SIIバッファで構成される。2017年度の9.51%の新たなCET 1所要自己資本は、2016年度

にドイツ銀行に適用されていた10.76%のCET 1所要自己資本よりも低い。したがって、2017年度におけるドイツ銀行のTier 1資本比率は、11.01%となり、自己資本合計比率は13.01%となる。また、2016年度のSREPの結果を踏まえ、ECBIは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる）を保有するという個別の期待を当行に伝えた。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBIは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合には自動的に法的措置が講じられるわけではないが、それを満たすことを当行に期待すると述べた。

内部適正自己資本評価プロセス

内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって、継続的かつ将来的に適正自己資本を維持すること、すなわち内部資本供給が内部資本需要を上回ることを銀行に求めるものである（数値については「内部適正自己資本」の項において、より詳しく説明されている。）。

当行は、バーゼル3の第2の柱、およびそれを導入したドイツの国内法であるリスク管理に関する最低要件（以下「MaRisk」という。）の要求するICAAPに、グループ全体のリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、手法、プロセスおよびインフラを通じて、グループ・レベルで準拠している。

MaRiskおよびバーゼルの要件に従い、適正自己資本を継続的かつ将来的に維持するために役立つ主要な手段は、以下のとおりである。

- リスク戦略およびリスク選好を商業目的に整合させる戦略的計画プロセス。
- 承認されたリスク、レバレッジおよび資本目標に照らして行われる継続的監視プロセス。
- リスク、レバレッジおよび資本に関する経営陣への定期的な報告。
- 回収監視プロセスを支える特定のストレス・テストも含む経済的資本およびストレス・テストのフレームワーク。

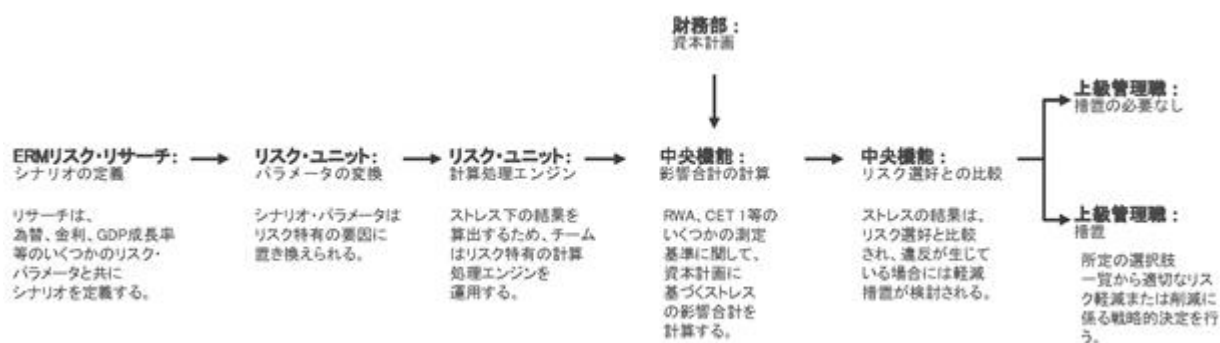
ストレス・テスト

当行は、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行の戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行のストレス・テストのフレームワークは、内部で定められたベンチマークに基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行はすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは通常は1年間であるが、シナリオの前提により必要があれば、複数年に延長することもできる。当行の手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため、ドイツ銀行の内部検証チーム（グローバル・モデル・バリデーション・アンド・ガバナンス、GMVG）から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。2016年度に実施された規制上のストレス・テストの例として、グループ・レベルのEBAストレス・テストと米国人に対するCCARストレス・テストが挙げられる。さらに、逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。統合された手続により、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオの影響が評価可能になる。

当行の内部的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力してERMリスク・リサーチによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。ERMリスク・リサーチは世界中の政治および経済の推移を監視しており、潜在的に有害なシナリオを識別するマクロ経済ヒートマップを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが、当行の事業への影響を反映するために適宜設定される。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて対象となる問題の専門家による特定のリスク要因に置き換えられる。当行のストレス・テストのための内部モデルのフレームワークに基づき、リスク・ウェイトド・アセット、損益への影響およびリスク種類ごとの経済的資本等の主要な測定基準がストレス下で算定される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるSNLP、CET 1比率、ICA比率およびレバレッジ比率等の主要な測定基準が算定される。影響の評価に先立って、シナリオはエンタープライズ・リスク委員会（ERC）により検討され、承認される。ERCは最終的なストレス結果のレビューも行う。これらの結果を当行の所定のリスク選好と比較し、一定の限度枠を超える場合には、ERCは、全体的な戦略的および資本計画と整合した、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置も検討する。また、この結果は、危機の際の当行の回収可能性に関して重要な再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、銀行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するために取締役会以下上級管理職に提出される。2016年度に実施されたグループ全体のストレス・テストが示唆するところによると、当行の資本は利用可能な軽減策と合わせた場合、内部で設定されたストレスの撤退水準に達しているが、規制当局による早期介入レベルは優に上回る。リバー

ス・ストレス・テストは、当行のビジネス・モデルに関して、当行が存続不可能になるシナリオの重大度を決定するために年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、仮想のマクロ経済シナリオおよび特異的な事象に基づき、当行の業績に対する主要なリスクの重大な影響を考慮に入れる。リバース・ストレス・テストに従って当行が存続不可能になるような仮想シナリオを現在の経済環境と比較することで、当行はこのような仮想のマクロ経済シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えている。リバース・ストレス・テストのシナリオの極めて低い発生可能性を考えると、当行の事業の継続性はリスクにさらされていないと当行は考えている。

ドイツ銀行グループのストレス・テストのフレームワーク



リスクの報告および測定システム

当行のリスク・データ・システムは、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク（法務リスクを含む。）、ビジネス・リスク、風評リスク、流動性リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスクに関し、規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告を支援している。リスク・インフラは、関連する法人企業および業務部門を包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠利用について関連機能に対し定期的にまたは特別に行われる報告のための基礎を提供している。財務部およびリスク部内に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を促進しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けている。当行のリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。

中央のガバナンス組織に当行グループのリスク・プロファイル関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 当行のリスクおよび資本プロファイルは、GRCおよび取締役会に月次で提出され、その後には監査役会のリスク委員会に参考情報として提出される。この報告書は、当行グループの現在のリスク、資本および流動性の状況の概要から成り、規制自己資本および内部資本の適正性に関する情報も組み込まれている。
- 当行の資本、流動性および資金調達に関する概要は、グループ資本管理およびグループ財務部長により、GRCに毎月提出される。この報告書は、CRR/CRD 4に基づく普通株式等Tier 1資本およびCRR/CRD 4によるレバレッジ比率ならびに当行の現在の資金調達・流動性の状況、流動性ストレス・テストの結果および偶発事象の測定尺度の概要を含む重要な測定基準に関する情報から成る。
- 四半期ごとに2回および/またはそれ以上の頻度で実施されるグループ全体のマクロ経済のストレス・テストの結果がERCに報告され議論される。

上記の報告書は、リスク部および財務部の、他の一連の標準および特別の経営管理報告書により補完される。これらは、グループ・レベルのリスクおよび資本管理に責任を負う複数の異なる上級委員会に提示される。

再建および破綻処理計画

2007年 / 2008年の金融危機は、銀行および広範な金融市場を前例のない圧力にさらした。これらの圧力により、一部の銀行は政府からの大規模支援を求め、中央銀行による大規模介入を招いた。また、この危機は多くの金融機関に、事業を大幅に再構築し、資本、流動性および資金調達基盤を強化することを強いた。この危機は、多くの金融機関が、急速に進展するシステムミック危機に十分に備えていなかったため、潜在的な破綻を回避し、金融システムおよび最終的には経済および社会に重大な悪影響を与えることを防ぐ方法で行動および対処できないことを明らかにした。

この危機に対応して、いくつかの法域（ドイツおよび英国を含むEU加盟国、ならびに米国）では、銀行や管轄当局に再建および破綻処理計画の作成を義務付ける新しい法律が制定された。グループ再建計画（以下「再建計画」という。）は、事業および規制上の要件の変動を反映するため、少なくとも毎年1回更新され、関連する当行の規制当局に提出される。

再建計画は、極端なストレスのかかった状況において当行の財務体質および存続可能性を回復する準備を当行に実施させる。再建計画のより具体的な目的は、当行の資本または流動性ポジションに重大な影響を与える金融ストレスのかかった状況にどのように対応可能かの概要をまとめる点である。そのため、これは当行、当行の顧客および市場を守り、よりコストの高い潜在的な破綻処理事象を防ぐことを目的とした一連の所定の措置を定めている。規制上のガイダンスに従って、当行は様々な種類のストレス・シナリオを軽減する幅広い再建手法を識別している。これらのシナリオは特異かつ市場全体の両方の事象から生じる。これは、資本および流動性に重大な影響を与え、当行の業績および貸借対照表にも影響を与える。再建計画（対応する方針を含む。）は、危機的状況が発生した場合に、再建措置の効果的な監視、上申、計画および実行を可能にすることを目的としている。

取締役会は、いつ再建計画を実行しなければならないか、どの再建手法が適切と考えられるかを決定する。

再建計画は、銀行再建および破綻処理指令（以下「BRRD」という。）（ドイツで導入済）および単一破綻処理メカニズム規制（以下「SRM規制」という。）に基づき欧州連合（以下「EU」という。）内で当行に適用される規制ならびにその他の主要法域の規制を含む多数の規制をカバーするよう設計されている。さらに、この計画は、当行の監督当局、EUカレッジ・オブ・スーパーバイザーズならびに主要な国内およびホスト当局により組織された当行の危機管理グループ（以下「CMG」という。）との広範囲の協議からのフィードバックを組み込んでいる。

また、当行は、BRRD、SRMおよびドイツ再建および破綻処理法（以下「Sanierungs- und Abwicklungsgesetz」または「SAG」という。）に規定されるドイツ銀行のグループ破綻処理計画を作成するため、当行の国内の破綻処理当局である単一破綻処理委員会と緊密に作業を行っている。

さらに、ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）の第1編、ならびに連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）によって公表された施行規則は、ドイツ銀行AGを含む資産500億米ドル以上の各銀行の持株会社に対し、重大な財政難または破産が生じた場合の子会社の整然とした破綻処理および運営計画（以下「第1編の米国の破綻処理計画」という。）を毎年作成し提出することを要求している。当行を含め、国外に拠点を置く対象会社に関しては、第1編の米国の破綻処理計画は、子会社、支店、代理店、ならびに全体または重要部分が米国を拠点としているか米国で運営されている事業にのみ関連している。また、米国において当行が保証する預託機関（以下「IDI」という。）の一つであるDeutsche Bank Trust Company Americas（以下「DBTCA」という。）は、2014年度にFDICの最終規則の対象となった。この規則は、連邦預金保険法（以下「IDI規則」という。）に基づき、破綻処理計画（以下「IDI計画」という。）また、第1編の米国の破綻処理計画とあわせて「米国の破綻処理計画」という。）をFDICに対して定期的に提出することを、資産合計500億米ドル以上のIDIに対して要求するものである。2014年度に、当行は、IDI規則の要求にも対応するように、第1編の米国の破綻処理計画を拡充した。規制要件に従い、ドイツ銀行は2015年7月に、直近の米国の破綻処理計画およびIDI計画を提出した。2016年6月にドイツ銀行は、ドイツ銀行の米国の破綻処理計画の提出期限が2017年7月まで延長された旨のガイダンスを連邦準備制度理事会およびFDICから受領した。2015年度の米国の破綻処理計画の核となるのは、重要な法人（以下「ME」という。）、核となる事業ライン（以下「CBL」という。）、重要な事業（以下「CO」という。）およびIDI計画の目的上は重要なサービスである。2015年度の米国の破綻処理計画は、COまたはCBLの活動にとって重要な事業体として定義される各MEに関して破綻処理戦略を計画し、どのように各ME、CBLおよびCO（適用される場合）が迅速かつ整然とした方法で、米国の金融の安定に対しシステムミックな影響を与えることなく破綻処理されるかを説明している。米国の破綻処理計画は、破綻処理中の重要なサービスの継続に関する戦略についても議論している。米国の破綻処理計画において対処される主要な要因には、以下を確実に実施する方法が含まれている。

- その他の米国および米国外の法人ならびに支払サービサー、取引所および主要ベンダーのような第三者からのサービスに対する継続的アクセス。
- 外部および内部の両方の源泉からの資金調達の利用可能性。
- 破綻処理中の主要な従業員の確保。
- 効率的かつ協調的な国外の契約の終了。

2015年度の米国の破綻処理計画は、事業、重要なインフラおよび主要な相互関係を正確に反映するために、米国の事業およびインフラ・グループと共同で起草された。

MRELおよびTLAC

単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）規制、銀行再建および破綻処理指令（以下「BRRD」という。）ならびにドイツ再建および破綻処理法（以下「Sanierungs- und Abwicklungsgesetz」または「SAG」という。）に基づき、欧州連合（以下「EU」という。）圏内の銀行は、管轄破綻処理機関により個別に決定される、自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（以下「MREL」という。）を常に満たしているよう要求される。さらに、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は2015年11月9日に基準を発行しており、これが法律として施行された場合、グローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）は2019年1月1日より、新たに企業ごとに設定される総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）の最低要件を満たすよう要求される。破綻した銀行が税金からの資金に頼らずに解散できるようにするため、TLACとMRELの両要件は銀行に対し、破綻時に損失を吸収するのに適格な、十分な量の金融商品の維持を義務付けるよう特別に設計されている。

2016年11月23日に、欧州委員会（以下「EC」という。）は、TLACをEUの法律に導入するために所要自己資本規制（以下「CRR」という。）を改訂することを提案した。さらに、ECは、BRRDおよびSRM規制の改正も提案した。同委員会のCRR改正案では、EU圏内のグローバルにシステム上重要な金融機関（以下「G-SII」という。）向けの損失吸収制度は国際的なTLACのターム・シートと密接なつながりを持っている。TLACにおいて適格な金融商品は、普通株式等Tier 1金融商品、その他Tier 1金融商品、Tier 2金融商品および特定の適格無担保負債である。TLACのターム・シートでは、2019年1月1日までにリスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）16%またはレバレッジ・エクスポージャー6%、さらに2022年までにRWA18%およびレバレッジ・エクスポージャー6.75%、という最低要件が導入されている。破綻処理機関は、必要と認める場合、企業ごとにアドオンを要請できることになる。G-SIIに該当しない銀行については、引き続きMRELが個別に設定される。

さらに、2015年11月に発表されたドイツ破綻処理メカニズム法により改正されたドイツ銀行法の下では、2017年1月1日以降に開始される支払不能に関する手続において、シニア債は、劣後債務の構成要素でなくてもその他のシニア負債に劣後することになる。

リスクおよび資本管理

資本管理

『

当行の財務機能は、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルで、ソルベンシー、自己資本比率およびレバレッジ比率を管理している。財務部は、株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動によるヘッジ、主要な金融資源の設定の制限、帳簿上の資本の配分および地域別の資本計画を含む、資本戦略（それ自体はグループ・リスク委員会が策定し取締役会が承認する。）を実施する。当行は、経済的および規制上の両方の観点から、健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は、常におよびあらゆる観点から、経済的および規制上の考察の適切なバランスを達成するために、当行の全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。これらの観点には、IFRSの会計基準に基づく帳簿上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本が含まれている。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、当行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を創出する、カウンターシクリカルな機会を示している。

当行のコアの通貨は、ユーロ、米ドルおよび英ポンドである。財務部は、コア通貨の変動に対する当行の自己資本比率の感応度を管理している。当行の在外子会社および支店に投下された他のコア以外の通貨建ての資本は、その大部分が外国為替の変動に対してヘッジされている。財務部は、どの通貨をヘッジすべきかを決定し、リスク管理部と緊密に連携して適切なヘッジ戦略を策定し、最終的にこれらのヘッジを実行する。』

MRELおよびTLACの要件に関連して、当行はベイルイン規則で適格となるように当行のシニア債の発行ポートフォリオを見直す。当行は、暫定的な要件が発効された場合には、それらに準拠するつもりである。

金融資源の上限設定

『

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、CET 1およびレバレッジ比率の目標値と合わせて年次戦略計画の中で見直される。四半期プロセスにおいて、グループ・リスク委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額およびレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制上の資本要件は、当行のCET 1比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれか高い方に左右される。内部的な資本配分の順位については、ソルベンシーに基づく配分が優先され、必要な場合には、次に増分レバ

レレッジによる配分が行われる。この配分手法では2段階のアプローチを使用しており、まず、ソルベンシーに基づく株主持分の配分が、外部に伝達済の目標であるCET 1ソルベンシー比率12.5%を満たすまで行われ、次に、必要な場合には、各部門の比例レバレッジ・エクスポージャーに基づく増分レバレッジ資本が、外部に伝達済の目標であるレバレッジ比率4.5%を満たすために配分される。この配分の限界値は、CET 1またはレバレッジ比率に関する外部に伝達済の目標が修正される場合には、見直される。当行の業績評価手法ではさらに、各事業セグメントに関して異なる資本コスト率を適用し、個々のビジネス・モデルの収益ボラティリティをより差別化した方法で反映している。これにより、業績管理および投資決定の改善が可能になる。

当行の全世界の支店および子会社の資本のニーズをカバーする地域の資本計画は、年に1回作成され、グループ投資委員会に提出される。子会社の大部分は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。

さらに、財務部は、ドイツ銀行最大の年金基金の投資委員会のメンバーとなっており、同委員会が投資の指針を設定している。このことは、年金資産と年金負債の整合性を確保し、結果として当行の資本基盤を保護することを意図している。』

リスクの識別および評価

『

当行は事業活動の結果として以下に記載する様々なリスクに直面する。これらのリスクには、信用リスク、マーケット・リスク、ビジネス・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよび風評リスクが含まれ、以下の項で説明されている。当行のリスクの識別および評価プロセスでは、当行の3つの防衛線の運用モデルを活用している。第1の防衛線は主要なリスクの識別であり、第2の防衛線は識別されたリスクの補完と当行のグローバルなリスク種類の分類法への集約、ならびに識別されたリスクの重要性の評価である。組織内にわたり、関連する測定尺度や指標を把握するための業務プロセスが存在する。すべてのプロセスの主要な目的は、既存および新たに発生しているリスク問題について、十分な透明性と理解を提供し、リスク横断的で総括的な視点を確実にすることである。リスク一覧は、MaRiskに沿ってリスクの識別および重要性評価プロセスを実施することにより、少なくとも年1回または必要な場合は数回更新される。

3つの防衛線の分類法にあわせて、当行では2016年1月1日より当行の主要なリスクを財務リスクと非財務リスクとに分類している。財務リスクは、信用リスク（決済リスクおよび移転リスクを含む）、マーケット・リスク（トレーディング、トレーディング以外のリスク、取引債務不履行リスクを含む）、流動性リスク、およびビジネス（戦略）リスクから構成されている。非財務リスクは、オペレーショナル・リスクおよび風評リスクで構成されており、コンプライアンス・リスク、法務リスク、モデル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクは、当行のオペレーショナル・リスクのフレームワークで把握されている。専属のリスク管理機能の設置、リスク種類固有のリスク選好の定義、および保有資本額の決定といった共通のリスク管理基準が、すべての重要なリスクに対して適用される。

信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクから規制自己資本が導かれる。当行の内部の適正自己資本評価プロセスの一環として、当行は、当行の事業活動から生じるリスクをカバーするために、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクに係る経済的資本の金額を、これらのリスク種類全体にわたる分散効果を考慮に入れて計算する。さらに、当行の経済的資本フレームワークは、例えば専用の経済的資本モデルが存在しない風評リスク、借換リスクなどの追加的なリスクを組み込んでいる。当行は、流動性リスクを経済的資本の計算から除外している。』

信用リスク管理

信用リスクのフレームワーク

『

信用リスクは、当行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）の一部である。加えて、トレーディング債券および負債証券も顧客との直接的トレーディング業務（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブ）の一部である。また、持分投資の帳簿価額が当行の信用リスクの項に開示されている。当行はマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

年次のリスク識別および重要性評価に基づき、信用リスクは、債務不履行リスク、業界リスク、カントリー・リスクおよびプロダクト・リスクの4つの重要なカテゴリーを含んでいる。

- 債務不履行リスクは、信用リスクの最も重要な要素であり、相手先が上記の債権に関連する契約上の義務を履行しないリスクである。
- 業界リスクは、特定の業界の事業運営環境が悪化し、それによりその業界で事業を運営する相手先の財務プロファイルが悪化し、その結果これらの相手先のポートフォリオ全体にわたって信用リスクが増加するリスクをいう。
- カントリー・リスクは、ある国において、重要な経済状況の悪化、政治的・社会的激変、資産の国有化・没収、対外債務に対する政府による支払拒絶または破壊的な通貨の下落・切り下げを含む、主にその法域における相手先に影響を与える様々なマクロ経済または社会的事象により、当行が予期しない債務不履行または決済リスクおよびその後の損失を経験する可能性があるリスクである。また、カントリー・リスクは、国家の直接的介入により非居住者に対する資産の移転ができなくなったため債務者がその義務を履行することができなくなった際に生じる移転リスクを含んでいる。
- プロダクト・リスクには、特定の借手または借手グループとの取引により生じる可能性がある商品固有の信用リスクが含まれている。これには、債務が類似のリスク特性や市場行動を有しているかどうかを考慮される。当行は以下の原理および原則を用いて信用リスクを測定、管理、軽減、報告および監視している。
- 当行の信用リスク管理機能は、当行の業務部門から独立しており、当行の各部門において、与信息意思決定の基準、プロセスおよび原則が一貫して適用される。
- 信用リスク管理の主要原則は、顧客の信用に関するデュー・ディリジェンスである。最初の防衛線である当行の業務部門の担当者と共に、当行の顧客の選択が達成される。
- 当行は、分散された信用ポートフォリオを維持することで、過度の集中リスクおよびテール・リスク（多額の非予想損失）を防ぐことを目指している。特定の顧客、業界、国および商品への集中は、当行のリスク選好に対して評価および管理される。
- 当行は、相手先およびポートフォリオ・レベルに係る大きな信用リスクを回避することを目指して、引受基準を維持している。その関連で、当行は、無担保のキャッシュ・ポジションを引受け、リスク軽減目的でヘッジを積極的に使用する。加えて、当行は担保契約を通じて当行のデリバティブ・ポートフォリオを担保することを目指しており、基礎となる市場の変動からの信用リスクをさらに軽減するために追加的に集中リスクをヘッジすることがある。
- あらゆる相手先に対する新たな与信枠および既存の与信枠の延長または重要な変更（残存期間、担保構成または主要な約款等）にはすべて、適切な権限レベルでの与信承認が必要である。当行は、資格、経験および研修内容に応じて各人に与信承認権限を委譲し、これを定期的にレビューする。
- 当行は、規制上の要件に従って、グローバル・ベースで、連結グループ全体にわたる各債務者に対するすべての信用エクスポージャーを測定し、統合する。
- 当行は信用エクスポージャーを「一債務者の原則」に基づいて管理する。当該原則に基づき、相互関連のある借手グループ（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有する場合）に対する与信枠はすべて、一グループの下に統合される。
- 当行は、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ポートフォリオを監視し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。』

信用リスクの測定

『

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに重要な信用測定基準によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、相手先およびポートフォリオのレベルにおけるリスク選好の決定、与信息意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスク規制自己資本の決定のための基礎を形成する。相手先はそれ

ぞれ格付けされ、各格付は少なくとも年1回見直されなければならない。相手先に関する継続的な監視は、格付が最新状態に保たれることに貢献する。信用格付なしで与信限度枠が設定されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の固有の特性を最もよく反映するために、様々な格付アプローチが確立されている。

当行の非均質なポートフォリオにおける相手先は、当行の独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。カントリー・リスク関連の格付は、ERMリスク・リサーチから入手される。

当行の格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、当行は行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行の21等級に分かれた格付等級を適用している。』

既存の信用モデルに対する変更および新規モデルの導入については、当該手法を与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、CRMのリーダーが委員長を務める規制信用リスク・モデル委員会（RCRMC）、およびモデル・リスク機能のリーダー（または適切な場合には、その委任を受けた者）による承認を得なければならない。影響力の大きい提案については、承認するよう取締役会に提言が行われる。また、取締役会が認識するところとなったモデルに対する変更はすべて、監査役会のリスク委員会に定期的に通知しなければならない。規制上の承認が必要な場合もある。モデルの開発から独立した立場で、グローバル・モデル・バリデーション・アンド・ガバナンスが手法の評価を実施する。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、RCRMFに報告されなければならない。格付手法に関する検証計画は各暦年の年初にRCRMFに提出され、四半期ごとに最新の状況が報告される。

ポストバンクについては、内部格付システムの有効性の実現、検証および監視に関する責任は、ポストバンクのグループ・リスク統制機能が負い、ポストバンクのグループ・リスク統制のリーダーが委員長を務めるモデルおよび検証委員会がその監督を行う。モデル・リスク開発ユニットに加え、独立したモデル・リスクおよび検証機能が2016年度に設置された。格付システムはすべて、最高信用リスク責任者が委員長を務めるポストバンクの銀行リスク委員会の承認を得る必要がある。格付システムの有効性および格付結果は、ポストバンクの取締役会に定期的に報告される。ドイツ銀行の上級管理職のポストバンクの委員会への参加およびその逆による相互の委員会のメンバーシップを通じて、共同ガバナンスが確保される。

当行は、リスク・ウェイトド・アセットを測定して信用リスクに関する規制自己資本需要を算定するにあたり、「先進的」、「基礎的」および「標準的」アプローチを用いており、このうち、先進的および基礎的が当行の規制当局により認められている。

先進的内部格付手法（以下「IRBA」という。）は、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これにより当行は、当行の内部信用格付手法に加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）およびマチュリティ（以下「M」という。）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）の見積りの一部としての与信換算掛目（以下「CCF」という。）が含まれる。デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（以下「SFT」という。）の大部分に関して、当行はEADを計算するために、CRRおよびSoIvIに従って内部モデル手法（以下「IMM」という。）を使用している。当行の内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年を超える過去の情報が利用可能である。当行の内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を目指している。

当行は、当行の基礎的IRBAに適切なポストバンクの残りの信用ポートフォリオの大部分に対して、これらが2016年度中に先進的IRBAに新たに割り当てられていない範囲で、基礎的IRBAを適用している。基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）が含まれ、一方、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）および与信換算掛目（以下「CCF」という。）は規制上のフレームワークにおいて定められている。

当行は、当行の信用リスク・エクスポージャーのサブセットに対して標準的アプローチを適用している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。当行は、CRR第150条に従って、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業者に対するエクスポージャーならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポージャーである。これらのエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの大半を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

上記の規制自己資本需要に加えて、当行では経済的資本モデルにより信用リスクに係る内部資本需要を決定する。

当行は、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行の経済的資本のフレームワークに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損

失総額を99.98%の確率で吸収するレベルに設定される。当行の信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響が考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが債務不履行が起こらなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、CRRに基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。当行は、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

『

当行の信用ポートフォリオを管理するために当行が適用する信用格付以外の主要な信用リスクの測定基準（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほかに、当行は内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポージャーを設定する。与信限度枠は、特定期間に当行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行は内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行は現在の時価および取引の存続期間にわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行は通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。リスクとリターンの測定基準は、資本の消費だけでなく顧客収益の変動を説明する。この関連で、当行は、バランスシートの消費に関しても顧客収益に着眼している。』

信用リスクの管理および軽減

相手先レベルでの信用リスクの管理

『

信用関連の相手先は主に、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）または経済圏（例えば、新興市場）とリンクした与信チーム内の信用責任者ならびに専門の格付アナリスト・チームに割り当てられる。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、リテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を全面的に監視する。各信用責任者は、割り当てられた相手先のポートフォリオについて、継続的な信用監視を実施する責任を負う。当行はまた、損失リスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを初期段階で識別することを目的とした手続を整備している。

債務不履行損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを要注意リストに記載する。当行は、信用エクスポージャーを効果的に管理し回収額を最大化するために、リスク管理手法の適用により、問題の起こる可能性が示された相手先を十分前もって識別することを目標としている。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見は当行の与信カルチャーの基本理念であり、このようなエクスポージャーに対する注意を確実に強化することを意図したものである。

与信限度枠は、信用リスク管理機能が委譲された与信権限を行使することで設定される。これは、リスク選好を考慮に入れ、対象の相手先の予想される決済のパターンを反映する方法で、信用リスク管理が事前に承認した限度枠内でなければならない決済リスクに関しても同様である。与信承認は、各与信権限保有者による与信報告書への署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格および経験に応じて、個人の与信権限として各人に委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして相応であることの確保を支援するために、定期的にレビューされる。

各個人の与信権限が必要な与信限度枠を設定するのに不十分である場合、対象取引は、より上位の与信権限保有者に委ねられるか、必要に応じて適切な与信委員会に委ねられる。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当件の承認は取締役会に委ねられる。』

相手先レベルでの信用リスクの軽減

『

相手先の信用の質および当行のリスク選好の決定に加えて、当行はまた、信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を減少させるために、様々な信用リスク軽減技法を使用する。信用リスクの軽減は次の形態で適用される。

- 適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。
- 債務の回収を増加させることで損失を減少させる受入担保。

- 当行の信用ポートフォリオ戦略グループによって実行されるヘッジを含む、債務者の債務不履行リスクの可能性により生じる損失を第三者に対し移転するリスクの移転。
- デリバティブならびにレポおよびレポ形式の取引からの信用エクスポージャーを減少させるネットティングおよび担保契約。

担保

当行は通常、信用リスクにさらされる契約において、顧客から担保を受け取るまたは顧客に担保を差入れることに合意している。担保とは、資産または第三者の債務の形での保証であり、相手先の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、通常、質の高い引受基準や、相手先の債務返済能力の十分な評価の必要性に取って代わるものではない。

当行は受入担保を以下の2種類に分類している。

- 金融およびその他の担保は、相手先がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保資産を清算することにより、当行がエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券（株式、債券）、他の請求権または棚卸資産の譲渡担保、設備（例えば、工場、機械および航空機）および不動産が通常この範疇に入る。
- 保証担保は、法的契約に基づく債務を履行する相手先の能力を補完するものであり、このため第三者により提供される。信用状、保険契約、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよびリスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。

当行のプロセスは、当行がリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには、定期的に専門チームによって評価される実現可能および測定可能な担保資産に関する法的効力および強制力のある文書整備の追求が含まれる。特定の取引に関する担保の適切性の評価は、与信息意思決定の一部であり、適用される担保のヘアカット含めて保守的に実施されなければならない。当行は、担保の種類に特有のヘアカットを設定しており、これは定期的にレビューおよび承認される。この点において当行は、相手先のリスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。保証担保については、保証人の信用度の分析プロセスが、相手先に関する与信評価プロセスとリンクされている。』

リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行の総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、シングル・ネームおよびポートフォリオのヘッジならびに証券化を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの業務ユニットおよび当行の信用ポートフォリオ戦略グループ(CPSG)によって行われる。

CPSGは、GMコーポレート部門およびCIBコーポレート部門内の機関および法人の信用ポートフォリオ、レバレッジド・ポートフォリオおよびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの残余信用リスクを管理している。

集中的価格照会サービスとして、CPSGは、GM部門およびCIB部門の各業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

CPSGは、リスク管理規律を強化し、リターンを改善し、より効率的に資本を使用するために、信用リスクのフレームワークの中で2つの主要な目的に集中している。

- 信用ポートフォリオ内のシングル・ネームに対する信用リスクの集中を減少させる。
- 債権売却、ローン担保証券による証券化、債務不履行保険担保ならびにシングル・ネームおよびポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップを含む技法を利用することにより信用エクスポージャーを管理する。

デリバティブおよび証券金融取引のネットティングおよび担保契約

ネットティングは、取引所で取引されるデリバティブとOTCデリバティブ取引の双方に適用される。ネットティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネットティングが認められる範囲で、証券金融取引にも適用される。

取引所で取引されるデリバティブはすべて、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて清算される。当該機関は、取引を行う各事業体の間に入り、各事業体の相手先となる。利用可能な場合、および相手先と合意した範囲で、当行はCCPクリアリングを当行のOTCデリバティブ取引にも利用する。

ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）および関連する米国先物商品取引員会（以下「CFTC」という。）の規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国での強制的なCCPクリアリングを2013年に導入した。また、CFTCは2016年に、追加金利スワップについて2018年10月までに段階的導入を完了するスケジュールでのクリアリングを要求す

る最終規則を採用した。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号(以下「EMIR」という。)、ならびに当該規則に基づく委員会委任規則(EU)第2015/2205号、(EU)第2015/592号および(EU)第2016/1178号は、特定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なCCPクリアリングを導入した。EU圏内での強制的なCCPクリアリングは、一定の金利デリバティブについては2016年6月21日に、特定の追加金利デリバティブについては2017年2月9日に開始した。EMIRの第4条第(2)項により、管轄当局にはグループ内取引について強制的なCCPクリアリングを免除する権限があるが、これは、グループ内取引の完全連結や、適切な一元的リスク評価、測定および統制の手の適用といった特定の要件が満たされている場合に限る。当行は、Deutsche Bank Securities Inc.およびDeutsche Bank Luxembourg S.A.を含むほとんどの規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関するクリアリングの免除を申請し、認められた。当行は2016年1月16日現在、グループ内における71の二者間の関係に関して、EMIRのクリアリング義務のグループ内免除を認められている。

CCPの規則および規制では通常、同日通貨払いのすべての金額に関する二者間の相殺(以下「ペイメント・ネットティング」という。)を規定しており、それにより当行の決済リスクが削減される。CCPが適用するビジネス・モデルに応じて、このペイメント・ネットティングは、CCPによって清算される当行のデリバティブのすべてに対してか、または少なくとも同じクラスを成すデリバティブに対して適用される。CCPの規則および規制の多くは、CCPの債務不履行時における清算されたすべての取引の終了、クローズ・アウトおよびネットティング(以下「クローズ・アウト・ネットティング」という。)も規定しており、それにより当行の信用リスクが削減される。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行は、関連するCCPのクローズ・アウト・ネットティング規定の法的妥当性および強制力について当行が満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

CCPクリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、当行は相手先と標準的なマスター・アグリーメント(国際スワップおよびデリバティブ協会(ISDA)によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等)を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結されたデリバティブ取引から生じる権利と義務のクローズ・アウト・ネットティングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純債務に一本化する。当行はまた、デリバティブ業務の一部(為替取引等)でマスター・アグリーメントを締結しており、この契約の下、当該マスター・アグリーメントの対象となる取引に関してペイメント・ネットティングが適用され、当行の決済リスクを削減している。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行は、すべての関連法域でマスター・アグリーメントの法的妥当性および強制力について当行が満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

当行はさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補充条項(credit support annexes)(以下「CSA」という。)を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。これらの条項では通常、対象エクスポージャーの定期的(通常は毎日)なマーギングを通じてのリスク軽減を規定している。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネットティングと同様に、当行が当該条項に強制力があると考えられる場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

DFAおよびそれに基づくCFTCの規則(CFTC規則第23.504段落および第23.158段落を含む。)、ならびにEMIRおよびそれに基づく委員会委任規則(すなわち、委員会委任規則(EU)第2016/2251号)は、マスター・アグリーメントおよび関連するCSAの強制使用を導入し、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引の締結前または締結と同時にこれらの実行を義務付けた。米国の自主規制機関(OCC、連邦準備制度理事会、FDIC、農業信用管理機構およびFHFA)が採用する米国のマーギン規定およびCFTCの規則の下で、当行は、他のデリバティブ・ディーラー、ならびに(a)米国のマーギン規定で定義されている「財務情報のエンドユーザー」であり、かつ(b)クリアリングされていないスワップ、クリアリングされていない有価証券ベースのスワップ、外国為替予約および外国為替スワップの前歴年の6月、7月および8月における日次平均名目金額総額が80億米ドルを超える当行の相手先に対し、当行のデリバティブ・エクスポージャーに関して当初証拠金および変動証拠金を差入れ、回収することを要求されている。米国のマーギン規定はまた、上記に該当しない財務情報のエンドユーザーである相手先に対しても、当行のデリバティブに関して変動証拠金を差入れ、回収することを要求している。これらのマーギング要求には、当初証拠金に関して500万米ドルの限界値、変動証拠金に関してゼロの限界値が設けられており、最低振替額は両証拠金を合わせて500,000米ドルである。米国のマーギング要求は大手銀行に対して2016年9月から、また変動証拠金に関する追加要件は2017年3月1日に発効しており、当初証拠金に関する追加要件は2017年9月から2020年9月までの間に毎年段階的に発効する。EMIRに基づき、CSAでは、限界値をゼロ、最大振替額を500,000ユーロとして、日次評価および日次の変動証拠金マーギングを規定しなければならない。80億ユーロを超える大きなデリバティブ・エクスポージャーの場合は、当初証拠金も差入れなければならない。EMIRにおける変動証拠金に関する要件は2017年3月1日付けで発効しているが、当初証拠金に関する要件は2020年9月1日までに段階的に導入される予定である。EMIRの第11条第(5)項から第(10)項に基づき、管轄当局は、特定の要件が満たされている場合にグループ内取引についてマーギング義務を免除する権限を有する。これらの要件の一部はEMIRのクリアリングの免除(上記参照)と同じ内容であるものの、グループ会社同士の資金の即時振替または負債の返済に関して現行の、または予見される実務上の規制や法的規制がない場合など、追加的な要件も含まれている。当行は、この免除規定を利用する予定である。

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。当行はさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、当行のみに適用されるアグリーメントもある。当行は、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、流動性リスクに関するストレス・テスト・アプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行の信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テストの結果」の表を参照のこと。

信用リスク軽減内における集中

『

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。当行は、様々な定量的手法および測定基準を使用して、当行の信用リスク軽減活動を監視している。これには、専用のストレス・テストによって支援される、担保の種類内における潜在的な集中の監視も含まれる。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

ポートフォリオ・レベルでの信用リスクの管理

『

ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。すなわち、これらの類似性により、契約上の債務を満たす能力が、経済または業界の状況変化から同様の影響を受ける可能性がある。

当行のポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行の信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

業界リスク管理

業界リスクを管理するため、当行は会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。これらの各サブ・ポートフォリオに関して、通常年1回「業界バッチ報告書」が作成される。この報告書は、業界動向および当行の信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイル进行分析し、景気悪化の場合のストレス・テストを組み込む。最後に、この分析は、対象とするポートフォリオに関する与信戦略を定めるために使用される。

業界バッチ報告書は、CRMポートフォリオ委員会に提示されている。これらの業界バッチ報告書に加えて、業界別サブ・ポートフォリオの動向は年度中、定期的に監視され、承認されたサブ・ポートフォリオ戦略と比較される。最近の動向を議論し必要な場合の対応に合意するため、CRMポートフォリオ委員会のために定期的な概略が作成されている。

カントリー・リスク管理

地域の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行の信用リスク管理のフレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、新興市場および特定の先進国市場（内部のカントリー・リスク格付に基づく。）にカントリー・リスク限度枠が適用される。新興市場は地域別にグループ化され、当該各地域およびリスクの高い先進国市場に関して、通常年1回「カントリー・バッチ報告書」が作成される。当該報告書は、主要なマクロ経済の動向および見通しを評価し、ポートフォリオの構成および集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイル进行分析する。これに基づき、各国に関する、および必要な場合には地域全体に関する限度枠および戦略が設定される。カントリー・リスク限度枠は、委譲された権限に従い、当行の取締役会またはエンタープライズ・リスク委員会のいずれかによって承認され、また関連するポートフォリオについては、ポストバンクの取締役会によって承認される。

カントリー限度枠のフレームワーク内で、限度枠が、各国特有の経済的および政治的事象に左右される信用リスク総額を管理するために、所定の国における相手先の信用リスク・エクスポージャーに対して設定される。当該限度枠には、現地で設立された事業体に加え、国外の多国籍企業の子会社に対するエクスポージャーが含まれる。これとは別に、移転リスク限度枠が設定され、上記の国々における当行の顧客との間のクロスボーダー・エクスポージャー（信用およびトレーディング）に適用される。また、ギャップ・リスク限度枠が、国内の誤方向リスク・エクスポージャーに起因する損失リスクを管理するために設定される。

信用リスク以外では、当行のカントリー・リスクのフレームワークは、新興市場におけるトレーディング・ポジションのマーケット・リスクを含んでおり、潜在的なストレスのかかった市場イベントが当該ポジションに及ぼす損益計算書上の影響に基づいて設定される。さらに、当行は、上記の国々におけるドイツ銀行事業体の資本ポジションやエクスポージャー（資金

調達、マージンまたは保証)を含む財務リスクも考慮しており、当該リスクはこれらのクロスボーダー・ポジションに固有の移転リスクを考慮して、限度枠の対象となっている。

当行のCountry・リスク格付は、Country・リスクを管理する上で主要な手法である。これらはドイツ銀行内にある独立したERMリスク・リサーチ機能により設定され、以下を含んでいる。

- ソブリン格付： 当該国がその外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率の測定尺度。
- 移転リスク格付： 「移転リスク・イベント」(すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、さもなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク)の発生確率の測定尺度。
- イベント・リスク格付： 当該国に関連するマーケット・リスク要因(金利、信用スプレッド等)に大きな混乱が発生する確率の測定尺度。本報告書の「マーケット・リスクの監視」の項に記載されているように、イベント・リスクは当行のイベント・リスク・シナリオの一部として測定される。

すべてのソブリン格付および移転リスク格付は、エンタープライズ・リスク委員会によって少なくとも四半期に1回レビューされる。ただし、必要と思われる場合には、より頻繁にレビューが実施される。

商品特有のリスク管理

当行の相手先、業界およびCountry・リスク・アプローチを補完するものとして、当行は商品特有のリスク集中に重点を置き、リスク管理目的上必要な場合には選択的に限度枠を設定している。特定の商品の限度枠は、特定の種類の取引の集中が一定の場合に重大な損失につながる可能性がある場合に特に設定される。この点において、金融市場の機能の混乱、各商品が影響を受けやすい市場パラメータの大幅な変動、マクロ経済のデフォルト・シナリオまたは他の要因により、相関損失が生じる可能性がある。主な重点は、CIBおよびGMの引受上限に置かれる。こうした上限は、リスクの一部を第三者に売却または販売する目的で当行がコミットメントを引き受ける場合における取引に関する複合リスクを限定する。これらのコミットメントには、銀行貸出のための資金提供および公債発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。リスクは、当行が与信枠の売却に成功しない可能性であり、これは、当行が当初予定していたより長期間にわたり、予定より大きな基礎となるリスクを保持しなければならないことを意味する。これらの引受コミットメントはさらに、信用スプレッドの拡大の形でマーケット・リスクにもさらされる。当行は、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

さらに、PW&CC業務において、当行はモーゲージおよび企業・消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオ等、個々に合わせた顧客分析が二次的なものである場合、十分に均質なポートフォリオに関して当行のリスク選好を設定する、商品特有の戦略を適用する。ウェルス・マネジメントでは、商品および担保の種類や流動性に基づいて世界的な集中の目標レベルが設定される。』

マーケット・リスクの管理

マーケット・リスクのフレームワーク

『

当行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。

当行の独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主目的の一つは、当行の各業務ユニットのリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認された選好の範囲内にあることを確実にすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスク・テイカー(以下「業務ユニット」という。)ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

マーケット・リスクは、大幅に異なる3種類のリスクに区分される。

- トレーディング・マーケット・リスクは、グローバル・マーケット部門のマーケット・メーカー活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- 取引債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行のバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行の年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理ガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行のマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務分野への関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。』

マーケット・リスクの測定

当行では、経済上および規制上の要件を反映した包括的な一連のリスク指標により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

経済上および規制上の要件に従って、当行は、内部で開発されたいくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスクのアプローチによってマーケット・リスクを測定している。

トレーディング・マーケット・リスク

『

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行のリスク選好フレームワークを適用することである。当行の取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意されたビジネス・プランに基づいて、当行グループのコーポレート部門および当該部門の個々の業務ユニットに配分する。マーケット・リスク管理部には、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオまたは各地域に配分することで各業務の限度枠を設定する、業務と整合したリーダーがいる。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的・補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、感応度および集中/流動性、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部の設定したマーケット・リスク限度枠は、日次、週次および月次で監視される。』

内部で開発されたマーケット・リスクのモデル

バリュー・アット・リスク (VaR)

『

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な損失額を測る定量的測定尺度である。

当行のトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行の内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行は、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行の見積りでは、当行のトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。所要自己資本およびリスク・ウェイト・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行は、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行は、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行は、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行のVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。関連するリスク種類に対する感応度を導き出し、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、グリッドに関する感応度に基づくアプローチと再評価アプローチを組み合わせることによって、線形のおよび（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み込んでいる。

VaRの測定尺度により、すべてのトレーディング業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネッティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによるリスクの過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。』

当行は、内部リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビュー、検証および改善のために多くの資源を配分している。さらに、当行は、現在当行のバリュー・アット・リスク・モデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスの更なる開発および改善を行っている。これらのリスクの重要性のレベルを決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行の内部モデルへの組み込みが優先される。バリュー・アット・リスクに含まれないリスクは、当行のRNIVのフレームワークにより定期的に監視され評価される。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

『

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクは、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。当行は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、信頼水準99%を用いて計算する。内部目的では、保有期間は1日であり、規制目的では、保有期間は10日である。ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算には、バリュー・アット・リスクの計算に用いるのと同様のシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、重大な金融ストレス期（すなわち、高いボラティリティを特徴とする。）からの過去の市場データおよび観察された相関関係が、モンテカルロ・シミュレーションの入力値として使用される点である。』

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算のためにタイム・ウインドウを選択するプロセスは、最上位のバリュー・アット・リスク貢献額における高いレベルのボラティリティを特徴とするタイム・ウインドウの識別に基づいている。識別されたウインドウはその後、ドイツ銀行グループのポートフォリオを用いてSVaRの結果を隣接したウインドウと比較することにより、さらに検証される。

追加的リスクに係る自己資本賦課

『

追加的リスクに係る自己資本賦課は、トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。資本ホライズンを1年、信頼水準を99.9%とし、クレジット商品について適用され、コンスタント・ポジション・アプローチを採用している。当行は、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。』

このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率、デフォルトおよび遷移の確率が類似している期限の格付、ならびに発行体の相関関係を特定するパラメータである。

包括的リスク計測

『

包括的リスク計測は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの包括的リスク計測は、当行の内部モデルに基づいている。

当行は、信頼水準を99.9%、資本ホライズンを1年とし、モンテカルロ・シミュレーション技法に基づいて包括的リスク計測値を計算している。当行のモデルは、適格コーポレート・コリレーション・トレーディング・ポジションに適用される。このポジションの典型的な商品は、債務担保証券、nthトゥ・デフォルト・クレジット・デフォルト・スワップならびに一般的に取引されるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップおよびシングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップである。』

包括的リスク計測の対象となる取引は、適格になるために最低流動性基準を満たさなければならない。このモデルは、全面的再評価アプローチにより、ポートフォリオの集中および非線形的な影響を組み入れている。

規制報告目的では、包括的リスク計測は、報告日における内部モデルのスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。2016年度第1四半期以降、CRM RWAの計算には、(a)インプライド相関にnthトゥ・デフォルト・バスケット内のストレスを与え、(b)内部モデルのスポットの価額を上回るストレス・テスト損失を考慮に入れる、規制に定められた2つのアドオンが含まれている。

マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の下で、マーケット・リスク管理部がエクスポージャーを監視し、リスクの問題および一定のエクスポージャーの集中に対応する。当行は、規制上のコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの範囲外であるトレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。

当行はまた、CRR/CRD 4に規定されるように、長寿リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。長寿リスクとは、寿命連動型の保険契約および取引に係る価値の損失をもたらす平均余命の不利な変動のリスクである。リスク管理目的では、ストレス・テストおよび経済的資本の配分もまた、長寿リスクの監視および管理に使用される。さらに、特定の種類の投資ファンドは、MRSAに基づき自己資本賦課が要求される。リスク管理目的では、当該ポジションもまた当行の内部報告フレームワークに含まれる。

マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の極端な変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用中核的な定量的ツールの一つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理部は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト、すなわち、ポートフォリオ・ストレス・テスト、個別の特定ストレス・テスト、イベント・リスク・シナリオを実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。

トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本（TMR EC）

当行のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本モデルであるスケーリングされたストレスのかかったVaRに基づくEC（SVaRに基づくEC）は、2つの中核的な構成要素から成る。「共通リスク」要素は全業務にわたるリスク・ドライバーをカバーし、「業務特有のリスク」要素は業務特有のストレス・テスト（BSST）一式を通じて「共通リスク」要素を補強する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに対して調整されている。共通リスクはスケーリングされたバージョンの規制SVaRフレームワークを用いて算定されるが、BSSTは、共通リスク要素において把握されない、より製品/業務に特有のリスク（複合ベース・リスク等）および高順位のリスクを把握するよう設計されている。

取引債務不履行リスクに関する経済的資本（TDR EC）

TDR ECは、当行のトレーディングおよびバンキング勘定にわたる関連する信用エクスポージャーを把握する。トレーディング勘定のエクスポージャーは、格付け、規模および流動性に基づいて設定したシングル・ネームへの集中およびポートフォリオの限界値を通じてMRMにより監視される。シングル・ネームへの集中リスクの限界値は、2つの主要な測定基準、すなわち、デフォルト・エクスポージャー（現在の回収率（RR）による瞬間的なデフォルトのP&Lへの影響）および債券相当時価（MV）（回収率0%によるデフォルト・エクスポージャー）である。分散効果および集中による影響を把握するため、当行は、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。取引債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポートフォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステムティックな要因を通じて特定される。

トレーディング・マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。取締役会および上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレス・テストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各資産クラスの限度枠超過に関する報告書を作成する。

公正価値で計上される資産の規制上の慎重な評価

CRR第34条に従って、機関は公正価値で測定するすべての資産にCRR第105条が要求する慎重な評価を適用しなければならず、必要な追加的価値修正の金額をCET 1資本から控除しなければならない。

当行は追加的価値修正の金額を委員会委任規則(EU)第2016/101号に定義されている手法に基づき決定した。

2016年12月31日現在の追加的価値修正の金額は14億ユーロであった。

CRR第159条に従い、信用リスクに係る内部格付手法に基づき処理され、かつ予想損失の計算の範囲内であるエクスポージャーに関連する一般的小および特有な信用リスク調整ならびに追加的価値修正の合計額は、これらのエクスポージャーに関連する予想損失の総額から差し引かれる。その他のプラスの差異についても、すべてCRR第36条第(1)d項に従ってCET 1資本から控除される。

2016年12月31日現在の追加的価値修正を差し引いた予想損失の減少は5億ユーロであり、これは追加的価値修正が当行のCET 1資本に及ぼしたマイナスの影響を部分的に軽減している。

トレーディング以外のマーケット・リスク

『

トレーディング以外のマーケット・リスクは、主に当行のバンキング勘定におけるトレーディング・ユニットの活動範囲外および一定のオフバランス項目から発生する。その分野において、当行がリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類の行動パターンの変化からのリスクを含む。））、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。））。
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的な外国為替リスクおよび株式報酬リスク。』

バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスクは、当行のバンキング勘定のエクスポージャーに影響を及ぼす金利の不利な変動から生じる、当行の資本と収益の両方に対する現在または将来のリスクである。これには、バンキング勘定の金融商品の期間構造から生じるギャップ・リスク、異なる金利カーブを用いて価格が決定されている金融商品の金利の相対的変動による影響を表すベース・リスク、ならびにオプション・デリバティブ・ポジションや当行のオンバランスシートおよびオフバランスシート項目に組み込まれているオプション要素から生じるオプション・リスクが含まれる。

当行は、バンキング勘定における金利リスクによる、当行の経済価値および収益に対する影響を測定する。当行のグループ財務部門は、独立した監視機能の役割を担うマーケット・リスク管理部とともに、金利リスクを一元的に受託ベースで管理するよう義務付けられている。

当行は、トレーディング以外のポジションから生じる経済価値の金利リスクをなくす軽減技法を採用している。トレーディング以外の資産および負債ポジション（一部の事業体およびポートフォリオを除く。）に起因する金利リスクの大部分は、バンキング勘定のバリュー・アット・リスクの限度枠に従い、内部取引を通じて財務プール管理部門に移転されている。財務プール管理部門は、移転された正味バンキング勘定のリスクをグローバル・マーケットのトレーディング勘定でヘッジする。グローバル・マーケットの金利リスクは、トレーディング・ポートフォリオの数値に反映されているように、トレーディング勘定のバリュー・アット・リスクに基づいて管理される。当行のトレーディング・ポートフォリオにおける金利リスクの処理およびバリュー・アット・リスクのモデルの適用は、本書の「トレーディング・マーケット・リスク」の項で説明されている。

前段落からの最も顕著な例外は、ポストバンクおよびPW&CCのいくつかの事業体である。これらの事業体は、各事業体固有の資産負債管理部門を通じて金利リスクを個別に管理する。加えて、当行グループは、主に収益のボラティリティを軽減する目的で、財務部が管理する選定された経済価値のリスク・ポジションを保有している。

経済価値の金利リスクの測定および報告は日次で実施され、収益に対するリスクは月次で報告される。

以下の表は、金利の上昇および下落ショックから生じた、当行のバンキング勘定ポジションに係る経済価値の変動を通貨ごとに示している。全体では、規制上要求される、イールドカーブの-200ベース・ポイントおよび+200ベース・ポイントの平行シフト（下限はゼロとする）の影響により生じる経済価値の予想変動額は、2016年12月31日現在においてそれぞれ-4億ユーロおよび-3億ユーロであった。

通貨別のバンキング勘定における経済価値の金利リスク

単位：十億ユーロ	2016年12月31日現在	
	-200ベース・ポイント ¹	+200ベース・ポイント
ユーロ	-0.5	-0.1
英ポンド	0	-0.1
米ドル	0.2	-0.2
日本円	0	0
その他	0	0
合計	-0.4	-0.3

¹ 下限はゼロとする。

イールドカーブの突然の平行上昇は、当行のバンキング勘定ポジションからの収益（純利息収益）に有利な影響を及ぼすことになる。当行は、イールドカーブの-200ベース・ポイントおよび+200ベース・ポイントの平行シフト（下限はゼロとする）により生じる、純利息収益の1年間の合計変動額は、2016年12月31日現在においてそれぞれ-6億ユーロおよび21億ユーロになると見積っている。

当行のPW&CCおよびCIB業務は、預金および貸出金商品に関する当行の顧客の行動が変化するリスクにさらされている。当行のバンキング勘定ポジションの経済価値の主な構成要素は、契約上短期の定期預金の返済期限の変更である。契約上短期の定期預金の実効デュレーションは、観察可能な顧客の行動、市場金利に対する預金金利の弾力性（以下「DRE」という。）および預金残高のボラティリティに基づく。さらに、当行は、貸出金商品については顧客の期限前返済行動を検討する。パラメータは、過去の観察結果、統計的分析および専門家の評価に基づいている。残高、金利または顧客行動の将来の動向がこれらの仮定と異なる場合、これはバンキング勘定における金利リスクに影響を及ぼす可能性がある。

バンキング勘定における信用スプレッド・リスク

ドイツ銀行は、バンキング勘定の債券の信用スプレッド・リスクにさらされている。このリスク区分は、バンキング勘定における金利リスクのうち、商品固有のカーブを用いて価格が決定されている金融商品の金利の相対的変動による影響を表すベース・リスクに密接に関連している。トレーディング以外のマーケット・リスクにおける、商品固有の債券カーブとリスク・フリー金利カーブの間のベース・リスクは、「バンキング勘定における信用スプレッド・リスク」の区分に表示されている。

外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、グローバル・マーケット内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていない残りの外国為替リスクは、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されており、したがって、残余リスクのみがポートフォリオ内に残っている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のMRMの監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外の外国為替リスクの大部分は、主に当行の米国、英国および中国の事業体のヘッジされていない構造的な外国為替エクスポージャーに関連している。構造的な外国為替エクスポージャーは、当行の連結子会社および支店が保有する現地資本（利益剰余金を含む。）および持分法により会計処理されている投資から生じる。基礎となる機能通貨の外国為替レートの変動の結果、資本および利益剰余金が再評価され、為替換算調整（以下「CTA」という。）としてその他の包括利益に認識される。

構造的な外国為替エクスポージャーを管理する主な目的は、連結自己資本比率を為替レートの変動の影響から切り離し安定させることである。したがって、特定の事業体およびグループ全体の自己資本比率のボラティリティを回避するために多数のコア通貨建てにしている多額のリスク・ウェイトド・アセットに関して、同コア通貨のエクスポージャーがヘッジされずに残存している。

投資リスク

投資エクスポージャーからのトレーディング以外のマーケット・リスクは、主に戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分されるバンキング勘定の非連結投資の保有に起因するエクイティ・リスクである。

戦略的投資は、一般に、当行の業務フランチャイズを支援するために行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、資本増価のために行った、プライベート・エクイティ（レバレッジド・バイ・アウト・ファンドのコミットメントおよびエクイティ・ブリッジ・コミットメントを含む。）、不動産（メザニン債を含む。）およびベンチャー・キャピタルに対する直接投資である。さらに、外部顧客への売上げの成績を確立するためにヘッジ・ファンドおよび投資信託に対しても自己勘定投資を行う。その他の非戦略的投資資産は、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産または非戦略的性質のプライベート・エクイティおよび不動産に対する、古くから保有しているその他の投資資産から成る。

年金リスク

当行は、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。予想される年金の支払を満たす年金制度の能力は投資および継続的な制度による拠出を通じて維持される。マーケット・リスクは、各年金制度の資産の時価の潜在的低下または負債の増加により実体化する。マーケット・リスク管理部は、当行の確定給付年金制度の資産および負債の両側に係るすべてのマーケット・リスク（金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む。）を監視し、報告する。当行の確定給付年金制度債務の詳細については、追加的注記36「従業員給付」を参照のこと。

その他のリスク

上記のリスクに加えて、マーケット・リスク管理部は、当行の財務部門による資本、資金調達および流動性リスク管理活動から生じるマーケット・リスクを監視し、管理する義務を負う。構造的な外国為替資本ヘッジのプロセスに加えて、これには当行の株式報酬制度に起因するマーケット・リスクが含まれる。

当行のDeutsche AMの資産管理活動におけるマーケット・リスクは主に元本保証型のファンドまたは口座から生じるが、当行のファンドに対する共同投資からも生じる。

トレーディング以外のマーケット・リスクの測定

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法（SVaRに基づくECモデル）を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の大きな変動、各資産クラスの流動性、および行動に選択可能性がある商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。』

オペレーショナル・リスク管理部

オペレーショナル・リスクのフレームワーク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味し、法的リスクを含む。オペレーショナル・リスクにはビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

グループ・オペレーショナル・リスク管理部（以下「グループORM」という。）は、関連するガバナンス構造を含んだオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（以下「ORMF」という。）の設計、実施および維持について責任を負っている。また、グループORMは、当行の非財務リスク・プロファイルに関するポートフォリオ全体の見解を示すために、リスク横断的な評価の提供およびリスクの合算にも責任を負っており、これには、リスクの監視および必要に応じてリスク選好の範囲内にリスクを戻すための統制軽減計画も含まれている。

当行は、日次の業務のみならず戦略的にもオペレーショナル・リスクを管理するための決定を行う。ドイツ銀行のオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（以下「ORMF」という。）の根幹は四原則から形成される。

オペレーショナル・リスク原則1：リスク保有者はオペレーショナル・リスクに関する全説明責任を有し、定義されたリスク特有の選好に対処しなければならない。第1の防衛線（以下「LoD」という。）（GM、CIB、Deutsche AM、PW&CC、NCOUおよび第1のLoDの管理部門）がそれぞれのオペレーショナル・リスクのすべてについての、第2のLoD統制機能（管理部門）が当該機能の業務およびプロセスから生じるオペレーショナル・リスクについてのリスク保有者であると定義されている。

リスク保有者は、定義されたオペレーショナル・リスク特有の選好の範囲内で、端から端までのプロセスを視野に入れて、担当する業務/プロセスにおけるすべてのオペレーショナル・リスクを管理し、リスク保有者（すなわち、第1レベル）統制を識別、構築および維持する責任がある。さらに、リスク保有者は、改善行動、保険を通して、もしくは業務活動の停止/縮小により、リスク特有の選好の範囲内で識別され評価されたリスクを軽減する。

部門統制責任者またはそれに相当する管理部門の人物は、リスク保有者をサポートしている。彼らは関連する業務部門や管理部門にORMFを組み込む責任を負っている。彼らは第1レベル統制の有効性を評価し、リスク・プロファイルの合計を監視し、関連部門に適切な統制および軽減措置を整えている。さらに、部門統制責任者は、オペレーショナル・リスク・プロファイルを監視するための適切なガバナンス・フォーラムを構築し、意思決定プロセスに関与している。

オペレーショナル・リスク原則2：リスク種類管理責任者は、オペレーショナル・リスクの分類法にて識別されている特有のリスク種類を統制する独立した第2のLoD統制機能である。

リスク種類管理責任者は、自身が統制するリスク種類に関する有効なリスク管理のフレームワークの構築に責任がある。彼らはリスク分類法および最低統制基準を定義し、リスク特有の選好を設定する。リスク種類管理責任者は、自身の権限内のリスクに対処し、評価および報告を行い、第1レベル統制を補完する第2レベルの統制を実施する。最終的には、彼らは独立した非財務リスク・ガバナンスを構築し、グループ非財務リスク委員会への総括レポートを作成する。

オペレーショナル・リスク原則3：グループORMは、グループ・オペレーショナル・リスク管理フレームワークを構築および維持する。グループORMは、グループのフレームワークを策定および維持しており、当行全体のオペレーショナル・リスク、ならびにオペレーショナル・リスクを識別、評価、軽減、監視、報告および上申するプロセスを管理するために役割および責任を定義している。グループORMはまた、当行グループ全体のリスク分類基準に従って、オペレーショナル・リスクの分類法をメンテナンスし、分類法で識別されているリスク種類の第2の防衛線の統制機能によるカバレッジの網羅性を監視する。また、当行グループのリスクおよび統制評価プロセスの実施と結果について、ツールを提供するとともに監視する。

グループORMはまた、グループのオペレーショナル・リスク・プロファイルに独自に対処しており、将来を考慮したリスク管理を促すリスクに関する独立した見解を提供している。この機能は、当行全体の部門レベルおよびインフラ・レベルにおける重要なリスクおよび主要な統制を独立してレビュー、監視および評価している。さらにオペレーショナル・リスクのテーマおよび集中を系統的に識別し、リスクの軽減策および優先度について合意されていることを監視するために、グループ・リスク選好と比較した当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルを監視および報告している。グループORMは、リスク評価の結果および識別された重要な統制ギャップについて取締役会に報告および上申する手続を確立しており、重要な統制ギャップについてグループ監査部に報告している。

オペレーショナル・リスク原則4：グループ・オペレーショナル・リスク管理の目的は、オペレーショナル・リスクに対応できる十分な自己資本を維持することである。グループORMには、取締役会に提案する目的で、オペレーショナル・リスクに関する十分なレベルの資本需要を決定するための適切なアプローチを設計、実施および維持する責任がある。この要件を満たすため、グループORMは、先進的計測手法（以下「AMA」という。）に基づくオペレーショナル・リスク資本需要の計算および配分ならびに予想損失の算出について責任を負っている。また、グループORMは、年次のオペレーショナル・リスク資本計画および月次のレビュー・プロセスの促進についても責任を負っている。

組織およびガバナンス構造

グループ・オペレーショナル・リスク管理部は、最高リスク責任者が率いるグループ・リスク機能の一部である。最高リスク責任者はグループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーを任命する。

グループORMの中では、グループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーはORMF（オペレーショナル・リスク資本モデルを含む。）の効果的かつ効率的な設計、実施および維持に関して説明責任がある。

最高リスク責任者および最高規制責任者が議長を務める非財務リスク委員会は、グループの主要なオペレーショナル・リスクの全体的かつリスク横断的な視点を確立することにより、取締役会に代わり当行グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の監視、ガバナンスおよび調整に関して責任を有している。その意思決定および方針に関連した権限は、当行の業務部門および管理部門のリスク・プロファイルに影響を与え得るすべてのオペレーショナル・リスク問題のレビュー、アドバイスおよび管理を含んでいる。

グループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーは、適用されるすべての法律上および規制上の要件の遵守を含め、ORMFの設定および維持に関して全面的な説明責任がある。リーダーは、当行グループのオペレーショナル・リスク資本モデルの所有者であり、継続的開発と資本計算プロセスを監督する。モデル所有者として、リーダーは関連するモデル・リスクを管理し、適切な統制を設定する。リーダーは、最高リスク責任者により定義されている限度枠の範囲内で、当行グループの規制自己資本や経済的資本に影響を与える定量的かつ定性的な変更を承認する。

日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任は各業務部門および管理部門にある一方、グループORMは当行グループ全体のオペレーショナル・リスクを監督し、リスクの集中を識別して報告し、当行全体にわたるORMFの一貫した適用を促進する。

2016年度において、当行はさらに当行全体にわたって「3つの防衛線」モデルを組み込み、精緻化した。当行の中核的な重点領域は、所属する業務ユニットのリスクと統制に対して引き続き最初に説明責任を負っている業務部門のリーダーと、最低基準の導入を通じてリスク管理能力を発展させる第2の防衛線のリスク種類管理責任者であった。

オペレーショナル・リスク管理

当行は、ORMFを用いてオペレーショナル・リスクを管理する。このフレームワークにより、当行のリスク選好と比較してオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、オペレーショナル・リスクのテーマおよび集中を系統的に識別すること、ならびにリスクを軽減する手段および優先度を明確にすることが可能となる。

オペレーショナル・リスクに内在する広範なリスクの種類をカバーするために、当行のフレームワークには、多くのオペレーショナル・リスク管理技法が含まれている。これらは、当行の業務におけるオペレーショナル・リスクを効率的に管理することを目的とし、オペレーショナル・リスクを識別、評価および軽減するために使用される。

- 損失データの収集：オペレーショナル・リスク管理の前提条件としてのオペレーショナル・リスクの損失イベントの継続的な収集には、分析および上級管理職への適時の情報提供が含まれる。10,000ユーロを超えるすべての損失は、当行の「インシデント・レポーティング・システム」（以下「dbIRS」という。）に収集される。
- 教訓プロセスは、500千ユーロを超えるイベント（ニアミスを含む。）に関して発動される。このプロセスには以下を含むが、これに限定されない。
 - 損失が発生した事業環境の説明、過去のイベント、ニアミスおよびイベント固有の主要リスク・インディケータを含む系統的なリスク分析。
 - 根本原因の分析。
 - 再発を防止または低減するための統制の改善およびその他の措置の検討。
 - 残存するリスク・エクスポージャーの評価。

このプロセスで識別される是正措置の実行は、系統的に追跡され月次で上級管理職に報告される。

- シナリオ分析：当行は、公開データベースにより提供される関連する外部のケースを含む一連のシナリオや追加の内部シナリオを用いてリスク・プロファイルを完成させる。このように当行は銀行業界で発生した外部の損失イベントに関する情報を系統的に利用することで、同様の突発事象が当行に発生することを防止している（例えば、特別なディープ・ダイブ分析やリスク・プロファイル・レビューによる。）。
- 発生リスクの識別：当行は、重要なシステムおよびプロセスの変更だけでなく、新商品、アウトソーシング活動、戦略的イニシアチブ、取得および処分の結果としての変更が当行のリスク・プロファイルに及ぼす影響を評価し、承認する。オペレーショナル・リスクが識別および評価された場合には、関連する特定リスク選好ステートメントと比較され、軽減もしくは許容される。適用される国内または国際的な法規制に違反するリスクは許容できないため、こうしたリスクは、識別した時点で、常に、軽減しなければならない。
- リード・アクロス分析：当行は、識別された問題に当行内の複数の事業体および所在地にわたるより広範なアプローチが必要か否かを評価するために、プロセスの改善を継続的に模索する。重要な発見事項についてはレビューを実施し、発生地域以外の当行の地域への関連性を評価する。当行は、多様な情報源を利用し、当行全体にわたるリスク・クラスターを識別するため、ビジネス・インテリジェンス・ソフトウェアを開発している。当行は、このツールの使用を通して、予測分析およびクラスター機能を向上させ、適時にリスクの集中を識別しようとしている。
- リスクの軽減：当行は、リスク軽減手段を実行する際、その結果を系統的に監視する。リスク保有者が是正しないと決定した、「重要」もしくはそれ以上と評価された残存オペレーショナル・リスクについては、リスクを負担する部門のリス

ク保有者から正式にリスクとしての承認を受ける必要がある。この決定は、関連する第2の防衛線機能とグループORMによりレビューされる。非財務リスク委員会にはこの決定を拒否する権利がある。

- 当行は、上述の活動の結果を検討するトップ・リスク分析を実施する。トップ・リスク分析は、年間のオペレーショナル・リスク管理戦略および計画プロセスにとっての主要な入力値であり、可能性や重大性からして最も重要なリスクを識別することを目的としている。
 - オペレーショナル・リスク・プロファイルを監視し、差し迫った問題を組織に対してタイムリーに警告するために主要リスク・インディケータが使用されている。主要リスク・インディケータにより、当行の統制文化および事業環境の監視が可能となり、また、リスク軽減措置が発動される。主要リスク・インディケータにより、早期の警告に基づく、将来を見据えたオペレーショナル・リスクの管理が容易になる。
 - ボトム・アップの自己評価プロセスにおいて、潜在的リスクの高い分野を浮き彫りにし、問題解決のためのリスク軽減手段を識別する。当行はリスク・ワークショップを定期的実施する。これは、現地の法人企業および当行が営業活動を行う国々に特有のリスクを評価し、適切なリスク軽減措置を講じることを目的としている。当行は、この既存の自己評価プロセスを、グループ全体のITツールにより支えらる強化されたリスクおよび統制評価プロセスに置き換えている最中である。2016年度中に、業務部門および管理統制部門は、リスク・カバレッジ90%超に達するリスクおよび統制評価を完了した。当行は、2017年度第1四半期末を目標として、100%のカバレッジに達するように残りの評価を完了する予定である。
- ORMFを補完し、個別のリスク種類に対応するために、責任を負う第2の防衛線のリスク種類管理責任者が導入した追加的な機能、手法およびツールが利用される。これには以下が含まれる。
- コンプライアンス・リスクは、法律、規則、規制、合意事項、所定の慣行または倫理基準の違反または不遵守から生じる、利益および資本に対する現在または将来のリスクであり、罰金、損害賠償および/または契約破棄につながる可能性があり、また、機関としての風評を損なう可能性がある。コンプライアンス・リスクは、当行のコンプライアンス部（当行の事業部門および管理部門により支援される。）により、不遵守が当行の資産の毀損につながる可能性のある重要な規則および規制の識別、遵守のための効果的な手続を導入するための行動、ならびにこれらに対応する統制の構築を通じて管理される。コンプライアンス部はさらに、上記に関する助言業務を行い、新しいまたは変更された重要な規則および規制の適用範囲に関する監視業務を行い、これらに対応する統制環境を評価する。これらの結果は取締役会および監査役会に定期的に報告される。
 - 金融犯罪リスクは、金融犯罪対策（以下「AFC」という。）機能が、専門プログラムのメンテナンスおよび開発を通じて管理する。AFCのプログラムは、規制要件および監督要件に基づいている。AFCは、役割および責任を定義し、マネーロンダリング、テロの資金調達、制裁措置および禁輸措置の不遵守、ならびにその他の犯罪行為（不正、汚職、その他の犯罪など）から生じる金融犯罪リスクの識別と管理を行う専属の機能を設置している。AFCは、内部の方針および手続の定期的な策定、機関特有のリスク分析および従業員研修により、金融犯罪防止に関する戦略をさらに更新するようにしている。
 - 法務部は、法務リスク管理（以下「LRM」という。）機能の支援を受け、当行の法務リスクの管理に特化している。LRMは法務部の代わりに、法務リスクの積極的な管理を目的とした幅広い種類の任務を引き受けている。これには、法務部がリスク種類管理責任者となっているリスクに関するリスクおよび統制評価における法務部の関与の監視、結果として行われるポートフォリオ・レビューおよび軽減計画への合意および参加、法務教訓プロセスの監督、ならびに法務部のプロセスに関する品質保証レビューの実施が含まれ、これらにより、法務管理フレームワークの頑健性を評価し、統制の改善箇所を識別している。
 - 情報および強靭性に関するリスク管理（以下「IRRM」という。）は、オペレーショナル・リスクの分類法における複数のリスクのリスク種類管理責任者である。これらにはインフラ・リスクに対する統制が含まれる。この統制の目的は、技術やプロセスの中断を阻止すること、情報セキュリティを維持すること、ならびに技術的な停止、建物の停電、サイバー攻撃または自然災害による中断時に重要な業務プロセスおよび機能を復旧するための強固な計画が各業務部門にあるよう確保することである。IRRMはまた、包括的なベンダー・リスク管理フレームワークを提供することにより、当行のアウトソーシング活動から生じるリスクも管理する。
 - モデル・リスクは、当行の重要なリスクとして分類されており、専属の第2のLoDのモデル・リスク機能により管理されている。詳細については、本報告書の「モデル・リスク管理」の項を参照のこと。

オペレーショナル・リスクの測定

当行は、先進的計測手法（以下「AMA」という。）を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。当行のAMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクステンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失ならびに内部シナリオ・データで補完された公開データベース（IBM OpData）からの外部シナリオを使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。当行の損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失をヒストリカル損失プロファイルでは単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

損失分布アプローチ・モデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が（規制上の要件に適合した方法で）純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その結果、資本は質的調整および予想損失を考慮した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本は、99.9%パーセンタイル値から算出される。経済的資本は1年以内に生じる非常に多額の非予想損失総額を99.98%パーセンタイル値吸収するレベルに設定される。所要規制自己資本および経済的資本は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。グループORMIは、資本需要の定量化に関して、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすること目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

オペレーショナル・リスク資本の変動の要因

2016年度において、当行のオペレーショナル・リスク損失は主に、民事訴訟および規制執行から生じる損失および引当金に起因していた。こうした損失は、オペレーショナル・リスク損失の90%以上を占め、オペレーショナル・リスクの規制自己資本需要および経済的資本需要の大半も占めている。当行の現在の法律上および規制上の手続に関する詳細については、注記30「引当金」の「現在の個別の訴訟」の項を参照のこと。当行の法律外のオペレーショナル・リスク損失は、2015年度に比べて減少した。

当行のオペレーショナル・リスク管理は、民事訴訟および規制執行事項の定期的なレビュー、利用可能な損失に基づく傾向分析、ならびに主要なリスク指標のデータに焦点を当て、潜在的な損益の監視に関する将来的なリスク管理を促進している。

これは特に、当行が、当行だけでなく銀行業界全体に影響を及ぼすような法的事項の進展を内部および外部のデータソースからの情報に依拠して検討する場合に、現在係属中の民事訴訟および規制執行事項の管理および測定に反映される。複数年にわたる訴訟手続の性質を反映し、これらのリスクの測定ではさらに、法的事項のライフサイクルを通じて様々な段階でリスクを把握することによって、確実性のレベルの変化も考慮に入れている。

概念的には、当行は、所定の確率で超過しない最大損失を決定することにより、法的リスクを含むオペレーショナル・リスクを測定する。この最大損失額には、IFRSの基準により当行の財務諸表に反映されている要素と、当行の財務諸表で引当金として反映されている金額を超える、規制自己資本需要または経済的資本需要として表示されている要素が含まれる。

- 当行が50%以上の発生可能性があるとして予想する法的損失は、IFRSに基づく当行グループの財務諸表に既に反映されている。これらの損失には、損失の発生可能性が高いと見なされ、IAS第37号に従って確実に測定可能な特定の期間における、既存および新規の訴訟に係る引当金の純変動が含まれる。当行の民事訴訟および規制執行の法務的引当の変動については、当行の連結財務諸表の注記30「引当金」に詳述されている。
- IAS第37号に基づく認識基準を満たさないため当社の財務諸表に引当金として反映されていない、不確実な法務的損失は、規制自己資本および経済的資本を消費する当行のリスク・エクスポージャーを反映する「規制自己資本需要または経済的資本需要」として表示されている。

訴訟損失をAMAモデルで数値化するため、当行は過去の損失、引当金、偶発債務および法務的予測を考慮する。法的な予測は通常、発生可能性が低いと見なされるものの合理的に発生し得る法的事項から発生する可能性のある潜在的損失の範囲で構成される。合理的に発生し得る損失は、現在係属中の法的手続および新たな法的手続により生じる可能性があり、これらは訴訟事項に対応する弁護士により、少なくとも四半期ごとに見直される。

当行は、当行のAMAモデルで使用される「関連する損失データ」に法務的予測を含めている。ここでは、法務的予測の予測範囲は1年に限定されず、1年を超える資本タイム・ホライズンとなっており、また、基礎となる損失が報告期間内に早期に解消されるものと保守的に仮定する（したがって、複数年にわたる訴訟事項の性質を勘案する。）。AMAモデルでのこうした法務的予測の反映は、欧州の監督当局であるECBにより2016年8月に承認されたモデル変更要請を積極的に実行する一環として、2014年から実施されている。

流動性リスク管理

『

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的な可能性から生じるリスクである。グループの流動性リスク管理フレームワークの目的は、グループが常に支払義務を履行し、流動性リスクおよび資金調達リスクをリスク選好の範囲内で管理することができるようにすることである。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。』

流動性リスク管理のフレームワーク

『

ECBの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）に従って、ドイツ銀行は年次の内部適性流動性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）を実施している。当該プロセスは取締役会によりレビューされ承認されている。ILAAPは当行の流動性リスク管理フレームワークの包括的な文書化を提供しており、これには、グループがさらされている主要な流動性リスクおよび資金調達リスクの識別、これらのリスクがどのように識別、監視および測定されているかについての記載、これらのリスクを管理および軽減するために用いた技術やリソースに関する記載が含まれている。

取締役会は、グループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）による提言に基づいたリスク選好だけでなく、当行の流動性リスクおよび資金調達リスクの戦略を定めている。少なくとも年に1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するために当行グループに適用される限度枠ならびに当行の長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

財務部は、当行全体の流動性および資金調達ポジションの管理を委任されており、流動性リスク統制部は、独立した統制機能として行動し、流動性リスク・フレームワークをレビューし、リスク選好に関してGRCに提言を行い、また、当行グループの流動性リスク・プロファイルを測定し管理するために財務部により開発された流動性リスク・モデルを検証する責任を有している。

財務部は、取締役会の承認した関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、これらを監視しコンプライアンスを確実にするための多くの手段を実施している。さらに、財務部は、業務ポートフォリオの流動性の特性を分析し理解するために、流動性リスク統制部（以下「LRC」という）および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行のポジションの変化を理解するために、定期的かつ頻繁に協議している。当行グループが全体的な流動性および資金調達選好を満たすことができるよう、専用の業務目標が割り当てられている。

取締役会は、週次の流動性スコアカードを通して、これらのリスク選好の測定基準に関する実績について報告を受ける。年次の戦略的計画策定プロセスの一環として、計画が当行のリスク選好に従っていることを確実にするため、当行は基礎となる業務計画に基づき主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。』

資本市場発行

ドイツ銀行は、リテール預金、機関預金、無担保および担保付ホールセール資金調達、資本市場における債券発行を含む幅広い資金調達源泉を有している。債券発行は、資本証券だけでなくシニア無担保債やカバード・ボンドを含んでおり、当行の重要な資金調達源泉であり財務部により直接管理されている。財務部は、少なくとも年に1回、年次の長期資金調達計画を、GRCが提言を行えるよう提出し、その後取締役会から承認を受ける。この計画は、業務展開の予想に基づいた世界的なおよび各国の資金調達需要および流動性要件により決定されるものである。当行の資本市場ポートフォリオは、満期が集中することを避けるため年次の発行計画を通して動的に管理される。

短期流動性およびホールセール資金調達

『

ドイツ銀行は、12ヶ月間のタイム・ホライズンにわたり日次でホールセール資金調達源泉からのすべての契約上のキャッシュ・フローを追跡している。この目的上、当行は、主に財務プール管理部門が調達する無担保負債およびマーケティング部門が調達する担保付負債がホールセール資金調達に含まれると考えている。当行のホールセール資金調達の相手先には、通常、企業、銀行およびその他の金融機関、政府および国家が含まれている。

当行グループは、市場ストレスの影響を最も受けやすいことが歴史的に明らかになっているホールセール資金調達の相手先に対するドイツ銀行のエクスポージャーを制限するために、取締役会の承認を必要とする一連の限度枠を設定している。これらのホールセール資金調達限度枠は、限度枠が全額利用されたとしても当行グループが最も厳しいストレス・シナリオの下で流動性を維持できるようにするために、月次のストレス・テストの結果に対して調整される。

ホールセール資金調達限度枠は、日次で監視され、最初の8週間をカバーする各期間ごとの限度枠を設けた担保付および無担保の全通貨によるホールセール資金調達の現在の合計残高に対して適用される。当行の流動性準備金は、短期のホールセール資金調達市場の潜在的なストレスに対する主要な緩和剤となる。』

「最も早い契約上の期限に基づく資産の分析」の表は、短期のホールセール資金調達および資本市場発行の契約上の満期日を示している。

流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析

『

グローバル流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するための主要なツールの一つである。これは資金調達マトリクスに示されるように、1日のうちのオペレーショナル流動性管理プロセスおよび長期流動性戦略を補完するものである。

当行のグローバル流動性ストレス・テストのプロセスは、取締役会の承認したリスク選好に従い財務部により管理される。財務部は全体の手法の設計に責任があり、これにはストレス・シナリオの定義、流動性リスク・ドライバーの選択、および入力値をモデル結果に変換するための適切な仮定（パラメータ）の決定が含まれる。流動性リスク統制部は、流動性リスク・モ

デルを独自に検証する責任がある。財務報告および分析部（以下「LTRA」という。）は、財務部およびITと連携してこれらの手法を実施する責任があり、ストレス・テストの計算にも責任を有している。

当行は、当行の流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス・イベントの影響を評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析を使用している。当行が適用するシナリオは、2008年の金融市場危機等の過去のイベントに基づいている。

ドイツ銀行は、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジション（以下「sNLP」という。）を計算するための厳選された5つのシナリオを有している。これらのシナリオは、過去の期間におけるドイツ銀行固有のストレスおよび/または市場に広がったストレスの実績を織り込んでおり、グループの流動性ポジションへの重大な影響に関しては妥当かつ十分厳格だと考えられている。例えば、世界的な市場の危機は、2008年の金融危機で観察された潜在的な結果をモデルにしている特定のストレス・シナリオ（システムック・マーケット・リスク）でカバーされている。さらに、当行は地域市場のストレス・シナリオを導入している。この各シナリオの下で、当行は、ホールセール以外の顧客に対する期日到来貸出金は、当行の業務フランチャイズを支援するために高い割合で借換えが行われると仮定している。最もリスク感応度の高い相手先（銀行および短期金融市場投資信託を含む。）からのホールセール資金調達は、ストレスの深刻な局面においては、契約上の満期時に返済されるか、買戻されると仮定されている。

さらに、当行は、発生する恐れのある偶発的な流動性リスクからの潜在的な資金調達要求も含めており、これには、与信枠、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加および格付関連トリガーが契約で定められている預金からのアウトフローが含まれる。

次いで当行は、発生したアウトフローを埋め合わせる措置をモデリングしている。この対策には、流動性準備金の利用、およびその他の制約を受けない市場性のある資産からの流動性の創出が含まれる。

ストレス・テストは、グローバルのレベルおよび定義された各法人企業で実施される。グローバルのストレス・テストに加え、重要な通貨（ユーロ、米ドルおよび英ポンド）ごとのストレス・テストが実施される。当行は、ストレス・テストの仮定を定期的にレビューし、2016年度にわたって特定のパラメータの手法および強度にさらに改善を行っている。

当該目的上、当行は、8週間のタイム・ホライズン（流動性危機に陥った場合の最も危機的な期間と当行が考えるもの）にわたって流動性ストレス・テストを実施し、オンバランスおよびオフバランスの商品からのリスク・ドライバーに対して関連するストレスの仮定を日次で適用する。8週間のタイム・ホライズンを超える期間については、当行は、12ヶ月間までのより長期的なストレス期間の影響を分析する。このストレス・テスト分析は毎日、また、追加的なバランスシート情報を勘案して月次でも実施される。』

2016年度を通じた当行の内部リスク選好は、当行の月次の通貨ストレス・テストの総計に関する全シナリオの下で、8週間のストレス・ホライズンを通して少なくとも50億ユーロの黒字を維持することであった。最低余剰リスク選好の目標額は、2017年1月から100億ユーロ増加している。

「ストレス・テストおよびシナリオ分析」の表は、多様なシナリオ下での当行の内部流動性ストレス・テストの結果を示している。

流動性カバレッジ比率

内部的なストレス・テストの結果に加え、当行グループは、取締役会が承認した流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）に関するリスク選好を有している。LCRは、2013年1月にパーゼル委員会によって最終決定されたが、30日間のストレス・シナリオにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、ストレスのかかったシナリオにおける正味キャッシュ・アウトフロー合計（実際のエクスポージャーと偶発的なエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（以下「HQLA」という。）の金額として定義されている。

この要求は、2014年10月に採択された委員会委任規則(EU)第2015/61号を通じて欧州法に導入されている。LCRの遵守は、欧州では2015年10月1日より要求されている。流動性カバレッジ比率は、移行的な段階的導入期間の対象となり、2016年1月1日より70%に、2017年には80%、2018年には100%に引き上げられる。

LCRは、内部的なストレス・テストのフレームワークを補完するものである。最低規制要件を上回る比率を維持することにより、LCRは、当行グループが短期的な流動性ストレスを軽減するための十分な流動性リソースを有していることを確保することを目指している。

当行の内部的なリスク選好は、LCR比率を105%以上に維持することである。

流動性ストレス・テストとLCRの主な相違点には、タイム・ホライズン（8週間対30日）、流動性準備金とLCRのHQLAの区分やヘアカットの違い、様々な資金調達カテゴリーに関する流出率、ならびに様々な資産に関する流入の仮定（例えば、貸出金の返済）が含まれる。当行の流動性ストレス・テストには、日中の流動性の仮定に関連する流出も含まれるが、LCRはこれを含まない。

資金調達リスク管理

構造的資金調達

『

ドイツ銀行の、資金調達リスクの監視および管理のための第1の手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルの評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、未手当の流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性の期限プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の期限プロファイルが流動性の期限プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目（＜1年）または一致する調達済の構造（資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの）は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトム・アップの評価をトップ・ダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの期限構造における長期的な調達余剰または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、10年超のバケットから1年超のバケットまで作成されている。

業務ユニット全体の資金調達の需要と供給の変動を盛り込む戦略的流動性計画プロセスは、当行が目標とする主要な流動性および資金調達の測定基準とともに、当行の資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行はまた、独立した米ドルおよび英ポンドの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・バケット（＞1年から＞10年）における最大ショート・ポジションをそれぞれ100億ユーロおよび50億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（＞1年から＞10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行の全通貨の資金調達マトリクスに関するリスク選好を補完するものである。』

安定調達比率

安定調達比率（以下「NSFR」という。）は、銀行の構造的資金調達プロファイルの評価するための規制上の指標として、バーゼル3の一部として提案された。NSFRは、オンバランスおよびオフバランスの活動に関して安定的な調達プロファイルを維持することを銀行に要求することで、中・長期的な資金調達リスクを低減することを意図している。当該比率は、所要安定調達額（様々な保有資産の流動性の特性の関数）に対する、利用可能な安定調達額（資本および負債のうち、安定的な調達源と見込まれる部分）の金額として定義されている。

NSFRは2018年1月1日までに国際的な最低基準となる見込みであるが、当該比率は国内で導入される必要がある。欧州では、欧州委員会が2016年11月23日に、CRRを改訂する法案を公表した。当該法案では特に、強制的かつ定量的なNSFR要件を定義しており、これは当該法案の発効から2年後に適用されることになる。当該法案は、EUの立法化プロセスにおいて、まだ変更される可能性がある。そのため、EU内に住所を置く銀行にとって、当該比率の最終的な定義および関連する導入の時間枠は未だ確定していない。

当行は現在、NSFRの影響を評価中であり、欧州内で関連規則および時期が最終決定された後に、この指標を当行の全体的な流動性リスク管理フレームワークに正式に組み込む予定である。

資金調達の分散

『

投資家タイプ、地域、商品および証券の面から見た当行の資金調達プロファイルの分散は、当行の流動性リスク管理のフレームワークにおいて重要な要素である。当行の最も安定した資金調達源泉は、資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキング顧客から生じる。その他の顧客預金ならびに担保付資金調達およびショート・ポジションは、追加的な資金調達源泉である。無担保ホールセール資金調達は、主に財務プール部門からの無担保ホールセール負債を表す。これらの負債は、比較的短期的な性質であることを考慮して、主に現金および流動性のあるトレーディング資産を賄うために使用される。

借換業務の追加的な分散を促進するため、当行は、抵当ファンドブリーフ債（Pfandbriefe）の発行を可能にするファンドブリーフ債のライセンスを有している。また、当行は、スペイン法（Cedulas）に基づきカバード・ボンドを発行するためのプログラムを策定している。

無担保ホールセール資金調達は、主に1年までの期間にわたる様々な範囲の無担保の商品（例えば譲渡性預金（CD）、コマース・ペーパー（CP）ならびに定期預金、コール預金およびオーバーナイト預金）から成っている。

これらの短期資金調達源泉への望ましくない依存を回避するため、また、所定のリスク選好に従った正常な資金調達プロファイルを促進するため、当行はこれらの資金調達源泉に対する限度枠（残存期間にわたる。）を導入している。これは当行

の月次のストレス・テスト分析から算定される。さらに当行は、全般的な資金調達分散化の一環として、無担保ホールセール資金調達の総量に関する限度枠を設定して、当該資金調達源泉への依存を管理している。

「外部資金調達源泉の構成」のグラフは、流動性リスク・ポジションに貢献する外部資金調達源泉の構成を、十億ユーロ単位で、および外部資金調達源泉総額に対する割合で示している。」

移転価格

すべての業務および地域には移転価格決定フレームワークが適用され、(i)基礎となる流動性リスクに従った資産の価格決定、()流動性価値および資金調達期限に従った負債の価格決定、および()予期しない現金需要の資金調達のために相応の流動性準備金を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進している。

ドイツ銀行の移転価格フレームワークは、規制上の原則およびガイドラインを反映している。このフレームワーク内で、資金調達および流動性リスクのすべての費用および便益は、市場価格に基づいて当行の業務部門に配分される。これらの市場価格は、ドイツ銀行の流動性に関する経済的コストを反映している。財務部は、当行の流動性リスク・ガイドラインに従って、追加的な財務上のインセンティブを設定する可能性がある。当該フレームワークは、当行の資金調達コストの流動性ユーザーへのグループ全体の綿密な配分を確保する一方で、各業務が安定的、長期的、かつストレス準拠の資金調達を生み出すためのインセンティブに基づく報酬フレームワークも提供している。資金調達関連の取引は、市況に応じて流動性（期間）プレミアムおよび/またはその他の移転価格決定メカニズムの対象となる。流動性プレミアムは財務部によって設定され、分離された財務部の流動性勘定に反映される。財務部の流動性勘定は流動性費用および便益の集合である。流動性勘定のコスト・ベースの管理および配分は、ドイツ銀行の資金調達コストの決済にとって重要な変数である。

流動性準備金

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。」

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される日次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行が有する範囲で、当行は、ストレス軽減措置として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行の流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。当行は、流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で集中的に保有し、追加的な準備金を当行が活動を行う重要な拠点で保有している。当行は主要な通貨にわたって準備金を保有しているが、その規模と構成は、上級管理職の定期的なレビューの対象となっている。

資産の制約

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、担保スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランスおよびオフバランスの資産から構成されている。当行は、通常、ファンドブリーフ債またはその他の自己証券化によるストラクチャー商品などの長期資本市場の担保付発行を支援する目的で貸出金に制約を課しているが、その一方で、債務および株式ポートフォリオに担保付ベースで融資を行うのは当行のグローバル・マーケット業務部門の通常の活動である。さらに当行は、規制上の資産の制約の報告に関するEBAの技術的基準に従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対する強制的な最低準備預金等）を制約を受ける資産と見なしている。当行はまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

ビジネス（戦略）リスク管理

戦略リスクは、コスト削減によって補うことができない収益の減少により営業利益が不足するリスクである。当行の戦略実行の失敗、当行の戦略的ポジショニングの失敗、あるいは外部的または内部的要因によって生じた計画からの重大なマイナス方向の乖離に対する効果的な対応の欠如によって生じる重要なリスク種類である。

戦略リスク管理には、グループ資本に悪影響を及ぼす潜在的な営業利益の不足を最小限に抑えることが含まれる。これは、グループ・レベルおよび当行の各業務ユニットでリスク統制を用いることにより達成される。

風評リスク管理

当行のリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいは当行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、ドイツ銀行のブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

当行の風評リスクは、風評リスク・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）によって管理されている。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定するために設定された。当行の評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視、および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、当行の各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクの潜在的な原因に留意し、本フレームワークに従ってそれらに対応する義務がある。

潜在的な風評リスクが識別された場合、各部門の風評リスク評価手続を通じて、各業務部門内でのさらなる検討のため上申されなければならない。ある問題が重大な風評リスクをもたらす、および/またはいずれかの必須上申基準を満たしていると見なされた場合、第2の防衛線として、これをさらなる検討のために4つのリージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）のうちの一つの委員会を通じて上申しなければならない。当該RRRCは、グループ・リスク委員会（GRC）の小委員会であるグループ風評リスク委員会（GRRC）の小委員会であり、取締役会を代表してドイツ銀行の各地域における風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。特別な状況においては、RRRCがGRRCに上申することもある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

モデル・リスク管理

モデル・リスクは、不正確または誤使用されたモデル・アプトプットおよびこうしたアウトプットを使用した報告書から悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または当行の評判を損なう可能性がある。この場合の「モデル」という用語は、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチを指す。

モデル・リスクは、価格決定モデル、リスクおよび資本モデル、ならびにその他のモデルで管理される。

- 価格決定モデルは、正式な帳簿や記録に計上される資産および負債の公正価値測定値、ならびに/またはマーケット・リスク管理部（MRM）のプロセスに入力されるリスク感応度を算出するために利用される。
- リスクおよび資本モデルは、規制自己資本または内部自己資本の要件（VaR、IMM、ストレス・テスト等）に関して使用されるリスクに関連している。
- その他のモデルは、当行の価格設定モデルならびにリスクおよび資本モデル以外のモデルである。

モデル・リスクの選好は、モデル・リスク管理が強力なリスク文化に組み込まれ、可能な限りリスクが最小限に抑えられるように、当行グループの定性的表明に沿って調整される。

モデル・リスクの管理には、以下の事項が含まれる。

- 効果的な課題をモデル開発プロセスに提供し、使用条件の識別、調整やオーバーレイが必要となる可能性がある方法論上の制限、および修正が必要となる可能性がある検証結果を含むような、強固で独立したモデル評価を実施すること。
- モデルリスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、強力なモデル・リスク管理とガバナンスのフレームワークを確立すること。
- 規制要件に整合しており、モデル・ライフサイクル全体における主要なステークホルダーに対して明確な役割と責任を定めた、当行全体にわたるモデル・リスク関連の方針を作成すること。
- モデルの統制環境を評価し、定期的に取り締役に報告すること。

保険業務特有のリスク管理

『

Abbey Life売却後の当行の保険リスクに対するエクスポージャーは主に、注記36「従業員給付」に詳述されている当行の確定給付年金債務に関連している。当行のリスク管理のフレームワークにおいて、当行は年金債務による保険関連リスクをトレーディング以外のマーケット・リスクとしている。また、年金および保険リスク・マーケット業務において保険関連のリスクがある。当行は、これらのリスクの計算における基礎となる仮定を定期的に監視し、再保険等のリスク軽減措置を追求する。年金および保険リスク・マーケット業務においては、当行がさらされるのは残りのリスクのみとなるように、ほとんどの保険関連リスクがヘッジされている。リスクは主に以下により生じる。

- 長寿リスク。即時型年金商品および据置型年金商品に係る平均余命の改善率が予測範囲を外れるリスク。
- 死亡および罹病リスク。保険商品に係る死亡請求数または障害請求数が予測範囲を外れるリスクおよび1件以上の大型請求が発生するリスク。
- 継続リスク。保険契約の失効率が予測範囲を外れるリスク。』

リスクの集中およびリスクの分散

リスクの集中

『

リスクの集中は、特定のリスク種類内（すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよびその他のリスク項目内の集中）および異なるリスク種類間（リスク間の集中）の同一または類似のリスク要因の集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域／国、業界および商品の中でおよびこれらに横断的に起こる可能性がある。集中の管理は、個別のリスク種類の管理の一環として統合され継続的に監視されている。その主要目的は、ポートフォリオにおける過度の集中を回避することであり、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク項目（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク管理およびその他）別に評価、監視および軽減される。これは、リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定および／または管理することによって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップ・ダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトム・アップのレビューを通じて管理される。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、2016年度を通じて、グループ・リスク委員会(GRC)の小委員会であるエンタープライズ・リスク委員会(ERC)であった。』

リスク種類の分散効果

リスク種類の分散効果は、経済的資本の計算において、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散の影響を定量化している。これらのリスク種類の相関が1.0未満の範囲内において、リスク種類の分散効果が生じている。リスク種類の分散効果の計算は、個別のリスク種類に関する独立した経済的資本の数値が、経済的に合理的な方法で確実に集計されることを目的としている。

リスクおよび資本のパフォーマンス

資本およびレバレッジ比率

規制自己資本

『

当行の規制自己資本の計算には、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」(所要自己資本規制または「CRR」)およびドイツの法律に導入された「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」(所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」)に準拠した所要自己資本が組み込まれている。この項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項の情報は、規制上の連結の原則に基づいている。』

最終的なCRR/CRD 4のフレームワークの完全適用(適用可能な経過規定の手法を考慮しない。)に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。一定の場合にCRR/CRD 4は、バーゼル2またはバーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、持分投資に対して100%のリスク・ウェイトを適用するという適用除外を認める規定(グランド・ファーザー規定)を含んでいる。これに関して、当行は、当行のCRR/CRD 4完全適用手法において、限定的な一部の持分ポジションに対して、2017年度末のグランド・ファーザー規定の終了前に、原資産の売却またはその他の対応によってこれらのグランド・ファーザー規定の終了による影響を軽減させるつもりである。

『

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(Kreditwesengesetz(以下「KWG」という。))に従って、銀行規制目的上の連結機関グループの適正自己資本について言及している。ここには保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険会社は、金融コングロマリットに対するドイツ・ソルベンシー規制に基づく追加的適正自己資本(以下「ソルベンシー・マージン」ともいう。)の計算に含まれる。当行の金融コングロマリットとしてのソルベンシー・マージンは、依然としてその銀行業務に左右される。

2016年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2(T2)資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1(CET 1)資本およびその他Tier 1(AT1)資本に細分化される。

普通株式等Tier 1(CET 1)資本は、主に(保有株式を控除した)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む)およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整(すなわち、ブルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる。CRR第32条から第35条に基づくCET 1のブルデンシャル・フィルターは、()証券化売却益、()キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに()追加的な価値の調整が含まれていた。CET 1自己資本控除は、()無形資産、()将来の収益性に依存する繰延税金資産、()予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、()確定給付年金基金資産正味額、(v)金融部門事業体との資本の相互持合い、および(vi)一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、T2)に対する重要な投資および重要でない投資から構成されている。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1(AT1)資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1への算入に適格な非支配持分、および移行期間中は、早期のフレームワークに適格なグランド・ファーザー規定の対象となる金融商品から構成されている。CRR/CRD 4のもとAT1として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、さらなる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2(T2)資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の貸倒引当金および連結T2への算入に適格な非支配持分から構成されている。T2として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

CRR/CRD 4の完全適用規則のもと、AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本性金融商品は、移行期間中はグランド・ファーザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される(その認識の上限は2016年度に60%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。)。』

資本性金融商品

『

2015年度年次株主総会では、2020年4月末までに上限137.9百万株の自社株買いを行う権限が当行の取締役会に付与された。このうち69.0百万株については、デリバティブを利用して購入することができる。これらの権限により、2014年度年次株主総会の権限は置き換えられた。当行は、2015年度における新たなCRR/CRD 4規則に基づく報酬に関連した自社株買いについては、ドイツ連邦金融監督庁（以下「BaFin」という。）からの承認を得ており、2016年度については、ECBからの承認を得ている。2015年度年次株主総会から2016年度年次株主総会（2016年5月19日）までの間に、当行は37.9百万株を購入した。そのうち4.7百万株は、コール・オプションの行使によって購入した。買い戻した株式は、同じ期間中に株式報酬目的で使用されたか、次期に株式報酬目的で使用される予定であり、結果として、2016年度年次株主総会時点で、自社株買いにより自己株式に保有する株式数は12.1百万株であった。

2016年度年次株主総会で、当行の取締役会に2021年4月末までに上限137.9百万株の自社株買いを行う権限が付与された。このうち69.0百万株については、デリバティブを利用して購入することができる。これらの権限により、前年度の権限は置き換えられた。2016年度年次株主総会から2016年12月31日までの間に当行は0.9百万株を購入した。買い戻した株式は、同じ期間中に株式報酬目的で使用され、結果として、2016年12月31日現在、自社株買いにより自己株式に保有する株式はなかった。

2015年度年次株主総会以降、および2016年12月31日現在、取締役会が利用可能な授權資本は1,760百万ユーロ（688百万株）であった。2016年12月31日現在、条件付資本は486百万ユーロ（190百万株）であった。

当行の従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品（ほぼすべてが非累積的信託優先証券）は、元本削減または株式転換条項がないことを主因として、CRR/CRD 4完全適用規則のもとでは、完全には認識されていない。しかし、CRR/CRD 4の移行規定のもと、その大部分がその他Tier 1資本として認識されており、また、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然として一部をTier 2資本として認識することができる。段階的廃止の移行期間中に、2012年12月31日現在のパーゼル2.5に準拠した発行によるその他Tier 1金融商品の認識可能な最大金額は、2022年度まで各会計年度の期首において10%（13億ユーロ）減少する予定である。これにより、2016年12月31日に関しては、適格なその他Tier 1金融商品は111億ユーロ（すなわち、新たに発行したAT1ノート46億ユーロおよび移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品65億ユーロ）となった。名目金額が2億米ドルで適格相当額が1億ユーロの1つのハイブリッドTier 1資本性金融商品が2016年度に繰上償還された。従来のハイブリッドTier 1金融商品のうち60億ユーロは、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然としてTier 2資本として認識可能である。2016年12月31日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、規制上の調整後に認識されたその他Tier 1金融商品は、46億ユーロであった。

2016年5月19日に、当行は総額750百万ユーロの固定利付Tier 2劣後ノートを発行した。当該ノートは、額面単位は100,000ユーロであり、2026年4月19日に満期が到来する。これらは、米国外の取引で発行され、米国の1933年証券法（その後の改正を含む）の登録規定の対象外とされ、米国内での募集および売り出しは行われなかった。

さらに、2016年6月15日に、当行は総額31百万ユーロの固定利付Tier 2劣後ノートを発行した。当該ノートは、額面単位は100,000ユーロであり、2026年6月15日に満期が到来する。これらは、米国外の取引で発行され、米国の1933年証券法（その後の改正を含む）の登録規定の対象外とされ、米国内での募集および売り出しは行われなかった。

2016年12月31日現在、CRR/CRD 4に基づく移行期間中に規制上の調整後に認識された当行のTier 2資本は、合計67億ユーロであった。2016年12月31日現在、移行規定のもとでさらにTier 2資本として見なされる従来のハイブリッドTier 1金融商品はなかった。Tier 2資本性金融商品の名目価額の総額は、80億ユーロであった。2016年度はTier 2資本性金融商品は繰上償還されなかった。2016年12月31日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもとで認識されたTier 2金融商品は、127億ユーロであった（移行期間中にその他Tier 1資本としてのみ認識可能な60億ユーロの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品を含む。）。』

最低所要自己資本および追加的な資本バッファ

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

『

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定の業務の制限などの監督措置が発せられることがある。2016年度において当行は適正自己資本規制に従っていた。重要性が低いことから当行の規制上の連結に含まれていない当行の子会社は、2016年度において個別に最低自己資本基準に準拠する必要はなかった。』

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の組み合わせられた資本バッファの要件は、2016年から段階的に導入され（システミック・リスク・バッファ（ある場合）は、段階的な導入の対象外）、2019年以降、全面的に施行された。第1の柱の最低所要自己資本に加えて、当該資本バッファの要件を満たさなければならないが、経済的ストレス期に取崩し可能である。

2015年3月に、当行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）によってG-SIIに指名された。その結果、G-SIIの資本バッファとして2019年にCET 1資本でRWAの2.00%が要求される。これは、2015年に公表された指標に基づく

金融安定理事会（FSB）のシステミックな重要性の評価に従ったものである。G-SIIに対する追加的な2.00%の資本バッファの要件は、2016年から0.50%ずつ段階的に導入され、2017年には1.00%となる。当行は、引き続き当行の指標をウェブサイトで公開する。

資本保全バッファは、CRD 4第129条に基づいて、ドイツ銀行法第10c条に導入され、CET 1資本についてRWAの2.50%の所要自己資本に相当する。追加的な2.50%の資本バッファの要件は、2016年から0.625%ずつ段階的に導入され、2017年には1.25%となる。

カウンターシクリカル資本バッファは、過度な信用拡大が法域のシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。当該バッファは、2019年までCET 1資本でRWAの0%から2.50%の間で多様である。例外的に、2.50%よりも高くなり得る。当行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、当行の関連する信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2016年12月31日現在（および現時点で）、機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、0.01%であった。

上記のバッファに加えて、BaFin等の各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非シクリカルシステミック・リスクおよびマクロ・プルーデシヤル・リスクを回避および軽減するためのシステミック・リスク・バッファを要求する可能性がある。当局は、最大でCET 1資本でRWAの5.00%の追加的なバッファを要求する可能性がある。2016年度末現在（および現時点で）、システミック・リスク・バッファは当行には適用されていなかった。

加えて、ドイツ銀行AGは、BaFinによってその他のシステム上重要な金融機関（O-SII）として分類されており、2.00%の追加的な資本バッファの要件を連結ベースで満たさなければならない。ドイツ銀行については、O-SIIバッファを2017年度に0.66%、2018年度に1.32%、2019年度に2.00%と段階的に適用する。2016年度末現在、ドイツ銀行にはO-SIIバッファは適用されない。

特定の例外が適用される場合を除き、システミック・リスク・バッファ、G-SIIバッファおよびO-SIIバッファのいずれか高い方を適用しなければならない。従って、O-SIIバッファは、G-SIIバッファよりも低いため、現在適用されていない。

加えて、第2の柱の監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）に従って、欧州中央銀行（ECB）は、法令の要件（いわゆる、第2の柱の要件）よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。2015年12月4日、ECBは、CRR/CRD 4のもとで適用される移行規定に基づき、連結グループが段階的導入ベースで常に最低10.25%のCET 1比率の維持を要求されることを当行に通知した。0.50%のG-SIIバッファと0.01%のカウンターシクリカル資本バッファに基づき、2016年12月31日現在、当行の全体としてのCET 1最低所要自己資本は、10.76%となった。これに応じて、2016年12月31日現在、ドイツ銀行のTier 1所要自己資本比率は12.26%、自己資本合計比率は14.26%であった。

2016年12月8日に、ドイツ銀行は、ECBから2016年度のSREPの結果を受けた2017年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定では、2017年1月1日以降、ドイツ銀行は、最低9.51%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することを要求する。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.25%の段階的導入の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（現在0.01%）およびドイツ銀行がグローバルにシステム上重要な金融機関（以下「G-SII」という。）として指名されたことによって課せられる1.00%の段階的導入のG-SIIバッファで構成される。2017年度の9.51%の新たなCET 1所要自己資本は、2016年度にドイツ銀行に適用されていた10.76%のCET 1所要自己資本よりも低い。従って、2017年度におけるドイツ銀行のTier 1資本比率は、11.01%となり、自己資本合計比率は13.01%となる。また、2016年度のSREPの結果を踏まえ、ECBは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる）を保有するという個別の期待を当行に伝えた。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合には自動的に法的措置が講じられるわけではないが、それを満たすことを当行に期待すると述べた。

下表は、2016年と2017年にドイツ銀行に適用される、第1の柱と第2の柱（「第2の柱」のガイダンスを除く）の異なる最低所要自己資本および資本バッファの要件（段階的導入ベースで示す）の概要を示している。

総所要自己資本および資本バッファの概要

	2016年	2017年
第1の柱		
CET 1最低所要自己資本	4.50%	4.50%
資本保全バッファ	0.625%	1.25%
カウンターシクリカル資本バッファ	0.01%	0.01% ¹
G-SIIバッファ ³	0.50%	1.00%
O-SIIバッファ ³	0.00%	0.66%

システミック・リスク・バッファ ³	0.00%	0.00% ²
第2の柱		
第2の柱のCET 1資本のSREPアドオン（「第2の柱」のガイダンスを除く）	5.125%	2.75%
SREPに従ったCET 1所要自己資本	10.25%	8.50%
第1の柱および第2の柱のCET 1所要自己資本合計 ⁴	10.76%	9.51%
第1の柱および第2の柱のTier 1所要自己資本合計	12.26%	11.01%
第1の柱および第2の柱の総所要自己資本	14.26%	13.01%

- 1 ドイツ銀行のカウンターシクリカル資本バッファの要件は、各報告日時点のEBAおよびバーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって定められた各国ごとのバッファ率ならびにドイツ銀行の関連する信用エクスポージャーも算定の基礎となる。2017年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2017年度のデータが入りできないため、0.01%と仮定された。
- 2 システミック・リスク・バッファは、2017年度の予想では引き続き0%であると仮定された。ただし、追加的な指令によって変更される可能性がある。
- 3 特定の例外によって、より高い方のシステミック・リスク・バッファのみが適用される場合を除き、G-SIIおよび0-SIIバッファを適用しなければならない。
- 4 第1の柱と第2の柱（「第2の柱」のガイダンスを除く）のCET 1総所要自己資本は、SREPに基づく所要自己資本、G-SII、0-SIIおよびシステミック・リスク・バッファの所要自己資本のいずれか高い方、およびカウンターシクリカル資本バッファの所要自己資本を合計することによって算出する。

規制自己資本の変動

2016年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は555億ユーロであり、478億ユーロの普通株式等Tier 1（CET 1）資本と77億ユーロのその他Tier 1（AT1）資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2015年度末から27億ユーロ減少した。これは、主に、CET 1資本が2015年度末から46億ユーロ減少した一方で、同期間にAT1資本が19億ユーロ増加したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が46億ユーロ減少したことは、主に、段階的導入の割合が2015年度の40%から2016年度に60%に上昇したことによって規制上の調整が増加したこと、および2016年度の14億ユーロのドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純損失によるものである。ECBの「決定」（EU）（第2015/4号）によって、CET 1資本に対して期末損失額の認識が要求された。2017年3月5日に、取締役会は、当行の増資の提案後の発行予定株式数を考慮のうえ、2017年5月に開催予定の2017年度年次株主総会で、2015年度と2016年度に0.19ユーロの配当を行う旨提案することを決定した。当該新たな決定により、2016年度末現在の規制自己資本は、4億ユーロの未払配当控除による影響を受けた。当該未払配当は、CET 1資本の期中または年度末の利益の認識に関するECBの「決定」（EU）（第2015/4号）に従っている。華夏銀行に対する当行の持分売却による15%の限度額控除の戻し入れから生じたCRR/CRD 4の経過規定に基づく6億ユーロの前年度比のプラスの効果は、5億ユーロの確定給付制度に係る再測定損失および規制（EU）第1024/2013号第16条第(1)項(c)、第16条第(2)項(b)および(j)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行が要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除を含む幾つかのマイナスの効果と相殺した上で、上回るものであった。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本の19億ユーロの増加は、AT1資本から段階的に控除された規制上の調整額（2015年度末から19億ユーロの減少）の減少によるものである。これらの項目は、完全適用規則のもとでCET 1資本から差し引かれる特定のCET 1控除項目の残存金額となるが、移行期間中はAT1資本から控除することが認められている。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2016年度に60%に増加し（2015年度は40%であった）、それに対応して、AT1資本の水準は2016年度に40%に減少した（2015年度は60%であった。）。

2016年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2015年度末の487億ユーロに対して、468億ユーロであった。2016年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2015年12月31日現在の441億ユーロに対して、423億ユーロであった。2016年12月末現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるその他Tier 1資本は、2015年度末からほぼ増減がなく、46億ユーロであった。

当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本が、2015年度末から18億ユーロ減少したのは、主に、14億ユーロのマイナスの純利益の影響と4億ユーロの未払配当によるものであった。華夏銀行に対する当行の持分売却による15%の限度額控除の戻し入れから生じた18億ユーロの前年度比のプラスの効果は、5億ユーロの繰越欠損金に係る繰延税金資産、5億ユーロの確定給付制度に係る再測定損失、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除および主に売却可能金融資産に係る未実現純損失によって生じた5億ユーロのさらなるCET 1資本の減少を含め、幾つかのマイナスの効果によってほぼ全額が相殺されている。

規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	CRR/CRD 4の完 全適用	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4の完 全適用	CRR/CRD 4
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	37,290	37,290	37,088	37,088
利益剰余金	20,113	20,113	27,607	27,607
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	3,708	3,645	4,096	4,281
独立してレビューされた中間利益 （予測可能な費用または配当を控除後） ¹	-2,023	-2,023	-7,025	-7,025
その他	0	79	0	92
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	59,088	59,104	61,766	62,042
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整				
追加的な価値の調整（マイナスの金額）	-1,398	-1,398	-1,877	-1,877
その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-639	-428	-622	-330
のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-8,436	-5,062	-8,439	-3,376
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-3,854	-2,312	-3,310	-1,324
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-297	-188	-106	-58
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-945	-567	-1,173	-469
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-59	-41	-76	-39
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%/15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	-818	-278
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10%/15%基準超過額）（マイナスの金額）	-590	-354	-953	-324
その他の規制上の調整 ²	-591	-971	-291	-1,537
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-16,810	-11,321	-17,665	-9,613
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	42,279	47,782	44,101	52,429
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	4,676	4,676
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	6,516	N/M	6,482
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	4,676	11,191	4,676	11,157
その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整				
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-125	-51	-125	-48
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	-3,437	N/M	-5,316
その他の規制上の調整	0	0	0	0
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-125	-3,488	-125	-5,365
その他Tier 1 (AT1) 資本	4,551	7,703	4,551	5,793
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	46,829	55,486	48,651	58,222

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	CRR/CRD 4の完 全適用	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4の完 全適用	CRR/CRD 4
Tier 2 (T2) 資本	12,673	6,672	12,325	6,299
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	59,502	62,158	60,976	64,522
リスク・ウェイト・アセット合計	357,518	356,235	396,714	397,382

自己資本比率

普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	11.8	13.4	11.1	13.2
Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	13.1	15.6	12.3	14.7
自己資本合計比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	16.6	17.4	15.4	16.2

N/M - 表記するに値しない。

- 2017年5月の年次株主総会の前に発行予定の株式数を考慮に入れ、2015年度と2016年度ともに0.19ユーロの配当を行う取締役会決議の影響が反映されている。
- 規制(EU)第1024/2013号第16条第(1)項(c)、第16条第(2)項(b)および(j)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除、ならびに2億ユーロの住宅ローンおよび預金保護(「Fonds für baupartetechnische Absicherung」)に係る資金の追加調整を含む。

『

株主持分の規制自己資本への調整

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4
会計上の貸借対照表による株主持分合計	59,833	62,678
事業体の非連結 / 連結	-123	-681
このうち、資本剰余金	-6	-5
このうち、利益剰余金	-276	-369
このうち、その他の包括利益 (損失) 累計額、税引後	159	-307
規制上の貸借対照表による株主持分合計	59,710	61,997
経過規定に基づく非支配持分	79	92
未払配当およびAT1クーポン ¹	-621	-231
移行期間におけるポジション非連結 / 連結に係るその他の包括利益 (損失) 累計額の戻入れ、税引後	-63	184
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	59,104	62,042
追加評価調整	-1,398	-1,877
その他のプルデンシャル・フィルター (追加評価調整以外)	-428	-330
CRR第467条および第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	-380	-1,246
のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)	-5,062	-3,376
将来の収益性に依存する繰延税金資産	-2,666	-1,648
確定給付年金基金資産	-567	-469
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	-278
その他の規制上の調整	-820	-389
普通株式等Tier 1資本	47,782	52,429

- 2017年5月の年次株主総会の前に発行予定の株式数を考慮に入れ、2015年度と2016年度ともに0.19ユーロの配当を行う取締役会の決議の影響が反映されている。

』

規制自己資本の変動

単位：百万ユーロ	CRR/CRD 4	
	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期首残高	52,429	60,103
普通株式 (純額)	0	0
資本剰余金	192	-53
利益剰余金	-1,826	-6,097
自己普通株式、売却 (+) および購入 (-) の純影響	10	-3
その他の包括利益累計額の増減	231	2,759
未払配当およびその他Tier 1 (AT1) クーポン ¹	-621	-231
追加評価調整	479	-1,877
のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)	-1,686	-780
将来の収益性に依存する繰延税金資産 (一時差異から発生するものを除く)	-988	-800
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-130	89
確定給付年金基金資産	-97	-277
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	278	-194
リスク・ウェイトド・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産 (CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後)	-30	-191
その他 (規制上の調整を含む)	-457	-19
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期末残高	47,782	52,429
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期首残高	5,793	3,794
その他Tier 1に適格な資本の新規発行	0	0
満期到来したおよび償還された金融商品	-76	-4,289
移行措置	1,879	5,529
このうち、無形資産 (関連する税金負債を控除後)	1,689	5,320
その他 (規制上の調整を含む)	108	759
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期末残高	7,703	5,793
Tier 1資本	55,486	58,222
Tier 2 (T2) 資本 - 期末残高	6,672	6,299
規制自己資本合計	62,158	64,522

¹ 2017年5月の年次株主総会の前に発行予定の株式数を考慮に入れ、2015年度と2016年度ともに0.19ユーロの配当を行う取締役会決議の影響が反映されている。

リスク・ウェイト・アセットの変動

下表は、RWAの概要を、モデル・アプローチおよび業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当する場合）およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

信用リスク内の先進的IRBAの「その他」の項目は、バンキング勘定における証券化ポジションからのRWA、特定の持分ポジションおよびその他の債権以外の資産を反映している。標準的アプローチ内では、「その他」の項目にバンキング勘定の証券化からのRWA、ならびに中央政府または中央銀行、機関、法人およびリテール以外のその他のエクスポージャー・クラスに割り当てられたエクスポージャーが含まれている。

移行規定に従ったモデル・アプローチおよび業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	グローバル・マーケット	コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアंट	ドイチェ・アセット・マネジメント	ポストバンク	非中核事業部門	連結および調整等	合計
信用リスク	61,288	62,997	36,161	3,758	36,561	4,075	15,505	220,345
セグメント間の再配分	1,594	2,397	990	191	0	77	-5,249	0
先進的IRBA	52,218	58,214	31,924	1,713	29,901	2,318	19,167	195,454
中央政府および中央銀行	1,840	1,023	39	1	10	0	14,523	17,436
機関	7,903	3,168	140	31	1,205	47	778	13,272
法人	34,237	47,541	8,678	234	7,450	466	1,785	100,392
リテール	124	28	22,237	0	18,507	421	0	41,317
その他	8,114	6,454	830	1,447	2,729	1,383	2,081	23,038
基礎的IRBA	2,021	190	0	0	3,505	0	0	5,716
中央政府および中央銀行	0	0	0	0	0	0	0	0
機関	0	0	0	0	6	0	0	6
法人	2,021	190	0	0	3,499	0	0	5,710
標準的アプローチ	5,270	2,196	3,247	1,854	3,035	1,678	1,587	18,867
中央政府および中央銀行	22	0	2	0	50	0	0	75
機関	430	5	11	0	40	1	23	509
法人	2,136	1,351	1,103	834	731	697	1,096	7,948
リテール	1	187	1,543	0	1,656	83	0	3,470
その他	2,681	652	587	1,020	558	898	468	6,866
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	185	1	0	0	121	0	0	308
決済リスク	36	0	0	0	0	0	0	36
信用評価調整(CVA)	8,846	39	43	139	252	90	8	9,416
内部モデル・アプローチ	8,808	39	25	139	242	90	4	9,347
標準的アプローチ	38	0	18	0	10	0	3	69
マーケット・リスク	29,409	788	0	0	62	3,502	0	33,762
内部モデル・アプローチ	25,595	788	0	0	0	2,780	0	29,163
標準的アプローチ	3,814	0	0	0	62	722	0	4,599
オペレーショナル・リスク	58,032	15,578	7,362	4,957	5,334	1,413	0	92,675
先進的計測手法	58,032	15,578	7,362	4,957	5,334	1,413	0	92,675
合計	157,612	79,403	43,565	8,854	42,209	9,079	15,512	356,235

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	グローバル・マーケット	コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント	ドイツ・アセット・マネジメント	ポストバンク	非中核事業部門	連結および調整等	合計
信用リスク	61,132	70,748	41,310	8,194	37,553	11,558	11,524	242,019
セグメント間の再配分	-93	2,016	1,133	272	5	71	-3,404	0
先進的IRBA	53,512	63,054	36,009	6,243	30,177	7,424	13,805	210,223
中央政府および中央銀行機関	3,569	993	26	1	13	6	10,013	14,619
法人	7,744	3,948	111	78	1,293	342	633	14,149
リテール	32,853	53,313	7,661	277	7,701	2,620	1,034	105,459
その他	176	39	20,877	0	18,234	655	0	39,980
基礎的IRBA	9,170	4,761	7,334	5,888	2,937	3,801	2,125	36,016
基礎的IRBA	2,082	175	1	0	3,075	0	0	5,333
中央政府および中央銀行機関	0	0	0	0	0	0	0	0
法人	0	0	0	0	5	0	0	5
法人	2,082	175	1	0	3,070	0	0	5,329
標準的アプローチ	4,812	5,501	4,167	1,679	4,186	4,063	1,123	25,530
中央政府および中央銀行機関	14	30	3	0	144	0	10	202
法人	538	34	14	1	81	2	0	671
リテール	2,268	3,713	946	715	918	736	587	9,884
その他	6	239	2,499	0	1,763	512	0	5,018
その他	1,985	1,485	705	962	1,279	2,813	525	9,755
清算基金拠出金に関するリスク・エクスポージャーの金額	820	2	0	0	111	0	0	933
決済リスク	9	0	0	0	0	0	0	9
信用評価調整(CVA)	11,971	8	74	309	391	3,082	41	15,877
内部モデル・アプローチ	11,949	8	55	307	378	3,081	2	15,780
標準的アプローチ	22	0	19	2	14	1	40	97
マーケット・リスク	32,502	1,191	6	1,262	32	14,286	275	49,553
内部モデル・アプローチ	27,643	1,032	6	367	0	8,741	275	38,063
標準的アプローチ	4,860	159	0	895	32	5,545	0	11,491
オペレーショナル・リスク	54,777	14,165	8,518	2,739	5,266	3,972	487	89,923
先進的計測手法	54,777	14,165	8,518	2,739	5,266	3,972	487	89,923
合計	160,391	86,112	49,909	12,504	43,242	32,898	12,326	397,382

2016年12月31日現在のCRR/CRD 4に基づくRWAは、2015年度末の3,974億ユーロに対して、3,562億ユーロであった。411億ユーロの全体としての減少は、信用リスクRWAおよびマーケット・リスクRWAの減少を反映している。信用リスクRWAは、華夏銀行およびAbbey Lifeに対する当行の持分の売却、ならびに非中核事業部門における継続的なリスク圧縮活動および証券化、当行が保有する勘定の削減、クライアントポートフォリオの最適化等、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングにおける最適化の取組みにより、217億ユーロ減少した。また、主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングにおけるエクスポージャーの低下も、減少の一因である。2015年12月31日以降のマーケット・リスクRWAの減少は、主に非中核事業部門におけるリスク水準の低下、それより穏やかな減少であるがグローバル・マーケットにおけるエクスポージャーの低下によるものであった。CVA RWAの65億ユーロの減少は、主にポートフォリオの更なるリスク圧縮活動とモデルの高度化によるものであった。オペレーショナル・リスクRWAの増加は、GMにおけるわずかな減少によって部分的に相殺されたが、主に、金融機関による規制上の問題の解決など当行のAMAモデルに反映されている大規模なオペレーショナル・リスク事象によるものである。

CRR/CRD 4の完全適用に基づいて算出されたRWAは、2015年度末の3,967億ユーロに対して、2016年12月31日現在は3,575億ユーロであった。当該減少は、移行規定に概説されたのと同様の変動に起因した。CRR/CRD 4の完全適用によるRWAは、移行規定に基づくRWAよりも13億ユーロ増加した。これは、CRR第495条に基づく、移行規定における、持分投資に係るグランド・ファザー規定の適用によるものであった。これにより、特定の持分投資については、CRR/CRD 4の完全適用規則において適用されたであろう、CRR第155条に基づき決定された190%から370%の間のリスク・ウェイトではなく、100%のリスク・ウェイトが適用される。

CRR/CRD 4のフレームワークの完全適用においてはグランド・ファーザー規定は適用されないが、当行がCRR/CRD 4を完全適用するに当たって、限定的な一部の持分ポジションに対して、当該グランド・ファーザー規定を引き続き適用している。これは、グランド・ファーザー規定が2017年度末に終了する前に、資産の売却その他の手段を講じることによって、グランド・ファーザー規定の終了による影響を軽減することを意図したものである。2016年度末現在、2017年度末までに持分投資に係るグランド・ファーザー規定が引き続き適用される取引のポートフォリオは、15件の取引から構成され、エクスポージャーの額は220百万ユーロであった。当該エクスポージャーに対しては、CRR/CRD 4が完全適用されたRWAの数値に対する190%から370%の間のリスク・ウェイトではなく、100%のリスク・ウェイトが適用される。当行は、これらのポジションの売却が実行不可能となるような、非流動的市場またはその他類似の困難な要因が及ぼす市場への影響や潜在的な影響を注意深く監視している。2016年12月31日現在、これらの取引に対してグランド・ファーザー規定を適用しなかった場合の完全適用に基づくRWAは、最大で816百万ユーロであり、従って、当行グループの完全適用に基づくRWAは、最大で3,581億ユーロであった。これに対して、グランド・ファーザー規定を適用した場合の完全適用により報告した当行グループの完全適用に基づくRWAは、3,575億ユーロであった。また、3,581億ユーロのRWAを用いて、2016年12月31日現在の完全適用に基づくCET 1自己資本比率、Tier 1自己資本比率および総自己資本比率を算定した場合、これらの自己資本比率はそれぞれ、11.8%、13.1%、16.6%であり、グランド・ファーザー規定を適用した完全適用により報告された比率と端数処理によって同じとなっている。

2015年12月31日現在、完全適用に基づくRWAを算定するに当たって、持分投資に係るグランド・ファーザー規定を適用した取引ポートフォリオのエクスポージャーは、15億ユーロであった。2015年12月31日現在、これらの取引に対してグランド・ファーザー規定を適用しなかった場合の完全適用に基づくRWAは、最大で54億ユーロであり、従って、当行グループの完全適用に基づくRWAは、最大で4,007億ユーロであった。これに対して、グランド・ファーザー規定を適用した場合の完全適用により報告した当行グループの完全適用に基づくRWAは、3,967億ユーロであった。また、4,007億ユーロのRWAを用いて、2015年12月31日現在の完全適用に基づくCET 1自己資本比率、Tier 1自己資本比率および総自己資本比率を算定した場合、これらの自己資本比率はそれぞれ、11.0%、12.1%、15.2%であり、これに対して、グランド・ファーザー規定を適用した完全適用により報告された比率は、11.1%、12.3%、15.4%であった。

下表は、報告期間における信用リスク、そのうちのカウンターパーティ信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびCVAについて観察されたRWAの変動の主要な要因の分析を提供している。主要な要因の区分は、開示強化タスクフォース（EDTF）の勧告に完全に従っている。

カウンターパーティ信用リスクを含む、信用リスクに係るリスク・ウェイトド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	信用リスクRWA	所要自己資本	信用リスクRWA	所要自己資本
信用リスクRWA期首残高	242,019	19,362	244,128	19,531
勘定の規模	-8,085	-647	-4,822	-386
勘定の質	-3,827	-306	-2,103	-168
モデル更新	2,328	186	728	58
手法および方針	-1,280	-102	-3,346	-268
取得および処分	-12,701	-1,016	-206	-16
外国為替変動	350	28	10,378	830
その他	1,539	123	-2,738	-219
信用リスクRWA期末残高	220,345	17,628	242,019	19,362

うち、カウンターパーティ信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	信用リスクRWA	所要自己資本	信用リスクRWA	所要自己資本
カウンターパーティ信用リスクRWA期首残高	37,276	2,982	41,117	3,289
勘定の規模	-2,740	-219	-6,224	-498
勘定の質	511	41	-95	-8
モデル更新	1,439	115	0	0
手法および方針	-60	-5	0	0
取得および処分	-707	-57	0	0
外国為替変動	-106	-8	2,479	198
その他	0	0	0	0
カウンターパーティ信用リスクRWA期末残高	35,614	2,849	37,276	2,982

当行のポートフォリオの規模および構成の本質的な変動は、「勘定の規模」で勘案されている。「勘定の質」区分は、主に、ポートフォリオ格付変遷、デフォルト時損失、モデルパラメータの再調整および担保によるカバーの効果を反映している。「モデル更新」には、モデルの高度化および先進的モデルの展開が含まれる。新たな規制の適用等、外部の規制上の要因によるRWAの変動は、「手法および方針」の区分に反映されている。「取得および処分」は、新規業務または処分関連活動に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動を反映するために設定されている。上記の区分に配分することができない変動は、「その他」の区分に反映される。

2015年12月31日以降の信用リスクRWAの9%（すなわち、217億ユーロ）の減少は、主に、「取得および処分」ならびに「勘定の規模」の減少によるものであった。「取得および処分」は、主に、当行の華夏銀行およびAbbey Lifeに対する持分を反映している。「勘定の規模」の減少は、非中核事業部門における当行の継続的なリスク圧縮活動、ならびにグローバル・マーケットおよびコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングにおける一般的なエクスポージャー削減および最適化活動によるものであった。また、「勘定の質」の区分に報告されているリスク・パラメータの再調整に伴う影響も減少の一因であった。

カウンターパーティ信用リスクの表における「モデル更新」の増加は、主に、特定のデリバティブ・ポートフォリオに適用されるリスクマージン期間および一般の逆方向リスクに係る取扱いの変更によるものである。これは、担保を受け入れているカウンターパーティの実効マチュリティの算定の精緻化によって相殺された。「その他」の区分の増加は、主に、当行の華夏銀行に対する持分の売却による15%の限度額控除の戻り入れによるものであり、その結果として生じる一時差異に対する繰延税金資産が、将来の収益性に依拠しているためリスク・ウェイト・アセットが増加したものである。

信用評価調整に係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	CVA RWA	所要自己資本	CVA RWA	所要自己資本
CVA RWA期首残高	15,877	1,270	21,203	1,696
リスク水準の変動	-5,600	-448	-5,591	-447
市場データの変動および再調整	278	22	-1,552	-124
モデル更新	-1,000	-80	0	0
手法および方針	0	0	-77	-6
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	-139	-11	1,894	152
CVA RWA期末残高	9,416	753	15,877	1,270

CVA RWAの変動は、幾つかの区分に細分化される。リスク水準の変動には、ポートフォリオの規模および構成の変化が含まれる。市場データの変動および再調整には、市場データの水準の変動、ボラティリティの変動、再調整が含まれる。モデル変更は、CVA RWAに用いられるIMM信用エクスポージャーモデルまたはバリュアットリスクモデルのいずれかの変更である。手法および方針は、規制の改訂に関連する。重要な事業取得または処分は、個別に表示される。

2016年12月31日現在、CVAに係るRWAは94億ユーロであった。これは、2015年12月31日現在対比で、65億ユーロ（40%）の減少であった。当該減少は、主に、ポートフォリオの更なるリスク圧縮活動およびバリュアット・リスクの算定に用いる格付けに影響を与えるモデルの変更によるものであった。

マーケット・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	VaR	SVaR	IRC	CRM	その他	RWA 合計	所要自己 資本
マーケット・リスクRWA期首残高	6,931	17,146	11,608	2,378	11,491	49,553	3,964
リスク水準の変動	-655	-1,547	-2,716	-3,553	-8,852	-17,323	-1,386
市場データの変動および再調整	403	0	0	0	2,018	2,421	194
モデル更新/変更	-57	237	-230	0	0	-50	-4
手法および方針	-665	-1,565	0	1,475	0	-754	-60
取得および処分	0	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	-27	-58	-84	-7
その他	0	0	0	0	0	0	0
マーケット・リスクRWA期末残高	5,957	14,271	8,662	273	4,599	33,762	2,701

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
マーケット・リスクRWA期首残高	49,553	64,209
リスク水準の変動	-17,323	-27,671
市場データの変動および再調整	2,421	3,919
モデル更新	-50	1,501
手法および方針	-754	5,707
取得および処分	0	0
外国為替変動	-84	1,888
マーケット・リスクRWA期末残高	33,762	49,553

マーケット・リスクの分析は、バリュエーション・アット・リスク、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク、追加的リスク資本賦課、包括的リスク計測に係る当行の内部モデルにおける変動、およびマーケット・リスク標準的アプローチの結果を対象としている。これらは、上表の「その他」の区分に含まれる。マーケット・リスク標準的アプローチは、トレーディング証券化商品、nthトゥ・デフォルト・デリバティブ、長期のエクスポージャー、関連する集団投資事業およびポストバンクに係るマーケット・リスクRWAを対象としている。

市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の区分に含まれている。手法の高度化またはリスクの範囲の拡大等、マーケット・リスクRWAの内部モデルに対する変更は、「モデル更新」の区分に含まれている。「手法および方針」の区分には、規制の改訂によるマーケット・リスクRWAモデルおよび算定の変更が反映されている。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の項目に配分される。「外国為替変動」の影響は、CRMおよび標準的アプローチの手法についてのみ算定されている。

2016年12月31日現在、マーケット・リスクに係るRWAは338億ユーロであった。これは、2015年12月31日以降、158億ユーロ（32%）のRWAの減少であった。当該減少は、主に、リスク水準の低下によるものであった。これは、非中核事業部門における重要なリスク圧縮活動によるもので、特に、包括的リスク計測および証券化に係るマーケット・リスク標準的アプローチの両方に影響を与えた。加えて、グローバル・マーケットにおけるエクスポージャーの水準が低下したことが、他のマーケット・リスクの構成要素の「リスク水準の変動」の減少に寄与した。

オペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	オペレーシ ョナル・リ スク	所要自己資本	オペレーシ ョナル・リ スク	所要自己資本
	RWA		RWA	
オペレーショナル・リスクRWA期首残高	89,923	7,194	67,082	5,367
損失プロファイルの変動（内部および外部）	7,048	564	24,170	1,934
期待損失の変動	-1,798	-144	-2,216	-177
フォワードルッキングなリスク構成要素	-1,140	-91	163	13
モデル更新	-358	-29	724	58
手法および方針	-1,000	-80	0	0
取得および処分	0	0	0	0
オペレーショナル・リスクRWA期末残高	92,675	7,414	89,923	7,194

内外の損失事象の変動は、「損失プロファイルの変動」の区分に反映されている。「期待損失の変動」の区分は、部門別事業計画に基づき、特定の制約に従い、AMA自己資本の計数から控除されている。「フォワードルッキングなリスク構成要素」の区分には、事業環境および内部統制要因に重点を置いた、主要なリスク指標と自己評価スコアを通じて、定性的調整、従って、オペレーショナル・リスクの日常的管理活動の実効性と実績が反映されている。「モデル更新」の区分には、モデルの変更の実装といったモデルの高度化が含まれる。「手法および方針」の区分には、規制上のアドオン等、外部による変更が反映されている。「取得および処分」には、新規事業または処分された事業に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動が含まれる。

28億ユーロの全体的なRWAの増加は、主に、大規模なオペレーショナル・リスク事象によるものであった。これは、特に金融機関による規制上の問題の解決による、「損失プロファイルの変動」の一部として、AMAモデルに反映されている。2016年12月23日に公表された、2005年から2007年の間の住宅ローン担保証券および関連する証券化業務の発行および引受けに関連した民事訴訟の解決のための当行とアメリカ合衆国司法省の和解については、当行の所要自己資本の十分性を確認するため、2016年の当行のオペレーショナル・リスクプロファイルに対する他の変更と合わせて、分析された。

当行は、AMA自己資本モデルの基礎となる度数分布のモデル化に関して、第1四半期にモデル変更の実施に成功した。その結果、第4四半期の「モデル更新」に表示されているとおり、前年度までの資本アドオンの額を差し替えた。同様に、第4四半期において、当行のモデルのIT環境における潜在的なリスクを記載したより精緻化されたシナリオを用いることについて監督当局による承認を得た上で、ITリスクに係るアドオンを廃止した。これは、「手法および方針」に開示されている。

他のオペレーショナル・リスクRWAの構成要素に係るAMAモデルの高度化による追加の影響は、直近で共同監督チームにより承認されたモデルの変更の実施とともに実現することが見込まれる。

経済的資本

内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している。当行の資本供給の定義は、2016年度第1四半期にCRR/CRD 4の資本フレームワークとの整合性をさらに高めた。その結果、のれんおよびその他の無形資産は、資本需要に追加されるのではなく、現在第2の柱の資本供給から除外されている。過年度の情報は、修正再表示されている。

資本供給と資本需要の合計

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
資本供給		
株主持分	59,833	62,678
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整 ¹	-440	-407
確定給付年金基金資産 ²	-945	-1,173
繰延税金資産	-8,666	-7,762
追加評価調整 ³	-1,398	-1,877
期待ショートフォール	-297	-106
住宅ローンおよび預金保護	-231	-291
自己の資本性金融商品の保有	-45	-62
対応する資金調達が利用可能でない貸出金に分類変更された資産に関する公正価値修正 ⁴	-557	-147
非支配持分 ⁵	0	0
無形資産	-8,982	-10,078
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	11,259	11,962
Tier 2資本性金融商品	8,003	8,016
資本供給	57,534	60,754
経済的資本需要合計		
信用リスク	13,105	13,685
マーケット・リスク	14,593	17,436
オペレーショナル・リスク	10,488	10,243
ビジネス・リスク	5,098	5,931
分散効果	-7,846	-8,852
資本需要	35,438	38,442
内部適正自己資本比率	162%	158%

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 「規制自己資本」の項で適用されているとおりである。

4 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が利用可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。プラスの調整は考慮されていない。

5 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2015年12月31日現在の158%と比較して、2016年12月31日現在162%であった。この比率の変動は、資本供給が、資本需要の減少よりも比例的に少なく減少したことに起因していた。株主持分は28億ユーロ減少したが、これは主に当行の株主に帰属する純利益が減少したことによるものであった。ハイブリッドTier 1資本性金融商品は703百万ユーロ減少したが、これは主に、金融商品の償還によるものであった。資本需要の減少は、「リスク・プロファイル」の項で説明した、所要経済的資本の減少によるものであった。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、本レポートの各項において詳述されるリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

レバレッジ比率

当行は、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行は収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行は、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を監視する。これに基づき、当行は、グループ・リスク委員会（GRC）による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行は当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

改訂版CRR/CRD 4フレームワーク（完全適用）に従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。現在CRR/CRD 4のフレームワークは、関連する金融機関が遵守すべき強制的な最低レバレッジ比率を規定していないが、2016年11月23日に欧州委員会が公表した法案では、3%の最低レバレッジ比率の導入が提案されている。当該法案では、レバレッジ比率が法案の発効から2年後に適用されることになっているが、引き続きEUの金融機関の間で政策的な討議が継続される。

当行は、当行のレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU)第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU)第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。

当行のレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引(SFT)、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー(デリバティブとSFT以外)の構成要素から成る。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価にかかる規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度から控除される。デリバティブ取引で差入れられた現金変動証拠金の資産として認識された債権の控除は、レバレッジ比率の共通開示の表のデリバティブ・エクスポージャーに表示されている。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度に含まれる。その結果生じるエクスポージャー測定尺度は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分がさらに減額される。

SFTの構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、相手先信用リスクにかかる規制上のアドオンをSFTエクスポージャー測定尺度に含める。

オフバランス・エクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目(CCF)(0%、20%、50%、または100%)に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランスシート・エクスポージャーの構成要素(デリバティブおよびSFTを除く)は、資産(デリバティブおよびSFTを除く)の会計上の価値およびTier1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を、2016年2月16日の欧州連合官報で公表された委員会実施規則(EU)第2016/200号に基づき、欧州委員会が採用した実施技術基準(ITS)の開示表で表示するものである。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
公表された財務諸表における資産合計	1,591	1,629
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	0	3
デリバティブ金融商品に関する調整	-276	-263
証券金融取引に関する調整(SFT)	20	25
オフバランス項目に関する調整(すなわち、オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への転換)	102	109
その他の調整	-90	-107
レバレッジ比率合計エクスポージャー測定尺度	1,348	1,395

レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
デリバティブ・エクスポージャー合計	177	215
証券金融取引エクスポージャー合計	135	164
オフバランス・エクスポージャー合計	102	109
その他の資産	948	924
完全適用によるTier 1資本の算定上控除された資産額	-15	-17
完全適用によるTier 1資本	46.8	48.7
エクスポージャー総額	1,348	1,395
レバレッジ比率 - 完全適用によるTier 1資本の定義を使用	3.5%	3.5%

2016年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2016年12月31日現在、完全適用によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は3.5%であった。これに対し、2015年12月31日現在のレバレッジ比率は3.5%であった。2016年12月31日現在の値には、適用されるエクスポージャー測定尺度が13,480億ユーロに対して完全適用によるTier 1資本は468億ユーロ(2015年12月31日現在ではそれぞれ13,950億ユーロおよび487億ユーロ)として計算されている。

当行の経過規定によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は、2016年12月31日現在、4.1%であり、経過規定により適用されるエクスポージャー測定尺度は13,500億ユーロとすると、Tier 1資本は555億ユーロとして算定された。経過規定における当該エクスポージャーは、完全適用によるエクスポージャーよりも20億ユーロ高かった。これは、経過規定の下では、Tier 1資本の算定において控除される資産の金額がより低いからである。

2016年度にかけて、当行のレバレッジ比率のエクスポージャーが480億ユーロ減少し、13,480億ユーロとなった。これは、主に相殺後の売建クレジット・デリバティブの将来の潜在的エクスポージャーおよび実効想定元本に対するアドオンの減少に主に関連した380億ユーロのデリバティブ・エクスポージャーの減少が反映されている。さらに、貸借対照表上のSFT関連項目(償却原価および公正価値の両方に基づき、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券、ならびにプライム・ブローカレッジ業務に係る債権)における全般的な減少が反映され、SFTエクスポージャーが290億ユーロ減少した。加えて、取消不能貸出コミットメントおよび偶発債務の想定元本額が減少したことに応じて、オフバランスシートのエクスポージャーが70億ユーロ減少した。前述のレバレッジ比率のエクスポージャーの減少は、250億ユーロのその他の資産の増加によって一部相殺された。これは、主に、デリバティブ以外のトレーディング資産、貸出金および売却可能金融資産の減少によって相殺された、当行の貸借対照表上の現金および中央銀行預け金の増加によって相殺された。

2016年度のレバレッジ比率のエクスポージャーの減少には、110億ユーロの為替の影響が含まれる。これは、主に米ドルに対するユーロ安に起因するが、英ポンドに対するユーロ高によって一部相殺された。

IFRSに基づき計上された総資本に対するIFRSに基づき計上された総資産の比率で算定されるレバレッジ比率は、2016年12月31日現在は25%、2015年12月31日現在は24%であった。

Tier 1資本の推移の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

信用リスク・エクスポージャー

相手先信用エクスポージャーは、当行の伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金や偶発負債といった要素を含む。）に加え、一定の金融商品（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブを含む。）における顧客との直接的トレーディング活動から発生する。エクイティ商品および取引クレジット商品（債券等）における当行のポジションから、債務不履行リスクも発生する。

当行では、相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

最大信用リスク・エクスポージャー

『

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の当行の財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング契約の影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行は、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

最大信用リスク・エクスポージャー

2016年12月31日現在

	最大信用リス ク・エクスポ ージャー ²	ネットィング	信用補完		信用補完 合計
			担保	保証およびクレ ジット・デリバ ティブ ³	
単位：百万ユーロ ¹					
現金および中央銀行預け金	181,364	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	11,606	0	0	25	25
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	16,287	0	15,944	0	15,944
借入有価証券	20,081	0	19,193	0	19,193
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁴	667,411	389,475	139,274	1,241	529,990
トレーディング資産	95,410	0	3,601	1,007	4,607
デリバティブ金融商品のプラスの時価	485,150	386,727	64,438	164	451,329
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 された金融資産	86,850	2,748	71,235	70	74,054
このうち：					
売戻条件付買入有価証券	47,404	2,748	44,591	0	47,339
借入有価証券	21,136	0	20,918	0	20,918
売却可能金融資産 ⁴	54,275	0	560	28	589
貸出金 ⁵	413,455	0	210,776	30,189	240,965
満期保有目的有価証券	3,206	0	0	0	0
信用リスクにさらされるその他の資産	76,036	39,567	1,061	80	40,708
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁶	52,341	0	5,094	8,661	13,756
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連 コミットメント ⁶	166,063	0	8,251	7,454	15,705
最大信用リスク・エクスポージャー	1,662,125	429,042	400,153	47,679	876,874

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（744,159百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

5 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

6 数値は名目金額で反映されている。

2015年12月31日現在

	最大信用リス ク・エクスポ ージャー ²	ネットィング	保証およびクレ ジット・デリバ ティブ ³		信用補完
			担保		信用補完 合計
単位：百万ユーロ ¹					
現金および中央銀行預け金	96,940	0	22	-	22
インターバンク預け金（中央銀行以外）	12,842	0	57	13	70
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	22,456	0	22,037	0	22,037
借入有価証券	33,557	0	32,031	0	32,031
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁴	734,449	409,317	152,858	699	562,874
トレーディング資産	119,991	0	4,615	519	5,134
デリバティブ金融商品のプラスの時価	515,594	407,171	69,008	106	476,285
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	98,864	2,146	79,235	74	81,455
このうち：					
売戻条件付買入有価証券	51,073	2,146	47,664	0	49,811
借入有価証券	21,489	0	21,154	0	21,154
売却可能金融資産 ⁴	71,368	0	760	-	760
貸出金 ⁵	432,777	0	207,923	30,188	238,111
信用リスクにさらされるその他の資産	78,978	58,478	386	365	59,229
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁶	57,325	0	5,730	8,166	13,897
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連 コミットメント ⁶	174,549	0	6,973	6,275	13,248
最大信用リスク・エクスポージャー	1,715,241	467,795	428,777	45,707	942,279

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（655,584百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

5 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

6 数値は名目金額で反映されている。』

2016年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーの全般的な減少は、期中におけるデリバティブ金融商品のプラスの時価の304億ユーロの減少、トレーディング資産の246億ユーロの減少、貸出金の193億ユーロの減少、売却可能金融資産の171億ユーロの減少、および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産の120億ユーロの減少の影響によるものであり、現金および中央銀行預け金の844億ユーロの増加により一部相殺された。

『

2016年12月31日現在、トレーディング資産の区分には、81%超が投資適格（2015年12月31日現在79%超）のトレーディング可能債券813億ユーロ（2015年12月31日現在1,032億ユーロ）が含まれていた。上記の売却可能金融資産の区分は、主に98%超が投資適格（2015年12月31日現在95%超）の負債証券を反映していた。

信用補完は、3つの区分（ネットィング、担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブ）に分けられる。ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断に対しては慎重なアプローチが取られ、市場動向が無担保エクスポージャーの積み上げにつながらないようにしている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主に西ヨーロッパ諸国および米国に所在している。さらに当行は、均質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ（主にドイツにおける住宅用不動産から主に構成される。）の担保プールを有している。』

[次へ](#)

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

F

当行は、信用の質を内部格付から導き出し、当行のエクスポージャーを以下に示す各クラスにグループ化している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

	2016年12月31日現在						
単位：百万ユーロ ¹	iAAA-iAA	iA	iBBB	iBB	iB	iCCC以下	合計
現金および中央銀行預け金	174,978	4,241	1,778	238	81	47	181,364
インターバンク預け金（中央銀行以外）	5,546	3,452	1,612	689	112	195	11,606
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付 買入有価証券	3,542	7,734	1,028	2,624	1,338	22	16,287
借入有価証券	16,036	2,882	802	343	18	0	20,081
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²	277,645	258,627	61,162	52,904	11,183	5,889	667,411
トレーディング資産	46,398	10,956	12,024	17,729	5,833	2,471	95,410
デリバティブ金融商品のプラスの時価	188,037	234,491	38,113	19,138	3,297	2,073	485,150
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	43,211	13,180	11,024	16,037	2,053	1,344	86,850
このうち：							
売戻条件付買入有価証券	13,622	10,684	7,401	13,667	1,165	866	47,404
借入有価証券	18,697	1,498	937	4	0	0	21,136
売却可能金融資産 ²	42,808	6,616	2,106	577	72	254	52,433
貸出金 ³	44,116	52,421	127,682	121,213	42,941	14,273	402,645
このうち、IAS第39号に従って分類変更 された貸出金	54	28	341	26	68	87	604
満期保有目的有価証券	3,206	0	0	0	0	0	3,206
信用リスクにさらされるその他の資産	26,594	25,791	9,656	13,091	630	273	76,036
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁴	5,699	13,712	16,753	9,663	4,477	2,038	52,341
取消不能貸出コミットメントおよびその他の 信用関連コミットメント ⁴	21,479	45,635	47,480	29,274	18,173	4,022	166,063
合計	621,650	421,112	270,058	230,615	79,025	27,013	1,649,473

- 1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。
- 2 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
- 3 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。
- 4 数値は名目金額で反映されている。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ ¹	iAAA-iAA	iA	iBBB	iBB	iB	iCCC以下	合計
現金および中央銀行預け金	91,154	2,377	1,918	1,311	68	111	96,940
インターバンク預け金（中央銀行以外）	4,606	5,450	877	957	18	935	12,842
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	3,607	15,590	1,870	1,234	37	118	22,456
借入有価証券	24,306	5,380	1,461	2,361	49	0	33,557
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²	287,102	302,873	65,479	59,148	13,177	6,669	734,449
トレーディング資産	55,319	14,526	15,837	24,971	5,558	3,780	119,991
デリバティブ金融商品のプラスの時価	184,183	271,328	36,100	17,265	4,894	1,824	515,594
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	47,601	17,019	13,543	16,912	2,724	1,065	98,864
このうち：							
売戻条件付買入有価証券	15,371	10,120	10,053	13,699	968	863	51,073
借入有価証券	17,629	3,819	8	33	0	0	21,489
売却可能金融資産 ²	59,157	4,519	2,070	3,404	159	219	69,528
貸出金 ³	52,022	59,376	123,334	136,404	40,348	9,387	420,871
このうち、IAS第39号に従って分類変更された貸出金	1,672	461	878	627	76	397	4,110
信用リスクにさらされるその他の資産	30,724	26,465	6,924	13,615	941	308	78,978
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁴	6,384	15,464	18,283	10,827	4,668	1,700	57,325
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁴	23,035	46,220	44,603	37,643	21,212	1,834	174,549
合計	582,099	483,714	266,820	266,904	80,678	21,282	1,701,495

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

3 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

4 数値は名目金額で反映されている。』

2016年12月31日現在の信用エクスポージャー合計の全般的な減少（520億ユーロ）は主に、投資適格格付区分（主に「iA」区分）のデリバティブ金融商品のプラスの時価の減少によるものである。

主要な信用エクスポージャーの区分

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行が締結した店頭デリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適切なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネットティングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「売却可能負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行が売却可能として分類した、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネットティングおよび受入担保を適用前）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、伝統的な証券化ポジションならびに持分投資は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2016年12月31日現在									
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	負債証券 ⁴	レポおよびレポ形式の取引 ⁵	合計
グローバル・マーケット	62,567	22,006	656	42,711	11,240	72,180	3,296	91,561	306,216
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	82,620	126,593	48,123	520	1,756	162	272	6,574	266,619
プライベート・ウェルス・アンド・コマース・クライアランス	159,658	9,139	2,664	317	0	1	139	0	171,918
ドイチェ・アセット・マネジメント	343	55	21	27	7	2,569	26	0	3,047
ポストバンク	104,728	7,837	320	420	0	0	17,220	4,290	134,816
非中核事業部門	3,133	131	434	175	191	257	0	34	4,355
連結および調整等	407	302	123	24	0	6,124	33,768	2,450	43,197
合計	413,455	166,063	52,341	44,193	13,193	81,293	54,722	104,909	930,169

1 2016年12月31日現在74億ユーロの減損債権を含む。

2 2016年12月31日現在103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットिंग契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産に係る負債証券および満期保有目的有価証券を含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引 ⁴	合計
グローバル・マーケット	58,092	25,467	1,292	44,824	13,905	85,454	3,454	110,581	343,069
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	97,280	129,420	51,005	503	1,176	147	326	9,986	289,843
プライベート・ウェルス・アンド・コマース・クライアंट	163,772	11,383	3,738	314	0	13	161	0	179,381
ドイチェ・アセット・マネジメント	265	63	22	406	10	4,296	3,281	0	8,343
ポストバンク	103,525	5,798	336	344	0	0	17,128	7,132	134,263
非中核事業部門	9,335	1,642	784	2,625	368	6,934	1,932	14	23,634
連結および調整等	508	775	149	37	0	6,368	41,985	862	50,684
合計	432,777	174,549	57,325	49,053	15,459	103,212	68,266	128,575	1,029,215

- 1 2015年12月31日現在82億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2015年12月31日現在92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 4 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

セグメント再編の一環として、2016年度に財務部のすべての活動が「連結および調整等」に移された。「連結および調整等」に含まれる信用エクスポージャーが増加した主な要因は、財務部の流動性準備金である。財務部の活動に関連する財務資源は、個別の資産項目ではなく各部門の資産合計に配賦されている。主な信用エクスポージャーの区分におけるこうした配賦により、「連結および調整等」の信用エクスポージャー合計は2016年12月31日現在で89億ユーロおよび2015年12月31日現在で92億ユーロに減少し、各部門のその他の合計額がそれぞれ増加することになる。

当行の主要な信用エクスポージャーは990億ユーロ減少した。

- 部門別の内訳は、ポストバンクを除くすべての部門でエクスポージャーの減少が見られた。当行のエクスポージャーは、グローバル・マーケットにおいて369億ユーロ、およびコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングにおいて232億ユーロ減少した。非中核事業部門は193億ユーロの減少を達成した。
- 商品別の内訳は、レポおよびレポ形式の取引、トレーディング可能債券、貸出金および負債証券についてエクスポージャーの大幅な減少が見られた。

産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	負債証券 ⁴	レポおよびレポ形式の取引 ⁵	合計
金融仲介	49,630	31,296	10,189	22,554	3,115	19,580	16,452	104,095	256,911
ファンド運用管理	26,062	6,843	53	1,441	115	1,322	183	59	36,077
製造	29,932	41,801	15,067	2,850	1,658	2,368	302	2	93,980
卸売および小売	16,733	10,473	5,607	518	443	556	30	0	34,360
個人	187,862	9,936	1,267	652	105	2	0	0	199,825
商業用不動産	27,324	4,372	512	1,780	2,015	861	78	67	37,008
公共部門	15,707	1,795	189	6,457	629	47,265	35,515	480	108,037
その他	60,206	59,548	19,456	7,941	5,114	9,339	2,162	205	163,972
合計	413,455	166,063	52,341	44,193	13,193	81,293	54,722	104,909	930,169

- 1 2016年12月31日現在74億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2016年12月31日現在103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 4 売却可能金融資産に係る負債証券および満期保有目的有価証券を含む。
- 5 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金 ^{1,2}	取消不能貸出コミットメント ^{2,3}	偶発負債	OTCデリバティブ ⁴	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引 ⁵	合計
金融仲介	61,357	33,391	11,717	26,539	3,815	24,761	23,772	124,340	309,692
ファンド運用管理	25,923	8,952	381	1,601	118	2,303	461	237	39,976
製造	27,937	40,969	17,192	2,885	1,500	2,341	314	-	93,137
卸売および小売	18,209	12,594	5,424	1,038	499	564	95	1	38,423
個人	200,818	11,638	2,013	719	128	-	0	34	215,350
商業用不動産	22,578	4,803	681	1,812	3,429	738	205	40	34,285
公共部門	17,113	2,510	280	6,170	491	55,774	39,085	2,242	123,664
その他	58,842	59,692	19,636	8,289	5,478	16,731	4,333	1,680	174,688
合計	432,777	174,549	57,325	49,053	15,459	103,212	68,266	128,575	1,029,215

1 2015年12月31日現在82億ユーロの減損債権を含む。

2 比較数値は、産業部門の変更を反映させるために修正再表示されている。

3 2015年12月31日現在92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

4 適宜、ネットिंग契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

上記の表は、当行の産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、当行が取引を行う相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。

産業別で見ると、当行の信用エクスポージャーの昨年比の減少は、レポおよびレポ形式の取引ならびにトレーディング可能債券のエクスポージャーに起因する、金融仲介の減少（528億ユーロ）および公共部門の減少（156億ユーロ）、また、主に減少した貸出金エクスポージャーに割り当てられる「個人」区分における減少（155億ユーロ）によるものである。

金融仲介、製造ならびに公共部門の各産業部門に対する貸出金エクスポージャーは、その大部分が、投資適格の貸出金から成る。当該ポートフォリオは、当行の「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品特有の集中に応じた多様な統制が含まれている。

シンジケートを意図した貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受与信委員会および/または取締役会のレビューを受ける。こうした取引の組成は、リスク圧縮が適時に、かつ費用効果の高い方法で達成できるよう、極めて重要視されている。これらの区分内のエクスポージャーは、大半が良質の借手に対するものであり、また信用ポートフォリオ戦略グループの活動の記載において概説した更なるリスク軽減の対象にもなっている。

2016年12月31日現在1,879億ユーロ（2015年12月31日現在2,008億ユーロ）の当行の個人の貸出金エクスポージャーは、当行のPCCおよびポストバンクのポートフォリオに主に関連している。当該ポートフォリオのうち1,506億ユーロ（80%）はモーゲージから成り、このうち1,195億ユーロがドイツで保有されている。残りのエクスポージャー（376億ユーロ、20%）は主に、消費者金融業務関連である。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は主に自動判定エンジンをういて導き出される。

モーゲージ業務は主に、所有者占有不動産に関する融資であり、ヨーロッパ（主にドイツだが、スペイン、イタリアおよびポーランドにもある。）における多様な業務チャネルにより販売される。そのエクスポージャーは通常、不動産価格を超えることはない。消費者金融は、個人向け分割返済ローン、クレジット・ラインおよびクレジット・カードに区分される。多様な貸出要件（最大貸出金額および最長期間を含むが、これに限定されない。）が規定されており、これを地域の状況および/または借手の環境に適合させる（例えば、消費者貸出金については、最大貸出金額は個人の正味所得を考慮する。）。金利は、特にドイツでは、一定期間にわたり概ね固定されている。第二順位抵当貸出金は、積極的に推進していない。

モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者金融貸出金よりも大口であり、より長期のタイム・ホライズンで供与される。消費者金融貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。無担保であることに鑑み、これらは、モーゲージに比べて金額的にもより小口であり、より短期で供与される。当行の引受基準およびプロセス、分散されたポートフォリオ（顧客/不動産）、ならびに低い融資（以下「LTV」という。）比率に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者金融は中リスクとして分類されている。

主に米国および欧州における当行の商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保されている。2016年度において、与信引受要件の政策ガイドラインにより、通常75%未満のLTV比率を維持することが規定されている。さらに、基礎となる担保の重要性に鑑み、当行の評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金について、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格を定期的にレビューし、批判的に検討することに責任を負う。

商業用不動産グループは、例外的な場合にのみ、メザン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している（ただし、当行はメザン・ローンの引受は行っている。）。また、ポストバンクのポートフォリオは、重要性の低い劣後トランシェのサブ・ポートフォリオを保有している。分配のために組成された貸出金は、パイプライン限度枠に基づき、慎重に監視

される。証券化された貸出金のポジションは完全に売却される（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）が、一方で当行は、銀行シンジケート・ローンの一部は頻繁に留保している。この保有ポートフォリオは償却原価で保有され、これもまた上述の原則および政策ガイドラインの対象となる。当行はまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の公開会社（通常、投資適格）を対象とした、保守的に引き受ける無担保クレジット・ラインにも関与している。当行は、固定金利（通常、証券化商品）および変動金利の両方の貸出金を提供しており、金利エクスポージャーはヘッジの取決めの対象となっている。さらに、準不履行および不履行の貸出金および貸出金プールを、他の金融機関から、名目金額および現在の担保価値の双方に対して通常は大幅に割引いて取得する。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。NCOU内のエクスポージャーは年間を通じてさらに減少し、2016年12月31日現在の商業用不動産ポートフォリオ全体の3%未満を占めている。商業用不動産の評価額および賃貸料収入は、マクロ経済の状況および、基礎となる不動産が固有イベントに至ることにより、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳重な制約が課されている。

「その他」の区分の貸出金は、2016年12月31日現在のエクスポージャーが602億ユーロ（2015年12月31日現在588億ユーロ）であり、多数の少額の産業部門に関連し、単独で貸出金合計の6%を超える産業部門はない。

2016年12月31日現在、当行の相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当の信用エクスポージャー総額のうち7%（2015年12月31日現在6%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先のものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

当行の重点産業である「石油およびガス」「金属、鉱業、鉄鋼」「海運」の各産業に対する当行のエクスポージャーは、信用エクスポージャー総額の2%未満である。

「石油およびガス」に対する当行の貸出金エクスポージャーは、約80億ユーロである。当行の信用エクスポージャーのうち約50%が、投資適格な債務者であり、主により強靱な国際石油資本および国営石油・ガス会社に対するものである。当行の「石油およびガス」の信用ポートフォリオのうち、高リスクで、石油価格の下落により影響を受ける、非投資適格区分である「探査・製造」（主に有担保のシニア部分）、「石油・ガスサービス、設備備品」セグメントが占める割合は25%未満である。

「金属、鉱業、鉄鋼」ポートフォリオに対する当行の貸出金エクスポージャーは、約60億ユーロである。当該ポートフォリオは当行の事業会社向け信用ポートフォリオ全体と比較して信用力が低く、投資適格比率はわずか27%である。当産業の構造に従い、当行のポートフォリオの重要なシェアを新興市場の国々が占めている。当行の戦略は、著しい供給過剰の結果、価格やマージンにプレッシャーがかかっているために増加したリスクから発生している当該信用ポートフォリオを低減することである。

「海運」に対する当行の貸出金エクスポージャーは、約50億ユーロであり、大半が担保で保全されている。取引先が主にヨーロッパに所在しているにもかかわらず、取引からの収益を分散させるため、グローバルなリスクを有する船舶の種類全体にわたって当該ポートフォリオを分散させている。当該ポートフォリオの大部分は、ここ数年の長引く厳しい市場環境を反映して、非投資適格区分である。ドイツ「KG」部門へのエクスポージャー（クローズド・エンド・ファンドによる船舶のノンリコース・ファイナンス）は、「海運」に対するエクスポージャー総額の10%未満である。

F

地域別の主要な信用エクスポージャー区分

2016年12月31日現在									
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	負債証券 ⁴	レボおよびレボ形式の取引 ⁵	合計
ドイツ	197,368	27,954	11,511	2,636	236	3,070	12,970	5,571	261,316
西ヨーロッパ (ドイツを除く)	96,297	36,496	15,798	22,852	2,800	19,565	26,755	18,811	239,375
このうち：									
フランス	2,703	5,854	1,373	1,436	216	2,255	4,866	1,830	20,534
ルクセンブルグ	19,312	2,998	575	1,521	330	1,228	7,179	372	33,515
オランダ	8,934	6,370	1,749	3,270	224	2,164	4,143	474	27,328
英国	7,942	7,331	1,422	7,925	519	4,224	1,929	9,327	40,620
東ヨーロッパ	9,664	1,475	1,437	456	1,121	1,288	1,713	36	17,191
このうち：									
ポーランド	7,402	702	208	65	6	281	1,542	0	10,205
ロシア	836	432	425	38	645	174	77	0	2,626
北アメリカ	69,921	92,699	12,013	12,162	6,471	36,332	11,444	61,771	302,814
このうち：									
カナダ	2,247	2,288	163	1,723	112	628	249	95	7,505
ケイマン諸島	2,993	1,045	86	725	37	1,215	24	11,679	17,804
米国	56,567	87,503	11,336	9,307	6,181	30,961	10,843	47,528	260,225
中央および南アメリカ	5,338	1,113	1,196	1,020	621	1,975	202	890	12,356
このうち：									
ブラジル	1,655	178	626	207	61	843	179	594	4,342
メキシコ	618	414	170	299	73	561	0	10	2,145
アジア/太平洋	31,644	5,782	9,958	4,753	1,606	18,525	1,425	17,515	91,208
このうち：									
中国	2,953	722	1,113	446	11	687	0	1,945	7,877
日本	888	299	350	941	95	3,932	17	9,002	15,522
韓国	1,393	59	767	692	0	1,609	0	0	4,521
アフリカ	2,045	421	387	164	335	419	0	314	4,085
その他	1,178	122	40	150	3	119	212	0	1,825
合計	413,455	166,063	52,341	44,193	13,193	81,293	54,722	104,909	930,169

1 2016年12月31日現在74億ユーロの減損債権を含む。

2 2016年12月31日現在103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産に係る負債証券および満期保有目的有価証券を含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	売却可能負債証券	レポおよびレポ形式の取引 ⁴	合計
ドイツ	203,387	23,621	11,663	3,044	530	5,065	20,080	6,568	273,957
西ヨーロッパ (ドイツを除く)	100,414	42,700	17,525	21,156	3,237	21,463	37,684	30,240	274,420
このうち：									
フランス	2,335	5,904	1,535	1,015	279	3,445	6,875	3,514	24,901
ルクセンブルグ	19,890	3,140	648	1,629	481	1,746	9,937	318	37,790
オランダ	10,405	5,851	2,348	3,498	297	2,508	6,243	456	31,606
英国	8,828	9,880	1,608	6,161	508	4,614	4,762	16,352	52,713
東ヨーロッパ	10,319	1,946	1,650	450	1,409	2,738	244	55	18,811
このうち：									
ポーランド	7,434	705	281	50	-	1,640	85	-	10,195
ロシア	1,295	533	583	42	953	113	-	1	3,520
北アメリカ	72,008	96,310	14,154	14,468	6,784	50,842	7,890	74,061	336,517
このうち：									
カナダ	1,481	2,391	590	1,764	54	1,016	659	1,676	9,631
ケイマン諸島	2,882	1,931	91	919	149	1,724	62	12,459	20,216
米国	60,991	90,773	12,966	11,367	6,146	47,786	7,158	58,496	295,683
中央および南アメリカ	6,506	1,111	1,218	1,706	731	2,345	25	1,240	14,883
このうち：									
ブラジル	2,267	344	587	458	53	1,191	4	526	5,430
メキシコ	731	102	91	331	107	363	19	378	2,121
アジア/太平洋	37,202	7,685	10,321	7,901	2,201	20,372	2,075	14,794	102,551
このうち：									
中国	5,646	1,005	954	571	32	976	-	964	10,149
日本	848	336	357	1,348	41	3,930	22	5,556	12,438
韓国	2,158	16	919	1,000	0	1,359	8	-	5,460
アフリカ	2,123	501	537	300	227	324	100	351	4,464
その他	817	674	258	29	340	62	166	1,266	3,612
合計	432,777	174,549	57,325	49,053	15,459	103,212	68,266	128,575	1,029,215

1 2015年12月31日現在82億ユーロの減損債権を含む。

2 2015年12月31日現在92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。』

上記の表は、当行の地域別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先の所在国に基づいて割り当てられている。「所在国の観点」に関する詳細については、本報告書の「一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー」の項も参照のこと。

『

当行の貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行の本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行のモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ業務、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにあった。産業の観点からは、高格付の銀行および保険会社が、OTCデリバティブ、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引からのエクスポージャーの重要部分を占めていた。トレーディング可能資産については、公共部門企業も、エクスポージャーの大きな割合を占めていた。』

当行の貸出金勘定は、2015年12月31日現在では4,328億ユーロであったのに対し、2016年12月31日現在では4,135億ユーロに減少した。これは主に、ドイツおよびアジア/太平洋におけるエクスポージャーの水準の低下によるものである。個人および金融仲介の貸出金勘定は最大の減少となった。ドイツおよび米国の貸出金の減少は主に、リスク・ウェイトド・アセットを減少させるためにコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングおよび非中核事業部門において実施された、管理された減少に起因している。レポおよびレポ形式の取引は、主として北アメリカおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）において、237億ユーロ減少した。この減少は、当行の顧客の貸借対照表における減少、企業の資金調達需要の低下、および短期的なカバレッジ要件の引き下げに起因している。

一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー

ソブリン・リスクに関連した懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。

当行の「所在国の観点」において、当行は、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産がこれらのユーロ圏諸国からであるかにかかわらず、主要な相手先の所在国に割り当てることにより集約している。このため当行は、グループ親会社が他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。

以下の表は、所在国の観点に基づいており、当該ユーロ圏諸国に対する当行の総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーの金額、および当行の正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在するクレジット・デリバティブの正味購入プロテクション、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特にリテール・ポートフォリオに関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブのマーギニング（証拠金の評価）の取決めに基づく。）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用リスク引当金も反映している。一定の場合には、当行の相手先の未利用のコミットメントを利用する能力が、特定の契約書に含まれる条件によって制限される。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、および更なるリスク軽減措置（クレジット・デリバティブの売却／（購入）プロテクションの正味名目金額を含む。）の影響を考慮後で表示されている。記載されている一定のヨーロッパ諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行のコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質により、例えば同一の名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク・レベルを示すように、国別に区分した名目金額に関する意味のある表示は不可能である。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー - 所在国の観点

単位：百万ユーロ	ソブリン		金融機関			法人		リテール			その他		合計
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	
	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在 ¹	現在 ¹	現在	
ギリシャ													
総額	89	0	743	732	986	1,539	6	7	0	0	1,824	2,277	
未利用	0	0	31	23	21	118	0	0	0	0	52	142	
正味	83	0	258	237	15	95	1	1	0	0	357	333	
アイルランド													
総額	826	459	908	998	9,280	8,752	31	35	3,263 ²	4,361 ²	14,308	14,605	
未利用	0	0	42	23	2,000	2,568	1	0	172 ²	393 ²	2,214	2,984	
正味	569	28	352	528	5,374	5,327	5	5	3,459 ²	4,347 ²	9,759	10,235	
イタリア													
総額	2,735	4,048	3,051	2,421	10,591	10,642	17,122	17,841	358	470	33,857	35,421	
未利用	32	25	74	73	4,730	4,622	208	148	26	24	5,069	4,892	
正味	438	507	920	754	7,514	7,093	7,288	6,989	344	448	16,504	15,792	
ポルトガル													
総額	61	112	127	260	1,424	1,509	1,674	1,743	65	59	3,352	3,684	
未利用	0	0	12	22	232	210	12	25	0	0	256	258	
正味	79	64	73	181	1,205	1,111	143	202	65	59	1,564	1,616	
スペイン													
総額	1,325	729	1,947	1,292	8,340	9,350	9,770	9,928	112	257	21,493	21,556	
未利用	0	0	261	203	4,310	4,235	283	298	3	14	4,858	4,750	
正味	1,195	757	971	516	6,643	6,838	1,935	1,872	265	476	11,009	10,458	
総額合計	5,037	5,348	6,776	5,703	30,621	31,792	28,603	29,553	3,797	5,147	74,835	77,544	
未利用合計	33	25	419	344	11,292	11,754	504	472	202	431	12,449	13,026	
正味合計 ³	2,364	1,356	2,574	2,216	20,751	20,463	9,371	9,069	4,133	5,330	39,194	38,434	

- 2016年12月31日現在の正味のエクスポージャー全体の約68%が翌5年以内に期日到来する。
- アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。
- 正味エクスポージャー合計は、デリバティブの信用評価調整（2016年12月31日現在281百万ユーロ、2015年12月31日現在159百万ユーロ）を除外している。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は2016年度に760百万ユーロ増加した。この増加は、イタリアおよびスペインに対するエクスポージャーの増加に起因しており、アイルランドに対するエクスポージャーの減少により一部相殺された。

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

下記の金額は、「所在国の観点」の当行の正味のソブリン・エクスポージャーを反映している。

『

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

	2016年12月31日現在				2015年12月31日現在			
	ソブリン債 直接的ソブリン・エク スポージャー ¹		メモ項目： ソブリン債 を参照資産 とするCDSの 正味ソブリ ン・エクス ポージャー 正味公正価 値 ²		ソブリン債 直接的ソブリン・エク スポージャー ¹		メモ項目： ソブリン債 を参照資産 とするCDSの 正味ソブリ ン・エクス ポージャー 正味公正価 値 ²	
単位：百万ユーロ								
ギリシャ	89	-6	83	2	0	0	0	0
アイルランド	569	0	569	74	55	-28	28	1
イタリア	2,662	-2,223	438	398	3,989	-3,482	507	36
ポルトガル	61	17	79	-8	112	-48	64	-9
スペイン	1,322	-127	1,195	279	725	32	757	-12
合計	4,703	-2,339	2,364	744	4,881	-3,526	1,356	17

1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債、売却可能、および償却原価で計上される貸出金として分類された債務を含む。

2 この金額は、それぞれの国のソブリン債を参照資産とするクレジット・デフォルト・スワップに関連した正味公正価値（すなわち、相手先の信用リスク）を反映している。』

正味のソブリンリスク・エクスポージャーの2015年度末からの増加10億ユーロは、アイルランドおよびスペインにおける負債証券の増加を主に反映している。

上記に示された直接的ソブリン・エクスポージャーは、償却原価で保有されるソブリンに対する貸出金簿価を含んでおり、2016年12月31日現在ではイタリア261百万ユーロおよびスペイン401百万ユーロ、2015年12月31日現在ではイタリア273百万ユーロおよびスペイン478百万ユーロであった。

信用エクスポージャーの分類

当行はまた、信用エクスポージャーを大きく分けて二つの項目、消費者信用エクスポージャーおよび法人信用エクスポージャーに分類している。

- 当行の消費者信用エクスポージャーは、主としてドイツ、イタリアおよびスペインの小口標準的均質貸出金によって構成されており、個人向け貸出金、住宅用および住宅用以外のモーゲージ貸出金、当座貸越、ならびに当行の個人顧客向けおよびリテール業務の自営業および中小企業顧客向け貸出金が含まれる。
- 当行の法人信用エクスポージャーは、消費者信用エクスポージャーとして定義されたもの以外のすべてのエクスポージャーによって構成される。

法人信用エクスポージャー

下記の表は、当行の法人信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 総額

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

2016年12月31日現在

格付区分	デフォルト 確率 ¹	貸出金	取消不能貸出 コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティ ブ ³	負債証券 ⁴	合計
iAAA - iAA	0.00-0.04 %	43,149	21,479	5,699	16,408	46,014	132,749
iA	0.04-0.11 %	39,734	45,635	13,712	12,566	6,616	118,264
iBBB	0.11-0.5 %	57,287	47,480	16,753	8,300	1,696	131,515
iBB	0.5-2.27 %	46,496	29,274	9,663	5,333	366	91,132
iB	2.27-10.22 %	22,920	18,173	4,477	1,053	9	46,631
iCCC以下	10.22-100 %	15,069	4,022	2,038	533	21	21,683
合計		224,655	166,063	52,341	44,193	54,722	541,974

1 1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 2016年12月31日現在の103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。

4 売却可能金融資産に係る負債証券および満期保有目的有価証券を含む。

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

2015年12月31日現在

格付区分	デフォルト 確率 ¹	貸出金	取消不能貸出 コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティ ブ ³	売却可能 負債証券	合計
iAAA - iAA	0.00-0.04 %	50,712	23,035	6,384	22,753	59,157	162,042
iA	0.04-0.11 %	49,197	46,220	15,464	10,998	4,515	126,394
iBBB	0.11-0.5 %	62,044	44,603	18,283	7,871	1,911	134,711
iBB	0.5-2.27 %	51,454	37,643	10,827	5,358	2,621	107,904
iB	2.27-10.22 %	20,610	21,212	4,668	1,558	57	48,105
iCCC以下	10.22-100 %	9,853	1,834	1,700	515	4	13,906
合計		243,871	174,548	57,325	49,053	68,266	593,063

1 1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 2015年12月31日現在の92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。

上記の表は、2016年度における当行の法人信用エクスポージャーの511億ユーロ(8.6%)の全般的な減少を示している。貸出金の減少192億ユーロは、主にドイツおよびアジア/太平洋において計上している。この減少は主に、リスク・ウェイトド・アセットを減少させるためにコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングおよび非中核事業部門において実施された、管理された減少に起因している。負債証券の135億ユーロの減少は、ほぼ全額が最上位の格付区分に関連しており、主に、リスク・ウェイトド・アセットの減少を目的とした、戦略的流動性準備金の債券ポジションにおける売却活動に起因している。取消不能貸出コミットメントの減少85億ユーロは、主に西ヨーロッパ(ドイツを除く)、北アメリカおよびアジア/太平洋において計上しているが、ドイツにおける増加により一部相殺された。リスク軽減前の法人信用エクスポージャーの質は、2015年12月31日現在と比較して安定した状態を保っており、投資適格格付のエクスポージャーが71%を占めていた。

当行は上述のリスク軽減技法を使用して、当行の法人信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。下記の表は、担保、保証およびヘッジを控除後の当行の法人信用エクスポージャーの推移に関する開示である。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 純額

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

2016年12月31日現在¹

格付区分	デフォルト 確率 ²	貸出金	取消不能貸出 コミットメント	偶発負債	OTCデリバティブ	負債証券	合計
iAAA - iAA	0.00-0.04 %	32,305	19,653	4,351	10,480	46,014	112,802
iA	0.04-0.11 %	24,970	41,435	11,393	10,032	6,616	94,448
iBBB	0.11-0.5 %	28,369	43,659	13,845	7,439	1,672	94,984
iBB	0.5-2.27 %	19,573	27,206	5,932	4,034	361	57,105
iB	2.27-10.22 %	8,090	16,745	2,176	1,020	9	28,041
iCCC以下	10.22-100 %	5,954	2,872	889	509	21	10,246
合計		119,261	151,571	38,586	33,514	54,694	397,626

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

2015年12月31日現在¹

格付区分	デフォルト 確率 ²	貸出金	取消不能貸出 コミットメント	偶発負債	OTCデリバティブ	売却可能 負債証券	合計
iAAA - iAA	0.00-0.04 %	37,450	20,567	4,963	14,844	59,157	136,982
iA	0.04-0.11 %	31,446	42,466	13,256	7,983	4,515	99,666
iBBB	0.11-0.5 %	31,706	41,190	15,230	6,848	1,911	96,885
iBB	0.5-2.27 %	23,865	35,173	6,811	4,139	2,621	72,609
iB	2.27-10.22 %	8,698	20,309	2,411	1,516	57	32,990
iCCC以下	10.22-100 %	4,532	1,670	759	514	4	7,479
合計		137,696	161,375	43,429	35,844	68,266	446,610

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2016年12月31日現在、担保控除後の法人信用エクスポージャーは3,976億ユーロであり、総額の法人エクスポージャーと比較して27% (1,443億ユーロ) のリスク軽減となった。これには、当行の貸出金エクスポージャーが47%と大幅に減少 (低格付の投資適格未満の貸出金の60%の減少および高格付の投資適格評価の貸出金の39%の減少を含む。) したことが寄与している。最下位の格付区分のエクスポージャー総額に対するリスク軽減は53%であり、最上位の格付区分における15%と比較して軽減率が大幅に大きかった。

1,443億ユーロのリスク軽減は、保証およびヘッジ29%ならびにその他の担保71%に分けられる。

法人信用エクスポージャーに関するCPSGのリスク軽減

当行の信用ポートフォリオ戦略グループ(以下「CPSG」という。)は、当行の法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。CPSGのリスク削減活動の名目金額は、2015年12月31日現在の450億ユーロから2016年12月31日現在の433億ユーロに減少した。

CPSGは、2016年12月31日現在で、金融保証により大部分を裏付けられているシンセティック・ローン担保証券により、貸出金および貸出関連コミットメント422億ユーロの信用リスクを軽減した。2015年12月31日現在、このポジションの総額は414億ユーロであった。

また、CPSGは、基礎となる名目金額が11億ユーロのクレジット・デリバティブを保有していた。2015年12月31日現在、このポジションの総額は36億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

CPSGは、IAS第39号に基づく公正価値オプションの使用を選択し、当該オプションの基準が満たされる限り、貸出金およびコミットメントを公正価値で報告している。公正価値で報告されたCPSGの貸出金およびコミットメントの名目金額は、2015年12月31日現在の82億ユーロから期中に減少して2016年12月31日現在には39億ユーロとなった。

消費者信用エクスポージャー

当行の消費者信用エクスポージャーにおいて、当行は期日後90日以上延滞の消費者貸出金および純信用コスト（取戻額を控除後の年間の純引当金繰入額）を監視している。

消費者信用エクスポージャー、延滞消費者貸出金および純信用コスト

	エクスポージャー総額 ¹ (単位：百万ユーロ)		期日後90日以上延滞 (エクスポージャー総額 に対する比率) ¹		純信用コスト (エクスポージャー総額 に対する比率) ²	
	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在 ³	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在 ³	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在 ³
	消費者信用エクスポージャー、ドイツ	150,639	149,748	0.75	0.87	0.13
消費者および中小企業向け融資	20,316	20,326	2.45	2.77	0.99	0.89
モーゲージ貸出	130,324	129,422	0.48	0.57	0.00	0.05
消費者信用エクスポージャー、ドイツ以外	38,162	39,158	4.22	4.89	0.68	0.54
消費者および中小企業向け融資	13,663	13,259	8.44	9.55	0.98	1.18
モーゲージ貸出	24,499	25,898	1.87	2.50	0.51	0.21
消費者信用エクスポージャー総額	188,801	188,906	1.45	1.70	0.24	0.24

1 2016年12月31日現在は31億ユーロ、2015年12月31日現在は36億ユーロの減損債権を含む。

2 各貸借対照表日現在の12ヶ月間の純信用コストを、貸借対照表日現在のエクスポージャーで除して算定されている。

3 2015年12月31日現在のポストバンクのモーゲージ貸出金約454百万ユーロは、ドイツに割り当てられず、ドイツ以外のモーゲージ貸出に割り当てられることとなった。これらのモーゲージ貸出金は、以前はドイツのモーゲージ貸出金として報告されていた、2016年に解約された証券化に関連していた。

当行の消費者信用エクスポージャーの総額は、2015年度末から2016年12月31日にかけて105百万ユーロ（0.1%）減少した。これは、イタリア（-10億ユーロ）、スペイン（-147百万ユーロ）およびポーランド（-105百万ユーロ）における貸出金勘定の減少によるものであり、ドイツ（890百万ユーロ）およびインド（319百万ユーロ）での増加により一部相殺された。イタリア、ドイツ、スペインおよびポーランドにおける総額の変動は、特定の不履行債権ポートフォリオの売却による影響を受けた。また、ポーランドでの減少は、為替の影響を受けた。

当行の消費者信用エクスポージャーに関する期日後90日以上延滞比率は、2015年度末現在の1.70%から、2016年12月31日現在では1.45%に下落した。当行の消費者信用エクスポージャーに対する純信用コスト総額の比率は、0.24%のままであった。この比率は、当社が事業を行っている国における改善された安定した環境とイタリアにおける不履行債権ポートフォリオの売却からプラスの影響を受け、スペインにおける不履行債権ポートフォリオの売却（主にNCOUユニット）からマイナスの影響を受けた。

融資比率バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー¹

	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
50%以下	68%	68%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	9%	9%
90%超100%以下	3%	3%
100%超110%以下	2%	2%
110%超130%以下	1%	1%
130%超	1%	2%

1 エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTVは、エクスポージャー金額を不動産評価額に対する比率として表現する。

当行のLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、当該各担保価値が減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって保証されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行の信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行のリスク管理の不可欠な部分である。当行は通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2016年12月31日現在、モーゲージ貸出ポートフォリオ関連の当行のエクスポージャーの68%は、LTV比率が50%以下であり、昨年同様であった。

デリバティブによる信用エクスポージャー

すべての取引所売買デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次のマーギニングを規定している。当行は、可能な範囲で、CCPのサービスをOTCデリバティブ取引にも使用しており（以下「OTCクリアリング」という。）、これによりCCPの決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド=フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、OTCデリバティブの規制（特定のOTCデリバティブの強制的なクリアリング、為替トレーディングおよび取引報告を含む。）に関する広範なフレームワークと、スワップ・ディーラー、有価証券ベースのスワップのディーラー、主要なスワップ参加者および有価証券ベースのスワップの参加者の登録、資本、証拠金および業務遂行基準に関する規則を規定している。DFAおよび関連する米国先物商品取引員会（以下「CFTC」という。）の規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国での強制的なOTCクリアリングを2013年に導入した。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、中央清算されないOTCデリバティブに関する多数のリスク軽減技法を2013年に、ならびにOTCおよび取引所売買デリバティブに関する報告を2014年に導入した。一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なクリアリングは、2016年6月に開始した。クリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するEU圏内でのマーギニング要求は、まず当初証拠金に関する要件が段階的に導入するスケジュールで2017年2月に開始され、続いて変動証拠金に関する要件が2017年3月に開始された。

CFTCは2016年に、追加的な金利スワップについて2018年10月までに段階的導入を完了するスケジュールでのクリアリングを要求する最終規則を採用した。同じくDFAに従い、CFTCは2016年12月に、特定のコモディティおよび経済的に同等のスワップ、先物ならびにオプションに関してポジション限界値を課す規制を行うよう再提案した。この提案はまだ最終決定されていない。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）は、有価証券ベースのスワップ・ディーラーや主要な有価証券ベースのスワップ参加者の登録、業務遂行基準、取引の確認および検証要件に関する規則も最終決定したが、これらの規則はSECが有価証券のスワップに関してさらなる規則の制定を完了するまで発効しない予定である。最後に、米国の自主規制機関（OCC、連邦準備制度理事会、FDIC、農業信用管理機構およびFHFA）とCFTCは、クリアリングされていないスワップおよび有価証券ベースのスワップに関してマーギニング要求を設ける最終規則を採用した。最終的なマーギニング規定は段階的に導入される予定であり、特定の当初証拠金および変動証拠金に関する要件は2016年9月、追加証拠金に関するマーギニング要求は2017年3月1日、また当初証拠金に関する追加要件は2017年9月から2020年9月までの間に毎年段階的に発効する。関連する適用開始日は、当事者およびその関連会社の取引量に応じて異なる。

以下の表は、クリアリング・チャンネル別のOTCデリバティブ資産・負債の名目金額の内訳の他、デリバティブ取引の名目金額および時価総額を示している。

クリアリング・チャネルおよびデリバティブの種類別のデリバティブの名目金額

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目金額の 期限別分類				プラスの時価	マイナスの 時価	正味時価
	1年以内	1年超 - 5年 以内	5年超	合計			
金利関連：							
OTC	13,214,990	8,828,544	6,102,510	28,146,044	309,405	284,954	24,451
二者間（額）	2,777,349	3,625,915	2,645,075	9,048,340	272,059	248,396	23,664
CCP(額)	10,437,641	5,202,629	3,457,434	19,097,704	37,346	36,558	787
取引所売買	5,013,591	1,387,444	1,174	6,402,209	326	394	-68
金利関連合計	18,228,581	10,215,988	6,103,684	34,548,253	309,731	285,348	24,382
通貨関連：							
OTC	3,994,113	1,053,558	537,044	5,584,715	129,731	126,480	3,251
二者間（額）	3,938,295	1,053,434	537,044	5,528,773	129,288	126,049	3,239
CCP(額)	55,818	124	0	55,942	443	431	12
取引所売買	29,431	398	35	29,864	6	54	-48
通貨関連合計	4,023,544	1,053,956	537,078	5,614,579	129,738	126,534	3,203
エクイティ / 指数関連：							
OTC	366,170	168,529	25,313	560,012	20,358	23,692	-3,334
二者間（額）	366,170	168,529	25,313	560,012	20,358	23,692	-3,334
CCP(額)	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	472,888	74,045	9,006	555,939	6,172	8,575	-2,402
エクイティ / 指数関連合計	839,058	242,574	34,319	1,115,951	26,531	32,266	-5,736
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	297,563	1,076,954	142,572	1,517,089	21,297	22,399	-1,102
二者間（額）	157,950	298,313	58,852	515,115	7,426	8,238	-811
CCP(額)	139,613	778,640	83,720	1,001,974	13,870	14,161	-291
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	297,563	1,076,954	142,572	1,517,089	21,297	22,399	-1,102
コモディティ関連：							
OTC	2,660	1,657	9,222	13,539	479	653	-175
二者間（額）	2,660	1,657	9,222	13,539	479	653	-175
CCP(額)	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	53,757	8,766	0	62,523	440	503	-63
コモディティ関連合計	56,417	10,423	9,222	76,062	918	1,156	-238
その他：							
OTC	13,994	6,856	98	20,948	443	719	-276
二者間（額）	13,963	6,856	98	20,917	433	698	-265
CCP(額)	31	0	0	31	10	21	-11
取引所売買	4,929	0	0	4,929	10	29	-18
その他合計	18,923	6,856	98	25,877	453	747	-295
OTC業務合計	17,889,490	11,136,098	6,816,759	35,842,347	481,712	458,897	22,816
二者間業務合計	7,256,387	5,154,704	3,275,604	15,686,696	430,043	407,725	22,318
CCP業務合計	10,633,102	5,981,394	3,541,155	20,155,651	51,669	51,172	497
取引所売買業務合計	5,574,597	1,470,653	10,214	7,055,464	6,954	9,555	-2,600
総計	23,464,086	12,606,751	6,826,973	42,897,811	488,667	468,451	20,215
プラスの時価（ネットティングおよび 受入現金担保考慮後）	0	0	0	0	44,784	0	0

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目金額の 期限別分類				プラスの時価	マイナスの 時価	正味時価
	1年以内	1年超 - 5年 以内	5年超	合計			
金利関連：							
OTC	10,955,593	9,682,810	6,375,377	27,013,781	345,998	325,179	20,819
二者間（額）	3,906,875	4,952,043	3,205,837	12,064,755	316,736	298,220	18,516
CCP(額)	7,048,718	4,730,767	3,169,540	14,949,025	29,261	26,959	2,302
取引所売買	4,452,134	1,400,495	3,742	5,856,371	272	237	35
金利関連合計	15,407,727	11,083,305	6,379,119	32,870,152	346,270	325,416	20,854
通貨関連：							
OTC	4,672,846	1,134,801	531,085	6,338,731	116,007	115,379	628
二者間（額）	4,644,414	1,134,686	531,085	6,310,184	115,900	115,270	630
CCP(額)	28,432	115	0	28,547	107	109	-2
取引所売買	33,064	15	0	33,079	109	174	-65
通貨関連合計	4,705,910	1,134,815	531,085	6,371,810	116,116	115,553	563
エクイティ / 指数関連：							
OTC	394,193	197,092	23,521	614,806	25,063	28,818	-3,756
二者間（額）	394,193	197,092	23,521	614,806	25,063	28,818	-3,756
CCP(額)	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	501,706	66,571	8,993	577,270	5,533	6,164	-631
エクイティ / 指数関連合計	895,899	263,663	32,514	1,192,076	30,596	34,983	-4,387
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	270,524	949,312	129,622	1,349,458	23,548	20,992	2,556
二者間（額）	176,492	445,572	72,423	694,486	14,784	12,386	2,399
CCP(額)	94,032	503,741	57,199	654,972	8,763	8,606	157
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	270,524	949,312	129,622	1,349,458	23,548	20,992	2,556
コモディティ関連：							
OTC	5,998	1,260	9,516	16,775	776	891	-115
二者間（額）	5,998	1,260	9,516	16,775	776	891	-115
CCP(額)	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	78,204	27,066	10	105,279	497	604	-107
コモディティ関連合計	84,202	28,326	9,526	122,054	1,273	1,496	-223
その他：							
OTC	20,621	5,378	43	26,043	906	1,953	-1,048
二者間（額）	20,618	5,378	43	26,039	902	1,953	-1,051
CCP(額)	3	0	0	3	3	0	3
取引所売買	8,430	11	0	8,441	22	49	-27
その他合計	29,051	5,389	43	34,484	928	2,002	-1,074
OTC業務合計	16,319,775	11,970,654	7,069,164	35,359,593	512,297	493,213	19,084
二者間業務合計	9,148,589	6,736,032	3,842,425	19,727,045	474,162	457,538	16,623
CCP業務合計	7,171,186	5,234,622	3,226,739	15,632,548	38,135	35,674	2,461
取引所売買業務合計	5,073,538	1,494,157	12,746	6,580,441	6,433	7,229	-795
総計	21,393,313	13,464,811	7,081,910	41,940,034	518,730	500,441	18,289
プラスの時価（ネットィングおよび 受入現金担保考慮後）	0	0	0	0	53,202	0	0

株式エクスポージャー

下記の表は、IFRSの定義に基づく当行の持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。当行は、各ポジションを当行のマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

株式エクスポージャーの構成

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
トレーディング株式	75,633	76,044
トレーディング以外の株式 ¹	2,979	3,228
株式エクスポージャー合計	78,613	79,273

1 2016年12月31日現在288百万ユーロおよび2015年12月31日現在642百万ユーロの持分投資ファンドを含む。

2016年12月31日現在、当行のトレーディング株式エクスポージャーは主に、グローバル・マーケット業務からの744億ユーロおよびドイチェ・アセット・マネジメント業務からの12億ユーロから構成されていた。トレーディング株式全体は、ドイチェ・アセット・マネジメントにおけるエクスポージャーの減少に起因して、対前年度比で411百万ユーロ減少したが、グローバル・マーケットにおける増加により一部相殺された。

資産の質

この項では、当行の貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行の経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在		
	法人貸出金	消費者貸出金	合計	法人貸出金	消費者貸出金	合計
延滞しておらず、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	219,106	182,760	401,865	237,758	182,306	420,064
延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	882	2,445	3,327	1,143	2,544	3,687
再交渉されたが、減損していない貸出金	357	459	816	438	437	875
減損債権	4,310	3,137	7,447	4,532	3,619	8,151
合計	224,655	188,801	413,455	243,871	188,906	432,777

延滞貸出金

『

貸出金は、連結を通じて取得したものを除き、契約上合意された元本および/または利息の支払が借手から未払のままである場合に延滞と見なされる。連結を通じて取得した貸出金の場合には、当該貸出金の最初の連結時において一定の支払日に見込まれていた元本および/または利息の支払が借手により未払である場合に延滞と見なされる。

延滞状況別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
30日未満延滞の貸出金	2,116	2,387
30日以上60日未満延滞の貸出金	494	547
60日以上90日未満延滞の貸出金	268	281
90日以上延滞の貸出金	484	540
合計	3,363	3,755

』

産業別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在 ¹
金融仲介	95	203
ファンド運用管理	28	16
製造	278	125
卸売および小売	172	131
個人	2,076	2,495
商業用不動産	190	192
公共部門	12	3
その他	512	592
合計	3,363	3,755

1 比較数値は、産業部門の変更を反映させるために修正再表示されている。

地域別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
ドイツ	1,299	1,430
西ヨーロッパ（ドイツを除く）	1,531	1,417
ヨーロッパ	155	139
北アメリカ	233	641
中央および南アメリカ	18	8
アジア/太平洋	113	106
アフリカ	14	15
その他	0	0
合計	3,363	3,755

当行の減損していない延滞貸出金は、主にPW&CCにおける少数の相手先に起因して392百万ユーロ減少し、2016年12月31日現在で34億ユーロとなった。

『

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保価値の総額（担保の公正価値は貸出金残高を上限としている。）

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
金融およびその他の担保	1,775	2,254
受取保証	148	133
合計	1,923	2,387

』

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保の2016年12月31日現在の総額は、減損していない延滞貸出金が前期と比較して減少したことに伴い減少している。

支払猶予貸出金

経済的または法的理由により、当行は、財政的困難に直面する、または直面する可能性のある借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限って契約上の債務を緩和する場合がある。当行の法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行は一定期間に限って支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いの支払を後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行のリスク管理戦略および現地の法律に依存する。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。

支払猶予貸出金の管理および報告において、当行はEBAによる支払猶予および不履行債権の定義（規制(EU)第575/2013号第99条第(4)項に基づく、支払猶予および不履行エクスポージャーに関する監督報告についての実施技術基準（以下「ITS」という。））に従っている。当行は、貸出金がITSに記載された条件を満たした時点で支払を猶予されたものとして報告し、ITSの

停止要件を満たした時点で支払猶予貸出金の報告から除外している（すなわち、契約は履行中と見なされ、最低2年間の猶予期間が経過しており、猶予期間の少なくとも半分の期間にわたって総額として重要でない元本または利息を定期的に支払っており、猶予期間の終了時に債務者へのエクスポージャーのいずれも30日以上経過していない）。

支払猶予貸出金

単位：百万 ユーロ	2016年12月31日現在				2015年12月31日現在			
	履行		不履行		履行		不履行	
	減損していない	減損している	減損していない	減損している	減損していない	減損している	減損していない	減損している
				支払猶予貸出 金合計				支払猶予貸出 金合計
ドイツ	907	374	983	2,264	1,067	441	1,096	2,605
ドイツ以外	799	709	1,697	3,204	619	716	1,801	3,136
合計	1,706	1,083	2,679	5,468	1,686	1,157	2,897	5,741

2016年の支払猶予貸出金合計の減少273百万ユーロは、リスク圧縮活動を反映したNCOUおよび引き続き好調なドイツ信用市場を受けたPW&CCに主に起因する、ドイツの顧客に対する履行または不履行の支払猶予貸出金によるものである。

減損債権

『

信用リスク管理部は、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の当初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。評価を行う際、当行は、IAS第10号の要件に従い、財務諸表の発日付までに合理的に入手可能な当該事象に関する情報を検討する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- その損失の額について信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、グループ・ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。このレビューの結果は、グループ・ファイナンスおよびリスクの上級管理職に報告され承認される。

減損債権に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。』

減損損失および貸倒引当金

『

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行は減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。貸倒償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に貸倒引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行に移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する貸倒引当金は、貸倒償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連貸倒引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行は、法人信用エクスポージャーの減損を個別に評価しているが、小口標準的均質貸出金の減損については集散的に評価している。

非減損債権に関する集散的評価引当金は、個別に識別されておらず、かつ、小口均質貸出金の減損評価の一部として引当計上されていない発生損失をカバーするための引当金を反映している。

減損損失および信用リスク引当金に関する当行の会計方針の詳細については、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

業務部門別の減損債権、貸倒引当金およびカバレッジ比率

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在			2015年度から2016年度の増加 (減少)	
	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバ レッジ比率 (%)	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバ レッジ比率 (%)	減損債権	減損債権カバ レッジ比率 (%)

グローバル・マーケット ¹	181	187	103	5	83	1,814	177	-1,711
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	2,826	1,706	60	2,154	1,375	64	672	-3
プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアンツ	1,938	1,210	62	2,157	1,332	62	-219	1
ドイチェ・アセット・マネジメント ²	0	1	N/M	0	1	N/M	0	N/M
ポストバンク	1,708	1,007	59	1,846	1,126	61	-138	-2
非中核事業部門	794	432	54	1,989	1,109	56	-1,195	-1
このうち、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された資産	92	69	75	667	389	58	-575	17
連結および調整等 ²	0	4	N/M	0	2	N/M	0	N/M
合計	7,447	4,546	61	8,151	5,028	62	-703	-1

N/M - 表記するに値しない。

- 1 グローバル・マーケットの減損債権は、貸倒引当金により全額カバーされている。これは、貸倒引当金には非減損債権に関する集会的評価引当金が含まれているためである。
- 2 「連結および調整等」ならびに「ドイチェ・アセット・マネジメント」の引当金は全額、非減損債権に関する集会的評価引当金から成る。

産業別の減損債権、貸倒引当金およびカバーレージ比率

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバーレージ 比率(%)
	個別評価	集会的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集 的評価引 当金	非減損債権 に関する集 的評価引 当金	
金融仲介	122	11	133	27	3	47	58
ファンド運用管理	14	7	21	1	0	4	26
製造	524	229	754	476	149	82	94
卸売および小売	472	234	707	223	161	29	58
個人	193	2,467	2,661	220	1,466	67	66
商業用不動産	385	37	422	168	25	39	55
公共部門	19	0	19	4	0	3	35
その他 ¹	2,397	334	2,731	953	168	230	49
合計	4,126	3,321	7,447	2,071	1,972	503	61

1 このうち、「運送・倉庫・コミュニケーション」の減損債権合計額11億ユーロ(40%)、貸出引当金合計額650百万ユーロ(48%)である。残額は様々な産業に分散され、そのうちいずれも単一では「その他」合計額の25%を超えない。

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバーレージ 比率(%)
	個別評価	集会的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集 的評価引 当金	非減損債権 に関する集 的評価引 当金	
金融仲介	159	10	169	38	5	55	58
ファンド運用管理	23	10	33	1	0	7	25
製造	518	247	765	470	149	70	90
卸売および小売	280	257	538	182	154	45	71
個人	332	2,931	3,263	324	1,805	74	67
商業用不動産	860	52	912	503	36	36	63
公共部門	16	0	16	2	0	2	32
その他 ²	2,047	408	2,456	733	186	153	44
合計	4,236	3,916	8,151	2,252	2,335	442	62

- 1 比較数値は、産業部門の変更を反映させるために修正再表示されている。
- 2 このうち、「運送・倉庫・コミュニケーション」の減損債権合計額865百万ユーロ（34%）、貸出引当金合計額375百万ユーロ（35%）である。残額は様々な産業に分散され、そのうちいずれも単一では「その他」合計額の25%を超えない。

地域別の減損債権、貸倒引当金およびカバーレージ比率

	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバーレージ 比率（%）	
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集合 的評価引当 金	非減損債権 に関する集 合的評価引 当金		合計
単位：百万ユーロ								
ドイツ	1,154	1,486	2,639	563	804	122	1,489	56
西ヨーロッパ (ドイツを除く)	2,021	1,688	3,709	1,008	1,057	130	2,195	59
東ヨーロッパ	46	132	179	39	106	10	154	86
北アメリカ	495	1	496	148	0	128	277	56
中央および南アメリカ	4	0	5	3	0	14	16	363 ¹
アジア/太平洋	341	14	355	286	5	76	367	103 ¹
アフリカ	63	1	64	24	0	8	32	50
その他	2	0	2	0	0	17	17	908 ¹
合計	4,126	3,321	7,447	2,071	1,972	503	4,546	61

- 1 「中央および南アメリカ」、「アジア/太平洋」ならびに「その他」の減損債権は、貸倒引当金により全額カバーされている。これは、貸倒引当金には非減損債権に関する集合的評価引当金が含まれているためである。

2015年12月31日現在

	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバレッジ 比率(%)
	個別評価	集成的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集 的評価引 当金	非減損債権 に関する集 的評価引 当金	
単位：百万ユーロ							
ドイツ	1,362	1,642	3,004	647	930	105	56
西ヨーロッパ (ドイツを除く)	2,280	2,057	4,337	1,294	1,237	132	61
東ヨーロッパ	76	179	255	38	165	10	83
北アメリカ	340	2	342	150	0	107	75
中央および南アメリカ	0	6	6	0	0	12	187 ¹
アジア/太平洋	155	23	178	100	2	60	91
アフリカ	21	5	26	23	0	5	107 ¹
その他	2	0	2	0	0	10	553 ¹
合計	4,236	3,915	8,151	2,252	2,335	442	62

1 「中央および南アメリカ」、「アジア/太平洋」ならびに「その他」の減損債権は、貸倒引当金により全額カバーされている。これは、貸倒引当金には非減損債権に関する集成的評価引当金が含まれているためである。

』

減損債権の推移

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在		
	個別評価	集成的評価	合計	個別評価	集成的評価	合計
期首残高	4,236	3,915	8,151	4,990	4,359	9,348
期中に減損債権に分類されたもの	2,177	1,291	3,469	898	1,176	2,073
期中に非減損債権に振り替えられたもの ¹	-1,080	-723	-1,803	-1,010	-859	-1,869
貸倒償却	-979	-987	-1,966	-537	-717	-1,254
減損債権の処分	-266	-161	-427	-239	-53	-292
為替レートおよびその他の変動	38	-15	23	135	10	145
期末残高	4,126	3,321	7,447	4,236	3,915	8,151

1 返済を含む。

NCOU、PW&CCおよびポストバンクにより集成的評価ポートフォリオが減少した結果、当行の減損債権は、2016年度において704百万ユーロ(9%)減少して74億ユーロとなった。個別評価ポートフォリオも減少し、そのうち資産の売却によるNCOUにおける減少はCIBおよびGMの新規減損を全額相殺した。新規減損は特に、海運セクターの市場で続く低迷、ならびに金属および鉱業セクターにおけるコモディティ価格の低下に起因している。

減損債権カバレッジ比率(個別に減損しているかまたは集成的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額をIFRSに基づく減損債権(担保を除く)で除したものと定義される。)は、2015年度末現在の62%から2016年12月31日現在では61%に減少した。

当行の減損債権には、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された貸出金92百万ユーロ(前年度の水準から575百万ユーロ、すなわち86%減)が含まれていた。この減少は主に貸倒償却に起因している。

産業別の貸倒引当金繰入額および取戻額

	2016年度				2015年度		
	貸倒引当金繰入額（取戻額考慮前）				取戻額	貸倒引当金繰入額（取戻額考慮前）合計	取戻額
個別評価貸出金	集合的評価減損債権	集合的評価非減損債権	合計				
単位：百万ユーロ							
金融仲介	5	1	-9	-3	4	-5	1
ファンド運用管理	0	1	-3	-2	0	2	0
製造	177	20	12	209	14	61	16
卸売および小売	43	28	-14	58	4	78	4
個人	20	521	-10	531	99	513	101
商業用不動産	32	39	5	76	36	33	18
公共部門	-0	0	1	0	0	-17	0
その他 ¹	552	58	55	665	31	378	21
合計	829	668	37	1,534	187	1,043	161

1 貸倒引当金繰入額（回収額考慮前）の最大要因は「運送・倉庫・コミュニケーション」であり、2016年度422百万ユーロ（63%）、2015年度154百万ユーロ（41%）である。残額は様々な産業に分散され、そのうちいずれも単一では「その他」合計額の25%を超えない。

減損債権を有する債務者に対する追加資金の既存の貸出コミットメントは、2016年12月31日現在では117百万ユーロ、2015年12月31日現在では54百万ユーロあった。

『

減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
金融およびその他の担保	2,016	2,722
受取保証	343	223
減損債権に対して保有していた担保合計	2,359	2,945

』

2016年12月31日現在、減損債権に対して保有していた担保合計は、前年度と比較して586百万ユーロ（すなわち、20%）減少した。一方、担保を含むカバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集合的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額と減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）の合計額をIFRSに基づく減損債権で除したものと定義される。）は、2015年12月31日現在98%であったのに対し、2016年12月31日現在は93%と減少した。

売却可能金融資産

『

減損の概念は売却可能負債性金融商品にも適用される。これらは、減損していない場合には公正価値で計上され、公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。売却可能負債性金融商品が減損していると判断された場合には、その金融商品の償却原価と現時点の公正価値の差額が減損累計額として反映される。当行の会計処理手続に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

非減損延滞および減損売却可能金融資産、減損累計額、カバレッジ比率および減損売却可能金融資産に対して保有する担保

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
非減損延滞売却可能金融資産	1,661	1,610
このうち：		
期日から30日未満	178	47
30日以上60日未満	24	0
60日以上90日未満	23	0
90日以上	1,436	1,563
減損売却可能金融資産	229	229
売却可能金融資産の減損累計額	131	109
減損認識後の売却可能金融資産カバレッジ比率（％）	57	47
減損売却可能金融資産に対して保有する担保	20	19
このうち：		
金融資産担保およびその他の担保	20	19
受取保証金	0	0

』

取得した担保

『

当行は、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求することにより、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは公売を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。2016年度に取得した商業用および住宅用不動産担保は、主に当行のスペインのエクスポート・ジャーに関連している。

報告期間中に取得した担保

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度
商業用不動産	9	5
住宅用不動産	55	43
その他	0	0
報告期間中に取得した担保合計	64	48

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。2016年度および2015年度において、当行グループはこれらの信託に対して担保は取得しなかった。

』

信用リスク引当金

信用リスク引当金の増減

単位：百万ユーロ	2016年度							合計
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金				
	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計		
期首残高	2,252	2,776	5,028	144	168	312	5,340	
信用リスク引当金繰入額	743	604	1,347	24	12	36	1,383	
このうち：								
減損債権の処分による（利得）/損失	3	-16	-13	0	0	0	-13	
純貸倒償却額：	-894	-870	-1,764	0	0	0	-1,764	
貸倒償却額	-979	-972	-1,951	0	0	0	-1,951	
取戻額	85	101	187	0	0	0	187	
その他の変動	-30	-35	-65	-5	3	-2	-67	
期末残高	2,071	2,475	4,546	162	183	346	4,892	
前年度からの増減								
信用リスク引当金繰入額								
絶対的	409	56	465	-34	-4	-39	427	
相対的	123%	10%	53%	-59%	-27%	-52%	45%	
純貸倒償却額								
絶対的	-412	-258	-670	0	0	0	-670	
相対的	85%	42%	61%	0%	0%	0%	61%	
期末残高								
絶対的	-181	-301	-482	18	15	34	-448	
相対的	-8%	-11%	-10%	13%	9%	11%	-8%	

信用リスク引当金は、2015年12月31日現在は53億ユーロであったのに対し、2016年12月31日現在では49億ユーロであった。この減少は主として貸倒償却額によるものであり、信用リスク引当金の追加繰入額により一部補填されている。

2016年12月31日現在の信用リスク引当金繰入額は、貸倒引当金繰入額の増加465百万ユーロ（オフバランスシートのポジションに対する引当金繰入額の減少39百万ユーロにより一部相殺された）に起因して、2015年度末から427百万ユーロ増加した。当行の個別評価ポートフォリオの増加は主に、海運セクターの市場で続く低迷、ならびに金属および鉱業セクターと石油およびガス・セクターにおけるコモディティ価格の低下を反映した、CIBおよびグローバル・マーケットに起因している。当行の集成的評価の貸出金ポートフォリオに対する引当金繰入額の増加は、主としてNCOUに起因しており、その一部はIAS第39号に従って分類変更された資産に係る繰入額の増加に関連し、また一部は良質な貸出金勘定および好調な経済環境を特に反映したPW&CCおよびポストバンクにより相殺されている。オフバランスシートのポジションに対する引当金繰入額の減少はCIBに起因しており、また、少数の保証エクスポージャーの現金化による戻入を反映しているため貸倒引当金繰入額が増加する。

純貸倒償却額が2015年度から670百万ユーロ増加したのは、主に、IAS第39号に従って分類変更された資産と売却の影響を受けたNCOUに起因している。

IAS第39号に従って分類変更された資産に関する2016年12月31日現在の当行の貸倒引当金（NCOUにおいて計上される。）は69百万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の2%に相当し、2015年度末現在の389百万ユーロ（貸倒引当金合計額の8%）から82%減少した。この減少は、貸倒償却額355百万ユーロに加えて、IAS第39号に従って分類変更された資産のほとんどがユーロ以外の通貨建てであったことによる為替換算による減少に起因しており、追加繰入額66百万ユーロにより一部相殺される。

2015年度と比べ、主に欧州のモーゲージ・ポートフォリオに関連する、IAS第39号に従って分類変更された資産に係る貸倒引当金繰入額は110百万ユーロ増加した。純貸倒償却額は、主に欧州のモーゲージ・ポートフォリオおよび一つの単独顧客に起因して242百万ユーロ増加した。

単位：百万ユーロ	2015年度							合計
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金				
	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計		

期首残高	2,364	2,849	5,212	85	141	226	5,439
信用リスク引当金繰入額	334	548	882	58	16	74	956
このうち：							
減損債権の処分による（利得）/損失	-64	-51	-116	0	0	0	-116
純貸倒償却額：	-482	-612	-1,094	0	0	0	-1,094
貸倒償却額	-538	-717	-1,255	0	0	0	-1,255
取戻額	56	105	161	0	0	0	161
その他の変動	36	-8	28	1	10	11	39
期末残高	2,252	2,776	5,028	144	168	312	5,340

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
絶対的	-164	-83	-247	71	-1	70	-178
相対的	-33%	-13%	-22%	-538%	-8%	N/M	-16%
純貸倒償却額							
絶対的	515	-100	415	0	0	0	415
相対的	-52%	19%	-28%	0%	0%	0%	-28%
期末残高							
絶対的	-112	-72	-184	59	27	86	-99
相対的	-5%	-3%	-4%	69%	19%	38%	-2%

N/M - 表記するに値しない。

信用リスク引当金は、2014年末現在は54億ユーロであったのに対し、2015年12月31日現在は53億ユーロであった。この減少は、主として処分資産の貸倒償却額に起因する。

信用リスク引当金繰入額は、主として貸倒引当金繰入額の減少(247百万ユーロ)に起因して、178百万ユーロ減少した。当行の個別評価の貸出金ポートフォリオに関する2015年度の貸倒引当金繰入額の164百万ユーロの減少は、NCOUに計上されるIAS第39号に従って分類変更された資産およびその他不動産エクスポージャーに起因し、CIBの船舶・レバレッジド・ファイナンスポートフォリオにおける貸倒引当金繰入額の増加により一部相殺される。当行の集成的評価の貸出金ポートフォリオに対する引当金繰入額の83百万ユーロの減少は、主としてドイツの信用市場が継続的に良好であることおよび南ヨーロッパ市場の安定化に伴う処分に関連する戻入れの増加の結果である。オフバランスシート・エクスポージャーに係る引当金繰入額の前年度比70百万ユーロの増加は、主としてある多額の項目およびポストバンクを反映したCIBに起因する。

2014年度からの償却額の減少415百万ユーロは、主としてポストバンクに起因するものであり、前年度は一度限りのプロセスの調整により高水準であったものである。

IAS第39号に従って分類変更された資産に関する2015年度末の当行の貸倒引当金（NCOUにおいて計上される。）は389百万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の8%に相当し、前年度末現在の518百万ユーロ（貸倒引当金合計額の10%）から25%減少した。この減少は純戻入44百万ユーロに加えて、純貸倒償却額113百万ユーロに起因するものであり、IAS第39号に従って分類変更された資産のほとんどがユーロ以外の通貨建てであったことによる為替換算によって関連する増加により一部相殺される。

2014年度に比較し、2015年度において、IAS第39号に従って分類変更された資産に係る貸倒引当金繰入額は129百万ユーロ減少し、純償却額は98百万ユーロ増加した。これらの変更の一部は、処分に関連するものである。

デリバティブ - 信用評価調整

当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（以下「CVA」という。）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットティング契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行では通常、現時点での再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行のデリバティブ取引の信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行では多くの場合、関連するデリバティブ契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知によるデリバティブ取引の終了または清算が可能である。

顧客との間のOTCデリバティブ取引のマスター・アグリーメントには通常、広範な標準的または特定の終了権が規定されており、これにより、当行は相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。当行は、クリアリングCCPにより適用される規則および規制には満足していない。なぜならクリアリング・メンバーの清算基金拠出金および保証に主に依存しており、契約の終了または清算（他の手段がすべて失敗した後に初めて考慮される。）は重要視されていないためである。金融システムへの重大な組織的混乱（CCPの無秩序な破綻によって起こりかねない。）を考慮して、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は2014年10月に、CCPをグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）に適用されるものと同等の目標と規定を課す破綻処理の枠組みの対象とするべきであると提言した。

当行の契約終了権は、相手先の債務不履行の可能性の適時な識別と対応を確実にするための役割および責任を明確に記載した内部の方針および手続により定められている。これらの手続には必要な清算およびトレーディング規制が含まれている。デリバティブ取引の終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行では当該債務をデリバティブ以外の債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行には通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。CRR第291条第(2)項および第(4)項に従って、ポストバンクを除く当行は、いくつかの誤方向リスク階層（特定の誤方向リスクおよび国/産業/地域レベルで一般的に明示的な誤方向リスクならびに一般的な潜在的誤方向リスク）を監視するための月次のプロセスを設定しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引により発生するエクスポージャーが自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントを求めるために提示される。その後、誤方向リスク報告書は月次で信用リスク上級管理職に提出される。さらに、ポストバンクを除く当行は、当行自身のアルファ係数（CRR第284条第(9)項の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行のデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積っている。ポストバンクのデリバティブの相手先リスクは、当行グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。

トレーディング・マーケット・リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行グループ（ポストバンクを除く。）のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準

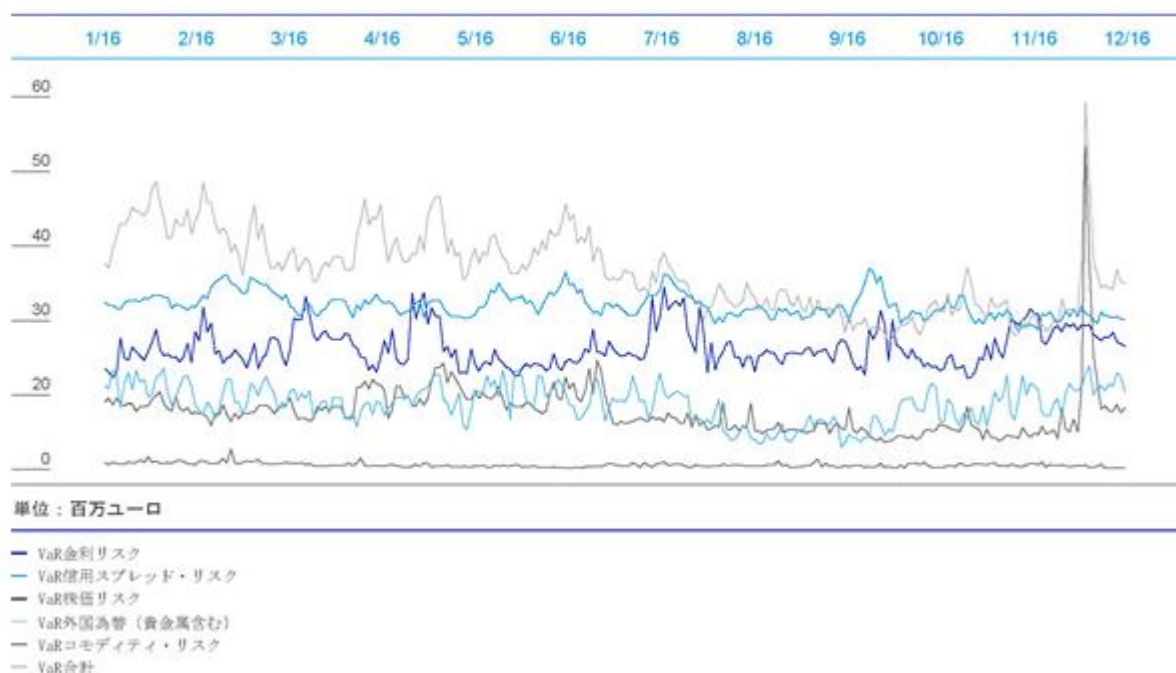
以下の表およびグラフは、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。』

リスク種類別のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
平均	32.0	43.3	-35.0	-40.9	19.7	20.3	26.6	30.9	9.3	16.6	10.7	15.0	0.7	1.3
最大	59.4	65.6	-57.6	-59.2	29.5	30.2	32.5	40.3	52.4	28.3	16.7	25.0	3.3	4.0
最小	20.4	28.7	-25.6	-31.0	14.8	16.2	22.3	24.0	4.4	9.2	3.6	6.0	0.2	0.5
期末	30.1	33.3	-36.9	-38.8	19.9	18.3	24.3	26.2	10.0	11.7	12.6	15.1	0.2	0.9

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2016年度のリスク種類別バリュー・アット・リスクの推移



2016年度の平均バリュー・アット・リスクは32.0百万ユーロであり、2015年度通年と比較すると11.2百万ユーロの減少である。平均値の減少は、2015年通年と比較して方向性エクスポージャーが平均して減少した結果、信用スプレッド、外国為替および株式資産クラス全体で減少したことによるものであった。2016年12月のバリュー・アット・リスクの急増は、顧客取引の円滑化中に短期間にわたりトレーディング勘定の活動があったことに起因している。

規制上のトレーディング・マーケット・リスク測定尺度（ポストバンクを除く。）

以下の表は、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのストレスのかかったバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。』

リスク種類別の平均、最大および最小のストレスのかかったバリュアット・リスク

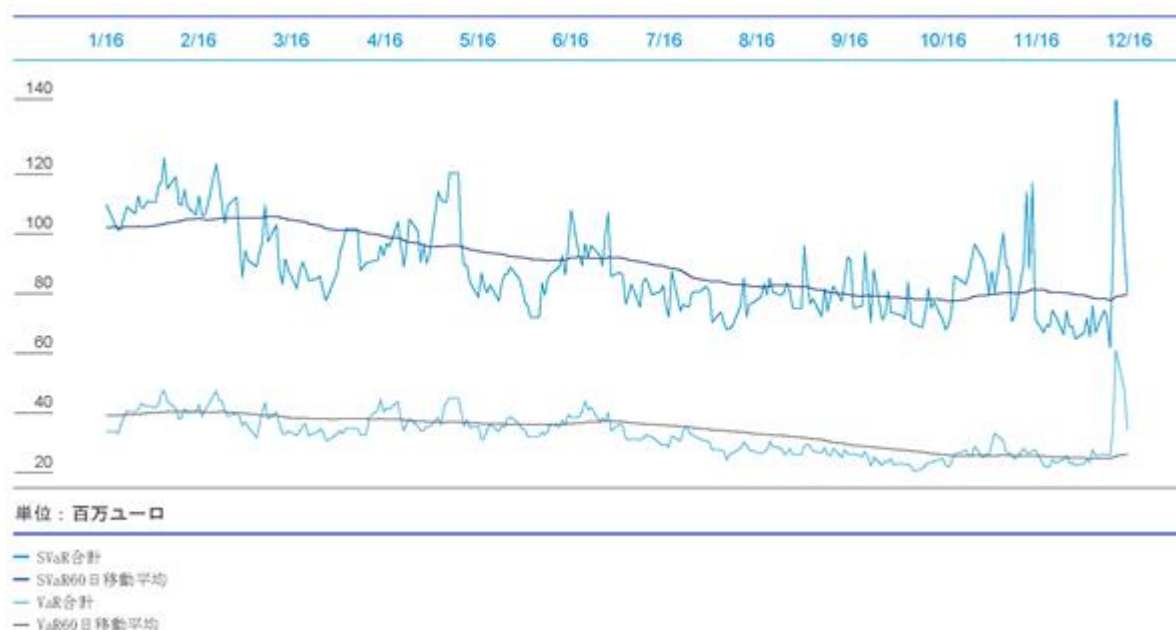
	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
単位：百万ユーロ	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
平均	85.2	105.1	-78.2	-114.5	51.9	60.7	74.9	106.7	20.6	22.8	14.8	26.7	1.3	2.5
最大	143.7	135.7	-150.0	-186.7	82.5	84.2	99.3	154.5	144.5	68.7	30.4	59.8	3.9	7.6
最小	60.4	82.4	-53.4	-71.7	37.4	45.1	59.0	82.6	2.4	0.1	3.4	5.7	0.4	0.7
Ⓕ														
期末	75.8	106.3	-91.3	-98.0	51.9	45.5	63.0	90.9	29.6	44.1	22.1	22.6	0.5	1.2

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュアット・リスクを含む。

2016年度の平均のストレスのかかったバリュアット・リスクは85.2百万ユーロであり、2015年度通年と比較すると19.9百万ユーロの減少であった。平均値の減少は、2015年通年と比較して方向性エクスポージャーが平均して減少した結果、信用スプレッド、外国為替および株式資産クラス全体で減少したことによるものであった。また、金利のストレスのかかったバリュアット・リスクは、ポートフォリオの構成の変更により、2016年度に平均して減少した。バリュアット・リスクと同様に、2016年12月に顧客取引の円滑化による急増が見られた。

以下のグラフは、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットにおける日次のバリュアット・リスクの推移を、日次のストレスのかかったバリュアット・リスクおよびその60日平均と比較したものである。金額は百万ユーロで示されており、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

2016年度のバリュアット・リスクおよびストレスのかかったバリュアット・リスクの推移



Ⓕ 規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。』

トレーディング・ユニットの、追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）^{1,2,3}

	合計		非中核事業部門		グローバルの信用格付		コア金利		債券および通貨（アジア/太平洋）		新興市場 - 債券		その他	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
単位：百万ユーロ	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
平均	840.2	975.0	52.0	17.5	393.0	539.3	200.4	106.0	188.6	160.0	116.8	235.0	-110.5	-82.0
最大	944.4	1,020.8	57.3	85.0	405.8	693.0	229.6	179.0	243.0	351.0	128.0	300.0	-65.6	-52.0

最小	693.0	843.8	44.5	-4.8	368.0	435.0	173.7	50.0	119.6	113.0	111.6	144.0	-141.8	-128.0
⌘														
期末	693.0	890.0	51.8	-1.0	368.0	489.0	173.7	86.0	119.6	123.0	121.8	259.0	-141.8	-65.0

』

- 1 金額は、2016年12月31日および2015年12月31日に先立つ12週間の価額の変動幅を示している。
- 2 現在の事業構造をより反映するため、事業部門別の内訳は2016年度の報告形式に合わせて更新されている。
- 3 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2016年度末現在の追加的リスクに係る自己資本賦課は693百万ユーロであり、2015年度末と比較して197百万ユーロ（22%）減少した。2016年度末における追加的リスクに係る自己資本賦課の12週間の平均は840百万ユーロであり、2015年12月31日に終了した12週間の平均と比較して135百万ユーロ（14%）減少した。追加的リスクに係る自己資本賦課の減少は、2015年度通年と比較してグローバル信用格付における信用エクスポージャーが減少したことに起因する。

⌘

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日における内部のスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。』

トレーディング・ユニットの、平均、最大および最小の包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）^{1,2,3}

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度
平均	31.3	188.4
最大	39.8	197.3
最小	21.9	180.3
『		
期末	17.9	190.2

- 1 規制上の包括的リスク計測は、12月31日に終了した12週間について計算されている。
- 2 「期末」は、内部モデルのスポットの価額に基づく。
- 3 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2016年度末現在の包括的リスク計測は18百万ユーロであり、2015年度末と比較して172百万ユーロ（91%）減少した。2016年度末現在の当行の包括的リスク計測の12週間の平均は31百万ユーロであり、2015年12月31日に終了した12週間の平均と比較して157百万ユーロ（83%）減少した。この減少は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、リスク軽減を継続して行っていることによるものである。

マーケット・リスク標準的アプローチ

2016年12月31日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いて特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、所要自己資本278.4百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセット35億ユーロが算出された。2015年12月31日現在、当該ポジションにより算出された所要自己資本は811百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセットは101億ユーロであった。この減少は、証券化エクスポージャーについて、リスク軽減を継続して行っていることによるものである。

nth・トゥ・クレジット・デフォルト・スワップに関する所要自己資本は6.4百万ユーロに増加し、対応するリスク・ウェイト・アセットは80百万ユーロであった。一方、2015年12月31日現在はそれぞれ6百万ユーロおよび78百万ユーロであった。

さらに、2016年12月31日現在のマーケット・リスク標準的アプローチに基づく投資ファンドに係る所要自己資本は39百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセットは487百万ユーロであり、これに対して、2015年12月31日現在ではそれぞれ70百万ユーロおよび873百万ユーロであった。

2016年12月31日現在のマーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本はNCOUおよびPIRMにて46百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセットは570百万ユーロであり、これに対して、2015年12月31日現在ではそれぞれ36百万ユーロおよび451百万ユーロであった。

ポストバンクのバリュー・アット・リスク

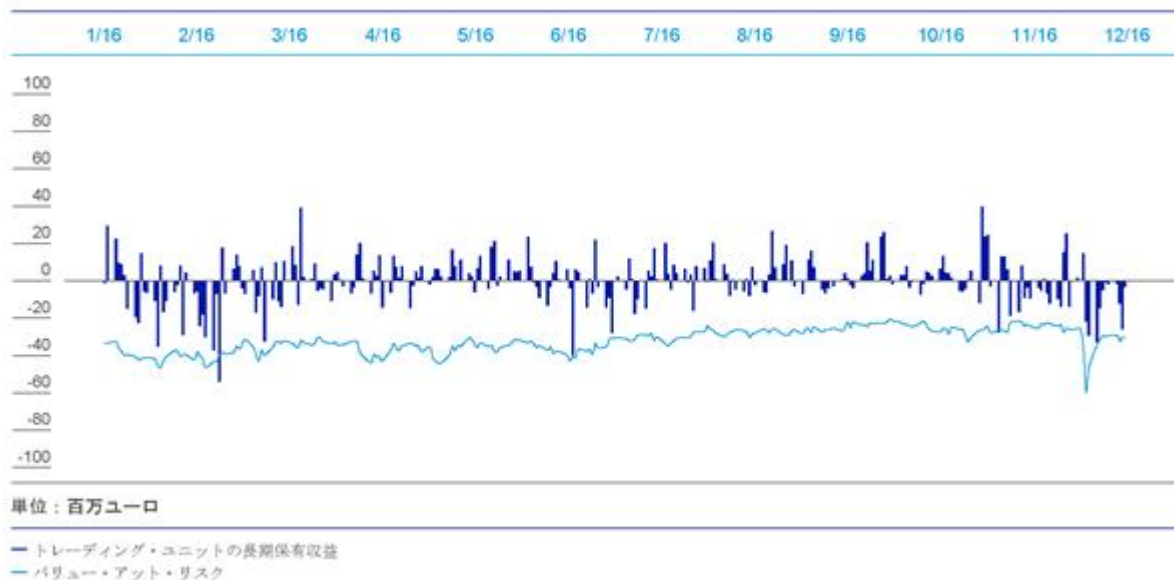
信頼水準99%、保有期間1日として計算された、ポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクは、2016年12月31日現在ゼロであった。ポストバンクの現在のトレーディング戦略は、トレーディング勘定で新しい取引を行わないというものである。したがって、ポストバンクのトレーディング勘定には、2016年12月31日現在でポジションは含まれていなかった。それでもなお、ポストバンクのトレーディング勘定機関としての分類に変更はない。

トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストの結果

2016年度において、2015年度の3つの異常値に対して、当行は、長期保有による損失がバリュー・アット・リスクを超過するという一つのグローバルな異常値を観察した。2016年度の異常値は2月に発生し、様々な事業における市場事象に関連する損失に起因していた。これは、世界的な経済の見通しに対するいくつかの懸念を受けて、市場におけるリスク回避が高まった結果であった。バックテストの結果、異常値の基礎となる理由の当行の分析、当行のバリュー・アット・リスク・モデル手法に含まれる補完により、当行は、当行のバリュー・アット・リスク・モデルは正常な市況下におけるトレーディング・マーケット・リスクのための適切な測定尺度を維持すると引き続き考えている。

以下のグラフは、報告期間のトレーディング日について、前営業日終了時点のバリュー・アット・リスクとトレーディング・ユニットの日次長期保有収益との比較を示している。当行のトレーディング・ポジションの予想される潜在的な損失を長期保有収益と視覚的に比較するために、バリュー・アット・リスクはマイナスの金額で示されている。数値は百万ユーロ単位で示されている。このグラフは、当行のトレーディング・ユニットが、2016年度の取引日の54%においてプラスの長期保有収益を達成し（2015年度：51%）、2016年度においてはグローバルな異常値が発生したことを示している。

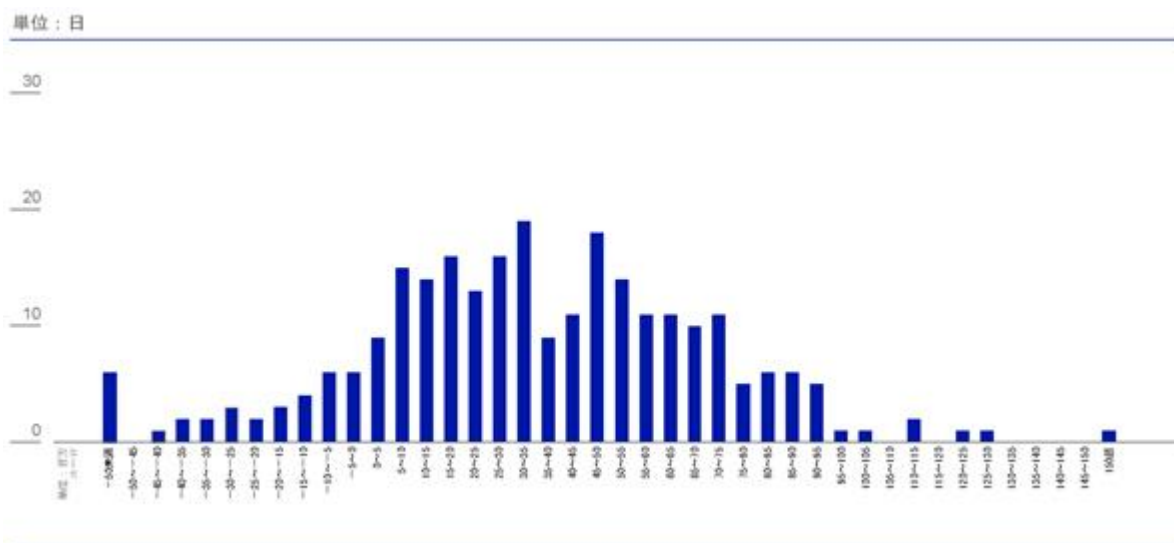
2016年度のトレーディング・ユニットの日次長期保有収益とバリュー・アット・リスクの比較



トレーディング・ユニットの日次収益

以下の棒グラフは、トレーディング・ユニットの日次収益（ポストバンクを除く。）の分布を示している。日次収益は、新しい取引、フィーおよび手数料、長期保有収益、引当金、キャリーおよびその他の収益から成る収益の合計として定義される。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

2016年度のトレーディング・ユニットの日次収益の分布



当行のトレーディング・ユニットは、2015年度通年の91%と比較して、2016年度に取引日において87%のプラスの収益を達成した。

トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャー

トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオの帳簿価額および経済的資本使用額

トレーディング以外のポートフォリオの帳簿価額および経済的資本使用額

単位：百万ユーロ	帳簿価額		経済的資本使用額	
	2016年12月31日 現在	2015年12月31日 現在	2016年12月31日 現在	2015年12月31日 現在
戦略的投資	1,064	829	562	332
オルタナティブ資産	2,335	6,363	690	2,764
自己勘定投資	972	1,735	374	504
その他の非戦略的投資資産	1,363	4,627	316	2,260

その他のトレーディング以外の マーケット・リスク ¹	N/M	N/M	9,112	9,782
金利リスク	N/M	N/M	1,921	2,057
信用スプレッド・リスク	N/M	N/M	1,419	1,654
株式報酬リスク	N/M	N/M	582	405
年金リスク	N/M	N/M	1,007	828
構造的外国為替リスク	N/M	N/M	2,485	3,183
保証型ファンド・リスク	N/M	N/M	1,699	1,655
トレーディング以外のマーケット・ リスク・ポートフォリオ合計	3,399	7,192	10,364	12,878

N/M - 表記するに値しない。

¹ N/Mは、リスクがオフバランス項目および負債項目に主に関連していることを示す。

経済的資本の数値においては、様々なリスク種類間の分散効果が考慮されている。

- 戦略的投資：トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、主にこのポートフォリオ内の投資の時価評価により増加した。
- オルタナティブ資産：トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、主に華夏銀行股份有限公司およびMaher Terminalsの売却に起因して、2016年度に大幅に減少した。その他の減少は、非中核事業部門におけるリスク圧縮の取り組みによるものであった。
- その他のトレーディング以外のマーケット・リスク：
 - 金利リスク：トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオにおける未決済の金利リスク・ポジションへの経済的資本の配分に加え、この区分の主な構成要素は、契約上短期の定期預金の返済期限の変更である。契約上短期の定期預金の実効デュレーションは、観察可能な顧客の行動、市場金利に対する預金金利の弾力性（以下「DRE」という。）および預金残高のボラティリティに基づく。経済的資本は、翌日物預金の実効デュレーションに関するモデル仮定（特にDRE）にストレスを与えることによって算出される。当行のモーゲージ業務の実効デュレーションおよび任意のエクスポージャーを計算する際には、行動および経済特性が考慮される。2016年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で1,921百万ユーロ（2015年12月31日現在では2,057百万ユーロ）であった。経済的資本貢献額の減少は、ベース・リスクの増加により一部相殺された、満期の定めのない預金に関する手法の強化に起因していた。
 - 信用スプレッド・リスク：重要な信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本賦課。2016年12月31日現在の経済的資本使用額は1,419百万ユーロであり、これに対して2015年12月31日現在では1,654百万ユーロであった。経済的資本使用額の減少は、財務部が流動性準備金として保有する証券のスプレッド・リスクの減少に起因しており、これはグローバル・マーケットのバンキング勘定ポジションにおける信用スプレッド・リスクの捕捉が改善されたことにより一部相殺された。
 - 株式報酬リスク：このリスクは、制限付エクイティ・ユニットから生じる、当行の株価への構造的なショート・ポジションから発生する。2016年12月31日現在の経済的資本使用額は、制限付エクイティ・ユニットの増加に起因して582百万ユーロとなり、これに対して2015年12月31日現在では405百万ユーロであった。
 - 年金リスク：このリスクは、金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む、当行の確定給付制度債務から生じる。経済的資本使用額は、2016年12月31日および2015年12月31日現在、それぞれ1,007百万ユーロおよび828百万ユーロであった。増加は主に、市場金利の低下に伴うコンバクシティ効果により、年金債務による信用スプレッド・リスクが増加したことに起因する。
 - 構造的外国為替リスク：当行の外国為替エクスポージャーは、一定子会社のヘッジされていないユーロ以外の通貨建ての資本および利益剰余金から生じる。2016年12月31日現在の経済的資本使用額は、分散後ベースで2,485百万ユーロであり、これに対して2015年12月31日現在では3,183百万ユーロであった。この減少は主に、華夏銀行股份有限公司の売却を含む、外貨における株主持分ポジションの減少に起因している。
 - 保証型ファンド・リスク：2016年12月31日現在の経済的資本使用額は1,699百万ユーロであり、2015年12月31日現在の1,655百万ユーロから大きく変動していない。』

オペレーショナル・リスク・エクスポージャー

オペレーショナル・リスク - リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

単位：百万ユーロ

2016年度

2015年度¹

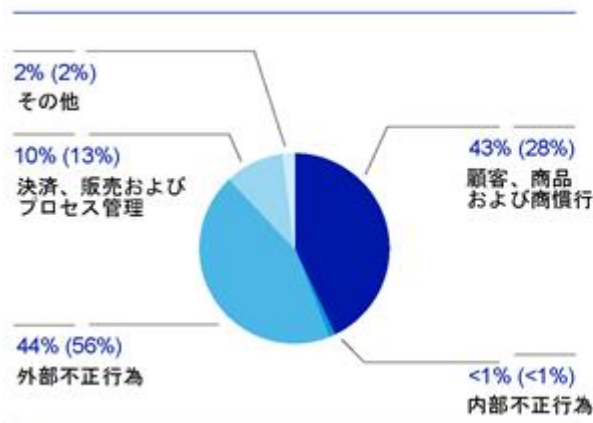
顧客、商品および商慣行	2,566	3,346
内部不正行為	396	2,176
外部不正行為	18	-197
決済、販売およびプロセス管理	160	381
その他	23	20
合計	3,163	5,726

1 2015年度の損失の数値は、事後的な損失の計上および組替に起因して修正された。

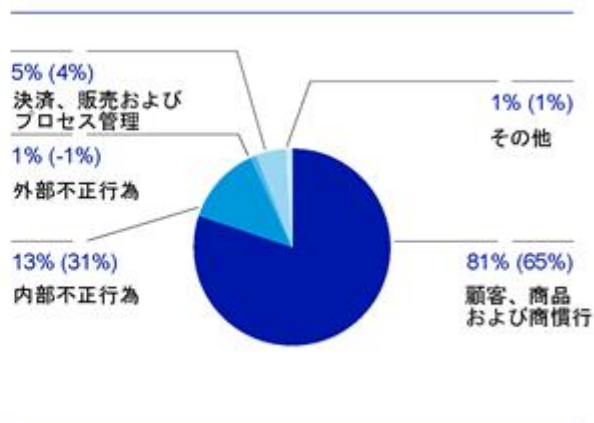
2016年12月31日現在の損益ベースのオペレーショナル損失は、2015年度末と比較して26億ユーロ（45%）減少した。この減少は、「顧客、商品および商慣行」および「内部不正行為」各イベント・タイプによるものであり、2015年度における和解の達成および未解決訴訟に関する訴訟引当金の減少に起因していた。

2016年（2011年から2015年）¹の期間に発生したイベント・タイプ別のオペレーショナル損失

オペレーショナル損失の頻度（最初の計上日）



オペレーショナル損失の分布（計上日）



1 括弧内の比率は、2011年から2015年の期間に発生した損失に係る損失の頻度および損失の金額にそれぞれ対応している。頻度および金額は後に変更される可能性がある。

上の左のグラフ「オペレーショナル損失の頻度」は、2016年度に発生したオペレーショナル・リスク・イベントを、当該イベントに関して損失が最初に認識された期間に基づいて要約している（2011年から2015年までの5年間発生分を括弧内に比較表示）。例えば、2002年に最初に認識され、2016年に追加の損益イベントが認識された損失イベントの場合、当該損失イベントは頻度のグラフには含まれないが、損失分布のグラフには各期間に認識された損益が含まれる。

頻度は、観察された全損失イベントのうち「外部不正行為」イベント・タイプが44%、「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが43%、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプが10%を占めている。「その他」は2%で安定的である。「内部不正行為」イベント・タイプは頻度が低く、2016年度では損失イベントの1%未満であり、2011年から2015年の期間から変わっていない。

上の右のグラフ「オペレーショナル損失の分布」は、2011年から2015年までの5年間に比較して2016年度の損益に認識されたオペレーショナル・リスク損失の計上を要約している。オペレーショナル損失の分布の大部分（81%の割合）を「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが占めており、訴訟、調査および執行行為に関連したアウトフローを反映している。「内部不正行為」は13%と2番目に割合が高く、これは当行が近年経験した規制上のイベントに関連している。最後に、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプ（5%）、「その他」イベント・タイプ（1%）および「外部不正行為」イベント・タイプ（1%）は他のイベント・タイプと比較して重要性が低いと見なすことができる。

流動性リスク・エクスポージャー

資金調達市場および資本市場発行

『

2016年の信用市場は、継続的な政情不安、継続的な低金利環境、およびシニア債の支払不能ヒエラルキーに関する、ドイツを含む数多くの法域での政策の実施によって影響を受けた。当行の5年物CDSは98～267ベース・ポイントのレンジ内で取引され、2月にピークとなった。それ以降、スプレッドは大幅に縮小し、年末時点では175ベース・ポイントと、年間のレンジの中間値で取引されていた。当行の債券のスプレッドも類似のボラティリティを示した。例えば、当行のユーロのベンチマーク

(1.25%クーポン、2021年9月に期日到来)は80～189ベース・ポイントのレンジで取引され、レンジの安値でこの年の取引を終了した。

2016年度の当行の最大300億ユーロの資金調達計画(当初の返済期限が1年超の債券発行から成る。)は、すべて完了し、タム・ファンディングで318億ユーロを調達して2016年度を締めくくった。この資金調達の源泉は、無担保ベンチマーク債(130億ユーロ)、Tier 2ベンチマーク債(8億ユーロ)、カバードベンチマーク債(33億ユーロ)、無担保プレーンバニラ私募債(80億ユーロ)、およびカバード私募債(67億ユーロ)の多岐にわたった。合計額318億ユーロは、ユーロ(152億ユーロ)と米ドル(151億ユーロ)に均等に分けられ、少額が日本円およびスイスフランに充てられた。直接発行に加えて、当行は、長期クロスカレンシー・スワップを使用してユーロ以外の資金需要を管理している。2016年度の発行に係る当行の投資家基盤は、リテール顧客(19%)、銀行(12%)、資産運用会社および年金基金(39%)、保険会社(11%)および機関投資家を含むその他(19%)から成っていた。地理的分布は、ドイツ(30%)、残りのヨーロッパ(25%)、米国(28%)、アジア/太平洋(15%)およびその他(2%)に分かれていた。2016年12月31日現在の当行の資本市場発行合計残高のうち、約84%は無担保ベースで発行された。

3ヶ月物Euriborに対する当行の発行の平均スプレッド(ユーロ以外の調達スプレッドはすべて、3ヶ月物Euriborを基準に設定される。)は、通年で129ベース・ポイントであり、平均残存期間は6.7年であった。当行の発行活動は上半期の方が若干活発で、2016年度下半期には発行量が減少した。当行は、各四半期において、それぞれ91億ユーロ、111億ユーロ、28億ユーロおよび88億ユーロを発行した。』

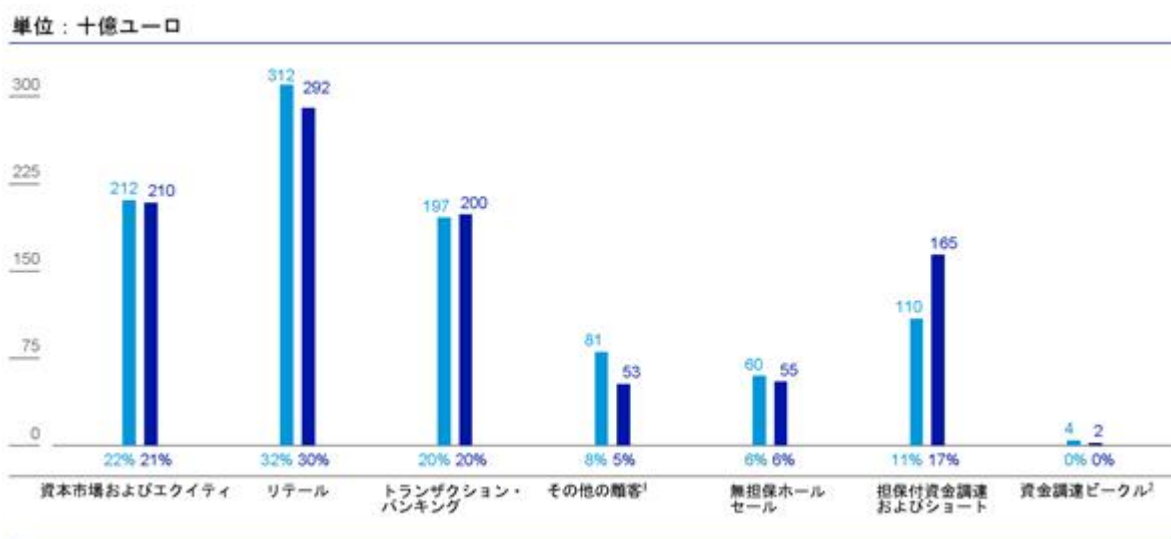
2017年度における当行の資金調達計画は250億ユーロであり、当行は、これを上記の資金調達源泉の利用によりカバーし、いずれか一つの源泉に過度に依存しないようにする予定である。さらに、当行はこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの需要を管理することがある。当行では、2017年に、資本市場発行の合計約215億ユーロ(法的に行使可能なコール・オプションを除く。)の返済期限が到来する。

資金調達の分散

2016年度において、外部資金調達総額は9,770億ユーロであり、2015年12月31日現在の9,760億ユーロとほぼ変わらなかった。リテール預金は、主に2016年度下半期においてウェルス・マネジメントの顧客残高に発生した損失を反映して、196億ユーロ(6%)減少した。無担保ホールセール資金調達が54億ユーロ(9%)減少した一方、トランザクション・バンキングの残高は33億ユーロ(2%)増加した。その他の顧客は、主にプライム・ブローカレッジ業務に係る債権純額が200億ユーロ減少したこと起因して、281億ユーロ(35%)減少した。担保付資金調達およびショート・ポジションは、TLTROによる資金調達が純額ベースで140億ユーロ増加したことに加え、レボによる資金調達も増加したことにより、549億ユーロ(50%)増加した。これは、流動性準備金における現金部分の800億ユーロの増加に反映されている。

当行の最も安定した資金調達源泉(資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキングから成る。)の全体的な割合は、74%から72%に若干減少した。

外部資金調達源泉の構成



2015年12月31日現在：総額9,760億ユーロ

2016年12月31日現在：総額9,770億ユーロ

- 1 その他には、信託、自己資金調達ストラクチャー（X-markets等）および委託証拠金/プライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）が含まれる。
- 2 ABCPコンジットを含む。

参考：貸借対照表合計に対する調整：2016年12月31日および2015年12月31日現在それぞれ、デリバティブおよび決済残高5,040億ユーロ（5,280億ユーロ）、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）のネットティングの影響に関する加算680億ユーロ（710億ユーロ）、その他の非資金調達負債420億ユーロ（540億ユーロ）。数値は四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。』

無担保ホールセール資金調達、ABCPおよび資本市場発行の返済期限¹

2016年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		小計		1年超	
	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	1年以内	2年以内	2年超	合計		
銀行からの預金	15,626	5,294	6,961	1,588	29,469	40	659	30,168		
その他のホールセール顧客からの預金	4,164	5,712	3,992	4,111	17,979	703	422	19,104		
CDおよびCP	1,117	1,379	1,973	1,060	5,529	4	1	5,534		
ABCP	0	0	0	0	0	0	0	0		
シニア無担保プレーンバニラ債 ²	626	4,111	4,735	11,825	21,296	8,085	49,993	79,374		
シニア無担保仕組みノート ²	430	696	858	1,715	3,698	3,578	20,217	27,494		
カバード・ボンド/ABS	0	482	678	1,284	2,445	2,718	18,601	23,764		
劣後負債	0	8	1,576	972	2,556	4,620	11,712	18,887		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計 ²	21,963	17,682	20,773	22,555	82,973	19,749	101,605	204,326		
このうち：										
担保付きのもの	0	482	678	1,284	2,445	2,718	18,601	23,764		
無担保のもの	21,963	17,199	20,094	21,271	80,528	17,031	83,004	180,563		

- 1 財務諸表上その他の資本構成要素として報告されているその他Tier 1ノートが含まれている。コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日に表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は行っていない。
- 2 バニラ債と仕組みノートへの分割は、TLACの定義と整合している。これにより2015年数値も修正再表示されている。

1年以内に満期が到来する無担保ホールセール負債、ABCPおよび資本市場発行の合計金額は2016年12月31日現在830億ユーロであり、流動性準備金合計の2,190億ユーロとの関連で考えられるべきである。

2015年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		小計		1年超	
	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	1年以内	2年以内	2年超	合計		
銀行からの預金	11,101	8,073	3,196	1,399	23,769	143	69	23,981		
その他のホールセール顧客からの預金	2,872	8,911	5,090	4,078	20,950	319	191	21,460		
CDおよびCP	1,216	3,718	3,984	5,636	14,555	298	1	14,853		
ABCP	0	0	0	0	0	0	0	0		
シニア無担保プレーンバニラ債 ¹	2,598	6,320	2,249	3,079	14,246	17,175	38,659	70,081		
シニア無担保仕組みノート ¹	708	2,376	2,214	3,371	8,669	5,365	23,446	37,480		
カバード・ボンド/ABS	0	51	1,371	75	1,496	2,460	18,056	22,012		
劣後負債	734	680	263	310	1,987	1,376	16,199	19,562		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	19,229	30,129	18,367	17,948	85,673	27,136	96,621	209,430		
このうち：										
担保付きのもの	0	51	1,371	75	1,496	2,460	18,056	22,012		
無担保のもの	19,229	30,078	16,996	17,873	84,176	24,677	78,565	187,418		

- 1 バニラ債と仕組みノートへの分割は、TLACの定義と整合している。これにより2015年数値も修正再表示されている。

以下の表は、短期の無担保ホールセール資金調達、ABCP資金調達および資本市場発行の通貨別内訳を示している。

無担保ホールセール資金調達、ABCPおよび資本市場発行（通貨別内訳）

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在					2015年12月31日現在				
	その他の					その他の				
	ユーロ	米ドル	英ポンド	通貨	合計	ユーロ	米ドル	英ポンド	通貨	合計
銀行からの預金	3,554	22,122	3,649	843	30,168	4,875	17,066	1,053	987	23,981
その他のホールセール顧客からの預金	15,396	2,964	541	203	19,104	15,912	4,257	476	815	21,460
CDおよびCP	4,456	259	259	560	5,534	10,771	1,202	1,843	1,038	14,853
ABCP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア無担保プレーン バニラ債 ¹	39,510	33,504	8	6,352	79,374	42,403	22,145	110	5,422	70,081
シニア無担保仕組み ノート ¹	11,037	12,697	133	3,626	27,494	15,515	17,750	176	4,039	37,480
カバード・ボンド/ABS	23,745	16	0	2	23,764	21,952	60	0	0	22,012
劣後負債	8,540	9,196	799	353	18,887	8,507	9,858	800	397	19,562
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	106,239	80,758	5,390	11,940	204,326	119,935	72,338	4,459	12,698	209,430
このうち：										
担保付きのもの	23,745	16	0	2	23,764	21,952	60	0	0	22,012
無担保のもの	82,494	80,742	5,390	11,938	180,563	97,984	72,278	4,459	12,697	187,418

1 バニラ債と仕組みノートへの分割は、TLACの定義と整合している。これにより2015年数値も修正再表示されている。

流動性準備金

親会社（支店を含む。）および子会社別の流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	178	178	98	98
親会社（在外支店を含む）	136	136	75	75
子会社	42	42	23	23
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む）	27	25	100	94
親会社（在外支店を含む）	25	24	78	73
子会社	2	1	22	21
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	14	9	17	13
親会社（在外支店を含む）	9	6	14	11
子会社	5	3	3	2
流動性準備金合計	219	212	215	205
親会社（在外支店を含む）	171	166	167	159
子会社	48	46	48	46

2016年12月31日現在の流動性準備金は、2015年12月31日現在2,150億ユーロであったのに対し、2,190億ユーロであった。流動性準備金の増加額は純額ベースで30億ユーロに留まった。しかし、制約を受けない有価証券が760億ユーロ減少した一方、現金および現金同等物は800億ユーロ増加した。これは主に、担保付資金調達残高を増やす措置が当期中に実施されたことと、および2016年度第4四半期において特定のビジネスのポジションがより一般的な理由から減少したことに起因する。これは、当時の当行グループの厳しい環境では賢明な短期的措置と見なされた。当期中の当行の平均流動性準備金は、2015年度が2,022億ユーロであったのに対し、2,124億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行の流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

当行の2,120億ユーロの流動性準備金の(加重)流動性価値は、2,030億ユーロの適格流動資産(HQLA)の(加重)流動性価値を上回っている。この差額の主な要因は、次のとおりである。流動性準備金には中央銀行適格であるが、流動性が低く(例えば、売買されている貸出金、その他の投資適格社債、ABSがある)、HQLAに含まれていない有価証券が含まれていること、およびHQLAには主要なインデックス・エクイティが含まれているが、準備預金の最低所要額を満たすために中央銀行に預け入れている準備預金残高、およびLCRには含まれるがHQLAには含まれないIAA-よりも低い格付けが付与されているEU以外の国の中央銀行に預け入れている準備預金残高は除外されていること。

流動性カバレッジ比率

2016年12月31日現在の当行のLCR 128%は、委員会委任規則(EU)第2015/61号、およびEBAのLCRに関する監督当局向け報告に係る実施技術的基準に従って算定されている。

LCR構成要素

単位：十億ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
	流動性価値(加重)	流動性価値(加重)
適格流動資産	201	192
総資金流入額	93	111
総資金流出額	250	272
純資金流出額	158	161
LCR比率(%)	128%	119%

資金調達リスク管理

構造上の資金調達

資金調達の指標はすべて(通貨合算、米ドル建ておよび英ポンド建ての資金調達指標)、2016年度末および2015年度末現在で、それぞれのリスク選好に沿っていた。

ストレス・テストおよびシナリオ分析

2016年度(特に晩秋)に、当行による住宅用モーゲージ担保証券(RMBS)の発行および引き受けに関連する米国司法省との交渉に関する市場推測に続いて、否定的な顧客の反応が当社の流動性および資金調達ポジションに悪影響を及ぼした。また、ストレスのかかった状況下にあった期間における利用可能な流動性を内部で測定した結果、是正措置が必要であることが示唆された。当行は、これらの対策を通常の慣習的な水準に戻すために設定された対策で対応し、規制当局と連絡を取り続けている。

全通貨の世界的な月次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在 ¹		
	資金調達 ギャップ ²	ギャップ解消 ³	正味流動性 ポジション ⁴	資金調達 ギャップ ²	ギャップ解消 ³	正味流動性 ポジション ⁴
システムミック・マーケット・リスク	64	204	141	71	218	147
新興市場	10	190	180	14	190	176
1段階の格下げ(DB独自)	43	195	152	51	200	148
重大な格下げ(DB独自)	178	224	46	188	240	53
複合シナリオ ⁴	206	242	36	218	264	46

- 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 流動性準備金(ヘアカット後)およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
- すべてのシナリオは8週間ポイントを示している。
- システムミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

米ドルの世界的な月次のストレス・テストの結果

2016年12月31日現在 2015年12月31日現在

単位：十億ユーロ	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³
複合シナリオ ⁴	94	164	69	102	163	61

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
- 3 すべてのシナリオは8週間ポイントを示している。
- 4 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

英ポンドの世界的な月次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³	資金調達 ギャップ	ギャップ解消	正味流動性 ポジション
複合シナリオ ⁴	10	20	10	10	32	22

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
- 3 すべてのシナリオは8週間ポイントを示している。
- 4 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に追加で要求される担保の金額を表示している。

追加的な契約上の義務

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	1段階の格下げ	2段階の格下げ	1段階の格下げ	2段階の格下げ
デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求	1,470	1,982	4,332	6,472
その他の契約による積立または委託証拠金の要求	317	1,459	317	1,459

資産の制約

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループにおける資産の制約について言及している。ここには、保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険子会社が担保に差入れた資産については連結財務諸表に対する注記23「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に、保険会社の保険契約者に対する債務を履行するために保有する制約を受ける資産については連結財務諸表に対する注記40「子会社に関する情報」に記載されている。

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランス資産およびオフバランスの資産から構成されている。また、当行は、規制上の資産の制約の報告に関するEBAの技術的基準に従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対して預け入れることが要求される最低準備預金等）を制約を受ける資産と見なしている。当行はまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産（借入有価証券、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価を除く。）および売却可能投資のうち制約を受けないものはすべて、すぐに利用可能であると見なされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレスのかかった流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、「流動性準備金」の項を参照のこと。）ではなく、現在の貸借対照表上の帳簿価額を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とは見なされない資産である。この区分には、借入有価証券、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能と見なされる。現在その他に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

制約を受ける資産および受けない資産

2016年12月31日現在
帳簿価額
制約を受けない資産

単位：十億ユーロ (特に明記しない限り)	資産	制約を受ける 資産	すぐに利用 可能	その他
負債証券	151	57	94	0
資本性金融商品	75	42	33	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	191	12	179	0
借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 ¹	36	0	0	36
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²				
トレーディング資産	14	0	14	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	488	0	0	488
借入有価証券および売戻条件付買入 有価証券 ¹	69	0	0	69
純損益を通じて公正価値で測定する その他の金融資産	7	0	7	0
売却可能金融資産 ²	3	0	3	0
貸出金	419	72	17	329
その他の資産	139	55	0	84
合計	1,591	239	347	1,005

1 借入有価証券および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

2 負債証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている）。

単位：十億ユーロ (特に明記しない限り)	2016年12月31日現在			
	受入担保の公正価値		制約を受けない資産	
	資産	制約を受ける 資産	すぐに利用 可能	その他
受入担保：	260	218	43	0
負債証券	196	155	41	0
資本性金融商品	64	63	2	0
その他の受入担保	0	0	0	0

単位：十億ユーロ (特に明記しない限り)	2015年12月31日現在			
	帳簿価額			
	制約を受けない資産			
	資産	制約を受ける資産	すぐに利用可能	その他
負債証券	215	74	141	0
資本性金融商品	76	49	28	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	107	11	96	0
借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 ¹	56	0	0	56
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²				
トレーディング資産	17	0	17	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	518	0	0	518
借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 ¹	73	0	0	73
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	12	0	12	0
売却可能金融資産 ²	3	0	3	0
貸出金	424	45	11	368
その他の資産	132	59	0	74
合計	1,632	238	307	1,087

1 借入有価証券および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

2 負債証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている）。

単位：十億ユーロ (特に明記しない限り)	2015年12月31日現在			
	受入担保の公正価値			
	制約を受けない資産			
	資産	制約を受ける資産	すぐに利用可能	その他
受入担保：	285	238	46	1
負債証券	197	152	45	0
資本性金融商品	87	86	1	0
その他の受入担保	1	0	0	1

上記の表は、オンバランス項目およびオフバランス項目の内訳を、制約を受ける資産、すぐに利用可能およびその他に分けて示している。借入有価証券および売戻条件付買入有価証券は、受入担保の公正価値に基づいて表示されている。

上記の制約を受ける資産の表には、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産が含まれている。こうした制約は、現地の関連する貸出要件による場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々のオンバランス項目を識別することは不可能である。

資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じて一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「構造的資金調達」の項を参照のこと。）の一部であり、取締役会により定められ承認される。

以下の表は、それぞれ2016年および2015年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の資産合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払（オーバーナイトおよび1日前通知を含む。）	1ヶ月超	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計	
		1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内						
現金および中央銀行預け金	177,648	539	131	121	334	2,591	0	0	0	181,364
インターバンク預け金（中央銀行以外）	5,841	3,578	596	83	65	834	115	26	469	11,606
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	631	4,204	5,852	3,170	1,368	532	449	15	67	16,287
対銀行	604	2,534	5,026	2,077	1,217	461	0	0	0	11,918
対顧客	27	1,670	826	1,093	152	71	449	15	67	4,370
借入有価証券	19,548	532	0	0	0	0	0	0	0	20,081
対銀行	2,459	52	0	0	0	0	0	0	0	2,511
対顧客	17,089	480	0	0	0	0	0	0	0	17,570
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - トレーディング	677,696	33,314	9,577	1,752	776	1,983	2,995	2,803	12,884	743,781
トレーディング資産	171,044	0	0	0	0	0	0	0	0	171,044
固定利付有価証券および貸出金	94,486	0	0	0	0	0	0	0	0	94,486
持分証券およびその他の変動利付有価証券	75,633	0	0	0	0	0	0	0	0	75,633
その他のトレーディング資産	924	0	0	0	0	0	0	0	0	924
デリバティブ金融商品のプラスの時価	485,150	0	0	0	0	0	0	0	0	485,150
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	21,502	33,314	9,577	1,752	776	1,983	2,995	2,803	12,884	87,587
売戻条件付買入有価証券	7,154	28,691	6,810	914	110	1,256	995	608	866	47,404
借入有価証券	14,227	4,561	2,348	0	0	0	0	0	0	21,136
固定利付有価証券および貸出金	120	62	419	838	666	232	1,992	2,195	11,399	17,923
持分証券およびその他の変動利付有価証券	0	0	0	0	0	146	0	0	590	736
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	1	0	0	0	0	350	7	0	29	387
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	61	201	39	52	30	257	1,030	1,846	3,516
売却可能金融資産	471	1,154	2,344	1,031	1,915	2,298	9,210	18,778	19,028	56,228
固定利付有価証券および貸出金	251	1,008	2,341	1,031	1,915	1,334	9,210	18,733	18,452	54,275
持分証券およびその他の変動利付有価証券	219	146	3	0	0	964	0	45	575	1,953
貸出金	18,364	23,666	26,185	29,223	9,128	9,107	28,787	66,383	198,067	408,909
対銀行	937	1,978	3,043	2,425	650	641	1,529	1,298	775	13,276
対顧客	17,427	21,688	23,142	26,798	8,477	8,467	27,258	65,085	197,292	395,633
リテール	6,446	3,872	5,436	2,397	1,630	2,055	5,634	17,450	157,616	202,536
法人およびその他の顧客	10,980	17,816	17,706	24,401	6,847	6,412	21,624	47,635	39,676	193,097
満期保有目的有価証券	0	0	0	0	0	0	0	1,515	1,691	3,206
その他の金融資産	104,400	475	1,052	221	240	135	58	671	2,878	110,131
金融資産合計	1,004,599	67,523	45,937	35,640	13,878	17,510	41,870	91,221	236,931	1,555,109
その他の資産	23,492	0	0	0	0	0	0	0	11,944	35,437
資産合計	1,028,091	67,523	45,937	35,640	13,878	17,510	41,870	91,221	248,875	1,590,546

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払（オーバーナイトおよび1日前通知を含む。）	1ヶ月以内	1ヶ月超3ヶ月以内	3ヶ月超6ヶ月以内	6ヶ月超9ヶ月以内	9ヶ月超1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超	合計
現金および中央銀行預け金	94,290	337	0	0	0	2,313	0	0	0	96,940
インターバンク預け金（中央銀行以外）	7,703	2,115	434	341	1	2,025	83	100	40	12,842
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	450	8,293	5,530	4,539	1,861	568	888	328	0	22,456
対銀行	426	7,050	5,091	3,648	1,601	311	647	0	0	18,773
対顧客	24	1,243	440	890	260	258	241	328	0	3,683
借入有価証券	30,335	3,221	0	0	0	0	0	1	0	33,557
対銀行	3,462	159	0	0	0	0	0	0	0	3,622
対顧客	26,873	3,062	0	0	0	0	0	1	0	29,935
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - トレーディング	735,748	35,190	6,176	3,652	1,318	1,298	5,173	6,599	25,727	820,883
トレーディング資産	196,035	0	0	0	0	0	0	0	0	196,035
固定利付有価証券および貸出金	118,671	0	0	0	0	0	0	0	0	118,671
持分証券およびその他の変動利付有価証券	76,044	0	0	0	0	0	0	0	0	76,044
その他のトレーディング資産	1,320	0	0	0	0	0	0	0	0	1,320
デリバティブ金融商品のプラスの時価	515,594	0	0	0	0	0	0	0	0	515,594
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	24,119	35,190	6,176	3,652	1,318	1,298	5,173	6,599	25,727	109,253
売戻条件付買入有価証券	6,139	31,257	5,449	2,344	503	341	1,690	2,384	965	51,073
借入有価証券	17,898	3,544	47	0	0	0	0	0	0	21,489
固定利付有価証券および貸出金	79	376	656	1,303	791	448	3,483	4,214	14,532	25,883
持分証券およびその他の変動利付有価証券	0	4	0	0	0	155	0	0	10,230	10,389
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	2	9	24	5	24	354	0	1	0	419
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	9	71	75	139	58	142	716	1,925	3,136
売却可能金融資産	18	966	1,941	1,543	893	1,998	8,832	22,880	34,513	73,583
固定利付有価証券および貸出金	6	481	1,937	1,543	893	952	8,815	22,869	33,873	71,368
持分証券およびその他の変動利付有価証券	12	485	3	0	0	1,046	17	12	640	2,215
貸出金	20,375	31,464	27,851	30,337	9,142	11,313	24,272	71,890	201,104	427,749
対銀行	543	2,137	3,829	1,858	1,703	870	726	1,592	926	14,183
対顧客	19,832	29,327	24,022	28,480	7,439	10,442	23,546	70,299	200,177	413,565
リテール	5,363	6,048	6,102	3,065	2,536	2,874	6,743	18,787	149,127	200,646
法人およびその他の顧客	14,470	23,279	17,920	25,415	4,903	7,568	16,803	51,512	51,050	212,919
その他の金融資産	94,078	932	1,479	564	254	1,003	115	62	66	98,555
金融資産合計	982,997	82,528	43,483	41,051	13,608	20,577	39,505	102,576	263,374	1,589,700
その他の資産	26,341	0	0	0	0	0	0	0	13,089	39,430
資産合計	1,009,338	82,528	43,483	41,051	13,608	20,577	39,505	102,576	276,463	1,629,130

以下の表は、それぞれ2016年および2015年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前 通知を含 む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月 以内	3ヶ月超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
	預金	329,776	36,590	110,606	17,562	15,756	12,595	8,532	8,041	10,746
対銀行	64,438	9,602	13,129	2,279	6,175	4,220	1,885	5,372	8,993	116,094
対顧客	265,337	26,988	97,477	15,283	9,581	8,375	6,647	2,669	1,752	434,110
リテール	109,943	10,761	75,517	3,191	1,744	902	785	911	279	204,033
法人およびその他の顧客	155,395	16,227	21,960	12,093	7,837	7,472	5,862	1,758	1,473	230,077
トレーディング負債	520,887	0	0	0	0	0	0	0	0	520,887
トレーディング証券	56,592	0	0	0	0	0	0	0	0	56,592
その他のトレーディング負債	437	0	0	0	0	0	0	0	0	437
デリバティブ金融商品のマイ ナスの時価	463,858	0	0	0	0	0	0	0	0	463,858
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 負債（貸出コミットメントおよ び金融保証を除く。）	1,992	38,633	8,123	2,212	744	3,745	1,031	1,004	2,969	60,452
買戻条件付売却有価証券	1,587	36,128	7,584	1,791	2	2,739	566	0	0	50,397
長期債務	201	73	329	384	640	859	398	949	2,640	6,473
純損益を通じて公正価値で測 定するものとして指定された その他の金融負債	203	2,432	210	37	102	147	68	55	329	3,582
投資契約負債	0	0	0	0	0	592	0	0	0	592
ヘッジ会計に適格なデリバティ ブ金融商品のマイナスの時価	0	249	324	194	312	231	943	1,484	856	4,593
中央銀行ファンド借入金	353	0	0	0	0	0	0	0	0	353
買戻条件付売却有価証券	19,957	1,510	844	1,191	0	1,178	434	271	0	25,387
対銀行	14,934	1,510	844	1,191	0	1,178	292	271	0	20,222
対顧客	5,023	0	0	0	0	0	142	0	0	5,165
貸付有価証券	3,587	10	1	0	0	0	0	0	0	3,598
対銀行	1,488	4	0	0	0	0	0	0	0	1,492
対顧客	2,099	6	1	0	0	0	0	0	0	2,106
その他の短期借入金	13,216	921	1,073	265	1,292	529	0	0	0	17,295
長期債務	0	1,037	5,275	8,143	10,113	4,190	43,315	56,444	43,799	172,316
負債証券 - 優先	0	989	5,085	7,476	9,772	3,534	13,284	51,704	30,162	122,006
負債証券 - 劣後	0	0	0	0	0	231	140	1,124	5,293	6,788
その他の長期債務 - 優先	0	43	190	582	284	384	29,507	3,496	8,063	42,549
その他の長期債務 - 劣後	0	5	0	85	56	42	384	120	281	974
信託優先証券	0	0	0	730	1,054	413	4,176	0	0	6,373
その他の金融負債	128,398	976	1,665	221	201	161	295	112	3,246	135,274
金融負債合計	1,018,165	79,926	127,911	30,518	29,473	23,635	58,726	67,356	61,616	1,497,325
その他の負債	28,362	0	0	0	0	0	0	0	0	28,362
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	64,819	64,819
負債および資本合計	1,046,527	79,926	127,911	30,518	29,473	23,635	58,726	67,356	126,435	1,590,506
オフバランスのコミットメン トの付与	6,061	9,569	8,896	13,765	8,708	14,794	30,609	98,024	27,978	218,404
銀行	305	688	1,501	1,671	602	587	1,185	958	192	7,688
リテール	253	124	95	226	283	387	757	538	8,875	11,540

法人およびその他の 顧客	5,503	8,757	7,300	11,868	7,823	13,820	28,667	96,528	18,911	199,176
-----------------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	---------

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前 通知を含 む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月 以内	3ヶ月超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
預金	345,569	37,777	117,943	21,500	10,169	8,600	7,356	6,935	11,126	566,974
対銀行	72,304	5,131	15,770	5,884	1,616	2,106	2,188	5,214	8,852	119,065
対顧客	273,265	32,646	102,173	15,616	8,552	6,494	5,168	1,721	2,273	447,909
リテール	113,016	13,588	80,124	3,270	2,131	1,805	2,524	642	220	217,321
法人およびその他の顧客	160,249	19,058	22,049	12,346	6,422	4,689	2,644	1,079	2,053	230,588
トレーディング負債	546,381	0	0	0	0	0	0	0	0	546,381
トレーディング証券	51,327	0	0	0	0	0	0	0	0	51,327
その他のトレーディング負債	977	0	0	0	0	0	0	0	0	977
デリバティブ金融商品のマイ ナスの時価	494,076	0	0	0	0	0	0	0	0	494,076
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 負債（貸出コミットメントおよ び金融保証を除く。）	18,423	4,725	1,569	1,760	1,240	10,069	1,809	1,652	3,526	44,773
買戻条件付売却有価証券	17,600	2,712	690	1,172	140	9,322	0	0	0	31,637
長期債務	269	47	342	426	879	513	1,669	1,384	3,183	8,710
純損益を通じて公正価値で測 定するものとして指定された その他の金融負債	554	1,966	537	162	221	233	141	268	343	4,425
投資契約負債	0	35	70	70	70	734	108	1,593	5,843	8,522
ヘッジ会計に適切なデリバティ ブ金融商品のマイナスの時価	0	43	513	414	203	301	278	1,630	2,983	6,365
中央銀行ファンド借入金	574	0	0	0	0	0	0	0	0	574
買戻条件付売却有価証券	7,492	1,567	53	117	0	0	0	0	0	9,229
対銀行	2,757	1,554	53	117	0	0	0	0	0	4,481
対顧客	4,734	13	0	0	0	0	0	0	0	4,747
貸付有価証券	2,846	10	1	0	0	0	0	0	414	3,270
対銀行	290	6	0	0	0	0	0	0	0	295
対顧客	2,556	5	1	0	0	0	0	0	414	2,975
その他の短期借入金	17,776	1,311	2,052	2,666	3,006	1,199	0	0	0	28,010
長期債務	0	3,327	8,638	6,923	4,251	2,990	39,801	45,435	48,652	160,016
負債証券 - 優先	0	3,184	8,444	5,815	3,782	2,631	24,701	40,061	36,599	125,217
負債証券 - 劣後	0	0	0	619	150	100	0	1,314	4,231	6,414
その他の長期債務 - 優先	0	143	194	247	173	162	14,978	3,575	7,502	26,973
その他の長期債務 - 劣後	0	0	0	243	146	97	121	486	319	1,412
信託優先証券	0	733	0	262	0	0	735	4,373	918	7,020
その他の金融負債	146,678	931	2,859	198	83	170	340	14	36	151,309
金融負債合計	1,085,739	50,458	133,696	33,911	19,023	24,063	50,426	61,633	73,496	1,532,443
その他の負債	28,984	0	0	0	0	0	0	0	0	28,984
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	67,624	67,624
負債および資本合計	1,114,722	50,458	133,696	33,911	19,023	24,063	50,426	61,633	141,120	1,629,051
オフバランスのコミットメント の付与	6,433	9,833	8,772	17,963	10,036	14,221	29,240	107,376	27,999	231,874
銀行	425	406	1,405	2,354	1,301	1,059	1,512	1,213	177	9,852
リテール	231	166	103	687	678	945	2,272	1,605	7,272	13,958

法人およびその他の 顧客	5,778	9,261	7,265	14,923	8,057	12,218	25,456	104,559	20,549	208,063
-----------------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	---------

[次へ](#)

はじめに

2016年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体の詳細な定性的および定量的情報を提供している。報酬報告書は、以下の3項目から成っている。

経営者の報酬報告書

本報酬報告書の最初の項目は、ドイツ銀行AGの取締役報酬制度の構造および設計について記載している。ここでは、2016事業年度の報酬制度について記載しており、当該報酬制度の中で、変動報酬構造は2015事業年度の報酬制度に対する追加項目によって補完される。既存の報酬構造に続いて、2017事業年度に適用される報酬制度について記載している。2017年5月の株主総会において、当該報酬制度の承認投票が行われる予定である。また、本報酬報告書には、監査役会によって付与されたドイツ銀行AGの取締役メンバーの報酬体系に関する情報が含まれる。

従業員の報酬報告書

本報酬報告書の2番目の項目は、ドイツ銀行グループ（別途報酬報告書の開示を行っているドイツ・ポストバンクAGを除く。）の従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、2016年に導入した新報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2016年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（*Institutsvergütungsverordnung*（以下「InstVV」という。））に基づき重要なリスク・テイク（MRT）として識別された取締役および従業員に特有の開示を含んでいる。

監査役会の報告書および開示

本報酬報告書の3番目の項目は、ドイツ銀行AGの監査役会のメンバーの報酬構造および報酬の水準に関する情報を提供している。

本報酬報告書は、ドイツ商法（*Handelsgesetzbuch*（以下「HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準第17号「取締役会長の任務遂行報酬に関する報告」（以下「DRS17」という。）、CRR、InstVV およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

監査役会の委員長からのメッセージ

株主の皆さまへ

2016事業年度のグループの取締役の報酬および報酬制度の詳細は次頁以降をご覧ください。

2016年1月1日より、監査役会は取締役報酬制度を変更しました。特に、取締役の奨励報奨部門の追加によって変動報酬項目を補完しています。私どもは、変更された報酬制度の承認に関する2016年5月の株主総会における決議に関して情報を開示しています。残念なことに、賛成多数には至りませんでした。

当行の監査役会はこの決議結果を極めて深刻に受け止め、株主総会の後直ちに、批判の声に基づいて既存の報酬体制の分析を開始するとともに、当該報酬制度を変更する可能性について十分に議論しました。報酬統制委員会は、ここ数ヶ月にわたって報酬制度の再設計に積極的に取り組み、監査役会に進捗を定期的に報告してきました。今年の2月、監査役会は報酬統制委員会からの提案に関して、2017事業年度における取締役の新たな報酬構造を決議しました。

2017年度の新しい報酬制度を通じて、私どもは皆さまが重要だと考えたすべての点に適切に対応した透明性のある明瞭な構造を特徴とする報酬制度を皆さまに示すことができると確信しております。取締役の報酬は、予め定められた目標に密接に結び付けられています。目標は、グループ全体の重要な財務上の数値に基づく本会議体としての取締役会の業績だけでなく、個人に関しても明確に決定され、集団および個人毎の目標の達成度合いに基づいて報酬を付与しています。したがって、報酬構造はグループの業績および当行の株式と密接に連動しています。

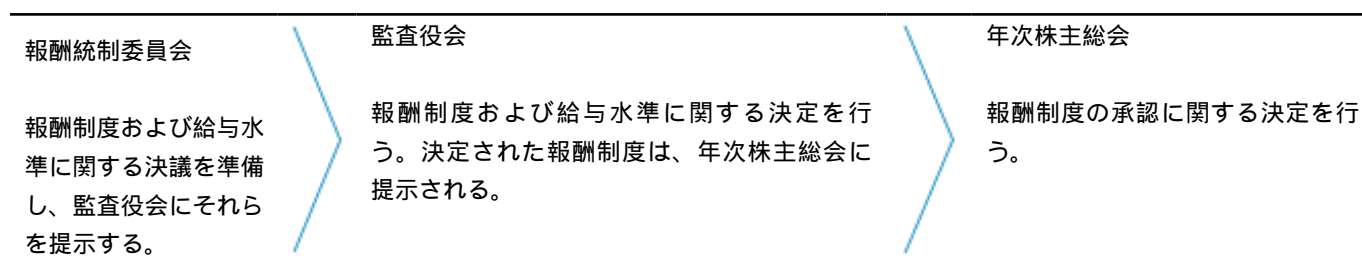
「2017年1月現在の報酬構造」以降では新しい業績制度の詳細をご覧ください。2017年5月の株主総会において、当該業績制度を再度決議に諮る予定であることはいうまでもありません。

敬具

Dr. Paul Achleitner

経営者の報酬報告書

経営者の報酬ガバナンス



本会議体としての監査役会は、取締役の報酬制度の構築および各取締役の報酬額の決定に対する責任を有する。監査役会は報酬統制委員会により支援されている。報酬統制委員会は、報酬制度の適切な構築について監査役会を監督および支援し、ならびに取締役の各報酬額に関する監査役会の決議案を作成する。また、報酬統制委員会および（または）監査役会は、必要に応じて、独立した外部の顧問と協議している。

現在、報酬統制委員会は4人で構成されている。規制要件により、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。

監査役会は、取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会もまた、取締役報酬の適切性に関するドイツ法（Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung（以下「VorstAG」という。））に基づき、株主総会に取締役報酬制度の承認を求める。

2016年5月、監査役会は2016事業年度の報酬制度を株主総会に示して承認を求めた。しかしながら、当該株主総会では否決された。当該決議結果に続いて、監査役会は、2017年1月1日より有効となる取締役の報酬制度を変更した。2017年5月の株主総会において、報酬制度変更の承認決議投票が行われる予定である。

取締役の報酬および報酬制度の原則

取締役の報酬制度を構築し、各取締役の報酬額を決定する際には、多数の要素を検討しなければならない。これらの要素は、具体的な報酬原則に要約することができる。中核的な報酬原則の概要は、以下のとおりである。中核的な報酬原則は報酬制度および各取締役の報酬額の双方に影響するため、監査役会は報酬案件の決議を行う際にこれを考慮しなければならない。

報酬制度および報酬額の決定の決議を行う際に、監査役会が具体的に検討する事項は、以下のとおりである。

ガバナンス	報酬制度の構築および個々の報酬の決定は、規制および法令要件のフレームワークの範囲内で行われる。監査役会が規制要件の範囲内で、報酬パッケージを提示する目的は、従来の市場慣行に沿ったまま競争力を保つためである。
グループ戦略	報酬制度の構造を通して、取締役が当行の戦略に定められた目的を達成し、当行グループの前向きな発展を継続的に促進し、不当に高いリスクを回避するための動機づけとなる。
取締役の全体および個々の業績	変動報酬である業績連動報酬は、事前に合意した目標の達成度に基づき決定される。このため、全ての取締役に等しく適用される全体的なドイツ銀行グループに関連した目標が設定される。さらに、監査役会は別途、各取締役に対する個々の目標を設定する。この目標は、とりわけ事業展開、管理部門または担当地域個人が負う責務を考慮に入れる。
規制上またはその他の報酬の上限	CRD 4に基づく規制アプローチに従い、取締役の変動報酬に対する固定報酬の比率は一般的に1:1（上限規制）に制限される。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。2014年5月、株主総会は、前述の比率1:2を設定することを90.84%の賛成多数により承認した。監査役会が決議した報酬制度は、個々の変動報酬項目にも上限を設定する。さらに、監査役会は個々の取締役の報酬総額に対して追加的な上限を設定することができる。2017事業年度において、追加的な上限は9.85百万ユーロに設定された。
持続性の側面	取締役の変動報酬は現在繰延報酬としてのみ付与されている。2017事業年度から繰延報酬のうち少なくとも75%は、株式報酬として付与されることになる。株式報酬は付与から5年間で1トランシェとした期間経過後に権利付与され（一括付与）その後1年間は追加的に保有しなければならない条件である。株式報酬以外の部分は株式以外の報酬として4年間にわたり一定に権利が確定していく。これらの繰延および保有期間においては特定の条件を満たすと失効の対象となる。
株主の利益	報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性が構築されることに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の号席に直接的に結びつく明記された主要な財務上の数値を利用し、2017年度以降、変動報酬総額の少なくとも75%の株式を基礎とした報酬項目を付与することにより達成される。変動報酬を決定する際には、株式を基礎とした報酬項目は、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスに直接的に結び付いており、数年後にのみ支払が有効になる。

報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の職務契約書に反映される。

2016年までの報酬構造

監査役会は、2015年度の報酬制度に対する2016事業年度の取締役報酬制度の構造を変更した。この結果、変更された報酬制度は、当行のリーダーシップ構造の再編に従っている。2016年1月1日より、4つすべての中核事業部門（フロント・オフィス）は、取締役が直接代表を務める。フロント・オフィスの責任を有する取締役について、以前の変動報酬項目は、市場の要求を反映し、競争力のある支払水準を確保することを目指して新たに導入された部門業績報奨によって補完される。前述の要素の導入に加えて、変動報酬要素の目標数値および最大数値が調整された。

報酬構造および報酬項目

	2016年度	2015年度
固定報酬	基本給 + 企業年金制度への拠出	基本給 + 企業年金制度への拠出
変動報酬	年間業績報奨（APA） + 長期業績報奨（LTPA） + 部門業績報奨（DPA）	年間業績報奨（APA） + 長期業績報奨（LTPA）

2016事業年度の報酬制度は業績非連動項目および業績連動項目から構成される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していなく、主に基本給および企業年金制度への拠出から構成される。

単位：ユーロ	2016年度	2015年度
基本給		
共同会長	3,800,000	3,800,000
一般の取締役	2,400,000	2,400,000

単位：ユーロ	2016年度	2015年度
企業年金への拠出		
共同会長	650,000	650,000
一般の取締役（CIB） ¹	2,000,000	0
一般の取締役（GM/AM） ¹	1,000,000	0
一般の取締役（PW&CC）	650,000	400,000
一般の取締役（インフラストラクチャー／リージョン）	400,000	400,000

¹ 2015年度において、共同会長がこれらのフロント・オフィス部門の責任者であった。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動であり、以下の3つの項目すなわち、年間業績報奨、長期業績報奨および部門業績報奨から構成される。

年間業績報奨（APA）

APAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部として設定された企業目標の達成に対して付与される。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮に入れられる。

年間目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用する主な財務上の数値および（または）すべての目標に対応する要因が設定される。

2016事業年度におけるグループ全体の重要な財務上の数値は以下のとおり合意されており、すべての取締役等に等しく適用される。

- 資本カテゴリー：普通株式等Tier 1比率（CET 1）およびレバレッジ比率
- 費用カテゴリー：費用収益比率（CIR）
- 能力カテゴリー：付加価値
- 文化／顧客カテゴリー：従業員コミットメント、行動およびレピュテーション

個人的業績項目を評価する際、資本／費用／能力カテゴリーにおける定量的目標および文化／顧客カテゴリーにおける定性的目標について各取締役と合意する。

前述の目標の達成度合いに応じて、グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、APA全体の80%が最大値である。監査役会は単に残りの部分について、広範な裁量権の行使として優れた貢献（特定プロジェクトへの貢献を含む。）へ報奨を付与することができる。これらの目標が達成されない場合、APAは付与されない。

長期業績報奨（LTPA）

LTPAの水準は、3年評価に基づく選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンス（相対的総株主利益率（RTSR））を基礎として決定される。非財務的パラメータ（いわゆる文化および顧客要因）を追加的に含むことにより、目標がどのように達成されるかにも方向付けられている。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

RTSRの同業他社グループは、次の銀行、すなわちBNP Paribas、Société Générale、Barclays、Credit Suisse、UBS、Bank of America、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan ChaseおよびMorgan Stanleyで構成されている。

2016事業年度の取締役の全体目標は、当行に強固な統制環境を設定することであった。「優」と評価される目標には文化および顧客要因の目標値の150%、「良」には100%、そして「平均」には50%が割り当てられる。「平均以下」には当該報奨部分の価値がゼロに設定される。

部門業績報奨（DPA）

DPAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する目標設定プロセスの一環として設定された戦略的目標の達成に対して付与される。DPAの決定は、関連する部門に適用される事業方針および戦略的目標に寄与する目的で、部門の事業およびリスク戦略、ならびに取締役としての責務に対応して設定した個人毎の目標とも整合するように設計されている。

年間合意目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用される、すべての目標に対応する主な財務上の数値および（または）要因が設定される。評価対象期間中に当該目標が達成されない場合、監査役会はDPAを付与しない旨を決定することができる。

最高報酬額

規制要件の導入に従い、2016事業年度における前述の各報酬項目に基づく取締役の報酬額は、以下の通りである。

報酬総額 / 目標額および最高額

単位：ユーロ					2016年度	2015年度
	基本給	APA	LTPA	DPA	報酬総額	報酬総額
共同会長						
目標	3,800,000	1,500,000	3,800,000	0	9,100,000	9,100,000
最高	3,800,000	3,000,000	5,700,000	0	12,500,000	12,500,000
一般の取締役 (CIB) ¹						
目標	2,400,000	1,650,000	2,800,000	1,650,000	8,500,000	0
最高	2,400,000	3,300,000	4,200,000	3,300,000	13,200,000	0
一般の取締役 (GM/AM) ¹						
目標	2,400,000	1,200,000	2,200,000	1,200,000	7,000,000	0
最高	2,400,000	2,400,000	3,300,000	2,400,000	10,500,000	0
一般の取締役 (PW&CC)						
目標	2,400,000	800,000	1,800,000	800,000	5,800,000	5,800,000
最高	2,400,000	1,600,000	2,700,000	1,600,000	8,300,000	8,000,000
一般の取締役 (インフラストラクチャー / リージョン)						
目標	2,400,000	1,000,000	2,400,000	0	5,800,000	5,800,000
最高	2,400,000	2,000,000	3,600,000	0	8,000,000	8,000,000

¹ 2015年度において、共同会長がこれらのフロント・オフィス部門の責任者であった。

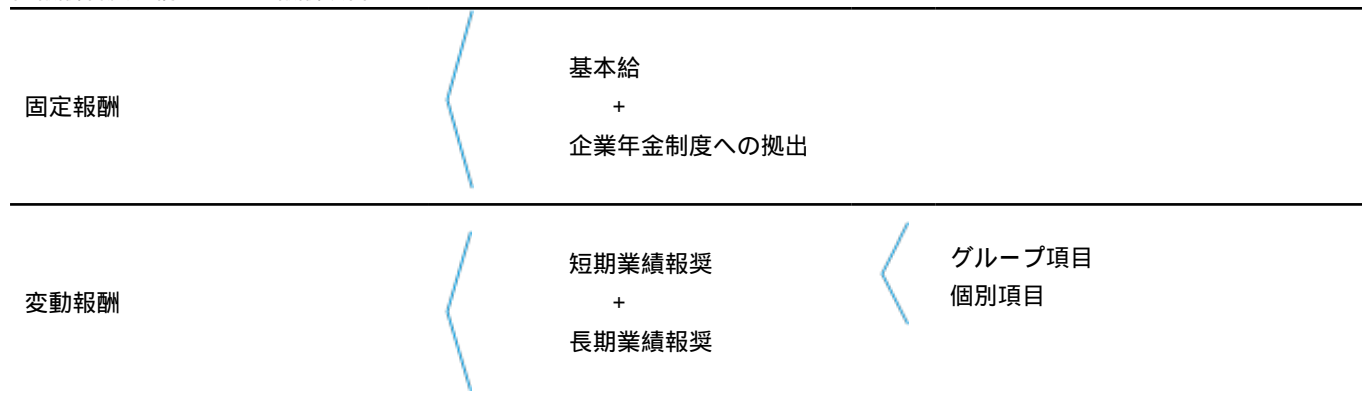
取締役の報酬総額は、監査役会が2016事業年度の全体的な報酬総額について設定した9.85百万ユーロの個別の上限の対象となっている。したがって、目標の達成度によってより多額の報酬となる場合であっても、報酬は最大で9.85百万ユーロに制限される。

2017年1月現在の報酬構造

- 報酬構造の簡素化
- 長期業績報奨報酬と過去の合意目標との明白な結び付き
- 株主利益をさらに重要視

2017年1月1日現在適用される報酬構造は以下のとおりである。これまで適用された報酬制度からの変更重点をおくとともに、個々の変更に対する理由を記載している。2017年5月の株主総会では、変更された報酬制度の承認に関する決議が行われる予定である。

新報酬制度の構造および報酬項目



2017年1月現在適用される報酬構造は引き続き、業績非連動項目（固定報酬）および業績連動項目（変動報酬）から構成される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していなく、基本給、企業年金制度への拠出および、「その他の給付」から構成される。

基本給の水準を決定する際には多数の要因を検討する。まず、基本給は取締役のオフィスおよび関連する取締役の責務全般に関する一般的な仮定に対する報酬である。また、基本給の金額を決定する際には、比較対象市場で支払われる報酬も考慮する。しかし、市場の比較には変動報酬の上限を固定報酬の200%と設定するInstVWの規制要件も考慮しなければならない。従って、固定報酬は前述の要件を考慮しつつ、市場慣行に沿った競争力のある報酬を確保する方法で決定しなければならない。2014年に規制上の上限が導入された結果、基本給は全体的に上昇した。2014年5月、株主総会は各取締役の報酬の増加を賛成多数により承認した。

InstVWは企業年金制度への拠出を固定報酬と定義し、固定報酬と変動報酬の比率計算に含められる可能性を規定している。監査役会は、企業年金制度への拠出構造の権利を見直し、必要に応じて調整を行う。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

2016事業年度の変動報酬項目は、部門業績報奨に新しい項目を導入することで補完された。新たな項目の導入は、関連する目標に関して取締役が代表するフロント・オフィスの具体的な特徴を反映して報酬を付与することを目指している。2016年5月の株主総会において、当該報酬制度の変更には賛成多数の承認が得られなかった。新たに導入された項目に関する批判は、報酬構造がこれまで以上に複雑化し透明性が低下する、また取締役にのみ報酬項目を導入することは、包括的でなく基礎となる目標との結び付いておらず、説得力がないというものであった。

表明された批判に対応して、監査役会は、2017年度における変更項目の報酬構造を著しく簡素化し、報酬を透明性の高い業績基準と結び付けた。しかし、報酬構造は依然として、集団の目標と並行して個人の合意および個人の目標を認めており、各取締役の責務に基づく市場慣行に沿った競争力のある支払水準を達成できるようにしている。また同時に規制要件も満たすものになっている。

変動報酬はすべて業績連動である。2017事業年度の変動報酬は以下の短期的な項目および長期的な項目から構成される。

- 短期報奨
- 長期報奨

短期報奨（STA）

STAは短期的な目標および長期的な目標の達成に結び付いている。目標には取締役が達成すべき集団の目標が含まれ、各取締役の全体目標および個別目標の達成度合いが個別に評価される。

全体目標と個別目標とを明確に区別するために、STAは以下の2つの項目に分けられる。

- グループ項目
- 個別項目

グループ項目

達成すべき目標は、STAの一部としてグループ項目の計算の基礎を構成する。グループ項目の主な目的は、取締役の変動報酬を銀行全体の業績に結び付けることにある。

2016年、取締役会は、非課税の従業員の変動報酬の一部をグループの業績により密接に連動させることを決定した。これは、全従業員の当行の財務結果および戦略の実行の達成への貢献に対して報奨を付与することを目指している。取締役の報酬も選定された財務上の数値を用いて当行の業績に密接に結びついている。監査役会は取締役の報酬制度を従業員の報酬制度とより密接に連動させることを決定した。これは、2017年のSTAのグループ項目の参照価額であり、従業員の報酬制度におけるグループ項目の基礎となる業績測定基準を用いて達成する。

2015年10月に公表された当初の目標に従って、当行の資本、リスク、コストとリターンのプロファイルの重要な指標の構成要素である4つの業績測定基準は、STAのグループ項目の参照価額を形成する。

CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等 Tier 1 (CET 1) 資本比率	当行のリスク・ウェイトド・アセットに対する当行の普通株式等 Tier 1 資本比率
レバレッジ比率	CRR/CRD 4に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行の Tier 1 資本の比率
調整後費用	再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損、保険業務に係る費用を除く利息以外の費用
税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)	平均有形株主資本に対するドイツ銀行株主に帰属する純利益の比率。前者は、のれんおよびその他の無形資産を除く当行の貸借対照表上の株主資本

事業年度の末日に、監査役会は、公表された目標数値と比較して、業績測定基準の策定方法および各業績測定基準の達成度合いの評価方法を立証する。

監査役会は定期的に選定された業績測定基準の見直しを行っている。上記の4つの目標は、STAのグループ項目の評価において、その達成度合いに応じて25%を上限として均等にウェイト付けされる。監査評価対象期間中に業績測定基準に基づく目標が全体的に達成されない場合、監査役会はグループ項目を付与しない旨を決定することができる。

個別項目

STAの個別項目は、短期および中期的な目標の達成に対して付与される。監査役会は各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部としてこれらの目標を策定する。主な目標は、当行の事業方針および戦略的目標に寄与する目的で、取締役としての責務とも整合するように設計されている。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮される。個別項目の目標には、例えば当該年度の業務収益の向上、プロジェクトに関連する目標、ダイバーシティに関する目標または、その他従業員や顧客の満足度の向上が含まれる可能性がある。

年間目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用される、すべての目標に対応する財務上の数値および（または）要因が設定される。事業年度毎に各取締役には最大で3つの目標が設定される。前述の目標の達成度合いに応じて、個人の合意した目標と事業目標の合計は合わせて、STAの個人項目の最大90%である。監査役会は単に残りの部分10%について、広範な裁量権の行使として優れた貢献（特定プロジェクトへの貢献を含む。）へ報奨を付与することができる。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、監査役会は個人項目を付与しない旨を決定することができる。

最低値、目標値および最高値

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、前述の目標の達成度合いに応じて、変動報酬総額の40%である。これは、個別目標が変動報酬額を決定の主要因とならないことを確保するために設計されている。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、監査役会はSTAを付与しない旨を決定することができる。

長期報奨 (LTA)

監査役会は各報酬額を決定する場合に、長期目標の達成を明確に重視することを決定した。したがって、LTAの目標値は変動報酬総額の60%以上を構成する。短期項目と同様に監査役会は、各取締役の集団および（または）個人の長期目標を決定する。目標の達成度合いは、事業年度の年初に合意される明確な業績測定基準および（または）要因の定義に基づいて評価される。

60% 最低限、変動報酬の60%は長期項目に関連している

監査役会は合計で3つの目標を各取締役にに対して決定する。以前の報酬制度と比較すると、追加されたの3つ目の目標が長期項目に加えられた。LTA評価における各目標の比重は均等に3分の1である。

選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスは、引き続きLTAのフレームワークに含まれる目標である。この目標は、ドイツ銀行株式の持続的業績推移を促進することを意図している。しかしバランスの向上を達成するために、LTAの本目標の比重は3分の2から3分の1に減少した。この目標の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率（RTSR）の継続的な決定により裏付けられる。ドイツ銀行のRTSRは、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユークロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該LTA部分は、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額する。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

総株主利益率の計算に使用される同業他社グループは基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在という基準に基づき選定された。監査役会は新報酬制度の設計の一環として、同業他社グループの見直しを慎重に行い、以前に適用したグループと比較してこのグループを調整することを決定した。当行の事業活動の観点からは投資銀行業務を中心とした金融機関はユニバーサルバンクとは事業戦略が異なるため、Goldman SachsおよびMorgan Stanleyが同業他社グループから外された。一方で、減少した同業他社グループにHSBCが追加される。なお、HSBCは内部的なベンチマーク目的での比較にも用いられる。

したがって、RTSRの同業他社グループは、以下の銀行で構成されている。

ドイツ銀行の同業他社グループ

BNP Paribas	Société Générale	Barclays	Credit Suisse	UBS
Bank of America	Citigroup	JP Morgan Chase	HSBC	

2つ目の目標は当行の成長および発展に結び付いている。本業の純額での資本の成長という考え方により、監査役会はこの成長を促進するよう設計される目的を設定する。

3つ目の目標は、従来どおり「文化および顧客」カテゴリーから選定される。監査役会は、企業文化、顧客満足度および顧客対応力に結び付いた目標を設定する。この目標は、銀行内の環境の持続的な発展と結び付けられ、または持続的な顧客との関係を促進するために設計される。監査役会は、ドイツ銀行グループの内部統制環境の評価を2017事業年度の取締役の目標の1つに再度設定した。

長期報奨は最大で各目標値の150%とすることが可能である。

目標

監査役会は、各事業年度の年初の業績評価を目的とした合意目標設定の一環として、目標を設定する。すべての目標に関して財務上の数値および（または）要因が設定され、これにより目標の達成度合いが透明性をもって評価される。裁量による決定の余地は変動報酬総額の3%から6%に制限されている。

個別報酬項目に対する目標の配分は以下のとおりである。

		グループ項目 ⁽¹⁾	
短期報奨 (STA)	CET 1比率		25%
	レバレッジ比率		25%
	調整後の利息以外の費用		25%
	税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)		25%
		個別項目 (一例) ⁽²⁾	
長期報奨 (LTA) ⁽³⁾	収益の増加 / IBIT対前年比と計画との比較		30%
	プロジェクトに関連する目標 (実現、管理)		30%
	従業員コミットメント指数 (対前年比%) / ダイバーシティの目標		30%
	十分な情報を得た上での判断に基づく調整		10%
	相対的株主利益率		33.34%
	資本の本質的増加 (純額)		33.33%
	「文化および顧客要因」 / 統制環境評価グループ		33.33%

(1) 共同の戦略的な主要目標であり、DBグループの従業員の報酬制度の一部として、グループ項目の評価の基盤も形成する。

(2) 短期的な個々および部門別の定量的および定性的な目標

(3) 長期的なグループ全体の目標

最高報酬額

取締役の報酬総額は上限の対象となっている。規制要件によって、変動報酬は固定報酬の200%までに制限される。また、監査役会は、2017事業年度の全体的な報酬総額について9.85百万ユーロの上限を再び設定した。したがって、目標の達成度によってより多額の報酬となる場合であっても、報酬は最大で9.85百万ユーロに制限される。

詳細な数値の説明は当行のウェブサイト上で経営者報告書とは別個の文書として掲載されている。

長期奨励および持続性

InstVVの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬項目については権利確定後に継続して保有期間が設定されている。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する可能性がある。変動報酬総額の最大40%は、非繰延報酬として付与することができる。しかし、このうち少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目で構成されなければならない。残りの部分のみが現金で直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時交付することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付される。

2014年度以降、取締役の変動報酬合計は、繰延報酬としてのみ付与されている。2016年に至るまでに（2016年を含む）採用されている報酬制度では、（APAおよびDPA）は原則として非株式現金報酬項目の形で付与される（以下「制限付奨励報奨」という）。ただし、長期業績報酬（LTPA）は株式を基礎とした報酬項目の形でのみ付与される（以下「制限付株式報奨」という。）

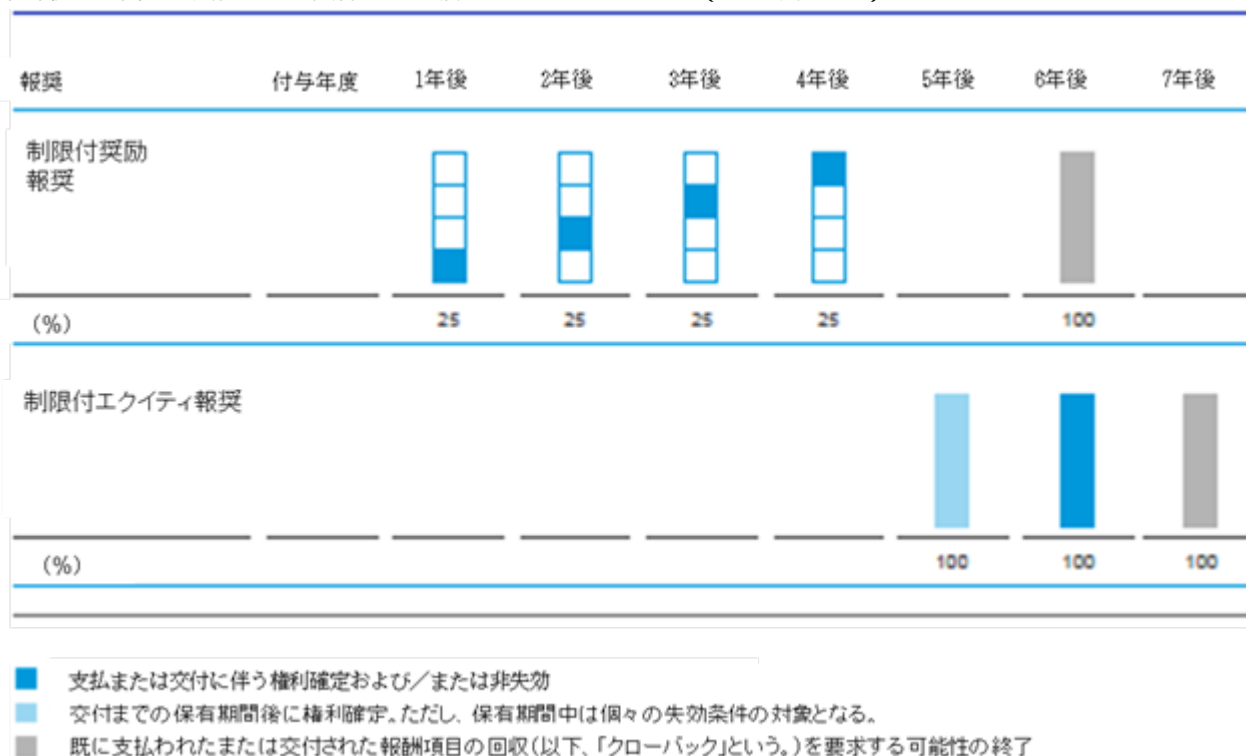
75% 最低限、変動報酬の75%は、株式を基礎とした報酬が付与される。

監査役会は、取締役を当行およびドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きをより高めるために、2017事業年度の長期項目（LTA）および変動報酬総額の75%以上を引き続き制限付株式の形式でのみ付与することを決定した。短期項目（STA）に関してのみ変動報酬総額の最大25%が制限付株式の形式で付与される。

制限付奨励報奨は、4年の期間にわたり権利確定する。制限付株式報奨は、新たな規制要件に基づき、5年後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という。）、追加で1年の保有期間の要件がある。したがって、取締役は、6年後に初めて株式を処分することが認められる。繰延および保有期間中、制限付株式報奨の価値は、当行の株価と結び付いているため、当行の長期の持続的業績と結び付いている。制限付奨励報奨および制限付株式報奨には、繰延および保有期間中に特定の失効要件が適用される。

以下の図は、変動報酬項目の付与年度からの5年間およびクローバック可能な期間における支払または交付の時期を示している。

取締役会に関する支払または交付および非失効のタイムフレーム（2017年度から）



失効条件／クローバック

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付奨励報奨および制限付株式報奨）であるため、長期奨励を創造するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、マイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する可能性がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、制限付エクイティ報奨は完全に失効する。

InstVVの改定案は、特に、いわゆる「クローバック条項」を重要機関の経営体（Geschäftsleiter）のメンバーと合意すべきであることを示す。失効条件とは対照的に、この条項は、特定の取締役個人が業績にマイナスの貢献をすることにより、監査役会が既に支払または交付された報酬項目の返還を要求することを認める。監査役会はこの条項を取締役と合意する。

例外的な成果を達成した場合の制限

例外的な成果を達成した場合には、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。加えて、監査役会および取締役会メンバーである取締役は、取締役の職務契約書に含まれる変動報酬の可能な制限について合意した。これによれば、変動報酬は、提供できる最大金額以下に制限され、あるいは、まったく付与されないこともある。さらに、会社の状況が悪化する場合など継続的な報酬の付与が会社にとって非合理的となると判断される場合には、法的規制により、監査役会が取締役の報酬を適切な水準に削減することができる。変動報酬項目の支払はまた、変動報酬項目の支払が現行の法令上の要件に従って規制当局により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

- 当行に対する取締役の長期コミットメント
- ドイツ銀行とその株主の一体化
- 繰延報酬による当行の業績への結び付け

すべての取締役は一定数のドイツ銀行株式を保有しなければならない。この要件は取締役本人とドイツ銀行および株主との一体化を促進し、当行の業績との持続可能な結びつきを確保することを目的とする。

保有株数は、会長については年間基本給の2倍、一般の取締役については年間基本給の1倍相当である。

単位：ユーロ	株式保有ガイドライン
会長	7,600,000
一般の取締役	2,400,000

原則として、会長については36ヶ月、一般の取締役については24ヶ月の待機期間が設定されており、その期間内に要件が満たされる必要がある。いずれの場合も、各事業年度において待機期間は12ヶ月延長され、待機期間中、取締役には他の変動報酬が付与されない。繰延株式報酬には、当該要件に対して75%の金額が考慮される可能性がある。

当該要件を遵守しているかどうかについて、6月30日と12月31日の半年ごとに検査が行われる。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の検査までに不足分を修正しなければならない。すべての取締役は、2016年度に株式保有義務を満たしている。

報酬項目は繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的に取締役会退任後の期間も存続する。

年金給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役会への選任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。

取締役は契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受けとる。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年金勘定の行われた拠出額に年4%の利息が付与される。

これらの年次拠出額の合計が、将来の年金給付の支払に利用可能な年金額を形成する。所定の条件の下で、年金の支払期限は、年金支払の原因となる通常の事象（定年、障害または死亡）が発生する前に到来する場合もある。年金受給権は当初から権利確定している。

以下の表は、2016年度および2015年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2016年度在任中の各取締役の2016年12月31日および2015年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の違いは、取締役会における勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

取締役 単位：ユーロ	年間拠出額 (各年度)		利息 (各年度)		勘定残高 (年度末)		勤務費用(IFRS) (各年度)		確定給付制度債務 の現在価値(IFRS) (年度末)	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
John Cryan ¹	754,000	393,250	0	0	1,147,250	393,250	821,114	439,065	1,221,303	450,200
Jürgen Fitschen ²	270,834	650,000	52,696	95,272	0 ⁹	2,549,796	232,666	624,192	0	2,576,287
Kim Hammonds ³	250,001	0	0	0	250,001	0	270,466	0	275,563	0
Stuart Lewis	556,000	576,000	0	0	2,342,938	1,786,938	546,402	516,969	2,555,844	1,551,547
Sylvie Matherat ⁴	500,000	86,668	0	0	586,668	86,668	517,352	128,506	613,025	130,231
Nicolas Moreau ⁵	347,500	0	0	0	347,500	0	442,672	0	450,380	0
Quintin Price ⁶	416,667	0	0	0	0 ¹⁰	0	525,143	0	0	0
Garth Ritchie ⁷	1,550,000	0	0	0	1,550,000	0	1,443,171	0	1,475,820	0
Karl von Rohr ⁴	556,000	96,001	0	0	652,001	96,001	546,402	131,141	647,482	132,799
Dr. Marcus Schenck ⁸	556,000	528,001	0	0	1,084,001	528,001	546,402	478,387	1,041,150	490,386
Christian Sewing Werner Steinmüller ³	1,085,500	692,000	0	0	1,777,500	692,000	984,198	559,197	1,592,460	572,899
Jeffrey Urwin ⁷	166,667	0	0	0	166,667	0	164,232	0	169,445	0
	2,000,000	0	0	0	2,000,000	0	2,036,367	0	2,090,722	0

1 2015年7月1日就任。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年8月1日就任。

4 2015年11月1日就任。

5 2016年10月1日就任。

6 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

7 2016年1月1日就任。

8 2015年5月22日就任。

9 取締役退任時点で、累積勘定残高2,873,326ユーロが資産計上され、一括で支払われた。

10 取締役退任時点、年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬416,667ユーロが支払われた。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消または解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金の額を決定する際に、任用契約の期限前解約の状況および勤務期間を考慮する。当該退職金は、原則として、2年分の報酬額であるが、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。退職金の計算は前事業年度の年間報酬および、必要に応じて当事業年度の予測年間報酬に基づく。退職金は、法令および規制要件、特にInstVVの条項に従って決定される。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金の額は、原則として、監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って、退職金は、原則として、3年分の報酬額を超えず、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

取締役	費用計上額			
	株式を基礎とする報酬項目		現金を基礎とする報酬項目	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
単位：ユーロ				
Jürgen Fitschen ¹	621,077 ²	1,013,489	1,203,434	1,170,591
Stuart Lewis	-136,084 ³	633,658	466,922	633,466

1 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

2 取締役の退任時に、報奨残高の費用全額は前倒して純損益に認識された。

3 取締役の株式を基礎とする報酬は、通常各報告日において株価に基づき評価され、この場合、マイナスの結果となる。

2016事業年度における取締役会の報酬

基本給

2016事業年度において、取締役会の各共同会長の年間基本給は3,800,000ユーロであり、一般の取締役は2,400,000ユーロであった。

変動報酬

2016事業年度の当行の経営成績および監査役会による2016年度の従業員の報酬に関する背景に対する厳しい措置によって、取締役会は、2016事業年度において取締役の変動報酬を決定および付与する権利を取消不能に放棄することを全会一致で決定した。取締役会は、監査役会に当該放棄を宣言した。このため取締役会は、2016事業年度の取締役の変動報酬を決定することを差し控えた。

報酬総額

取締役は、2016事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く）として、合算で総額25,883,333ユーロ（2015年度：22,660,000ユーロ）を当年度に受け取った。当金額は基本給のみである。0ユーロ（2015年度：0ユーロ）が長期奨励付業績連動項目として受け取られた。

監査役会は、前述の2016年度および2015年度の報酬を個人別に次のように決定した。

単位：ユーロ					2016年度	2015年度
	基本給	APA ¹	LTPA ²	DPA ³	報酬総額	報酬総額
John Cryan ⁴	3,800,000	0	0	0	3,800,000	1,900,000
Jürgen Fitschen ⁵	1,583,333	0	0	0	1,583,333	3,800,000
Kim Hammonds ⁶	1,000,000	0	0	0	1,000,000	-
Stuart Lewis	2,400,000	0	0	0	2,400,000	2,400,000
Sylvie Matherat ⁷	2,400,000	0	0	0	2,400,000	400,000
Nicolas Moreau ⁸	600,000	0	0	0	600,000	-
Quintin Price ⁹	1,100,000	0	0	0	1,100,000	-
Garth Ritchie ¹⁰	2,400,000	0	0	0	2,400,000	-
Karl von Rohr ⁷	2,400,000	0	0	0	2,400,000	400,000
Dr. Marcus Schenck ¹¹	2,400,000	0	0	0	2,400,000	1,460,000
Christian Sewing	2,400,000	0	0	0	2,400,000	2,400,000
Werner Steinmüller ⁶	1,000,000	0	0	0	1,000,000	-
Jeffrey Urwin ¹⁰	2,400,000	0	0	0	2,400,000	-
Anshuman Jain ¹²	-	-	-	-	-	1,900,000
Stefan Krause ¹³	-	-	-	-	-	2,400,000
Dr. Stephan Leithner ¹⁴	-	-	-	-	-	2,000,000
Rainer Neske ¹²	-	-	-	-	-	1,200,000
Henry Ritchotte ¹⁵	-	-	-	-	-	2,400,000
合計	25,883,333	0	0	0	25,883,333	22,660,000

1 APAとは、年間業績報奨（額）である。

2 LTPAとは、長期業績報奨である。

3 DPAとは、部門業績報奨である。

4 2015年7月1日就任。

5 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

6 2016年8月1日就任。

7 2015年11月1日就任。

8 2016年10月1日就任。

9 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

10 2016年1月1日就任。

11 2015年5月22日就任。

12 2015年6月30日退任。

13 2015年10月31日退任。2015年12月31日契約終了。

14 2015年10月31日退任。

15 2015年12月31日退任。

株式報奨

取締役は、2016事業年度の変動報酬を決定および付与する権利を取消不能に放棄することを監査役会に宣誓した。監査役会は2016年度に取締役に2015事業年度の変動報酬を付与しないことを決めた。

その結果、2015事業年度および2016事業年度に付与された株式報奨はない。

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

取締役会の株式所有状況

2017年2月17日および2016年2月19日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

取締役		株式数
John Cryan	2017年度	9,160
	2016年度	0
Kim Hammonds ¹	2017年度	22,800
Stuart Lewis	2017年度	51,347
	2016年度	51,347
Sylvie Matherat	2017年度	0
	2016年度	0
Nicolas Moreau ²	2017年度	0
Garth Ritchie	2017年度	28,778
	2016年度	28,778
Karl von Rohr	2017年度	3,737
	2016年度	2,747
Dr. Marcus Schenck	2017年度	26,445
	2016年度	26,445
Christian Sewing	2017年度	36,249
	2016年度	36,249
Werner Steinmüller ¹	2017年度	79,792
Jeffrey Urwin	2017年度	120,690
	2016年度	120,690
合計	2017年度	378,998
	2016年度	266,256

1 2016年8月1日就任。

2 2016年10月1日就任。

現取締役は2017年2月17日現在、合計378,998株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.03%に相当していた。

以下の表は、2017年2月17日および2016年2月19日の各日現在において取締役が保有していた株式報奨の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報奨の数を示している。

取締役	2016年2月19日 現在の残高	付与数	交付数	失効数	2017年2月17日 現在の残高
John Cryan	17,441	-	17,441	0	0
Kim Hammonds ¹	-	-	-	-	88,072
Stuart Lewis	166,538	0	0	0	166,538
Sylvie Matherat	3,217	7,541	0	0	10,758
Nicolas Moreau ²	-	-	-	-	0
Garth Ritchie	244,227	305,424	0	0	549,651
Karl von Rohr	22,846	22,623	2,013	0	43,456
Dr. Marcus Schenck	132,517	84,462	0	0	216,979
Christian Sewing	85,508	0	0	0	85,508
Werner Steinmüller ¹	-	-	-	-	191,879
Jeffrey Urwin	379,808	263,125	0	0	642,933

1 2016年8月1日就任。

2 2016年10月1日就任。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード(以下「GCGC」という。)に準拠した報酬

GCGC4.2.5項第3段落の要件に準拠した取締役の報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、固定報酬の支払い、現在検討中の当年度に関する変動報酬（制限付奨励報奨および制限付株式報奨別に報告されている）が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、2016事業年度および2015事業年度に付与された報酬を示している。

GCGCに従って2016年度（および2015年度）に付与された報酬

単位：ユーロ	John Cryan ¹					
	2016年度 （決定）	2016年度 （目標）	2016年度 （最小）	2016年度 （最大）	2015年度 （決定）	2015年度 （目標）
固定報酬（基本給）	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	1,900,000	1,900,000
付加給付	41,795	41,795	41,795	41,795	29,697	29,697
合計	3,841,795	3,841,795	3,841,795	3,841,795	1,929,697	1,929,697
変動報酬	0	5,300,000	0	8,700,000	0	2,650,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,500,000	0	3,000,000	0	750,000
制限付株式報奨	0	3,800,000	0	5,700,000	0	1,900,000
合計	0	5,300,000	0	8,700,000	0	2,650,000
年金勤務費用	821,114	821,114	821,114	821,114	439,065	439,065
報酬総額（GCGC）	4,662,909	9,962,909	4,662,909	13,362,909	2,368,762	5,018,762
報酬総額 ²	3,800,000	9,100,000	3,800,000	12,500,000	1,900,000	4,550,000

1 2015年7月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

単位：ユーロ	Jürgen Fitschen ¹					
	2016年度 （決定）	2016年度 （目標）	2016年度 （最小）	2016年度 （最大）	2015年度 （決定）	2015年度 （目標）
固定報酬（基本給）	1,583,333	1,583,333	1,583,333	1,583,333	3,800,000	3,800,000
付加給付	38,937	38,937	38,937	38,937	102,016	102,016
合計	1,622,270	1,622,270	1,622,270	1,622,270	3,902,016	3,902,016
年度変動報酬	0	2,208,333	0	3,625,000	0	5,300,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	625,000	0	1,250,000	0	1,500,000
制限付株式報奨	0	1,583,333	0	2,375,000	0	3,800,000
合計	0	2,208,333	0	3,625,000	0	5,300,000
年金勤務費用	232,666	232,666	232,666	232,666	624,192	624,192
報酬総額（GCGC）	1,854,936	4,063,269	1,854,936	5,479,936	4,526,208	9,826,208
報酬総額 ²	1,583,333	3,791,667	1,583,333	5,208,333	3,800,000	9,100,000

1 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Kim Hammonds ¹					
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
付加給付	6,035	6,035	6,035	6,035	0	0
合計	1,006,035	1,006,035	1,006,035	1,006,035	0	0
年度変動報酬	0	1,416,667	0	2,333,333	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	416,667	0	833,333	0	0
制限付株式報奨	0	1,000,000	0	1,500,000	0	0
合計	0	1,416,667	0	2,333,333	0	0
年金勤務費用	270,466	270,466	270,466	270,466	0	0
報酬総額（GCGC）	1,276,501	2,693,168	1,276,501	3,609,834	0	0
報酬総額 ²	1,000,000	2,416,667	1,000,000	3,333,333	0	0

1 2016年8月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Stuart Lewis					
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	77,938	77,938	77,938	77,938	97,624	97,624
合計	2,477,938	2,477,938	2,477,938	2,477,938	2,497,624	2,497,624
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,600,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,000,000	0	2,000,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,400,000	0	3,600,000	0	2,400,000
合計	0	3,400,000	0	5,600,000	0	3,400,000
年金勤務費用	546,402	546,402	546,402	546,402	516,969	516,969
報酬総額（GCGC）	3,024,340	6,424,340	3,024,340	8,624,340	3,014,593	6,414,593
報酬総額 ¹	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Sylvie Matherat ¹					
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	400,000	400,000
付加給付	12,905	12,905	12,905	12,905	5,226	5,226
合計	2,412,905	2,412,905	2,412,905	2,412,905	405,226	405,226
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,600,000	0	566,667
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,000,000	0	2,000,000	0	166,667
制限付株式報奨	0	2,400,000	0	3,600,000	0	400,000
合計	0	3,400,000	0	5,600,000	0	566,667
年金勤務費用	517,352	517,352	517,352	517,352	128,506	128,506
報酬総額（GCGC）	2,930,257	6,330,257	2,930,257	8,530,257	533,732	1,100,399
報酬総額 ²	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	400,000	966,667

1 2015年11月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Nicolas Moreau ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	600,000	600,000	600,000	600,000	0	0
付加給付	5,239	5,239	5,239	5,239	0	0
合計	605,239	605,239	605,239	605,239	0	0
年度変動報酬	0	1,150,000	0	2,025,000	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	600,000	0	1,200,000	0	0
制限付株式報奨	0	550,000	0	825,000	0	0
合計	0	1,150,000	0	2,025,000	0	0
年金勤務費用	442,672	442,672	442,672	442,672	0	0
報酬総額（GCGC）	1,047,911	2,197,911	1,047,911	3,072,911	0	0
報酬総額 ²	600,000	1,750,000	600,000	2,625,000	0	0

1 2016年10月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Quintin Price ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	0	0
付加給付	13,783	13,783	13,783	13,783	0	0
合計	1,113,783	1,113,783	1,113,783	1,113,783	0	0
年度変動報酬	0	2,108,333	0	3,712,500	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,100,000	0	2,200,000	0	0
制限付株式報奨	0	1,008,333	0	1,512,500	0	0
合計	0	2,108,333	0	3,712,500	0	0
年金勤務費用	525,143	525,143	525,143	525,143	0	0
報酬総額（GCGC）	1,638,926	3,747,259	1,638,926	5,351,426	0	0
報酬総額 ²	1,100,000	3,208,333	1,100,000	4,812,500	0	0

1 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Garth Ritchie ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	0	0
付加給付	110,241	110,241	110,241	110,241	0	0
合計	2,510,241	2,510,241	2,510,241	2,510,241	0	0
年度変動報酬	0	4,600,000	0	8,100,000	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	2,400,000	0	4,800,000	0	0
制限付株式報奨	0	2,200,000	0	3,300,000	0	0
合計	0	4,600,000	0	8,100,000	0	0
年金勤務費用	1,443,171	1,443,171	1,443,171	1,443,171	0	0
報酬総額（GCGC）	3,953,412	8,553,412	3,953,412	12,053,412	0	0
報酬総額 ²	2,400,000	7,000,000	2,400,000	10,500,000	0	0

1 2016年1月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Karl von Rohr¹

	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	400,000	400,000
付加給付	47,730	47,730	47,730	47,730	2,348	2,348
合計	2,447,730	2,447,730	2,447,730	2,447,730	402,348	402,348
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,600,000	0	566,667
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,000,000	0	2,000,000	0	166,667
制限付株式報奨	0	2,400,000	0	3,600,000	0	400,000
合計	0	3,400,000	0	5,600,000	0	566,667
年金勤務費用	546,402	546,402	546,402	546,402	131,141	131,141
報酬総額（GCGC）	2,994,132	6,394,132	2,994,132	8,594,132	533,489	1,100,156
報酬総額 ²	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	400,000	966,667

1 2015年11月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Dr. Marcus Schenck ¹					
	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,460,000	1,460,000
付加給付	23,720	23,720	23,720	23,720	38,370	38,370
合計	2,423,720	2,423,720	2,423,720	2,423,720	1,498,370	1,498,370
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,600,000	0	2,068,333
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,000,000	0	2,000,000	0	608,333
制限付株式報奨	0	2,400,000	0	3,600,000	0	1,460,000
合計	0	3,400,000	0	5,600,000	0	2,068,333
年金勤務費用	546,402	546,402	546,402	546,402	478,387	478,387
報酬総額（GCGC）	2,970,122	6,370,122	2,970,122	8,570,122	1,976,757	4,045,090
報酬総額 ²	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	1,460,000	3,528,333

1 2015年5月22日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Christian Sewing					
	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	204,758	204,758	204,758	204,758	19,471	19,471
合計	2,604,758	2,604,758	2,604,758	2,604,758	2,419,471	2,419,471
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,900,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,600,000	0	3,200,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	1,800,000	0	2,700,000	0	2,400,000
合計	0	3,400,000	0	5,900,000	0	3,400,000
年金勤務費用	984,198	984,198	984,198	984,198	559,197	559,197
報酬総額（GCGC）	3,588,956	6,988,956	3,588,956	9,488,956	2,978,668	6,378,668
報酬総額 ¹	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,300,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Werner Steinmüller ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
付加給付	165,001	165,001	165,001	165,001	0	0
合計	1,165,001	1,165,001	1,165,001	1,165,001	0	0
年度変動報酬	0	1,416,667	0	2,333,333	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	416,667	0	833,333	0	0
制限付株式報奨	0	1,000,000	0	1,500,000	0	0
合計	0	1,416,667	0	2,333,333	0	0
年金勤務費用	164,232	164,232	164,232	164,232	0	0
報酬総額(GCGC)	1,329,233	2,745,900	1,329,233	3,662,566	0	0
報酬総額 ²	1,000,000	2,416,667	1,000,000	3,333,333	0	0

1 2016年8月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Jeffrey Urwin ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	0	0
付加給付	59,763	59,763	59,763	59,763	0	0
合計	2,459,763	2,459,763	2,459,763	2,459,763	0	0
年度変動報酬	0	6,100,000	0	10,800,000	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	3,300,000	0	6,600,000	0	0
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	0
合計	0	6,100,000	0	10,800,000	0	0
年金勤務費用	2,036,367	2,036,367	2,036,367	2,036,367	0	0
報酬総額(GCGC)	4,496,130	10,596,130	4,496,130	15,296,130	0	0
報酬総額 ²	2,400,000	8,500,000	2,400,000	13,200,000	0	0

1 2016年1月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Anshuman Jain ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	0	0	0	0	1,900,000	1,900,000
付加給付	0	0	0	0	337,718	337,718
合計	0	0	0	0	2,237,718	2,237,718
年度変動報酬	0	0	0	0	0	2,650,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	750,000
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	1,900,000
合計	0	0	0	0	0	2,650,000
年金勤務費用	0	0	0	0	1,553,203	1,553,203
報酬総額（GCGC）	0	0	0	0	3,790,921	6,440,921
報酬総額 ²	0	0	0	0	1,900,000	4,550,000

1 2015年6月30日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Stefan Krause ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	0	0	0	0	2,400,000	2,400,000
付加給付	0	0	0	0	105,099	105,099
合計	0	0	0	0	2,505,099	2,505,099
年度変動報酬	0	0	0	0	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	2,400,000
合計	0	0	0	0	0	3,400,000
年金勤務費用	0	0	0	0	498,908	498,908
報酬総額（GCGC）	0	0	0	0	3,004,007	6,404,007
報酬総額 ²	0	0	0	0	2,400,000	5,800,000

1 2015年10月31日退任。2015年12月31日契約終了。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Dr. Stephan Leithner ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000
付加給付	0	0	0	0	72,570	72,570
合計	0	0	0	0	2,072,570	2,072,570
年度変動報酬	0	0	0	0	0	2,833,333
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	833,333
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	2,000,000
合計	0	0	0	0	0	2,833,333
年金勤務費用	0	0	0	0	442,033	442,033
報酬総額（GCGC）	0	0	0	0	2,514,603	5,347,936
報酬総額 ²	0	0	0	0	2,000,000	4,833,333

1 2015年10月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Rainer Neske ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
付加給付	0	0	0	0	61,347	61,347
合計	0	0	0	0	1,261,347	1,261,347
年度変動報酬	0	0	0	0	0	1,700,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	500,000
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	1,200,000
合計	0	0	0	0	0	1,700,000
年金勤務費用	0	0	0	0	550,484	550,484
報酬総額（GCGC）	0	0	0	0	1,811,831	3,511,831
報酬総額 ²	0	0	0	0	1,200,000	2,900,000

1 2015年6月30日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

単位：ユーロ	Henry Ritchotte ¹					
	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬(基本給)	0	0	0	0	2,400,000	2,400,000
付加給付	0	0	0	0	382,390	382,390
合計	0	0	0	0	2,782,390	2,782,390
年度変動報酬	0	0	0	0	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	2,400,000
合計	0	0	0	0	0	3,400,000
年金勤務費用	0	0	0	0	502,274	502,274
報酬総額(GCGC)	0	0	0	0	3,284,664	6,684,664
報酬総額 ²	0	0	0	0	2,400,000	5,800,000

1 2015年12月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

以下の表は、2016事業年度および2015事業年度に支払われた金額を示している。

GCGCに従って2016年度(および2015年度)に支払われた金額

単位：ユーロ	John Cryan ¹ 共同会長		Jürgen Fitschen ² 共同会長		Kim Hammonds ³		Stuart Lewis	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
固定報酬(基本給)	3,800,000	1,900,000	1,583,333	3,800,000	1,000,000	0	2,400,000	2,400,000
付加給付	41,795	29,697	38,937	102,016	6,035	0	77,938	97,624
合計	3,841,795	1,929,697	1,622,270	3,902,016	1,006,035	0	2,477,938	2,497,624
年度変動報酬	0	0	0	285,529	0	0	0	0
このうち制限付株式報奨:								
2010年度のREA(2016年度まで)	0	0	0	285,529	0	0	0	0
合計	0	0	0	285,529	0	0	0	0
年金勤務費用	821,114	439,065	232,666	624,192	270,466	0	546,402	516,969
報酬総額(GCGC)	4,662,909	2,368,762	1,854,936	4,811,737	1,276,501	0	3,024,340	3,014,593

1 2015年7月1日就任。2015年度における前任者からの繰延報酬項目の失効に対する補償金として付与された17,440.59のドイツ銀行の株式報酬、すなわち227,163.68ユーロが解放された。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	Sylvie Matherat ¹		Nicolas Moreau ²		Quintin Price ³		Garth Ritchie ⁴	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
固定報酬（基本給）	2,400,000	400,000	600,000	0	1,100,000	0	2,400,000	0
付加給付	12,905	5,226	5,239	0	13,783	0	110,241	0
合計	2,412,905	405,226	605,239	0	1,113,783	0	2,510,241	0
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち制限付株式報酬：								
2010年度のREA（2016年度まで）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	517,352	128,506	442,672	0	525,143	0	1,443,171	0
報酬総額（GCGC）	2,930,257	533,732	1,047,911	0	1,638,926	0	3,953,412	0

1 2015年11月1日就任。

2 2016年10月1日就任。

3 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

4 2016年1月1日就任。

単位：ユーロ	Karl von Rohr ¹		Dr. Marcus Schenck ²		Christian Sewing		Werner Steinmüller ³	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
固定報酬（基本給）	2,400,000	400,000	2,400,000	1,460,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	0
付加給付	47,730	2,348	23,720	38,370	204,758	19,741	165,001	0
合計	2,447,730	402,348	2,423,720	1,498,370	2,604,758	2,419,471	1,165,001	0
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち制限付株式報酬：								
2010年度のREA（2016年度まで）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	546,402	131,141	546,402	478,387	984,198	559,197	164,232	0
報酬総額（GCGC）	2,994,132	533,489	2,970,122	1,976,757	3,588,956	2,978,668	1,329,233	0

1 2015年11月1日就任。

2 2015年5月22日就任。

3 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	Jeffery Urwin ¹		Anshuman Jain ²		Stefan Krause ³		Dr. Stephan Leithner ⁴	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
固定報酬（基本給）	2,400,000	0	0	1,900,000	0	2,400,000	0	2,000,000
付加給付	59,763	0	0	337,718	0	105,099	0	72,570
合計	2,459,763	0	0	2,237,718	0	2,505,099	0	2,072,570
年度変動報酬	0	0	0	0	0	303,115	0	0
このうち制限付株式報酬：								
2010年度のREA（2016年度まで）	0	0	0	0	0	303,115	0	0
合計	0	0	0	0	0	303,115	0	0
年金勤務費用	2,036,367	0	0	1,553,203	0	498,908	0	442,033
報酬総額（GCGC）	4,496,130	0	0	3,790,921	0	3,307,122	0	2,514,603

1 2016年1月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。2015年12月31日契約終了。

4 2015年10月31日退任。

単位：ユーロ	Rainer Neske ¹		Henry Ritchoffe ²	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
固定報酬（基本給）	0	1,200,000	0	2,400,000
付加給付	0	61,347	0	382,390
合計	0	1,261,347	0	2,782,390
年度変動報酬	0	0	0	0
このうち制限付株式報酬：				
2010年度のREA（2016年度まで）	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
年金勤務費用	0	550,484	0	502,274
報酬総額（GCGC）	0	1,811,831	0	3,284,664

1 2015年6月30日退任。

2 2015年12月31日退任。

2016年度において、監査役会は、報告期間中の取締役であったFitschen氏、Lewis氏、および前期に取締役を退任した9人の前取締役に対して、非失効かつ/または2016年に支払いの対象になっていた繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2016年に支払われていない（あるいは株式を基礎とする項目の場合は、交付されていない）報酬項目は含まれていない。

2017年の第1四半期に交付される予定の繰延報酬に関して、監査役会は2016事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、取締役は、2016事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額26,691,178ユーロ（2015年度：23,913,876ユーロ）を受け取った。このうち、25,883,333ユーロ（2015年度：22,660,000ユーロ）が基本給、807,845ユーロ（2015年度：1,253,876ユーロ）が付加給付、0ユーロ（2015年度：0ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報酬（一定の条件（失効条件）の対象となる繰延の株式を基礎としない報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各取締役は、2016年度および2015年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付を含む。）を受領した。

GAS第17号に準拠した報酬

単位：ユーロ	John Cryan ¹		Jürgen Fitschen ²		Kim Hammonds ³		Stuart Lewis	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度

報酬								
業績連動項目								
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする								
株式アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	3,800,000	1,900,000	1,583,333	3,800,000	1,000,000	0	2,400,000	2,400,000
付加給付	41,795	29,697	38,937	102,016	6,035	0	77,938	97,624
総額	3,841,795	1,929,697	1,622,270	3,902,016	1,006,035	0	2,477,938	2,497,624

1 2015年7月1日就任。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	Sylvie Matherat ¹		Nicolas Moreau ²		Quintin Price ³		Garth Ritchie ⁴	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする								
株式アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	400,000	600,000	0	1,100,000	0	2,400,000	0
付加給付	12,905	5,226	5,239	0	13,783	0	110,241	0
総額	2,412,905	405,226	605,239	0	1,113,783	0	2,510,241	0

1 2015年11月1日就任。

2 2016年10月1日就任。

3 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

4 2016年1月1日就任。

単位：ユーロ	Karl von Rohr ¹		Dr. Marcus Schenck ²		Christian Sewing		Werner Steinmüller ³	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする								
株式アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	400,000	2,400,000	1,460,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	0
付加給付	47,730	2,348	23,720	38,370	204,758	19,471	165,001	0
総額	2,447,730	402,348	2,423,720	1,498,370	2,604,758	2,419,471	1,165,001	0

1 2015年11月1日就任。

2 2015年5月22日就任。

3 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	Jeffrey Urwin ¹		Anshuman Jain ²		Stefan Krause ³		Dr. Stephan Leithner ⁴	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする								
株式アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	0	0	1,900,000	0	2,400,000	0	2,000,000
付加給付	59,763	0	0	337,718	0	105,099	0	72,570
総額	2,459,763	0	0	2,237,718	0	2,505,099	0	2,072,570

1 2016年1月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。2015年12月31日契約終了。

4 2015年10月31日退任。

単位：ユーロ	Rainer Neske ¹		Henry Ritchotte ²		総額	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
報酬						
業績連動項目						
長期奨励あり						
現金を基礎とする						
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする						
株式アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目						
基本給	0	1,200,000	0	2,400,000	25,883,333	22,660,000
付加給付	0	61,347	0	382,390	807,845	1,253,876
総額	0	1,261,347	0	2,782,390	26,691,178	23,913,876

1 2015年6月30日退任。

2 2015年12月31日退任。

2016年度において、監査役会は、報告期間中の取締役であったFitschen氏、Lewis氏、および前期に取締役を退任した9人の前取締役に対して、非失効かつ/または2016年に権利確定予定の繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2016年に支払われていない制限付奨励報奨は含まれていない。

2017年の第1四半期に交付される予定の繰延報酬に関して、監査役会は2016事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

従業員の報酬報告書

2016年度の報酬の決定の概要

当行の従業員の報酬の透明性を高め、持続可能にすることは、当行をより良い組織にするための重要な要素である。このため、当行の戦略の主な目的の一つは、報酬制度を従業員の行為と当行グループのリターンを連動させることである。2016年度において、取締役会はこの目標を達成するための当行の取組みを示す2つの主な決定を行った。

まず、当行は新たな報酬制度を導入した。これは、当行のすべてのレベルの持続的業績を促進し、それに対して報酬を与えるために設計された。従業員の年功および部門もしくは機能に応じた変動報酬項目に対する固定報酬項目の目標比率に関するガイダンスを提供することによって、報酬総額を構成する一貫した論理が導入された。変動報酬（VC）は、現在一般的に2つの項目から成る。すなわち、「グループ項目」と「個別項目」である。「グループ項目」は、従業員のVCを戦略的目標の達成における当行の業績および成果と直接的かつ高い透明性により結び付けられるように設計されている。一方で、「個別項目」は、裁量に基づき部門別および個別業績と結び付いている。

次に、取締役会は、2016年度の業績を踏まえ、限定的なVCプールのみで報酬を与えることを決定した。2016年度を通して、当行は、特に従業員の努力と献身によって、強靱な復元力を示した。また、そのような中で、当行は主要な問題の解決や当行の再構築によって、当行の戦略的目標に向けて大きく進展することができた。当行はこのように前進することができたものの、報酬の決定において、2016年度は全般的に当行にとって厳しい年であったことを考慮する必要があった。取締役会は、当行を強化し、再び収益性を高めるまでにはまだ道半ばであると考えている。さらに、2016年度のVCに関する決定を行うに当たって、主要な問題の解決による財務的影響、および当行の最終的な経営成績を考慮しなければならなかった。したがって、取締役会は、財務結果の反映および株主と従業員の利益の適切なバランスを図るため、2016年度のVCプールの実質的な制限が不可避であると判断した。このことは、多数の人員が整理され、株主への低配当の年度には特に当てはまる。これらを背景に、当行の上層部の従業員（「副総裁」、「ディレクター」、「マネジング・ディレクター」等の役職）は、2016事業年度においては「グループ項目」は受領したが「個別項目」は支給されなかった。当該決定は、2016年度のVCの総額が、2015年度と比較して約77%減少し5億ユーロとなった主な要因である。

取締役会は、当該決定が従業員にさらなる制約を与えることについて完全に理解しているが、当該決定が長期的な最大利益であり、当行により大きな成功をもたらすために不可欠であると確信している。このことを明確に示すため、取締役会は、2016事業年度の変動報酬を自主的に放棄することを決定した。

当行のさらなる成功にとって重要な立場にいる限られた数の従業員は、2017年度初頭に特別な長期奨励として「リテンション報奨」が付与された。その大部分は株式の形で付与された。当該奨励は、5年まで全額が繰り延べられ、それに加えて12ヶ月の保有期間がある。

規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行のグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行は、報酬に関する規制の変更に率先して対応するよう努めている。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行の健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループレベルでCRD 4の要件の対象となる。CRD 4の要件は、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstitutsvergütungsverordnung（InstVV）に翻訳されている。当行は、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に当該規則を採用した。また、当行は、2014年3月4日の委員会委任規則（EU）第2014/604号において定められた基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと見做される業務を行うすべての従業員（「重要なリスク・テイカー」もしくは「MRT」）を識別している。MRTは、InstVV第17条の意味における重要な金融機関について、グループレベルおよび単一の法人レベルで識別される。

CRD 4およびその後ドイツ銀行法において採択された要件に従い、当行は変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率1:1の対象となっている。これは、株主が承認した場合、1:2に引き上げることできる。2014年5月22日、当行の年次株主総会において、また、ドイツ銀行法第25a条第(5)項に従い、この比率を1:2に引き上げることが95.27%の支持率で株主に承認された。管理機能の従業員の報酬に対する固定項目を重視するため、当行の内部統制の枠組みで定められている通り、当行は企業の管理機能の従業員には1:1の比率が適用されることを決定した。

業界特有の法律を受けて、およびInstVVに従い、特定の資産運用子会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という）もしくは「譲渡可能証券の集団投資事業（以下「UCITS」という。）指令」が適用され、それぞれの報酬規定の対象となる。CRD 4およびそのドイツ法への導入との1つの重要な違いは、AIFMD/UCITS上のMRTは、CRD 4に規定された変動報酬に対する固定報酬の比率の制限の対象とならないことである。当行は、それぞれの規制に従い、AIFMD/UCITSの規制対象子会社のMRTを識別し、InstVV MRTに係る報酬規定をAIFMD/UCITS上のMRTにも適用する。ただし、変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率に関する1:2の比率を除く。

また、当行は、当行の顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした「金融商品市場指令」（MiFID）におけるガイドラインについても認識している。2014年1月にBaFinが公表した改訂されたMaComp通達は、MiFIDの報奨に関する規定の概要を示しており、一般要件、報酬計画の見直しおよび「関係者」と見なされる従業員数の特定に関して取り扱っている特定の報酬方針の実施を要求している。全てのInstVVの要件は、この母集団に同程度に適用される。

また、当行は、ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「ボルカー・ルール」という。）第619条における施行に係る最終規則に含まれる報酬の取決めに関する要件も遵守している。

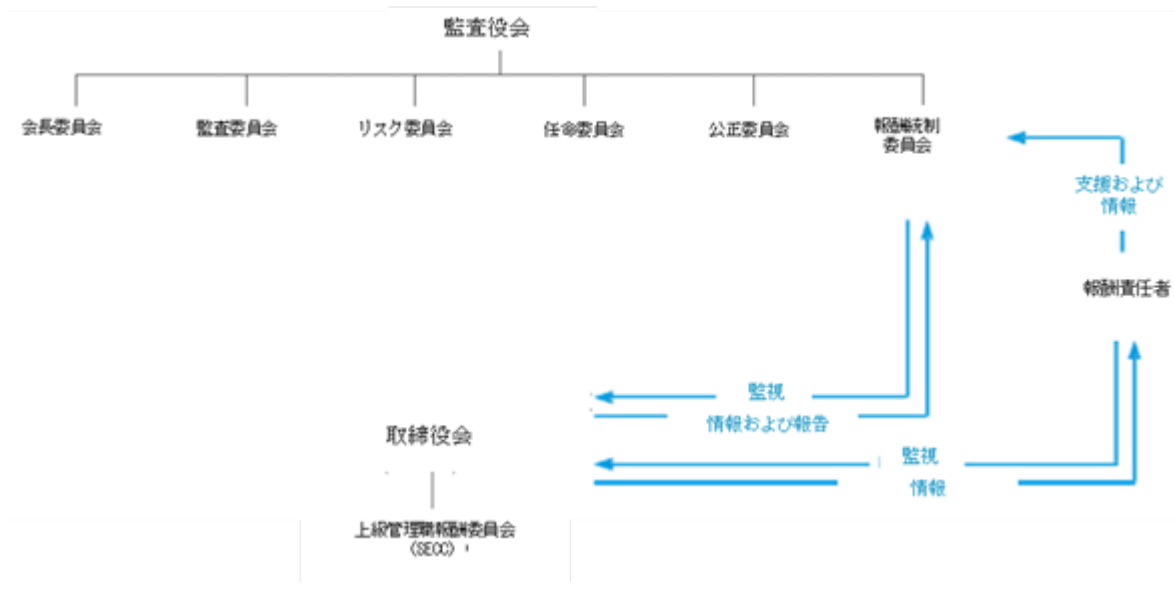
上記に加えて、当行は一定の現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかになった場合、当行は規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行の全体的なグローバルな報酬制度に留めながら、現地の規制に遵守している。この例として、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」を特定することが挙げられる。いかなる場合にも、当行は世界中でInstVVの要件を最低基準として適用する。

当行は、規制環境を引き続き注視する。2017年については、当行は最も重大な影響は、BaFinが適用する新たなInstVVによってもたらされると考える。分析の結果、当行の報酬制度の大半は既に新たな規定に整合していることを確かめた。しかし、いわゆる「クローバック」条項の導入等の重要な変更が行われる。

報酬ガバナンス

当行が強固なガバナンス構造を構築したことによって、当行の報酬戦略および報酬方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、報酬統制委員会（CCC）や上級管理職報酬委員会（SECC）等の特定委員会や機能によって支えられている。

報酬ガバナンス構造



1 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

報酬統制委員会

監査会はドイツ銀行法第25d条第12項に従い、CCCを設立した。CCCは、監査役会会長および3人の監査役会のメンバーで構成され、そのうち2人は従業員の代表者であり、2016暦年において12回の会合が開かれた。そのうち4回はリスク委員会との合同会合であり、1回は会長委員会との合同会合であった。

CCCの責任には、監査役会がとりわけInstVVに従いリスクとリスク管理への影響を考慮しつつ、ドイツ銀行の取締役会メンバーの報酬制度の適切な構造を構築および監視することに対する支援が含まれる。さらに、CCCは取締役会と上級管理職報酬委員会が構築した従業員の報酬制度の構造が適切かどうかを監視する。CCCは、VCの総額が適切であり、InstVVに則って設定されているかを定期的に確認する。

また、CCCは、リスク、資本および流動性の管理に対する報酬制度の影響を評価し、報酬制度が事業戦略・リスク戦略と整合的であることの確保を図っている。さらに、CCCは、監査役会が内部統制とその他の関連分野が報酬制度の構造化に適切に組み込まれているかを監視する支援を行う。

報酬責任者

InstVV第23条に従って、取締役会はCCCと共同で報酬責任者を任命した。報酬責任者は、監査役会とCCCがすべての報酬制度に関連する任務を遂行する支援を行い、CCCの会長と緊密に連携する。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用に継続的に関与する。報酬責任者は、自身の監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも年1回提供する。

上級管理職報酬委員会

SECCは、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。SECCは、グループの報酬戦略および報酬方針を構築する。SECCは、業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素も使用し、年間のVCプールおよびそれを事業部門や管理部門全体へに配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理部門に属しており、当行の事業部門に割り当てられていない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2016年度は、SECCメンバーは最高総務責任者および最高財務責任者、ならびに最高リスク責任者（全員が取締役会メンバーでもある）、人事のグローバル・リーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当者で構成されている。報酬責任者、副会長および人材管理および報酬のグローバル・共同リーダーのうち1名は、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催する。2016業績年度において13の会合が開かれた。

報酬戦略

ドイツ銀行は、当行自身の報酬制度が、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。報酬制度によって、当行は、当行の目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。また、従業員がそれぞれの可能性を最大限に発揮することが促される。グループの報酬戦略は、当行の戦略目標および企業の価値観や信念と整合している。

当行の報酬慣行の5つの主な目的

- 全てのビジネスモデルおよび国を跨って、人材を惹きつけ、定着させる当行の顧客重視のグローバルな銀行戦略の実現を支援する
- 当行の長期的および持続可能な業績および発展、並びにこれに応じたリスク戦略を支援する
- 費用抑制と効率性にもとづく長期業績を促進および支援する
- 当行の報酬慣行が、不適切なリスク負担の回避、資本および流動性の計画との持続的な整合性の確保、規制の遵守によって、安全であることを確保する
- 当行の企業の価値観となる公正、持続的業績、顧客重視、革新、統制、パートナーシップを適用し促進する

中核的な報酬原則

- リスクを考慮に入れ、報酬を株主持分および持続的な当行全体の収益性と整合させる
- 従業員と当行全体の持続的な業績を最大化する
- 才能ある人材を惹きつけ定着させる
- 報酬をさまざまな部門および責任のレベルを反映するように調整する
- 簡素で透明性のある報酬の設計を適用する
- 規制要件の遵守を確保する

グループ報酬方針は、報酬に関する戦略、ガバナンス・プロセスおよび報酬慣行・構造について従業員に情報を提供し教育することに重点を置いた内部文書である。グループ報酬の戦略とグループ報酬方針は共に、報酬慣行とより大きなグループ戦略の結びつきを明確に文書化している。双方の文書は、当行のイントラネット・サイトに公開され、すべての従業員が閲覧可能となっている。

報酬総額の構造

報酬戦略の一環として、当行は、いわゆる「総額報酬制」を採用しており、報酬は固定報酬とVCで構成される。総額報酬は、競争力のある支払の結果を区別するための公平な基準を提供しながら、一方で健全なリスク管理とガバナンスの枠組みにおいて、市場要素および規制上の要件を十分に配慮しつつ、当行の全体的な戦略を強化する。

2016年度に、従業員報酬を当行の戦略目標および事業目標とより密接に連動させ、同時に複雑性を削減するため、当行は新たな報酬フレームワークを導入した。また、新たな報酬フレームワークは、VCよりも固定報酬に重点を置いており、これらの項目の適切なバランスを確保することを目指している。

固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。固定報酬の適切な水準は、それぞれの役割、内部での比較および適用される規制上の要件において一般的な相場を参照して決定される。固定報酬は、適切な人材を惹きつけ定着させることによって、当行が戦略目標を達成する上で重要な役割を果たす。従業員の大半にとって、固定報酬は主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。

VCには、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して個人の業績を区別し、行動の原動力となることができるという利点がある。また、コスト・ベースに柔軟性をもたらず。新たな報酬フレームワークでは、VCは一般的に2つの要素から成る。すなわち、「グループ項目」と「個別項目」である。

具体的には、新たな報酬フレームワークの包括的目標の1つは、VCとグループの業績の間の結び付きを強化することである。そのため、取締役会は「グループ項目」を当行の戦略目標の達成の成果と直接的および従業員に理解しやすい方法で連動させることを決定した。戦略的目標への進展を評価するため、取締役会は、当行の自己資本、リスク、コストおよび収益のプロファイルにとって重要な指標である4つの重要業績評価指標（KPI）を活用することを決定した。すなわち、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率、レバレッジ比率、調整後費用（ポストバンクとNCOUを除く）および税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）である。これらの4つのKPIは、規制当局、投資家およびその他の外部の利害関係者にとっては、戦略の実施への進展を表す数値であるが、当行の成功に各従業員が貢献していることを表すものでもある。

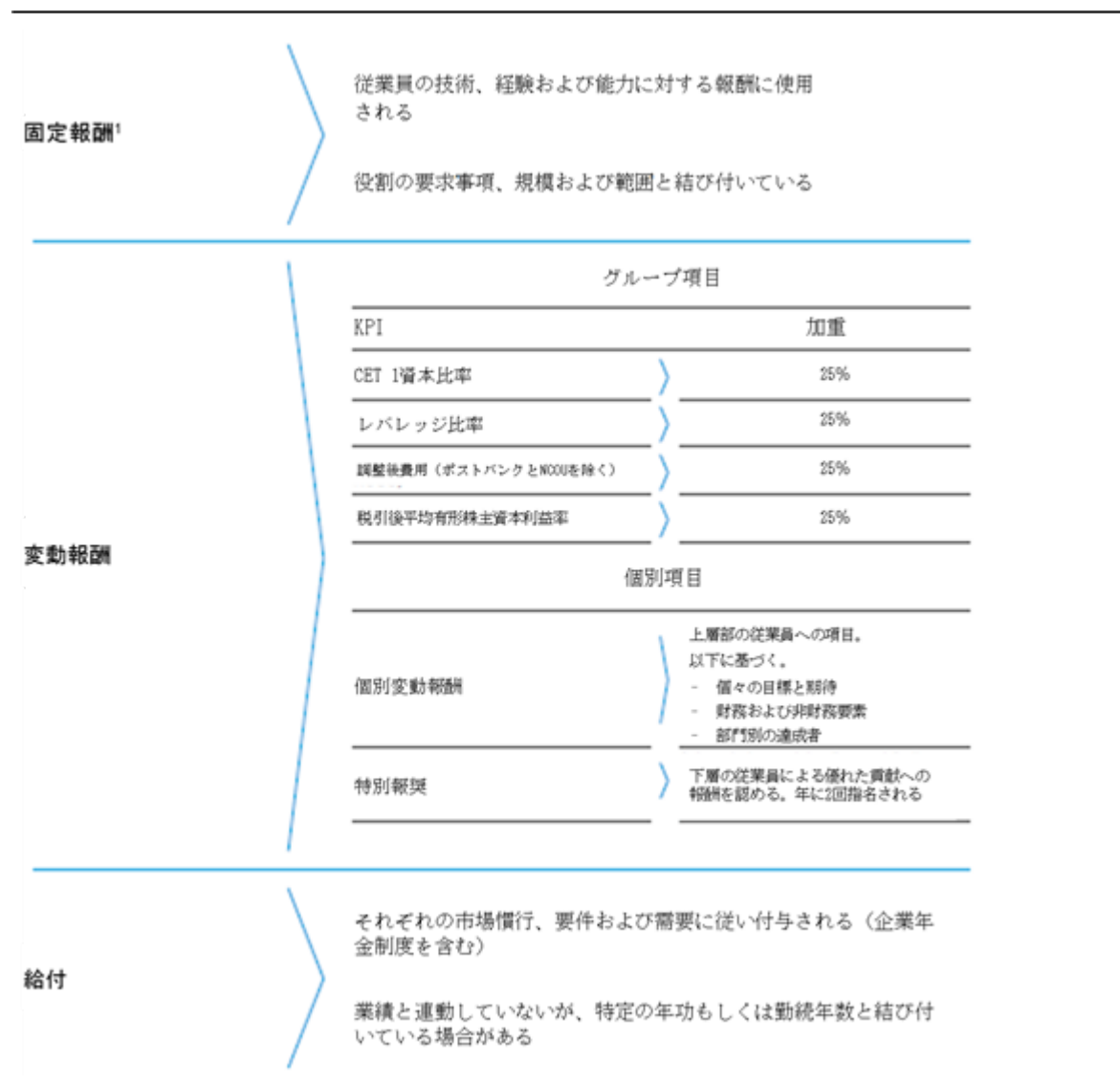
適格性に応じて、「個別項目」は個々のVCまたは特別報奨金の形で交付される。

一方で、「グループ項目」は、グループの業績と結び付いている。個々のVCは複数の財務および非財務要素を考慮に入れる。これらには、該当する部門別の業績、従業員の個々の業績および行動、従業員の競争相手との関連性およびリテンションの考慮を含む。

特別報奨プログラムは、より下層の契約社員を対象としている。当該プログラムは、対象とする母集団による優れた貢献を透明性が高い方法によって適時に認識し、報奨を付与する機会を与える。通常、年に2回の推薦サイクルがある。

新たな報酬フレームワークでは、既存の雇用関係において、引き続きVCは保証されない。

報酬項目の概要



1 固定報酬は追加固定給、都市手当もしくはその他の被給と報酬や手当を含む場合がある。

変動報酬の決定 - 手法

当行は、変動報酬（VC）の決定にリスク調整後の業績および当行と当行の部門の資本ポジションが反映されていることを確保するために、強固な手法を整備している。グループVCプールは、主に(i)グループの負担能力（すなわち、規制要件に沿って当行が何を付与「できる」か）および(ii)グループ戦略（適切な報酬を提供しながら、フランチャイズの長期的な健全性を保護するために、当行が何を付与「すべき」か）によって決定される。2016年度に、当行は、新たな報酬フレームワークとその報酬項目を反映するため、評価方法を改訂した。

変動報酬の決定

パラメータ	説明
-------	----

グループの負担能力の評価	<p>第1段階として、当行がVCを付与するポジションにあるかを判断するために、グループの負担能力が評価される。これは、いわゆる「純損益テスト」の実施および設定されたグループの負担能力パラメータに基づく結果のレビューが含まれる。使用する負担能力のパラメータは、当行のリスク選好フレームワークと完全に結び付いており、CET 1比率、経済的資本比率、レバレッジ比率、ストレスのかかった正味流動性ポジションおよび流動性カバレッジ比率が含まれる。グループVCプールは、これらの重要なパラメータを満たしている場合および予想される将来の規制上および戦略的目標の達成予想と一致している場合、負担能力があると見なされる。</p>
グループ項目	<p>グループ項目は、全従業員の報酬の一部を戦略的目標と比較した当行の業績と結び付ける。グループ項目は、4つの均等に加重された重要業績評価指標（KPI）、すなわちCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本比率、レバレッジ比率、調整後費用（ポストバンクとNCOUを除く）および税引後平均有形株主資本利益率の実績に基づいて決定される。これら4つのKPIは、当行の自己資本、リスク、費用および収益のプロファイルの重要な指標を表しており、当行の持続可能な業績を評価するための良い判断材料となる。</p>
個々のVC	<p>当行は個々のVCを決定する方法として、一定の範囲のある考慮事項を参照している。事業部門については、それぞれの業績がプールの決定の開始点となる。これは、部門別の目標に照らして評価され、特に当行が将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。</p> <p>管理機能については、業績評価はコストパフォーマンスと統制目標の達成に基づいている。管理部門のVCプールは、当行全体の業績に応じて決定されるが、規制上の要件に従って監督する部門の業績によって決定されない。</p> <p>加えて、当行は、戦略上の定性的要素を含む重要な定量的・定性的要素（戦略的目標への進展、従業員保護と株主利益の間のバランス、当行グループの部門への戦略的重要性、フランチャイズ保護および成長、相対的な業績と同業他社および市場のポジションやトレンド等の将来の事業戦略ニーズを十分に配慮しながら、自由裁量による判断に基づき個々のVCの総額を調整する能力を維持する。</p>
特別報奨	<p>特別報奨の目的は、当行の下層の従業員の優れた貢献を認識することである。特別報奨プログラムの規模は、対象範囲に含まれる従業員数に対して設定された固定報酬の割合と直接結びついており、通常年に2回支給される。</p>

2016年度の報酬の決定

現在の業務環境を踏まえ、取締役会は2016年度の限定的なVCプールはフランチャイズの長期的な最大利益にかなっており、株主と従業員の利益の間で適切なバランスを取ることが要求されると判断した。

具体的には、取締役会は、当行のより上層の従業員（「副総裁」、「ディレクター」、「マネジング・ディレクター」等の役職）が「グループ項目」のみを受け取り、「個別項目」は受け取らないことを決定した。下層の従業員を保護するため、特別報奨に適格ではなかった「副総裁補佐」までのレベルの従業員は、限定的な個々のVCを受け取る資格が維持された。同様の理由で、2016事業年度の特別報奨の2回の推薦サイクルは予定通りに実行された。労働協約に含まれる賞与等の拘束力のある個別の契約も遂行された。2016年度に新たな報酬フレームワークを導入しなかった子会社も同様に限定的なVCプールのみが付与された。その後、それぞれのVCプールは、関連する枠組みに基づいて分配された。

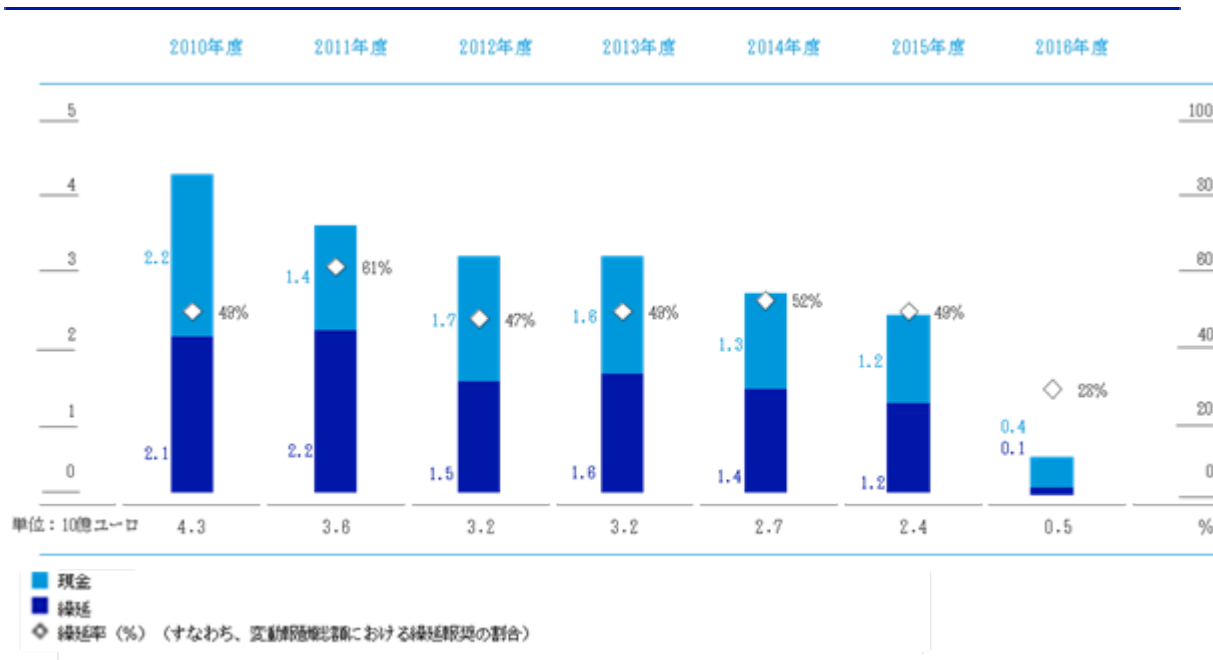
「グループ項目」は、前述の概要のとおり、設定された4つのKPIの評価に従って、全ての適格な従業員に付与された。2016年度において、当行の公式な目標と比較して4つのKPIのうちの3つが改善したことによる着実な進展が見られたことに基づき、取締役会は、50%の目標達成率を決定した。当該達成率は、従業員の特別な「グループ項目」の付与を決定する根拠となる。

合計すると、2016年度において、これらの決定によって全体的なVCプールは5億ユーロとなり、これは2016年3月に付与された2015業績年度のVCと比較して約77%減少した。

2015年度と比較して、2016年度の固定報酬は約3%とやや増加し、81億ユーロから83億ユーロとなった。この増加の主な理由は、新たな報酬フレームワークの導入における固定報酬項目と変動報酬項目のリバランスであった。

加えて、当行のさらなる成功にとって重要な立場にいる複数の従業員は、2017年度初頭に、特別な長期奨励として「リテンション報奨」が付与された。その大部分は株式の形で付与され、5年まで全額が繰り延べられ、それに加えて12ヶ月の保有期間がある。このインセンティブは、受給者の2016年度の業績を補うために設計されていないため、2016年度の報酬の一部を形成しない。これは、受給者のリテンションを促すために付与された。詳細情報については、「2017年度のリテンション報奨プログラム」の章を参照のこと。

変動報酬および繰延率



2016年度の報酬費用

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹						2016年度		2015年度	
	GM	CIB	PW&CC	Deutsche AM	NCOU	独立した統制機能 ²	会社の機能 ³	グループ合計 ⁴	グループ合計
年度末の従業員数（フルタイム換算）：	4,737	7,116	24,514	2,547	116	6,084	36,518	99,744	101,104
報酬総額	1,203	1,208	1,826	400	28	622	2,534	8,887	10,528
このうち： 固定報酬	1,054	1,068	1,739	356	26	598	2,435	8,341	8,122
変動報酬	149	140	87	44	2	24	99	546	2,406

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 規制上のガイダンスに基づき、「独立した統制機能」は、本表の目的において、最高リスク責任者、最高規制責任者およびグループ監査の領域を含む。内部的に、当行は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1が同様に適用される「独立した統制機能」として追加的に管理機能を特定している。

3 「会社の機能」は、本表の目的上独立した統制機能と見なされない管理機能を含む。

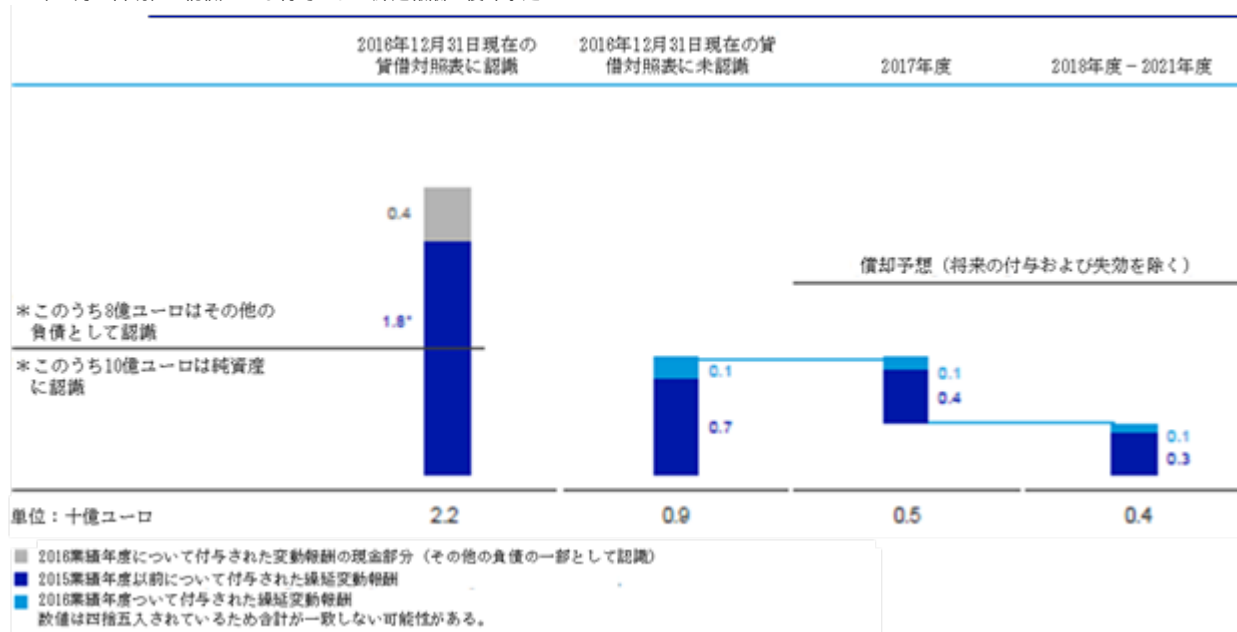
4 部門レベルに含まれる情報に加え、2016年度のグループ合計は、ポストバンク・グループの従業員（18,112名の従業員）およびポストバンクの固定報酬総額の数値（1,065百万ユーロ）も含む。ポストバンク・グループによって付与された変動報酬は、上記の変動報酬額に含まれていない。ポストバンク・グループについて、85.6百万ユーロの変動報酬総額が予想されている。

変動報酬の認識および償却

2016年12月31日現在、2016事業年度について2017年3月初旬に付与された報奨を含む未償却の繰延変動報酬（VC）費用は、約9億ユーロである。以下の図は、2016年度の貸借対照表に認識されたVCの金額と今後の複数事業年度にわたるVCの残高の予想される将来の償却額を視覚化したものである（将来の付与および失効を除く）。

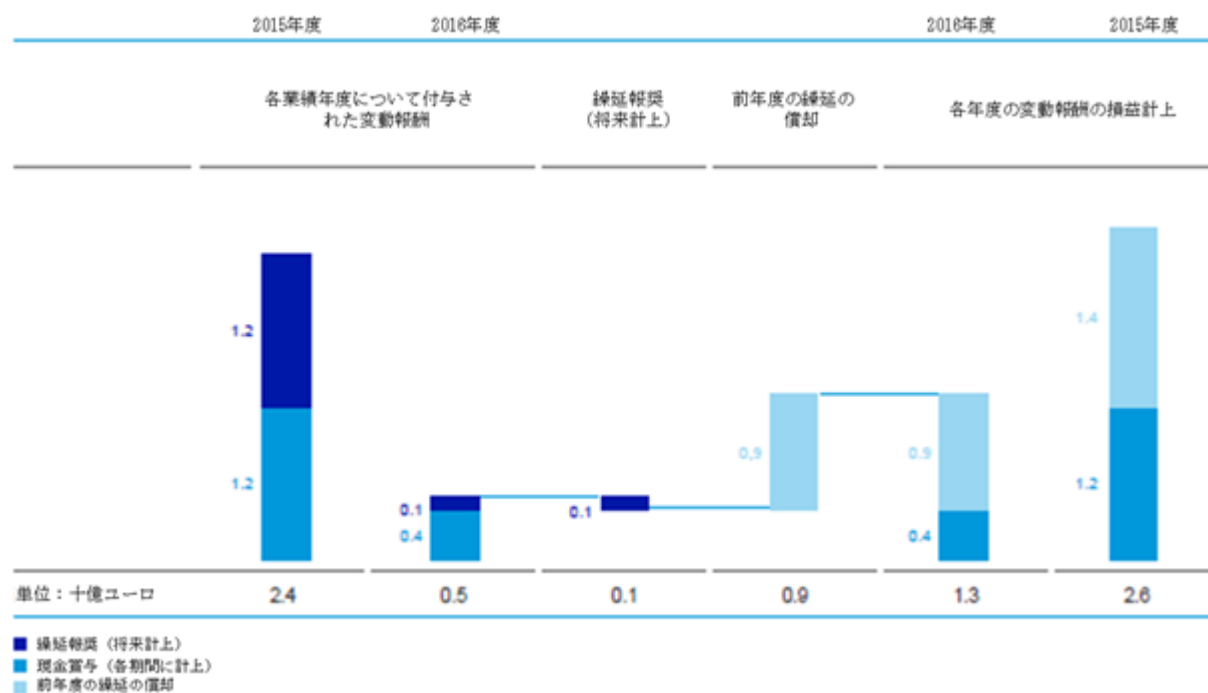
変動報酬

2016年12月31日現在の認識および付与された繰延報酬の償却予定



2016年度のVCのうち、4億ユーロは2016年度の損益に計上され、1億ユーロは将来の年度に計上される。さらに、2016年度の損益に過年度の繰延から生じた9億ユーロのVCが計上された。

付与された変動報酬と損益計上との調整



変動報酬構造およびピークル

当行の報酬構造は、過度なリスク・テイクに対し奨励することがないように設計されている。当該構造は、VCをグループの持続的な業績に連動させることによって、責任レベルの向上と付与される全体的な報酬額の増加を確保することを目的としている。こうした中で、当行は、報酬において株式もしくは株式を基礎とした金融商品を使用することは、報酬を当行の長期的な業績および株主の利益と連動させる効果的な方法であると考えている。ドイツ銀行の株式を使用することによって、該当する場合、個々の報酬の価値は権利確定および保有期間にわたる当行の株価と結び付けられ、その結果、当行の長期的な業績と連動することになる。

過年度と同様、当行はVCに関して特定の規制上の制約を上回ることを決定した。これは、当行が特定の規制上の要件よりも厳格な構造および制約を整備することを意味する。重要なリスク・テイカー（MRT）のVCの40%（執行役については60%）は、権利確定スケジュールに基づき4年間にわたり均等に繰り延べられる。さらに、当行は、当行の長期的な健全性と業績に重要な影響力を持つ当行の最上層の従業員から成るいわゆる「上級幹部グループ」（SLC）を特定した。当該グループの報酬を当行の持続的な業績とより密接に連動させるため、それらの繰延株式報酬は4年半の一括型権利確定の対象となる。執行役については、繰延率が60%となる。

すべてのMRTはそれぞれの繰延報酬の50%を制限付株式で受け取り、50%を制限付現金で受け取る。さらに、アップフロントVC報酬の50%も株式で付与される。MRTに対するすべての株式報酬は、各トランシェの権利確定時に追加的な保有期間の対象となり、その間、従業員は株式を売却することが認められない。BaFinによって提供される各ガイダンスに基づき、これらの要件はVCが50,000ユーロ未満のMRTには適用されない。2016年度における限定的なVCプールによって、1,947名のMRTが当該基準値を下回っていたため、VC報酬全額を現金で受け取った。

報奨の構造の概要

報奨の種類	加重	割合	繰延期間	保有期間
アップ フロント 報酬	VCの 60% ¹	50%が現金（現金賞与） ²	N/A	N/A
		50%が株式（株式アップフロント報奨（以下「EUA」という。））	N/A	12ヶ月 ³
繰延 報酬	VCの 40% ¹	50%が現金（制限付奨励報奨（以下「RIA」という。））	4年間にわたり均等繰延	N/A
		50%が株式（制限付株式報奨（以下「REA」という。）） ²	4年間にわたり均等繰延。SLCについて4.5年後の一括型権利確定	6ヶ月 ³

N/A - 該当なし

1 50,000ユーロ以上の報奨の40%を繰延（執行役や上級幹部グループについては60%）。50,000ユーロ未満の変動報酬を付与される従業員は100%現金で受け取る。

2 MRT以外はアップフロント報酬の100%を現金で受け取る。

3 MRTのみに適用される。

変動報酬の事後リスク調整

業績条件および失効（クローバック）規定は、当行の繰延報酬構造の重要な要素であり、報奨が将来の行為および業績と連動することを支えながら、初期の業績評価の適切なバックテストも可能にしている。すべての繰延報奨が多数の業績条件および失効規定の対象となる一方で、個別の適用可能性は、報奨項目、従業員の部門およびMRTとして特定されることによって決まる。業績条件および失効規定の概要を以下に示す。

変動報酬の業績条件および失効規定の概要

規定	説明	失効
グループのCET 1資本比率	権利確定前および交付前の四半期末に当行グループの普通株式Tier 1資本比率が一定の基準値を下回った場合	今後交付予定の株式を基礎とする報奨のトランシェ（すべての未交付の株式） ¹
マイナスのグループ税引前利益	グループ税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合	今後交付予定の株式を基礎とする報奨のトランシェ（MRTの現金を基礎とする報奨にも適用される） ²
マイナスの部門税引前利益	部門税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ（NCOUのMRTを除いた事業部門のMRTにのみ適用される） ²
減損	報奨が、著しく不正確であるとみなされた業績の測定にもとづいていることが判明した場合、または従業員に帰属すると思われる取決め、売買もしくは取引が著しい悪影響をもたらした場合	交付予定の報奨の100%まで
方針 / 規制違反	決済前に内部方針および手続の違反または該当する法令の違反があった場合	交付予定の報奨の100%まで
重大な統制の欠陥	従業員に帰属するとみなされる重大な統制の欠陥が発生した場合	交付予定の報奨の100%まで
規制要件	失効は現行の規制要件を遵守することが要求されている場合	交付予定の報奨の100%まで

1 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、権利確定または決済前のいずれかの四半期末に当行グループのCET 1比率が基準値を下回った場合、当該年度に関して報奨の全額が失効する。

2 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、報奨の一定の割合（SLCに交付されるREAについては20%）は、税引前利益がある年度でマイナスになった場合、当該年度に関して失効する。

2017年の第1四半期に交付される予定の過去の事業年度からの繰延報奨に関して、取締役会は2016事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

2017年度のリテンション報奨プログラム

限定された数の従業員に対して、2017年度初頭に特別な長期インセンティブ（以下、「リテンション報奨」という。）が付与された。リテンション・リスクの軽減およびフランチャイズの保護のため、取締役会は、当行の将来の成功のための非常に重要な役割に対して貢献した従業員、市場の需要が高い従業員、置き換えが困難な従業員を対象にこれらのリテンション報奨を付与することを決定した。

これらのリテンション報奨は、受給者の2016年度の業績を補うために設計されていないため、2016年度の報酬の一部を形成しない。これは、受給者のリテンションを促すために付与された。年間VCと比較して、当該報奨は、株式・アップフロント報奨項目を含まず、100%が繰り延べられ、50%が株式の形式で付与され、50%が現金で付与される。報酬は、3年から5年間で繰り延べられ、前頁で説明された事後リスク調整のために強化された繰延変動報酬と同様の措置が取られる。したがって、これらの報奨の最も早い支給日は、それぞれnon-MRTが2018年初頭で、MRTが2020年である。MRTの株式部分は追加的な保有期間の条件があり、これはそれぞれの報酬が最大で6年間支給されないことを意味する。これらの報奨の恩恵を受けるために、リテンション報奨の受給者は、ドイツ銀行に在籍している必要がある。競合他社に転職した場合、未交付の報奨額は失効する。

全体的に、リテンション報奨は、ドイツ銀行の全世界の従業員の約5%である5,522名の従業員に付与された。554百万ユーロが繰延現金で付与され、3年から5年間で繰り延べられ、554百万ユーロが繰延株式で付与された。当該報奨を当行の長期的な健全性および株主の利益とより密接に連動させるため、当該株式部分は権利確定されない。これは、当行の株価が一定の目標株価に到達しなかった場合、この部分が失効することを意味する。目標株価が達成された場合、株式部分がnon-MRTについては3年後に支給され、MRTについては5年から6年後に支給される。

リテンション報奨の構造の概要

母集団	加重	割合	繰延期間	保有期間	
重要なリスク・テイカー (MRT)	100%繰延	50%が現金 (RIA)	4年目に50%	N/A	
			5年目に50%		
		50%が株式 (REA)	4年目に50%	12ヶ月	
			5年目に50%		
重要ではないリスク・テイカー (non-MRT)	100%繰延	50%が現金 (RIA)	3年による案分	N/A	
			50%が株式 (REA)		3年後に一括型権 利確定

N/A - 該当なし

InstVV第16条およびCRR第450条に従った報酬の開示

2016事業年度、3,056人の従業員がInstVVの重要なリスク・テイカー (InstVV MRT) として特定された。InstVV MRTに対する報酬の構成項目全体の詳細は、InstVV第16条およびCRR第450条に従い、以下の表に示されている。

InstVWの重要なリスク・テイカーの報酬総額

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹	上級管理職 ²	事業部門							2016年度	2015年度
		GM	CIB	PW&CC	Deutsche AM	NCOU	独立した統制機能 ³	会社の機能 ⁴	グループ合計	グループ合計
MRTの数（人数）：	203	1,098	784	314	202	24	153	278	3,056	3,005
MRTの数（フルタイム換算）	202	1,095	783	313	201	24	153	276	3,047	2,997
報酬総額	187	585	427	148	104	13	58	127	1,648	2,670
固定報酬総額	164	515	381	117	77	12	53	118	1,438	1,423
当期変動報酬総額	23	70	45	31	27	1	4	9	210	1,246
このうち										
現金	12	46	30	21	13	1	4	7	134	498
株式	11	24	16	10	9	0	1	1	71	745
その他の種類の商品	0	0	0	0	5	0	0	0	5	3
当期の変動報酬総額	14	32	19	18	21	0	1	1	106	904
このうち										
現金	7	16	9	9	8	0	0	1	51	317
株式	7	16	9	9	8	0	0	1	51	587
その他の種類の商品	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
前年度からの繰延変動報酬および明示的なリスク調整に関するCRR第450条第(1)h項(iii)およびCRR第450条第(1)h項(iv)										
期首において未払いの前年度からの繰延変動報酬総額										
	382	810	613	152	135	22	32	173	2,318	2,283
このうち										
権利確定	114	395	292	67	54	10	14	64	1,009	1,058
権利未確定	268	415	321	85	81	13	18	109	1,309	1,225
期中に付与、支払もしくは減額された繰延変動報酬										
このうち										
期中付与	154	399	325	101	83	9	20	69	1,160	1,131
期中支払	85	275	204	42	58	7	10	45	725	1,137
明示的なリスク調整による削減									13	26
着任賞与に関するCRR第450条第(1)h項(v)										
保証付変動報酬（着任賞与）の受益者数	7	15	10	2	1	0	4	3	42	94
保証付変動報酬総額（着任賞与）	21	19	19	1	0	0	1	0	61	66
退職金に関するCRR第450条第(1)h項(v)および(vi)										
付与済退職金総額	0	12	7	6	6	0	5	6	42	38
付与済退職金総額の受益者数（人数およびフルタイム換算）	0	48	24	6	19	1	4	12	114	70
個人に付与された退職金の最高金額									4	5

1 数値は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 InstVW第17条に基づく取締役会メンバーおよび重要機関の執行役、および上級幹部グループのメンバーをいう。監査役メンバー・非執行の取締役も「上級管理職」の人数（うち47名）およびフルタイム換算（うち46名）に含まれるが、これらの活動に対して変動報酬項目を受け取っていないため、および固定報酬項目が重要ではないため、その他の列には含まれない。

3 規制上のガイダンスに基づき、「独立した統制機能」は、本表の目的において、最高リスク責任者、最高規制責任者およびグループ監査の領域を含む。内部的に、当行は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1が同様に適用される「独立した統制機能」として追加的に管理機能を特定している。

4 「会社の機能」は、本表の目的上独立した統制機能と見なされない管理機能を含む。

高所得者の報酬

単位：ユーロ	2016年度	
	従業員数	
報酬総額		
1,000,000以上1,499,999以下	183	
1,500,000以上1,999,999以下	62	
2,000,000以上2,499,999以下	36	
2,500,000以上2,999,999以下	15	
3,000,000以上3,499,999以下	14	
3,500,000以上3,999,999以下	2	
4,000,000以上4,499,999以下	1	
4,500,000以上4,999,999以下	0	
5,000,000以上5,999,999以下	1	
6,000,000以上6,999,999以下	2	

2016年度には合計316名の従業員が100万ユーロ以上の報酬総額を受け取った（2015年度は756名）。

監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。直近の報酬規定の改定は2014年5月22日の年次株主総会で決議され、2014年7月17日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

単位：ユーロ	2016年12月31日現在	
	委員長	委員
委員会		
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会	100,000	50,000
調停委員会	0	0
公正委員会	200,000	100,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会	100,000	50,000

決定された報酬の75%は、翌年2月に明細を提出した後で各監査役に支給される。その他の25%は、当行により同時に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げるもしくは切下げの案分で支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2016事業年度の監査役報酬

各監査役は2016事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

監査役	2016事業年度報酬		2015事業年度報酬	
	固定	うち、 2017年2月に 支払	固定	うち、 2016年2月に 支払
単位：ユーロ				
Dr. Paul Achleitner	800,000	600,000	808,333	606,250
Alfred Herling ¹	300,000	300,000	300,000	225,000
Wolfgang Böhr	141,667	106,250	8,333	6,250
Frank Bsirske	250,000	187,500	250,000	187,500
John Cryan	0	0	200,000	200,000
Dina Dublon	300,000	225,000	291,667	218,750
Jan Duscheck ²	41,667	31,250	0	0
Katherine Garrett-Cox ³	125,000	104,167	100,000	75,000
Timo Heider	200,000	150,000	200,000	150,000
Sabine Irrgang	200,000	150,000	200,000	150,000
Prof. Dr. Henning Kagermann	250,000	187,500	250,000	187,500
Martina Klee	200,000	150,000	200,000	150,000
Peter Löscher	200,000	150,000	200,000	150,000
Henriette Mark	200,000	150,000	200,000	150,000
Richard Meddings	400,000	300,000	100,000	75,000
Louise Parent	333,333	250,000	200,000	150,000
Gabriele Platscher	200,000	150,000	200,000	150,000
Bernd Rose	200,000	150,000	200,000	150,000
Prof. Dr. Stefan Simon ⁴	33,333	25,000	0	0
Rudolf Stockem ⁵	116,667	116,667	200,000	150,000
Stephan Szukalski ⁶	0	0	91,667	91,667
Dr. Johannes Teyssen	216,667	162,500	150,000	112,500
Georg Thoma ⁷	108,333	108,333	300,000	225,000
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	200,000	150,000	200,000	150,000
合計	5,016,667	3,904,167	4,850,000	3,710,417

1 2016年12月31日退任。

2 2016年8月2日就任。

3 2016年5月19日再選。

4 2016年8月23日就任。

5 2016年7月31日退任。

6 2015年11月30日退任。

7 2016年5月28日退任。

2017年2月に明細を提出した後、2016事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、18.455ユーロ（2017年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2016年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。

以下の表は、2016年度の報酬の一部として2017年2月に転換された仮想株式数（小数第3位まで）および監査役就任中に累積した仮想株式数、並びに退任したまたは再選された監査役に対して2017年2月に支払われた金額を示している。

監査役	仮想株式数			2017年2月に支払 単位：ユーロ ¹
	2016年度の報酬 の一部として 2017年2月に転換	2013年度および 2015年度の 前年度合計額	合計（累積）	
Dr. Paul Achleitner	10,837.171	24,005.183	34,842.354	0
Alfred Herling ²	0.000	8,254.647	8,254.647	152,340
Wolfgang Böhr	1,919.082	120.250	2,039.332	0
Frank Bsirske	3,386.616	6,425.919	9,812.535	0
Dina Dublon	4,063.939	6,381.695	10,445.634	0
Jan Duscheck ³	564.436	0,000	564.436	0
Katherine Garrett-Cox ⁴	1,128.872	3,093.464	4,222.336	57,090
Timo Heider	2,709.293	5,161.183	7,870.476	0
Sabine Irrgang	2,709.293	5,161.183	7,870.476	0
Prof. Dr. Henning Kagermann	3,386.616	7,130.910	10,517.526	0
Martina Klee	2,709.293	5,443.179	8,152.472	0
Peter Löscher	2,709.293	5,443.179	8,152.472	0
Henriette Mark	2,709.293	6,186.930	8,896.223	0
Richard Meddings	5,418.586	1,443.001	6,861.587	0
Louise Parent	4,515.488	3,778.536	8,294.024	0
Gabriele Platscher	2,709.293	5,904.933	8,614.226	0
Bernd Rose	2,709.293	5,622.937	8,332.230	0
Prof. Dr. Stefan Simon ⁵	451.549	0.000	451.549	0
Rudolf Stockem ⁶	0.000	5,904.933	5,904.933	108,976
Dr. Johannes Teysen	2,935.067	4,037.444	6,972.511	0
Georg Thoma ⁷	0.000	7,510.895	7,510.895	138,614
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	2,709.293	6,186.930	8,896.223	0
合計	60,281.766	123,197.331	183,479.097	457,020

1 2017年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraあるいは後継のシステム）の終値の平均株価18.455ユーロに基づく。

2 2016年12月31日退任。

3 2016年8月2日就任。

4 2016年5月19日再選。

5 2016年8月23日就任。

6 2016年7月31日退任。

7 2016年5月28日退任。

従業員より選出された全監査役（Frank Bsirske氏、Rudolf Stockem氏（2016年7月31日退任）およびJan Duscheck氏（2016年8月2日就任）を除く。）は、当行により雇用されている。2016事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.05百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2016年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.08百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Paul Achleitner氏は無償で様々な態様の当行の代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会会長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Paul Achleitner氏に対し、当行の利益において当該業務に関して無料で管理および支援サービスを提供している。したがってDr. Paul Achleitner氏は、その活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Dr. Paul Achleitner氏は、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用

可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はDr. Paul Achleitner氏の監査役会会長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とDr. Achleitner氏との間のこの契約に基づき、2016事業年度において225,000ユーロ（2015年度：203,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、234,488ユーロ（2015年度：233,867ユーロ）の費用が払戻された。

[次へ](#)

企業責任

ドイツ銀行の企業責任（CR）へのアプローチは、経済、環境および社会的価値を創造するために、持続性の3つの視点に重点を置いている。経済的成功と環境・社会的責任のバランスが取れた未来志向の事業戦略の方向性を設定することを目的としている。

当行は、持続可能なビジネスの促進に努め、より透明性を増し、また、中核事業から生じる厳しい環境および社会的影響を回避することを目標とする。当行は業務運営の持続可能な管理に努め、企業市民としての責務を果たす。

当行の責務の理解は、当行の「ビジネス行動規範と倫理」と整合しており、その手続き、政策およびプロセスに反映されている。それは、国連グローバル・コンパクトの10原則をはじめとする国際基準および原則への正式なコミットメントにより支えられている。

以下に関する詳細情報は、ドイツ銀行がオンライン上cr-bericht.db.com/de/16 およびdb.com/gesellschaftに掲載している「企業責任報告書」を参照のこと。

環境および社会的リスク：ドイツ銀行の環境および社会的（ES）リスクに対するアプローチは、当行のグローバル・レビュー・リベリティー・リスク・フレームワークの一部である方針の枠組みに基づいている。環境および社会政策フレームワークは、ESデュー・デリジェンスの要件および銀行のサステナビリティ機能への照会義務の区分を特定する。当該フレームワークに基づき当行のサステナビリティチームによりレビューされた顧客および取引件数は、エスカレーション基準の改訂および強化の結果として、2016年度は727件（2015年12月31日時点：1,346件）に減少し、当行のトレーニングを通じた当該フレームワークの展開を改善した。加えて、当行は引き続き、国連ビジネスと人権に関する指導原則に沿って人権宣言を支持する。2016年の焦点は、人権問題に関する組織全体における注意喚起と幅広い理解、そして英国現代奴隷法の施行であった。

アセット・マネジメントにおけるESGの要因：2016年度末においてドイツ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）は、ESG基準に従って投資された資産約100億ユーロを管理していた（2015年12月31日時点：77億ユーロ）。2016年度、Deutsche AMは責任ある投資宣言を公表した。これはESG問題、本アプローチを形作る国際原則、およびどのようにESG要因がビジネス及び投資活動に統合されるかに関してDeutsche AMの立場を説明するものである。

気候変動への取組み：2016年、ドイツ銀行は石炭鉱業および電力セクターへの融資アプローチを見直し、正式な方針および内部ガイドラインを修正し、2016年12月に施行した。当行および子会社は、未開発の一般石炭鉱業および新規石炭火力発電所建設への新規融資を獲得しない。また、今後徐々に一般石炭鉱業部門への既存のエクスポージャーを減少する。さらに、ドイツ銀行は、再生可能エネルギー3,480メガワット以上を発生させるためのプロジェクトファイナンスに39億ユーロを融資した。ドイツ銀行は、国連緑の気候基金の実施機関として認定された最初の商業銀行であった。2016年度、気候基金は、Deutsche AMのアフリカでの再生可能エネルギーへのファンドであるグリーン・エネルギー・アクセス・プログラムへの約74.4百万ユーロの投資を承認した。当該投資は「持続可能な開発目標」への貢献となる。

カーボン・ニュートラル・オペレーション：ドイツ銀行は2016年度も引き続き、エネルギー効率化プロジェクトへ投資し、再生可能電力を利用し、および高水準のオフセット証書を購入および償却して不可避な放出量をオフセットすることにより、カーボン・ニュートラルで事業を行った。

企業市民：ドイツ銀行の企業市民戦略は個人、コミュニティ、および経済全体の繁栄の原動力をサポートすることにある。「Born to Be-umbrella」の下、当行は若者が将来の労働力となるべく、教育プロジェクトを支援する。「Made for Good」プログラムにおいて、当行は、事業を軌道に乗せ、次のレベルに到達するために社会にプラスの変化をもたらす支援を行う企業をサポートする。ドイツ銀行が業務を行うコミュニティにおいて、当行はコミュニティがより強力で包括的になるよう支援し、弱者に力を与え、ストレスを受けた地域の活性化に貢献する。当行は、同じ考えを持った公共および民間部門からのパートナー、および当行の人材の関与と共にこの取り組みを行う。これに加えて、当行のPlus Youボランティアおよびポートフォリオの提供は、人々が関心を持つ事象への貢献を奨励する。世論の支持によってさらに当行の企業市民プログラムの影響が強化される。2016年度の投資総額は73.5百万ユーロ（2015年12月31日時点：76.8百万ユーロ）となり、ドイツ銀行およびその基金は引き続き世界で最も活発な企業市民のうちのひとつである。4.9百万人近く（2015年12月31日時点：4.7百万人）が当行の取組みの恩恵を受け、当行は若者就業支援プログラム「ボーン・トゥー・ビー」の参加者は1.35百万人へ増加した（2015年12月31日時点：1.3百万人）。9,800以上の社会的企業が「Made for Good」からの提供を2016年度に享受した。16,651人、全世界の従業員の20%（2015年12月31日時点：全世界の従業員の22%の17,382人）の従業員が、約188,000時間の自らの時間を使い、スキルおよび専門知識をボランティア活動に捧げた。

従業員

当行グループの従業員数

2016年12月31日現在、雇用従業員数は合計99,744名であった（2015年12月31日現在は101,104名）。当行は従業員数をフルタイム換算で計算している。これは、パートタイム従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2016年、2015年および2014年12月31日現在におけるフルタイム換算の従業員数を示している。

従業員数 ¹	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
ドイツ	44,600	45,757	45,392
ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東および アフリカ	24,062	23,767	23,063
アジア/太平洋	20,099	20,144	19,023
北アメリカ ²	10,611	10,842	10,054
ラテン・アメリカ	373	595	606
従業員合計	99,744	101,104	98,138

1 フルタイム換算の従業員数。

2 主に米国。

当行の従業員数は、当行が2015年10月に当初公表した目標の実施に起因して、2016年度において1,360名（1.3%）減少した。

- ドイツでは、主としてプライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアントにおける再構築手段の実施およびポストバンク関連により、従業員が1,157人（2.5%）減少した。
- 北アメリカでは、主としてプライベート・クライアント・サービスの部門売却により、従業員が230人（2.1%）減少した。
- ラテン・アメリカでは、当行の拠点戦略の実施の結果として、従業員が222人（37.3%）減少した。
- ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカでは、主として英国において主にC00の外部委託業務のインソーシングに関連し、またコンプライアンス、金融犯罪対応、リスクおよび監査といった統制機能の強化により、従業員が295人（1.2%）増加した。

従業員数	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
グローバル・マーケット	4.7%	4.9%	5.2%
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	7.1%	7.3%	7.4%
プライベート・ウェルス・アンド・コ マーシャル・クライアント	24.6%	25.4%	26.2%
ドイチェ・アセット・マネジメント	2.6%	2.7%	2.6%
ポストバンク	18.2%	18.5%	19.1%
非中核事業部門	0.1%	0.1%	0.2%
管理/地域管理	42.7%	41.1%	39.3%

- グローバル・マーケットの従業員が、主にインド、米国およびラテン・アメリカ・ロシア連邦での契約の減少により185人（3.8%）減少した。
- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングの従業員が、コーポレート・ファイナンスでの161人（5.2%）、ならびにグローバル・トランザクション・バンキングでの84人（2.0%）の減少により、244人（3.3%）減少した。
- プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアントの従業員が、主にドイツでの減少および米国でのプライベート・クライアント・サービスの部門売却により、1,156人（4.5%）減少した。

- ドイツ・アセット・マネジメントの従業員が、特に米国および英国での発展、およびドイツ・アセット・マネジメント（インド）の部門売却の結果として、157人（5.8%）減少した。
- ポストバンクの従業員が、主として支店ネットワークの減少により、547人（2.9%）減少した。
- 非中核事業の従業員が、主として非中核事業関連の投資銀行により、25人（17.4%）減少した。
- 管理部門の従業員が、主にC00の外部委託業務のインソーシングに関連し、またコンプライアンス、金融犯罪対応、リスクおよび監査といった統制機能の強化により、953人（2.3%）増加した。

労使関係

ドイツでは、労働組合および雇用者組合は通常、管理職より下位の従業員の給与および給付に関する団体協約に関する交渉を行う。当行および当行の重要なドイツ子会社を含むドイツの多くの企業は、雇用者組合のメンバーであり団体協約により制約されている。

当行の雇用者組合（Arbeitgeberverband des privaten Bankgewerbes e.V.）は通常、当行の多くの従業員をカバーした団体協約の再交渉を毎年行う。2016年7月に達した現行の協約には、2016年5月以降の期間が含まれる。一切の賃上げなしの5ヶ月間の後、2016年10月から1.5%の第1回目の賃上げが行われ、2018年1月から1.1%の第2回目の賃上げ、2018年11月から1.1%の第3回目の賃上げが行われる。既存の団体協約は2019年1月31日まで続く。

当行の雇用者組合は、以下の組合との交渉を行う。

- ver.di (Vereinigte Dienstleistungsgewerkschaft) (2001年7月に旧銀行組合であるDeutsche Angestellten GewerkschaftおよびGewerkschaft Handel, Banken und Versicherungenを含む5つの組合が合併して結成された組合)
- Deutscher Bankangestellten Verband (DBV – Gewerkschaft der Finanzdienstleister)
- Deutscher Handels- und Industrieangestellten Verband (DHV – Die Berufsgewerkschaft)
- Komba Gewerkschaft (ポストバンクのみに関連する公共事業組合)
- DPVKom – Die Kommunikationsgewerkschaft (ポストバンクのみに関連)

ドイツの法律では、当行の従業員に対し労働組合員か否かを質問することは禁じられている。そのため、当行は従業員のうち何名が労働組合員かを把握していない。ドイツ銀行業界における従業員のうち約15%が労働組合に加入している。当行は、ドイツの従業員のうち15%未満は労働組合に加入していると見積っている（労働組合加入率が約60%と非常に高い水準を伝統的に保持しているポストバンクを除く。）。全世界規模では、当行の従業員のうち約15%が労働組合員であると見積っている（25%未満のポストバンクを含む。）。

2016年12月31日現在、ポストバンクの従業員のうち約32%は公務員（フルタイム換算）である（2015年12月31日現在は33%）。

退職後給付制度

当行は、従業員のために多数の退職後給付制度（確定拠出制度および確定給付制度の両方）のスポンサーとなっている。

確定給付制度債務が2百万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行の世界的に調整された会計処理において、当行のグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

当行のグローバルな原則を適用して財務上および人口統計上の仮定を決定することにより、当行はそれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

従業員給付制度の詳細は、連結財務諸表に対する注記36「従業員給付」を参照のこと。

戦略の一部としての再構築

ドイツ銀行の2016年度の人材計画およびヒューマン・リソースの活動は、2015年10月に当初公表した当行の戦略の一部を形成する銀行の変革および再構築手法により特徴づけられる。組織の費用対効果をより高めるために、フルタイム換算で9,000名、そのうちドイツでは4,000名の個々の職務を減らすことで人員を削減すると2015年に発表された。2016年度中、当行は透明かつ建設的な対話を従業員代表とドイツその他で行った。ドイツでの多段階の交渉プロセスには、フレームワーク関心の調整の合意およびフレームワーク社会計画の交渉の最初のラウンドが含まれていた。この後、すべての影響される事業部門および管理機能における、特定の関心の調整の合意に関して3ラウンドの交渉が続き、2016年に完了した。

国際的には、ドイツ銀行は拠点の合理化および労働力の削減に進歩を遂げた。2016年に着手した方策には、アルゼンチン、メキシコ、米国および英国での銀行子会社の売却および、駐在事務所の閉鎖が含まれる。

内部キャリア・モビリティへの着目

2015年10月当初公表した目標の一部として、ドイツ銀行はすべての年齢において、適切な内部の候補者をもって可能な限り、空白のポジションを埋めることを約束している。雇用方針に基づき、すべての空白のポジションは最低でも外部候補者を

求人する2週間前には内部の人材のみにまず公表される。2016年度、3分の1（39%）以上の職種が内部候補者により配置された。ドイツではさらに71%（2015年度：60%）という高水準である。当年中、全労働力中9,715人の従業員（11.1%）が組織内で役割を変え、部門間異動は2015年に対して6%増加した。

適材適所な人材の配置

2016年第4半期、当行は事業の主要役割での外部雇用に集中するために雇用制限を実施した。これは内部に適任な候補者がいない前提であり、ジュニアパイプラインのみであった。1年を通じて、主にテクノロジーおよびデジタル化の部門あるいは内部統制部門において、5,300人の幹部および4,200人の非幹部が雇用された。2016年度は813人（2015年度：766人）の新卒採用を行い、ドイツでは741人（2015年度：863人）の研修生が雇用された。

企業文化への強い着目の維持：2016年スポットライト従業員調査の結果

ドイツ銀行の人事取組みの基盤は、人々の活動やプロセスに企業文化と価値を組み込むという継続的なコミットメントである。人事機能は、管理者が人事に関する適切な決定ができるような透明性のある枠組みを提供し、その決定および、その基準また企業価値が順守されず、銀行にリスクがある場合の介入への基準と社風を設定する。

年次従業員調査を通じて、従業員は組織全体のエンゲージメント、コミットメント、および実行可能性のレベルについての見解を提供するため定期的にフィードバックを求められる。2016年5月、ドイツ銀行は、従業員からのランダムサンプルにより代表者を調査した。これは全従業員の22.7%に相当する。回答率は調査対象者の47%であり、そのうち76%がドイツ銀行の企業価値に積極的に関与しており、70%以上がその価値が銀行の戦略的目標に達する上でプラスの影響を与えると確信している。60%以上が行動の変化を実感している。これらは前年度と比較して非常にポジティブな展開であった。

継続的な事業の変革と従業員の懸念や不確実性の原因となった人員削減の結果、2016年の従業員のコミットメントレベルは58%（2015年：63%）に低下した。仕事でのエンゲージメントおよび識別の面では、従業員の約86%（2015年：87%）が、自分たちの役割に期待されているものを超えて準備ができていることを示しており、大多数が自分の仕事が、挑戦的かつ興味深く、自分の能力を十分に生かせると感じている。2016年の従業員を活かす環境（イネーブルメント）は、62%（2015年：68%）となった。

育成パフォーマンス

熱心で有能なリーダーは、熟練した意欲的な労働力と共に、ドイツ銀行に不可欠である。重要な変革の時期にはさらにそうである。これが、当行が全従業員の専門的かつ個人的な発展を支援すると共に、リーダーシップスキルを築き、将来の指導者に投資することにコミットしている理由である。3つ目の優先事項は、増加する規制を背景に、全従業員に対する学習と必須コンプライアンスと反金融犯罪のトレーニングへの継続的に注力することである。

2015年に初めて導入した、ドイツ銀行の2つの「管理職の基礎」プログラムは、新管理職には必須とされている。コアプログラムは、当行で管理職に初めて就任する副総裁レベルまでの新マネジャー向けに設計されており、エグゼクティブ・プログラムは、マネジング・ディレクターおよびディレクターのニーズに合うよう修正されている。双方のプログラム共に、3つの主要な分野、すなわち職員の指導、事業の促進、文化の形成を中心に構築されている。「管理職の基礎」研修は参加者が管理職として成長し発展することを支援することを目的とする。2016年度、1,000人以上の従業員が部門を超え、世界の20拠点以上で「管理職の基礎」研修に参加した。

さらに、新しい部門間プログラムである管理職中の管理職用の「リーダーシップの基礎」研修が2016年に設計され試験的に開始された。これは参加者のリーダーシップスキルを強化し、当行の戦略的コミットメントをよりよく展開できることを焦点とする。2016年度、180人以上の従業員が世界4拠点で、この部門を超えた「リーダーシップの基礎」研修に参加した。

ドイツ銀行の部門間の「バイス・プレジデント・アクセレレーション」研修は2016年5月に開始された。参加者は6ヶ月間にわたり、インタラクティブなビジネスシミュレーションを含むトレーニング方法を実践する。全行で482人のバイスプレジデントが当該プログラムを開始し、様々な地域拠点で行われた。さらに「2016年管理部門ディレクター」研修が2016年4月に開始され、12ヶ月にわたり、61人の参加者が実施した。主なテーマは、才能、機能的な専門知識、リーダーシップ能力の育成である。

デジタル化への投資

デジタル化の推進は、銀行の運営、より具体的には従業員の働き方へ、重要な影響を与えている。したがって、これはドイツ銀行の戦略的人事アジェンダにおいて重要な要素であり、人材プロセスの自動化が進み、従業員は必要なデジタル技術の取得を奨励あるいは要求されることとなる。2016年に立ち上げられた新しいデジタル提供には、「コネクト2ラーン」（学ぶためにつながる）という全従業員向けオンライン・ラーニング・プラットフォームを含む。これは、1か所にすべてのトレーニング教材が集約したものである。その他の例では、再配備を容易にし、部門間の異動を促進するための「内部モビリティ・ツール」がある。

今日の労働環境と社会全体において、デジタル化や人口動態の変化を含む新規あるいは新興の動向に積極的に取り組むため、人事部は「Arbeiten@DB 4.0」(Working@DB 4.0)を2015年末にドイツで開始した。この主な目的は、退職に移行する人を含むすべての雇用段階の人々のニーズと必要性を考慮して、キャリアとリーダーシップの問題に対するより柔軟なアプローチを特定することである。

ダイバーシティおよびインクルージョンの育成：男女平等の目に見える進歩

2016年を通して、ドイツ銀行は、2015年にドイツで導入された新たな性別クォータ制に関する法律に基づき職場で女性を昇進させる取組みを継続した。ドイツ銀行の監査役会における女性の割合は、2016年度末には35%となり、上場した、共同決定制度のドイツ企業に対する新たな法定要件である30%を上回っている。監査役会は、2017年6月30日までに、取締役会に少なくとも1人の女性取締役を置くという目標を設定した。この目標は、取締役会に最高規制責任者であるSylvie Matherat氏、および最高執行責任者にKimberly Hammonds氏が2015年、2016年にそれぞれ指名されたことによって達成された。2016年度末現在、ドイツ銀行の取締役会の下にある第1管理職レベルの15.7%は女性管理職が担っている。取締役会の下にある第2の管理職レベルでは、その割合は19.5%となる。ドイツ銀行自身もドイツの法的要件に従い目標を設定し、2017年の目標であるそれぞれ17%と21%については達成できる見通しである。これは、これらのレベルの上級管理者の母集団が比較的小さく、任命あるいは変更があると女性比率に重要な影響を与えるためである。

2011年、ドイツ銀行は実質的に女性管理職の割合を2018年度末までに大幅に増加させるという自主的宣言に署名をした。2016年度末現在、女性のマネジング・ディレクターおよびディレクターの人数は2011年以来16%増加した。2016年、同レベルの女性の割合は21.3% (2015年12月31日現在:20.5%)であった。一般管理職に占める女性の割合は32.8% (2015年12月31日現在:32.5%)であった。2016年5月、ドイツ銀行はブルームバーグの新しい指標である金融サービス企業男女平等指数(BFGEI)に含まれた。これは、男女平等に強いコミットメントを行っている企業を認めるものである。当行は当該世界的指標に含まれたDAX-30社の2社のうちの1社である。

幅広いトピックのうち、ドイツ銀行は世代間の多様性とLGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、トランスセクシュアル、インターセックス)のイニシアティブを積極的に支援する。ドイツ銀行は、LGBTIのトピックへの関与について称賛を得ている。例えば、当行は2016年に、ヒューマン・ライツ・キャンペーンの年間の企業平等指数で14年連続最大スコア100を獲得した。

主要従業員指数

以下は、従業員指数およびKPIの抜粋である。ドイツ銀行の人口統計、戦略的なHRの優先順位と業績に関する詳細は、銀行の人事報告2016を参照のこと。

	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
女性従業員数（世界でのタイトルに基づいて FTEにて） ¹			
女性マネジング・ディレクターおよびディレクター	21.3%	20.5%	19.4%
女性一般管理職	32.8%	32.5%	31.7%
女性非管理職	55.6%	55.5%	55.4%
女性従業員数	41.5%	41.7%	41.7%
年齢（%、人数）			
29歳以下	17.1%	18.4%	18.8%
30 - 39歳	29.9%	29.7%	29.3%
40 - 49歳	28.2%	28.6%	29.6%
49歳超	24.8%	23.3%	22.3%
パートタイム従業員（全従業員における割合）	12.9%	13.1%	13.2%
ドイツでの研修生割合	3.9%	4.0%	3.8%

	2016年	2015年	2014年
コミットメント指標 ²	58%	63%	68%
自己都合退職率	7.2%	7.3%	6.6%
健康割合（%） ³	94.3%	94.8%	94.9%

1 DBの企業タイトルシステムの対象外の法的企業、主にポストバンクを除く。DBインベストメントサービスは2016年に、Sal .Oppenheimは2015年に統合された。

2 2016年、2015年数値はポストバンク全体を除く。2014年数値はバンキング・サービス部門（本調査の対象範囲の5%）以外のポストバンクは除外されている。

3 健康割合：100（病欠日総数x100）/ 勤務日総数。ドイツでは主にポストバンクを除く。DBインベストメントサービスは2016年に、Sal .Oppenheimは2015年に統合された。

[次へ](#)

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（以下「IKSRL」という。）」を確立し、維持する責任を負っている。当行の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行の会長および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（以下「COSO」という。）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

内部統制システムの組織

財務報告に係る内部統制のシステムに関与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業部門および管理部門により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに関与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が関与している：財務部、最高執行責任室およびリスク部。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当行グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢献する統制責任を、様々な部署が負っている。

- 事業または企業担当の財務専門家 - 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、管理部門および法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。
- グループ財務 - グループ報告 - 当行グループの財務情報および経営管理情報の作成、予測および計画ならびにリスク報告を含む、当行グループ全体の活動に責任を負う。グループ財務は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に関して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。
- 会計方針および助言グループ（以下「APAG」という。） - 国際財務報告基準の当行グループによる解釈の展開、およびその当行グループ内での一貫した適用について責任を負う。APAGは、会計上の助言および相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。
- グループ評価および事業連携の評価専門家 - 評価に関する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に関連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に関する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価関連事項に関する一本化された対応窓口となる。

- グループ税務 - 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。

IKSRLの運用はまた、最高執行責任室およびリスクからも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。

- 最高執行責任室（COO） - 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。COOはまた、当行グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。
- リスク部 - 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよびベンダー・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。リスクは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

- 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。
- 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。
- 予防的または発見的な性質のもの。
- 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。
- 自動化された項目および/または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

- 会計方針 - 整備および実施。承認された会計方針に準拠して、当行グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。
- 参照データ。総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。
- 新商品および取引の承認、把握および確認。記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。
- 調整統制（対外的および対内的の両方）。システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。
- 評価（独立価格検証プロセス（以下「IPV」という。）を含む。）。財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。
- ビジネス。事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。
- 税務。税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。
- 引当および判断に基づく調整項目。引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。
- 貸借対照表の実証性。裏付け証憑に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。
- 連結およびその他の期末報告統制。期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当行グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の除去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。

- 財務諸表の開示および表示。開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、ドイツ商法第315条に基づき、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書、および
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2015年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

ドイツ商法第315条第4項に基づく情報および説明報告書

授權および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、連結財務諸表に対する注記35「普通株式」項を参照のこと。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2016年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任

に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Amtsgericht）が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う（ドイツ株式会社法第85条）。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）および欧州中央銀行（SSMフレームワーク規制）の規制（EU）第468/2014号により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない（銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項 SSMフレームワーク規制第93条）。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会（Hauptversammlung）による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、ECBおよびBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される（銀行法第45c条第1項から第3項 SSMフレームワーク規制第93条第2項）。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる（銀行法第46条第1項）。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する（銀行法第46条第2項）。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2013年5月23日の年次株主総会において、取締役会は、2018年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2016年5月19日の年次株主総会において、取締役会は、2021年4月30日まで、決議がなされた時点における株式資本合計の10%までのドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授権に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授権に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分またはその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび/または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授権は、当該授権に基づいて売却される株式の数が、当該授権が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授権の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および/または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授権に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2016年5月19日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授権に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2021年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

ドイツ商法第289a条および第315条第5項に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

ドイツ商法第289a条および第315条第5項に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行のウェブサイト (<https://www.db.com/ir/en/reports.htm>) およびコーポレート・ガバナンス・レポートの「第3章 - ドイツ商法第289a条および第315条第5項に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント」から入手可能である。

[次へ](#)

連結損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2016年度	2015年度	2014年度
利息および類似収益	5	25,636	25,967	25,001
利息費用	5	10,929	10,086	10,729
純利息収益	5	14,707	15,881	14,272
		(/18,229)	(/19,684)	(/17,690)
信用リスク引当金繰入額	21	1,383	956	1,134
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益		13,324	14,925	13,138
		(/16,515)	(/18,500)	(/16,285)
手数料およびフィー収益	6	11,744	12,765	12,409
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	5	1,401	3,842	4,299
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	7	653	203	242
持分法適用投資による純利益（損失）	18	455	164	619
満期保有証券による純利益（損失）	17	0	0	0
その他の収益（損失）	8	1,053	669	108
利息以外の収益合計		15,307	17,644	17,677
		(/18,973)	(/21,870)	(/21,911)
給与手当	36	11,874	13,293	12,512
一般管理費	9	15,454	18,632	14,654
保険業務に係る費用		374	256	289
のれんおよびその他の無形資産の減損	26	1,256	5,776	111
再構築費用	10	484	710	133
利息以外の費用合計		29,442	38,667	27,699
		(/36,493)	(/47,928)	(/34,333)
税引前利益（損失）		-810	-6,097	3,116
		(/ 1,004)	(/ 7,557)	(/3,862)
法人所得税費用	37	546	675	1,425
当期純利益（損失）		-1,356	-6,772	1,691
		(/ 1,681)	(/ 8,394)	(/2,096)
非支配持分に帰属する純利益		45	21	28
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）およびその他の資本構成要素		-1,402	-6,794	1,663

株式1株当たり利益

単位：ユーロ（円）	注記	2016年度	2015年度	2014年度
1株当たり利益： ^{1,2}	11			
基本的		-1.21 (/ 150)	-5.06 (/ 627)	1.34 (/ 166)
希薄化後		-1.21 (/ 150)	-5.06 (/ 627)	1.31 (/ 162)
株式数 単位：百万株 ¹				
基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数		1,388.1	1,387.9	1,241.9
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数 ³		1,388.1	1,387.9	1,269.5

- 1 基本的小よび希薄化後の平均社外流通株式数は、増資に関連して2014年6月に発行された新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するために、2014年6月より前のすべての期間について修正されている。
- 2 利益には、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1ノートについて支払ったクーポンに関する、税引後で276百万ユーロおよび228百万ユーロの修正が加えられている。
- 3 2016年度および2015年度において純損失が生じていることから、希薄化性潜在的株式は通常、1株当たり利益の計算において考慮されていない。これは、計算において考慮すると1株当たり損失の減少となるためである。純利益が生じていれば、2016年度および2015年度の転換想定後の修正加重平均株式数は、27百万株の増加であった。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結包括利益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2016年度	2015年度	2014年度
損益計算書に認識された純利益（損失）	-1,356 (/ 1,681)	-6,772 (/ 8,394)	1,691 (/ 2,096)
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	-861	203	-403
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	344	-213	407
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目			
売却可能金融資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-2	-242	1,912
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-571	-163	-87
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ			
期中未実現純利得（損失）、税引前	62	1	-6
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-2	20	339
売却目的保有として分類された資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	529	662	0
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-1,191	0	-3
外貨換算調整勘定			
期中未実現純利得（損失）、税引前	203	2,156	2,955
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-2	4	3
持分法適用投資			
期中純利得（損失）	11	48	-35
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	117	19	-672
その他の包括利益（損失）、税引後	-1,364 (/ 1,691)	2,493 (/ 3,090)	4,410 (/ 5,466)
包括利益（損失）合計、税引後	-2,721 (/ 3,373)	-4,278 (/ 5,303)	6,102 (/ 7,563)
以下に帰属：			
非支配持分	52	45	54
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	-2,773	-4,323	6,048

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結貸借対照表

単位：百万ユーロ（億円）		2016年 注記 12月31日現在	2015年 12月31日現在
資産：			
現金および中央銀行預け金		181,364	96,940
インターバンク預け金（中央銀行以外）		11,606	12,842
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	22, 23	16,287	22,456
借入有価証券	22, 23	20,081	33,557
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング資産		171,044	196,035
デリバティブ金融商品のプラスの時価		485,150	515,594
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		87,587	109,253
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	12, 16, 22, 23, 38	743,781	820,883
売却可能金融資産	16, 22, 23	56,228	73,583
持分法適用投資	18	1,027	1,013
貸出金	20, 21, 22, 23	408,909	427,749
満期保有証券	17	3,206	0
土地建物および設備	24	2,804	2,846
のれんおよびその他の無形資産	26	8,982	10,078
その他の資産	27, 28	126,045	118,137
当期税金資産	37	1,559	1,285
繰延税金資産	37	8,666	7,762
資産合計		1,590,546	1,629,130
		(/1,971,482)	(/2,019,307)

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
負債および資本：			
預金	29	550,204	566,974
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	22, 23	25,740	9,803
貸付有価証券	22, 23	3,598	3,270
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	12, 16, 38		
トレーディング負債		57,029	52,304
デリバティブ金融商品のマイナスの時価		463,858	494,076
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		60,492	44,852
投資契約負債		592	8,522
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計		581,971	599,754
その他の短期借入金	32	17,295	28,010
その他の負債	27, 28	155,440	175,005
引当金	21, 30	10,973	9,207
当期税金負債	37	1,329	1,699
繰延税金負債	37	486	746
長期債務	33	172,316	160,016
信託優先証券	33	6,373	7,020
自己普通株式購入義務		0	0
負債合計		1,525,727 (/1,891,139)	1,561,506 (/1,935,487)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	35	3,531	3,531
資本剰余金		33,765	33,572
利益剰余金		18,987	21,182
自己普通株式、取得原価	35	0	-10
自己普通株式購入義務振替額		0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後		3,550	4,404
株主持分合計		59,833 (/74,163)	62,678 (/77,689)
その他の資本構成要素		4,669	4,675
非支配持分		316	270
資本合計		64,819 (/80,343)	67,624 (/83,820)
負債および資本合計		1,590,546 (/1,971,482)	1,629,130 (/2,019,307)

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結持分変動計算書

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原 価	自己普通株 式購入義務 振替額
2013年12月31日現在残高	2,610 (/3,235)	26,204 (/32,480)	28,376 (/35,172)	-13 (/ 16)	0 (/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	0	1,663	0	0
普通株式の発行	921	7,587	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-765	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	5	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-103	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	840	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-32	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-65	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-9,187	0
自己株式の売却	0	0	0	8,352	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-6	0	0	0
その他	0	41	0	0	0
2014年12月31日現在残高	3,531 (/4,377)	33,626 (/41,679)	29,279 (/36,291)	-8 (/ 10)	0 (/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	0	-6,794	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-1,034	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-228	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-10	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-80	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	880	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-34	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-9,177	0
自己株式の売却	0	0	0	8,295	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-3	0	0	0
その他	0	63	-31	0	0
2015年12月31日現在残高	3,531 (/4,377)	33,572 (/41,612)	21,182 (/26,255)	-10 (/ 12)	0 (/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	0	-1,402	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-276	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-517	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	64	0	0	0

株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	239	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	2	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-129	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-5,264	0
自己株式の売却	0	0	0	5,035	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-7	0	0	0
その他	0	263	0	0	0
2016年12月31日現在残高	3,531	33,765	18,987	0	0
	(/4,377)	(/41,852)	(/23,534)	(/0)	(/0)

単位：百万ユーロ（億円）	売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）、該当する税金およびその他控除後 ²	キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブに係る未実現純利得（損失）、税引後 ²	売却目的保有として分類された資産に係る未実現純利得（損失）、税引後 ²	外貨換算調整勘定、税引後 ²	持分法適用投資による未実現純利得（損失）
2013年12月31日現在残高	303 (/376)	-101 (/ 125)	2 (/2)	-2,713 (/ 3,363)	53 (/66)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	1,372	181	-2	2,865	-35
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2014年12月31日現在残高	1,675 (/2,076)	79 (/98)	0 (/0)	151 (/187)	18 (/22)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-291	18	662	2,044	48
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

2015年12月31日現在残高	1,384	97	662	2,196	66
	(/1,715)	(/120)	(/821)	(/2,722)	(/82)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-472	46	-662	223	11
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2016年12月31日現在残高	912	143	0	2,418	77
	(/1,130)	(/177)	(/0)	(/2,997)	(/95)

単位：百万ユーロ（億円）	その他の包 括利益（損 失）累計 額、税引後 ¹	株主持分合 計	その他の資 本構成要素 ³	非支配持分	資本合計
2013年12月31日現在残高	-2,457 (/ 3,045)	54,719 (/67,824)	0 (/0)	247 (/306)	54,966 (/68,130)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	4,380	6,043	0	54	6,097
普通株式の発行	0	8,508	0	0	8,508
現金配当の支払	0	-765	0	-4	-769
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	5	0	0	5
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-103	0	0	-103
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	840	0	0	840
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-32	0	0	-32
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-65	0	0	-65
自己株式の購入	0	-9,187	0	0	-9,187
自己株式の売却	0	8,352	0	0	8,352
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-6	0	0	-6
その他	0	41	4,619 ⁴	-44	4,616
2014年12月31日現在残高	1,923 (/2,384)	68,351 (/84,721)	4,619 (/5,725)	253 (/314)	73,223 (/90,760)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	2,481	-4,313	0	45	-4,269
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	-1,034	0	-10	-1,044
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-228	0	0	-228
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-10	0	0	-10
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-80	0	0	-80
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	880	0	0	880
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-34	0	0	-34
自己株式の購入	0	-9,177	0	0	-9,177
自己株式の売却	0	8,295	0	0	8,295
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-3	0	0	-3
その他	0	33	56 ⁵	-17	72
2015年12月31日現在残高	4,404 (/5,459)	62,678 (/77,689)	4,675 (/5,795)	270 (/335)	67,624 (/83,820)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-854	-2,256	0	52	-2,204
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	-11	-11
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-276	0	0	-276
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-517	0	0	-517
報告期間中の株式報奨の純変動	0	64	0	0	64
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	239	0	0	239

株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	2	0	0	2
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-129	0	0	-129
自己株式の購入	0	-5,264	0	0	-5,264
自己株式の売却	0	5,035	0	0	5,035
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-7	0	0	-7
その他	0	263	-6 ⁵	4	262
2016年12月31日現在残高	3,550	59,833	4,669	316	64,819
	(/4,400)	(/74,163)	(/5,787)	(/392)	(/80,343)

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前を除く。
- 2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。
- 3 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノートを含む。
- 4 その他の資本構成要素の発行、購入および売却による収入（純額）を含む。
- 5 その他の資本構成要素の購入および売却による収入（純額）を含む。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2016年度	2015年度	2014年度
当期純利益（損失）	-1,356 (/ 1,681)	-6,772 (/ 8,394)	1,691 (/ 2,096)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：			
信用リスク引当金繰入額	1,383	956	1,134
再構築費用	484	710	133
売却可能金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-899	-430	-391
繰延法人所得税、純額	-312	-987	673
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	3,745	8,908	4,567
持分法適用投資の純利益（損失）に対する持分	-183	-708	-569
非資金損益項目等調整後利益	2,862 (/ 3,547)	1,677 (/ 2,079)	7,238 (/ 8,972)
営業資産および負債の純変動に関する調整：			
中央銀行および中央銀行以外の銀行への利付定期預金	-2,814	30,096	8,959
中央銀行ファンド貸出金、売却条件付買入有価証券、借入有価証券	19,440	-10,108	5,450
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	20,337	12,935	70,639
貸出金	18,190	-14,015	-26,909
その他の資産	-7,847	26,756	-28,812
預金	-15,237	26,537	1,551
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債	8,686	6,101	-54,334
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券	16,362	-1,120	-2,963
その他の短期借入金	-10,632	-16,149	-17,875
その他の負債	-12,888	-14,177	22,183
優先長期債務	12,328	13,536	14,315
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	30,341	13,788	4,288
その他、純額	-8,518	-8,605	-1,678
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,610 (/ 87,521)	67,252 (/ 83,359)	2,052 (/ 2,543)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
収入：			
売却可能金融資産の売却	26,855	18,027	11,974
売却可能金融資産の満期償還	6,029	3,986	8,745
満期保有証券の満期償還	0	0	0
持分法適用投資の売却	50	165	124
土地建物および設備の売却	206	272	133
購入：			
売却可能金融資産	-21,639	-29,665	-34,158
満期保有証券	0	0	0
持分法適用投資	-81	-95	-78
土地建物および設備	-725	-432	-669
企業結合 / 事業売却による純資金受取（支出）額	2,023	555	1,931
その他、純額	-1,479	-1,055	-826

投資活動によるキャッシュ・フロー	11,239 (/13,931)	-8,242 (/ 10,216)	-12,824 (/ 15,895)
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
劣後長期債務の発行	815	2,942	101
劣後長期債務の返済および償還	-1,102	-2,043	-3,142
信託優先証券の発行	121	788	49
信託優先証券の返済および償還	-840	-5,114	-2,709
普通株式の発行	0	0	8,508
自己株式の購入	-5,264	-9,177	-9,187
自己株式の売却	4,983	8,316	8,318
その他の資本構成要素（AT 1）の発行	0	0	4,676
その他の資本構成要素（AT 1）の購入	-207	-407	-921
その他の資本構成要素（AT 1）の売却	202	442	888
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-333	-269	0
非支配持分への配当の支払	-11	-10	-4
非支配持分の純変動	-13	-17	-17
ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払	0	-1,034	-765
財務活動によるキャッシュ・フロー	-1,649 (/ 2,044)	-5,583 (/ 6,920)	5,795 (/ 7,183)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-28 (/ 35)	94 (/ 117)	897 (/ 1,112)
現金および現金同等物の純増加（減少）	80,172	53,521	-4,080
現金および現金同等物、期首残高	105,478	51,960	56,041
現金および現金同等物、期末残高	185,649	105,478	51,960
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む			
法人所得税支払（受取）額、純額	1,572	902	377
利息支払額	10,808	10,608	11,423
利息および配当受取額	25,835	26,177	25,404
現金および現金同等物の構成要素			
現金および中央銀行預け金（中央銀行への利付定期預金を含んでいない）	178,105	94,923	47,169
インターバンク預け金（中央銀行以外）（2016年12月31日現在7,079百万ユーロ、2015年12月31日現在4,304百万ユーロおよび2014年12月31日現在31,612百万ユーロの銀行への定期預金を含んでいない）	7,544	10,555	4,791
合計	185,649 (/230,112)	105,478 (/130,740)	51,960 (/64,404)

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

提出代理人注：本連結キャッシュ・フロー計算書の数字には一部原文財務諸表と異なる個所がありますが、本表の数字が正しいことを確認しております。

[次へ](#)

連結財務諸表に対する注記

01 -

重要な会計方針および重要な会計上の見積り

会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。）はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体（以下「当行グループ」という。）は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当行グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが承認したIFRSとの間に差異は生じない。

取締役会報告書に組み込まれたIFRSに基づく開示の一部は連結財務諸表の不可欠な一部である。これらの開示には、取締役会報告書の経営および財務の概況に記載されたIFRS第8号「事業セグメント」に基づく、セグメント別の経営成績および純収益の内訳の全社的開示が含まれている。また、リスク・レポートには、IFRS第7号「金融商品：開示」で要求される金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関する開示、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき要求される資本の開示ならびにIFRS第4号「保険契約」に記載された保険契約に関連する開示が含まれている。これらの監査済の開示は、取締役会報告書の余白における角括弧（本書では『 』で表示されている。）により識別される。さらに、リスク・レポートにおける「リスクおよび資本のパフォーマンス：資本およびレバレッジ比率：規制自己資本の変動」に記載された「規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート」の表に関して、2016年12月31日現在および2015年12月31日現在それぞれの「CRR/CRD 4」の列（「CRR/CRD 4の完全適用」の列ではない。）は、余白において角括弧（本書では『 』で表示されている。）で識別されていないものの、連結財務諸表の不可欠な一部である。これらの開示も監査済である。

重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当行グループの重要な会計方針は「重要な会計方針」に記載されている。

当行グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確定で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような重要な会計上の見積りは、毎期変動し、当行グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当行グループが識別した、重要な会計上の見積りを含む重要な会計方針は以下のとおりである。

- 関連会社の減損（以下の「関連会社」を参照。）
- 売却可能金融資産の減損（以下の「金融資産および負債 - 売却可能として分類された金融資産」を参照。）
- 公正価値の決定（以下の「金融資産および負債 - 公正価値の決定」を参照。）
- 取引日利益の認識（以下の「金融資産および負債 - 取引日利益の認識」を参照。）
- 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」を参照。）
- のれんおよびその他の無形資産の減損（以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。）
- 繰延税金資産の認識および測定（以下の「法人所得税」を参照。）
- 法律上/規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理（以下の「引当金」を参照。）

重要な会計方針

当行グループの重要な会計方針は以下に記載する通りである。前述の場合を除き、これらの方針は、2014年度、2015年度および2016年度に一貫して適用されている。

連結の原則

当連結財務諸表中の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

子会社

当行グループの子会社は、当行グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当行グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当行グループの能力によって証明される。

当行グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当行グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当行グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当行グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か
- 当行グループがそのリターンの額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当行グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

実質的とみなされる潜在的な議決権も支配を評価する際に検討される。

また、同様に当行グループは、議決権の過半数を支配していないが単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当行グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

子会社は、当行グループに支配が移転した日から連結され、支配が終了した日から連結除外とされる。

当行グループは、少なくともすべての四半期報告日において連結の状況を再評価する。したがって、一つ以上の支配要因の変動につながるすべての構造変動の発生時に再評価が要求される。これは、意思決定権の変更、契約上の取決めの変更、財務上、所有権または資本構造の変更および当初の文書化において予想されていたトリガー事象に伴う変更を含んでいる。

連結会社間の取引高、残高、およびグループ会社間の取引に係る未実現利得はすべて、連結に当たり相殺消去されている。

また、連結目的上、全グループを通じて一貫した会計方針が適用されている。子会社株式の第三者に対する発行は、非支配持分として扱われている。非支配持分に帰属する利益または損失は、連結損益計算書および連結包括利益計算書上、区分して報告されている。

当行グループは子会社の支配の喪失日に、a)当該子会社の資産（帰属するのれんを含む。）および負債につき、その帳簿価額で認識の中止を行い、b)元子会社に対する非支配持分の帳簿価額について認識の中止を行い、c)受取対価の公正価値および子会社株式の分配を認識し、d)元子会社に対する残存投資をその公正価値で認識し、e)上記項目の結果として生じた差額を利得または損失として損益計算書に認識する。当該子会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額はすべて、連結損益計算書に振り替えられるか、または他のIFRSで要求される場合は利益剰余金に直接振り替えられる。

関連会社

関連会社は、企業の経営および財務の方針に関する経営管理上の意思決定に対して、当行グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業である。一般的に、当行グループが議決権の20%から50%を保有する場合には重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、取締役会（ドイツの株式会社の場合は監査役会）への役員の派遣および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当行グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。連結会社間の売上から生じる関連会社の純損益に対する当行グループの持分は、連結に当たり相殺消去される。

当行グループが以前にある企業に対する資本持分を（例えば、売却可能として）保有しており、後に重要な影響力を獲得した場合、以前に保有していた資本持分は公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には連結損益計算書に認識される。当該資本持分に関連して以前にその他の包括利益に認識された金額はすべて、当行グループが重要な影響力を獲得した日に、あたかも当行グループが以前に保有していた資本持分を処分したかのように連結損益計算書に振り替えられる。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当行グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上された後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益（または損失）および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当行グループの比例

按分持分を反映して、増額（または減額）される。関連会社または共同支配企業の取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額（減損損失累計額を控除後）に含められる。のれんは個別に報告されないため、特に減損テストは行われない。しかし、持分法適用投資全体に関しては各貸借対照表日に減損テストが行われる。

減損の客観的な証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。過去の期間に認識された減損損失は、最後に減損損失が認識された以後、投資の回収可能価額の決定に使用された見積りの変更があった場合のみ戻し入れられる。その場合、投資の帳簿価額が高い方の回収可能価額に増額される。

当行グループは、関連会社または共同支配企業に対する重要な影響力を喪失した日に、当該持分法適用投資の処分に係る利得または損失（残存投資の公正価値および関連会社の処分による収入の合計金額と当該投資の帳簿価額との差額に相当）を認識する。当該関連会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、投資先が関連資産または負債を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で会計処理される。

重要な会計上の見積り：減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損の見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当行グループではこれを、重要な会計上の見積りと考えている。

外貨換算

当連結財務諸表は、当行グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当行グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。売却可能な非貨幣性項目（持分証券）に係る換算差額は、その他の包括利益に含められ、当該非貨幣性項目の売却時に、全体の売却損益の一部として連結損益計算書に認識される。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産、負債および資本は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートまたは、実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含められる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その営業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に振り替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引とみなされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に振り替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に振り替えられる。

利息、手数料およびフィー

収益は、収益の額および関連する原価を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益の実現する可能性が高く、かつその取引の進捗度を信頼性をもって測定できる時に認識される。この概念は、当行グループの重要な収益創出活動に対して、以下のように適用される。

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。この計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関する契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。

貸出金や売却可能負債証券といった金融資産に係る減損損失がいったん認識されると、その商品の契約条件に基づく利息の発生計上は停止されるが、利息収益は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くために使用した金利に基づいて認識される。貸出金の場合、この金利は当初の実効金利である。売却可能負債証券の場合、減損が公正価値に対して測定されることから、減損が発生するたびに新たな実効金利が設定されるため、この金利は現行市場金利に基づく。

手数料およびフィー収益 - フィー収益（手数料を含む。）の認識は、当該フィーを請求する目的および関連する金融商品の会計処理方法によって決定される。関連する金融商品がある場合、当該金融商品の実効金利の不可欠な一部であるフィーは、実効利回りの計算に含まれている。しかし、金融商品を純損益を通じて公正価値で計上する場合には、公正価値の決定に使用される重要な観察不可能な入力値がないことを条件に、関連するフィーは、当該商品の当初認識時に純損益に認識される。特定のサービス期間にわたって提供するサービスにより稼得されるフィーは、当該サービス提供期間にわたり認識される。特定のサービスの完了または重要事象により稼得されるフィーは、サービスの完了または事象の発生時に認識される。

純損益を通じて公正価値で会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーは貸出開始時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

実績連動のフィーまたはフィー要素は、当該実績基準が満たされた時に認識される。

以下のフィー収益は、その大部分が、一定期間にわたって提供するサービスにより稼得される：投資信託運用管理フィー、信託フィー、保管フィー、ポートフォリオおよびその他の運用管理およびアドバイザリー・フィー、信用関連フィー、ならびに手数料収益。その大部分が取引タイプのサービスの提供により稼得されるフィーには、引受フィー、コーポレート・ファイナンス・フィーおよびブローカー・フィーが含まれる。

フィー収益の創出に直接関連する増分費用は、手数料およびフィー収益に純額で表示される。

複合的なサービスまたは商品に関する契約 - 当行グループが一相手先に対して複合的な商品、サービスまたは権利を提供する契約をしている場合、収益認識目的上、フィー全体を契約の別々の構成要素に割り当てるべきか否かに関して評価が行われる。当該評価は、契約のその他の観点において当行グループの継続的関与が引渡済の項目に必要なことを確認するため、引渡済の項目またはサービスの価値を考慮する。当該評価は、未引渡の項目の価値も評価し、引渡済の項目について返品権がある場合には、残りの項目またはサービスの将来の引渡可能性を評価する。契約を別々の構成要素として考えることが適切と判断された場合には、受取金額は各構成要素の相対的価値に基づいて割り当てられる。

引渡済の項目の価値について客観的で信頼できる証拠がない場合、または個別の項目について公正価値による認識が要求されている場合には残差法が使用される。残差法は、引渡済の構成要素の認識金額を、適切な収益金額をその他の全構成要素に対して割り当てた後の残額として計算する。

金融資産および負債

当行グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、満期保有投資、売却可能（以下「AFS」という。）金融資産ならびにその他の金融負債である。金融資産および負債の適切な分類は、当初認識時または連結貸借対照表内での分類変更時に決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融商品およびAFSとして分類された金融資産については、取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当行グループが資産の購入または売却あるいは金融負債の発行または買戻しを確約した日である。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

当行グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。関連する実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に含まれる。トレーディング貸出金や負債証券といった利付資産に係る利息および資本性金融商品に係る配当は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の利息および類似収益に表示される。

トレーディング資産および負債 - 金融商品は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または、識別された金融商品からなるポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債証券および持分証券、トレーディング目的で保有するデリバティブ、コモディティならびにトレーディング貸出金が含まれている。トレーディング負債は主にデリバティブ負債およびショート・ポジションからなる。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品 - トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしてはならない。(1)その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、(2)金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3)その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く。(a)当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。）。さらに、当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債には、レボおよび逆レボ、一定の貸出金および貸出コミットメント、負債証券および持分証券ならびに仕組み債の負債が含まれている。

貸出コミットメント

一定の貸出コミットメントは、トレーディング目的で保有するデリバティブとして分類されているか、または公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。その他のすべての貸出コミットメントはオフバランス項目のままである。したがって、当行グループは、これらのオフバランスの貸出コミットメントに関して、市場金利またはクレジット・スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」で明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントについては個別に（必要に応じて集会的に）減損の評価を行っている。

貸出金

貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、満期保有投資またはAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、公正価値を表すその取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引コストおよびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当行グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。取得日後、当行グループは「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載されている方針に従って、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。貸出金に減損が生じていると判断された場合には、貸倒引当金が認識され、対応する額は連結損益計算書の信用リスク引当金繰入額科目に借方計上される。当初認識後に設定されたこのような貸倒引当金の戻入は、当行の信用リスク引当金繰入額の科目に含まれている。損失引当金が計上されていなかったこれらの貸出金の信用の質がその後改善した場合には、現在の帳簿価額の修正を通じて即時に認識され、対応する利得が利息収益に認識される。

満期保有投資

満期保有投資は、支払いが固定されているか確定可能で、満期が固定されたデリバティブ以外の金融資産である。これらの金融資産は、当行グループが満期まで保有する明確な意思と能力を持つもので、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、貸出金またはAFS金融資産にも分類されない。

満期保有投資は、当初、投資に直接起因する取引コストを加算した公正価値で計上され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。取得日後、当行グループは「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載されている方針に従って、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。満期保有投資が減損しているとみなされる場合、連結損益計算書において減損損失が認識される。

売却可能として分類された金融資産

純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金または満期保有投資にも分類されない金融資産は、AFSとして分類される。AFSとして分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。AFSとして分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、その他の包括利益に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。AFSとして分類された貨幣性金融資産（負債性金融商品）については、外国為替レートの変動に関連する帳簿価額の変動は連結損益計算書に認識され、その他の帳簿価額の変動は、上述のとおり、その他の包括利益に認識される。AFSとして分類された非貨幣性項目の金融資産（資本性金融商品）については、関連する外国為替部分も、その他の包括利益に認識される損益に含められる。

AFSとして分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。AFSとして分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。

減損の証拠がある場合、以前その他の包括利益に認識された金額は、当期の連結損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上される。この当期の減損損失は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前連結損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。

AFS負債証券に減損が生じた場合、その後の公正価値の下落は、更なる減損とみなされるため、連結損益計算書に認識される。その後の公正価値の上昇についても、当該資産がもはや減損していないとみなされるまでは、連結損益計算書に認識される。AFS負債証券の公正価値が少なくとも償却原価まで回復した場合、当該証券はもはや減損したとはみなされず、その後の公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。

AFSとして分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は連結損益計算書を通じては行われず、減損計上後の公正価値の増加額は、その他の包括利益に認識される。

実現損益は、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上される。金融資産の原価の算定には通常、加重平均原価法が使用される。その他の包括利益に計上された未実現損益は、売却可能資産の処分時において連結損益計算書に振り替えられ、売却可能金融資産に係る純利得（損失）として報告される。

重要な会計上の見積り - 減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損のための見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当行グループでは売却可能として分類された金融資産の減損を、重要な会計上の見積りと考えている。追加情報については、注記7「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」を参照のこと。

金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更

当行グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」または「満期保有投資」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金または「満期保有投資」の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。満期保有投資については、満期まで当該資産を保有する明確な意思と能力を有していなければならない。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われない。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金または満期保有投資に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当行グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程ならびに当行グループおよびその相手先の債務不履行、支払不能および破産が生じた場合の両方において法的強制力がなければならない。他のすべての場合には総額で表示される。金融資産と金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当行グループが適用した相殺の大部分は、デリバティブならびにレポおよび逆レポに関連している。相殺の大部分は、金利デリバティブおよび関連する委託証拠金残高に適用される。これらは、ロンドン清算機関等の中央清算機関を通じて清算されている。また、当行グループは相殺する権利を有しており、純額で決済するか、資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有しているレポと逆レポを相殺している。詳細な情報については注記19「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の独立第三者間取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。当行グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定の市場リスク（または複数の市場リスク）または特定の相手先の信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。

公正価値が経営幹部に対して提供されている。

金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当行グループがマーケット・リスクおよび相手先の信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

重要な会計上の見積り - 活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当行グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ入力値は、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。経営陣の重要な判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価統制プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級管理職に対して報告される。専門家モデル検証および評価統制グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ入力値が活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品および一部または全部のパラメータ入力値の流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のための入力値は、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに、評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

IFRSの下では、公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法への入力値に従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル1）を用いて評価したもの、観察可能なパラメータに基づく評価技法（レベル2）を用いて評価したもの、および重大な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル3）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不可能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当行グループは、観察不可能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することによりレベル3の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、経営陣の重要な判断が要求される。

償却原価で測定された金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当行グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価統制ならびに定量的開示の詳細については、注記14「公正価値で計上される金融商品」および注記15「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

取引日利益の認識

評価技法で使用された重要な入力値に観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能となると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となるか、または当行グループが商品のリスクを実質的に取り除く相殺取引を締結した時に連結損益計算書に認識される。取引日損失が生じる稀な状況では、損失が発生した可能性が高く、かつ損失金額を信頼性をもって見積ることが可能な範囲に限って、取引開始時に損失が認識される。

重要な会計上の見積り - 経営陣の判断は、評価技法に重要で観察不可能な入力値があるか否かの判定において要求される。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定する際には、パラメータの観察可能性および/またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）に含まれる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識される。主契約については引続き、適切な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

ヘッジ会計

会計目的上、ヘッジには3種類ある。それは(1)資産、負債または未認識の確定コミットメントの公正価値変動のヘッジ（公正価値ヘッジ）、(2)可能性が非常に高い予定取引および変動利付資産・負債からの将来キャッシュ・フロー変動のヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）および(3)在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の表示通貨へ換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）である。

ヘッジ会計が適用される場合、当行グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との関係、ヘッジ取引実行のリスク管理目的および戦略ならびにヘッジされるリスクの性質を指定し文書化する。この文書化には、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するヘッジ手段の有効性を、当行グループがどのように評価するかに関する記述が含まれる。ヘッジの有効性は、ヘッジの開始時および各ヘッジ関係の期間全体を通じて評価される。デリバティブおよびヘッジ対象項目の契約条件が一致している場合でも、ヘッジの有効性を常に評価する。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に振り替えられる。

公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告される。AFS有価証券の外国為替リスクをヘッジする場合も、当該証券の外国為替エクスポージャーに関連する公正価値の修正額は同様に、その他の収益に計上される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。

デリバティブが終了したか、ヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正（ベースス・アジャストメント）の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識中止される場合にはいつでも、あらゆるベースス・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含められる。

将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に振り替えられる。したがって、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。

ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積的変動が、仮想の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積的変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。

金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に振り替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額中の関連する金額は、予定取引からの利益または損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に振り替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合にはその他の収益に振り替えられる。

在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益中の外貨換算調整勘定として計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額

当行グループは最初に、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価する。その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集散的に評価する。

個別ベースで損失事象が発生しているかを経営陣が判断できるように、すべての重要な相手先との関係は定期的にレビューされる。この評価では、相手先が抱える重要な財政難または契約違反（例えば利息または元本の支払の不履行または延滞）等の、相手先に関連する現在の情報および事象を考慮する。

個別の相手先との関係について減損損失をもたらす減損の証拠がある場合には、損失の金額は、貸出金の帳簿価額（未収利息を含む。）と、貸出金の見積将来キャッシュ・フロー（担保権実行によるキャッシュ・フローから担保の獲得・売却コストを控除した額を含む。）の当初の実効金利または貸出金への分類変更時に設定された実効金利で割り引かれた現在価値との差額として決定される。貸出金の帳簿価額は、引当金勘定を使用して減額され、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識される。

減損の集散的評価は、個別には重要であるが減損の客観的証拠がないか、または個別には重要でないがポートフォリオ・ベースでは損失金額が発生している可能性が高く、それを合理的に見積ることが可能な貸出金に関連する引当金金額を設定するために行われる。損失金額には3つの構成要素がある。第一の構成要素は、各所在国における経済情勢または政治情勢により、相手先の返済条件を遵守する能力に重大な疑義がある国々における貸出金エクスポージャーに関する移転リスクおよび通貨交換リスクに係る金額である。この金額は、カントリー・リスクおよび移転リスクに関する格付を使用して計算される。この格付は、当行グループが事業を行っている各国について設定され定期的にレビューされる。第二の構成要素は、個人顧客向けおよびリテール業務の個人顧客および中小企業顧客に対する貸出金である小口均質貸出金のポートフォリオに係る発生損失に相当する引当金の金額である。これらの貸出金は、類似の信用リスク特性に従ってグループ化され、各グループの引当金は、過去の経験に基づき統計モデルを使用して決定される。第三の構成要素は、個別にも識別されず、小口均質貸出金の一部としても測定されていない貸出金グループに内在する発生損失の見積額を示している。個別ベースの評価の際に減損していないと判定された貸出金は、引当金のうち当該構成要素の範囲に含まれる。

貸出金の減損が識別されると、貸出金の契約条件に従った利息の発生計上が停止されるが、当該貸出金の評価減後の金額の時間の経過による正味現在価値の増価は、貸出金の当初の実効金利に基づき、利息収益として認識される。

各貸借対照表日において、減損債権はすべてレビューされ、貸出金の当初の実効金利によって割引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値に変更される。以前認識された減損損失の変更は、引当金勘定の変更として認識され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

現実的な回収の見込みがないとみなされ、かつ、担保がすべて実現しているかまたは当行グループに譲渡されている場合、当該貸出金および関連する引当金は償却される（当該貸出金および関連する引当金は貸借対照表から除去される）。特定の貸倒引当金が設定されている個別に重要な貸出金は、少なくとも四半期ごとに、個別に評価される。このカテゴリーの貸出金については、その延滞日数が償却のための一つの指標ではあるが、決定的要因ではない。償却は、すべての関連する情報（例えば、借手が債務を履行できなくなるような、借手の財政状態における重要な変化の発生や、担保からの受取金が貸出金の現在の帳簿価額を完全に充足するには不十分であること等）を考慮した上でのみ行われる。

集散的に評価される貸出金（主にモーゲージおよび消費者金融貸出金）については、その償却の時期は、裏付けとなる担保の有無、および回収可能額に関する当行グループの見積り、および貸出金が組成された法域の法的要件に左右される。

その後の回収額がある場合には、引当金勘定に貸方計上され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

オフバランス信用リスク引当金繰入額を決定する過程は、貸出金に関して用いられる手法と類似している。損失金額が生じた場合は、引当金として連結貸借対照表の引当金に認識され、また、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に費用計上される。

その後の期間において、以前に認識した減損損失が減少し、当該減少が減損が認識された後に生じた事象に起因する場合、減損損失はそれに応じて引当金勘定を減額することで戻し入れられる。当該戻入は純損益に認識される。

重要な会計上の見積り - 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金に関連する会計上の見積りおよび判断は重要な会計上の見積りである。というのは、個別および集散的の両方の減損評価に使用される基礎となる仮定は、每期変動する可能性があり、かつ、当行グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これは、近年の金融危機のように経済および金融面で不確実な状況において予想キャッシュ・フローの進展および変更が、より急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る場合に、特に必要となる。将来キャッシュ・フローの実際の金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

個別に重要であるとみなされた貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

小口均質貸出金のポートフォリオ、ならびに個別に重要ではあるが減損が存在する客観的な証拠がない貸出金に係る引当金の決定は統計モデルを使用して算定される。このような統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当行グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。

定量的開示は、注記20「貸出金」および注記21「信用リスク引当金」に記載されている。

金融資産および負債の認識の中止

金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当行グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当行グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当行グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当行グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

金融資産の所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引では、同資産に対する支配が留保されない場合（すなわち、譲受人が譲渡資産を売却できる実際上の能力を有する場合）に、当行グループは譲渡資産の認識を中止する。譲渡において留保される権利および義務は、適宜資産および負債に区分して認識される。資産に対する支配が留保されている場合には、その継続的関与を有する範囲において、当行グループは資産の認識を継続する。この継続的関与の範囲は、当行グループが依然として譲渡資産の価値の変動リスクにさらされる範囲によって決定される。

認識中止の基準は、資産全体ではなく資産の一部の譲渡や、適用可能な場合には類似した金融資産のグループ全体に対しても適用される。資産の一部を譲渡する場合には、当該一部は、個別に識別したキャッシュ・フロー、資産の完全比例配分額、または個別に識別したキャッシュ・フローの完全比例配分額でなければならない。

既存の金融資産が同一の相手先による実質上異なる条件の他の資産と交換された場合、または既存の金融資産の条件が実質上変更された場合（支払猶予の措置またはその他の理由により）、既存の金融資産の認識が中止され、新たな資産が認識される。各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

証券化

当行グループは、様々な消費者金融資産および商業用金融資産を証券化している。これは当該資産をストラクチャード・エンティティに譲渡し、ストラクチャード・エンティティが当該資産の取得に出資する投資家に証券を発行することによって達成される。証券化を控えている金融資産は、適宜「金融資産および金融負債」の項の方針に基づき分類および測定される。ストラクチャード・エンティティが連結されない場合、譲渡資産は、金融資産の認識の中止に係る方針に基づき、全部または一部の認識中止の要件を満たすことがある。シンセティック証券化ストラクチャーには通常、「デリバティブおよびヘッジ会計」の項の方針が適用されるデリバティブ金融商品が含まれる。認識中止の要件を満たさない譲渡は、担保付資金調達として報告されるか、または継続的関与に係る負債の認識を生じさせる場合がある。投資家および証券化ビークルは通常、金融資産の発行体が当該資産の当初条件の履行を怠った場合に、当行グループの他の資産に対する償還請求権をもたない。

証券化金融資産に対する持分は、優先または劣後トランシェ、利息のみのストリップス債またはその他の留保持分（以下、合わせて「留保持分」という。）の形式で留保することができる。当行グループの留保持分によりストラクチャード・エンティティの連結が行われず、また譲渡資産の継続的認識も行われない場合、当該持分は通常、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、公正価値で計上される。類似金融商品の評価と同様に、留保トランシェまたは金融資産の当初およびその後の公正価値の決定は、入手可能な場合には市場相場価格を使用して、またはイールド・カーブ、期限前償還率、デフォルト率、損失強度、金利のボラティリティおよびスプレッドといった変数を利用した内部の価格決定モデルを使用して行われる。価格決定に使用する仮定は、類似証券の観察可能な取引に基づいており、入手可能な場合には外部の価格決定ソースにより確認される。類似証券の観察可能な取引およびその他の外部の価格決定ソースが入手できない場合、公正価値の決定には経営陣の判断が要求される。また、当行グループは定期的に証券化された金融資産に対する持分を保有する場合があり、これを償却原価で計上している。

当行グループが、非連結の証券化事業体に対する財務的支援を提供する現在の債務（法的または契約上のいずれか）を有している場合、当該債務が信頼性をもって測定可能であり、債務の決済のために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合には引当金が設定される。

資産が認識中止される場合、受取対価と譲渡資産の帳簿価額の差額と等しい損益が計上される。資産の一部が認識中止される場合、証券化に係る損益は、一部、譲渡金融資産の帳簿価額に依拠し、その帳簿価額は、譲渡日現在の相対的公正価値に基づいて、認識が中止された金融資産と留保持分に割り当てられる。

金融負債の認識の中止

金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効したときに認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売戻条件付買入有価証券（以下「逆レポ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。現金を支払う当事者は、融資の担保としての役目を果たす、融資した元本以上の市場価額を有する有価証券を占有する。逆レポに基づく受入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を取得しないため貸借対照表に認識されず、レポに基づく差入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を放棄しないため貸借対照表から認識中止されない。貸借対照表から認識中止されない、レポに基づく差入有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記23「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定のレポおよび逆レポのポートフォリオに対して公正価値オプションの適用を選択している。

逆レポに係る利息収益およびレポに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

借入有価証券および貸付有価証券

有価証券借入取引は通常、当行グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。有価証券貸付取引の場合、当行グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。当行グループは、借入有価証券および貸付有価証券の公正価値を監視しており、必要な場合には追加の担保を支払うかまたは受け取っている。

現金貸出額または現金受取額は連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上される。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記23「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利率を使用するか、またはリスク・フリー利率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される（これは、各企業結合ごとに決定される。）。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位（以下「CGU」という。）（他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位）であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローが、他の資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が企業の事業をどのように監視しているかや、経営陣が企業の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含まれる。

一定の非統合の投資はCGUに配分されない。これらの各資産について個別に減損テストが行われる。

コーポレートの資産は、合理的かつ一貫して配分可能な場合、CGUに配分される。それが不可能な場合、コーポレート資産を含めずに個別のGCUの評価が行われる。その後、合理的かつ一貫して配分可能な最小限のCGUグループごとに評価が行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から20年の期間にわたり定額法で償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数（3年、5年または10年のいずれかとみなされている。）にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年に1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合に、減損テストが行われる。

重要な会計上の見積り - 非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値またはその他の評価技法あるいはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当行グループではこの見積りを、決定的に重要と考えている。

定量的開示は、注記26「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

引当金

引当金は、当行グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要なとされる対価の最善の見積りである。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合、引当金は、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該債務に固有のリスクを反映した税引前割引率を使用して割引かれ、債務の決済に必要なと予想される支出額の現在価値で測定される。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識される。

引当金の決済に必要なとされる一部または全部の経済的便益が、第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には資産が認識される。

重要な会計上の見積り - 訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当行グループは、訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失について、それぞれ、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」またはIAS第12号「法人所得税」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当行グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当行グループの経験と他社の経験、および弁護士の意見と見解を考慮した上での、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当行グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当行グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に関する情報については、注記30「引当金」を参照のこと。

法人所得税

当行グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含められた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、税金が資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合（この場合は、関連する税金は資本またはその他の包括利益に直接認識される。）を除き純損益に認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、(1)それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、(2)相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ(3)それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当行グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、AFS投資の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当行グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当行グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

当行グループの英国における保険事業 (Abbey Life Assurance Company Limited) は、保険契約者の投資収益に係る所得税 (保険契約者税) の対象となっていた (当該事業の処分時まで)。この税金は、経済的には保険契約者の所得税費用 / ベネフィットであったが、当行グループの法人所得税費用 / ベネフィットに含まれ、保険契約者に対する当行グループの負債を減額 / 増額していた。

重要な会計上の見積り - 繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担力および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。四半期ごとに当行グループは、繰延税金資産に関連する見積りを、将来の収益性に関する仮定も含めて再評価する。

当行グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が每期変動する可能性があり、経営陣の重要な判断が要求されることから、重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産が変更される可能性がある。当行グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当行グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

当行グループの繰延税金に関する更なる情報 (認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。) については、注記37「法人所得税」を参照のこと。

企業結合および非支配持分

当行グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当行グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価 (移転された現金および現金以外の対価 (資本性金融商品) を含む。) 、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当行グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には (負ののれん) 、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合 (以下「段階的取得」という。) の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当行グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当行グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金に報告される。

売却目的保有の非流動資産

個々の非流動非金融資産（および処分グループ）は、当該資産（および処分グループ）の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いとみなされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければならない。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売り込まれており、かつ、売却が1年以内に完了する見込みでなければならない。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は修正再表示されない。処分グループに金融商品が含まれる場合、当該商品の帳簿価額の修正は認められない。

土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア（オペレーティング・システムのみ）を含んでいる。自己使用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間が当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から18年）のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含められる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含められる。

土地建物および設備は、各四半期報告日に、減損の兆候について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（売却コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）を見積らなければならず、回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

ファイナンス・リースによるリース不動産は、土地建物および設備に資産として計上され、リース期間にわたり減価償却される。

金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当行グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で財務諸表に当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当行グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれか高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績ならびに経営陣が決定した最善の見積りに基づき決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用リスク引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

リース取引

当行グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。これらの契約の条件の評価が行われ、リースはリース開始時における経済的実質に基づいてオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースとして分類される。

ファイナンス・リースに基づく保有資産は、リース資産の公正価値相当額または最低リース料支払額の現在価値の低い方で連結貸借対照表に当初認識される。これに対応する貸手に対する負債は、ファイナンス・リース債務として連結貸借対照表に含まれる。最低リース料支払額の現在価値の計算に使用される割引率は、リースの計算利率（決定可能な場合）または追加借入利率である。変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

オペレーティング・リースの賃借債務は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。これは、借手が資産の物的使用を支配した時から開始する。リース・インセンティブは、リース料の減少として扱われ、同様にリース期間にわたり定額法で認識される。オペレーティング・リースに基づき発生する変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

従業員給付

年金給付

当行グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当行グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため予測単位積増方式を用いて評価される。この方法の下では、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当行グループの給付制度の大部分は、積立式である。

その他の退職後給付

さらに、当行グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当行グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関する更なる情報については、注記36「従業員給付」を参照のこと。

解雇給付

解雇給付は、当行グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当行グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当行グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割り引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当行グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金（APIC）に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は支払時までその他の負債に含まれる。

自己普通株式購入義務

ドイツ銀行株式の先渡購入契約およびドイツ銀行株式を基礎数値とする売建プット・オプションは、株式数が固定され、固定額の現金による現物決済が必要とされる場合、自己普通株式購入義務として報告される。契約開始時に、この義務は先渡契約またはオプションの決済金額の現在価値で計上される。ドイツ銀行株式の先渡購入契約および売建プット・オプションについては、対応する額が株主持分に借方計上され、自己普通株式購入義務振替額として報告される。

負債は発生主義により会計処理され、当該負債に係る利息コスト（貨幣の時間価値および配当から成る。）は、利息費用として報告される。このような先渡購入契約および売建プット・オプションの決済時には、負債が消滅し、株主持分の借方計上額は自己普通株式に組替えられる。

このような先渡契約の対象となっているドイツ銀行普通株式は、基本的1株当たり利益計算目的では社外流通とみなされないが、希薄化後1株当たり利益計算目的では、実際に希薄化している範囲で社外流通とみなされる。

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負

債を運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入が主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（グローバル・マーケットの事業ラインによって設計および実行され、収益創出活動である。）、ならびに財務部が発行する債務（他の資金源と交換可能であるとみなされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変動による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動および資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

保険

当行グループの保険事業は、過年度において2種類の契約を発行していた。

保険契約 - これらは、特定の不確実な将来事象が保険契約者に悪影響を及ぼす場合に保険契約者の補償に合意することで、当行グループが他方当事者（保険契約者）から重要な保険リスクを受け入れてきた、年金契約および終身契約である。これらの契約は、すべての権利および義務が消滅または終了するまで保険契約として維持される。IFRSにより認められているように、当行グループは、IFRSの適用前に当行グループが適用していた以下に詳述される保険契約に関する会計方針（US GAAP）を維持している。

非参加型投資契約（以下「投資契約」という。） - これらの契約には、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。これらは、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されるその他の金融負債と同様に測定および報告される。

年金契約の裏付けとして保有する金融資産は、AFSとして分類されている。その他の保険および投資契約のために保有する金融資産は、公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されていた。

保険契約

一時払保険事業の保険料は、受取時に収益として認識されていた。これは、保険証書が有効になった日であった。定期払保険契約に関しては、支払期日に債権が認識されていた。保険料は、手数料控除前で表示されていた。保険料を受領しなかったことにより保険証書が失効する場合、失効とみなされた日から、関連するすべての未収保険料収益が、関連費用控除後で、保険料と相殺されていた。

保険金は、発生時に費用として計上され、配当宣言の予想により配分される保険契約者の利益配当を含み、年度中に発生したすべての保険金の原価を反映していた。

終身保険契約の保険準備金の総額は勘定残高と等しく、保険証書に充当された受取保険料および投資収益（死亡コストおよび管理費控除後）を表していた。その他のユニット・リンク型の保険契約に関しては、保険準備金は基礎となる資産の公正価値を表していた。

年金契約に関しては、負債は、契約の有効期間にわたる見積将来キャッシュ・フローを、発生確率を考慮して評価日まで割引くことで計算されていた。この仮定は取得日現在で固定され、適切な逆偏差引当金（以下「PAD」という。）が計上されていた。この計算された負債の価値は、最善の見積仮定および基礎となる資産の償却原価に係る利回りに基づく利子率を使用して計算された価値に対して検証されていた。この検証によってより高い価値が算定されていた場合には、負債の金額が再設定されていた。

保険準備金の総額は、当行グループのユニット・リンク型年金商品に付された一定のオプションに関する負債を含んでいた。これらの負債は、数理計算上の仮定を使用して契約上の債務に基づき計算されていた。

将来の保険金、費用、受取保険料および比例する投資収益の見積りに基づき、保険ポートフォリオに関して負債の妥当性の検証が実施されていた。長期の契約に関しては、投資利回り、死亡率、罹病率、解約または費用に関する実績が、既存の契約負債と将来の保険料総額の現在価値が将来の給付の現在価値をカバーするのに不十分であり、繰延新契約費を回収するのに不十分なことを示していた場合には、保険料不足額が認識されていた。

保険の増加分の取得および投資事業に直接帰属するコストは、これらの契約に係る収入の将来の利益から回収可能と見込まれる範囲で繰延べられていた。これらのコストは、これらの将来の利益から回収可能と見込まれる期間内にわたり定期的に償却されていた。

投資契約

当行グループの投資契約はすべてユニット・リンク型である。これらの契約に係る負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約保有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。

この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属可能な投資収益は連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高に対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

投資契約のための金融資産は、公正価値で計上され、公正価値の変動およびそれと相殺される対応する金融負債の公正価値の変動は純損益に計上される。

再保険

再保険料、および発生した保険業務に係る費用に関連する再保険金は適宜、収益および費用に報告される。再保険に関連する資産および負債は、重要性が高い場合には総額ベースで報告される。保険契約準備金から再保険者に対して出再される金額は、再保険リスクと整合する方法で見積られる。したがって、再保険契約に関連する収益および費用は、再保険される事業の基礎となるリスクと整合する方法で認識される。

重要な新たな再保険契約はすべて、現地取締役会による承認を受けなければならない。一旦処理されると、これらの契約は、信用リスクに関する定期的なレビュー（全エクスポージャーならびに貸付および担保規定に関する評価を含む。）を受ける。減損は、当行グループの会計方針の「金融資産の減損」の項に従って判断される。

02 -

最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

最近適用された会計基準書

当行グループに関係があり、2016年度中に当連結財務諸表の作成に当たり適用された会計基準書は以下のとおりである。

IAS第1号

2016年1月1日、当行グループは、財務報告における表示および開示を改善する取り組みの一環として策定されたIAS第1号の修正「財務諸表の表示」を適用した。当該修正は、財務諸表全体に対して重要性の原則が適用可能なこと、開示の決定に際しては専門家の判断を適用すべきことおよび重要性のないデータを含めることが開示の有効性を低下させることを明確化している。当該修正は、当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。

IFRSの改善（2012年 - 2014年サイクル）

2016年1月1日、当行グループは、2012年 - 2014年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトによりIFRSの複数の基準の修正を適用した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。

新しい会計基準書

2016年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は以下のとおりであった。

IFRS第2号 株式に基づく報酬

2016年6月、IASBはIFRS第2号「株式に基づく報酬」について狭い範囲の修正を公表した。これは特定の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化するものである。IFRS解釈指針委員会を通じて策定された当該修正は、現金決済型の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化しており、当該会計処理には、業績条件、純額決済の特性を持つ株式に基づく報酬取引の分類、および株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する際の会計処理が含まれる。当該修正は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第2号の明確化による影響の評価を行っている。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

IFRS第9号 金融商品

2014年7月、IASBIは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号は、金融資産の企業による分類および測定方法について新たな要件を導入し、公正価値で測定するものとして指定された発行債務の負債に関する「自己の信用」の報告に対する変更を要求し、金融資産の減損に関する現在の規則を置き換え、ヘッジ会計の要件を修正している。当該基準はまた、企業に対して、より有用かつ関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するよう求めている。IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当該基準は、EUの承認を受けている。2016年12月31日のデータおよび後述のIFRS第9号の現在の適用状況に基づき、当行グループは、IFRS第9号の適用により全体として、当行グループの株主持分合計が税引前で約10億ユーロ減少することになると見積っている。この減少は、主にIFRS第9号の減損に係る要件によるものである。

導入プログラム

当行グループは、一元管理されたIFRS第9号プログラムを有している。これは当行グループの最高財務責任者が後援するプログラムで、手法、データ・ソーシングおよびモデリング、IT処理ならびに報告に関する専門家を含んでいる。当行グループがこれまでに行った作業には、IFRS第9号の分類および測定要件により影響を受ける金融商品の母集団の評価と、予想信用損失引当金の計算をサポートするための減損手法の策定が含まれる。具体的には、2016年度において当行グループは、信用リスクの著しい増加を評価し、マクロ経済要因を含む将来的な情報を組み込み（2017年度実施予定）、必要となるITシステムおよびプロセス・アーキテクチャを備えるための手法を策定した。手続を確実に整え、必要となる新規データの質をさらに高めるため、当行グループは2017年度に並行運用の実施を予定している。

当該プログラムの導入に係る全体的なガバナンスは、IFRS第9号運営委員会を通じて実施され、財務部、リスク部およびIT部からの代表を含む。当行グループの内部統制制度の一環として、IFRS第9号に関する当行グループ全体のガイダンスおよび研修が全事業および職務を対象に実施される。当行グループは、重要な新規プロセスおよび判断を要する重要な分野に適切な検証と統制が確実に整備されるよう、現行のガバナンスの枠組みの拡充を図っている。予想信用損失の計算プロセスに関するガバナンスは、リスクと財務の部門に分かれている。

金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、事業体のビジネス・モデルおよび金融商品の契約上のキャッシュ・フローが、財務諸表上のその分類および測定を決定することを要求している。当初認識時に、各金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定（以下「FVTPL」という。）、償却原価、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（以下「FVOCI」という。）のいずれかとして分類される。IFRS第9号に基づく要件は既存のIAS第39号の規則に基づく評価と異なることから、IAS第39号に基づく金融資産の分類および測定と一部異なることが予想される。金融負債の分類および測定は、IFRS第9号に基づいても現在の要件からほとんど変更はない。

2016年度において、IFRS第9号適用の結果起こり得る分類および測定の変更について判断するため、当行グループは当初のビジネス・モデルを決定し、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴の評価を行った。これまでに実施した分析の結果、当行グループは、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値のいずれかで測定されると予想される金融資産の母集団を識別した。これらにはIFRS第9号の減損規則が適用されることとなる。しかし、IFRS第9号の分類および測定が当行グループに及ぼす実際の影響は主に、発効日時点で存在するビジネス・モデルおよび金融資産の手許有高に左右される。そのため、当行グループは、事業戦略および金融資産の構成の変更を考慮して、2017年度中に当行グループの分析をロール・フォワードする予定である。

発行債務の負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、事業体の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に認識されるようになる。当該基準はまた、当グループがIFRS第9号の全面適用前に、事業体の信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益に早期に表示する選択を認めている。当行グループはこの要件を早期適用していない。

金融資産の減損

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価で測定される、またはFVOCIの金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメント（本注記では総称して「金融資産」という。）に適用される。

減損損失および引当金の決定は、IAS第39号に定義された損失事象が発生した時に信用損失を認識する発生信用損失モデルから、IFRS第9号に準拠しその時点で予想される潜在的な信用損失に基づき金融資産の当初認識時（または当行グループがローン・コミットメントもしくは金融保証の当事者になった日）に引当金を計上するIFRS第9号の予想信用損失モデルに移行する。現在、当行グループはまず、個別に重要な貸出金について減損の客観的な証拠が存在するか否かを個別に評価している。その後、個別には重要性のない貸出金および重要ではあるが個別の評価では客観的な減損の証拠が得られなかった貸出金を集的に評価している。

IFRS第9号に準拠し、組成または購入された金融資産に関して、報告日現在の信用リスクが当初認識時以降に増加していない場合、当行グループは12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する（第1段階）。この金額は今後12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行による予想信用損失を表す。第1段階の金融資産について、利息収益はその帳簿価額総額に対して計算される。

IFRS第9号は、信用リスクの著しく増加したとみなされる金融資産（第2段階）および報告日現在で信用が減損している金融資産（第3段階）について、残存期間にわたり予想される信用損失（残存期間予想損失）の認識を求めている。残存期間にわたり予想される信用損失とは、金融商品の予想される残存期間に起こり得るすべての債務不履行事象を指す。当行グループは、既存のリスク管理指標（監視リストおよび条件緩和のトリガーなど）や信用格付の変更を活用し、金融資産の信用リスクが著しく増加しているか否かを当行グループが識別できる合理的かつ裏付け可能な情報を考慮する。このプロセスにはマクロ経済要因を含む将来的な情報の考慮が含まれる。さらに、金融資産は支払期限から30日経過すると第2段階に移される。第2段階の金融資産について、利息収益はその帳簿価額総額に対して計算される。

第3段階に振替えられた、信用が減損した金融資産の主な定義として、当行グループはCRR第178条に規定された債務不履行の定義を適用する。これらの金融資産に限り、利息収益はその純帳簿価額に対して計算される。IFRS第9号に基づく予想信用損失の測定では、マクロ経済要因を含む将来的な情報を考慮しなければならない。

IFRS第9号は、個別に重要な金融商品と個別には重要性のない金融商品とを区別していない。そのため、当行グループは個別の取引ごとに信用損失引当金を評価することとした。同様に、第1、第2、第3段階の間の金融資産の振替の評価も、個別の取引ごとに行われることとなる。IAS第39号に基づく現行の減損アプローチの詳細については、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

当行グループは、予想信用損失の測定に、デフォルト確率（以下「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）およびデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）の3つの主要構成要素を使用する。そのため当行グループは、取引に関して規制の枠組みおよびリスク管理の実務における既存のパラメータを可能な限り活用する。IFRS第9号を適用する上で、信用損失引当金は様々な重要な特性の影響を受ける。この中には債務不履行時の予想残高や関連する償却の内訳、金融資産の予想残存期間が含まれるが、これらに限定されない。その結果、第2段階の金融資産の信用損失引当金は、予想残存期間または予想EADに伴い増加することとなる。将来の経済状況の予測を予想信用損失の測定に組み込むことにより、各段階の信用損失引当金への追加的影響が生じる。予想信用損失の残存期間を測定するため、当行グループの計算には、経済予測を反映した移行マトリックスから、対応する残存期間のPDを算出することが含まれる。金融資産の信用が減損しているか否か、また、それにより第3段階に分類すべきか否かを判断するには、予想将来キャッシュ・フローに不利な影響をもたらす事象が一つ以上識別されなければならない。

IFRS第9号の結果、信用損失引当金はドイツ銀行リサーチが提供する将来のマクロ経済のシナリオを考慮に入れた、合理的かつ裏付け可能な将来的な情報に基づくものとなるため、主観性が高まることとなる。これらのマクロ経済のシナリオは継続的に監視される。また、当行グループの予想信用損失の計算に使用される他に、この情報は当行グループの資本計画およびストレステスト実施の基本となる。ドイツ銀行リサーチが提供するこの情報は、当行グループのストレステストの基盤にIFRS第9号の要件に沿った適切な修正を加えたものを利用して、起こり得る将来のシナリオを作成するために利用される。当行グループは、資本予測とストレステストのプロセスによる相乗効果の分析を進めている。IFRS第9号の継続適用による移行の影響と効果は、当行グループの2018年度以降の資本計画に反映されている。マクロ経済要因と例外的な要因を考慮した調整を含む将来的な情報の通常の利用は、ガバナンスの枠組みにより監視される。

上述のとおり、IFRS第9号は、全体的な信用損失引当金の水準上昇をもたらすと見込まれている。この予想される上昇は、当初認識時以降信用リスクが著しく増加していない金融商品に係る今後12ヶ月間の予想信用損失に相当する引当金を計上するという要件と、残存期間の予想損失を適用しなければならない金融資産の母集団の方が大きいことによるものである。

ヘッジ会計

また、IFRS第9号は、ヘッジ会計とリスク管理実務を整合させることを目的とした新たなヘッジ会計の規則を組み込んでい
る。全般的に、現在の規則に基づく一部の制限が削除され、より多くの種類のヘッジ手段およびヘッジ対象項目にヘッジ会計
が利用可能となる。

IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

2014年5月、IASBIは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。当該基準は、収益を認識する方法および時期
について規定しているが、IAS第39号 / IFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。IFRS
第15号は、IFRSの下で収益認識を現在規定する他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約
に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。当該基準はまた、より有益で目的適合性の
ある開示を財務諸表の利用者に提供するように企業に要求している。IFRS第15号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用さ
れる。IFRS第15号が当行グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはない。当該基準は、EUの承認を受けている。

IFRS第16号 リース

2016年1月、IASBIはIFRS第16号「リース」を公表した。これは、単一の借手の会計モデルを導入し、基礎となる資産の価値が
低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めるものである。借
手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められ
る。貸手の現行の会計処理に対する変更は、軽微なものに留まる。当該基準はまた企業に対して、より有益で関連性の高い開
示を財務諸表の利用者に提供するように要求している。IFRS第16号は2019年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グ
ループは現在、IFRS第16号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの承認をまだ受けていない。

03 -

取得および処分

2016年度、2015年度および2014年度に完了した企業結合

2016年度、2015年度および2014年度において、当行グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

支配を維持する非支配持分の取得および処分

2016年度および2015年度中に、当行グループは、関連する子会社に対して支配を維持する非支配持分の取得および処分は行わなかった。

ポストバンク

2012年度にドイチェ・ポストバンクAG（以下「ポストバンク」という。）と支配の取決めに締結した際に、少数株主がポストバンク株式の所有に伴うリスクおよび経済価値を得られなくなったため、ドイツ銀行はポストバンクに対する残りの非支配持分248百万ユーロについて当行グループの資本合計における認識を中止した。2014年12月31日までに、この支配の取決めに基き、合計約0.5百万株のポストバンク株式（ポストバンクの発行済株式合計の約0.22%に相当）が少数株主からドイツ銀行に譲渡されたため、この時点で当行グループの直接株式保有割合は94.1%に増加した。

2015年4月22日に、ドイツ銀行はポストバンク株式を追加で5.9百万株（2.7%）購入する契約に署名し、これにより当行グループの保有持分は94.1%から96.8%に増加することとなった。全体として、当該取引により約92百万ユーロの税引前損失が2015年度第2四半期におけるC&Aに計上された。2015年4月27日、ドイツ銀行は、ドイツ株式会社法第327a条以下に従い少数株主をスクイズアウトする準備を整えるようポストバンクに要求した。2015年7月7日のポストバンクに対するスクイズアウト要求では、現金対価はポストバンク株式1株当たり35.05ユーロとされていた。2015年8月28日に開催されたポストバンクの年次株主総会においてスクイズアウトが承認された後、69百万ユーロの税引前損失が2015年度第3四半期におけるC&Aに計上された。ケルン高等裁判所での認可手続を経て、2015年12月21日にスクイズアウトが商業登録された。2015年12月30日に決済をもって、ドイツ銀行はポストバンク株式の残りの3.2%を245百万ユーロの対価合計で取得し、これによりポストバンク株式の100%を直接および間接的に保有している。

ポストバンク株式は、2015年12月21日から2016年1月13日の間にすべての証券取引所において上場廃止となった。

処分

2016年度、2015年度および2014年度中に、当行グループはいくつかの子会社/事業の処分を完了した。これらの処分には主に、2016年度に処分されたAbbey LifeおよびMaher Terminals (Port Elizabeth)の事業（詳細については、注記27「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。）など、当行グループが以前に売却目的保有として分類していた事業が含まれていた。2016年度、2015年度および2014年度においてこれらの処分に対して受け取った現金対価総額は、それぞれ20億ユーロ、555百万ユーロおよび19億ユーロであった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
現金および現金同等物	0	0	0
残りの全資産	14,858	443	8,346
処分資産合計	14,858	443	8,346
処分負債合計	12,250	52	6,602

事業セグメントおよび関連情報

当行グループのセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高業務意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、セグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

2014年度第1四半期から、純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、グローバル・マーケッツの米国非課税有価証券につき、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示の変更により、2016年度通年のグローバル・マーケッツの純利息収益が126.4百万ユーロ増加した（2015年度通年は122.8百万ユーロ、2014年度通年は65.4百万ユーロ）。この増加は、C&Aにおける戻入を通じて、グループ連結の数値において相殺されている。大部分の米国非課税有価証券に関して完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した税率は、35%である。中核業務と非中核業務の管理におけるアプローチの違いから、NCOUが保有する米国非課税有価証券は、完全な課税対象ベースでは表示されていない。

事業セグメント

当行グループのセグメント報告は、内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。組織体制の変更による修正再表示は、概して、当行グループの経営管理報告システムにおいて考慮された場合に、前期の比較数値の表示に反映された。

2016年度以降、当行グループが2015年10月に当初発表した目標に従い、当行グループの事業運営は以下のセグメントに基づき組織されている。

- グローバル・マーケッツ（以下「GM」という。）
- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（以下「CIB」という。）
- プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアンツ（以下「PW&CC」という。）
- ドイツェ・アセット・マネジメント（以下「Deutsche AM」という。）
- ポストバンク（以下「PB」という。）
- 非中核事業部門（以下「NCOU」という。）

2016年度における主な変更の概要は以下のとおりである。

グローバル・マーケッツ（以下「GM」という。） - 2016年度第1四半期より、GMには、当行グループの旧コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（以下「CB&S」という。）セグメントのセールス/トレーディング関連業務が含まれている。過年度においてCB&Sの「貸出金商品」に含まれていた特定の融資業務に関連する収益は「セールス/トレーディング - 債券およびその他の商品」に含まれる。過年度において「セールス/トレーディング」に計上されていた信用評価調整（CVA）RWAに係るRWAの削減、調達評価調整（FVA）および特定のCVAの計算方法の見直しに関連する時価評価による利得/損失は「その他」に含まれることになった。債務評価調整（DVA）は、引き続き「その他」に含まれる。このカテゴリーは、顧客カバレッジおよび商品分布により生じた、当行グループのコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（以下「CIB」という。）セグメントからの振替および当該セグメントへの振替も含んでいる。また、2016年度第2四半期において、Deutsche AMからGMへの事業の振替により、IFRSに従って、相対的価値に基づきのれんを再配分した。その後の減損の見直しにより、グローバル・マーケッツでは285百万ユーロの減損損失が発生した。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（以下「CIB」という。） - 2016年度第1四半期より、CIBは、当行グループの旧コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（以下「CB&S」という。）のコーポレート・ファイナンス事業の構成要素とグローバル・トランザクション・バンキング（以下「GTB」という。）の事業を併合した。顧客カバレッジおよび商品分布に関連する当行グループのグローバル・マーケッツ・セグメントからの振替および当該セグメントへの振替は、「貸出金商品およびその他」に含まれることになった。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアンツ（以下「PW&CC」という。） - PW&CCセグメントでは、2016年度第1四半期において、過年度には個人顧客および中堅企業（以下「PBC」という。）セグメントに含まれていたドイツ国内およびドイツ国外のプライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ（以下「PCC」という。）事業と、過年度にはドイツェ・アセット&ウェルス・マネジメント（以下「DeAWM」という。）に含まれていたウェルス・マネジメント（以下「WM」という。）業務が併合された。華夏銀行からの収益は、当行グループが2015年10月に当初発表した目標の一環としての当該投資の売却を反映するため、PW&CC内で別個に表示されている。

ドイツェ・アセット・マネジメント（以下「Deutsche AM」という。） - 2016年度第1四半期より、Deutsche AMには、旧DeAWMセグメントに含まれていたアセット・マネジメント業務が含まれるようになり、個人顧客にサービスを提供する金融機関および仲介業者への投資ソリューション提供に重点を置くようになった。2016年度第2四半期には、IFRSに従い、GMへの事業の振替によって、Deutsche AMからGMへの相対的価値に基づくのれんの再配分が生じた。

ポストバンク（以下「PB」という。） - 当行グループが2015年10月に当初発表した目標において説明されているとおり、予定されている非連結化を反映するため、PBは2016年度第1四半期より、別個のセグメントとして表示されている。当セグメントは、中核的構成要素と、過年度において当行グループのNCOUセグメントに計上されていたポストバンクの非中核的構成要素の両方を結合している。ポストバンク・セグメントにおける計上数値は、連結に関する影響および購入価格の配分項目による影響を受け、ポストバンク単独の報告から乖離している。

非中核事業部門（以下「NCOU」という。） - 当行グループの旧体制からの重要な変更として、2016年度第1四半期より、当行グループのNCOUセグメントには、ポストバンクに関連する前述の非中核的構成要素が含まれなくなった。

当行グループの2015年度業績におけるCB&SおよびPBCに関連するのれんの減損損失は、2015年度第3四半期における減損前のこれらの事業単位に関連するのれん残高に基づき、新セグメントであるグローバル・マーケティング/コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングおよびPW&CC/ポストバンクにそれぞれ配分されている。

過年度において当行グループの事業セグメントに含まれていた特定の流動性管理業務は、トレジャリーによって一元管理されているため、2016年度第1四半期より連結および調整に移管され、配賦されることにより当行グループの事業セグメントに反映されている。2016年度第2四半期において、日本を除くアジアのリクイディティ・ポートフォリオ事業はグローバル・マーケティングからトレジャリーに移管された。

セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）を要求している。当該調整は、「取締役会報告書：経営および財務の概況：ドイツ銀行グループ：コーポレート部門：連結および調整」に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により定期的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。当行グループの内部経営管理報告では、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間残高が含まれていない。

当行グループの経営管理報告においてIFRSに準拠しない会計処理方法が使用されるのはまれであり、その場合、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、（例えば当行グループのGMおよびPW&CCにおける財務勘定の一定の金融商品に関して）経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（主にGM）のに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用リスク引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（C&Aで戻入）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当行グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその営業活動は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。

経営管理報告システムは、各事業セグメントの活動により使用される、または提供される資金の価値に従い、当行グループ外部からの純利息収益を配分し、当行グループがホールセール市場において利用可能な資金調達価格を参照して移転価格を設定している。さらに、自己株式による資金調達を行っている競合他社との比較可能性を保つため、当行グループは、各事業セグメントの平均株主資本の割合に応じて、当行グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益を配分している。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の測定尺度が各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当行グループは、投資家およびアナリストが、当行グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当行グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの測定尺度を開示している。これらの測定尺度は、以下の項目を含んでいる。

平均株主資本 - 平均株主資本は、期首および期末におけるIFRSに基づく株主資本合計の平均として算出される。配分される平均株主資本の合計金額は、当行グループ全体の経済的リスク・エクスポージャーと所要規制自己資本のいずれか高い方を基に決定される。2016年度より、当行グループは、資本の配分を精緻化し、事業セグメントへの配分を平均アクティブ資本ではなく平均株主資本に変更した。新手法のもとで、のれんおよびその他の無形資産に対して保有する資本はより包括的に配分され、配分される有形株主資本の算定に公表済の利益目標が反映されるようになった。当行グループ全体の経済的リスク・エクスポージャーの要件は、DBグループのリスク選好フレームワークにおいて定義されている「正常」状態である当行グループの内部適正自己資本の閾値によって決定される。2016年1月より、所要規制自己資本は外部に公表された当行グループの目標値、すなわちグループ・レベルでの普通株式等Tier 1資本比率目標を12.5%（2015年6月より前は10%、2015年6月以降は11%）、レバレッジ比率目標を4.5%（2015年6月より前は3.5%、2015年6月以降は5%）とし、CRR/CRD 4規則の完全実施を仮定して算出されている。当行グループが普通株式等Tier 1資本比率とレバレッジ比率の目標を超えた場合、超過した平均株主資本はC&Aに割り当てられる。平均株主資本の事業セグメントへの配分は、上記の両目標への貢献を反映している。2014年12月におけるセグメントの平均株主資本は、同期間の現在価格を表している。各セグメントの現在価格とグループの平均金額の差額は、C&Aに計上されている。

セグメント別の経営成績

事業セグメントの業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）については、「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：セグメント別の経営成績」を参照のこと。

全社的開示

当行グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、過度なIT投資を要し、また、当行のマネジメント・アプローチに合致しない。当行グループの純収益の構成要素の詳細については、「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

以下の表は、2016年、2015年および2014年12月31日終了年度における地域別の純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前）を示している。GM、CIB、PW&CC、AM、PBおよびNCOUについて示された情報は、主に収益が計上される当行グループの事務所の所在地に基づき分類されている。C&Aに関する情報は、C&Aの管理責任が本部にあるため、全世界レベルでのみ表示されている。

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
ドイツ：			
グローバル・マーケッツ	533	444	538
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	1,391	1,498	1,595
プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント	4,198	4,162	4,513
ドイチェ・アセット・マネジメント	888	963	906
ポストバンク	3,366	3,113	3,259
非中核事業部門	221	105	132
ドイツ合計	10,597	10,284	10,942
英国：			
グローバル・マーケッツ	3,411	4,114	2,739
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	888	1,192	998
プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント	83	77	76
ドイチェ・アセット・マネジメント	836	748	679
ポストバンク	0	-0	-0
非中核事業部門	-322	-73	8
英国合計	4,896	6,059	4,498

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ：			
グローバル・マーケッツ	261	305	550
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	1,278	1,337	1,275
プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント	2,360	2,110	2,317
ドイチェ・アセット・マネジメント	502	407	351
ポストバンク	0	0	0
非中核事業部門	23	9	2
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ合計	4,425	4,167	4,494
アメリカ（主に米国）：			
グローバル・マーケッツ	3,140	3,526	4,176
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	2,803	2,696	2,565
プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント	624	691	588
ドイチェ・アセット・マネジメント	578	727	538
ポストバンク	0	0	-21
非中核事業部門	-305	754	345
アメリカ合計	6,840	8,394	8,192
アジア／太平洋：			
グローバル・マーケッツ	1,945	2,469	2,067
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	1,122	1,323	1,234
プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント	451	469	375
ドイチェ・アセット・マネジメント	216	176	169
ポストバンク	0	-0	0
非中核事業部門	1	-0	2
アジア／太平洋合計	3,736	4,436	3,847
連結および調整	-479	184	-26
連結純収益 ¹	30,014	33,525	31,949

1 連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）からなっている。収益は、当行グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に帰属させている。当行グループの帳簿上の取引場所は、顧客の本社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結したか促進した当行グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当行グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。

連結損益計算書に対する注記

05 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純利得（損失）

純利息収益

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
利息および類似収益：			
利付銀行預け金	684	499	683
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	359	377	408
売却可能金融資産に係る利息収益	1,313	1,292	1,341
売却可能金融資産に係る配当収益	205	300	97
貸出金	12,311	12,219	11,820
満期保有証券に係る利息収益	67	0	0
その他	1,417	783	848
純損益を通じて公正価値で測定しない利息および類似収益合計	16,357	15,470	15,196
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,279	10,496	9,805
利息および類似収益合計	25,636	25,967	25,001
利息費用：			
利付預金	2,583	2,764	3,210
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	255	153	160
その他の短期借入金	179	229	214
長期債務	1,759	1,480	1,882
信託優先証券	437	568	785
その他	1,083	357	214
純損益を通じて公正価値で測定しない利息費用合計	6,295	5,552	6,465
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4,634	4,534	4,264
利息費用合計	10,929	10,086	10,729
純利息収益	14,707	15,881	14,272

2016年、2015年および2014年12月31日終了年度において、減損した金融資産に関して計上した利息収益は、それぞれ63百万ユーロ、67百万ユーロおよび94百万ユーロであった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
トレーディング収益：			
セールス・アンド・トレーディング (エクイティ)	608	542	2,125
セールス・アンド・トレーディング(債券および その他の商品)	3,462	4,108	3,203
セールス・アンド・トレーディング合計	4,071	4,649	5,329
その他のトレーディング収益	-3,524	-775	-922
トレーディング収益合計	547	3,874	4,407
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定され た金融資産/負債に係る純利得(損失)：			
金融資産/負債の種類別内訳：			
売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価 証券	-3	3	-15
借入有価証券および貸付有価証券	1	0	0
貸出金および貸出コミットメント	-109	-453	-20
預金	-28	0	-1
長期債務 ¹	303	761	-538
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定され たその他の金融資産/負債	691	-344	467
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定され た金融資産/負債に係る純利得(損失)合計	854	-32	-108
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係 る純利得(損失)合計	1,401	3,842	4,299

¹ 2016年、2015年および2014年12月31日終了年度において、証券化ストラクチャーによるものがそれぞれ0百万ユーロ、マイナス0.5百万ユーロおよび48百万ユーロ含まれている。2016年、2015年および2014年12月31日終了年度において、関連する金融商品の公正価値の変動0百万ユーロ、0.8百万ユーロおよびマイナス315百万ユーロが、それぞれトレーディング収益に報告されている。かかる利得および損失合計額は、これら連結対象の証券化ストラクチャーの損失に対する当行グループの持分を表している。

合算ベースの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失)

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
純利息収益	14,707	15,881	14,272
トレーディング収益 ¹	547	3,874	4,407
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)	854	-32	-108
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	1,401	3,842	4,299
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) 合計	16,108	19,723	18,570
セールス・アンド・トレーディング (エクイティ)	1,979	2,887	2,639
セールス・アンド・トレーディング (債券およびその他の商品)	7,452	8,215	7,328
セールス・アンド・トレーディング合計	9,431	11,102	9,967
その他	-204	-360	-785
グローバル・マーケット	9,227	10,742	9,182
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	2,090	2,215	1,969
プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアーツ	3,877	3,862	3,973
ドイチェ・アセット・マネジメント	364	255	398
ポストバンク	2,175	2,316	2,165
非中核事業部門	-1,261	-353	-310
連結および調整	-363	685	1,193
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) 合計	16,108	19,723	18,570

1 トレーディング収益にはヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブによる利得および損失が含まれる。

当行グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益 (すなわち、クーポンおよび配当収益) ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益と純利得 (損失) のいずれかの区分に期ごとに計上することができる。上記の表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) を業務部門別に、またグローバル・マーケットについては商品別にまとめたものである。

06 -

手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
手数料およびフィーの収益および費用：			
手数料およびフィー収益	14,999	16,412	15,746
手数料およびフィー費用	3,255	3,647	3,337
純手数料およびフィー収益	11,744	12,765	12,409

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
純手数料およびフィー収益：			
信託業務による純手数料およびフィー	4,287	4,480	3,745
有価証券業務による純手数料およびフィー	3,305	4,134	4,033
その他の顧客サービスによる純フィー	4,152	4,151	4,632
純手数料およびフィー収益	11,744	12,765	12,409

07 -

売却可能金融資産に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
売却可能金融資産に係る純利得（損失）：			
負債証券に係る純利得（損失）：	229	48	153
処分による純利得（損失）	230	58	144
減損	-1	-10	9
持分証券に係る純利得（損失）：	79	104	109
処分／再測定による純利得（損失）	96	156	121
減損	-17	-52	-12
貸出金に係る純利得（損失）：	6	52	-9
処分による純利得（損失）	21	83	16
減損	-15	-31	-25
減損の戻入	0	0	0
その他の資本持分に係る純利得（損失）：	339	1	-12
処分による純利得（損失）	348	14	9
減損	-9	-13	-21
売却可能金融資産に係る純利得（損失）合計	653	203	242

本報告書の注記16「売却可能金融資産」もあわせて参照のこと。

08 -

その他の収益

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
その他の収益：			
投資不動産による純収益	31	40	57
投資不動産の処分に係る純利得（損失）	-45	-18	5
連結子会社の処分に係る純利得（損失）	-3	-24	18
貸出金の処分に係る純利得（損失）	-128	237	-2
保険料 ¹	89	108	141
ヘッジ会計に適切なヘッジ関係による純利得（損失）	-370	-910	-1,349
連結対象の投資	362	470	949
その他 ²	1,118	763	290
その他の収益（損失）合計	1,053	669	108

1 支払再保険料控除後である。増減は主にAbbey Life Assurance Company Limitedにより生じている。

2 2016年、2015年および2014年12月31日終了年度において、売却目的保有の非流動資産および処分グループに関連する純利得を、それぞれ744百万ユーロ、237百万ユーロおよび111百万ユーロ含んでいる。

09 -

一般管理費

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
一般管理費：			
IT関連費用	3,872	3,664	3,333
不動産関連費および設備費	1,972	1,944	1,978
専門的サービス報酬	2,305	2,283	2,029
通信およびデータ・サービス	761	807	725
旅費および交際費	450	505	521
バンキングおよびトランザクション費用	664	598	660
マーケティング費用	285	294	293
連結対象の投資	334	406	811
その他の費用 ¹	4,812	8,129	4,305
一般管理費合計	15,454	18,632	14,654

1 2016年度に24億ユーロ、2015年度に52億ユーロおよび2014年度に16億ユーロの訴訟関連費用を含む。訴訟に関する詳細は、注記30「引当金」を参照のこと。

10 -

再構築

再構築は、2015年10月に当初発表された目標の一部を成している。当プログラムは、インベストメント・バンキングの再配置、リテール業務の再編、地域展開の合理化および事業モデルの転換の取り組みを含んでおり、2018年までに純額で10億ユーロから15億ユーロの費用削減を達成することを目標としている。

再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の前倒しを補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
グローバル・マーケット	-127	-89	-92
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	-165	-39	-29
プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント	-141	-585	-9
ドイチェ・アセット・マネジメント	-47	2	3
非中核事業部門	-4	1	-4
連結および調整	0	0	-1
再構築費用純額合計	-484	-710	-133

2016年度の再構築費用の大部分は各事業部門に配分される管理部門に関連するものであるが、再構築プログラムにより影響を受ける管理部門の従業員については下表において別個に表示されている。

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
再構築 - 従業員関連	-491	-663	-124
このうち：			
解雇給付	-432	-602	-94
繰延報酬の前倒し償却	-54	-61	-29
社会保障	-5	-0	-1
再構築 - 従業員関連以外	7	-46	-9
再構築費用純額合計	-484	-710	-133

2016年12月31日および2015年12月31日現在の再構築引当金は、それぞれ741百万ユーロおよび651百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、今後2年の間に使用される予定である。

2016年度において、当行グループの再構築プログラムを通じて1,451名の正規職員が削減された（2015年度：662名）。

正規職員換算	2016年度	2015年度
グローバル・マーケッツ	162	134
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	194	103
プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント	453	141
ドイチェ・アセット・マネジメント	101	22
非中核事業部門	0	1
管理部門/リージョナル・マネジメント	541	261
正規職員数合計	1,451	662

11 -

1株当たり利益

基本的1株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約の下で取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後1株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれる。

基本的小および希薄化後1株当たり利益の計算

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 基本的1株当たり利益計算上の分子 ¹	-1,678	-7,022	1,663
希薄化証券の影響：			
先渡契約およびオプション	0	0	0
転換社債	0	0	0
転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 希薄化後1株当たり利益計算上の分子 ¹	-1,678	-7,022	1,663
株式数（単位：百万株）			
加重平均社外流通株式数 - 基本的1株当たり利益計算上の分母	1,388.1	1,387.9	1,241.9
希薄化証券の影響：			
先渡契約	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.0	0.0	0.0
繰延株式	0.0	0.0	27.6
その他（トレーディング・オプションを含む）	0.0	0.0	0.0
希薄化性潜在的普通株式	0.0	0.0	27.6
転換想定後の修正加重平均株式数 - 希薄化後1株当たり利益計算上の分母	1,388.1	1,387.9	1,269.5

¹ 2016年4月および2015年4月にその他Tier 1ノートに対して支払われたクーポンについて、利益に対する276百万ユーロおよび228百万ユーロ（税引後）の調整が行われた。

1株当たり利益

単位：ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
基本的1株当たり利益	-1.21	-5.06	1.34
希薄化後1株当たり利益	-1.21	-5.06	1.31

2014年6月25日、ドイツ銀行AGは、新株予約権による増資を完了した。新株の発行価格が既存株式の市場価格を下回っていたため、当増資には無償部分が含まれた。IAS第33号によると、無償部分は、資産の完全な比例的変動を伴わない、増資前のすべての期間における社外流通株式数の計算上の変動による結果である。その結果、加重平均社外流通株式数は遡及的に調整されている。

2016年度および2015年度は純損失の状態であるため、希薄化性潜在的株式は、通常は1株当たり利益の計算に考慮されない。これは、考慮することにより逆希薄化となり、1株当たり純損失の額を引き下げることになるためである。

社外流通または未決済であるが、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった金融商品¹

株式数（単位：百万株）	2016年度	2015年度	2014年度
売建コール・オプション	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.0	0.0	0.1
繰延株式	69.6	52.5	0.0

1 逆希薄化となるため、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった。

連結貸借対照表に対する注記

12 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	156,926	179,256
その他のトレーディング資産 ¹	14,117	16,779
トレーディング資産合計	171,044	196,035
デリバティブ金融商品のプラスの時価	485,150	515,594
トレーディング目的保有として分類された金融資産合計	656,194	711,630
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
売戻条件付買入有価証券	47,404	51,073
借入有価証券	21,136	21,489
貸出金	7,505	12,451
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	11,541	24,240
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	87,587	109,253
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	743,781	820,883

¹ 2016年および2015年12月31日現在、それぞれ132億ユーロおよび155億ユーロのトレーディング可能債権が含まれている。

単位：百万ユーロ	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	56,592	51,326
その他のトレーディング負債	437	977
トレーディング負債合計	57,029	52,303
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	463,858	494,076
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	520,887	546,380
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券	50,397	31,637
貸出コミットメント	40	79
長期債務	6,473	8,710
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	3,582	4,425
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	60,492	44,852
投資契約負債 ¹	592	8,522
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	581,971	599,754

¹ これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細は注記42「保険および投資契約」を参照。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

当行グループは、様々な貸出関係を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定している。貸出枠は、引き出された貸出資産および未利用の取消不能貸出コミットメントから構成される。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーはその公正価値である。引き出された貸出金（売戻条件付買入有価証券および借入有価証券を含む。）に係る信用リスクに対する当行グループの最大エクスポージャーは、2016年および2015年12月31日現在それぞれ760億ユーロおよび850億ユーロであった。信用リスクに対するエクスポージャーは、未利用の取消不能貸出コミットメントについても存在し、主に相手先の信用リスクである。

公正価値オプションに基づき指定された売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に係る信用リスクは、担保を保有することで軽減されている。これらの金融商品の評価は、受け取った担保の形態による信用補完を考慮している。このため、当期においても累積的にも、これらの金融商品に係る相手先の信用リスクの変動に起因する重要な変動はない。

相手先の信用リスク²の変動に起因する貸出金¹および貸出コミットメントの公正価値の変動

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	貸出金	貸出コミットメント	貸出金	貸出コミットメント
信用リスクにさらされる貸出金および貸出コミットメントの名目金額	3,604	3,357	4,455	8,604
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	9	45	-0	-46
公正価値の累積的変動 ³	9	37	9	29
信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額	358	4,997	257	4,203
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	-1	-3	-2	1
公正価値の累積的変動 ³	-2	-6	-4	-154

1 貸出金が過剰に担保されている場合、相手先の信用リスクの変動による貸出金の当期または累積の評価に重要な変動は生じない。

2 マーケット・リスクに関連する公正価値の影響額を除いた評価モデルを使用して決定されている。

3 変動額は報告日に保有されていた貸出金および貸出コミットメントに起因するものであり、これらは過年度に保有していたものと異なる場合がある。基礎となる母集団の差異を反映させるための前年度の調整は行われていない。

当行グループの信用リスク¹の変動に起因する金融負債の公正価値の変動

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在 ²
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	-73	-78
公正価値の累積的変動	11	71

1 金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいる。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当行グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク（ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。）に関連するためである。

金融負債¹の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
未利用の貸出コミットメントを含む ²	8,396	10,513
未利用の貸出コミットメントを除く	2,779	2,203

1 当行グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。

2 未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは融資枠をすべて利用するものと仮定している。

IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2008年10月に公表されたIAS第39号およびIFRS第7号の修正により、2008年度下半期および2009年度第1四半期において、一定の金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産から貸出金に分類変更された。2009年度第1四半期より後には分類変更は行われていない。

当行グループは、分類変更日現在で、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと、その意思および能力に明確な変更のあった、当該修正に基づく適格な資産を識別した。当該分類変更は、分類変更日現在の資産の公正価値で行われた。

分類変更された金融資産

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	貸出金に分類変更されたト レーディング資産	貸出金に分類変更された売 却可能金融資産
分類変更日現在における帳簿価額	26.6	11.4
その他の包括利益累計額内の未実現公正価値 損失	0.0	-1.1
分類変更日現在における実効金利：		
範囲の上限	13.1%	9.9%
範囲の下限	2.8%	3.9%
分類変更日現在における回収可能見込みのキャッシュ・フ ロー	39.6	17.6

2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産種類別の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸出金に分類変更されたトレーディング資産：				
証券化資産	340	260	1,382	1,346
負債証券	0	0	396	405
貸出金	174	154	916	857
貸出金に分類変更されたトレーディング資産合計	514	414	2,695	2,608
貸出金に分類変更された売却可能金融資産：				
証券化資産	105	105	1,540	1,470
負債証券	0	0	168	179
貸出金に分類変更された売却可能金融資産合計	105	105	1,708	1,648
貸出金に分類変更された金融資産合計	619 ¹	519	4,403	4,256

1 上記の表で示した分類変更された資産の帳簿価額に対して、金利リスクに関する有効な公正価値ヘッジ会計による帳簿価額への影響が存在している。この影響により、2016年12月31日および2015年12月31日現在の帳簿価額が、それぞれ0百万ユーロ増加および3百万ユーロ減少している。

2016年12月31日まで、すべての分類変更された資産はNCOUにより管理され、当該ポートフォリオにわたる処分の決定は、リスク圧縮の決定権限に従いNCOUにより行われていた。2016年12月31日終了年度において、当行グループは帳簿価額34億ユーロの分類変更された資産を売却し、その結果、ポジション売却による純損失154百万ユーロが発生した。

売却に加えて、以前トレーディング資産に分類されていた資産の帳簿価額は、償還額29百万ユーロにより減少した。以前売却可能に分類されていた資産の帳簿価額の減少には、償還額428百万ユーロが含まれている。

当該分類変更が行われなかったと仮定した場合に、純損益に認識されていたであろう未実現公正価値利得（損失）、およびその他の包括利益に認識されていたであろう純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
分類変更されたトレーディング資産に係る未実現公正価値利得（損失）（信用リスク引当金繰入額控除前）	0	141	342
分類変更された減損の生じた売却可能金融資産に係る減損（損失）/戻入	0	12	-6
分類変更された減損の生じていない売却可能金融資産に係る追加の未実現公正価値利得（損失）を表す、その他の包括利益に認識された純利得（損失）	1	-32	137

すべての分類変更された資産が、損益計算書の税引前利益に寄与した金額

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
利息収益	45	127	161
信用リスク引当金繰入額	-74	28	-40
その他の収益 ¹	-4	199	5
分類変更されたトレーディング資産に係る税引前利益	-33	353	126
利息収益	7	54	97
信用リスク引当金繰入額	34	16	-13
その他の収益 ¹	-150	72	0
分類変更された売却可能金融資産に係る税引前利益	-110	142	84

¹ 分類変更された資産の売却損益に関連する。

分類変更された金融資産：資産クラス別の帳簿価額および公正価値

IAS第39号により分類変更されたすべての資産は、2012年度第4四半期のNCOUの創設に際して当該新部門に移管された。NCOUは資本需要合計およびIFRS資産を低減させるため、リスク圧縮を加速する役割を担っている。損益計算書、規制自己資本およびレバレッジへの影響を含む多数の要因が、資産を売却するか否かおよび資産売却時期の決定に関して考慮される。帳簿価額および公正価値の変動は以下の表に示している。

2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産クラス別の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在		
	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	未実現利 得/(損失)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	未実現利 得/(損失)
分類変更された証券化資産および負債証券：						
米国地方債	0	0	0	405	423	19
学生ローンABS	0	0	0	1,456	1,478	22
CD0 / CLO	143	126	-17	534	498	-36
カバード・ボンド	298	235	-63	298	234	-64
商業用モーゲージ証券	3	3	0	175	176	1
住宅用モーゲージABS	0	0	0	92	93	1
その他 ¹	0	0	0	529	498	-31
分類変更された証券化資産および負債証券 合計	445	364	-81	3,487	3,400	-88
分類変更された貸出金：						
商業用モーゲージ	0	0	0	56	54	-1
住宅用モーゲージ	174	154	-20	810	753	-57
その他	0	0	0	50	49	-1
分類変更された貸出金合計	174	154	-20	916	857	-59
貸出金に分類変更された金融資産合計	619	519	-100	4,403	4,256	-147

¹ 航空業界に関連する資産担保証券ならびにその他の証券化資産および負債証券の組合せが含まれている。

証券化資産および負債証券

CD0 / CLO - これは、様々な原資産および資本構成におけるトランシェの水準を含む多様なポートフォリオから成る。帳簿価額の主な変動は当期の売却によるものである。

カバード・ボンド - 当該ポートフォリオにおける残存エクスポージャーは、スペイン政府発行体に対するものである。

貸出金

住宅用モーゲージ - 当該カテゴリーにはイタリア、スペインおよびドイツにおける住宅用モーゲージが含まれる。当期における帳簿価額の減少は、主に英国での住宅用モーゲージの売却によるものである。

[次へ](#)

公正価値で計上される金融商品

評価方法および統制

当行グループは、評価プロセスに対する内部統制基準、手法および手続を管理する確立した評価統制のフレームワークを有している。

活発な市場における相場価格 - 活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法 - 当行グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへの入力値として使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還率、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、頻繁に多重のパラメータ入力値を要求する。パラメータ入力値は、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ入力値について観察可能なデータが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ入力値を支援するために使用される。パラメータ入力値を支援するための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ入力値は、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報等）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整 - 評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当行グループは、買呼値 / 売呼値スプレッド、流動性および相手先 / 自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表しているため、その公正価値とされる。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値 / 売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値・売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値 / 売呼値である場合には、買呼値 / 売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ入力値は通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場または相手先のリスクに反映するために行われる。これらの調整は関連する取引活動において観察される買呼値および売呼値ならびにその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値 / 売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコストについては、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当行グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整（CVA）は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVA金額は、関連するすべての店頭（OTC）デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報（クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）スプレッドを含む。）に基づき、保有担保、関連するネットティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、関連する代用品が使用される。

純損益を通じて公正価値で測定する当行グループの金融負債（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および仕組み債の負債）の公正価値には、当該金融負債に係る当行グループの自己の信用リスクの変動を測定するため債務評価調整（DVA）が織り込まれる。デリバティブ負債については、当行グループは、すべての相手先の当行グループに対する潜在的な将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、当行グループの市場でのCDS水準に基づいて、当行グループが差し入れた担保、関連するネットティングの取決めの影響、当行グループの予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を勘案する。仕組み債の負債に係る当行グループの自己の信用リスク

の変動は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローを、測定日現在で類似の金融商品が発行されたとした場合の利率を用いて割引くことにより計算される。

CVAおよびDVAを決定する場合には、必要に応じて公正価値の算定に追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失の見積りに起因するか、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

調達評価調整（FVA）は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値／売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値／売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

当行グループは、2017年1月1日付で発効するドイツ破綻処理制度法（Abwicklungsmechanismengesetz）により導入される、銀行の破綻における債権者のヒエラルキーに関するドイツ法の改正を反映して、2017年度第1四半期の無担保デリバティブ負債に係るDVAの公正価値の見積りの変更を予定している。破綻処理制度法により改正されるドイツ銀行法の各条項に基づき、一部の上位無担保の負債性金融商品から生じる銀行の債務は、支払不能または破綻が起こった場合、銀行が持つ他の上位無担保の債務に劣後する。その結果、下位にある上位無担保の負債性金融商品の追加的バッファにより、デリバティブの相手先などの様々な債権者が受ける保証は大きくなる。無担保デリバティブ負債に係る当該効果により、当該負債は、資本について定められた支払順序（capital waterfall）において上位無担保負債から上位無担保負債の優先クラスへと引き上げられることになる。そのため、自行の不良債権リスクという点において、デリバティブのポートフォリオの公正価値が影響を受けると当行グループは予想している。これは、支払不能または破綻の場合、当行グループの相手先にとっての予想回収率が高くなるためである。この結果、DVAが減少し、損失が発生することになる。この損失は、100百万ユーロから200百万ユーロの範囲になると予想される。

検証および統制 - 当行グループは、評価統制のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価統制プロセスを管理する、財務機能内の独立した専門的な評価統制のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価統制方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価統制プロセスの実行、評価統制手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営者の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価統制のグループの特別な注意が向けられている。

評価統制プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当行グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル検証グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ入力値は、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ入力値、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の対象となる。このような手続には、独立生成モデル（既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。）を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。可能な場合には、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関する評価が行われる。

公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が、当行グループの手許有高内の価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、国債、ならびに活発かつ流動性の高い取引所で取引されているデリバティブおよび持分証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一定のCDS、多くの債務担保証券（CDO）、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察不可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不可能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（ABS）、流動性の低いCDO（現金およびシンセティック）、モノライン・エクスポージャー、第三者割当増資、多くの商業用不動産（CRE）貸出金、流動性の低い貸出金および一定の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額¹

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在		
	活発な市場における相場価格 (レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法 (レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法 (レベル3)	活発な市場における相場価格 (レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法 (レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法 (レベル3)
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	89,943	70,415	10,686	90,031	93,253	12,751
トレーディング証券	89,694	62,220	5,012	89,718	82,869	6,669
その他のトレーディング資産	248	8,195	5,674	313	10,384	6,082
デリバティブ金融商品のプラスの時価	13,773	461,579	9,798	5,629	500,520	9,445
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	10,118	75,867	1,601	18,024	86,751	4,478
売却可能金融資産	28,695	23,380	4,153	43,260	25,449	4,874
公正価値で測定するその他の金融資産	28	3,618 ²	33	0	3,136 ²	0
公正価値で保有する金融資産合計	142,558	634,860	26,271	156,943	709,109	31,549
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	41,664	15,311	52	40,185	12,102	18
トレーディング証券	41,664	14,874	52	40,154	11,155	18
その他のトレーディング負債	0	437	0	30	947	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	13,616	441,386	8,857	5,528	480,668	7,879
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	4	58,259	2,229	2	41,797	3,053
投資契約負債 ³	0	592	0	0	8,522	0
公正価値で測定するその他の金融負債	0	4,647 ²	-848 ⁴	0	6,492 ²	-1,146 ⁴
公正価値で保有する金融負債合計	55,283	520,195	10,290	45,715	549,581	9,805

1 注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

3 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約の詳細は注記42「保険および投資契約」を参照。

4 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

2016年度において、流動性のテスト手続に基づいてトレーディング証券（50億ユーロの資産）が、レベル2からレベル1へ振替えられた。

評価技法

以下は、当行グループが取引している異なった種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに増加する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合において、ABSは、適用可能なときは、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値を組み込む業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準の外部モデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび強度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 一定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります。それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。あまり活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ビークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 投資契約負債に関連する資産は当行グループが保有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不可能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）
公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融商品の一部は、観察不可能な入力値に対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で資産および負債として表示することを要求されている。

トレーディング証券 一定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーの当該レベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当年度における減少は主に、売却および決済（購入およびこれらの商品の評価に使用された入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替によって相殺された。）の組合せに起因している。

公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類されるデリバティブ商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。観察不可能なパラメータは、一定の相関関係、一定の長期ボラティリティ、一定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、ボラティリティが観察不可能な一定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不可能な一定のバスケット・オプション、長期金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不可能な一定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

2016年度第4四半期に当行グループの金利業務において、追加の感応度テストを実施し、観察可能性の評価時に取引データをより直接的に取込むなどの、公正価値ヒエラルキーの平準化プロセスに対する様々な強化策が実施された。過年度においてコンセンサスおよびブローカーの気配値のデータは主に平準化の判断に使用され、その後定期的取引データのバックテストが行われていた。これらの変更を行うにあたり、商品、パラメータ、通貨および満期に基づく観察可能性のマトリックスが新たに作成された。また、公正価値ヒエラルキーの目的上、一定の無担保デリバティブ取引に係る相手先の信用スプレッドの観察可能性を検討するアプローチも強化された。これらの強化により、感応度テストの際にすべての観察不可能なパラメータをまとめて検討することが可能になり、これらの観測不可能な入力値が総体として商品の評価に重大な影響を及ぼす場合、その商品はレベル3に指定される。これらの変更の影響により、約24億ユーロおよび16億ユーロの金融負債がレベル2からレベル3へ振替られ、本開示における「レベル3に分類された金融商品の調整」の表の「レベル3への振替」の列に反映されている。

資産のわずかな増加は、これらの商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変更に伴うレベル2とレベル3の間での振替（決済により相殺された。）によるものであった。負債の増加は、レベル2とレベル3の間での振替（決済により相殺された。）によるものであった。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング可能債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当年度における残高の減少は、これらの商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変更に伴い、売却および決済が、購入、発行およびレベル2とレベル3の間での振替によって相殺されたことによるものである。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類される。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不可能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不可能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不可能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当年度における資産の減少は、売却、決済、レベル2とレベル3の間での振替および事業体の連結除外によるものである。当年度における負債の減少は、レベル2とレベル3の間での振替（発行により相殺された。）によるものである。

売却可能金融資産には、トレーディング目的でない不良債権のポートフォリオおよび近い代用品がなく市場の流動性が非常に低い場合の非上場の資本性金融商品が含まれている。当年度における資産の減少は、売却および決済（購入により相殺された。）によるものである。

レベル3に分類された金融商品の調整

レベル3に分類された金融商品の調整

2016年12月31日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得 / 損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3への振替 ⁴	レベル3からの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有する金融資産：										
トレーディング証券	6,669	-0	143	1,736	-3,605	0	-990	1,589	-528	5,012
デリバティブ金融商品のプラスの時価	9,445	-60	-88	0	0	0	-1,290	4,158	-2,367	9,798
その他のトレーディング資産	6,082	66	56	2,196	-3,606	735	-1,527	2,616	-944	5,674
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	4,478	-509	40	2	-273	131	-1,073	86	-1,282	1,601
売却可能金融資産	4,874	-1	255 ⁵	920	-630	0	-1,377	187	-74	4,153
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0	0	0	0	0	0	33	0	33
公正価値で保有する金融資産合計	31,549	-504	405 ^{6,7}	4,853	-8,114	866	-6,257	8,669	-5,195	26,271
公正価値で保有する金融負債：										
トレーディング証券	18	0	0	0	0	0	34	0	-0	52
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	7,879	-317	620	0	0	0	-508	3,316	-2,134	8,857
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	3,053	0	-75	0	0	587	-729	245	-851	2,229
公正価値で測定するその他の金融負債	-1,146	0	135	0	0	0	3	-26	187	-848
公正価値で保有する金融負債合計	9,805	-317	680 ^{6,7}	0	0	587	-1,200	3,534	-2,799	10,290

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。

- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失94百万ユーロ、ならびに損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示されている利得187百万ユーロが含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は4百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は50百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2015年12月31日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得/損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3への振替 ⁴	レベル3からの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有する金融資産：										
トレーディング証券	8,957	0	512	1,844	-2,432	0	-1,007	766	-1,971	6,669
デリバティブ金融商品のプラスの時価	9,559	-0	539	0	0	0	-1,363	1,683	-973	9,445
その他のトレーディング資産	4,198	0	413	2,527	-1,507	1,264	-1,461	970	-321	6,082
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	4,152	0	234	467	-36	1,172	-1,227	239	-523	4,478
売却可能金融資産	4,427	-0	439 ⁵	1,058	-254	0	-1,183	469	-82	4,874
公正価値で測定するその他の金融資産 ⁶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正価値で保有する金融資産合計	31,294	-0	2,136 ^{6,7}	5,896	-4,230	2,436	-6,240	4,126	-3,869	31,549
公正価値で保有する金融負債：										
トレーディング証券	43	0	5	0	0	0	9	0	-39	18
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	6,553	0	716	0	0	0	-487	1,904	-807	7,879
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	2,366	0	196	0	0	1,249	-692	155	-221	3,053
公正価値で測定するその他の金融負債	-552	0	-352	0	0	0	-65	-177	0	-1,146
公正価値で保有する金融負債合計	8,410	0	564 ^{6,7}	0	0	1,249	-1,234	1,882	-1,067	9,805

- 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。
- 売却可能に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得92百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得(損失)に表示された、損益計算書に認識された損失13百万ユーロが含まれている。

- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は524百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は161百万ユーロの損失である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

観察不可能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不可能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不可能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当行グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2016年12月31日現在では、公正価値は18億ユーロ増加または10億ユーロ減少した可能性がある。2015年12月31日現在では、公正価値は21億ユーロ増加または15億ユーロ減少した可能性がある。

2015年12月31日から2016年12月31日にかけての感応度を示す金額の変動に伴い、合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動およびマイナスの公正価値変動の両方が大幅に減少した。

これらの変動はいずれも、同時期のレベル3の母集団が全体的に減少したことによるものである（例えば、当行グループのレベル3資産は2015年12月31日現在の316億ユーロから2016年12月31日現在の263億ユーロへと減少した。）。これは主に、特に非中核事業部門においてリスク圧縮が行われたためであった（レベル3資産は2015年12月31日現在の50億ユーロから2016年12月31日現在の10億ユーロへと減少した。）。

当行グループによるレベル3の観測不可能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価¹の目的上、評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。この計算では、慎重性に基づく評価において、関連する資産および負債に対して実施される出口価格分析が使用される。公正価値が慎重に測定されていることがすでに明らかな場合、感応度の下落が限定される可能性がある。

この開示は、評価を観察不可能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不可能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不可能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不可能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

- 1 慎重性に基づく評価とは、公正価値で測定する資産に対する資本要件である。これは、欧州委員会委任規則（EU）第2016/101号（規則（EU）第575/2013号（CRR）第34条を補完する。）に準拠し、評価の不確実性を定量化して資産計上する仕組みを提供するものであり、第105（14）号に準拠し算定された、公正価値で測定するすべての資産に係る追加の評価調整額をCET 1資本から差し引くよう金融機関に求められている。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳¹

	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債証券	213	137	212	158
商業用モーゲージ担保証券	13	12	12	11
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	46	40	38	31
社債、ソブリン債およびその他の債務証券	154	85	161	116
持分証券	116	68	179	105
デリバティブ：				
信用	238	158	489	627
エクイティ	209	150	183	131
金利関連	429	187	364	147
外国為替	32	21	17	13
その他	143	92	161	100
貸出金：				
貸出金	377	227	539	261
貸出コミットメント	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	1,758	1,040	2,144	1,542

1 観察不可能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示される。

重要で観察不可能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不可能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不可能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の簡単な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate (CDR)）および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate (CPR)）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）にお

ける、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価が、一定のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高まる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高まる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの間関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）マルチプル法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV / EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV / EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不可能な入力値に関する定量的情報

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 ¹	重要で観察不可能な 入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融 商品-トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： トレーディング目的で保有す るモーゲージ担保証券および その他の資産担保証券						
商業用モーゲージ担保証券	294	0	価格に基づく技法	価格	0%	103%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	119	2,000
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	1,071	0	価格に基づく技法	価格	0%	110%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	105	2,000
				回収率	0%	100%
				年率換算デフォルト率	0%	18%
				年率換算期限前償還率	0%	29%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	1,365	0				
負債証券およびその他の債務 証券	3,626	1,757	価格に基づく技法	価格	0%	169%
トレーディング目的保有	3,373	52	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	26	882
社債、ソブリン債および その他の債務証券	3,373					
売却可能	253					
公正価値で測定するものと して指定	0	1,705				
持分証券	937	0	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	60%	100%
トレーディング目的保有	274	0		企業価値 / EBITDA (マ ルチプル)	1	12
売却可能	633		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8%	22%
公正価値で測定するものと して指定	30					
貸出金	7,571	0	価格に基づく技法	価格	0%	180%
トレーディング目的保有	4,105	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	180	4,612
公正価値で測定するものと して指定	980			年率換算デフォルト率	0%	24%
売却可能	2,486			回収率	25%	80%
貸出コミットメント	0	40	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	0	481
				回収率	30%	99%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	2,974 ²	485 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	3%	24%
				レボ・レート(bps)	178	214
公正価値で保有するデリバ ティブ以外の金融商品合計	16,474	2,282				

- 1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。
- 2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産16億ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産592百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産780百万ユーロが含まれている。
- 3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券444百万ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債41百万ユーロが含まれている。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能 な入力値 (レベル3)	範囲
	資産	負債			
金利デリバティブ	5,587	3,446	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps)	-0 2,309
				インフレ・スワップ・レート	-1% 16%
				年率換算デフォルト率	0% 15%
				年率換算期限前償還率	0% 19%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ	0% 5%
				金利ボラティリティ	0% 123%
				金利間の相関関係	-12% 99%
				ハイブリッド相関関係	-50% 93%
クレジット・デリバティブ	829	1,126	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	0 8,427
				回収率	0% 100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13% 85%
エクイティ・デリバティブ	1,142	2,098	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ	10% 67%
				インデックス・ボラティリティ	10% 44%
				インデックス間の相関関係	73% 88%
				株式間の相関関係	8% 88%
				株式先渡	0% 8%
				インデックス先渡	0% 20%
FXデリバティブ	1,654	1,780	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	-8% 39%
その他のデリバティブ	586	-441	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	- -
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ	5% 110%
				コモディティ相関関係	-21% 85%
デリバティブ金融商品の時価 合計	9,798	8,008			

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 ¹	重要で観察不可能な 入力値 (レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融 商品・トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： トレーディング目的で保有す るモーゲージ担保証券および その他の資産担保証券					
商業用モーゲージ担保証券	224	0	価格に基づく技法	価格	0% 105%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	370 1,500
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	1,891	0	価格に基づく技法	価格	0% 111%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	32 2,000
				回収率	0% 100%
				年率換算デフォルト率	0% 24%
				年率換算期限前償還率	0% 51%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	2,115	0			
負債証券およびその他の債務 証券	4,721	1,654	価格に基づく技法	価格	0% 230%
トレーディング目的保有	4,229	18	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	9 984
社債、ソブリン債および その他の債務証券	4,229				
売却可能	330				
公正価値で測定するものと して指定	163	1,636			
持分証券	1,248	0	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	70% 100%
トレーディング目的保有	325	0		企業価値 / EBITDA (マ ルチプル)	1 18
売却可能	901		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8% 12%
公正価値で測定するものと して指定	21				
貸出金	12,626	0	価格に基づく技法	価格	0% 146%
トレーディング目的保有	6,076	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	103 2,787
公正価値で測定するものと して指定	3,672			年率換算デフォルト率	0% 24%
売却可能	2,879			回収率	10% 82%
貸出コミットメント	0	84	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	5 1,257
				回収率	20% 75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	1,394 ²	1,333 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	4% 24%
				レポ・レート(bps)	125 277
公正価値で保有する金融商品 合計	22,104	3,071			

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産6百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産623百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産765百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券12億ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債84百万ユーロが含まれている。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能 な入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
金利デリバティブ	3,775	2,337	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	-20 0% 0% 2%	915 8% 6% 19%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	0% 9% -25% -70%	8% 176% 100% 99%
クレジット・デリバティブ	2,626	1,771	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps) 回収率	3 0%	8,526 100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	89%
エクイティ・デリバティブ	695	1,402	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係	9% 12% 45% 5%	89% 85% 93% 93%
FXデリバティブ	1,613	1,604	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	2%	24%
その他のデリバティブ	736	-380	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	0	0
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係	7% -21%	36% 90%
デリバティブ金融商品の時価 合計	9,445	6,733				

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不可能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
公正価値で保有する金融資産：		
トレーディング証券	28	378
デリバティブ金融商品のプラスの時価	1,597	658
その他のトレーディング資産	-80	42
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-1	156
売却可能金融資産	90	47
公正価値で測定するその他の金融資産	-6	0
公正価値で保有する金融資産合計	1,628	1,282
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	-2	-0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	-1,001	-967
その他のトレーディング負債	-0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	59	-134
公正価値で測定するその他の金融負債	-139	384
公正価値で保有する金融負債合計	-1,082	-717
合計	547	565

取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で分類された金融商品に関して、重要で観察不可能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期首から現在までの変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度
期首残高	955	973
期中の新規取引	454	493
償却	-297	-365
満期取引	-158	-137
その後の観察可能性の変動	-39	-14
為替レートの変動	0	5
期末残高	916	955

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

貸借対照表において公正価値で計上されない当行グループの金融商品の公正価値およびIFRSに基づくそれぞれの公正価値ヒエラルキー分類を設定するために使用される評価技法は、注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。

注記13「IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」」に記載されているとおり、当行グループは、一部の適格資産をトレーディングおよび売却可能分類から貸出金に分類変更した。当行グループは、注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載された関連する評価技法を分類変更後の資産に対して引き続き適用する。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

短期金融商品 - 主として短期である以下の金融商品については、帳簿価額が公正価値の合理的見積額を表している。

資産	負債
現金および中央銀行預け金	預金
インターバンク預け金（中央銀行以外）	中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	貸付有価証券
借入有価証券	その他の短期借入金
その他の資産	その他の負債

これらの区分の長期金融商品については、貸借対照表日現在において、類似する残存期間および信用リスクの資産に関して得られるであろう金利、負債の場合は、類似する残存期間の負債を発行した場合の金利を使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。

貸出金 - 公正価値は、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を必要に応じて組み込む、割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して決定される。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金契約またはクレジット・デフォルト・スワップ市場からの情報を使用して決定される。

多数の均質貸出金（すなわち、ドイツ住宅用モーゲージ）による小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、この種の貸出金にかかる独自の新しい金利を使用して、ポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで計算される。ドイツ国外における類似の小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、リスク・フリー利率を使用して、ポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで計算される。この現在価値計算は、貸借対照表日現在において類似の貸出金が発行された場合に当該貸出金が稼得し得るマージンで割引くことにより信用リスクが調整される。その他のポートフォリオについては、現在価値計算は、多様なパラメータ（デフォルト確率、デフォルト時損失率および担保設定度を含む。）に基づく見積貸出期間にわたる予想損失を計算することにより信用リスクが調整される。法人貸出ポートフォリオの公正価値は、当行グループの法人貸出ポートフォリオに類似する貸出金ポートフォリオに担保される、ローン担保証券（以下「CLO」という。）取引の現在市場価値から得られるパラメータを使用して、予想残存期間にわたる予測マージンを割引くことにより見積られる。

売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券 - 公正価値は、適切な信用リスク調整後の割引率を使用して将来キャッシュ・フローを割引く評価技法から得られる。信用リスク調整後の割引率には、取引において受け取った、または差し入れた担保が考慮される。これらの商品は、通常短期であり十分に担保されているため、公正価値は帳簿価額と著しく相違していない。

長期債務および信託優先証券 - 公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、貸借対照表日現在において類似の特性を有する金融商品が発行された場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積られる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値¹

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	2016年12月31日現在		
			活発な市場における相場価格 (レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法 (レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法 (レベル3)
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	181,364	181,364	181,364	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	11,606	11,606	58	11,548	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	16,287	16,287	0	16,287	0
借入有価証券	20,081	20,081	0	20,081	0
貸出金	408,909	407,834	0	28,703	379,132
満期保有証券	3,206	3,305	3,305	0	0
その他の金融資産	112,479	112,468	0	112,468	0
金融負債：					
預金	550,204	550,402	2,232	548,170	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	25,740	25,739	0	25,739	0
貸付有価証券	3,598	3,598	0	3,598	0
その他の短期借入金	17,295	17,289	0	17,268	21
その他の金融負債	135,273	135,273	1,282	133,991	0
長期債務	172,316	171,178	0	161,976	9,201
信託優先証券	6,373	6,519	0	6,263	257

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	2015年12月31日現在		
			活発な市場における相場価格 (レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法 (レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法 (レベル3)
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	96,940	96,940	96,940	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	12,842	12,842	1,540	11,302	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	22,456	22,456	0	22,456	0
借入有価証券	33,557	33,557	0	33,557	0
貸出金	427,749	426,365	0	30,040	396,325
満期保有証券	0	0	0	0	0
その他の金融資産	101,901	101,868	0	101,868	0
金融負債：					
預金	566,974	566,652	3,638	563,014	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	9,803	9,803	0	9,803	0
貸付有価証券	3,270	3,270	0	3,270	0
その他の短期借入金	28,010	28,003	0	28,000	3
その他の金融負債	149,994	149,994	1,106	148,888	0
長期債務	160,016	160,065	0	152,297	7,768
信託優先証券	7,020	7,516	0	7,087	430

¹ 注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

貸出金 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当初認識以降の市場の価格決定が暗に示すとおり、主として、予想デフォルト確率の上昇および流動性の低下により生じた。これらの公正価値の減少は、固定利付金融商品の金利変動による公正価値の増加と相殺されている。

長期債務および信託優先証券 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当行グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことによる影響に起因している。

16 -

売却可能金融資産

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
負債証券：		
ドイツ政府	9,405	18,042
米国財務省および米国政府機関	7,652	2,890
米国州（地方自治体）	3,261	3,103
その他の外国政府	23,779	34,123
企業	6,849	8,922
その他の資産担保証券	84	588
モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む）	17	28
その他の負債証券	470	570
負債証券合計	51,516	68,266
持分証券：		
株式	1,027	1,166
投資証書および投資信託	122	75
持分証券合計	1,149	1,241
その他の資本持分	804	974
貸出金	2,759	3,102
売却可能金融資産合計	56,228	73,583

本報告書の注記7「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」も参照のこと。

17 -

満期保有金融商品

2016年度第1四半期に、当行グループは、当行のバンキング勘定における収益および資本のボラティリティをより適切に表示する目的で、満期保有カテゴリーの使用を開始した。当行の既存のバンキング勘定の金利に対するエクスポージャーの管理に加えて、この新たな会計上の分類は、当行グループの特定の資産負債管理方針（返済期限の変更など）の一助となる。

当行グループは2016年1月4日より、32億ユーロの売却可能証券を満期保有投資へ分類変更した。分類変更された資産はすべて高格付の国債、国際機関債および機関債であり、当行グループの戦略的流動性準備金の一部として当行グループのトレジャリーにより管理されている。

売却可能から満期保有へ分類変更された金融資産の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2016年1月4日 現在		2016年12月31日 現在
	帳簿価額 (CV)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)
分類変更された負債証券：			
G7国債	432	428	446
その他の国債、国際機関債および機関債	2,809	2,778	2,859
満期保有に分類変更された金融資産合計	3,241	3,206	3,305

18 -

持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

当行グループは関連会社92社（2015年度：91社）および共同支配企業14社（2015年度：15社）に対する持分を保有している。華夏銀行に対する投資の売却に伴い、当行グループにとって個々に重要な投資は他にはなくなった。

個々には重要性のない当行グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
当行グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額	1,027	1,013
継続事業からの利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	183	177
非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	0	0
その他の包括利益のうち当行グループの持分の合算額	11	4
包括利益合計のうち当行グループの持分の合算額	194	181

19 -

金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットリングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

資産

2016年12月31日現在

	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			純額
				マス ター・ ネット ィング 契約 の影響	現金担保	金融商品 担保 ¹	
単位：百万ユーロ							
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	17,755	-4,020	13,735	0	0	-13,719	16
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	2,552	0	2,552	0	0	-2,225	327
借入有価証券（強制力あり）	18,470	0	18,470	0	0	-17,637	832
借入有価証券（強制力なし）	1,611	0	1,611	0	0	-1,555	56
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	171,520	-477	171,044	0	-101	-884	170,059
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	592,048	-126,523	465,525	-386,727	-51,790	-9,349	17,658
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	19,625	0	19,625	0	-2,055	-1,244	16,327
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	95,802	-40,998	54,804	-2,748	-928	-46,670	4,457
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	32,783	0	32,783	0	0	-21,074	11,709
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	911,778	-167,998	743,781	-389,475	-54,874	-79,221	220,211
貸出金	408,909	0	408,909	0	-13,039	-47,703	348,167
その他の資産	153,732	-27,686	126,045	-39,567	-589	-104	85,786
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	8,830	-5,314	3,516	-2,719	-589	-104	104
ネットィングの対象とならない残 りの資産	275,442	0	275,442	0	-423	-307	274,712
資産合計	1,790,249	-199,704	1,590,546	-429,042	-68,925	-162,473	930,106

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マス ター・ ネット ィング契 約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	550,204	0	550,204	0	0	0	550,204
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	21,209	-4,020	17,189	0	0	-17,189	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	8,551	0	8,551	0	0	-8,403	149
貸付有価証券（強制力あり）	3,524	0	3,524	0	0	-3,524	0
貸付有価証券（強制力なし）	75	0	75	0	0	-50	25
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	57,902	-873	57,029	0	0	0	57,029
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	569,064	-124,325	444,739	-386,612	-35,124	-9,325	13,678
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	19,119	0	19,119	0	-1,721	-897	16,501
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	82,421	-39,031	43,390	-2,748	0	-40,642	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	17,694	0	17,694	0	-7,910	-7,664	2,120
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	746,200	-164,228	581,971	-389,360	-44,755	-58,528	89,328
その他の負債	186,896	-31,456	155,440	-56,679	-1,298	0	97,463
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	5,793	-1,200	4,593	-2,834	-1,297	0	463
ネットィングの対象とならない残りの負債	208,773	0	208,773	0	0	0	208,773
負債合計	1,725,431	-199,704	1,525,727	-446,039	-46,053	-87,693	945,942

資産

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			純額
				マス ター・ ネット ィング 契約 の影響	現金担保	金融商品 担保 ¹	
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	21,309	-5,174	16,135	0	0	-16,127	8
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	6,321	0	6,321	0	0	-5,910	411
借入有価証券（強制力あり）	13,956	0	13,956	0	0	-13,448	508
借入有価証券（強制力なし）	19,601	0	19,601	0	0	-18,583	1,018
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	196,478	-442	196,035	0	-12	-592	195,431
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	612,412	-113,977	498,435	-407,171	-55,896	-13,218	22,150
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	17,159	0	17,159	0	0	0	17,159
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	86,596	-30,801	55,796	-2,146	-1,167	-44,437	8,045
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	53,457	0	53,457	0	0	-28,793	24,664
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	966,102	-145,219	820,883	-409,317	-57,075	-87,041	267,449
貸出金	427,768	-19	427,749	0	-14,296	-49,117	364,335
その他の資産	134,742	-16,605	118,137	-58,478	-7	0	59,652
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	8,272	-5,137	3,136	-2,461	0	0	674
ネットィングの対象とならない残 りの資産	206,348	0	206,348	0	-555	-549	205,245
資産合計	1,796,146	-167,016	1,629,130	-467,795	-71,933	-190,775	898,627

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マス ター・ ネット ィング契 約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	566,993	-19	566,974	0	0	0	566,974
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	9,089	-5,135	3,954	0	0	-3,954	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	5,849	0	5,849	0	0	-5,130	719
貸付有価証券（強制力あり）	1,795	0	1,795	0	0	-1,795	0
貸付有価証券（強制力なし）	1,475	0	1,475	0	0	-951	524
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	53,215	-910	52,304	0	0	0	52,304
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	588,281	-117,306	470,975	-403,267	-53,149	-14,559	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	23,101	0	23,101	0	0	-2,867	20,234
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	50,690	-29,929	20,761	-2,105	0	-18,657	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	32,612	0	32,612	0	0	-11,077	21,535
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	747,899	-148,145	599,754	-405,372	-53,149	-47,160	94,073
その他の負債	188,723	-13,718	175,005	-68,626	0	0	106,379
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	8,615	-2,250	6,365	-6,365	0	0	0
ネットィングの対象とならない残りの負債	206,699	0	206,699	0	0	0	206,699
負債合計	1,728,522	-167,016	1,561,506	-473,998	-53,149	-58,990	975,368

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットリング契約の影響」の欄は、マスター・ネットリング契約の対象であるが、純額決済/同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているため相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットリング契約または類似契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある法域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

20 -

貸出金

産業別分類による貸出金

単位：百万ユーロ

	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在 ¹
金融仲介	49,618	61,739
製造	29,290	28,131
このうち：		
基金属および金属製品	4,027	4,276
電気および光学機器	4,680	3,334
輸送設備	3,655	3,869
化学薬品および化学製品	3,906	4,077
機械設備	2,461	2,907
食品	3,214	2,501
個人（モーゲージを除く）	37,093	45,317
個人 - モーゲージ	150,776	154,689
公共部門	15,740	17,244
卸売および小売	16,744	18,327
商業用不動産	27,369	22,879
リース金融	561	561
ファンド運用業務	26,129	26,091
その他	60,223	58,572
このうち：		
機械レンタルおよびその他の事業活動	22,298	20,235
輸送、倉庫および通信	12,005	12,237
鉱業およびエネルギー生産材料の採石	3,365	4,772
電気、ガスおよび水供給	4,369	4,328
貸出金総額	413,544	433,549
（繰延費用） / 前受収益	88	772
（繰延費用） / 前受収益控除後貸出金	413,455	432,777
控除：貸倒引当金	4,546	5,028
貸出金合計	408,909	427,749

1 比較数値は産業部門の変更を反映して修正再表示されている。

21 -

信用リスク引当金

信用リスク引当金は、貸倒引当金およびオフバランス信用リスク引当金から成っている。

当行グループの貸倒引当金の変動の内訳

単位：百万ユーロ	2016年度			2015年度			2014年度		
	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計
期首引当金残高	2,252	2,776	5,028	2,364	2,849	5,212	2,857	2,732	5,589
貸倒引当金繰入額	743	604	1,347	334	548	882	499	631	1,129
純貸倒償却額：	-894	-870	-1,764	-482	-612	-1,094	-997	-512	-1,509
貸倒償却額	-979	-972	-1,951	-538	-717	-1,255	-1,037	-613	-1,650
取戻額	85	101	187	56	105	161	40	101	141
その他の変動	-30	-35	-65	36	-8	28	5	-2	3
期末引当金残高	2,071	2,475	4,546	2,252	2,776	5,028	2,364	2,849	5,212

当行グループのオフバランス信用リスク引当金の動き（偶発負債および貸出コミットメント）

単位：百万ユーロ	2016年度			2015年度			2014年度		
	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計
期首引当金残高	144	168	312	85	141	226	102	114	216
オフバランス信用 リスク引当金繰入 額	24	12	36	58	16	74	-13	18	4
取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の変動	-5	3	-2	1	10	11	-4	10	6
期末引当金残高	162	183	346	144	168	312	85	141	226

22 -

金融資産の譲渡

当行グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結する。その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体を認識中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引としてみなされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当行グループはその他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当行グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当行グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。

認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
譲渡資産の帳簿価額		
以下の取引により認識中止されなかったトレーディング証券：		
買戻契約	30,089	26,752
有価証券貸付契約	40,405	51,300
トータル・リターン・スワップ	2,083	2,648
その他	426	642
トレーディング証券合計	73,003	81,342
その他のトレーディング資産	85	12
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0
売却可能金融資産	241	2,192
貸出金	68	536
合計	73,398	84,082
関連負債の帳簿価額	51,264	52,717

認識中止の要件を満たさず、関連負債¹が譲渡資産に対してのみ償還請求権がある譲渡資産に関する情報

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
トレーディング証券	0	0	300	300
その他のトレーディング資産	0	0	0	0
売却可能金融資産	0	0	1,372 ²	1,372
貸出金	0	0	18	19
合計	0	0	1,690	1,691
関連負債	0	0	1,460	1,460
正味ポジション	0	0	230	231

1 関連負債は、当連結グループをスポンサーとする証券化事業体が発行した債券である。

2 Muni Tender Option Bond Trustプログラムは停止となり、関連する債券14億ユーロが新たなドイツ銀行の企業であるDB Munico Ltd.に売却された。

当行グループが引き続きその継続的関与を有する範囲の資産の会計処理を行う譲渡資産の帳簿価額

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
当初譲渡資産の帳簿価額：		
トレーディング証券	0	21
売却可能金融資産	332	0
貸出金	40	96
認識継続資産の帳簿価額：		
トレーディング証券	0	21
売却可能金融資産	263	0
貸出金	16	33
関連負債の帳簿価額	58	37

当行グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適切となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当行グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当行グループの当該取引に対するエクスポージャーは重要でないといみなされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保により、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無

効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適格なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

完全に認識中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ貸借対照表への影響

	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー ¹	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー ¹
単位：百万ユーロ						
貸出金：						
証券化債券	3	3	57	56	56	132
その他	12	12	12	12	12	12
貸出金合計	15	15	69	68	68	144
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産：						
証券化債券	0	0	0	134	134	134
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	32	32	32	11	11	11
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産合計	32	32	32	145	145	145
売却可能金融資産：						
証券化債券	0	0	0	0	0	0
売却可能金融資産合計	0	0	0	0	0	0
継続中の関与を示す金融資産合計	47	47	101	214	214	289
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債：						
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	64	64	0	57	57	0
継続中の関与を示す金融負債合計	64	64	0	57	57	0

1 損失に対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に負債として認識されない未利用の貸出コミットメントの名目価額を加えたものとして定義されている。

完全に認識中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ損益計算書への影響

	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在		
	損益(年度累計)	損益(累積)	処分による利得(損失)	損益(年度累計)	損益(累積)	処分による利得(損失)
単位：百万ユーロ						
証券化債券	0	6	0	86	97	0 ¹
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	163	385	0	119	716	0
認識中止資産への継続中の関与により認識された純利得(損失)	163	392	0	205	813	0

1 証券化ピークルへの資産の売却は、通常純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された資産に関するものであった。このため、処分による利得(損失)はすべて重要ではない。

担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当行グループは主に、担保付融資の担保として、また、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、あるいはOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。

当行グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額¹

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	49,045	51,904
売却可能金融資産	16,081	3,554
貸出金	73,649	45,776
その他	376	302
合計	139,150	101,535

¹ 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を除く。

債権者に担保として差入れた、売却または再担保差入れ可能な資産合計¹

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	76,335	80,480
売却可能金融資産	13,814	819
貸出金	0	347
合計	90,149	81,646

¹ 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を含む。

当行グループは主に、逆レボ、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れる。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当行グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

受入担保の公正価値

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産	260,065	286,032
このうち：		
売却または再担保差入れした担保	217,419	238,236

24 -

土地建物および設備

単位：百万ユーロ	所有者占有 不動産	設備	リース資産 改良費	建設仮勘定	合計
取得原価：					
2015年1月1日現在残高	1,560	2,947	2,379	141	7,027
連結会社グループの変動	8	-37	-72	0	-101
増加	4	153	162	114	432
振替	-2	76	181	-129	126
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-5	82	1	-2	77
処分	132	267	61	0	461
為替レートの変動	-1	107	72	6	184
2015年12月31日現在残高	1,432	3,060	2,662	130	7,284
連結会社グループの変動	-0	24	-1	0	23
増加	134	199	111	281	725
振替	35	-4	144	-171	4
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-17	0	0	-0	-17
処分	67	908	117	-0	1,092
為替レートの変動	-1	34	21	1	55
2016年12月31日現在残高	1,516	2,406	2,820	240	6,982
減価償却および減損累計額：					
2015年1月1日現在残高	498	2,121	1,500	0	4,118
連結会社グループの変動	-1	-31	-64	0	-96
減価償却費	35	234	170	0	439
減損損失	6	16	3	1	27
減損損失の戻入	0	9	0	0	9
振替	-3	21	93	-1	109
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-0	58	7	0	65
処分	73	239	38	0	349
為替レートの変動	2	86	46	-0	134
2015年12月31日現在残高	464	2,257	1,716	0	4,438
連結会社グループの変動	-0	19	-6	0	12
減価償却費	28	226	191	0	445
減損損失	87 ¹	6	0	0	93
減損損失の戻入	0	-0	0	0	0
振替	39	-14	6	-0	30
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-0	-1	-1	0	-2
処分	46	803	42	0	891
為替レートの変動	-2	31	23	0	52
2016年12月31日現在残高	572	1,720	1,886	0	4,178
帳簿価額：					
2015年12月31日現在残高	967	802	946	130	2,846
2016年12月31日現在残高	944	685	934	240	2,804

1 このうち、IAS第36号102項に基づく減損テストの結果、1件の土地建物の減損を反映した86百万ユーロが含まれている。

土地建物および設備に係る減損損失は、損益計算書の一般管理費に計上されている。

売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2016年12月31日現在46百万ユーロであった。

土地建物および設備の取得のコミットメントは2016年度末現在139百万ユーロであった。

25 -

リース

当行グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の借手となっている。

ファイナンス・リース契約

当行グループのファイナンス・リース契約の大部分は、通常の諸条件に基づいて行われている。

ファイナンス・リースに基づき保有するリース資産の純帳簿価額

単位：百万ユーロ	2016年	2015年
	12月31日現在	12月31日現在
土地建物	12	14
設備	2	2
その他	0	0
純帳簿価額	14	15

当行グループのファイナンス・リースに基づき要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2016年	2015年
	12月31日現在	12月31日現在
将来の最低リース料支払額：		
1年以内	6	6
1年超5年以内	18	20
5年超	67	70
将来の最低リース料支払額合計	91	97
控除：将来の利息相当額	63	66
ファイナンス・リース契約の現在価値	28	30
受け取ると予想される将来の最低リース料支払額	3	4
損益計算書に認識された変動リース料 ¹	0	0

1 変動リース料は市場金利（3ヶ月物EURIBOR等）に基づいており、一定率未満の場合、当行グループはリベートを受け取る。

オペレーティング・リース契約

当行グループは、大部分のオフィスおよび支店を長期契約に基づいてリースしている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当行グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、またはさらなるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。当行グループは、5回のリース延長選択権（期間は各5年）が付された1件の重要なリース契約を有しており、当該リースには購入選択権は付されていない。

当行グループのオペレーティング・リースにより要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2016年	2015年
	12月31日現在	12月31日現在
将来の最低リース料支払額：		
1年以内	707	773
1年超5年以内	2,092	2,398
5年超	1,093	1,999
将来の最低リース料支払額合計	3,893	5,170
控除：受け取ると予想される将来の最低リース料	89	91
将来の最低リース料支払額純額	3,804	5,079

また、2016年度末現在の将来の最低リース支払額合計が前年度より減少しているのは、2016年度第4四半期のMaher Terminals (Port Elizabeth)の売却により将来のリース債務がなくなったことも影響している。

2016年12月31日現在、将来の最低リース料支払額合計には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する323百万ユーロが含まれていた。当行グループは当取引に関連したすべての施設に関し、181ヶ月のリースバック契約を締結した。

2016年度において、リースおよびサブリース契約に係るリース料支払額は合計832百万ユーロであり、これには最低リース料支払額に係る844百万ユーロの費用および変動リース料に係る6百万ユーロの費用、ならびにサブリース料受取額に関連した18百万ユーロが含まれていた。

26 -

のれんおよびその他の無形資産

のれん

のれんの変動

2016年および2015年12月31日終了年度の、のれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を資金生成単位(以下「CGU」という。)別に以下に示している。2016年1月1日現在、新たなセグメント構造の下で事業活動が再編されたことに伴い、主要CGUの構成が変更された。セグメント開示の表示の変更に関する詳細については、注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

資金生成単位に配分されたのれん

単位：百万ユーロ	グローバル・マーケット	コーポレート・アンド・インベス トメン キング	プライベート・ アンド・ コマー シャル・ クライア ンツ	ウェル ス・マネ ジメント	ドイ チ・ア セット・ マネジメ ント	ポストバ ンク	非中核事 業部門 ¹	その他	合計
2015年1月1日現在残高	1,459	1,032	999	506	3,625	1,764	0	134	9,518
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0	0	0	0	0
「売却目的保有」からの/(への)分類変更	0	0	0	0	-47	-1	0	-138	-186
「売却目的保有」に分類されない処分に関連するのれん	0	0	0	-1	0	0	0	0	-1
減損損失 ²	-1,568	-600	-1,002	0	0	-1,763	0	0	-4,933
為替レートの変動/その他	109	87	3	26	262	0	0	5	492
2015年12月31日現在残高	0	519	0	530	3,839	0	0	1	4,890
のれんの総額	2,597	1,513	963	530	3,839	1,763	667	607	12,479
減損損失累計額	-2,597	-994	-963	0	0	-1,763	-667	-606	-7,589
2016年1月1日現在残高	0	519	0	530	3,839	0	0	1	4,890
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	285	0	0	0	-285	0	0	0	0
「売却目的保有」からの/(への)分類変更	0	0	0	0	-12	0	0	0	-12
「売却目的保有」に分類されない処分に関連するのれん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減損損失 ²	-285	0	0	0	-500	0	0	0	-785
為替レートの変動/その他	0	13	0	33	-37	0	0	0	10
2016年12月31日現在残高	0	532	0	564	3,006	0	0	1	4,103
のれんの総額	2,953	1,553	998	564	3,506	1,763	669	1	12,007
減損損失累計額	-2,953	-1,021	-998	0	-500	-1,763	-669	0	-7,904

1 主要なCGUであるNCOUホールセール・アセットおよびNCOUオペレーティング・アセットを含む。

2 のれんの減損損失は、損益計算書においてのれんおよびその他の無形資産の減損として計上されている。

主要なCGUに加えて、GMおよびNCOUセグメントでは、それぞれのセグメントの主要なCGUに配分されていない非統合の投資の取得から生じたのれんを保有している。そのようなのれんは、上表の「その他」にまとめられている。NCOUの非統合の投資は、Maher Terminals LLCおよびMaher Terminals of Canada Corp.から構成されていた。これらのレガシー投資は、それぞれ2016年度第4四半期および2015年度第3四半期に売却された。

2016年度におけるのれんの変動には、主にGMにおける285百万ユーロおよびDeutsche AMにおける500百万ユーロからなる785百万ユーロの減損が含まれている。GMの減損は、2016年度第2四半期における一部の事業のDeutsche AMからGMへの移転によるものである。当該移転に関して、IFRSに準拠した移転価格に基づき、Deutsche AMからGMへの285百万ユーロののれんの再配分が生じた。その後のGMにおける減損見直しにより、再配分されたのれんに対し285百万ユーロの減損損失を認識した。Deutsche AMは2016年度第4四半期において、Abbey Lifeの事業の売却および売却目的保有の処分グループの構成に関連して、のれんの減損を計上した。当初、処分グループとして分類される直前に、Abbey Life処分グループに含まれるすべての資産および負債の帳簿価額は、適用されるIFRSに基づいて測定され、認識された。Abbey Lifeの売却完了時の価格がその帳簿価額を下回っているため、Abbey Life事業に帰属するDeutsche AMのCGUにおけるのれんの部分は、当該処分グループの売却時に回収されないと見積られた。したがって、配分されたのれんの金額500百万ユーロと処分グループに含まれるその他の無形資産（取得事業の価値、以下「VOBA」という。）515百万ユーロは減損しているとみなされ、のれんおよびその他の無形資産の減損を通じて評価減されている。Abbey Life事業の処分による影響に関する詳細については、本注記の「償却対象となる無形資産」の項および注記27「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

2015年度におけるのれんの変動（為替レートの変動に関連するもの以外）には、主に2015年度第3四半期に計上された4,933百万ユーロの減損が含まれていた。これらは過年度にはCB&S（2,168百万ユーロ）およびPBC（2,765百万ユーロ）のCGUに計上されていた。2016年度第1四半期における当行グループのセグメント再区分に伴い、減損額は2015年度第3四半期より前のこれらの事業単位の減損に関連するのれんの残高を基に、新たなセグメントおよびCGUであるGM/CIBおよびPW&CC/ポストバンクに修正再表示された。したがって、4,933百万ユーロの減損額のうち、1,568百万ユーロがGMに、600百万ユーロがCIBに、1,002百万ユーロがPCCに、1,763百万ユーロがポストバンクに配分された。これらは、2015年度第3四半期に実施されたのれんの減損テストに基づき費用計上された。このテストは、過年度のCB&S及びPBCの両セグメントにおける当時の所要規制自己資本の引き上げ予想と、PBCにおける売却予想による影響を主因として、2015年度第3四半期に当行グループの戦略がさらに具体化されたことに伴い実施された。カナダの港湾業者Maher Terminalsの売却に関連し、2015年度第1四半期に、138百万ユーロののれんが売却目的保有に分類される処分グループに配分された。

2014年度におけるのれんの変動には、Maher Terminals LLCへの非統合の投資（過年度において、上表の「その他」欄に含まれていた）に関連したのれんの評価減によってNCOUで計上された、のれんの減損49百万ユーロが含まれていた。Maher Terminals LLCの帳簿価額は、回収可能価額を超過しており、194百万ユーロの減損損失が生じ、のれんおよびその他の無形資産の減損として計上された。当該減損金額のうち、49百万ユーロはすべてののれんの評価減に配分され、残りの145百万ユーロはCGUに含まれるその他の無形資産に配分された（当注記の「その他の償却対象となる無形資産」を参照のこと）。

のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんはCGUに配分される。注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」の記載に基づき、当行グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。「その他」ののれんは、各非統合の投資レベルでの減損が個別にテストされる。のれんは、のれんが計上された各CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することで、年1回第4四半期において減損テストが行われる。加えて、当行グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、IAS第36号に従ってのれんをテストする。回収可能価額は、CGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い金額である。

2016年度におけるのれんの年次減損テストの結果、これらのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、当行グループの主要なCGUののれんの減損損失は発生しなかった。

当行グループの戦略のさらなるアップデートがトリガー事象となり、2015年度第3四半期において減損テストが行われた。のれんの減損テストにより、過年度のCGUであるCB&SおよびPBCにそれぞれ2,168百万ユーロおよび2,765百万ユーロから成る合計4,933百万ユーロののれんの減損が発生した。CB&Sの減損は、主に所要規制自己資本の引き上げ予想を考慮した事業構成の変更により、回収可能価額が約261億ユーロとなったことに起因している。PBCの減損は、所要自己資本の変更の他に、主に予想される華夏銀行およびポストバンクの売却によるものであり、当該CGUにおける回収可能価額は約123億ユーロとされた。

残りすべての主要なCGUの回収可能価額（NCOUにおける回収可能価額を除く。）は、各帳簿価額を大幅に上回っていた。2015年12月31日現在のトリガー事象のレビューにより、主要CGUにおける残りののれんに減損の兆候がなかったことが確認された。

当行グループの戦略または銀行業界における一部の政治リスクもしくはグローバル・リスク（ヨーロッパにおけるソブリン債危機の再来、既に採択されている規制の実施および既に議論されている法律の導入に関する不確実性、ならびにGDPの伸びの鈍化など）に関するレビューが、当行グループの特定のCGUの業績見通しに悪影響を及ぼす可能性があり、これにより将来ののれんの減損が生じる可能性がある。

帳簿価額

主要な各CGUの帳簿価額は、資本配分モデルを使用して算出される。この配分では、評価日時点の当行グループの資本合計が用いられる。これには、ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して追加的な資本の構成要素に分類されるその他Tier 1ノート（以下「AT1ノート」という。）が含まれる。資本合計は、前述のとおり減損が個別にテストされる非統合の投資に関連する特定の影響、および非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。

資本の配分において、株主持分（非統合の投資に関して調整されている）は、ドイツ銀行における回収可能価額の決定と現行の資本配分フレームワークの両方に合わせた2段階のプロセスで主要なCGUに配分される。2段階アプローチの仕組みは以下の通りである。まず、目標であるCET 1比率（CRR/CRD 4の完全適用による比率）を満たすまでは、株主持分の配分は支払能力に基づいて行われ、その後、該当する場合、レバレッジ比率要件を考慮するための増分の資本配分が行われる。支払能力に基づく配分には、規制への対応に合わせたその他の無形資産の割当が含まれる。さらに当該配分は、CGUのリスク・ウェイト・アセットの相対的な割合、資本控除項目および規制上の調整項目に基づく資本配分から成る。第2段階では、該当する場合、当行グループにおける相対的なレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度により比例配分された資本が、CGUに配分される。さらに、各主要CGUの帳簿価額において、非支配持分（非支配持分に帰属するのれんに関する追加調整を加算）が考慮される。AT1ノートは、主要なCGUに対して、それぞれのレバレッジ比率不足額に比例して配分され、レバレッジ比率不足額は、当行グループの目標レバレッジ比率、CGUのレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度および配分されたCET 1資本の役割を果たす。

非統合の投資に関する帳簿価額は、それぞれの資本に基づいて決定される。

回収可能価額

当行グループは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映する割引キャッシュ・フロー（DCF）モデルを用いて、売却コスト控除後の公正価値（公正価値のヒエラルキーのレベル3）に基づき主要なCGUの回収可能価額を決定している。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。当該回収可能価額は、AT1ノートの公正価値も含んでおり、帳簿価額の処理と一貫して主要なCGUに配分されている。

DCFモデルは、財務5ヶ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定（自己資本比率が現在の水準から、13%を優に超える普通株式等Tier 1資本比率および4.5%のレバレッジ比率（いずれも完全適用ベース）へと中期的に上昇する）を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正される。継続企業の場合には、資本に対するキャッシュ・フローは、2.8%（2015年度：3.2%）を上限とする一定の長期成長率により増加するか、またはそれへ収束すると仮定される。これは、CGUの収益見通しおよび国内総生産およびインフレ率の推移予測に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

主要な仮定および感応度

主要な仮定：CGUのDCF価値は、損益予測、適用される割引率（資本コスト）、また、より小さな範囲で長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステマティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源を使用して決定される。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。

のれんが計上された主要な資金生成単位

	割引率（税引後）	
	2016年度	2015年度 ¹
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	8.8%	-
ウェルス・マネジメント	8.4%	-
ドイチェ・アセット・マネジメント	9.9%	-

1 2016年度においてCGUの構成が変更されたため、比較数値は表記するに値しない。

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき以下の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

のれんを含む主な資 金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナ スの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況
ウェルス・マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> - グローバルでの富の創造、集中、デジタル化、人口の高齢化および次世代への移行を含む市場の動向および推移により継続的に特徴付けられる戦略。 - 富裕層および超富裕層顧客に対する事業の拡大ならびに選定された先進国および新興市場に対する高い市場占有率。 - グローバルでの投資一任業務のポートフォリオ管理および投資顧問ソリューションの構築。 - ドイツ国内市場でのリーダーシップおよびアジア / 太平洋およびアメリカにおける有機的成長戦略からの恩恵の最適化。 - 断片的な競争環境における市場シェアの維持または拡大。 - 事業基盤の最適化を踏まえたコスト削減。 - 基盤強化、投資ソリューションおよびデジタル機能に的を絞った投資。 	<ul style="list-style-type: none"> - 主要な業界の脅威（すなわち、市場および為替のボラティリティ、国家債務負担、将来の規制遵守に伴うコストの増加）。 - 低金利環境の継続。 - 投資家が引き続き資産を市場外で保持し、現金またはより単純でフィーの低い商品に退避し、取引量が減少すること。 - ビジネス・リスク / 実行リスク（すなわち、市場の不確実性による新規マネーターゲット（純額）の未達成、フランチャイズの不安定性、DBの評判、優秀なリレーションシップ・マネージャーの喪失）。 - 特定の制限（例えばリレーションシップ・マネージャーの採用が不可能となることおよび商品開発サイクルの長期化）により有機的成長戦略の実施が困難となること。 - 効率性の向上および想定されたIT / プロセスの改善によるコスト削減が、計画した程度まで達成されないこと。
ドイチェ・アセッ ト・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> - 投資商品の好調な業績の達成。 - 非中核事業戦略を合理化しつつ、成長分野（オルタナティブ、マルチ・アセット、パッシブ投資、ESG投資スキームなど）において商品構成を拡大する。 - ドイツおよびヨーロッパ諸国におけるDWSを通じた市場シェアのリーダーシップ、およびアジア / 太平洋およびアメリカにおける継続的な成長を利用した新規マネー（純額）の着実な増加。 - 仲介業務の資産を高成長チャネルへ分散化し、中核となる金融機関 / 保険会社とのリレーションシップをさらに深め、新チャネルに利用するためデジタル・ソリューションを取り入れる。 - 中核となる業務プロセスの改善、プラットフォーム最適化および商品の合理化を通じた更なる効率化。 - 規制により予想されるマージン圧縮（MIFID II）。 	<ul style="list-style-type: none"> - 当行グループの投資戦略にとって不利な厳しい市場環境とボラティリティ。 - 主要な市場および商品における不利なマージンの変動と、予想を超える不利な競争水準。 - ビジネス・リスク / 実行リスク（例えば、市場の不確実性による新規マネーターゲット（純額）の未達成、優秀な顧客対応スタッフの喪失、効率化が予想を下回ること）。 - 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響。 - 以前から続くDBの訴訟による評判リスクの影響。
コーポレート・アン ド・インベストメン ト・バンキング	<ul style="list-style-type: none"> - 戦略的な撤退および的を絞った利益の改善を通じた顧客範囲の最適化。 - 債券および株式オリジネーションの幅広い投資銀行商品を提供する顧客向けフランチャイズ、およびトランザクション・バンキングにおけるトレード、キャッシュ・アンド・セキュリティ・サービスを組み合わせさせたアドバイザーを最大限に活用。 - ヨーロッパは緩やかな景気回復に向かっており、アメリカの成長は財政刺激策および今後の金利上げの恩恵を受けると予想される。 - 債券および株式オリジネーションの事業は、引き続き2016年度下半期からの好調な勢いに乗ると予想される。 - ポートフォリオ管理および利益拡大のための再投資を通じて、規制上の資本増加を抑制する。 - 費用および従業員数の継続的な管理による費用効率。 	<ul style="list-style-type: none"> - 特にヨーロッパにおける市場環境は依然として厳しい。 - ヨーロッパ各国で今後行われる総選挙および英国の欧州連合脱退プロセスによる政治リスクの増加。 - 戦略的なポートフォリオの最適化および事業範囲の決定は期待ほどの収益の伸びおよび顧客の最適化を生まない可能性があり、リソースの最適化は予想以上の影響を収益に及ぼす可能性がある。 - 将来の潜在的なマージン圧縮。 - 戦略的事業により見込まれるコスト削減が、計画の期限内に実現されない。 - 世界経済の回復の予想以上の遅延、およびそれによる取引量、金利および為替相場への影響。

感応度：回収可能価額の回復力を測るため、DCFモデルに使用される主要な仮定（割引率および収益予想など）の感応度が測定される。経営陣は合理的かつ可能性のある主要な仮定の変更が、CIB、WMおよびDeAMにおいて減損損失を発生させる可能性があると考えている。これらの回収可能価額はそれぞれの帳簿価額を12%すなわち15億ユーロ（CIB）、49%すなわち13億ユーロ（WM）および32%すなわち18億ユーロ（DeAM）超過していた。

回収可能価額を帳簿価額と等しくするための一定の主要な仮定の変更

主要な仮定の変更	CIB	DeAM	WM
割引率（税引後）の増加	8.8%から9.5% へ	9.9%から 11.3%へ	8.4%から 11.0%へ
各期間における見積将来収益	-9%	-34%	-21%
長期成長率	N/M	N/M	N/M

N/M - 割合が0%でも回収可能価額は帳簿価額を超過することになるため、表記するに値しない。

その他の無形資産

2016年および2015年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動

単位： 百万ユーロ	購入した無形資産								内部生成 無形資産	その他 の 無形資 産合計
	償却対象とならない			償却対象となる					償却対象 となる	
	小口投 資運用 契約	その他	償却対象 となら ない購 入した 無形資 産合計	顧客関連 無形資産	取得事業 の価値	契約に基 づく無形 資産	ソフト ウェアお よびその 他	償却対象 となる購 入した無 形資産 合計	ソフト ウェア	
取得原価 / 製造 原価：										
2015年1月1日 現在残高	951	441	1,392	1,529	888	720	1,025	4,162	3,715	9,269
増加	0	0	0	26	0	0	21	47	1,217	1,265
連結会社グルー プの変動	0	-3	-3	0	0	0	-1	-1	-3	-7
処分	0	0	0	0	0	0	0	0	193	193
「売却目的保 有」からの（へ の）分類変更	0	0	0	-42	0	0	-13	-55	0	-55
振替	0	0	0	0	0	0	42	42	-11	31
為替レートの変 動	110	2	112	45	53	75	39	212	121	446
2015年12月31日 現在残高	1,061	440	1,501	1,559	941	795	1,112	4,407	4,846	10,755
増加	0	0	0	27	0	0	49	76	1,499	1,575
連結会社グルー プの変動	0	0	0	-155	-806	0	-13	-974	0	-975
処分	0	0	0	1	0	0	148	149	123	272
「売却目的保 有」からの（へ の）分類変更	0	0	0	0	0	-747	-203	-950	0	-950
振替	0	0	0	0	0	0	65	65	-29	36
為替レートの変 動	33	0	33	1	-135	22	9	-103	42	-28
2016年12月31日 現在残高	1,094	440	1,534	1,431	0	70	871	2,372	6,235	10,140
償却および減損 累計額：										
2015年1月1日 現在残高	240	3	243	976	243	343	781	2,343	1,249	3,835
当期の償却	0	0	0	87	44	36	45	212	499	710 ¹
連結会社グルー プの変動	0	-3	-3	0	0	0	-1	-1	-3	-7
処分	0	0	0	0	0	0	-1	-1	190	189
「売却目的保 有」からの（へ の）分類変更	0	0	0	-25	0	0	-4	-29	0	-29
減損損失	0	416	416	397	0	14	16	427	191	1,034 ²
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	-1	0	28	27	-24	3
為替レートの変 動	28	2	30	41	14	35	29	119	61	210

2015年12月31日 現在残高	268	418	686	1,476	300	429	893	3,098	1,782	5,567
当期の償却	0	0	0	39	37	24	36	136	679	815 ³
連結会社グループの変動	0	0	0	-155	-808	0	-15	-978	-10	-988
処分	0	0	0	1	0	0	146	147	99	246
「売却目的保有」からの(への)分類変更	0	0	0	0	0	-359	-94	-453	0	-453
減損損失	0	6	6	0	515	0	0	515	60	580 ⁴
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	39	10	49	0	49 ⁵
振替	0	0	0	3	0	0	45	48	-20	28
為替レートの変動	8	0	8	1	-43	10	6	-26	26	7
2016年12月31日 現在残高	276	424	700	1,363	0	65	715	2,143	2,418	5,261
帳簿価額:										
2015年12月31日 現在残高	793	22	815	83	641	367	218	1,309	3,064	5,188
2016年12月31日 現在残高	818	15	833	68	0	5	156	229	3,817	4,879

- 710百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- このうち843百万ユーロはのれんおよびその他の無形資産の減損に含まれており、償却対象とならない商標権に係る無形資産(416百万ユーロ)ならびに償却対象となる顧客関連無形資産(397百万ユーロ)、契約に基づく無形資産(14百万ユーロ)および商標権に係る無形資産(16百万ユーロ)の減損で構成されていた。さらに、内部開発したソフトウェアに関連する減損191百万ユーロが一般管理費に計上されていた。
- 815百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- このうち521百万ユーロはのれんおよびその他の無形資産の減損に含まれており、償却対象とならない商標権に係る無形資産(6百万ユーロ)の減損ならびに取得事業の価値(以下「VOBA」という。)の評価減(515百万ユーロ)で構成されていた。さらに、内部開発したソフトウェアに関連する減損60百万ユーロが一般管理費に計上されていた。
- 49百万ユーロは、前年度のMaher Terminals LLCの売却(NCOU)に関連する減損損失の戻入として計上され、のれんおよびその他の無形資産の減損に含まれている。

償却対象となる無形資産

2016年度において、償却対象となるその他の無形資産は純額で327百万ユーロ減少した。この変動の主な要因には、内部生成無形資産の増加15億ユーロが含まれている。これは当行グループが独自に利用するソフトウェアの開発に伴って発生した費用を資産計上したことによるものであった。これらは償却費用815百万ユーロと相殺されたが、大部分が内部開発したソフトウェアに関する予定された資産の使用(679百万ユーロ)およびAbbey Lifeの売却(Deutsche AM)による取得事業の価値(以下「VOBA」という。)の評価減(515百万ユーロ)を主に反映した580百万ユーロの減損費用に関するものであった。さらに、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの再評価により、内部開発したソフトウェアの評価減(60百万ユーロ)が計上された。NCOUにおけるMaher Terminals (Port Elizabeth)の事業に対するレガシー投資が2016年度第4四半期に売却される前に、2016年度第3四半期に売却目的保有カテゴリーへ組替えられていたことにより、契約に基づく商標権に係るその他の無形資産が純額で497百万ユーロ減少することとなった。

2015年度において、償却対象となるその他の無形資産の主な変動には、内部生成無形資産の増加12億ユーロが含まれていた。これは自己使用ソフトウェアの開発に関連する当行グループの活動に伴って発生した費用を資産計上したことによるものであった。一方、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの再評価の結果、当行グループは内部開発したソフトウェアの減損191百万ユーロを計上した。2015年4月27日、ドイツ銀行は、ポストバンクの売却を根幹とする新たな戦略ロードマップを発表した。当行グループの新戦略のさらなるアップデートがトリガー事象となり、過年度のCGUであるPBCに含まれるのれんおよびその他の非金融資産の減損テストが実施された。2015年度第3四半期において新戦略計画に対して実施された評価により、過年度のCGUであるPBCに減損が生じることとなった。過年度のPBCののれん(28億ユーロ。2016年度の新たなセグメント構造に基づくCGUの修正再表示については、上記の「のれんの変動」の項を参照のこと。)の全額を評価減する減損が配分された後、戦略上の意図の変更および予想されるポストバンクの連結除外を反映して、過年度のCGUであるPBCにおけるその他の無形資産に関連する減損損失837百万ユーロ(うち834百万ユーロがポストバンクのCGUに関連していた。)が認識された。当該減損は、処分コスト控除後の公正価値のモデル(公正価値のヒエラルキーにおけるレベル3)に基づく。当該減損額のうち、427百万ユーロが償却対象となる無形資産に関連するもので、主に顧客関連無形資産(397百万ユーロ)、BHW商標権に係る無形資産(16百万ユーロ)および契約に基づく無形資産(14百万ユーロ)の評価減から構成されている。残りは償却対象とならないポストバンクの商標権に係る無形資産の評価減に配分された(410百万ユーロ。詳細については下記を参照。)

2014年度における購入したその他の無形資産に関して計上された減損146百万ユーロの大部分は、Maher Terminals LLC (NCOU) に起因するものであった。このうち116百万ユーロはリース権利(「契約に基づく」)および29百万ユーロは商標権(「ソフトウェアおよびその他」)に係るもので、コンテナおよび取引高についての継続的なネガティブな見通しを受けたものであった。内部開発ソフトウェアの減損48百万ユーロの大部分は、OpExプログラムにおける現在の基盤ソフトウェアの再評価の結果によるものであった。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される。

資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

	耐用年数
内部生成無形資産：	
ソフトウェア	10年以内
購入した無形資産：	
顧客関連無形資産	20年以内
契約に基づく無形資産	8年以内
その他	80年以内

償却対象とならない無形資産

当行グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、一定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは小口投資信託に関連する投資運用契約(詳細は以下に記載。)および一定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当行グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計818百万ユーロであり、当行グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、Deutsche AMのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をDWS Investmentsに与える契約である。これらの契約は容易に更新可能であり、更新費用が少額であり、更新を行ってきた長い歴史があるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年における当行グループのZurich Scudder Investments, Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

当該資産の回収可能価額818百万ユーロは、複数期間超過収益法を使用して処分コスト控除後の公正価値として計算され、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された。処分コスト控除後の公正価値を決定する上での主要な仮定には、資産ミックス、フロー予測および実効手数料率が含まれる。算出に適用された割引率(資本コスト)は、2016年度において10.7%、2015年度は11.0%であった。2016年度および2015年度において、評価の見直しの結果、減損も過年度の減損の戻入も生じなかった。2014年度において84百万ユーロの減損の戻入が認識され、損益計算書ののれんおよびその他の無形資産の減損に計上された。これは主に、フランチャイズの強化を背景としたプラスのフロー予測、有利な資産ミックスおよび割引率の低下に起因していた。

商標権：その他の償却対象とならない無形資産には、いずれも2010年度に取得されたポストバンクの商標権（CGUであるポストバンクに配分される。）およびSal. Oppenheimの商標権（CGUであるDeutsche AMに配分される。）が含まれる。ポストバンクの商標権は、2010年度に、当初382百万ユーロで認識された。2011年度において購入価格の配分を確定するにあたり、ポストバンクの商標権の公正価値は410百万ユーロに増加した。Sal. Oppenheimの商標権は、27百万ユーロで認識された。両方の商標権とも無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれていることから、償却対象とならない無形資産に分類されている。両方の商標権は、第三者評価に基づき取得日現在の公正価値で計上された。回収可能価額の計算において、商標権の処分コスト控除後の公正価値は、インカム・アプローチに基づき、ロイヤルティ免除法が使用された。戦略上の意図の変更および予想されるポストバンクの連結除外を反映して、2015年度第3四半期にポストバンクの商標権（410百万ユーロ）について全額評価減が行われた。Sal. Oppenheimの商標権に係る評価モデルの見直しの結果、2015年度第4四半期に6百万ユーロの評価減が認識された。ドイツ市場以外での商標権の使用中止により、2016年度第4四半期においてさらに6百万ユーロの評価減が計上されることとなった。

27 -

売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に含まれている。

単位：百万ユーロ	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
現金、銀行預け金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	243	0
トレーディング資産、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	30	0
売却可能金融資産	29	0
貸出金	46	28
土地建物および設備	174	43
その他の資産	42	3,420
売却目的保有に分類された資産合計	563	3,491
預金、中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	570	0
トレーディング負債、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	29	0
長期債務	0	0
その他の負債	102	37
売却目的保有に分類された負債合計	701	37

2016年12月31日および2015年12月31日現在、売却目的保有として分類される非流動資産に関連して、それぞれ0百万ユーロおよび662百万ユーロの未実現純利得が、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）に直接認識された。

Maher Terminals (Port Elizabeth)

2016年4月15日に、当行グループは、Macquarie Infrastructure and Real Assets（以下「MIRA」という。）が運用するファンドであるMacquarie Infrastructure Partners III（以下「MIP III」という。）との間で、ニュージーランド州ポート・エリザベスにあるマルチ・ユーザー・コンテナ・ターミナルであるMaher Terminals USA LLC（以下「Maher Terminals」という。）の売却について合意に至ったと発表した。当該取引に基づき、MIP IIIは、規制当局の承認を条件にMaher Terminalsを100%取得することに合意している。2016年度第3四半期における更なる進展に伴い、2016年9月30日現在、Maher Terminalsは売却目的保有の処分グループに分類されている。これにより生じた減損損失はない。この分類変更に先立ち、Maher TerminalsはNCOU内で保有されている連結レガシー投資として会計処理されていた。この売却は2016年11月16日に無事に完了した。

Abbey Life

2016年9月28日に、ドイツ銀行は、Phoenix Group Holdings（以下「Phoenix Group」という。）の子会社であるPhoenix Life Holdings Limited（以下「Phoenix Life」という。）との間で、ドイツ銀行がDeutsche AM内で保有していたAbbey Life事業（Abbey Life Assurance Company Limited、Abbey Life Trustee Services LimitedおよびAbbey Life Trust Securities Limited）の売却について合意に至ったことを発表した。当該取引の条件に基づき、Phoenix Lifeは、Abbey Life事業を100%

取得することに合意している。一定の調整後の購入価格は933百万英ポンド（期末の為替レートによる換算額は1,087百万ユーロ）であり、近い将来に予定されている英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）の調査により起こり得る結果に関して、最長8年間にわたり最大175百万英ポンドの保証が付されている。

当該取引は、健全性規制機構（以下「PRA」という。）を含む規制当局の承認だけでなく、Phoenix Groupの株主投票および当該取引の資金調達のためのPhoenix Groupによる株主割当発行の完了が条件となっていた。当該取引を承認するPhoenix Groupの株主投票が2016年10月24日に実施され、2016年11月8日に株主割当発行が完了したため、Phoenix Groupは2016年12月13日に、PRAがAbbey Lifeの取得を承認したことを発表した。当該取引は2016年12月30日に完了した。これにより、Abbey Lifeの事業体は2016年度末現在の当行グループの貸借対照表から連結除外された。

上記の要件が満たされたため、当該取引の完了前に、Abbey Lifeの事業体には売却目的保有の会計規則が適用されることとなった。そのため、売却目的保有として当初分類される直前に、当該処分グループは、適用される会計規則に従い、当初測定および認識されていた。この処分グループには、処分元のCGUであるDeutsche AMから割り当てられたのれん500百万ユーロおよび取得事業の価値（VOBA。注記26「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。）515百万ユーロからなる1,015百万ユーロの無形資産も含まれている。処分グループにおける売却費用控除後の公正価値と純資産の比較により、当初の減損1,015百万ユーロが生じ、のれんおよびその他の無形資産の減損として2016年度第4四半期のDeutsche AMのセグメント別損益に計上された。

Abbey Life事業におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ・プログラム終了によって発生した累計損失49百万ユーロは、以前はその他の包括利益の要素であったが、売却完了時に純損益に振り替えられた。これはその他の収益項目と相殺され、当該売却の結果としてプラスの純利益72百万ユーロが生じた。すでに認識されていた1,015百万ユーロの無形資産の減損と合わせて、2016年度第4四半期に、当行グループは当該取引全体に係る税引前損失943百万ユーロを計上した。

当該売却は取引完了時の資本に純額でプラスの影響を及ぼし、2016年12月31日現在のドイツ銀行の普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース）は約10ペーシス・ポイント改善した。当該取引はドイツ銀行の分配可能項目に重大な影響を及ぼしていない。

Sal. Oppenheimのルクセンブルグにおける資産管理サービス事業

2016年12月22日、ドイツ銀行は、Sal. Oppenheimのルクセンブルグにおける資産管理および保管事業を民間銀行であるHauck & Aufhäuserへ売却することについて合意に至ったと発表した。この結果、Deutsche AMにおいて保有される関連事業の貸借対照表は、売却目的保有の処分グループとして分類された。処分グループの再評価の結果、34百万ユーロの減損損失が2016年度第4四半期においてその他の収益に計上された。当該取引（従業員を含むルクセンブルグの事業体2社の売却からなる）は慣習的な完了条件を満たすことと規制当局の承認を得ることを前提として、12ヶ月以内に完了するものと予想されている。

2016年度における処分

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
プライベート、ウェル ス・アンド・コマー シャル・クライアント	2015年12月28日、ドイツ銀行は、当行の華夏銀行に対する持分19.99%のすべてを、PICC Property and Casualty Company Limited (以下「PICC Property and Casualty」という。)に売却することに合意した。したがって、華夏銀行に対する33億ユーロの持分法適用投資は2015年度末に売却目的保有のカテゴリに分類変更された。当該取引は慣習的な完了条件が満たされ、中国銀行業監督管理委員会を含む規制当局の承認を得る必要があった。同委員会は2016年度第4四半期にPICC Property and Casualtyに対して、ドイツ銀行の華夏銀行に対する持分の取得を承認した。	売却目的保有投資の再評価により、2016年度第4四半期に売却されるまで、当行グループは非流動資産に係る減損損失122百万ユーロを計上し、2016年度の当該投資は31億ユーロまで減少した。その他の収益に計上された再評価に係る損失の大部分は、華夏銀行の株価の下落および為替レートの不利な動きの結果によるものであった。華夏銀行に対する持分に関する対価の合意により、その他の取引関連の影響が株価の下落を部分的に相殺した。さらに、投資に関連するその他の包括利益累計額662百万ユーロが、損益計算書に組替えられた。2016年度の純利益に関連する取引額は、全体で624百万ユーロとなった。	2016年度第4 四半期
プライベート、ウェル ス・アンド・コマー シャル・クライアント	ドイツ銀行は、過年度に発表した個人顧客向けサービス部門(以下「PCS」という。)をRaymond James Financial, Inc.へ売却する最終契約を、2016年9月6日付で完了した。	なし	2016年度第3 四半期
ドイチェ・アセット・ マネジメント	2015年8月、ドイツ銀行はインドの資産運用事業をPramerica Asset Management Pvt. Ltd.に売却する契約を締結したと発表した。2016年3月、規制当局によるすべての承認を得て、当該売却は完了した。	なし	2016年度第1 四半期

¹ 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2015年12月31日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
プライベート、ウェル ス・アンド・コマー シャル・クライアント	2015年12月28日、ドイツ銀行は、当行の華夏銀行に対する持分19.99%のすべてを、PICC Property and Casualty Company Limitedに売却することに合意した。したがって、華夏銀行に対する33億ユーロの持分法適用投資は2015年度末に売却目的保有のカテゴリーに分類変更された。	この分類変更前には、華夏銀行は持分法適用の関連会社として会計処理されていた。持分法適用投資の公正価値（活発な市場における処分コスト控除後の市場価格（レベル1））での再評価により、2015年度第3四半期に認識された当初の減損額649百万ユーロのうち162百万ユーロが一部戻入れられた。これに伴い、487百万ユーロの減損純額がPBCに計上され、持分法適用投資による純利益（損失）に計上された。華夏銀行に対する持分の売却契約は、株価の変動と組み合わさって、総額で697百万ユーロの純損失を発生させた。	2015年度第4 四半期
プライベート、ウェル ス・アンド・コマー シャル・クライアント	戦略的な優先事項を重視する当行の計画に合わせて、当行グループは、米国の個人顧客向けサービス部門（以下「PCS」という。）をRaymond James Financial, Inc.へ売却する最終の資産売買契約を締結したと発表した。	なし	2015年度第4 四半期

¹ 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2015年度における処分

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
非中核事業部門	2015年度第1四半期において、当行グループは、カナダのプリンスルパート港のFairview Container Terminal（マルチユーザー・コンテナ・ターミナル運営会社であるMaher Terminalsの一つのセグメント）に対する投資を、売却目的保有の処分グループに分類した。処分取引において、ドバイに本拠地を置く海上ターミナル運営会社であるDP Worldは、391百万ユーロ（580百万カナダ・ドル）の対価でFairview Container Terminalの100%を取得することに合意した。	なし	2015年度第3 四半期
インフラストラクチャー	当行グループのホールセール・バンキング情報テクノロジー（IT）インフラストラクチャーの一部のヒューレット・パカードへの部分的売却。	2015年度はなし。	2015年度第2 四半期

¹ 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

28 -

その他の資産およびその他の負債

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
その他の資産：		
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	57,924	60,421
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	9,859	10,575
決済日経過の未決済有価証券取引	6,409	4,221
未決済の通常取引に係る受取債権	30,908	19,722
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	105,100	94,939
未収利息	2,433	2,649
売却目的保有資産	563	3,491
その他	17,950	17,058
その他の資産合計	126,045	118,137

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
その他の負債：		
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	70,706	71,161
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	20,155	40,854
決済日経過の未決済有価証券取引	2,668	3,847
未決済の通常取引に係る支払債務	28,490	18,776
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	122,019	134,637
未払利息	2,712	2,607
売却目的保有負債	701	37
その他	30,008	37,725
その他の負債合計	155,440	175,005

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記27「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

29 -

預金

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
無利息要求払預金	200,122	192,010
利付預金		
要求払預金	129,654	153,559
定期預金	130,299	124,196
貯蓄預金	90,129	97,210
利付預金合計	350,082	374,964
預金合計	550,204	566,974

[次へ](#)

30 -
引当金

引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	住宅貯蓄 事業	オペレ- ショナル・ リスク	民事訴訟	規制執行	再構築	モーゲージ 買戻し請求	その他 ¹	合計
2015年1月1日現在残高	1,150	422	761	2,448	120	669	880	6,450
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	2	2
新規繰入額	316	170	1,296	4,067	688	16	915	7,468
取崩額	301	17	562	2,504	118	123	554	4,179
戻入額	1	289	112	69	40	231	380	1,121
為替レート変動の影響 / 割引の巻戻し	-32	18	38	119	1	78	39	261
振替	0	12	-4	-13	4	0	21	20
2015年12月31日現在残高	1,132	315	1,418	4,048	656	409	922	8,900
連結会社グループの変動	0	-0	0	0	-8	0	-66	-74
新規繰入額	213	123	1,192	1,616	535	25	582	4,286
取崩額	213	23	403	82	333	273	545	1,872
戻入額	37	93	278	34	110	10	131	693
為替レート変動の影響 / 割引の巻戻し	-36	0	12	84	4	13	5	82
振替	0	-13	72	-24	-1	0	-31	3
2016年12月31日現在残高	1,059	309	2,014	5,607	741	164	735	10,629

1 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用リスク引当金が開示されている注記21「信用リスク引当金」を参照のこと。

引当金の種類

住宅貯蓄引当金は、ドイツ・ポストバンク・グループおよびDeutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaftの住宅貯蓄事業から発生する。住宅貯蓄においては、顧客が建築ローン契約を締結し、それに従って、顧客が貸出銀行に目標金額を預金すると、顧客は建築ローンによる借入を受ける権利を得る。建築ローン契約に関連して、アレンジメント・フィーが課され、また、預金額に対して（通常は他の銀行預金よりも低い金利で）利息が支払われる。顧客が借入を行わないと決めた場合には、顧客は遡及的なボーナス金利を受領する権利を得る。これは、低い契約貯蓄金利と固定金利（現在は市場金利を大幅に上回っている。）との差額を反映するものである。住宅貯蓄引当金は、ボーナス金利およびアレンジメント・フィー払戻しに係る潜在的負債に関連している。潜在的なボーナス金利負債を計算するためのモデルには、影響を受ける顧客基盤の割合、適用されるボーナス金利、顧客状況および支払時期に関するパラメータが含まれる。当該引当金に影響を及ぼすその他の要素は、顧客行動に関する利用可能な統計データ、および将来的に当該事業に影響する可能性のある一般環境である。

営業引当金は、オペレーション・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。

オペレーション・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。営業引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟または規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーション・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再構築」を参照のこと。

モーゲージ買戻し請求引当金は、ドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業から発生する。2005年度から2008年度までの間に、ドイツ銀行はドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業の一環として約840億米ドルのプライベート・レーベルの証券化商品および710億米ドルの貸出金をホール・ローンの売却を通じて売却した。ドイツ銀行は、表明・保証の重大な違反があったとの主張に基づき、購入者、投資家および金融保証会社から貸出金を買戻すよう、またはそれによって発生したと主張されている損失について、これらの者に対して補償を行うよう請求を受けている。ドイツ銀行の通常の慣行では、契約上の権利に従って行われた有効な買戻し請求についてはこれを処理する。

2016年12月31日現在、ドイツ銀行は約847百万米ドルの未処理の解約合意の対象となっていないモーゲージ買戻し請求（貸出金の当初の元本残高に基づく。）を有している。これらの請求は主に、受託者またはサービサーによるプライベート・レーベルの証券化商品に関する請求から構成されている。2016年12月31日現在において、ドイツ銀行はこれら未処理の請求に対して引当金173百万米ドル（164百万ユーロ）を設定した。ドイツ銀行は、請求を条件として、一部のモーゲージ貸出金のオリジネーターまたは売手からの補償契約の受益者である。これに関してドイツ銀行は、2016年12月31日現在、64百万米ドル（61百万ユーロ）の債権を認識した。2016年12月31日現在において、当該債権控除後の当該請求に対する純引当金繰入額は109百万米ドル（103百万ユーロ）であった。

2016年12月31日現在、ドイツ銀行は、当初の元本残高約88億米ドルの貸出金について、買戻しを完了したか、解約合意を取得したか、和解したかまたは時機を失した請求を却下していた。これらの買戻し、合意および和解に関連して、ドイツ銀行は、上述のようにドイツ銀行が売却した貸出金のうち約981億米ドルについて、潜在的な請求に関する義務の免除を獲得している。

ドイツ銀行が売却したモーゲージ貸出金に関してさらにモーゲージ買戻し請求が行われる可能性があるが、ドイツ銀行はこれらの時期および金額を信頼性をもって見積ることができない。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、手続が適時に開始されなかったことを理由に、ドイツ銀行が発行した住宅用モーゲージ担保証券に関連する訴訟において主張されたモーゲージ買戻し請求の却下を認める判決を下した。裁判所は、問題となった貸出金に関する契約上の表明・保証の違反を主張する買戻し請求は、証券化のクロージング日現在で発生しており、従ってニューヨークの6年の時効を過ぎているとした。本判決および関連する判決は、ドイツ銀行に対し将来買戻し請求が行われる程度と当該請求が認められる可能性に影響する場合がある。

ドイツ銀行は、ホール・ローンとして第三者に売却した貸出金（2005年度から2008年度までの間に売却したすべての米国住宅用モーゲージ貸出金のほぼ半分を占める。）のサービサーではなく、売却後は、そのパフォーマンスについての情報へのアクセスを喪失した。ドイツ銀行が証券化を行ったモーゲージ貸出金についてのパフォーマンスが公表されている間は、そのパフォーマンスと受領した買戻し請求との間に直接的な相関関係はみられなかった。債務不履行となった貸出金ならびに返済中の貸出金および全額返済済みの貸出金について請求を受領している。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料および銀行税に対する引当金を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし1件以上の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。この傾向は、世界的な金融危機およびヨーロッパのソブリン債の危機を受けて急激に加速している。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い、「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁判機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件に

おける他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2016年12月31日および2015年12月31日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考える一部の案件について、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積ることが不可能であったため、引当金を認識していない。

信頼性の高い見積りが可能な案件について、当行グループは、2016年12月31日現在、可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い将来損失の合計は、民事訴訟案件については約15億ユーロ（2015年12月31日：14億ユーロ）、規制執行案件については8億ユーロ（2015年12月31日：10億ユーロ）になると見積っている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」より高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積ことは不可能であると考えており、このため、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性は「ほとんどない」と考えており、そのため、引当金を認識しておらず、偶発負債の見積りにも含めていない。

当該可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や訴訟相手による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなることが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの法域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性は「ほとんどない」と当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債の可能性が「ほとんどない」よりも高い、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）に関する記載であり、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積ることができない案件が含まれる。

Eschファンド訴訟 Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（以下「Sal. Oppenheim」という。）はドイツ銀行による2010年の取得以前、クローズ・エンド型不動産ファンドへ参加するためのマーケティングおよび資金調達に關与していた。当該ファンドは、ドイツの法律に基づき民法上の組合として組成された。通常、Josef Esch Fonds-Project GmbHが、計画およびプロジェクトの開発を行っていた。Sal. Oppenheimは当該会社に対し、共同支配企業を通じて間接的な持分を保有していた。当該事業に関連して、多数の民事訴訟がSal. Oppenheimに対して提起されている。訴状のすべてではないが、その内のいくつかはSal. Oppenheimの元マネージング・パートナーやその他の個人に対するものである。Sal. Oppenheimに対して提起されている当該訴訟は、当初約11億ユーロの投資に関連している。一部の訴訟が棄却あるいは和解がなされた後において、当初約330百万ユーロであった投資に関する訴訟が今も係属中である。現在係属中の訴訟の合計請求額は、約390百万ユーロである。投資家は、ファンドへの参加を解除し、当該投資に関連する潜在的な損失および負債に対する補償を受けることを求めている。当

該訴状は、投資家の意思決定に関連するリスクおよびその他の重要な側面に関する十分な情報をSal. Oppenheimが提供しなかったとする点に一部基づいている。個別の訴訟の事実に基づき、いくつかの裁判所はSal. Oppenheimに有利な判決を下し、いくつかの裁判所は不利な判決を下した。上訴は係属中である。当行グループはこれらの案件について引当金および偶発負債を計上したが、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、その金額を開示していない。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行っている世界中の一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行った。

2016年10月19日、米国商品先物取引委員会の執行部（以下「CFTC」という。）は、「ドイツ銀行の外国為替に関する調査は終了しており、CFTCが現時点でさらなる行動を起こす予定はない」と通知する内容のドイツ銀行に対する書簡（以下「CFTCレター」という。）を発行した。慣例により、CFTCレターは、CFTCが「将来いつでも調査の再開を決定する裁量を維持している。」と声明している。CFTCレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

2016年12月7日、ドイツ銀行がCADE（ブラジルの反トラスト法執行機関）と、ブラジルを拠点としたドイツ銀行の元トレーダーによる外国為替市場における行為に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。これは、ドイツ銀行に関連するCADEの事務的な手続を終了させる効果があった。

2017年2月13日、米国司法省（DOJ）の犯罪部門不正セクションは、「外国為替市場に関連する連邦犯罪法違反の可能性に関する」犯罪調査をDOJが終了していることをドイツ銀行に対して通知する書簡（以下「DOJレター」という。）を発行した。慣例により、DOJレターは、DOJが調査に関して追加の情報または証拠を得た場合には、調査を再開する可能性があることを声明している。DOJレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

一部のその他の規制当局および法執行機関による調査は進行中であり、ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行は、外国為替相場を操作したとしてニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起された反トラスト法および米国商品取引法に係る請求を主張する複数の推定上の集団訴訟において被告として指定されている。集団訴訟における訴状は損害賠償額を特定していない。2015年1月28日、当該集団訴訟を監督する連邦裁判所は、米国の原告に係属する当時係属中であつた1件の訴訟の却下申立を否認し、一方で、非米国の原告に係属する2件の訴訟の却下申立を再訴不能の形で認めた。裁判所による2015年1月28日の命令より後に、追加の訴訟が提起されている。現在4件の訴訟が係属中である。第1の係属中の訴訟は併合された訴訟であり、米国またはその海外領土において居住している、または事業を行っている店頭市場のトレーダーの推定集団および中央取引所のトレーダーの推定集団を代表して提起されたもので、ベンチマーク・レートとスポット・レートの両方、特にこれらのスポット・レートのスプレッドについて、競争を制限し、それらを操作する違法な契約があると主張している。当該訴状はさらに、これらの推定される共謀が、結果的に外国為替の先物およびオプションの中央取引所における人為的な価格につながったと主張している。2016年9月20日、ドイツ銀行による併合訴訟の却下申立の一部が認められ、一部が否認された。第2の訴訟は当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が1974年米国従業員退職所得保障法（ERISA）における被告の信認義務の違反を引き起こす結果となったと主張している。第3の推定集団訴訟は、2015年12月21日、Axiom Investment Advisors, LLCによって同裁判所に提訴された。当該訴訟は、ドイツ銀行が、「ラスト・ルック」と呼ばれる機能を通して、電子取引プラットフォームに出された為替注文を拒否し、後に推定集団のメンバーにとって価格が前よりも不利になってからこれらの注文を執行したと主張している（以下「ラスト・ルック」訴訟という。）。原告は、契約違反に基づく請求、準契約上の請求およびニューヨーク州法に基づく請求を主張している。2016年9月26日に提起された第4の推定集団訴訟（以下「間接購入者」訴訟という。）は当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が為替商品の「間接購入者」に損害を与えたと主張している。これらの請求はシャーマン法、ニューヨークのドネリー法、カリフォルニアのカートライト法およびカリフォルニアの不当競争法に基づいて申立てられた。

2016年8月24日、裁判所は被告のERISA訴訟の却下申立を認めた。2017年1月9日、当該訴訟における原告は米国第二巡回控訴裁判所へ上訴書類を提出した。2017年2月14日、裁判所は、ドイツ銀行のラスト・ルック訴訟の却下申立の一部を認め、一部を否認した。2017年1月24日、ドイツ銀行は、間接購入者訴訟の却下申立を行った。併合訴訟およびラスト・ルック訴訟の開示手続は開始された。ERISA訴訟および間接購入者訴訟の開示手続はまだ始まっていない。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州およびケベック州において提起された2件のカナダの集団訴訟において被告として指定されている。2015年9月10日に提起されたこれらの集団訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、カナダ競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。

当行グループは、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

銀行間取引金利事項 規制および法執行案件 ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行機関（米国の様々な州の検事総長を含む）から、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

以前報告したとおり、2013年12月4日、ドイツ銀行は、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブの取引における反競争行為に関する欧州委員会の調査を解決するための集団和解の一環として欧州委員会との間で和解に達した。和解契約の条件に従い、ドイツ銀行は総額725百万ユーロを支払うことで合意した。この罰金は全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

また、以前に報告されたとおり、2015年4月23日、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBOR、およびTIBORの設定に関する不正行為に対する調査を解決するため、米国司法省（DOJ）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融行為監督機構（FCA）、ニューヨーク州金融サービス局（DFS）と個別の和解を締結した。これらの契約の条件に基づいて、ドイツ銀行はDOJ、CFTCおよびDFSに対し罰金21.75億米ドル、ならびにFCAに対し罰金226.8百万英ポンドを支払うことで合意した。これらの罰金は、全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していないが、ただし、DB Group Services (UK) Ltd.（ドイツ銀行の間接保有完全子会社）への判決を受け、1件の有線通信不正行為の有罪を認める同社の答弁（現時点で、2017年3月28日に予定されている。）に関連してDOJに支払われる150百万米ドル（裁判所の承認を条件とする）は除く。DOJとの問題解決の一環として、ドイツ銀行は3年の起訴猶予契約を締結した。これに従い、ドイツ銀行は（特に）1件は有線通信不正行為、もう1件は価格操作に関してドイツ銀行がシャーマン法に違反しているとする情報をコネチカット地区米国連邦地方裁判所に提出することに同意した。

2016年11月29日、米国証券取引所の職員はドイツ銀行に対して、同取引所は銀行間取引金利（IBOR）の調査を完了し、取引所による強制措置を勧告する予定はないことを通知した。

2016年12月21日、スイスの競争委員会WEKOは、ドイツ銀行AGを含む様々な銀行に向けて、EURIBORおよび円LIBORに係るIBOR関連の和解決定について公式に発表した。ドイツ銀行は、円LIBORについて罰金5.0百万スイスフランおよびWEKOへの手数料約0.4百万スイスフランの支払いを求められる予定である

。ドイツ銀行は、EURIBORに係る罰金について、WEKOに対してかかる行為を初めて通知した当事者であることから、全額免除を獲得した。当該和解金額は、既に全額が既存の訴訟引当金に計上されている。

上述のとおり、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBOR、およびTIBORの設定に関して、米国の州検事総長の作業部会による調査の対象となっている。当行は引き続き米国の州検事総長の調査に協力する。

様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の調査は引き続き進行中であり、ドイツ銀行は引き続きさらなる措置にさらされている。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、残りの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

民事訴訟の概要 ドイツ銀行は、以下の段落において説明される、様々な銀行間取引金利の設定に関する不正とされる操作に関連する47件の民事訴訟の当事者となっている。ドイツ銀行および他の多数の被告に対する、推定集団訴訟を含む民事訴訟の大部分が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）において係属中である。6件を除くすべての民事訴訟が、米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して提起された。また、ドイツ銀行に対する、米ドルLIBORに関連しない16件の民事訴訟がSDNYにおいて係属中であり、このうち、2件が円LIBORおよびユーロ円TIBORに、1件がEURIBORに、1件の併合訴訟が英ポンド（GBP）LIBORに、1件がスイスフラン（CHF）LIBORに、1件が2つのシンガポールドル（SGD）ベンチマーク・レート、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）に関連している。

上述の47件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、米国商品取引法（CEA）、連邦および州反トラスト法、米国威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（RICO）ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。5件を除くすべてにおいて、原告は賠償額を正式に明示していない。特定の賠償額を主張する5件の訴訟は、米ドルLIBORの広域係属訴訟に併合された個別訴訟で、ドイツ銀行を含む全被告に対して、総額で少なくとも12.5億米ドル超の損害賠償を請求している。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

米ドルLIBOR 2件を除き、これらの米ドルLIBOR民事訴訟のすべては、SDNYにおいて広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。ドイツ銀行に対して係属中の多数の個別訴訟およびそれらの類似性を鑑み、米ドルLIBOR MDLに併合されている民事訴訟は、該当する訴訟すべてに関する下記の概要に含まれている。個別訴訟の状況または判決がドイツ銀行に対して重要である場合を除き、個別の訴訟の開示はされていない。

2013年3月から2016年12月の、請求範囲を限定する一連の米ドルLIBOR MDLについての判決を受けて、原告は現在、反トラスト法に係る請求、CEA法に係る請求ならびに州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として一部の原告の請求を却下する判決を下しているが、これらの根拠は現在、追加的な概要説明の対象となっており、さらなる判決が待たれている。

2016年5月23日、米国第二巡回控訴裁判所は、米ドルLIBOR MDLの被告に対する反トラスト法に係る請求の回復を求める意見を表明し、さらに審理するよう地方裁判所に差し戻しを行った。2016年12月20日、地方裁判所は、反トラスト法に係る一部の請求を却下する判決を下したが、その他については請求を認めた。

訴訟のうちの数件において開示手続が進められており、集団認定の申立は現在、2017年8月までに概要説明が行われる予定である。

2017年1月10日、ドイツ銀行は、シカゴ・マーカントイル取引所で取引されるユーロドル先物およびオプションについて申立てられた取引に基づく請求を主張する米ドルLIBOR MDLの一部として係属中の推定上の集団訴訟（*FTC Capital GmbH 対 Credit Suisse Group AG*）を解決するため、原告と仮契約を締結した。当該和解については、和解金額は既に全額が既存の訴訟引当金に反映されており、追加の引当金は計上されていない。当該和解契約は、追加書類の提出と裁判所の承認を条件とする。

最終的に、米ドルLIBOR MDL訴訟のうちの1件は、（ドイツ銀行およびその他の外国の被告に対する）対人管轄権に関する根拠を含め、全体が却下されたが、原告は第二巡回控訴裁判所に控訴している。

米ドルLIBOR MDL以外の2件の訴訟は、却下された。SDNYにおいて係属中のMDLの範囲外の訴訟において、原告は訴状を修正する申立を提起し、当該申立についての決定が待たれている。他方のMDLの範囲外の訴訟（カリフォルニア州中央地区米国連邦地方裁判所において係属中である）の却下が、2016年12月に米国第九巡回控訴裁判所に認められた。

円LIBORおよびユーロ円LIBOR 2017年1月24日、ドイツ銀行は、円LIBORおよびユーロ円LIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である2件の推定上の集団訴訟（*Laydon 対 Mizuho Bank, Ltd. および Sonterra Capital Master Fund Ltd. 対 UBS AG*）を解決するために、原告と仮契約を締結し、ソントラ訴訟に係る係属中の却下申立を取り下げた。（レイドン訴訟は、既に却下申立に対する裁判所の決定を待っており、現在、開示手続中である。）この和解については、和解金額は既に全額が既存の訴訟引当金に反映されており、追加の引当金は計上されていない。当該和解契約は、追加書類の提出と裁判所の承認を条件とする。

EURIBOR 2017年1月24日、ドイツ銀行は、EURIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である推定上の集団訴訟（*Sullivan 対 Barclays PLC*）を解決するために、原告と仮契約を締結し、当該訴訟に係る係属中の複数の却下申立を取り下げた。この和解については、和解金額は既に全額が既存の訴訟引当金に反映されており、追加の引当金は計上されていない。当該和解契約は、追加書類の提出と裁判所の承認を条件とする。

GBP LIBOR、CHF LIBORならびにSIBORおよびSOR 英ポンド（GBP）LIBOR、スイスフラン（CHF）LIBOR、ならびにシンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）のそれぞれを操作したとして提起されている推定上の集団訴訟が、SDNYにおいてそれぞれ係属中である。これらの各訴訟は、却下申立に関する十分な概要説明が実施されている。開示手続は中断している。

銀行手形スワップ・レート請求 2016年8月16日、オーストラリア銀行手形スワップ・レート（以下「BBSW」という。）に関連して談合および操作が行われたとする申立に基づく請求が行われ、ドイツ銀行およびその他の被告に対して推定上の集団訴訟がニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起された。訴状は、被告がBBSWの確定に影響を与えることを意図してマネー・マーケット取引に関与し、BBSWの虚偽の提案を行い、BBSWの規則を支配してさらなる不正行為に及んだと特に主張している。原告は、2003年度から現在に至るまでにBBSWにリンクした金融商品のうち米国内で行われた取引について関与した個人および事業体を代表して訴訟を提起した。修正された訴状が2016年12月16日に提出され、被告による却下申立が提起された。

紹介雇用慣行および一定のビジネス関係についての調査 多様な法域の一定の規制当局および法執行機関（米国証券取引委員会および米国司法省を含む。）は、顧客、潜在的な顧客および政府職員から紹介された候補者に関する当行の雇用慣行ならびに仲介者およびコンサルタントの契約に関して、米国海外腐敗行為防止法およびその他の法令へのドイツ銀行の法令順守を特に調査している。ドイツ銀行はこれらの調査に応じて協力し続けている。その他の法域における一定の規制当局も、これらの調査について概要を把握している。当行グループは、これらの規制当局による調査の一部に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。現在判明している事実に基づき、現時点で当行が判決の時期を予測することはできない。

カウプシングのCLNに係る請求 2012年6月、アイスランドの株式会社であるカウプシングhf（清算委員会を通じて活動している）は、アイスランドと英国において、ドイツ銀行に対しアイスランドの法律に基づく約509百万ユーロ（諸費用ならびに損害賠償および支払遅延の利率に基づき算定された利息が加算される）の回収請求を起こした。当該請求は、2008年にドイツ銀行が英領バージン諸島の特別目的ピークル（以下「SPV」という。）2社に対して発行した、カウプシングを参照するレバレッジド・クレジットリンク債（以下「CLN」という。）に関連していた。当該SPVの最終保有者は、富裕層の個人である。カウプシ

ングは、SPVに資金供給したと主張し、カウプシング自体が当該取引において経済的なりスクにさらされていたことをドイツ銀行が把握していた、または把握しているべきであったと主張した。カウプシングは、複数の根拠に基づきカウプシングが当該取引を無効とすることができるかと主張しており、その根拠には、カウプシングが自社のCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）スプレッドの市場、ひいては上場債権に影響を与えることが取引の目的の一つであったことから、当該取引は不適切であったとする根拠が含まれる。さらに、2012年11月、カウプシングはドイツ銀行に対し、ロンドンにおいて英国の法律に基づく請求（この主張はアイスランドの法律に基づく請求と類似している）を開始した（以下アイスランドの手続と合わせて「カウプシングの手続」という。）。ドイツ銀行は、2013年2月下旬にアイスランドの手続において答弁を行った。2014年2月、英国での両手続は、アイスランドの手続の最終決定を待って停止された。さらに、2014年12月、SPVと共同清算人は、ドイツ銀行に対し、英国においてCLN取引から生じたドイツ銀行および他の被告に対する請求と実質的に同様の請求を起こした（以下「SPVの手続」という。）。SPVはまた、約509百万ユーロ（諸費用および利息が加算される）を請求した。ただし、利息請求額はアイスランドよりも低かった。ドイツ銀行は、現在、カウプシングの手続およびSPVの手続の和解に達しており、2017年度第1四半期に支払いが行われた。当該和解については、和解金額は既に全額が既存の訴訟引当金に反映されており、追加の引当金は計上されていない。

キルヒ ミュンヘンの検察庁（Staatsanwaltschaft München I）は、特にドイツ銀行の数名の元取締役会メンバーについて、キルヒ訴訟に関連した犯罪捜査を行い、現在も実施中である。キルヒ訴訟には、ドイツ銀行AGとレオ・キルヒ博士および同氏が支配していたメディア企業との間の数件の民事訴訟手続が含まれていた。主な問題は、2002年に当時ドイツ銀行の取締役会スポークスマンであったロルフ・プロイヤー博士が行ったブルームバーグ・テレビジョンとのインタビューが、キルヒ会社が破綻する原因となったか否かであった。当該インタビュー中にプロイヤー博士は、キルヒ博士（および同氏の会社）が融資を獲得できないことについて言及していた。2014年2月、ドイツ銀行とキルヒ氏の相続人は包括的和解に達し、これにより両者間の法的な争いはすべて終了した。

検察庁の主張は、ミュンヘン上級地方裁判所および連邦裁判所におけるキルヒ氏とドイツ銀行AGとの民事訴訟のうちの1件で提出された提出物におけるドイツ銀行顧問弁護士による事実の陳述につき、該当する元取締役会メンバーが、当該陳述が誤りであることに気付いたとされた後に速やかな訂正を怠った、および/またはそれぞれが当該手続において誤った陳述を行ったというものである。

2016年4月25日、ミュンヘン地方裁判所は、ユルゲン・フィッチェン氏および他4名の元取締役会メンバーに関係する主要な捜査についてミュンヘン地方裁判所で行われた審理を受けて、全ての被告および当該手続の二次的参加人であった当行を無罪とした。2016年4月26日、検察庁は上訴を申し立てた。上訴は事実誤認ではなく法律上の過失の再審理に限定されている。2016年10月18日、判決書が送達されてから数週間後、検察庁は元取締役会メンバーのユンゲル・フィッチェン氏、ロルフ・プロイヤー博士およびジョゼフ・アッカーマン博士についてのみ上訴を維持し、元取締役会メンバーのクレメンス・ボーアサイ博士およびテッセン・ヴァン・ハイドブレック博士についての上訴は取り下げることを通じたため、両者の無罪が確定した。

検察庁による他の捜査（これはキルヒ民事訴訟手続における訴訟不正の企てにも対応している）は進行中である。ドイツ銀行はミュンヘン検察庁に協力している。

当行グループは、これらの訴訟手続が当行グループに及ぼす重要な経済的影響はないと考えており、これらに関して引当金または偶発負債を計上していない。

KOSPI指数下落問題 2010年11月11日のクロージング・オークションでの韓国総合株価指数200（以下「KOSPI200」という。）の約2.7%の下落を受け、韓国金融監督庁（以下「FSS」という。）は捜査を開始し、KOSPI200の下落はドイツ銀行による、KOSPI200の指数裁定ポジションの一部として保有されていた約16億ユーロ相当の株式バスケットの売却に起因するとの懸念を表明した。2011年2月23日、FSSの業務を監督する韓国金融監督委員会がFSSによる結論および勧告を検討し、以下の措置を決定した。すなわち、（ ）ドイツ銀行グループの5名の従業員およびドイツ銀行の子会社であるDeutsche Securities Korea Co.（DSK）に対し、市場を操作したとして様々な企業犯罪の法的責任について韓国検察庁に刑事告訴すること、（ ）DSKの現物株式および上場デリバティブの自己売買業務ならびにDMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）現物株式トレーディングを2011年4月1日に開始し2011年9月30日に終了する6ヶ月間に関して停止すること、およびDSKが1名の指定された従業員に対して6ヶ月間雇用を停止する要求を課すことであった。業務停止には適用除外があり、DSKが既存のデリバティブ連動証券の流動性供給者としての業務を継続することを許可している。2011年8月19日、韓国検察庁は、スポット/先物関連市場の操作の疑いでDSKおよびドイツ銀行グループの4名の従業員を起訴することを決定したと発表した。当該刑事裁判は2012年1月に開始された。2016年1月25日、ソウル中央地方法院はDSKのトレーダーおよびDSKに対し有罪の評決を下した。15億韓国ウォン（2.0百万ユーロ未満）の刑事上の罰金がDSKに科された。裁判所はまた、基礎となった取引活動により発生した利益の没収を命じた。当行グループは2011年度における基礎となった取引活動に係る利益を差し出した。刑事裁判の評決は、検察および被告の両方によって上訴されている。

加えて、2010年11月11日のKOSPI200の下落の結果損失を受けたと主張する一部の当事者によって、ドイツ銀行およびDSKに対して多数の民事訴訟が韓国裁判所に提起されている。2015年度第4四半期より、これらの訴訟のいくつかについて、第一審裁判

所の決定が当行およびDSKに対して下された。未解決の既知の請求における総請求金額は約50百万ユーロ（現在の為替レート）に上る。当行グループはこれらの未解決の民事案件に関して引当金を設定している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、この引当金の金額を開示していない。

生命保険買取調査 米国連邦法執行機関は、ドイツ銀行の生命保険買取事業の実績を調査している。精査中の問題には、2005年度から2008年度の期間中の生命保険資産に対する投資の発行および購入が含まれる。これに関連して、ドイツ銀行は、生命保険買取事業の実績について、独自の内部レビューを実施している。当行は、調査機関に協力している。

当行グループは開示することがこの問題の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

モーゲージ関連および資産担保証券事項ならびに調査 規制当局および政府案件 ドイツ銀行および一部の関係会社（これらの段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。）は、米国金融詐欺対策タスク・フォースの住宅用モーゲージ担保証券ワーキング・グループのメンバーを含む一定の規制当局および政府機関から、モーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）、商業モーゲージ担保証券（CMBS）、債務担保証券（CDO）、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブの発行、購入、証券化、販売、評価および/または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は、これらの召喚状および情報要請に応じて、全面的に協力している。

2016年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行のRMBSの発行および証券化業務の調査を根拠として米国司法省（DOJ）が提起を検討していた潜在的な請求の和解に関して、DOJとの協議を開始し、最初の要求額は140億米ドルであった。2016年12月23日、ドイツ銀行は、2005年度から2007年度に行われたRMBS事業に関する潜在的な請求を解決するためにDOJと基本合意に達したと発表した。2017年1月17日、当該和解が確定し、DOJにより発表された。和解に基づき、ドイツ銀行は、民事制裁金31億米ドルを支払い、消費者救済に41億米ドルを提供することに合意した。

2016年9月、ドイツ銀行は、メリーランド州の検事総長から、2002年度から2009年度のドイツ銀行のRMBSおよびCDO事業に関する情報要請の行政召喚状を受け取った。2017年1月10日、ドイツ銀行およびメリーランド州の検事総長は、本件を解決するために15百万米ドルの現金および80百万米ドルの消費者救済で基本合意に達した（ドイツ銀行がDOJとの和解の一部として合意した総額41億米ドルの消費者救済から配分される）。当該合意の和解文書はまだ完成していない。

当行グループは一部の規制当局による進行中の調査に関して引当金を計上しているが、その他については設定していない。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指定されている。下記に記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、Novastar Mortgage Corporationが発行した6件のRMBS売出しの引受人としての役割に関連して、集団訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。当該訴訟は、かかる売出しにおいて証券を購入した投資家集団を代表する原告により提起された。当事者は、最近総額165百万米ドルで解決する基本合意に達し、かかる金額の一部は当行が支払う予定である。和解に関する書類が完成した時点で裁判所の承認手続が行われ、和解が確定するまで当該手続には数か月を要するとドイツ銀行は見込んでいる。

Aozora Bank, Ltd. (Aozora) は、ドイツ銀行の事業体に対して（とりわけ）価格が下落したとされる様々なCDOへのAozoraの投資に関係して、不正および関連する請求を主張する訴訟を提起した。2015年1月14日、裁判所は、Blue Edge ABS CDO, Ltd.として識別されるCDOに関連してAozoraによって提起されたドイツ銀行AGおよびその子会社であるDeutsche Bank Securities Inc.に対する訴訟について、当該2社による却下の申立を認めた。Aozoraは、この判決について控訴し、2016年3月31日、控訴裁判所は下級裁判所による却下を認めた。Aozoraは、更なる控訴は考えていない。これとは別に、他のドイツ銀行の子会社であるDeutsche Investment Management Americas, Inc.は、UBS AGおよび関連企業とともに、Brooklyn Structured Finance CDO, Ltd.として識別されるCDOに関連してAozoraにより提起された訴訟において被告となっている。2015年10月13日、裁判所は、不正ならびに不正援助および不正教唆に係るAozoraの請求の却下を求めた被告の申立を棄却し、被告はこの判決について控訴した。2016年9月14日、口頭弁論が開かれ、2016年11月3日、控訴裁判所は下級裁判所による判決を覆し、被告によるAozoraの請求の却下申立を認めた。Aozoraは、更なる控訴は考えておらず、2016年12月15日、裁判所は請求を却下する判決を下した。

ドイツ銀行は、RMBSの売出しに関連し(a)Colonial Bank(すべての被告に対して189百万米ドル以上の損害賠償を主張)、(b) Guaranty Bank(すべての被告に対して901百万米ドル以上の損害賠償を主張)および(c)Citizens National BankとStrategic Capital Bank(すべての被告に対して66百万米ドル以上の損害賠償を主張)の管財人として米国連邦預金保険公社(FDIC)によって提起された3件の訴訟において被告となっている。Colonial BankおよびGuaranty Bankの管財人としてFDICによって提起された個別の訴訟において、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させている。Guaranty Bankに関する訴訟において、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却され、開示手続が進行中である。Colonial Bankに関する訴訟において、再審理の申請は棄却され、2016年10月6日、被告は米国最高裁判所への移送命令の申請を行ったが、これは2017年1月9日に棄却された。2017年1月18日、Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankの管財人としてFDICによって提起された訴訟における同様の控訴も棄却された。

Residential Funding Companyは、Residential Funding Companyに売却した貸出金の表明・保証の違反ならびにResidential Funding Companyに対して提起されたRMBS関連の請求および訴訟を受けて発生した損失の補償に関して、ドイツ銀行に対し買戻し訴訟を提起した。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されなかった。2016年6月20日、当事者は秘密和解契約を履行し、2016年6月24日に裁判所は再訴不能の形で当該訴訟を却下した。

ドイツ銀行は、2件のRMBS証券の再証券化に関してFederal Home Loan Bank of San Franciscoによって提起された請求を解決するための和解に最近達しており、和解の金額は当行にとって重要ではなかった。この和解および過去の別の2件の請求の一部和解により、ドイツ銀行は、1件のRMBSの売出しに関する訴訟において引き続き被告となっている。この売出しにおける引受人として、ドイツ銀行には契約上の補償が定められている。2017年1月23日、RMBS売出しに関連する請求を解決するために、和解契約が履行された。ドイツ銀行は、本件は早期に解決されると見込んでいる。

ドイツ銀行は、RMBSの購入に関連するコモン・ローに関する請求を主張しているRoyal Park Investments(Fortis Bankの一定の資産を取得するために設立された特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として)によって提起された訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。2016年4月29日、ドイツ銀行は却下申立をしたが、現在係属中である。

2014年6月、受託者としてのHSBCは、ACE Securities Corp.の2006-SL2 RMBS売出しのモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が買戻しを行っていないと主張して、過去の訴訟について再審理を行うよう、ニューヨーク州裁判所にドイツ銀行に対する訴訟を提起した。同売出しにおけるモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が提供した表明・保証の違反を主張し、受託者としてのHSBCがドイツ銀行に対して提起した別の訴訟の却下を申立てる上訴の結果が出るまで、当該再訴は保留されている。2016年3月29日、裁判所は、再訴を却下し、2016年4月29日、原告は上訴申立を提起した。

ドイツ銀行は、Countrywideが発行した1件のRMBS証券の購入を無効にするよう求めてCharles Schwab Corporationが提起した民事訴訟において、被告として指定された。2015年度第4四半期において、当該訴訟においてドイツ銀行に補償を行うBank of Americaは、ドイツ銀行に関係する問題となっている1件の証券に関する訴訟について、和解契約を締結した。2016年3月16日、裁判所は、Deutsche Bank Securities Inc.を被告として却下することを再訴不能の形で確定した。

2016年2月18日、ドイツ銀行およびAmherst Advisory & Management LLC(Amherst)は、5件のRMBS信託に関する契約違反訴訟を解決するために、和解契約を履行した。2016年6月30日、両当事者は、2016年2月18日に締結した契約の修正および文言修正を行い、和解契約を履行した。2016年8月の証券保有者による和解の承認投票結果を受け、受託者は和解契約を受け入れ、当該訴訟を取り下げた。2016年10月17日、当事者は再訴不能の形で訴訟の中止に合意し、これが裁判所において2016年10月18日および10月19日に承認されたことで5件の訴訟が解決された。ドイツ銀行が支払う和解金の一部は、当該訴訟の非当事者により補償された。

ドイツ銀行は、RMBSの購入に関連するコモン・ローおよび連邦証券法に関する請求を主張しているPhoenix Light SF Limited(旧WestLB AGが設立および/または管理する特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として)により提起された訴訟において被告であった。2016年10月14日、当事者は、当行にとって重要ではない金額で、本件を解決するために和解契約を確定した。2016年11月2日、当事者は再訴不能の形で訴訟の中止に合意し、裁判所がこれを承認し訴訟が解決した。

2016年2月3日、Lehman Brothers Holdings, Inc.(Lehman)は、ニューヨーク州南部地区米国連邦破産裁判所において、特にMortgageIT, Inc.(MIT)およびMITの継続企業とされるドイツ銀行AGに対して、MITがLehmanに売却し、次にLehmanがFederal National Mortgage Association(Fannie Mae)およびFederal Home Loan Mortgage Corporation(Freddie Mac)に売却した63件のモーゲージ貸出金に関して、2003年および2004年の特定の貸出金購入契約における表明・保証の違反があったとして対審手続を起こした。当該訴状は、これらの貸出金に関する請求を解決するため、Lehmanの破産手続の一環として、Fannie MaeおよびFreddie Macとの間で達した和解に関連してLehmanが負った損失の補償を求めている。2016年12月29日、Lehmanは約10.3百万米ドルの損害賠償を主張し、DB Structured Products, Inc.およびMITに対する二度目の修正訴状を提出した。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻してい

るか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

受託者としての民事訴訟 ドイツ銀行は、特定のRMBS信託の受託者としての役割に関して、様々な投資家グループによって提起された8件の個別の民事訴訟において被告となっている。これらの訴訟は概ね、受託者が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、1939年信託証券法の過失および/または違反に関する請求を主張するものである。これら8件の訴訟には、BlackRock Advisors, LLC、PIMCO-Advisors, L.P.およびその他（BlackRock集団訴訟）が運用するファンドを含む、ある投資家グループによって提起された2件の推定上の集団訴訟、Royal Park Investments SA/NVによって提起された1件の推定上の集団訴訟および5件の個別訴訟が含まれる。BlackRock集団訴訟のうち1件は、62件の信託に関してニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、当該信託では総額98億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。2017年1月23日、裁判所は受託者の却下申立を一部認め、一部否認した。2017年2月2日の協議にて、裁判所は原告の、オリジネーターまたはスポンサーが破産した21の信託に係る表明・保証に関する請求について却下した。残っているのは、数件の信託に関する1939年信託証券法の違反に係る請求および契約違反に係る請求だけである。開示手続は進行中である。2つ目のBlackRock集団訴訟は、465件の信託に関してカリフォルニア州上級司法裁判所において係属中であり、当該信託では総額757億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。受託者は、原告が主張した不法行為に係る請求の却下を求める異議申立および契約違反に係る請求の特定の要素の削除を求める申立を提起した。そして2016年10月18日、裁判所は受託者の異議申立を支持して不法行為に係る請求を却下し、削除申立を却下した。当該訴訟における開示手続は進行中である。Royal Park Investments SA/NVによって提起された推定上の集団訴訟は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、10件の信託に係るもので、当該信託では総額31億米ドル超の実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。Royal Parkの集団認定の申立は十分に概要説明されているが、未だ判決は下されていない。開示手続は進行中である。

その他5件の個別訴訟には以下の訴訟が含まれる。(a)National Credit Union Administration Board（以下「NCUA」という。）は、97件の信託に対する投資家として、総額172億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。(b)43件のRMBS信託により発行されたRMBS証券を保有する一定のCDO（総称して「Phoenix Light」という。）および527百万米ドルを超える損害賠償の請求。(c)Western and Southern Life Insurance Companyおよび関連事業体5社（総称して「Western & Southern」という。）は、18件のRMBS信託に対する投資家として、そのうち10件の信託の受託者に対して、総額で「数千万米ドルの損害賠償」による実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。(d)50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」の回収を求めている。(e)IKB International, S.A.（清算中）およびIKB Deutsche Industriebank AG（総称して「IKB」という。）は、37件のRMBS信託の投資家として、268百万米ドルを超える損害賠償を請求している。NCUAの訴訟では、請求の原因を述べていないことを理由とした受託者の却下申立は係属中であり、開示手続は停止されている。Phoenix Light訴訟では、残る43件の信託に係る開示手続は進行中である。Western & Southern訴訟では、2016年11月18日、受託者は修正訴状に対する回答を提出し、当該訴訟において残る10件の信託に係る開示手続は進行中である。Commerzbank訴訟では、2017年2月10日、請求の原因を述べていないことを理由とした受託者の却下申立は一部が認められ、一部が否認され、当該訴訟における50件の信託について開示手続は進行中である。IKBの訴訟では、2016年10月5日、却下の申立が提起され係属中であるが、残る34件の信託について限定的な開示手続が開始されている。

当行グループはこれらの8件の訴訟について、偶発負債が存在するものの、現時点で偶発負債の金額を信頼性をもって見積ることはできないと考えている。

ポストバンク任意的公開買付 2010年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAGの全株式の取得を目的とした任意的公開買付を実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は正式な公開買付書類を発行した。公開買付において、ドイツ銀行はポストバンクの株主に対してポストバンク株式1株当たり25ユーロの対価を提示した。当該公開買付では、ポストバンクの株式合計約48.2百万株を取得した。

2010年11月、ポストバンクの元株主で公開買付を受け入れたEffecten-Spiegel AGが、提示価格は余りにも低く、ドイツ連邦共和国の準拠法を順守して決定されなかったと主張する請求をドイツ銀行に対して提起した。原告は、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には、ドイツ・ポストバンクAGの全株式を対象とした強制的公開買付を行うべきであったと主張している。原告は、遅くとも2009年にドイツ買収法第30条に従って、ドイツポストAGが保有していたドイツ・ポストバンクAGの議決権をドイツ銀行AGに帰属させるべきであったと主張している。これに基づき、原告は2010年の任意的公開買付でドイツ・ポスト銀行AGの株式についてドイツ銀行AGが提示した対価は、1株当たり57.25ユーロに引き上げられるべきであったと主張している。

ケルン地区裁判所は、2011年に当該請求を却下し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を却下した。連邦裁判所は、ケルン控訴裁判所の判決を棄却し、当該案件を控訴裁判所に差し戻した。その判決において、連邦裁判所は、ドイツ銀行AGとドイツポ

ストAGが2009年に「協調した」という原告の主張について控訴裁判所が十分に検討しなかったと表明した。ケルン控訴裁判所は、2017年11月8日に追加審理を予定している。

2010年の公開買付を受け入れたドイツ・ポストバンクAGの別の元株主も、2014年以降、ケルン地区裁判所で係属中のEffecten-Spiegel AGがドイツ銀行に対して提起した請求と同様の請求を提起している。これらの原告3者は、ドイツ資本市場モデル・ケース法に基づくモデル・ケース手続(Musterverfahren)の申立を行った。2017年1月27日、ケルン地区裁判所は、これらの追加案件の審理を行い、判決を2017年4月28日に下す意向を発表した。

2015年9月、ドイツ・ポストバンクAGの元株主は、2015年8月のドイツ・ポストバンクAGの株主総会で採択されたスクイズアウトの決議を取り消すために、ケルン地区裁判所でドイツ・ポストバンクAGに対して株主訴訟を提起した。とりわけ、原告は、ドイツ銀行AGが2009年により高い株価での強制的公開買付を実施しなかったという主張に基づき、ドイツ銀行AGにより保有されるポストバンク株式の議決権は停止の状態であったと主張している。スクイズアウトは完了しており、当該手続自体には逆転効果はないが、賠償金の支払いが発生する可能性がある。当該手続の原告は上記のEffecten-Spiegelの手続で主張されたものと類似の法律的主張を参照している。ケルン地区裁判所は、2017年の春に判決を下す意向を示した。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

貴金属調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、貴金属取引および関連行為の調査に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの要請に協力し、適宜、関連当局に参与している。これに関連して、ドイツ銀行は、貴金属ベンチマークならびに貴金属取引および貴金属事業のその他の側面に対するドイツ銀行の過去の関与について、独自の内部レビューを実施している。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中の併合された2件の集団訴訟の被告となっている。これらの訴訟は、Gold FixおよびSilver Fixへの参加を通じて金および銀の価格操作を行ったとして、米国反トラスト法、米国商品取引法および関連する州法の違反を主張しているが、特定の額の損害賠償は主張していない。ドイツ銀行は、両訴訟の和解のため契約の合意に達し、その経済的条件はドイツ銀行にとって重要ではない。この契約は裁判所の最終承認を条件とする。

さらに、ドイツ銀行は、オンタリオ州内で金に関して、またオンタリオ州およびケベック州内で銀に関して、カナダの集団訴訟の被告となっている。それぞれの訴訟は、カナダ競争法違反およびその他の訴因を主張して損害賠償を請求している。

当行グループは、これらの案件の一部に関して、引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該引当金の金額を開示しておらず、また、上記以外の案件に関して引当金を計上したか否か、これらの案件のいずれかについて偶発負債を計上したか否かについても開示していない。

ロシア/英国の株式売買に係る調査 ドイツ銀行は、モスクワとロンドンで特定のクライアントがドイツ銀行と締結した、互いに相殺される株式売買の状況について調査している。調査中の当該取引の総額は重要である。ドイツ銀行による法律、規制または方針の違反の可能性および関連する内部統制環境についての内部調査は完了しており、ドイツ銀行は調査により特定された結果を評価している。現在までに、一部のドイツ銀行の方針に対する違反およびドイツ銀行の統制環境の欠陥が特定されている。ドイツ銀行は、当該調査のいくつかの法域(ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。)の規制当局および法執行機関に助言を行っている。ドイツ銀行は、本件において特定の個人に関して懲戒処分を行っており、他の者についても正当な場合には引き続き同様の処分を行う。

2017年1月30日および31日、ニューヨーク州金融サービス局(DFS)および英国金融行為監督機構(FCA)は、本件の調査に関連して当行と和解したと発表した。当該和解により、上記の株式売買関連の調査も含めた当行の投資銀行部門のマネーロンダリング防止(AML)管理機能に関するDFSおよびFCAの調査は終了した。DFSとの和解契約の条件に基づいて、ドイツ銀行は同意審決を受け、民事制裁金425百万米ドルを支払うこと、および最長2年間、独立した監視人を設置することに合意した。FCAとの和解契約の条件に基づき、ドイツ銀行は民事制裁金約163百万英ポンドを支払うことに合意した。和解金額は、既に大部分が既存の訴訟引当金に反映されていた。

ドイツ銀行は、他の規制当局および法執行機関(DOJおよび連邦準備制度理事会を含む)に協力している。これらは、当該証券売買について独自の調査を継続している。当行グループは、これらの継続中の調査に関する引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

ソブリン債、国際機関債および公的機関債(SSA債)に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起された複数の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、SSA債の流通市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法およびコモン・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟は初期の段階にあり、併合手続中である。

当行グループは、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していないが、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたためである。

信託優先証券訴訟 ドイツ銀行とその一部の関係会社および元役員は、ドイツ銀行およびその関係会社が2006年10月から2008年5月までの間に売出した一部の信託優先証券を購入した者を代表し、連邦証券法に基づく請求を主張して、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起され併合された推定上の集団訴訟の被告となっている。2016年7月25日、裁判所は問題となっている5件の売出しのうち3件に関するすべての請求を却下する判決を下した。しかし、2007年11月および2008年2月の売出しに関連する一部の請求については、手続を進めることを認めた。2016年11月17日、原告は2007年11月の売出しについて集団認定を申立てた。2016年12月1日、裁判所は当該訴訟のすべての手続を停止した。2017年1月20日、原告は集団認定の申立を修正し、2008年2月の売出しを含めるために推定集団の代表者メンバーを追加するよう求めた。2017年2月10日、裁判所は()2007年11月の売出しに係る原告に、損失を出して売却したのか、償還まで保有したのかを証明するよう命じ、証明をしなかった場合には当該2007年11月の売出しについての手続をすべて停止し、そして() *California Public Employees' Retirement System* 対 *ANZ Securities* 訴訟における米国最高裁判所の判決が下されるまで、2008年2月の売出しに関するすべての手続を停止した。当該訴訟においては、最高裁判所が推定上の集団メンバーの請求に関して、推定上の集団訴訟の申立が証券法第13条の3年の時効を経過していないかを検討する予定であり、判決は2017年6月末までに予定されている。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国の禁輸措置に関連した事項 ドイツ銀行は、米国の禁輸措置に関する法律の対象である国々の当事者に対し米国の金融機関を通じて過去に行った米ドル建ての支払指図書処理について、一定の米国の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。これらの機関は、当該処理が米国の連邦法および州法に従っていたかについて調査している。2006年、ドイツ銀行は、イラン、スーダン、北朝鮮およびキューバの相手先ならびに一定のシリアの銀行との間で新たな米ドル建ての事業を行わないこと、および法的に可能な範囲で当該相手先との既存の米ドル建ての事業から撤退することを自主的に決定した。2007年、ドイツ銀行は、いかなる通貨においてもイラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮の相手先との間で新たな事業を行わないこと、および法的に可能な範囲であらゆる通貨による当該相手先との既存の事業から撤退することを決定した。ドイツ銀行はさらに、キューバの相手先との米ドル建て以外の事業を制限する決定を下した。2015年11月3日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対する調査を解決するため、ニューヨーク州金融監督局およびニューヨーク連邦準備銀行との間に契約を締結した。ドイツ銀行はこれら2つの当局に対してそれぞれ200百万米ドルおよび58百万米ドルを支払い、一部の従業員を解雇すること、一部の元従業員を再雇用しないこと、1年間、独立した監視人を設置することに合意した。さらに、ニューヨーク連邦準備銀行は特定の改善措置を命じ、特に、効果的なOFACコンプライアンス・プログラムの確立と、ニューヨーク連邦準備銀行がその効果に納得するまでの、独立した者によるプログラムの年次レビューの実施を求めた。米国法執行当局（DOJを含む）による調査は依然、継続中である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行は複数の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモディティ・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟は初期の段階にあり、ニューヨーク州南部地区に併合されている。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

31 -

信用関連コミットメントおよび偶発負債

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合に

は、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
取消不能貸出コミットメント	166,063	174,549
偶発負債	52,341	57,325
合計	218,404	231,874

政府援助

当行グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものがある。ECA保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルールの範囲内で活動を行っていることから、大体似通っている。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保することを意図した基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当行グループはこうしたプログラムを選択的に利用している。当行グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当行グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、ドイツ連邦共和国の代理として行動するEuler-Hermes Kreditversicherungs-AG、韓国の代理として行動する韓国輸出信用機関（Korea Trade Insurance CorporationおよびThe Export-Import Bank of Korea）、または中国の代理として行動する中国輸出信用機関（China Export & Insurance Corporation（Sinosure））により発行されたものであった。

税金に係る取消不能支払コミットメント

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、単一破綻処理基金（SRF）およびドイツ法定預金保護制度に基づく銀行税に関連する取消不能支払いコミットメント、は、2016年12月31日現在、280.4百万ユーロおよび2015年12月31日現在、155.5百万ユーロであった。

32 -

その他の短期借入金

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
その他の短期借入金：		
コマーシャル・ペーパー	3,219	9,327
その他	14,076	18,683
その他の短期借入金合計	17,295	28,010

33 -

長期債務および信託優先証券

最も早い契約期限別の長期債務

単位：百万ユーロ	2017年 度期限	2018年 度期限	2019年 度期限	2020年 度期限	2021年 度期限	2021年度 より後の 期限	2016年 12月31日 現在合計	2015年 12月31日 現在合計
優先債務：								
債券およびノート：								
固定利付	18,379	8,402	11,327	7,498	17,112	22,206	84,924	86,255
変動利付	8,477	4,882	6,876	3,435	5,455	7,956	37,082	38,963
劣後債務：								
債券およびノート：								
固定利付	0	70	28	1,096	0	3,688	4,882	4,602
変動利付	231	70	0	0	0	1,605	1,906	1,811
その他	1,672	29,891	1,870	904	842	8,344	43,523	28,385
長期債務合計	28,758	43,315	20,102	12,933	23,409	43,799	172,316	160,016

当行グループには、2016年度および2015年度の債務に関して、元本、利息の債務不履行およびその他の違反はなかった。

信託優先証券¹

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
固定利付	5,302	6,067
変動利付	1,071	953
信託優先証券合計	6,373	7,020

1 無期限の金融商品であり、当行グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在				
	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	200,122	0	0	0	0
利付預金	129,704	147,531	46,176	17,027	11,247
トレーディング負債 ¹	57,029	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹	463,858	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	18,949	38,641	4,343	2,676	6,460
投資契約負債 ²	0	0	592	0	0
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ³	0	573	737	2,427	856
中央銀行ファンド借入金	353	0	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	19,980	2,401	2,386	715	0
貸付有価証券	4,168	11	0	0	0
その他の短期借入金	13,322	1,995	1,802	0	0
長期債務	6	7,462	24,440	118,607	46,812
信託優先証券	0	78	2,539	4,361	0
その他の金融負債	128,400	2,642	583	407	3,246
オフバランスの貸出コミットメント	160,099	0	0	0	0
金融保証	20,966	0	0	0	0
合計 ⁴	1,216,955	201,333	83,599	146,219	68,621

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細については注記42「保険および投資契約」を参照。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	192,010	0	0	0	0
利付預金	153,788	156,710	42,680	15,382	12,004
トレーディング負債 ¹	52,303	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹	494,076	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	18,450	25,067	3,964	4,357	5,985
投資契約負債 ²	0	104	873	1,701	5,843
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ³	0	556	918	1,908	2,983
中央銀行ファンド借入金	574	0	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	7,498	1,919	519	0	0
貸付有価証券	2,818	16	0	1	414
その他の短期借入金	17,782	2,771	6,865	0	0
長期債務	62	16,834	12,414	92,914	52,169
信託優先証券	0	831	628	5,772	1,285
その他の金融負債	146,684	3,791	456	361	36
オフバランスの貸出コミットメント	166,236	0	0	0	0
金融保証	19,828	0	0	0	0
合計 ⁴	1,272,109	208,600	69,317	122,396	80,719

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細については注記42「保険および投資契約」を参照。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

追加的注記

35 -
普通株式

普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、各株式の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

株式数	発行済かつ 全額払込済	自己株式	社外流通
2015年1月1日現在の普通株式	1,379,273,131	-260,182	1,379,012,949
株式報酬制度に基づく株式の発行	0	0	0
増資	0	0	0
自己株式の購入	0	-326,647,008	-326,647,008
自己株式の売却または割当	0	326,532,326	326,532,326
2015年12月31日現在の普通株式	1,379,273,131	-374,864	1,378,898,267
株式報酬制度に基づく株式の発行	0	0	0
増資	0	0	0
自己株式の購入	0	-355,069,462	-355,069,462
自己株式の売却または割当	0	355,240,884	355,240,884
2016年12月31日現在の普通株式	1,379,273,131	-203,442	1,379,069,689

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

自己株式の購入は、一時的に当行グループが保有する株式、および短期で再売却する意図で購入した株式から成る。さらに、当行グループは、株式報酬のために株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に今後の株式報酬に充当の予定である。

授権資本

取締役会は、現金払込による新株発行増資および一定の場合には現金以外の対価による新株発行増資の権限を付与されている。2016年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2020年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授権資本枠1,760,000,000ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授権資本	対価	新株予約権	失効日
352,000,000ユーロ	現金または現金以外	増資が会社の取得または会社の持分保有目的で、現金以外の対価による場合、除外されることがあり、また、株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがある。	2020年4月30日
1,408,000,000ユーロ	現金	当社により発行された、オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への付与に必要な場合、除外されることがある（定款第4条を参照のこと）。	2020年4月30日

条件付資本

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券および/または転換社債および/または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。参加証券、転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関係会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および/または交換権の行使または強制転換の条件付で増加した。

条件付資本

転換権および/または
オプション権による
発行の失効日

230,400,000ユーロ	2017年4月30日
256,000,000ユーロ	2019年4月30日

配当

以下の表は、2016年、2015年および2014年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

	2016年度 ¹ (提案)	2015年度	2014年度
宣言現金配当 (単位: 百万ユーロ)	393	0	1,034
普通株式1株当たり宣言現金配当 (単位: ユーロ)	0.19	0.00	0.75

1 2017年5月の年次株主総会までに発行予定の株式を考慮し、2016年度の配当可能利益から支払われる1株当たり0.19ユーロの配当には、2015年度から繰越された配当可能な利益約165百万ユーロの支払い、および2016年度の残りの配当可能利益からの1株当たり0.11ユーロの配当が含まれている。

36 -

従業員給付

株式報酬制度

当行グループは、DBエクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

DBエクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。権利確定は通常、解雇または退職等の場合には、離職後も継続する。

法律上またはその他の制限により株式の受渡しに支障がある国では、報奨を付与するためにDBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用された。

以下の表は、これらのシェア・プランの基本条件を示している。

付与された年度	ドイツ銀行 エクイティ・プラン	権利確定 スケジュール	早期退職規定	適格者
2016	年次報奨	1/4 : 12ヶ月 ¹	あり	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		1/4 : 24ヶ月 ¹		
	1/4 : 36ヶ月 ¹	あり ²	取締役会または上級管理職グループのメンバー	
	1/4 : 48ヶ月 ¹			
	または、54ヶ月後に一括で権利確定 ¹			
	リテンション/ 新規雇用	個別に設定	あり	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ³	なし	規制従業員
	キーポジション報奨 (KPA) ⁴	4年後に一括で権利確定 ³	あり	年次リテンション報奨に選ばれた従業員
2015/2014/2013	年次報奨	1/3 : 12ヶ月 ¹	あり	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		1/3 : 24ヶ月 ¹		
	1/3 : 36ヶ月 ¹	あり ²	取締役会または上級管理職グループのメンバー	
	または、54ヶ月後に一括で権利確定 ¹			
	リテンション/ 新規雇用	個別に設定	あり	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ⁵	なし	規制従業員

2012/ 2011	年次報奨	1/3：12ヶ月 ⁶ 1/3：24ヶ月 ⁶ 1/3：36ヶ月 ⁶	あり	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
	リテンション/ 新規雇用	個別に設定	あり	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ⁵	なし	規制従業員

- 1 取締役または上級管理職グループのメンバーおよびその他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間が適用される。
- 2 早期退職規定は取締役には適用されない。
- 3 全規制従業員については、さらに12ヶ月のリテンション期間後の株式受渡しとなる。
- 4 個人のKPAの所定の割合については、株価が基準値を超えるという追加条件があり、この所定の割合の報奨は当行の株価が確定日前に一定の目標価格に達する場合にのみ確定する。
- 5 取締役については、3年のリテンション期間後の株式受渡し。その他の全規制従業員については、6ヶ月のリテンション期間後の株式受渡しとなる。
- 6 取締役については、別のスケジュールが適用される。その他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間後の株式受渡しとなる。

さらに、当行グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プラン（以下「GSPP」という。）という名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。GSPPは、特定の国の従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行はその購入期間の終わりに、従業員がもう1年ドイツ銀行グループに在籍することを条件に、獲得株式1株につき1株（最大10株）の無償株式を割り当てる。2016年11月から始まった第8期には、21ヶ国の従業員計約15,250名が当該制度に加入していた。

当行グループはその他現地の株式報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要なものはない。

以下の表は、それぞれの日付における株式報奨ユニットの残高を示している。これは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受領する条件付権利を表したものである。また、DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

	株式ユニット (単位：千)	1ユニット当たり 加重平均付与日 公正価値 (単位：ユーロ)
2014年12月31日現在残高	52,449	31.60
2015年12月31日現在残高	53,651	28.18
2016年12月31日現在残高	90,292	20.22

現金の支払いを伴う株式に基づく報酬取引により負債が生じ、それは2016年、2015年および2014年12月31日終了年度において、それぞれ合計約15百万ユーロ、19百万ユーロおよび21百万ユーロであった。

2016年12月31日現在、発行済株式報奨の付与総額は約16億ユーロであった。このうち、11億ユーロが報酬費用として当該報告年度、またはそれ以前に認識された。このため、2016年12月31日現在、繰延株式報酬に関する未認識の報酬費用は、合計5億ユーロであった。

上記の表に示された数量に加えて、過年度に付与されたDBエクイティ・プラン報奨の権利確定により、2017年2月および3月に約3.4百万株および9.4百万株が制度加入者に発行された（このうち、2017年2月の権利確定サイクルの0.1百万ユニット、および2017年3月の権利確定サイクルの0.1百万ユニットは当該DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づいていた。）。

退職後給付制度

制度の特性

当行グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度双方の複数の退職後給付制度に資金を提供している。当行グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当行グループの確定給付制度に重点を置いている。

当行グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達がある程度決

定される。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当行グループの債務の期日に関する広範な指標を提供している。

2016年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	4,884	791	443	741	6,859
受給待機中の加入者	2,139	2,559	560	99	5,357
受給中の加入者	4,955	1,146	545	251	6,897
確定給付制度債務合計	11,978	4,496	1,548	1,091	19,113
制度資産の公正価値	10,975	5,352	1,219	973	18,519
積立率(%)	92	119	79	89	97

2015年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	4,352	796	436	845	6,429
受給待機中の加入者	1,883	2,350	538	196	4,967
受給中の加入者	4,548	1,177	533	300	6,558
確定給付制度債務合計	10,783	4,323	1,507	1,341	17,954
制度資産の公正価値	10,371	5,322	1,182	1,210	18,085
積立率(%)	96	123	78	90	101

当行グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイス、チャンネル諸島およびベルギーにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会およびその同等組織と団体ベースで合意される。当行グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって組織された委員会によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計が、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当行グループにとって長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当行グループのアプローチである。同時に、当行グループでは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当行グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当行グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・バランス制度であり、当該制度では当行グループは従業員の現在の給与に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は、固定金利または当行グループの投資リスクを制限するために一定の基礎となる投資の市場変動に参加することにより、増額される。特にドイツでは、制度規定内に保証給付額（例えば、最低でも拠出された金額の支払い）を定めている場合がある。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、年金に変換して受け取るかを選択することができる。この変換は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。英国では、当行グループに対する全体的な長期リスク・エクスポージャーを削減する目的で、主要な確定給付年金制度が依然として当該制度に適格な在職中の従業員のために2011年に再設計された。オランダでは、2016年度中に確定給付年金制度を共同型確定拠出年金制度に移行した。

当行グループではまた、一部の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療制度は通常、適格退職者の医療費が所定の免責額を超えた後に、所定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアとして適格になった時点で、当行グループが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当行グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当行グループの2016年12月31日および2015年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付制度債務はそれぞれ合計201百万ユーロおよび196百万ユーロであった。給付構造と組み合わせると、これらの制度は当行グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当行グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に帰属する給付が含まれており、また当行グループの外部の年金信託より支払われる額と、非積立式制度については当行グループから直接支払われる額の双方が含まれている。

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
----------	-----	----	----	-----	----

2016年度の実際の給付支払額	403	132	123	76	734
2017年度の給付支払予定額	406	69	84	66	625
2018年度の給付支払予定額	417	73	82	64	636
2019年度の給付支払予定額	436	79	89	63	667
2020年度の給付支払予定額	453	88	85	62	688
2021年度の給付支払予定額	468	94	88	64	714
2022年度から2026年度の給付支払予定額	2,644	601	472	330	4,047
確定給付制度債務の加重平均期間(年)	15	23	13	14	16

複数事業主制度

当行グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBVVのメンバーである。BVVは、ドイツにおける適格従業員に対し、当行グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBVVへの拠出を行う。BVVは、退職する個人に対して固定額の年金を提供し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額は増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。インフレの影響で退職者に対する給付債務が増加することで給付が増額する場合もある。BVVは複数事業主確定給付制度であるが、業界の慣例に従い、当行グループでは、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BVVが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないことによるものである。BVVの直近の開示によると、当該制度には当行グループの将来の拠出に影響を及ぼすような現在の積立不足は存在しない。また、将来発生する制度の積立超過はすべて制度加入者に分配されるため、当行グループの将来の拠出額は減少しない。2016年6月、BVVの年次株主総会は、一定の従業員グループについて将来の拠出から給付額を減額することを承認した。他の加入企業と同様に、当行グループは、2017年1月からBVVに対する拠出額を増額させることにより、低くなった給付水準を埋め合わせることを約束した。これに関する労働契約がドイツ労使協議会で締結されている。

確定拠出制度に対する当行グループの費用には、ドイツ・ポストバンクAGによるドイツの郵便局公務員に対する年金積立金への年間拠出額が含まれている。これらの給付に係る負債に対する責任はドイツ政府が負う。

ガバナンスおよびリスク

当行グループでは、当行グループの年金および関連リスクを世界的に監視するため、年金リスク委員会を維持している。当該委員会は、四半期毎に開催され、上級管理職報酬委員会に直接報告を行い、年金運営委員会による支援を受けている。

この一環として、当行グループでは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでいうリスク管理とは、市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ等）、資産投資、規制または法的要件に関連する当行グループのリスクの管理および統制に加え、人口統計上の変化（寿命等）の監視を指す。中でも、取得の際および取得後や、外部環境（法令、税制等）の変化がある場合に、一般的な制度の設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部の承認を要するプロセスを経た上で行われる。年金制度が積立られている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。

当行グループの主要な年金諸国において、当行グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。

全体的に当行グループは、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行グループの財政状態に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。当行グループは、この目的のために当行グループが開発した特定の測定基準を使用して、年金リスク・エクスポージャーを定期的に測定している。

積立

当行グループは、確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。当行グループの積立方針は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務に対して、債務の90%から100%の範囲の制度資産を維持することである。また当行グループでは、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制や慣行に変更があった場合等）の対象となる。当行グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の大部分には、現地の最低積立要件が定められている。当行グループは、当行グループの積立方針に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国など、受託者と当行が共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当行グループは、確定給付制度債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額の減額の形で得られると見込んでいる。当行グループの主要な積立式確定給付制度においてポジションがほ

ば完全に積立されていることおよび採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件が短期的に当行グループを重大で不利な現金逼迫の状況下に置くことはないと予想している。当行グループは当行グループの積立方針に基づいて、当行グループの資産から支払われた給付の返還を求めないことは、当年度中に外部の年金信託に対して現金の拠出を行うことと同じであると考えている。

退職後医療制度については、当行グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時に当行グループの資産から給付を行っている。

数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。世界規模での一貫性を確保するために、当行グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてのガイダンスを現地保険数理士に提供している。これは当行グループの年金運営委員会により最終決定されるものである。

12月31日現在の確定給付制度債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

	2016年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国 ¹	その他
割引率(%)	1.7	2.6	4.0	2.3
物価インフレ率(%)	1.7	3.6	2.2	2.0
将来給与水準の名目上昇率(%)	2.1	4.6	2.3	2.8
年金支給額の名目上昇率(%)	1.6	3.5	2.2	1.1
仮定された65歳時の余命				
測定日現在65歳の男性	19.1	23.4	22.4	22.0
測定日現在65歳の女性	23.2	25.5	23.9	24.5
測定日現在45歳の男性	21.8	25.1	23.9	23.7
測定日現在45歳の女性	25.7	27.4	25.4	26.1
適用した死亡率表	ホイベックの 2005年G ガイドライン表	SAPS(S2)Light表 とCMIの2015年予測	RP2014年 White-collar表と MPの2016年予測	各国特有の表

2015年12月31日現在

	ドイツ	英国	米国 ¹	その他
割引率(%)	2.4	3.9	4.2	2.6
物価インフレ率(%)	1.6	3.4	2.3	2.2
将来給与水準の名目上昇率(%)	2.1	4.4	2.3	2.5
年金支給額の名目上昇率(%)	1.5	3.3	2.3	1.1
仮定された65歳時の余命				
測定日現在65歳の男性	19.0	23.5	21.8	21.6
測定日現在65歳の女性	23.1	25.0	24.0	24.1
測定日現在45歳の男性	21.6	25.1	23.5	23.4
測定日現在45歳の女性	25.6	26.9	25.6	25.8
適用した死亡率表	ホイベックの 2005年G ガイドライン表	SAPS(S1)Light表 とCMIの2015年予測	RP2014年 Aggregate表 とMPの2014年予測	各国特有の表

1 キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当行グループの最も重要な制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールドカーブ（信頼性の高い第三者のインデックスおよびデータの提供業者や格付機関から入手した社債の全世界の情報から算出）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。社債に関する情報が限定的でデフレーションがより長期の場合は、関連する実際のスワップ・レートやクレジット・スプレッドの仮定値を用いた合理的なイールドカーブ外挿法が適用される。各通貨圏では全制度に対し、当該通貨圏において当行グループ最大規模の制度で適用されている仮定を基に、一貫した割引率を用いている。それ以外の国々の制度の割引率は、必要に応じて、関連する制度の債務と概ね整合したデフレーションをもつ、各測定日現在の各通貨で適用される優良社債または国債の利回りに基づいている。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ測定尺度を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来給与水準の名目上昇率および年金支給額の上昇率に関する仮定は、必要に応じて、制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて、および当行グループの報奨構造または市場ごとの方針ならびに関連する現地の法律および制度特有の要件を反映させることにより、設定される。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当行グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の慣行に従い設定されている。将来の潜在的な寿命の改善は考慮され、また必要に応じて含まれる。

負債および資産の増減の調整表 - 財務諸表に与える影響

単位：百万ユーロ	2016年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	10,783	4,323	1,507	1,341	17,954
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	190	23	21	62	296
利息費用	256	151	61	35	503
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	2	5	0	-39 ¹	-32
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	1,142	1,251	42	141	2,576
人口統計上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	0	4	-6	-3	-5
実績により生じた数理計算上の差異	2	-66	0	-3	-67
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	19	22
給付の支払	-403	-132	-123	-76	-734
決済に係る支払	0	0	0	-393 ¹	-393
取得 / 売却	0	-402 ²	0	0	-402
為替レートの変動	0	-661	46	-8	-623
その他 ³	3	0	0	15	18
期末残高	11,978	4,496	1,548	1,091	19,113
このうち：					
非積立式	4	13	206	123	346
積立式	11,974	4,483	1,342	968	18,767
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	10,371	5,322	1,182	1,210	18,085
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	249	185	48	32	514
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	484	1,042	10	97	1,633
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	19	22
事業主による拠出額	271	22	56	73	422
給付の支払 ⁴	-402	-132	-110	-56	-700
決済に係る支払	0	0	0	-393 ¹	-393
取得 / 売却	0	-282 ²	0	0	-282
為替レートの変動	0	-804	36	-19	-787
その他 ³	-1	0	0	12	11
制度管理費用	0	-1	-3	-2	-6
期末残高	10,975	5,352	1,219	973	18,519
期末現在の積立状況	-1,003	856	-329	-118	-594
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	0	0
利息費用	0	0	0	0	0
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	0	0

為替レートの変動	0	0	0	0	0
期末残高	0	0	0	0	0

認識された純資産（負債）	-1,003	856	-329	-118	-594 ⁵
--------------	--------	-----	------	------	-------------------

- 1 オランダにおいて確定給付制度が共同型確定拠出制度に移行された。
- 2 Abbey Life。
- 3 過去に確定拠出制度会計が適用されたベルギーの制度およびその他のより小規模な制度にかかる期首残高が含まれる。
- 4 積立式制度のみ。
- 5 このうち934百万ユーロはその他の資産に、1,528百万ユーロはその他の負債に認識された。

単位：百万ユーロ	2015年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	11,263	4,295	1,375	1,260	18,193
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	202	30	24	61	317
利息費用	224	170	58	29	481
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	4	4	0	1	9
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	-551	-143	-39	-50	-783
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	0	-66	0	0	-66
実績により生じた数理計算上の差異	22	-103	15	-9	-75
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	13	16
給付の支払	-383	-123	-85	-69	-660
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	259	159	54	472
その他 ¹	-1	0	0	51	50
期末残高	10,783	4,323	1,507	1,341	17,954
このうち：					
非積立式	2	14	203	114	333
積立式	10,781	4,309	1,304	1,227	17,621
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	10,634	5,095	1,072	1,109	17,910
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	213	201	45	26	485
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-463	-152	-49	-41	-705
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	13	16
事業主による拠出額	367	2	64	51	484
給付の支払 ²	-383	-122	-72	-47	-624
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	304	124	49	477
その他 ¹	0	0	0	51	51
制度管理費用	0	-6	-2	-1	-9

期末残高	10,371	5,322	1,182	1,210	18,085
期末現在の積立状況	-412	999	-325	-131	131
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	0	0
利息費用	0	0	0	0	0
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	0	0
期末残高	0	0	0	0	0
認識された純資産（負債）					
	-412	999	-325	-131	131 ³

1 過去に確定拠出制度会計が適用されたインドの制度にかかる期首残高が含まれる。

2 積立式制度のみ。

3 このうち1,161百万ユーロはその他の資産に、1,030百万ユーロはその他の負債に認識された。

当行グループに係る補填の権利はない。

投資戦略

当行グループの投資目標は、確定給付年金制度の積立状況の変動が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行グループを保護することであり、当該制度のIFRSに基づく積立状況に免疫性を持たせることを主眼としているが、規制自己資本および各地域の損益勘定などの他の指標に当該制度が及ぼす影響も考慮している。投資マネージャーは、年金制度の受託者および投資委員会と合意したとおり、投資権限またはガイドラインに従って年金資産を運用している。

主要な確定給付制度のIFRSに基づく積立状況に免疫性を持たせるという最重要目標を達成するために、当行グループは年金負債対応投資（LDI）アプローチを適用している。関連するトレードオフのバランスを保つことで、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクが最小化される。これは、制度負債の金利、信用スプレッドおよびインフレに対するマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするよう制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。全面的なLDIアプローチが当行グループの全体的な財政状態において重要なその他の主要財務指標に悪影響を与える可能性がある年金制度に関しては、当行グループはこの主要投資戦略から逸脱する可能性がある。2015年度において、当行グループは、ドイツの主な年金制度資産に係る投資戦略を、金利ヘッジおよびクレジット・スプレッド・ヘッジを減らすことで、一時的に調整することを決定した。当行グループは、主要な投資戦略からの逸脱を注意深く監視しており、LDIアプローチからの逸脱を定期的に確実に監視するためのガバナンスの仕組みをしいている。

これらのリスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。デリバティブ・オーバーレイには、主に金利、インフレ・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップが含まれる。また、金利先物およびオプション等の他の商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の厚みが不十分であること、ならびに流動性およびコストの検討から、現実的ではない。そのため制度資産には、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、長期収益の向上および分散効果を生み出すためのさらなる資産区分が含まれている。

主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対する当行グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している。(すなわち、エクスポージャーには個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。)

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産(すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額)および「その他」の資産(すなわち、IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産)の双方を含んでいる。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在					2015年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ ³	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	1,085	115	45	73	1,318	777	138	27	86	1,028
資本性金融商品 ¹	1,129	634	116	87	1,966	1,027	648	113	272	2,060
投資適格債 ²										
国債	2,264	1,898	405	166	4,733	3,697	1,918	524	287	6,426
民間債	5,627	2,272	521	154	8,574	4,271	2,456	400	346	7,473
投資不適格債										
国債	166	0	0	45	211	130	0	0	11	141
民間債	305	70	15	25	415	310	79	8	19	416
仕組み商品	38	237	65	22	362	35	259	45	12	351
保険	1	0	0	27	28	1	0	0	14	15
オルタナティブ										
不動産	222	117	0	37	376	200	137	0	39	376
コモディティ	6	13	0	0	19	7	7	0	8	22
プライベート・エクイティ	58	0	0	0	58	51	0	0	0	51
その他	667	34	0	330	1,031	641	38	0	100	779
デリバティブ(時価)										
金利	-614	133	51	-2	-432	-812	-60	65	21	-786
クレジット	80	-1	1	1	81	-11	0	0	0	-11
インフレ	0	-197	0	7	-190	0	-245	0	-8	-253
為替	-59	2	0	0	-57	42	-6	0	2	38
その他	0	25	0	1	26	5	-47	0	1	-41
制度資産の公正価値合計	10,975	5,352	1,219	973	18,519	10,371	5,322	1,182	1,210	18,085

1 株式エクスポージャーの配分は概ね、各市場における代表的な指数に沿っている(例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス)。

2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

3 過年度の数値は、ドイツにおける一部の年金資産について分類アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に限定して投資された、当行グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在					2015年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ ¹	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	1,145	115	42	39	1,341	1,241	138	29	68	1,476
資本性金融商品	1,066	635	115	78	1,894	984	648	113	272	2,017
投資適格債										
国債	723	1,893	404	78	3,098	1,898	1,917	522	183	4,520
民間債	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
投資不適格債										
国債	0	0	0	32	32	0	0	0	0	0
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仕組み商品	0	0	0	0	0	0	259	0	11	270
保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オルタナティブ										
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コモディティ	4	0	0	0	4	6	0	0	0	6
プライベート・エクイティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	0	0	0	8	32	0	0	6	38
デリバティブ（時価）										
金利	-1	0	11	0	10	0	0	17	-1	16
クレジット	0	-1	0	1	0	0	0	0	0	0
インフレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
為替	0	2	0	0	2	42	-6	0	2	38
その他	1	0	0	0	1	5	0	0	1	6
相場価格のある制度資産の 公正価値合計	2,946	2,644	572	231	6,393	4,208	2,956	681	542	8,387

1 過年度の数値は、ドイツにおける一部の年金資産について分類アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

上記以外の資産はすべて「その他」の資産に投資されており、その大半はIFRS第13号に基づくレベル2の資産（主に投資適格社債）に投資されている。全体的に比較的小規模な要素がIFRS第13号に基づくレベル3の資産に分類されており、これらは主に不動産、保険契約およびデリバティブ契約である。

以下の表は、確定給付制度の「相場価格のある」資産とそれ以外の資産への資産配分を、投資された主要地域別に示したものである。

2016年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	-54	112	144	1,062	20	34	1,318
資本性金融商品	279	103	847	279	321	137	1,966
国債 (投資適格以上)	738	1,840	447	975	210	523	4,733
国債 (投資不適格)	1	18	5	13	7	167	211
民間債 (投資適格以上)	472	1,819	2,458	2,939 ¹	763	123	8,574
民間債 (投資不適格)	9	50	186	130	28	12	415
仕組み商品	36	210	66	7	6	37	362
小計	1,481	4,152	4,153	5,405	1,355	1,033	17,579
割合(%)	8	24	24	31	8	6	100
その他の資産区分							940
制度資産の公正価値							18,519

1 この金額の大半がフランス、イタリアおよびオランダの社債関連である。

2015年12月31日現在 ¹							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	-450	147	81	1,195	26	29	1,028
資本性金融商品	270	137	865	282	375	131	2,060
国債 (投資適格以上)	1,842	1,895	549	1,454	225	461	6,426
国債 (投資不適格)	0	0	0	5	4	132	141
民間債 (投資適格以上)	427	1,838	2,184	2,081 ²	864	79	7,473
民間債 (投資不適格)	19	48	168	140	29	12	416
仕組み商品	34	219	42	39	16	1	351
小計	2,142	4,284	3,889	5,196	1,539	845	17,895
割合(%)	12	24	22	29	9	5	100
その他の資産区分							190
制度資産の公正価値							18,085

1 過年度の数値は、ドイツにおける一部の年金資産について分類アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

2 この金額の大半がフランス、イタリアおよびオランダの社債関連である。

2016年12月31日現在の制度資産には、時価が約マイナス550百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当行グループが発行した重要な金額の有価証券も、当行グループの資産に対するその他の債権も含まれていない。制度資産には、当行グループで使用している不動産は一切含まれていない。

さらに当行グループは、当行グループの制度資産に影響を与える可能性がある不確実な税務ポジションに関する見積りおよび考慮を行っている。これらの見積りを行う上で重要な判断が要求されており、それによって当行グループの最終的な負債が大きく異なる可能性がある。

主要なリスク感応度

当行グループの確定給付制度債務は、資本市場の状況や数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。資本市場の変動および主要な仮定の変更への感応度が以下の表に示されている。各市場リスク要素や仮定は単独で変更されている。確定給付制度債務の感応度は、各仮定に関する制度のデュレーションに基づき、幾何学的な外挿法を用いて概算されている。デュレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に関する合理的な近似値を表すリスク測定尺度の一つである。

例えば、割引率デフレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、割引率の変更に対する確定給付制度債務の変動より得られる。結果として得られたデフレーションは、割引率の変更によって生じる負債の再測定損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

確定給付年金制度では、資本市場の状況の変動が数理計算上の仮定（主に割引率と物価インフレ率）を通して制度債務および制度資産に影響を及ぼす。当行グループがLDIアプローチを適用する場合には、変動に対する当行の全体的なエクスポージャーは軽減される。そのため、主要な資本市場の変動に関連した当行グループのリスク・エクスポージャーに関する理解を助けるため、関連する市場リスク要素または基礎となる数理計算上の仮定の変動による確定給付制度債務および制度資産の変動の純影響額が示されている。制度資産に影響しない数理計算上の仮定の変更への感応度については、確定給付制度債務への影響のみが表示されている。

当行グループの主要制度の資産関連の感応度は、当行グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算され、基礎となるリスク要素が変動した場合の、制度資産の時価の予想変動額を反映させるために線形外挿される。

感応度は、資本市場の変動や主要な数理計算上の仮定における長期間にわたる妥当で起こり得る変動を示している。当行グループはこうした資本市場または仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動に関する積立状況への全般的な影響を示してはいるが、その影響の重要性や合理的に可能な代替的仮定値の範囲は、総計の結果を構成するさまざまな制度の間で異なる場合がある。制度資産や制度債務は類似のリスク要素に影響を受けやすいものの、市場のリスク要素と数理計算上の仮定の相関関係が不完全であるために、実際の制度資産と制度債務の変動が完全にお互いを相殺しない可能性がある。資本市場の状況や主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に及ぼし得る非線形の影響から、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これら感応度に反映されていない。

感応度分析は、主要な財務上の仮定への影響額をより精緻に反映するため、割引率および信用スプレッド（以前は100ベシス・ポイントが用いられていた）50ベシス・ポイントに変更することで改善された。これに伴い2015年12月31日現在の感応度は、修正再表示されている。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在				2015年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国	その他	ドイツ	英国	米国	その他
割引率（-50bp）：								
DB0の増加額（-）	-900	-500	-50	-65	-775	-440	-45	-105
制度資産の予想増加額（+） ¹	600	555	35	25	330	515	40	65
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	-300	55	-15	-40	-445	75	-5	-40
割引率（+50bp）：								
DB0の減少額（+）	835	450	40	60	725	395	35	95
制度資産の予想減少額（-） ¹	-600	-555	-35	-25	-330	-515	-40	-65
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	235	-105	5	35	395	-120	-5	30
信用スプレッド（-50bp）：								
DB0の増加額（-）	-900	-500	-100	-70	-775	-440	-90	-110
制度資産の予想増加額（+） ¹	500	115	25	10	230	125	25	20
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	-400	-385	-75	-60	-545	-315	-65	-90
信用スプレッド（+50bp）：								
DB0の減少額（+）	835	450	95	65	725	395	85	100
制度資産の予想減少額（-） ¹	-500	-115	-25	-10	-230	-125	-25	-20
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	335	335	70	55	495	270	60	80
物価インフレ率（-50bp）： ²								
DB0の減少額（+）	340	395	0	25	305	340	0	50
制度資産の予想減少額（-） ¹	-220	-350	0	-15	-215	-355	0	-10
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	120	45	0	10	90	-15	0	40
物価インフレ率（+50bp）： ²								
DB0の増加額（-）	-350	-435	0	-30	-315	-370	0	-55
制度資産の予想増加額（+） ¹	220	350	0	15	215	355	0	10
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	-130	-85	0	-15	-100	15	0	-45
将来給与水準の実質上昇率（-50bp）：								
DB0の減少額（+）	75	25	0	15	70	15	0	15
積立状況への純影響額								
将来給与水準の実質上昇率（+50bp）：								
DB0の増加額（-）	-75	-25	0	-15	-70	-15	0	-15
積立状況への純影響額								
寿命の10%の改善： ³								
DB0の増加額（-）	-305	-130	-30	-15	-260	-110	-25	-25
積立状況への純影響額								

1 制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の99%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイスおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の公正価値には変動がないと仮定している。

2 物価インフレの仮定にリンクする範囲で年金支払額の名目上昇率の変動への感応度を組み込んでいる。

3 全体的な平均余命が約1年増加したのと同等と見積られている。

予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当行グループの外部の年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2017年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

単位：百万ユーロ	2017年度
	合計
以下に対する予想拠出額	
確定給付制度資産	300
BVV	70
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	90
その他確定拠出制度	310
非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額	30
退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計	800

従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号およびIFRS第2号の規定にそれぞれ基づく特定の費用の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
確定給付制度費用：			
勤務費用	272	326	296
純利息費用（収益）	-11	-4	3
確定給付制度費用合計	261	322	299
確定拠出制度費用：			
BVV	50	53	51
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	95	95	97
その他の確定拠出制度	284	264	228
確定拠出制度費用合計	429	412	376
退職後給付制度費用合計	690	734	675
強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額	237	231	229
株式に基づく報酬費用（株式決済型） ¹	620	816	860
株式に基づく報酬費用（現金決済型） ¹	3	15	11
現金定着制度に関する費用 ¹	487	738	815
退職金の支払いに関する費用 ²	149	184	205

1 新規雇用報償に関する費用および当行グループの再構築費用の一部として認識された金額を含む雇用終了による未償却の費用の前倒しを含む。

2 未償却の繰延報酬報償に関する費用の前倒しを除く。

法人所得税

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
当期税金費用（ベネフィット）：			
当年度税金費用（ベネフィット）	881	1,385	764
過年度修正	-23	277	-12
当期税金費用（ベネフィット）合計	858	1,662	752
繰延税金費用（ベネフィット）：			
一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生 および解消	-276	-378	644
税法および/または税率改正の影響	-3	140	44
過年度修正	-33	-749	-15
繰延税金費用（ベネフィット）合計	-312	-987	673
法人所得税費用（ベネフィット）合計	546	675	1,425

法人所得税費用には、保険契約者利益に帰属する保険契約者税（2016年度では法人所得税費用が23百万ユーロ、2015年度では法人所得税ベネフィットが0.4百万ユーロおよび2014年度では法人所得税ベネフィットが2百万ユーロ）が含まれている。

当期税金費用合計には、過年度において未認識であった欠損金、税額控除および将来減算一時差異からのベネフィットが含まれており、これらは2016年度の当期税金費用を7百万ユーロ減少させた。これらの影響により、2015年度および2014年度の当期税金費用がそれぞれ3百万ユーロおよび5百万ユーロ減少した。

繰延税金ベネフィット合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除/将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の評価減の戻入および繰延税金資産の評価減から生じた費用が含まれており、これらは2016年度の繰延税金ベネフィットを38百万ユーロ増加させた。これらの影響により、2015年度および2014年度の繰延税金ベネフィットが187百万ユーロ減少し、繰延税金費用が303百万ユーロ減少した。

ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用 / （ベネフィット）との差異

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
内国法人所得税率31.3%（2015年度および2014年度：31.0%）による予想税金費用（ベネフィット）	-254	-1,890	966
外国税率差異	-38	-157	88
有価証券およびその他の収益に係る非課税所得	-599	-345	-371
持分法適用投資による損失（利益）	-19	-21	-93
減算不能費用	1,074	1,288	649
のれんの減損	250	1,407	0
繰延税金資産の認識および測定の変更 ¹	-45	184	-308
税法および/または税率改正の影響	-3	140	44
株式に基づく報酬に関連する影響	66	-5	78
保険契約者税の影響	23	0	-2
その他 ¹	91	74	374
実際の法人所得税費用（ベネフィット）	546	675	1,425

1 過年度に関連した当期および繰延税金費用 / （ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

当行グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の2015年度および2014年度の「その他」は主に、税務当局によるこれらの調査の影響が含まれている。

最近の米国の連邦選挙の結果は、税務政策を大きく変える可能性がある。現在検討中の税制改革案は、事業所得に対する税率の大幅な引き下げおよび税制の全体的枠組みの大きな変更を検討しているが、金融サービス業界に対するその範囲と適用は目下のところ不透明である。法人税率の引き下げは、将来の期間における当行グループの実効税率に影響を及ぼす可能性がある。当行グループの繰延税金資産も影響を受け、再測定が必要になる可能性がある。ドイツ銀行の財務状態に対する特定の影響は、現時点では判断することは出来ない。

繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は、2016年度においては31.3%、2015年度および2014年度においては31%であった。

資本（その他の包括利益／資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
確定給付制度に関連する数理計算上の差異	344	-213	407
売却可能金融資産：			
期中未実現純利得／損失	20	104	-457
純損益に振り替えられた純利得／損失	81	10	5
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ：			
期中未実現純利得／損失	-14	3	-7
純損益に振り替えられた純利得／損失	1	-6	-146
その他の資本の変動：			
期中未実現純利得／損失	-71	-90	-68
純損益に振り替えられた純利得／損失	100	-2	1
その他の包括利益に（借方計上）貸方計上された法人所得税	461	-194	-265
資本に（借方計上）貸方計上されたその他の法人所得税	93	72	-21

当行グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
繰延税金資産：		
繰越欠損金	3,931	3,477
繰越税額控除	358	215
将来減算一時差異：		
トレーディング業務	7,248	7,748
土地建物および設備	458	468
その他の資産	1,606	1,640
有価証券評価	80	92
貸倒引当金	1,039	982
その他の引当金	1,079	1,310
その他の負債	1,353	1,028
繰延税金資産合計（相殺前）	17,152	16,960
繰延税金負債：		
将来加算一時差異：		
トレーディング業務	7,128	7,446
土地建物および設備	57	64
その他の資産	560	954
有価証券評価	381	523
貸倒引当金	29	50
その他の引当金	355	351
その他の負債	462	556
繰延税金負債合計（相殺前）	8,972	9,944

繰延税金資産および負債（相殺後）

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
繰延税金資産として表示	8,666	7,762
繰延税金負債として表示	486	746
繰延税金資産純額	8,180	7,016

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用 / (ベネフィット) と一致していない。これは、(1)資本に直接計上された繰延税金、(2)ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、(3)通常の活動の一環としての企業の取得および処分、および(4)その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の分類の変更起因している。

繰延税金資産が認識されなかった項目

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在 ¹	2015年12月31日現在 ¹
将来減算一時差異	1	-277
無期限	-4,368	-4,372
翌期に期限到来	-189	-2
翌期後に期限到来	-746	-1,067
繰越欠損金	-5,303	-5,441
翌期後に期限到来	-13	-95
繰越税額控除	-14	-97

¹ 表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2016年12月31日および2015年12月31日現在、当行グループは、当期または前期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過する繰延税金資産をそれぞれ58億ユーロおよび50億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。一般的に、繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当行グループは、2016年12月31日および2015年12月31日現在、当行グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ67百万ユーロおよび93百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

38 -

デリバティブ

デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当行グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当行グループは、セールス、マーケット・メーカーおよびリスク管理目的で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当行グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすことおよび当行グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された当行グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

セールスおよびマーケット・メーカー目的で保有するデリバティブ

セールスおよびマーケット・メーカー

当行グループのデリバティブ取引の大半は、セールスおよびマーケット・メーカー活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の構築およびマーケティングが含まれる。マーケット・メーカーには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。

リスク管理

当行グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当行グループは金利リスクを、とりわけデリバティブ契約を利用することにより積極的に管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の限度枠内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

ヘッジ会計に適切なデリバティブ

デリバティブが注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当行グループはヘッジ会計を適用している。

公正価値ヘッジ会計

当行グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いて公正価値ヘッジを行っている。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ ¹	6,893	1,749	6,764	2,193

¹ 2016年度に当行グループは、数値の表示を純額表示（相殺後）から総額表示（相殺前）に変更した。2015年12月31日の比較数値は適宜修正再表示されている。

2016年、2015年および2014年12月31日終了年度において、それぞれ6億ユーロの損失、11億ユーロの損失および10億ユーロの利得が、ヘッジ手段に関して認識された。同期間におけるヘッジ対象の損益（ヘッジ対象リスクに起因）は、それぞれ10億ユーロの利得、10億ユーロの利得および13億ユーロの損失であった。

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

当行グループは、金利および株式の変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップおよび株式指標スワップを用いてキャッシュ・フロー・ヘッジを行っている。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ	242	0	239	0

ヘッジ対象キャッシュ・フローの発生が見込まれる期間およびこれらが損益計算書に影響を与えると見込まれる期間

単位：百万ユーロ	1年以内	1年 - 3年	3 - 5年	5年超
2016年12月31日現在				
資産からのキャッシュ・インフロー	33	34	5	0
負債からのキャッシュ・アウトフロー	0	0	0	0
2016年度の正味キャッシュ・フロー	33	34	5	0
2015年12月31日現在				
資産からのキャッシュ・インフロー	32	49	0	0
負債からのキャッシュ・アウトフロー	-20	-33	-26	-15
2015年度の正味キャッシュ・フロー	12	16	-26	-15

キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
資本への計上額 ¹	198	138	118
このうち、終了したプログラム関連	0	-14	-15
当該終了年度に資本に計上された利得（損失）	62	1	-6
当該終了年度に資本から除かれた利得（損失）	2	-20	-339
純損益に計上された非有効部分	-17	-1	-3

1 「資本への計上額」は、連結包括利益計算書に表示されているその他の包括利益累計額を参照している。

2016年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期日は2021年である。

純投資ヘッジ会計

当行グループは、為替予約およびスワップを用いて、在外営業活動体に対する純投資の財務諸表を期末の直物相場で親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整に対して、ヘッジを行っている。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
純投資ヘッジとして保有するデリバティブ	286	4,076	226	5,379

2016年、2015年および2014年12月31日終了年度において、ヘッジの非有効部分によりそれぞれ437百万ユーロ、425百万ユーロおよび357百万ユーロの損失が認識された。当該非有効部分には、ヘッジ手段に係るフォワード・ポイントを要因とするものが含まれている。

関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、取締役および親会社の監査役が、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

経営幹部の報酬費用

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	2014年度
短期従業員給付	40	31	26
退職後給付	9	6	4
その他の長期給付	7	11	7
解雇給付	0	20	0
株式に基づく報酬	12	15	5
合計	68	83	42

上記の表には、従業員から選任された監査役および元監査役が受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての身分（退職、年金および繰延報酬）に関して、これらの監査役に支払われた報酬総額は、2016年12月31日現在1.1百万ユーロ、2015年12月31日現在1.1百万ユーロおよび2014年12月31日現在1.1百万ユーロであった。

2016年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント49百万ユーロ、ならびに預金7百万ユーロが含まれていた。2015年12月31日現在、当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント11百万ユーロ、ならびに預金8百万ユーロが含まれていた。

加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引は、個々に重要ではないため、以下の表においてまとめて表示されている。

貸出金

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度
貸出金残高、期首現在	396	321
期中の貸出金の変動 ¹	-86	89
連結会社グループの変動	0	-31
為替レートの変動/その他	-13	18
貸出金残高、期末現在 ²	297	396
その他の信用リスク関連取引：		
貸倒引当金	0	1
貸倒引当金繰入額	0	0
保証およびコミットメント	62	263

1 期中に貸出した貸出金および返済された貸出金による純影響額は、「期中の貸出金の変動」として示されている。

2 延滞貸出金は、2016年12月31日現在7百万ユーロおよび2015年12月31日現在4百万ユーロであった。2016年12月31日および2015年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ22百万ユーロおよび69百万ユーロの担保を保有していた。

預金

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度
預金残高、期首現在	162	128
期中の預金の変動 ¹	-74	31
連結会社グループの変動	0	-0
為替レートの変動/その他	-1	2
預金残高、期末現在	87	162

1 期中に受入れた預金および払戻した預金による純影響額は、「期中の預金の変動」として示されている。

その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2016年12月31日現在では8百万ユーロ、2015年12月31日現在では32百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2016年12月31日現在では0百万ユーロ、2015年12月31日現在では0百万ユーロであった。

年金制度との取引

IFRSに基づき、一部の退職後給付制度は関係当事者とみなされている。当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理を含む金融サービスを提供している。当行グループの年金基金は、ドイツ銀行の株式または有価証券を保有または売買することができる。

関連当事者である年金制度との取引

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度
制度資産内に保有されている当行グループが発行した株式	0	0
その他の資産	0	0
制度資産から当行グループの資産運用管理会社に支払われたフィー	22	41
当行グループが相手先であるデリバティブの時価	-547	-793
当行グループが相手先であるデリバティブの名目金額	8,755	10,516

40 -

子会社に関する情報

当行グループの構成

ドイツ銀行AGは、当行グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当行グループは938（2015年度：1,217）の連結された事業体から構成されており、このうち349（2015年度：545）は連結対象のストラクチャード・エンティティである。当行グループが支配する678（2015年度：796）の事業体については、当行グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。260（2015年度：421）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。2015年および2016年12月31日現在、非支配持分は個別でも総額でも当行グループにとって重要ではない。

当行グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当行グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転する能力、および当行グループの負債を決済する能力が制限される場合がある。

当行グループは貸借対照表日現在において重要な非支配持分を有していなかったため、これらに関連した保護権は重要な制約を生じさせなかった。

資産を使用する当行グループの能力に影響を及ぼす制約は以下のとおりである：

- 当行グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務を担保するため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、担保を差入れている。
- 連結のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。
- 規制上の要件や中央銀行からの要求または現地の会社法により、特定の法域において、グループ内の他の事業体との間で資産を移転する当行グループの能力が制限される場合がある。

制約を受ける資産

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	資産合計	制約を受ける資産	資産合計	制約を受ける資産
利付銀行預け金	163,292	1,314	78,263	2,190
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	743,781	54,711	820,883	79,222
売却可能金融資産	56,228	19,870	73,583	11,046
貸出金	408,909	74,172	427,749	46,352
その他	218,336	7,693	239,441	9,294
合計	1,590,546	157,760	1,629,130	148,105

上記の表では、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産を除外している。こうした制約は、現地の関連する貸出要件に基づく場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々の貸借対照表項目を識別することは不可能である。これは規制上の最低流動性要件についても同様である。当行グループは現地のストレス時の流動性アウトフローを超える流動性準備金の額を識別する。そうした流動性準備金で、この目的で制約を受けるとみなされる総額は、2016年12月31日現在374億ユーロである（2015年12月31日現在：197億ユーロ）。

41 -

ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与の性質、目的および範囲

当行グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資家への複数の契約上関連した金融商品の形態での資金調達。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産のポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産に担保されたおよび/またはインデックスされた負債証券および持分証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債証券および持分証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当行グループとストラクチャード・エンティティとの関係の実質が、当行グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。

連結対象のストラクチャード・エンティティ

当行グループは、次のような種類の連結対象のストラクチャード・エンティティに財務的支援を提供することを当行グループが要求される可能性のある契約上の取決めを有している。

証券化ビークル

当行グループは、多様な資産プールの購入の資金調達のために証券化ビークルを利用している。当行グループはこれらの事業体に対して流動性と信枠の形態で財務的支援を提供している。2016年12月31日および2015年12月31日現在、これらの事業体に対する貸出コミットメント残高はそれぞれ3百万ユーロおよび251百万ユーロであった。

ファンド

当行グループは、当行グループに連結されたファンドに対して、資金提供や流動性と信枠または保証を提供することがある。2016年12月31日および2015年12月31日現在、当行グループが当該ファンドに提供した流動性と信枠および保証の名目価額はそれぞれ113億ユーロおよび134億ユーロであった。

非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティは、議決権、契約、資金提供契約またはその他の手段を通じて当行グループが当該企業を支配していないため連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティに対する当行グループの関与の範囲はストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与を種類別に説明している。

リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。当行グループはリパッケージおよび投資企業から獲得されるリターンに影響を及ぼすパワーを有していないため、リパッケージおよび投資企業は当行グループによって連結されない。一般的に、これらの企業は投資家との間で事前に合意した特定の投資リターンを提供するために設立されるものであり、取引期間中に当行グループがその投資戦略やリターンに変更を加えることはできない。

第三者資金提供企業

当行グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当行グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方に関係している。

当該取引で使用されるビークルは、借手が融資にかかる追加証拠金または担保を拠出するか否かを決定する能力を有している場合には当該借手によって支配されている。借手が融資を継続するか終了するかを決定することができるような場合には、借手が当該ビークルを連結する。

証券化ビークル

当行グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保証券（ほとんどが商業用モーゲージ担保証券、住宅用モーゲージ担保証券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールを購入する証券化ビークルを設立している。これらのビークルは、負債証券および持分証券の複数トランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その償還はビークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当行グループでは多くの場合、これらの証券化ビークルに資産を移転し、流動性と信枠の形態でこれらの企業へ財務支援を行っている。

当行グループではさらに第三者をスポンサーとする証券化ビークルに対して、投資および流動性と信枠の提供を行っている。

証券化ビークルの活動に対する委任されたパワーを有するサービサーまたはスペシャル・サービサーを一方的に解任するパワーまたは能力を当行グループが有していない場合には、当該証券化ビークルは当行グループに連結されない。

ファンド

当行グループでは、特定の資産への投資保有に対する顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当行グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資している。グループ企業は、ファンド・マネージャー、証券保管機関およびその他の役割を担い、グループがスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの双方に対して資金や流動性と信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

ドイツ銀行が代理人とみなされる場合、または他の第三者投資家がファンドの活動を指図する能力を有している場合には、当行グループは当該ファンドを連結しない。

その他

これらは、ドイツ銀行または第三者がスポンサーとなっているストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。当行グループがこれらの企業の意思決定に対してパワーを有していない場合には、これらの企業は当行グループによって連結されない。

ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当行グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、運用フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果として生じたおよびこれら企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産 / 負債に係る純利得 / (損失)」に認識される。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与とは、当行グループをストラクチャード・エンティティの業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与を指す。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の例としては、当行グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性と信枠、保証、および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラクチャード・エンティティから当行グループが信用プロテクションを購入した場合、当行グループは、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、関与とはみなされていない。

非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。当行グループの解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスのコミットメント（保証、流動性と信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額またはそれらの変動は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当行グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2016年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ1,450億ユーロ、6,440億ユーロおよび270億ユーロであった。2015年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ2,550億ユーロ、6,060億ユーロおよび310億ユーロであった。

ストラクチャード・エンティティの規模

当行グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる測定尺度をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の測定尺度が適切な指標だと考えられている。

- ファンド：当行グループがファンド・ユニットを保有している場合には純資産価額または運用資産の金額。当行グループの関与がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化：当行グループの関与が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額。当行グループの関与がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目価額。
- 第三者資金提供企業：当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業：発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当行グループでは当行グループが受け取ったノ差し入れた担保または当行グループの当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当行グループの関与の帳簿価額、およびこうした関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。この表ではまた、ストラクチャード・エンティティの規模に関する指標も示している。下記の帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当行グループが直面するリターンの変動性を反映していない。

ドイツ銀行の関与に関連した帳簿価額および規模

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供 企業	証券化	ファンド	合計
資産					
現金および中央銀行預け金	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	-15	0	0	345	331
中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	68	87	18	3,113	3,286
借入有価証券	0	0	0	11,643	11,643
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計	1,231	3,068	6,332	54,943	65,576
トレーディング資産	659	2,309	6,211	15,031	24,210
プラスの時価 （デリバティブ金融商品）	538	262	111	7,587	8,499
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	34	497	10	32,326	32,867
売却可能金融資産	62	599	271	1,008	1,940
貸出金	157	36,710	20,219	19,604	76,690
その他の資産	50	40	181	20,454	20,726
資産合計	1,554	40,504	27,022	111,111	180,192
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債合計	354	36	27	11,036	11,453
マイナスの時価 （デリバティブ金融商品）	354	36	27	11,036	11,453
負債合計	354	36	27	11,036	11,453
オフバランスのエクスポージャー	0	5,150	10,591	11,448	27,189
合計	1,200	45,619	37,586	111,523	195,928
ストラクチャード・エンティティの規模	9,487	65,234	454,950	1,888,491	

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供 企業	証券化	ファンド	合計
資産					
現金および中央銀行預け金 ¹	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外） ¹	18	0	110	422	550
中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	0	0	20	1,445	1,465
借入有価証券	0	0	66	23,045	23,111
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計	1,924	3,106	14,203	66,109	85,455
トレーディング資産	1,256	1,339	13,886	18,709	35,303 ²
プラスの時価 （デリバティブ金融商品）	619	114	94	6,525	7,352
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	48	1,653	223	40,876	42,800
売却可能金融資産	0	421	568	1,722	2,711
貸出金	135	34,340	25,026	20,958	80,459
その他の資産	103	2,150	565	18,365	21,182
資産合計	2,179	40,017	40,558	132,065	214,932 ²
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債合計	319	150	669	9,961	11,099
マイナスの時価 （デリバティブ金融商品）	319	150	669	9,961	11,099
負債合計	319	150	669	9,961	11,099
オフバランスのエクスポージャー	2	7,724	9,408	13,459	30,710 ²
合計	1,863	47,591	49,297	135,563	234,544
ストラクチャード・エンティティの規模	10,607	63,187	896,028 ³	2,694,148	

1 2015年12月31日以降、「現金および銀行預け金」は「現金および中央銀行預け金」へ、「利付銀行預け金」は「インターバンク預け金（中央銀行以外）」へと変更された。

2 「その他」の種類の事業体に関する資産合計113百万ユーロおよびオフバランスシートのエクスポージャー116百万ユーロを含む。

3 2015年度の規模についての情報は、基礎となっているデータの集計上の重複を避けるよう調整されている。

トレーディング資産 - 2016年12月31日および2015年12月31日現在のトレーディング資産合計はそれぞれ242億ユーロおよび353億ユーロであった。これは主に、証券化に対する投資62億ユーロおよび138億ユーロならびにファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資150億ユーロおよび187億ユーロからそれぞれ構成されている。当行グループの証券化への関与は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当行グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メイキングに関するものであるか、それ以外の場合には顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - この区分における関与の大半はファンドへの逆レボ契約が占めており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。

貸出金 - 2016年12月31日および2015年12月31日現在の貸出金は、それぞれ767億ユーロおよび804億ユーロの証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業への融資から構成されている。当行グループによる第三者資金提供企業への融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。

その他の資産 - 2016年12月31日および2015年12月31日現在のその他の資産それぞれ207億ユーロおよび212億ユーロは、主にプライム・ブローカレッジ業務に係る債権および委託証拠金残高から構成されている。

未決済債権 - 未決済債権の残高は、仲介業務などによる典型的な顧客とサプライヤーとの関係から生じるものであり、内在するボラティリティは、財務諸表の利用者にストラクチャード・エンティティに対するドイツ銀行のエクスポージャーに関する有効な情報を提供しないため、本開示注記には含まれていない。

財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2016年12月31日および2015年12月31日現在当行グループが関与を有していない企業

当行グループはスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

- 企業への資産の移転
- 企業への元手資本の提供
- 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
- ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティを当行グループと合理的に関連付ける場合にも、当行グループは当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、当行グループがスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2016年12月31日および2015年12月31日現在当行グループが関与を有していなかった企業からの総収益は、それぞれマイナス145百万ユーロおよび20.2百万ユーロであった。当行グループがスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当行グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に認識されている。2016年度において、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額累計は、証券化に対して894百万ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して20百万ユーロであった。2015年度においては、証券化に対して981百万ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して281百万ユーロであった。

42 -

保険および投資契約

2016年12月30日、Abbey Life Assurance Companyの資本100%のPhoenix Group Ltd.への売却が完了した。この売却の結果、当行グループの保険契約事業のすべておよび投資契約事業の大半が処分されて、592百万ユーロのみが残った。

Abbey Lifeの売却目的保有のカテゴリーへの分類変更、VOBAの減損およびAbbey Lifeの売却による影響については、注記27の「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」に記載されている。

保険および投資契約から生じる負債

単位：百万ユーロ	2015年12月31日現在		
	総額	再保険	純額
保険契約	4,921	-78	4,843
投資契約	8,522	0	8,522
合計	13,443	-78	13,365

帳簿価額

以下の表は、2015年度の保険契約および投資契約に係る負債の増減の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	2015年度	
	保険契約	投資契約
期首残高	4,750	8,523
新規業務	120	48
請求 / 引出による支払	-426	-708
既存業務に係るその他の変動	195	191
為替レートの変動	282	468
期末残高	4,921	8,522

2016年12月31日現在、当行グループは保険契約に係る負債を有していなかった。2015年12月31日現在、当行グループは保険契約に係る負債49億ユーロを有していた。このうち、28億ユーロは伝統的な年金の支払い、17億ユーロは終身契約および431百万ユーロは年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約を表している（ユニット・リンク型負債283百万ユーロおよび保証された年金利回りに関する最善の見積りに基づく準備金148百万ユーロで構成されている）。

43 -

流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

2016年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2016年 12月31日現在
現金および中央銀行預け金	181,364	0	181,364
インターバンク預け金（中央銀行以外）	10,996	610	11,606
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	15,756	531	16,287
借入有価証券	20,081	0	20,081
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	725,099	18,682	743,781
売却可能金融資産	9,211	47,016	56,228
持分法適用投資	0	1,027	1,027
貸出金	115,673	293,236	408,909
満期保有証券	0	3,206	3,206
土地建物および設備	0	2,804	2,804
のれんおよびその他の無形資産	0	8,982	8,982
その他の資産	118,246	7,799	126,045
当期税金資産	1,329	230	1,559
繰延税金資産考慮前の資産合計	1,197,755	384,124	1,581,880
繰延税金資産			8,666
資産合計			1,590,546

2016年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2016年 12月31日現在
預金	522,885	27,319	550,204
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	25,035	705	25,740
貸付有価証券	3,598	0	3,598
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	576,336	5,635	581,971
その他の短期借入金	17,295	0	17,295
その他の負債	150,253	5,187	155,440
引当金	10,973	0	10,973
当期税金負債	723	606	1,329
長期債務	28,758	143,558	172,316
信託優先証券	2,197	4,176	6,373
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,338,054	187,186	1,525,240
繰延税金負債			486
負債合計			1,525,727

2015年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2015年 12月31日現在
現金および中央銀行預け金	96,940	0	96,940
インターバンク預け金（中央銀行以外）	12,620	223	12,842
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	21,240	1,216	22,456
借入有価証券	33,556	1	33,557
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	783,383	37,499	820,883
売却可能金融資産	7,359	66,225	73,583
持分法適用投資	0	1,013	1,013
貸出金	130,483	297,266	427,749
満期保有証券	0	0	0
土地建物および設備	0	2,846	2,846
のれんおよびその他の無形資産	0	10,078	10,078
その他の資産	111,653	6,484	118,137
当期税金資産	997	288	1,285
繰延税金資産考慮前の資産合計	1,198,231	423,139	1,621,368
繰延税金資産			7,762
資産合計			1,629,130

2015年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2015年 12月31日現在
預金	541,557	25,417	566,974
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	9,803	0	9,803
貸付有価証券	2,857	414	3,270
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	584,474	15,280	599,754
その他の短期借入金	28,010	0	28,010
その他の負債	168,205	6,800	175,005
引当金	9,207	0	9,207
当期税金負債	1,086	613	1,699
長期債務	26,129	133,887	160,016
信託優先証券	995	6,025	7,020
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,372,324	188,436	1,560,760
繰延税金負債			746
負債合計			1,561,506

44 -

後発事象

2017年1月13日、ドイツ銀行はドイツの決済サービス提供会社であるConcardis GmbHに対する非戦略的持分16.8%を売却する契約を締結した。当該取引は、規制当局の承認を条件として、2017年度上半期に完了する予定である。当該取引により、半期の業績はプラスの影響を受ける見込みである。

2017年3月5日に公表されたとおり、ドイツ銀行は予想払込額約80億ユーロの新株を発行する予定である。当行グループは、この増資を4月の前半に完了する予定である。また、一連の追加施策を計画し、以前の財務目標に代わる新たな財務目標を設定する予定である。これらの施策は、2017年度を通じて実施予定の当行グループのセグメント構造の変更を含んでおり、一旦詳細が確定されれば、セグメント開示の再表示および関連するのれん残高の減損の検討が実施されることになる。さらに、取締役会は配当戦略を再検討しており、前述の増資後に見込まれる株式数を含め、1株当たり0.19ユーロの配当の支払いを2017年5月の年次株主総会に提案する予定である。当行は総額で約400百万ユーロを2017年5月に配当する予定である。

45 -

ドイツ商法第297(1a)条 / 第315a条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報

人件費

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度
人件費：		
賃金および給料	9,819	11,163
社会保障費	2,055	2,130
このうち：年金に関するもの	671	724
合計	11,874	13,292

従業員

2016年度の平均実働従業員数は101,182名（2015年度：99,423名）で、このうち女性は44,660名（2015年度：44,071名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均55,557名（2015年度：53,623名）であった。

取締役会および監査役会の報酬

取締役会に対する報酬総額（ドイツ会計基準第17号に準拠したもの）は2016年および2015年12月31日終了年度においてそれぞれ26,691,178ユーロおよび23,913,876ユーロであり、両年度とも、このうちゼロユーロが変動報酬項目であった。

ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族には、2016年および2015年12月31日終了年度において、それぞれ35,305,889ユーロおよび17,429,709ユーロが支払われた。

監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2014年5月22日の年次株主総会の決議で最終改定が行われ、2014年7月17日に発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年2月にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任しないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2016事業年度に関して、監査役は総額5,016,667ユーロ（2015事業年度：4,850,000ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち3,904,167ユーロは定款の規定に従って2017年2月に支払われた（2016年2月：3,710,417ユーロ）。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2016年および2015年12月31日現在それぞれ総額222,953,147ユーロおよび210,146,088ユーロであった。

ドイツ銀行AGの取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2016年および2015年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して8,433,662ユーロおよび8,914,864ユーロ、監査役に対して40,005,403ユーロおよび712,861ユーロであった。監査役は2016年度に貸出金160,944ユーロを返済した。

総資産利益率

ドイツ銀行法第26a条において、総資産利益率は、当期純利益を平均総資産で除した数値と定義されている。2016年および2015年12月31日終了年度の当該定義に準拠した総資産利益率は、それぞれマイナス0.08%およびマイナス0.38%であった。

親会社についての情報

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトは、ドイツ銀行グループの親会社である。フランクフルト・アム・マインで設立され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB30000で商業登記されている。

コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法 (AktG) 第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のホームページ (www.db.com/ir/en/documents.htm) で公表されている。

主要な会計報酬およびサービス

当行グループの監査人に対する報酬の内訳

報酬区分 (単位: 百万ユーロ)	2016年度	2015年度
監査報酬	49	51
このうちKPMG AG	18	24
監査関連報酬	26	19
このうちKPMG AG	16	12
税務関連報酬	6	5
このうちKPMG AG	3	2
その他の全報酬	1	1
このうちKPMG AG	1	0
報酬合計	82	76

46 -

国別の報告

KWG第26a条は、特定の情報を各国別に年次開示することを要求している。開示されている情報は、ドイツ銀行のIFRSグループ勘定に基づいている。しかし、当該情報は本報告書のその他の財務情報と照合できない。これは、2014年12月16日にドイツ連邦銀行より公表された、海外グループ内部取引相殺消去前の各国別情報を開示する規定を含む特定の要件によるものである。これらのドイツ連邦銀行の規定に従って、同じ国におけるグループ内部取引は相殺消去されている。これらの相殺消去は各国の内部経営管理報告において適用される相殺消去と同一であり、そのほとんどが配当支払によるものである。

子会社および支店の所在地は、設立国または住所および関連する税務管轄区域を考慮して決定される。子会社や支店の会社名、事業の特性、所在地は、注記47「保有株式」を参照のこと。また、ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツおよびロンドン、ニューヨーク、シンガポールといった海外に支店を有している。純収益は、純利息収益および利息以外の収益から構成されている。

2016年12月31日

単位：百万ユーロ
(別段の記載がない限り)

	純収益 (売上高)	従業員 (正規職員)	税引前利益 (損失)	法人所得税 (費用)/ベ ネフィット
アルゼンチン	57	71	39	-14
オーストラリア	382	528	56	-35
オーストリア	20	111	-3	-0
バルバトス	0	0	-0	0
ベルギー	192	666	16	-6
ブラジル	181	226	92	-2
カナダ	22	22	13	-3
ケイマン諸島	18	32	1	0
チリ	74	11	61	-23
中国	218	511	109	-27
コロンビア	-1	0	-1	0
チェコ共和国	9	44	3	-1
フィンランド	-0	0	1	-0
フランス	65	224	13	1
ドイツ	11,790	44,708	1,941	-171
英国	5,038	8,575	-1,548	185
ギリシャ	-0	9	0	-0
ガーンジー島	14	32	7	0
香港	635	1,303	-3	15
ハンガリー	18	54	5	-1
インド	660	11,569	464	-221
インドネシア	158	306	97	-32
アイルランド	38	645	8	-1
イスラエル	6	11	-1	-0
イタリア	1,007	3,880	-4	-36
日本	600	661	245	-93
ジャージー島	23	90	3	-1
ラトビア	1	0	0	0
ルクセンブルク	1,953	512	1,605	-148
マレーシア	82	226	45	-11
マルタ	39	0	37	9
モーリシャス	147	217	132	-3
メキシコ	30	65	-7	2
オランダ	446	752	126	0
ニュージーランド	34	0	26	-2
ノルウェー	-0	0	-0	0
パキスタン	15	74	6	-3
ペルー	1	0	-5	-1
フィリピン	29	1,965	12	-3
ポーランド	259	2,142	43	-14
ポルトガル	54	392	-6	1
カタール	-0	3	0	-0
ルーマニア	5	681	9	-2
ロシア連邦	81	1,246	30	-7
サウジアラビア	30	74	0	-8

シンガポール	1,115	2,089	276	14
南アフリカ	50	113	23	-5
韓国	110	288	31	-9
スペイン	513	2,542	-92	26
スリランカ	20	68	9	-3
スウェーデン	2	35	3	-1
スイス	324	697	45	-9
台湾	68	178	31	-6
タイ	42	122	15	-3
トルコ	49	136	22	-5
UAE	28	180	-8	-1
ウクライナ	8	31	5	-1
ウルグアイ	-0	0	-0	0
米国	6,617	10,558	-1,498	88
ベネズエラ	0	0	0	0
ベトナム	18	69	9	-2

[次へ](#)

47 -

保有株式

418 子会社（訳者注：行頭の数字は英文Annual Report 2016のページ；以下同）

428 連結ストラクチャード・エンティティ

434 持分法により会計処理されている会社

436 20%超を保有するその他の会社

440 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第313条第2項に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

- 1 ドイツ商法第313条第2項第6号に従って、無限責任の株主としての立場。
- 2 支配されている。
- 3 ドイツ商法第264b条に認められた例外を用いて設立された会社。
- 4 ゼネラル・パートナーシップ（ケイマン諸島）。
- 5 特別ファンド。
- 6 リミテッド・パートナーシップ（中国）。
- 7 当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。
- 8 支配されていない。
- 9 重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。
- 10 IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 11 IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 12 暫定自己資本6,963.4百万ユーロ / 暫定損益487.1百万ユーロ（2016事業年度）
- 13 売却可能有価証券として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。
- 14 暫定自己資本8,946.3百万ユーロ / 暫定損益175.6百万ユーロ（2016事業年度）
- 15 自己資本3.0百万ユーロ / 損益マイナス12.9百万ユーロ（2015事業年度）
- 16 自己資本103.7百万ユーロ / 損益10.2百万ユーロ（2015事業年度）
- 17 重要な影響力はない。
- 18 自己資本13.7百万ユーロ / 損益2.9百万ユーロ（2015事業年度）
- 19 自己資本20.1百万ユーロ / 損益1.9百万ユーロ（2016事業年度）
- 20 自己資本0.0百万ユーロ / 損益20.5百万ユーロ（2015事業年度）

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1	ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト	フランクフルト・ アム・マイン		預金等受入金融機関	
子会社					
2	ABFS I Incorporated	ボルチモア		金融企業	100.0
3	ABS Leasing Services Company	シカゴ		支援サービス提供会社	100.0
4	ABS MB Ltd.	ボルチモア		金融企業	100.0
5	Acacia (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
6	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
7	Alex. Brown Financial Services Incorporated	ボルチモア		金融企業	100.0
8	Alex. Brown Investments Incorporated	ボルチモア		金融企業	100.0
9	Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank - mbH	ベルリン		その他の企業	100.0
10	Americas Trust Servicios de Consultoria, S.A.	マドリッド		その他の企業	100.0
11	Argent Incorporated	ボルチモア		金融機関	100.0
12	Atrium 99. Europäische VV SE	フランクフルト		その他の企業	100.0
13	B.T.I. Investments (メンバーによる任意清算 中)	ロンドン		金融企業	100.0
14	Baincor Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
15	Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー		その他の企業	100.0
16	Bankers Trust International Finance (Jersey) Limited	セントヘリア		金融企業	100.0
17	Bankers Trust International Limited (メン バーによる任意清算中)	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
18	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
19	Barkly Investments Ltd.	セントヘリア		金融企業	100.0
20	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ		金融企業	100.0
21	Bebek Varlik Yönetym A.S.	イスタンブール		金融企業	100.0
22	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
23	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン		金融企業	100.0
24	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		預金等受入金融機関	100.0
25	BHW Gesellschaft für Vorsorge mbH	ハーメルン		金融企業	100.0
26	BHW Holding AG	ハーメルン		金融持株会社	100.0
27	BHW Invest, Société à responsabilité limitée	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
28	BHW Kreditservice GmbH	ハーメルン		支援サービス提供会社	100.0
29	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	100.0
30	Birch (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
31	Blue Cork, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
32	BNA Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
33	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		その他の企業	100.0
34	BRIMCO, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		その他の企業	100.0
35	BT Commercial Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
36	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
37	BT Maulbronn GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
38	BT Milford (Cayman) Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
39	BT Muritz GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
40	BT Vordertaunus Verwaltungs- und Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
41	BTAS Cayman GP	ジョージタウン	1	金融企業	100.0
42	BTD Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
43	Buxtal Pty. Limited	シドニー		金融企業	100.0
44	CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG	ケルン	1	金融企業	100.0
45	CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG	ケルン	1	金融企業	100.0
46	CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG	ケルン	1	金融企業	100.0
47	CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH	ケルン		金融企業	100.0
48	Caneel Bay Holding Corp.	シカゴ	2	金融企業	0.0
49	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
50	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
51	CapeSuccess LLC	ウィルミントン		金融企業	82.6
52	Cardales Management Limited	セントピーターポート		証券取引会社	100.0
53	Cardales UK Limited	ロンドン		金融企業	100.0
54	Career Blazers Consulting Services, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
55	Career Blazers Contingency Professionals, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
56	Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.	ロサンゼルス		その他の企業	100.0
57	Career Blazers LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
58	Career Blazers Management Company, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
59	Career Blazers New York, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
60	Career Blazers of Ontario Inc.	ロンドン, オンタリオ		その他の企業	100.0
61	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントンD.C.		その他の企業	100.0
62	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オールバニー		金融企業	100.0
63	Career Blazers Service Company, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
64	Caribbean Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	2	金融企業	0.0
65	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京		その他の企業	100.0
66	Cathay Asset Management Company Limited	ポートルイス		金融企業	100.0
67	Cathay Capital Company (No 2) Limited	ポートルイス		金融企業	67.6
68	CBI NY Training, Inc.	オールバニー		その他の企業	100.0
69	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
70	Centennial River 1 Inc.	デンバー		その他の企業	100.0
71	Centennial River 2 Inc.	オースティン		その他の企業	100.0
72	Centennial River Acquisition I Corporation	ウィルミントン		その他の企業	100.0
73	Centennial River Acquisition II Corporation	ウィルミントン		その他の企業	100.0
74	Centennial River Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
75	Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
76	Consumo Finance S.p.A.	ミラノ		金融機関	100.0
77	CREDA Objektanlage- und verwaltungsgesellschaft mbH	ボン		支援サービス提供会社	100.0
78	CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH i.L.	ミュンヘン		金融企業	100.0
79	Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
80	D&Mターンアラウンドパートナーズ合同会社	東京		金融サービス機関	100.0
81	D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
82	DAHOC (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
83	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	100.0
84	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		その他の企業	100.0
85	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		その他の企業	100.0
86	DB (Pacific) Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
87	DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク		金融企業	100.0
88	DB Abalone LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
89	DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		金融企業	100.0
90	DB Alps Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0
91	DB Alternative Trading Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
92	DB Alternatives and Fund Solutions Shanghai Investment Company Ltd	上海		証券取引会社	100.0
93	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
94	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
95	DB Boracay LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
96	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト		金融持株会社	100.0
97	DB Capital Partners Asia G.P. Limited (任意 清算中)	ジョージタウン		金融企業	100.0
98	DB Capital Partners General Partner Limited	ロンドン		金融企業	100.0
99	DB Capital Partners Latin America, G.P. Limited (任意清算中)	ジョージタウン		金融企業	100.0
100	DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
101	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ボズエロ デ アラ ルコン		支援サービス提供会社	100.0
102	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
103	DB Commodity Services LLC	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
104	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ		支援サービス提供会社	100.0
105	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		金融企業	100.0
106	DB Delaware Holdings (Europe) Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
107	DB Delaware Holdings (UK) Limited (メンバー による任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
108	DB Direkt GmbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
109	DB Energy Commodities Limited	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
110	DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
111	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セントヘリア		金融企業	100.0
112	DB Enfield Infrastructure Investments Limited (清算中)	セントヘリア		支援サービス提供会社	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
113	DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		金融企業	100.0
114	DB Equity Limited	ロンドン		金融企業	100.0
115	DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
116	DB Finanz-Holding GmbH	フランクフルト		金融持株会社	100.0
117	DB Fund Services LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
118	DB Funding LLC #5	ウィルミントン		金融機関	100.0
119	DB Global Technology SRL	プカレスト		支援サービス提供会社	100.0
120	DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
121	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
122	DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		金融企業	100.0
123	DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン		金融企業	100.0
124	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
125	DB iCON Investments Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
126	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ	1	金融企業	100.0
127	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン	1, 3	金融企業	100.0
128	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン		金融企業	100.0
129	DB Infrastructure Holdings (UK) No.3 Limited	ロンドン		金融企業	100.0
130	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
131	DB International (Asia) Limited	シンガポール		預金等受入金融機関	100.0
132	DB International Investments Limited	ロンドン		金融企業	100.0
133	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		その他の企業	100.0
134	DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
135	DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
136	DB Investment Services GmbH	フランクフルト		預金等受入金融機関	100.0
137	DB Investments (GB) Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0
138	DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		金融企業	100.0
139	DB Like-Kind Exchange Services Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
140	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン		金融機関	100.0
141	DB Management Support GmbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
142	DB Managers, LLC	ウエストトレントン		証券取引会社	100.0
143	DB Mortgage Investment Inc.	ボルチモア		金融企業	100.0
144	DB Nexus American Investments (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
145	DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
146	DB Nexus Investments (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
147	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		支援サービス提供会社	100.0
148	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		その他の企業	100.0
149	DB Omega BTV S.C.S.	ルクセンブルグ	1	金融企業	100.0
150	DB Omega Holdings LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
151	DB Omega Ltd.	ジョージタウン		金融企業	100.0
152	DB Omega S.C.S.	ルクセンブルグ	1	金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
153	DB Operaciones y Servicios Interactivos Agrupación de Interés Económico	バルセロナ		支援サービス提供会社	99.9
154	DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
155	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン		金融企業	100.0
156	DB Portfolio Southwest, Inc.	オースティン		支援サービス提供会社	100.0
157	DB Print GmbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
158	DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
159	DB Private Equity GmbH	ケルン		投資運用管理会社	100.0
160	DB Private Equity International S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	100.0
161	DB Private Equity Treuhand GmbH	ケルン		金融企業	100.0
162	DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		金融機関	100.0
163	DB PWM Private Markets I GP	ルクセンブルグ		金融企業	100.0
164	DB Re S.A.	ルクセンブルグ		再保険会社	100.0
165	DB RMS Leasing (Cayman) L.P.	ジョージタウン	1	金融企業	100.0
166	DB Samay Finance No. 2, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
167	DB Securities S.A.	ワルシャワ		証券取引会社	100.0
168	DB Service Centre Limited	ダブリン		支援サービス提供会社	100.0
169	DB Service Uruguay S.A.	モンテビデオ		金融機関	100.0
170	DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
171	DB Services New Jersey, Inc.	ウエストトレントン		支援サービス提供会社	100.0
172	DB Servicios México, Sociedad Anónima de Capital Variable	メキシコシティ		支援サービス提供会社	100.0
173	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		支援サービス提供会社	100.0
174	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		支援サービス提供会社	100.0
175	DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
176	DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
177	DB Trips Investments Limited	ジョージタウン	2	金融企業	0.0
178	DB Trustee Services Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
179	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		その他の企業	100.0
180	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0
181	DB UK Australia Finance Limited (任意清算中)	ジョージタウン		金融企業	100.0
182	DB UK Australia Holdings Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
183	DB UK Bank Limited	ロンドン		預金等受入金融機関	100.0
184	DB UK Holdings Limited	ロンドン		金融企業	100.0
185	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		金融企業	100.0
186	DB USA Corporation	ウィルミントン		金融持株会社	100.0
187	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融持株会社	100.0
188	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融持株会社	100.0
189	DB Vanquish (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
190	DB Vantage (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融機関	100.0
191	DB Vantage No.2 (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融機関	100.0
192	DB Vita S.A.	ルクセンブルグ		保険会社	75.0
193	db x-trackers (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		証券取引会社	100.0
194	DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
195	DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
196	DBCIBZ1	ジョージタウン		金融企業	100.0
197	DBCIBZ2	ジョージタウン		金融企業	100.0
198	DBFIC, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
199	DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
200	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン		支援サービス提供会社	100.0
201	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ		支援サービス提供会社	100.0
202	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
203	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	100.0
204	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	100.0
205	DBRMSGP1	ジョージタウン	1, 4	金融企業	100.0
206	DBRMSGP2	ジョージタウン	1, 4	金融企業	100.0
207	DBUK PCAM Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0
208	DBUKH No. 2 Limited	ロンドン	2	金融企業	0.0
209	DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
210	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルク		金融企業	100.0
211	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
212	DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
213	dbX-Commodity 1 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
214	dbX-Convertible Arbitrage 14 Fund	セントヘリア	5	金融企業	87.0
215	dbX-Credit 2 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
216	dbX-Credit 4 Fund	セントヘリア	5	金融企業	87.4
217	dbX-CTA 11 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
218	dbX-CTA 16 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
219	dbX-CTA 18 Fund	セントヘリア	5	金融企業	75.6
220	dbX-CTA 2 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
221	dbX-CTA 9 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
222	dbX-Emerging Markets Macro 1 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
223	dbX-Event Driven 2 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
224	dbX-Global Long/Short Equity 10 Fund	セントヘリア	5	金融企業	89.0
225	dbX-Global Macro 4 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
226	dbX-Global Macro 7 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
227	dbX-Global Macro 9 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
228	dbX-Risk Arbitrage 1 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
229	dbX-US Long/Short Equity 13 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
230	dbX-US Long/Short Equity 15 Fund	セントヘリア	5	金融企業	100.0
231	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京		支援サービス提供会社	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
232	DeAM Infrastructure Limited	ロンドン		金融企業	100.0
233	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン	1	支援サービス提供会社	100.0
234	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
235	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
236	DEUFAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
237	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
238	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		金融機関	100.0
239	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		金融機関	100.0
240	Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
241	Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme	パイアニア		その他の企業	80.0
242	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
243	Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS	パリ		その他の企業	100.0
244	Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
245	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		金融サービス機関	100.0
246	Deutsche AM Distributors, Inc.	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
247	Deutsche AM Service Company	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
248	Deutsche AM Trust Company	セイラム		証券取引会社	100.0
249	Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
250	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		金融持株会社	100.0
251	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール		証券取引会社	100.0
252	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	香港		証券取引会社	100.0
253	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		証券取引会社	100.0
254	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	東京		証券取引会社	100.0
255	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		証券取引会社	100.0
256	Deutsche Asset Management (UK) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
257	Deutsche Asset Management Group Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0
258	Deutsche Asset Management International GmbH	フランクフルト		証券取引会社	100.0
259	Deutsche Asset Management Investment GmbH	フランクフルト		投資運用管理会社	100.0
260	Deutsche Asset Management S.A.	ルクセンブルク		投資運用管理会社	100.0
261	Deutsche Asset Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		投資運用管理会社	100.0
262	Deutsche Asset Management USA Corporation	ウィルミントン		金融持株会社	100.0
263	Deutsche Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
264	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		預金等受入金融機関	100.0
265	Deutsche Bank (Chile)	サンティアゴ		その他の企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
266	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		預金等受入金融機関	100.0
267	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		預金等受入金融機関	100.0
268	Deutsche Bank (Mauritius) Limited	ポートルイス		預金等受入金融機関	100.0
269	Deutsche Bank (Perú) S.A.	リマ		預金等受入金融機関	100.0
270	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		預金等受入金融機関	100.0
271	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		預金等受入金融機関	100.0
272	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		預金等受入金融機関	100.0
273	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		金融持株会社	100.0
274	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	フランクフルト		預金等受入金融機関	100.0
275	Deutsche Bank Corretora de Valores S.A.	サンパウロ		証券取引会社	100.0
276	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト		預金等受入金融機関	100.0
277	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		金融企業	100.0
278	Deutsche Bank Financial Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
279	Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
280	Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ボルチモア		その他の企業	100.0
281	Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン		金融企業	100.0
282	Deutsche Bank International Limited	セントヘリア		預金等受入金融機関	100.0
283	Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman) Limited	ジョージタウン		その他の企業	100.0
284	Deutsche Bank International Trust Co. Limited	セントピーター ポート		その他の企業	100.0
285	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セントピーター ポート		金融企業	100.0
286	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルグ		預金等受入金融機関	100.0
287	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		金融機関	100.0
288	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ		預金等受入金融機関	100.0
289	Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		金融機関	100.0
290	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
291	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		預金等受入金融機関	100.0
292	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden Aktiengesellschaft	フランクフルト		預金等受入金融機関	100.0
293	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		支援サービス提供会社	100.0
294	Deutsche Bank S.A.	ブエノスアイレス		預金等受入金融機関	100.0
295	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		預金等受入金融機関	100.0
296	Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
297	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		証券取引会社	100.0
298	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セントヘリア		支援サービス提供会社	100.0
299	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		預金等受入金融機関	99.9
300	Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		預金等受入金融機関	100.0
301	Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		預金等受入金融機関	100.0
302	Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
303	Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		金融持株会社	100.0
304	Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited	セントピーター ポート		支援サービス提供会社	100.0
305	Deutsche Bank Österreich AG	ウィーン		預金等受入金融機関	100.0
306	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリッド		預金等受入金融機関	99.8
307	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
308	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港		金融企業	100.0
309	Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		証券取引会社	100.0
310	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
311	Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン		その他の企業	100.0
312	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		支援サービス提供会社	100.0
313	Deutsche Commodities Trading Co., Ltd.	上海		証券取引会社	100.0
314	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
315	Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
316	Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		支援サービス提供会社	99.9
317	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		証券取引会社	100.0
318	Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited	台北		金融サービス機関	60.0
319	Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA	ジュネーブ		その他の企業	100.0
320	Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー		金融企業	100.0
321	Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー		金融企業	100.0
322	Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー		金融企業	100.0
323	Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー		金融企業	100.0
324	Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融機関	100.0
325	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
326	Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
327	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd	シンガポール		証券取引会社	100.0
328	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
329	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		支援サービス提供会社	100.0
330	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルグ		金融企業	100.0
331	Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		支援サービス提供会社	100.0
332	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		金融企業	100.0
333	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		その他の企業	99.8
334	Deutsche Haussmann S.à r.l.	ルクセンブルグ		証券取引会社	100.0
335	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
336	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融持株会社	100.0
337	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	フロリアナ		金融持株会社	100.0
338	Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
339	Deutsche Holdings Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0
340	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン		金融企業	100.0
341	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン		金融企業	100.0
342	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン		金融企業	100.0
343	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ		金融サービス機関	100.0
344	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		金融持株会社	100.0
345	Deutsche International Corporate Services (Delaware) LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
346	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		金融企業	100.0
347	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
348	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
349	Deutsche International Finance (Ireland) Limited	ダブリン		証券取引会社	100.0
350	Deutsche International Trust Company N.V.	アムステルダム		その他の企業	100.0
351	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited	ポートルイス		その他の企業	100.0
352	Deutsche Inversiones Dos S.A.	サンティアゴ		金融持株会社	100.0
353	Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ		金融企業	100.0
354	Deutsche Investment Management Americas Inc.	ウィルミントン		金融サービス機関	100.0
355	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		金融企業	100.0
356	Deutsche Investments Australia Limited	シドニー		証券取引会社	100.0
357	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0
358	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
359	Deutsche IT License GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
360	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		支援サービス提供会社	100.0
361	Deutsche Malta Company Ltd	フロリアナ		支援サービス提供会社	100.0
362	Deutsche Managed Investments Limited	シドニー		金融機関	100.0
363	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス		金融企業	100.0
364	Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0
365	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融持株会社	100.0
366	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン		金融機関	100.0
367	Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
368	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
369	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム		支援サービス提供会社	100.0
370	Deutsche New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
371	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		金融機関	100.0
372	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン		証券取引会社	100.0
373	Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		支援サービス提供会社	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
374	Deutsche Postbank AG	ボン		預金等受入金融機関	100.0
375	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		支援サービス提供会社	100.0
376	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
377	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		証券取引銀行	100.0
378	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		証券取引会社	100.0
379	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		金融企業	100.0
380	Deutsche Securities Asia Limited	香港		証券取引会社	100.0
381	Deutsche Securities Australia Limited	シドニー		証券取引銀行	100.0
382	ドイツ証券株式会社	東京		証券取引銀行	100.0
383	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		金融企業	100.0
384	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		証券取引会社	100.0
385	Deutsche Securities Mauritius Limited	ポートルイス		証券取引会社	100.0
386	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール		証券取引会社	100.0
387	Deutsche Securities New Zealand Limited	オークランド		証券取引会社	100.0
388	Deutsche Securities S.A.	プエノスアイレス		証券取引会社	100.0
389	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC	リヤド		証券取引銀行	100.0
390	Deutsche Securities SpA	サンティアゴ		金融企業	100.0
391	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス		金融企業	100.0
392	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		証券取引会社	100.0
393	Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー		証券取引会社	100.0
394	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
395	ドイチェ・ストラテジック・インベストメント・ホールディングス有限会社	東京		金融企業	100.0
396	Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc	シャーロットタウン		その他の企業	100.0
397	ドイチェ信託株式会社	東京		その他の企業	100.0
398	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
399	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
400	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		その他の企業	100.0
401	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		その他の企業	78.0
402	DFC Residual Corp.	カーソンシティ		金融企業	100.0
403	DG China Clean Tech Partners	天津	1, 2, 6	金融企業	49.9
404	DI Deutsche Immobilien Baugesellschaft mbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
405	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
406	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		その他の企業	100.0
407	DIL Financial Services GmbH & Co. KG	デュッセルドルフ		その他の企業	100.0
408	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
409	DNU Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
410	DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン	1	支援サービス提供会社	100.0
411	DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン		金融企業	100.0
412	DTS Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
413	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
414	DWS Holding & Service GmbH	フランクフルト		金融企業	99.2
415	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l.	ハンブルク		その他の企業	65.2
416	Elba Finance GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
417	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
418	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		その他の企業	100.0
419	Estate Holdings, Inc.	セント・トーマス島	2	その他の企業	0.0
420	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン	1	金融企業	100.0
421	Exinor SA (dissolution volontaire)	バスターニュ		その他の企業	100.0
422	EXTOREL Private Equity Advisers GmbH i.L.	ケルン		金融企業	100.0
423	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン		金融企業	100.0
424	Farezco I, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
425	Farezco II, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
426	Fenix Administración de Activos S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
427	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		証券取引会社	100.0
428	Finanza & Futuro Banca SpA	ミラノ		金融機関	100.0
429	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
430	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	バート ホンブルク		その他の企業	74.9
431	G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
432	Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
433	German American Capital Corporation	ボルチモア		金融機関	100.0
434	Greenwood Properties Corp.	ニューヨーク	2	金融企業	0.0
435	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ	1	その他の企業	94.9
436	Grundstücksgesellschaft Kerpen-Sindorf Vogelrutherfeld GbR	トロイスドルフ	1, 2	その他の企業	0.0
437	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI mbH	ケルン		金融企業	100.0
438	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ	1, 2	その他の企業	36.1
439	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ	1	その他の企業	64.7
440	Hac Investments Ltd.	ウィルミントン		金融企業	100.0
441	八景島合同会社	東京		金融企業	95.0
442	Herengracht Financial Services B.V.	アムステルダム		その他の企業	100.0
443	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン	1	事業持株	100.0
444	IKARIA Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		金融企業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
445	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR	トロイスドルフ	1, 2	その他の企業	0.0
446	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ	1, 2	その他の企業	50.0
447	Immobilienfonds Mietwohnhäuser Quadrath- Ichendorf GbR	トロイスドルフ	1, 2	その他の企業	0.0
448	Immobilienfonds Wohn- und Geschäftshaus Köln-Blumenberg V GbR	トロイスドルフ	1, 2	その他の企業	0.0
449	IOS Finance E F C S.A.	バルセロナ		金融企業	100.0
450	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		金融企業	100.0
451	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	100.0
452	J R Nominees (Pty) Ltd	ヨハネスブルグ		その他の企業	100.0
453	城ヶ島合同会社	東京		金融企業	100.0
454	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト		支援サービス提供会社	100.0
455	Kidson Pte Ltd	シンガポール		金融企業	100.0
456	Kingfisher Nominees Limited	オークランド		支援サービス提供会社	100.0
457	Konsul Inkasso GmbH	エッセン		支援サービス提供会社	100.0
458	Kradavim UK Lease Holdings Limited	ロンドン		金融企業	100.0
459	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		金融企業	75.0
460	Lammermuir Leasing Limited (メンバーによる 任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
461	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		金融企業	100.0
462	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		金融サービス機関	100.0
463	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		金融企業	100.0
464	Long-Tail Risk Insurers, Ltd.	ハミルトン		保険会社	100.0
465	LWC Nominees Limited	オークランド		支援サービス提供会社	100.0
466	MAC Investments Ltd. (任意清算中)	ジョージタウン		金融企業	100.0
467	Maier Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー		金融企業	100.0
468	Maxblue Americas Holdings, S.A.	マドリッド		金融企業	100.0
469	MEF I Manager, S. à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	100.0
470	MEFIS Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	62.0
471	MHL Reinsurance Ltd.	パーリントン		保険会社	100.0
472	MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		金融企業	100.0
473	Mortgage Trading (UK) Limited (メンバーによ る任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
474	MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
475	MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
476	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		支援サービス提供会社	100.0
477	NCKR, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
478	NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand- Gesellschaft mit beschränkter Haftung	ケルン		金融企業	100.0
479	Nevada Mezz 1 LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
480	Nevada Parent 1 LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
481	Nordwestdeutscher Wohnungsbau-träger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		金融企業	100.0
482	norisbank GmbH	ボン		預金等受入金融機関	100.0
483	North American Income Fund PLC	ダブリン		金融企業	67.3
484	North Las Vegas Property LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
485	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		支援サービス提供会社	100.0
486	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		預金等受入金融機関	100.0
487	Opal Funds (Ireland) Public Limited Company	ダブリン		支援サービス提供会社	100.0
488	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン		金融企業	100.0
489	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		金融企業	100.0
490	OPB-Holding GmbH	ケルン		金融企業	100.0
491	OPB-Nona GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
492	OPB-Oktava GmbH	ケルン		金融企業	100.0
493	OPB-Quarta GmbH	ケルン		金融企業	100.0
494	OPB-Quinta GmbH	ケルン		金融企業	100.0
495	OPB-Septima GmbH	ケルン		金融企業	100.0
496	Oppenheim Asset Management Services S.à r.l.	ルクセンブルグ		投資運用管理会社	100.0
497	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		金融企業	100.0
498	Oppenheim Eunomia GmbH	ケルン		金融企業	100.0
499	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン	1	金融企業	83.3
500	Oppenheim Fonds Trust GmbH	ケルン		支援サービス提供会社	100.0
501	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン		金融企業	100.0
502	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		金融企業	100.0
503	OPS Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
504	OVT Trust 1 GmbH	ケルン		その他の企業	100.0
505	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン		金融企業	100.0
506	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
507	Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		その他の企業	100.0
508	PB Factoring GmbH	ボン		金融サービス機関	100.0
509	PB Firmenkunden AG	ボン		支援サービス提供会社	100.0
510	PB International S.A.	シュットリンゲン		金融企業	100.0
511	PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン		支援サービス提供会社	98.4
512	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
513	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン		支援サービス提供会社	100.0
514	Pelleport Investors, Inc.	ニューヨーク		支援サービス提供会社	100.0
515	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		その他の企業	100.0
516	Polydeuce LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
517	Postbank Akademie und Service GmbH	ハーメルン		その他の企業	100.0
518	Postbank Beteiligungen GmbH	ボン		金融企業	100.0
519	Postbank Direkt GmbH	ボン		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
520	Postbank Filialvertrieb AG	ボン		金融企業	100.0
521	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		その他の企業	100.0
522	Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン		その他の企業	100.0
523	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン		金融企業	100.0
524	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン	1	支援サービス提供会社	90.0
525	Postbank Leasing GmbH	ボン		金融サービス機関	100.0
526	Postbank Service GmbH	エッセン		支援サービス提供会社	100.0
527	Postbank Systems AG	ボン		支援サービス提供会社	100.0
528	Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.	ルクセンブルグ		支援サービス提供会社	100.0
529	Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.	ルクセンブルグ		支援サービス提供会社	100.0
530	Private Equity Global Select Company V S.à r.l.	ルクセンブルグ		支援サービス提供会社	100.0
531	Private Equity Select Company S.à r.l.	ルクセンブルグ		支援サービス提供会社	100.0
532	Private Financing Initiatives, S.L.	バルセロナ		金融企業	51.0
533	PS plus Portfolio Software + Consulting GmbH	ローダーマーク		その他の企業	80.2
534	PT Deutsche Securities Indonesia	ジャカルタ		証券取引銀行	99.0
535	PT. Deutsche Verdhana Indonesia	ジャカルタ	2	証券取引会社	40.0
536	Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"	キエフ		預金等受入金融機関	100.0
537	R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		その他の企業	100.0
538	Real Estate Secondary Opportunities Fund, LP	ロンドン	1	金融企業	100.0
539	Regula Limited	ロードタウン		その他の企業	100.0
540	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
541	Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
542	Royster Fund Management S.à r.l.	ルクセンブルグ		支援サービス提供会社	100.0
543	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	100.0
544	RREEF China REIT Management Limited	香港		その他の企業	100.0
545	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
546	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
547	RREEF Investment GmbH	フランクフルト		投資運用管理会社	99.9
548	RREEF Management GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
549	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		その他の企業	100.0
550	RREEF Spezial Invest GmbH	フランクフルト		投資運用管理会社	100.0
551	RTS Nominees Pty Limited	シドニー		その他の企業	100.0
552	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン		金融企業	100.0
553	Sagamore Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		金融企業	100.0
554	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
555	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
556	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン		預金等受入金融機関	100.0
557	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		金融企業	100.0
558	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン		金融企業	100.0
559	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Luxembourg S.A.	ルクセンブルグ		預金等受入金融機関	100.0
560	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
561	Sechste Salomon Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン	2	金融企業	0.0
562	Service Company Four Limited	香港		その他の企業	100.0
563	Sharps SP I LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
564	Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン		証券取引会社	100.0
565	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		金融企業	100.0
566	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		金融企業	100.0
567	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
568	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		金融企業	100.0
569	Tianjin Deutsche AM Fund Management Co., Ltd.	天津		支援サービス提供会社	100.0
570	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
571	Trevona Limited	ロードタウン		その他の企業	100.0
572	Triplereason Limited	ロンドン		金融企業	100.0
573	UKE Grundstücksgesellschaft mbH	トロイスドルフ	2	金融企業	0.0
574	UKE, s.r.o.	ベラ		その他の企業	100.0
575	Ullmann - Esch Grundstücksgesellschaft Kirchnerstraße GbR	トロイスドルフ	1, 2	その他の企業	0.0
576	Ullmann - Esch Grundstücksverwaltungsgesellschaft Disternich GbR	トロイスドルフ	1, 2	その他の企業	0.0
577	Ullmann Ullmann Krockow Krockow Esch GbR	トロイスドルフ	1, 2	その他の企業	0.0
578	VCM MIP 2002 GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	1	金融企業	90.0
579	VCM MIP II GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	1	金融企業	90.0
580	VCM Treuhand Beteiligungsverwaltung GmbH	ケルン		金融企業	100.0
581	VCP Treuhand Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		金融企業	100.0
582	VCP Verwaltungsgesellschaft mbH i.L.	ケルン		金融企業	100.0
583	Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen Bank Privat- und Geschäftskunden	ベルリン		支援サービス提供会社	100.0
584	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ		支援サービス提供会社	100.0
585	VÖB-ZVD Processing GmbH	フランクフルト		支払機関	100.0
586	Wealthspur Investment Company Limited	ラブアン		金融企業	100.0
587	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	100.0
588	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	100.0
589	5000 Yonge Street Toronto Inc.	トロント		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
連結ストラクチャード・エンティティ					
590	Amber Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	100.0
591	Aqueduct Capital S.à r.l.	ルクセンブルグ		支援サービス提供会社	100.0
592	Argentina Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	7	その他の企業	
593	Asset Repackaging Trust Five B.V.	アムステルダム	7	金融企業	
594	Atena SPV S.r.l	コネリアーノ		金融企業	60.0
595	Atlas Investment Company 1 S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	
596	Atlas Investment Company 2 S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	
597	Atlas Investment Company 3 S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	
598	Atlas Investment Company 4 S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	
599	Atlas Portfolio Select SPC	ジョージタウン		金融企業	0.0
600	Atlas SICAV - FIS	ルクセンブルグ	7	その他の企業	
601	Axia Insurance, Ltd.	ハミルトン	7	再保険会社	
602	Axiom Shelter Island LLC	サンディエゴ		支援サービス提供会社	100.0
603	Azurix AGOSBA S.R.L.	ブエノスアイレス		金融企業	100.0
604	Azurix Argentina Holding, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
605	Azurix Buenos Aires S.A. (清算中)	ブエノスアイレス		支援サービス提供会社	100.0
606	Azurix Cono Sur, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
607	Azurix Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
608	Azurix Latin America, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
609	Baltics Credit Solutions Latvia SIA	リガ		金融企業	
610	BC Mumbai Shipping Limited	セントジョンズ		その他の企業	
611	BC San Francisco Shipping Limited	セントジョンズ		その他の企業	
612	Block 1949, LLC	ウィルミントン	2	支援サービス提供会社	0.0
613	Bürohaus Hauptstraße Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	
614	Büropark Heimstetten Vermögensverwaltungs Limited & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	
615	Castlebay Asia Flexible Fund SICAV-FIS - Taiwan Bond Fund	ルクセンブルグ		その他の企業	
616	Cathay Capital (Labuan) Company Limited	ラブアン		その他の企業	
617	Cathay Capital Company Limited	ポートルイス		金融企業	9.5
618	Cathay Strategic Investment Company Limited	香港		金融企業	
619	Cathay Strategic Investment Company No. 2 Limited	ジョージタウン		金融企業	
620	Cayman Reference Fund Holdings Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	
621	Charitable Luxembourg Four S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	
622	Charitable Luxembourg Three S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	
623	Charitable Luxembourg Two S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	
624	Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
625	China Recovery Fund LLC	ウィルミントン		金融企業	85.0
626	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	100.0
627	CLASS Limited	セントヘリア	7	その他の企業	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
628	Collins Capital Low Volatility Performance II Special Investments, Ltd.	ロードタウン		金融企業	
629	Concept Fund Solutions Public Limited Company	ダブリン	7	その他の企業	0.2
630	Crofton Invest, S.L.	マドリッド		その他の企業	
631	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
632	Dariconic Limited	ダブリン		金融企業	
633	Dawn-BV II LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
634	Dawn-BV LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
635	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		支援サービス提供会社	100.0
636	DB Aircraft Leasing Master Trust	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
637	DB Alternative Strategies Limited	ジョージタウン		証券取引会社	100.0
638	DB Apex (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	100.0
639	DB Apex Management Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
640	DB Asia Pacific Holdings Limited	ジョージタウン		金融企業	100.0
641	DB Aster II, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
642	DB Aster III, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
643	DB Aster, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
644	DB Aster, LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
645	DB Avila Ltd.	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
646	DB Capital Investments Sarl	ルクセンブルグ		金融機関	100.0
647	DB Chambers Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
648	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアーノ		金融企業	90.0
649	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	100.0
650	DB Dawn, Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
651	DB Elara LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
652	db ETC Index plc	セントヘリア	7	支援サービス提供会社	
653	db ETC plc	セントヘリア	7	支援サービス提供会社	
654	DB Finance International GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
655	DB Ganymede 2006 L.P.	カマナ ベイ	1	金融機関	100.0
656	DB Global Markets Multi-Strategy Fund I Ltd.	ジョージタウン		金融企業	100.0
657	DB Global Masters Multi-Strategy Trust	ジョージタウン		金融企業	100.0
658	DB Global Masters Trust	ジョージタウン	7	証券取引会社	
659	DB Green Holdings Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
660	DB Green, Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
661	DB Hypernova LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
662	DB Immobilienfonds 1 Wieland KG	フランクフルト		その他の企業	
663	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG	フランクフルト		金融企業	74.0
664	DB Immobilienfonds 4 GmbH & Co. KG i.L.	フランクフルト		その他の企業	0.2
665	DB Immobilienfonds 5 Wieland KG	フランクフルト		その他の企業	
666	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		金融企業	100.0
667	DB Infrastructure Holdings (UK) No.1 Limited	ロンドン		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
668	DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		金融企業	100.0
669	DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		金融企業	100.0
670	DB Io LP	ウィルミントン	1	金融企業	100.0
671	DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
672	DB Master Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados de Precatórios Federais	リオデジャネイロ		金融企業	29.3
673	DB Munico Ltd.	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
674	DB Platinum II	ルクセンブルグ	7	その他の企業	1.5
675	DB PWM	ルクセンブルグ	7	その他の企業	
676	DB PWM - Active Asset Allocation Growth II	ルクセンブルグ		支援サービス提供会社	100.0
677	DB PWM II - LiquidAlts UCITS (Euro)	ルクセンブルグ		その他の企業	69.5
678	DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
679	DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.	トロント		金融企業	100.0
680	DB Safe Harbour Investment Projects Limited	ロンドン		金融企業	100.0
681	DB STG Lux 10 S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
682	DB STG Lux 11 S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
683	DB STG Lux 12 S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
684	DB STG Lux 9 S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
685	db x-trackers	ルクセンブルグ	7	その他の企業	0.7
686	db x-trackers II	ルクセンブルグ	7	その他の企業	1.3
687	dbInvestor Solutions Public Limited Company	ダブリン	7	金融企業	
688	DBRE Global Real Estate Management US IA, L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	100.0
689	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	100.0
690	DBRMS4	ジョージタウン	1, 4	金融企業	100.0
691	DBX ETF Trust	ウィルミントン	7	その他の企業	
692	De Heng Asset Management Company Limited	北京		金融企業	
693	DeAM Capital Protect 2014	フランクフルト		その他の企業	
694	DeAM Capital Protect 2019	フランクフルト		その他の企業	
695	DeAM Capital Protect 2024	フランクフルト		その他の企業	
696	DeAM Capital Protect 2029	フランクフルト		その他の企業	
697	DeAM Capital Protect 2034	フランクフルト		その他の企業	
698	DeAM Capital Protect 2039	フランクフルト		その他の企業	
699	DeAM Capital Protect 2044	フランクフルト		その他の企業	
700	DeAM Capital Protect 2049	フランクフルト		その他の企業	
701	Deloraine Spain SL	マドリッド		金融企業	
702	Deutsche Bank Best Allocation - Protect 80	ルクセンブルグ		その他の企業	
703	Deutsche Bank Best Allocation - Protect 90	ルクセンブルグ		その他の企業	
704	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
705	Deutsche Bank Capital Finance Trust I	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
706	Deutsche Bank Capital LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
707	Deutsche Bank Capital Trust I	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
708	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
709	Deutsche Bank Contingent Capital LLC III	ウィルミントン		金融機関	100.0
710	Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV	ウィルミントン		金融機関	100.0
711	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン		金融機関	100.0
712	Deutsche Bank Contingent Capital Trust II	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
713	Deutsche Bank Contingent Capital Trust III	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
714	Deutsche Bank Contingent Capital Trust IV	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
715	Deutsche Bank Contingent Capital Trust V	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
716	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits	ルクセンブルグ	7	その他の企業	
717	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme	ルクセンブルグ	7	その他の企業	
718	Deutsche Colombia S.A.S.	ボゴタ		証券取引会社	100.0
719	Deutsche Income Trust - Deutsche Limited Maturity Quality Income Fund	ボストン		その他の企業	100.0
720	Deutsche Income Trust - Deutsche Ultra- Short Investment Grade Fund	ボストン		その他の企業	100.0
721	Deutsche Institutional Money plus	ルクセンブルグ		その他の企業	
722	Deutsche Institutional USD Money plus	ルクセンブルグ		その他の企業	
723	Deutsche International Fund, Inc. - Deutsche Emerging Markets Frontier Fund	ボルチモア		その他の企業	100.0
724	Deutsche Invest I	ルクセンブルク	7	その他企業	
725	Deutsche Investment Trust - Deutsche CROCI U.S. Fund	ボストン		その他の企業	100.0
726	Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		金融企業	100.0
727	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
728	Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン		金融機関	100.0
729	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		金融機関	100.0
730	Deutsche Postbank Funding LLC IV	ウィルミントン		金融機関	100.0
731	Deutsche Postbank Funding Trust I	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
732	Deutsche Postbank Funding Trust II	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
733	Deutsche Postbank Funding Trust III	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
734	Deutsche Postbank Funding Trust IV	ウィルミントン	2	金融企業	0.0
735	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		支援サービス提供会社	100.0
736	Drehscheibe Bochum GmbH & Co. KG	フランクフルト		その他の企業	100.0
737	Dusk LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
738	DWS (CH) - Pension Garant 2017	チューリッヒ		その他の企業	
739	DWS Garant 80 FPI	ルクセンブルグ		金融企業	
740	DWS Garant Top Dividende 2018	ルクセンブルグ		その他の企業	
741	DWS Vorsorge - Premium Balance Plus	ルクセンブルグ		その他の企業	
742	DWS World Protect 90	ルクセンブルグ		その他の企業	
743	DWS Zeitwert Protect	ルクセンブルグ		金融企業	
744	Dynamic Infrastructure Securities Fund LP	ウィルミントン		金融企業	
745	Earls Eight Limited	ジョージタウン	7	その他の企業	
746	Earls Four Limited	ジョージタウン	7	その他の企業	
747	EARLS Trading Limited	ジョージタウン		金融企業	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
748	ECT Holdings Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
749	Einkaufszentrum "HVD Dresden" S.à.r.l & Co. KG	ケルン		その他の企業	
750	Eirles Three Designated Activity Company	ダブリン	7	金融企業	
751	Eirles Two Designated Activity Company	ダブリン	7	金融企業	
752	Elmo Funding GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
753	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	100.0
754	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	100.0
755	Emerging Markets Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	7	その他の企業	
756	Emeris	ジョージタウン		証券取引会社	
757	Epicuro SPV S.r.l.	コネリアーノ		金融企業	
758	Equinox Credit Funding Public Limited Company	ダブリン	7	金融企業	
759	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
760	Eurohome (Italy) Mortgages S.r.l.	コネリアーノ		金融企業	
761	European Strategic Real Estate Fund ICAV	ダブリン		その他の企業	
762	Feale Sp. z o.o.	ウォリカ		その他の企業	
763	Finaqua Limited	ロンドン		金融企業	
764	Fondo Privado de Titulizacion Activos Reales 1 B.V.	アムステルダム		その他の企業	
765	Fondo Privado de Titulización PYMES I Limited	ダブリン		金融企業	
766	Fortis Flexi IV - Bond Medium Term RMB	ルクセンブルグ		金融サービス機関	100.0
767	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト		金融企業	100.0
768	Fullgoal China Access RQFII Fund SPC - Fullgoal RQFII Bond Sub-Fund	ジョージタウン		その他の企業	
769	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados - Precatório Federal 4870-1	リオデジャネイロ		金融企業	100.0
770	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados - Precatórios Federais DB I	リオデジャネイロ		金融企業	100.0
771	Fundo de Investimento em Quotas de Fundos de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados Global Markets	リオデジャネイロ		金融企業	100.0
772	GAC-HEL II, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
773	GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
774	Gladyr Spain, S.L.	マドリッド		金融企業	
775	Glamour Bulk 1 Maritime Limited	モンロビア		その他の企業	
776	Global Markets Fundo de Investimento Multimercado	リオデジャネイロ		金融企業	100.0
777	Global Markets III Fundo de Investimento Multimercado - Crédito Privado e Investimento No Exterior	リオデジャネイロ		金融企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
778	Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC	ウィルミントン		金融企業	
779	Global Opportunities Co-Investment, LLC	ウィルミントン		金融企業	
780	Grundstücksverwaltung Martin-Behaim-Strasse Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG	フランクフルト	1	その他の企業	
781	GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
782	Hamildak Limited	ダブリン		金融企業	
783	Harbour Finance Limited	ダブリン	2	金融機関	0.0
784	Harvest Select Funds - Harvest China Fixed Income Fund II	香港		その他の企業	
785	Iberia Inversiones II Limited	ダブリン		金融企業	
786	Iberia Inversiones Limited	ダブリン		金融企業	
787	India Debt Opportunities Fund	ムンバイ		支援サービス提供会社	
788	Infrastructure Holdings (Cayman) SPC	ジョージタウン		金融企業	
789	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
790	Investor Solutions Limited	セントヘリア	7	その他の企業	
791	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
792	iShares Edge MSCI Australia Minimum Volatility ETF	メルボルン		その他の企業	99.2
793	iShares Edge MSCI Australia Multifactor ETF	メルボルン		その他の企業	97.3
794	iShares Edge MSCI World Minimum Volatility ETF	メルボルン		その他の企業	99.5
795	iShares Edge MSCI World Multifactor ETF	メルボルン		その他の企業	97.3
796	IVAF (Jersey) Limited	セントヘリア		支援サービス提供会社	
797	JB Hotel Private Placement Real Estate Trust No. 1	ソウル		その他の企業	100.0
798	Kelsey Street LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
799	Kingfisher Canada Holdings LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
800	Kingfisher Holdings LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
801	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
802	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG i.L.	デュッセルドルフ	1	支援サービス提供会社	96.1
803	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG i.L.	デュッセルドルフ	1	支援サービス提供会社	97.0
804	Kratus Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融企業	
805	La Fayette Dedicated Basket Ltd.	ロードタウン		証券取引会社	
806	Lagoon Finance Designated Activity Company	ダブリン	7	金融企業	
807	Leo Consumo 1 S.r.l.	コネリアーノ		金融企業	
808	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアーノ		金融企業	70.0
809	87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
810	Leonardo Charitable 1 Limited	ジョージタウン		支援サービス提供会社	
811	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (Alternate GP of GP), LP	ウィルミントン	1	金融企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
812	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (Alternate GP), LP	ウィルミントン	1	金融企業	
813	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (GP) Limited	ジョージタウン		金融企業	
814	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (Limited Partner) Limited	ジョージタウン		金融企業	
815	Leonardo Secondary Opportunities III (SLP GP) Limited	エディンバラ		金融企業	
816	Leonardo Secondary Opportunities III SLP, LP	エディンバラ	1	金融企業	0.3
817	Life Mortgage S.r.l.	ローマ		金融企業	
818	Macondo Spain, SL	マドリッド		その他の企業	100.0
819	Manta Acquisition LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
820	Manta Group LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
821	Mars Investment Trust II	ニューヨーク		金融企業	100.0
822	Mars Investment Trust III	ニューヨーク		金融企業	100.0
823	Master Aggregation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
824	Maxima Alpha Bomaral Limited (清算中)	セントヘリア		証券取引会社	
825	Merlin I	ジョージタウン		証券取引会社	
826	Merlin II	ジョージタウン		証券取引会社	
827	Merlin XI	ジョージタウン		証券取引会社	
828	Meseta Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融企業	
829	Mexico Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	7	その他の企業	
830	Micro-E Finance S.r.l.	ローマ		金融企業	
831	Midsel Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
832	Mira GmbH & Co. KG	フランクフルト	1	支援サービス提供会社	100.0
833	Moon Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
834	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト	1	金融企業	100.0
835	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融企業	100.0
836	MS "JPO TUCANA" Schiffahrtsgesellschaft mbH & Co. KG i.l.	シュターデ		その他の企業	
837	NCW Holding Inc.	バンクーバー		金融企業	100.0
838	New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
839	Nineco Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
840	Oasis Securitisation S.r.l.	コネリアーノ	2	金融企業	0.0
841	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
842	Odin Mortgages Limited	ロンドン		金融企業	
843	Oona Solutions, Fonds Commun de Placement	ルクセンブルグ	7	その他の企業	
844	OPAL, en liquidation volontaire	ルクセンブルグ	7	その他の企業	
845	Operadora de Buenos Aires S.R.L.	ブエノスアイレス		金融企業	100.0
846	Opus Niestandaryzowany Sekurytyzacyjny Fundusz Inwestycyjny Zamkniety	ワルシャワ		金融企業	
847	Oran Limited	ジョージタウン		金融企業	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
848	Orchid Pubs & Restaurants Limited	ロンドン		その他の企業	
849	OTTAM Mexican Capital Trust Designated Activity Company	ダブリン	7	金融企業	
850	Palladium Securities 1 S.A.	ルクセンブルグ	7	金融企業	
851	PanAsia Funds Investments Ltd.	ジョージタウン	7	金融企業	
852	PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
853	PARTS Student Loan Trust 2007-CT1	ウィルミントン		金融企業	100.0
854	PD Germany Funding Company II, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
855	PD Germany Funding Company IV, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
856	PD Germany Funding Company V, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
857	PEIF II SLP Feeder, L.P.	エディンバラ		金融企業	0.7
858	Peruda Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
859	Perus 1 S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	
860	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マニラ		金融サービス機関	95.0
861	PIMCO PARS I - Poste Vite	ジョージタウン		その他の企業	
862	PIMCO PARS V - Poste Vite	ジョージタウン		その他の企業	
863	Pinehurst Securities SA	ルクセンブルク	7	金融企業	
864	Port Elizabeth Holdings LLC	ウィルミントン		金融企業	100.0
865	Private Markets ICAV	ダブリン		その他の企業	
866	Pyxis Nautica S.A.	ルクセンブルグ		支援サービス提供会社	
867	Quantum 13 LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
868	Quartz No. 1 S.A.	ルクセンブルグ	2	金融企業	0.0
869	Reference Capital Investments Limited	ロンドン		金融機関	100.0
870	Regal Limited	ジョージタウン	7	その他の企業	
871	REO Properties Corporation	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
872	REO Properties Corporation II	ウィルミントン	2	支援サービス提供会社	0.0
873	Residential Mortgage Funding Trust	トロント		金融企業	
874	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
875	RM Ayr Limited (清算中)	ダブリン		金融企業	
876	RM Chestnut Limited (清算中)	ダブリン		金融企業	
877	RM Fife Limited (清算中)	ダブリン		金融企業	
878	RM Multi-Asset Limited (清算中)	ダブリン		金融企業	
879	RM Sussex Limited (清算中)	ダブリン		金融企業	
880	RM Triple-A Limited (清算中)	ダブリン		金融企業	
881	RREEF Global Opportunities Fund III, LLC	ウィルミントン		金融企業	
882	RREEF North American Infrastructure Fund A, L.P.	ウィルミントン		金融企業	99.9
883	RREEF North American Infrastructure Fund B, L.P.	ウィルミントン		金融企業	99.9
884	SABRE Securitisation Limited	シドニー		その他の企業	
885	SCB Alpspitze UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト		金融企業	
886	Schiffahrts-Gesellschaft "HS DEBUSSY" mbH & Co. KG i.l.	ハンブルク		その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
887	Schiffahrts-Gesellschaft "HS WAGNER" mbH & Co. KG i.l.	ハンブルク		その他の企業	
888	Select Access Investments Limited	シドニー	7	その他の企業	
889	Silrendel, S. de R. L. de C. V.	メキシコシティ		金融企業	100.0
890	Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
891	Sixco Leasing Limited	ロンドン		金融企業	100.0
892	SMART SME CLO 2006-1, Ltd.	ジョージタウン		金融企業	
893	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	100.0
894	SP Mortgage Trust	ウィルミントン		その他の企業	100.0
895	Strategic Global Opportunities Limited - Class A Main USD	ナッソー		金融企業	
896	STTN, Inc.	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
897	Swabia 1 Limited	ダブリン		金融企業	
898	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン		金融企業	100.0
899	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		金融企業	100.0
900	The Canary Star Trust	ジョージタウン		支援サービス提供会社	100.0
901	The GIII Accumulation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
902	The India Debt Opportunities Fund Limited	エベヌ・シティ		支援サービス提供会社	
903	The PEB Accumulation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
904	The SLA Accumulation Trust	ウィルミントン		その他の企業	
905	Threadneedle Lending Limited	ロンドン		金融企業	
906	Tintin III SPC	ジョージタウン		証券取引会社	
907	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
908	TRS Aria LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
909	TRS Birch II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
910	TRS Birch LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
911	TRS Cypress II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
912	TRS Elm II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
913	TRS Leda LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
914	TRS Maple II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
915	TRS Oak II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
916	TRS Oak LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
917	TRS Poplar II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
918	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
919	TRS Spruce II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
920	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
921	TRS Sycamore II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
922	TRS Tupelo II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
923	TRS Tupelo LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
924	TRS Venor LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
925	TRS Walnut II LTD	ジョージタウン		金融機関	100.0
926	TRS Walnut LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
927	VCM Golding Mezzanine GmbH & Co. KG	ミュンヘン	1	金融企業	0.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
928	Vermögensfondmandat Flexible (80 % teilgeschützt)	ルクセンブルグ		その他の企業	
929	Wendelstein 2015-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト		金融企業	
930	World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		金融企業	100.0
931	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
932	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
933	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben II KG i.L.	デュッセルドルフ	1	支援サービス提供会社	98.1
934	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
935	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG i.L.	デュッセルドルフ	1	支援サービス提供会社	98.2
936	Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		支援サービス提供会社	100.0
937	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
938	Zurich - DWS Life Cycle Balance II	ルクセンブルク		その他の企業	
持分法により会計処理されている会社					
939	AcadiaSoft, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	4.5
940	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		金融機関	26.9
941	Argantis GmbH i.L.	ケルン		事業持株	50.0
942	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG	バードゾーデン アムタウヌス		事業持株	49.8
943	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		その他の企業	30.0
944	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融企業	49.0
945	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク	8	事業持株	99.9
946	BHS tabletop Aktiengesellschaft	ゼルプ		その他の企業	28.9
947	BVT-CAM Private Equity Beteiligungs GmbH	グリーンワルト		金融企業	50.0
948	BVT-CAM Private Equity Management & Beteiligungs GmbH	グリーンワルト		金融企業	50.0
949	Comfund Consulting Limited	バンガロール		その他の企業	30.0
950	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		証券取引銀行	49.9
951	Cyber Defence Alliance Limited	ロンドン	9	支援サービス提供会社	0.0
952	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナベイ		金融企業	34.6
953	DBG Eastern Europe II Limited Partnership	セントヘリア		金融企業	25.9
954	DD Finansman Anonim Sirketi	シシュリ		金融機関	49.0
955	Deutsche Börse Commodities GmbH	エシュボルン		その他の企業	16.2
956	Deutsche Financial Capital I Corp.	グリーンズボロ		金融企業	50.0
957	Deutsche Financial Capital Limited Liability Company	グリーンズボロ		金融機関	50.0
958	Deutsche Gulf Finance	リヤド		金融機関	29.1
959	Deutsche Regis Partners Inc	マカティ・シティ		証券取引会社	49.0
960	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		証券取引会社	49.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
961	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		その他の企業	50.0
962	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		その他の企業	25.1
963	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
964	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		金融持株会社	21.1
965	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
966	EOL2 Holding B.V.	アムステルダム		金融企業	45.0
967	eolec	イシー レ ムリ ノー		その他の企業	33.3
968	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		その他の企業	50.0
969	EVROENERGIAKI S.A.	アテネ		その他の企業	40.0
970	Finance in Motion GmbH	フランクフルト		証券取引会社	19.9
971	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	バート ホンブルク		その他の企業	41.2
972	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	バート ホンブルク		その他の企業	30.6
973	G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C.	ウィルミントン		金融企業	15.7
974	GALLOP, LLC	レキシントン	9	その他の企業	0.0
975	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		金融機関	50.0
976	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		事業持株	36.7
977	giropay GmbH	フランクフルト		その他の企業	33.3
978	Gordian Knot Limited	ロンドン		証券取引会社	32.4
979	Graphite Resources (Knightsbridge) Limited	ロンドン		その他の企業	45.0
980	Graphite Resources Holdings Limited	ロンドン	8	事業持株	70.0
981	Great Future International Limited	ロードタウン		金融企業	43.0
982	Grundstücksgesellschaft Bürohäuser Köln Rheinhallen GbR	トロイスドルフ	1	その他の企業	15.6
983	Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR	トロイスドルフ	1	その他の企業	3.4
984	Grundstücksgesellschaft Köln Messe 15-18 GbR	トロイスドルフ	1	その他の企業	10.5
985	Grundstücksgesellschaft Köln Oppenheimstraße GbR	トロイスドルフ	1, 9	その他の企業	0.0
986	Grundstücksgesellschaft Köln-Merheim Winterberger Straße GbR	トロイスドルフ	1, 9	その他の企業	0.0
987	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ	1	その他の企業	44.9
988	Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR	トロイスドルフ	1, 9	その他の企業	0.0
989	Grundstücksgesellschaft Schillingsrotter Weg GbR	トロイスドルフ	1, 9	その他の企業	0.0
990	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		証券取引会社	30.0
991	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		金融企業	40.7

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
992	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
993	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR	トロイスドルフ	1	その他の企業	10.0
994	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Parsevalstraße GbR	ケルン	1	その他の企業	7.0
995	Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR	トロイスドルフ	1	その他の企業	7.7
996	Immobilienfonds Köln-Ossendorf II GbR	トロイスドルフ	1	その他の企業	9.7
997	Immobilienfonds Troisdorf Hannoversche Straße / Frieslandring GbR	トロイスドルフ	1, 9	その他の企業	0.0
998	ISWAP Limited	ロンドン		証券取引会社	13.3
999	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融企業	21.1
1000	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		その他の企業	21.6
1001	Kenanga Deutsche Futures Sdn Bhd	クアラルンプール		証券取引会社	27.0
1002	KVD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール		金融企業	30.0
1003	KölnArena Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	ケルン		金融企業	20.8
1004	Lion Residential Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融企業	17.4
1005	MidOcean (Europe) 2003 LP	セントヘリア		金融企業	20.0
1006	MidOcean Partners, LP	ニューヨーク		金融企業	20.0
1007	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー	8	その他の企業	96.7
1008	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		その他の企業	22.2
1009	Parkhaus an der Börse GbR	ケルン	1	その他の企業	37.7
1010	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1011	Private Equity Gesellschaft bürgerlichen Rechts	ケルン	1, 9	金融企業	0.0
1012	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A L.L.C.	ニューヨーク		事業持株	33.0
1013	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B L.L.C.	ニューヨーク		事業持株	33.3
1014	Raymond James New York Housing Opportunities Fund II L.L.C.	ニューヨーク		事業持株	19.5
1015	Raymond James New York Upstate Housing Opportunities Fund I L.L.C.	ニューヨーク		事業持株	24.9
1016	Relax Holding S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	20.0
1017	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
1018	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
1019	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
1020	Robuterra AG	チューリッヒ	9	金融企業	0.0
1021	Sakaras Holding Limited	ビルキルカラ	9	金融企業	0.0
1022	Schiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG MS "DYCKBURG" i.l.	ハンブルク		その他の企業	41.3

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1023	Shunfeng Catering & Hotel Management Co., Ltd.	北京		その他の企業	6.4
1024	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		その他の企業	22.5
1025	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		支援サービス提供会社	49.9
1026	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		その他の企業	45.0
1027	TradeWeb Markets LLC	ウィルミントン		証券取引会社	5.0
1028	Triton Beteiligungs GmbH	フランクフルト		事業持株	33.1
1029	Turquoise Global Holdings Limited	ロンドン		金融企業	7.1
1030	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund C L.P.	ドーバー		事業持株	18.9
1031	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund CVI L.P.	ドーバー		事業持株	13.8
1032	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.	ウィルミントン		事業持株	23.5
1033	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク	8	事業持株	99.9
1034	UKE Beteiligungs-GmbH	トロイスドルフ	9	金融企業	0.0
1035	UKEM Motoryacht Medici Mangusta GbR	トロイスドルフ	1, 9	その他の企業	0.0
1036	Ullmann Krockow Esch GbR	トロイスドルフ	1, 9	その他の企業	0.0
1037	Ullmann, Krockow, Esch Luftverkehrsgesellschaft bürgerlichen Rechts	トロイスドルフ	1, 9	その他の企業	0.0
1038	Volbroker.com Limited	ロンドン		金融企業	22.5
1039	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
1040	zeitinvest-Service GmbH	エシュボルン		支援サービス提供会社	25.0
1041	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		証券取引銀行	33.3
1042	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融企業	50.0
1043	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		金融企業	25.0
1044	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.	シェーネフェルト		その他の企業	20.4

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
20%超を保有するその他の会社					
1045	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1046	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1047	AC VI Initiatoren GmbH & Co. KG	ミュンヘン	10	金融企業	25.0
1048	Acamar Holding S.A.	ルクセンブルク	8, 10	その他の企業	95.0
1049	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1050	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1051	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1052	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1053	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1054	Adara S.A.	ルクセンブルク	8, 10	その他の企業	95.0
1055	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1056	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1057	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1058	Agena S.A.	ルクセンブルク	8, 10	その他の企業	95.0
1059	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1060	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1061	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1062	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1063	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1064	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1065	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1066	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1067	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1068	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1069	BAL Servicing Corporation	ウィルミントン	11	その他の企業	100.0
1070	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1071	BAMAR Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1072	Banks Island General Partner Inc.	トロント	10	金融企業	50.0
1073	Belzen Pty. Limited	シドニー	11	金融企業	100.0
1074	Benefit Trust GmbH	リュッツェン	11, 12	金融企業	100.0
1075	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1076	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	33.2
1077	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	32.0
1078	BrisConnections Holding Trust	ケドロン	13	その他の企業	35.6
1079	BrisConnections Investment Trust	ケドロン	13	その他の企業	35.6

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1080	Cabarez S.A.	ルクセンブルグ	8, 10	その他の企業	95.0
1081	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン	11	金融企業	100.0
1082	City Leasing Limited	ロンドン	11	金融企業	100.0
1083	DB Advisors SICAV	ルクセンブルグ	11, 14	その他の企業	96.4
1084	DB Petri LLC	ウィルミントン	11	金融機関	100.0
1085	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l.	ルクセンブルグ	10	金融企業	49.0
1086	Deutz-Mülheim Grundstücksgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	40.2
1087	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1088	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1089	Donlen Exchange Services Inc.	ボストン	11	その他の企業	100.0
1090	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1091	DREIZEHNTTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1092	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1093	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1094	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1095	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト	10	金融企業	50.0
1096	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1097	FÜNFTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1098	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1099	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1100	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1101	Glor Music Production GmbH & Co. KG	バリー - オーバーラニンデン	13	その他の企業	21.2
1102	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH i.L.	グリーンワルト	11	金融企業	100.0
1103	Hertz Car Exchange Inc.	ウィルミントン	11	その他の企業	100.0
1104	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン	10	金融企業	20.5
1105	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン	10, 15	その他の企業	49.0
1106	IOG Denali Upton, LLC	ドーバー	13	その他の企業	23.0
1107	IOG NOD I, LLC	ドーバー	13	その他の企業	22.5
1108	Isaac Newton S.A.	ルクセンブルグ	8, 10	その他の企業	95.0
1109	Kinneil Leasing Company	ロンドン	10	金融企業	35.0
1110	Lindsell Finance Limited	セント ジュリアンズ	11	支援サービス提供会社	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1111	London Industrial Leasing Limited	ロンドン	11	金融企業	100.0
1112	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト	8, 13, 16	金融企業	77.1
1113	Maestrale Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルグ	10	金融企業	49.7
1114	Magalhaes S.A.	ルクセンブルグ	8, 10	その他の企業	95.0
1115	Manuseamento de Cargas - Manicargas, S.A.	マトジニョシュ	17, 18	その他の企業	38.3
1116	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG	ハンブルク	13	その他の企業	35.3
1117	Memax Pty. Limited	シドニー	11	金融企業	100.0
1118	Metro plus Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	40.0
1119	MFG Flughafen- Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. BETA KG i.L.	グリーンワルト	13	その他の企業	29.6
1120	Mountaintop Energy Holdings LLC	ウィルミントン	10	金融企業	38.7
1121	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	13	その他の企業	22.3
1122	MT "KING EDWARD" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	13	その他の企業	25.6
1123	MT "KING ERIC" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	13	その他の企業	25.6
1124	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1125	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1126	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1127	New Energy Biomasse Hellas GmbH i.L.	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1128	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1129	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1130	Nortfol Pty. Limited	シドニー	11	金融企業	100.0
1131	NV Profit Share Limited	ジョージタウン	10	その他の企業	42.9
1132	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	1, 2, 11	金融企業	27.7
1133	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1134	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1135	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1136	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1137	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1138	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1139	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1140	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1141	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1142	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1143	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1144	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1145	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1146	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1147	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1148	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1149	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1150	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1151	PPCenter, Inc.	ウィルミントン	11	その他の企業	100.0
1152	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1153	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1154	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1155	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1156	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1157	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1158	PTL Fleet Sales, Inc.	ウィルミントン	11	その他の企業	100.0
1159	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1160	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1161	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1162	QI Exchange, LLC	ウィルミントン	11	その他の企業	100.0
1163	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1164	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1165	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1166	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1167	Safron NetOne Partners, L.P.	ジョージタウン	13	金融企業	21.7

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1168	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1169	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1170	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ	11	金融企業	58.5
1171	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1172	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1173	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1174	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1175	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1176	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1177	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1178	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン	10	金融企業	33.2
1179	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1180	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG	デュッセルドルフ	11	金融企業	71.1
1181	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1182	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG	デュッセルドルフ	11	その他の企業	95.0
1183	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1184	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1185	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1186	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1187	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1188	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1189	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1190	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1191	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i.L.	デュッセルドルフ	11	その他の企業	94.7

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1192	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle II KG i.L.	デュッセルドルフ	11	その他の企業	100.0
1193	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ	8, 10	金融企業	100.0
1194	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1195	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1196	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1197	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1198	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1199	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1200	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1201	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG	デュッセルドルフ	11	金融企業	83.8
1202	SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1203	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1204	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1205	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1206	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1207	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L.	ハレ/ザーレ	10	その他の企業	30.5
1208	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1209	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1210	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1211	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1212	SPhinX, Ltd. (任意清算中)	ジョージタウン	10	その他の企業	43.6
1213	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	100.0
1214	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1215	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1216	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1217	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融企業	100.0
1218	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1219	SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1220	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1221	Sunbelt Rentals Exchange Inc.	ウィルミントン	11	その他の企業	100.0
1222	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1223	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1224	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1225	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1226	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1227	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1228	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1229	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1230	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1231	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1232	TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1233	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1234	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1235	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1236	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1237	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1238	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ	10	金融企業	25.0
1239	TIQI Exchange, LLC	ウィルミントン	11	その他の企業	100.0
1240	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1241	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1242	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン	10	金融企業	50.0
1243	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1244	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1245	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融企業	100.0
1246	Triton Fund III G L.P.	セントヘリア	8, 10, 19	金融企業	62.5
1247	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1248	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1249	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1250	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1251	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ	8, 10	その他の企業	95.0
1252	VCL Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ	8, 10, 20	その他の企業	95.0
1253	VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG	ミュンヘン	10	金融企業	24.9
1254	VCM Partners GmbH & Co. KG	ミュンヘン	10	金融企業	25.0
1255	VEXCO, LLC	ウィルミントン	11	その他の企業	100.0
1256	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1257	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1258	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1259	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1260	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1261	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH	ダルムシュタット	10	金融企業	50.0
1262	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1263	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1264	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1265	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1266	XERIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.l.	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1267	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1268	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1269	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1270	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	25.0
1271	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1272	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1273	Zenwix Pty. Limited	シドニー	11	金融企業	100.0
1274	ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1275	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1276	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1277	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1278	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1279	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1280	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1281	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1282	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	50.0
1283	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1284	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1285	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1286	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	金融企業	50.0
1287	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1288	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1289	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	10	その他の企業	50.0
1290	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	10	金融企業	25.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分					
1291	ABRAAJ Holdings	ジョージタウン		金融企業	8.8
1292	Accunia A/S	コペンハーゲン		証券取引会社	9.9
1293	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		金融機関	5.6
1294	Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH	ポツダム		金融機関	8.5
1295	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュペリーン		金融機関	8.4
1296	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		金融機関	6.3
1297	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク		金融機関	8.2
1298	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		金融機関	5.6
1299	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		金融機関	8.7
1300	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルク		金融機関	8.7
1301	Cecon ASA	アーレンダール		その他の企業	9.6
1302	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		その他の企業	5.7
1303	ConCardis GmbH	エシュボルン		支払機関	16.8
1304	Damovo Group Holdings Limited	カマナ ベイ		金融企業	16.0
1305	株式会社ディーアンドエムホールディングス	川崎		その他の企業	14.8
1306	Kenanga Investment Bank Berhad	クアラルンプール		預金等受入金融機関	8.3
1307	Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung	リーゼン		その他の企業	11.0
1308	MTS S.p.A.	ローマ		その他の企業	5.0
1309	Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i.l.	フランクフルト		その他の企業	19.5
1310	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		預金等受入金融機関	9.0
1311	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		金融機関	6.0
1312	PT Buana Listya Tama Tbk	ジャカルタ		その他の企業	14.6
1313	Reorganized RFS Corporation	ウィルミントン		保険持株会社	6.2
1314	RREEF America REIT III, Inc.	ボルチモア		金融企業	7.9
1315	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		預金等受入金融機関	11.8
1316	Sterling Resources Ltd.	カルガリー		金融企業	13.7
1317	The Ottoman Fund Limited	セントヘリア		その他の企業	13.6
1318	The Topiary Fund II Public Limited Company	ダブリン		証券取引会社	10.5
1319	TRIUA Kapitalverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		投資運用管理会社	6.0
1320	United Information Technology Co. Ltd.	ジョージタウン		事業持株	12.2
1321	エンサイドットコム証券株式会社	東京		証券取引会社	7.1

[次へ](#)

(2) 個別財務諸表
取締役会報告書

経営および財務の概況

組織

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行：組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2016年12月31日現在の総資産15,910億ユーロの総資産であるヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2016年度末現在、従業員数はフルタイム換算で99,744名であり、世界70か国において2,656支店（このうち67%がドイツ）を運営している。当行は、全世界の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2016年12月31日現在、当行は以下の6つのコーポレート部門で組織されている。

- グローバル・マーケット（GM）
- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）
- プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（PW&CC）
- ドイツ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）
- ポストバンク（PB）
- 非中核事業部門（NCOU）

6つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、当行は、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。当報告書に表示される過年度数値は、2015年度末に公表した当行の新しい組織構造を反映させるために、修正再表示されている。2015年10月に当初公表された当行の戦略に沿って、非中核事業部門（NCOU）は2017年度以降、当行の個別のコーポレート部門としては存在しなくなる。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には、以下が含まれている。

- 多くの国々における子会社および支店。
- その他の多数の国々における駐在員事務所。
- さらに多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者。

ドイツ銀行AGについて、ドイツ以外で運営されている最も重要な支店は、ロンドン、ニューヨーク、ケイマン諸島およびシンガポールに所在する。

2016年度年初、当行は従前のコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ・コーポレート部門（CB&S）を新しいコーポレート部門であるグローバル・マーケット（GM）、および、現行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングの事業ユニットであるコーポレート・ファイナンスに分割した。グローバル・マーケットは、機関および法人顧客向けのトレーディングおよびヘッジサービスを含む金融商品を世界規模で提供している。

グローバル・マーケットは、債券、株式、エクイティ連動商品、証券所および店頭取引のデリバティブ、為替商品、マネー・マーケット商品ならびにストラクチャード商品等の多様な金融市場商品の販売、トレーディングおよび組成などの組み合わせで業務を行っている。機関投資家顧客はインスティテューショナル・クライアント・グループおよびエクイティ・セールズがカバーしており、顧客向けの市場、商品および取引戦略の分析はリサーチが行っている。

当行のすべてのトレーディング業務は、リスク・レポートに詳細が記載されている当行のリスク管理手続および統制の対象となっている。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）は、ドイツ銀行の商業銀行業務、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングの専門グループを1つの共通のコーポレート部門に集約したものである。当部門は当行のコーポレート・ファイナンスおよびグローバル・トランザクション・バンキング事業から成る。CIBは、当行の法人顧客および機関顧客の様々なファイナンス需要に対して提案および実行している。

コーポレート・ファイナンスは、合併および買収（M&A）の提供ならびに債券および株式に関する助言および組成を行っている。地域別・業種別カバレッジチームが当行の法人および機関顧客に対する全金融商品およびサービスの提供を行っている。アドバイザーは、公開買付、防衛策アドバイザー、合併および企業分割、Exit時の並行売却プロセス、ビジネスポートフォリオレビューと買収アプローチ、競合相手戦略・分析、バランスシート最適化、コーポレート・ガバナンスに及ぶ。債券オリジネーションは、債券オリジネーション、ストラクチャリング、シンジケーションと発行、貸出金ポートフォリオ商品を

提供することで、当行の各地域の財務部門が顧客をカバーしている。株式オリジネーションは、主としてIPO、追加公募、新株予約権無償割当、ブロック取引、アクセラレーテッド・ブックビルディング、転換社債、他社株転換社債といった、プライマリーのエクイティ商品を提供する。

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）は、キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびセキュリティーズ・サービスにおいて、グローバルで有数のプロバイダーであり、広範な商業銀行業務の商品およびサービスを世界中の法人企業ならびに金融機関に提供している。トレード・ファイナンスは、当行の顧客が国際貿易および国内貿易に関連するリスクおよびその他の問題をより適切に管理できるように、地域の専門知識、一連の国際貿易商品およびサービス（融資を含む）、仕組取引に関するカスタムメイドのソリューションおよび当行の国際ネットワークを通じた最新技術を提供している。キャッシュ・マネジメントは、法人および金融機関の様々な顧客基盤のニーズに応えている。顧客のアクセス、支払および回収サービス、流動性管理、情報および口座サービス、電子手形の提示および支払のソリューションを含む包括的範囲での革新的で強固なソリューションの提供により、当行は世界および地域の財務機能の複雑性を処理している。セキュリティーズ・サービスは、厳選された有価証券および金融取引に関する一連の信託、支払、管理および関連サービスならびに30を超える市場における国内有価証券の保管を提供している。

顧客には、世界中の大企業、金融機関、金融スポンサー、政府およびソブリンが含まれる。当行の業種に関する専門知識は、消費者からリテールサービス、金融機関、金融スポンサー、ヘルスケア、工業、テクノロジー、メディアおよび通信、天然資源、不動産、旅行宿泊業を網羅している。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（PW&CC）には、当行の個人および商業銀行、ならびに富裕層資産運用ソリューションの専門グループを集約した。当部門は、質の高いアドバイスと幅広い金融サービスを、当行の自国市場であるドイツおよび世界にわたり提供する。当部門の目的は、世界的ネットワークを有し、資本市場と金融のソリューションに強い専門知識を有し、最新のデジタルサービスを持つアドバイザリー銀行になるということである。

当部門の対コーポレート事業は、以下の業務ユニットで組織されている。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・ジャーマニー（PCCドイツ）業務ユニットは、ドイツにおける個人顧客および商業顧客に重点を置いている。中小企業顧客向けには、当行は統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを提供し、ドイツ銀行グループの専門知識を活用することで、顧客との関係強化および部門間の協力を改善している。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・インターナショナル（PCCインターナショナル）業務ユニットは、ヨーロッパおよびインドで、バンキングおよびその他の金融サービスを、個人、商業および法人顧客に対して提供している。

当行のPCCドイツおよびPCCインターナショナル業務ユニットは、ヨーロッパおよびインドにおいて現地の市場、規制および顧客の要求により国によって多少の差異があるものの類似する範囲の商品およびサービスを提供している。商品およびサービスには、支払および当座預金サービス、投資ならびに保険商品、預金、クレジット商品が含まれる。中小規模の顧客に対しては、PCC業務ユニットはさらにドイツ銀行内のミッドキャップ合併事業の一部としてその他の部門により提供されるミッドキャップ関連商品を提供している。

ウェルス・マネジメント業務ユニットは、富裕層、高額個人資産家（HNW）、超高額個人資産家（UHNW）の個人およびファミリー・オフィスに対し、幅広い伝統的およびオルタナティブ投資商品およびソリューション、ならびに貸付および預金商品を提供している。ドイツ銀行全体のグローバルネットワークおよび専門知識を活用することで、資本市場の専門知識や国際的ソリューションを顧客の個々の事情に応じて提供している。例えば、グローバル・マーケット、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門およびアセット・マネジメント部門との緊密な連携により、世代あるいは国境を越えた資産形成プランニング、ポートフォリオの任運用、ストラクチャード・リスク・マネジメント、個人または一部の機関へのオーダーメイドのソリューションの開発などがある。

2016年12月31日現在の運用資産7,000億ユーロ超のDeutsche AMIは世界の主要な投資管理機関の1つである。世界の金融市場にアクセスし、世界中の顧客へソリューションを提供している。Deutsche AMIは持続可能な金融の将来をすべての顧客、つまり個人投資家および彼らにサービスを提供する機関、に提供することを目的としている。2016年、Deutsche AMIは、よりフォーカスされた資産管理会社を目指し、ドイツ銀行のウェルス・マネジメント業務から分離し、トレーディング勘定およびバランスシートを使用する業務をグローバル・マーケットに移管し、Abbey Life業務を含む非中核戦略業務から撤退するなど、の前進をした。

Deutsche AMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびサステナブル投資を含む多種多様な資産クラスの範囲にわたっている。Deutsche AMIは、知的財産および技術を活用しながら、投資家の長期性、負債および流動性のニーズに対応するためのアルファおよびベータのソリューションを提供する。

ポストバンクは、リテール、ビジネス、法人顧客およびその他の金融サービス提供業者に対するドイツにおける金融サービス提供業者である。ポストバンクは、複数のチャネル銀行として、モバイル販売代理店、ダイレクトバンキング（オンラインおよびモバイル）、コールセンター、さらに外部の販売代理店を通じて、ドイツ全域の支店ネットワークにてその商品を提供する。当部門はさらに、Deutsche Post DHL AGの協力のもと、郵便および小包サービスを提供する。ポストバンクの業務活動

は、リテール・バンキングおよびコーポレート・バンキング（トランザクション・バンキングおよびファイナンス）に特化している。ドイツ銀行グループからの業務の分離は、2016年度上半期末に完了した。

2012年度下半期に、当行の事業構造の第五の柱として、非中核事業部門（NCOU）が設置された。その目的は、当行が戦略上中核的ではない資本集約的資産に関連するリスクを削減し、資金需要を抑えられるようにすることであった。過去に発表された戦略に記載のように、当行がNCOUを設置した目的は、当行の非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することであった。

2015年10月に当初公表した当行の目標に従い、NCOUは、2016年度末にRWAを100億ユーロ未満とする目標を達成するために、リスク圧縮戦略を実行し、ポートフォリオのサイズを削減できた。この目標達成のために、NCOUは積極的に活動し、効果的な資本拠出およびレバレッジ解消につながり、結果として完全適用普通株式等Tier 1比率を強化することができた。目的達成を受けて、NCOUは2017年度以降、独立の部門としての役割を終了している。

残存する資産はグループ貸借対照表上2016年12月31日現在、約60億ユーロであり、主にグローバル・マーケットおよびプライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアントの担当中核業務部門により管理される。

管理部門は、管理およびサービス機能としての役割を果たし、特に、グループ全体、部門を超えたりソース計画、運営および管理、ならびにリスク、流動性および資本の管理に係る役割を果たしている。

地域管理は、当行グループの健全性および評判を保護し、当行グループのすべての事業、インフラストラクチャーおよび法人における事業活動および戦略的活動を地域間で調整する役割を果たしている。

インフラストラクチャーおよび地域管理の分野で発生したすべての費用および収益は、当行の5つ（以前は6つ）のコーポレート部門に全額配分される。

経済環境

世界経済

経済成長 (%)	2016年	2015年	主要な要因
世界経済 ¹	3.0	3.3	先進国の成長が減速したため、2016年度における世界経済の成長は鈍化した。新興市場の成長は変化がなかった。
このうち：先進国 ¹	1.6	2.1	債務水準の高さと、国際貿易の不調の継続が、成長の重荷となった。
このうち：新興市場 ¹	4.1	4.1	主要中央銀行による金融政策のスタンスが経済活動を支えた。
ユーロ圏経済 ¹	1.7	1.9	原油安および著しく拡張的な金融政策の効果はあったが、在庫減少および純輸出のマイナスが、全体的成長を減退させる結果となった。
このうち：ドイツ経済	1.9	1.7	消費の力強い成長が、純輸出の減退効果を上回った。
米国経済	1.6	2.6	対外貿易、機械装置への投資および在庫循環の不調が成長の重荷となり、2011年度以来最低の成長であった。消費成長は堅調であった。
日本経済 ¹	1.0	1.2	個人消費は活発であったが、輸出および投資の減速が上回った。
アジア経済 ^{1,2}	6.0	6.1	先進国および中国からの需要は低迷したが、安定成長は継続した。
このうち：中国経済	6.7	6.9	すべての部門における勢いの鈍化により、中国の成長は再び減速した。政府は、追加投資により状況を安定化し、リスクの抑制を図った。

出典：各国の当局

1 2016年度のデータは、ドイツ銀行リサーチの予測から引用。

2 日本を除く。

銀行業界

ユーロ圏における民間部門に対する貸出は、2016年度も非常に緩やかな成長が続いた。企業向け貸出は前3年間でほぼ10分の1となる全体的な縮小を受けて、前年同様停滞した。家計への貸出は、主として住宅ローン事業の拡大により、安定成長した（対前年比約2%）。負債に関しては、企業の預金は好調な成長が続き（年約6%）、最低金利にもかかわらず、家計からの預金流入はほぼ4%上昇した。全体として、預金の成長速度はわずかに上昇し、貸出の成長との差を広げた。金利はさらに低下した。取引量が僅かに増加しても、金利差益の対前年比約7%の減少を相殺するには不十分であり、銀行の純利息収益は、2014年度および2015年度の一時的な上昇の後、低下傾向が続くと予想される。

貸出事業では、前年度に貸出の成長がドイツとユーロ圏双方の地域で同様に停滞した後、2016年度はドイツがユーロ圏における首位のリードを広げた。企業向け貸出は、2016年度後半の好調のおかげで、対前年比2%超増加した。一方、家計向け貸出は、主として住宅ローンの堅調な成長に起因して3%増加した。矛盾しているように見えるが、金利がヨーロッパの平均以下に抑えられているにもかかわらず、民間部門の預金増加率は約5%に上昇した。実際、企業の預金に対する全体の金利は、史上初めてマイナスの領域に落ち込んだ。それにもかかわらず、企業は、増加した流動性資産を銀行に預け入れることを止めなかった。ドイツの企業部門は、純預金者である、すなわち預金残高が貸出残高を上回るといって、銀行業務の観点からすると特異な状況を示した。

米国における貸出は、2016年度は、当初、すでに高水準にあった期首時点よりさらに加速し、2016年度第4四半期にある程度減速した。しかしながら全体的には、リテール貸出が対前年比約5%、企業向け貸出は8%以上増加し、伝統的なバランスシート事業は強い勢いを維持した。商業用不動産および伝統的な企業向け貸出の双方での広範な回復により、企業向け貸出は危機前の名目値の史上最高値を更新した。リテール区分は、消費者ローンの継続的な増加および住宅ローン事業の回復による恩恵を受け、危機以降初めて、強固な成長を記録した。民間部門の預金は引き続き異例の速さで成長し、直近ではその成長はさらに加速している（対前年比約8%増加）。その総額は2004年の2倍となった。

日本の貸出残高総額は、引き続き、対前年比2%を超える伸びを示した。一方、銀行部門への預金の流入は加速した。その増加は6%を記録し、2001年に統計を開始して以来の最高水準となった。

中国では、家計に対する貸出は過熱の傾向を見せた。貸出量は、主に中期および長期の貸出により、対前年比23%増加した。貸出量はわずか3年半で倍増する一方、中国経済の累積的成長は、2012年末から名目で39%に留まっている。対照的に、銀

行の企業向け貸出の増加は、直近では対前年比でわずか8%に減速した。銀行は、民間部門の預金が直近では2015年度末に比べ14%増加するなど、資金調達部門の成長速度が最近加速していることにより恩恵を受けている。

ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、個別のグループ会社よりもIFRSおよびグループ部門に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取り組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当行グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績を推進している。当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを利用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。そのため、当行はグループの財務データに基づき全体の業績を議論している。

ドイツ銀行の2016年度の業績は、改善と刷新を目的として当行が実施している重要な経営上の施策、訴訟費用および市場の混乱による影響を強く受けた。当行は戦略的決定事項の実行を大幅に進め、当行の管理インフラのさらなる強化に向けて対応を行ってきた。さらに当行は、継続的なリスク圧縮戦略において、また追加的な係争中の訴訟事案の解決に向けて相当程度前進した。2016年10月の米国司法省との交渉に関する否定的な報道は、当行の収益および顧客残高に影響を与えた。しかしながら、多くの顧客が戻り、2015年10月に当初公表した当行の目標の実施を引き続き行い、当年度は強い資本基盤および高い流動性比率をもって終えたことにより、この困難な年度において、当行の強靭性を示すことができたと考えている。

当行グループの重要業績評価指標は、以下のとおりである。

当行グループの重要業績評価指標	2016年度末の状況	2015年度末の状況
純収益	300億ユーロ	335億ユーロ
税引前利益（損失）	-8億ユーロ	-61億ユーロ
純利益（損失）	-14億ユーロ	-68億ユーロ
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	-2.7%	-12.3%
税引後平均株主資本利益率 ¹	-2.3%	-9.8%
調整後費用 ²	247億ユーロ	265億ユーロ
費用収益比率 ³	98.1%	115.3%
リスク・ウェイトド・アセット（RWA） ⁴	3,575億ユーロ	3,967億ユーロ
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁵	11.8% ⁶	11.1%
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁷	3.5%	3.5%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加的な資本の構成要素に基づく。詳細は、グループの英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、保険業務に係る費用、再構築および解雇を除く利息以外の費用の合計。詳細は、グループの英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。

4 リスク・ウェイトド・アセットおよび資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づく。

5 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに、普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。

6 2017年5月の年次株主総会の前に発行予定の株式を考慮に入れ、2016年度の分配可能利益から支払われる1株当たり0.19ユーロの配当を提案する取締役会決議が反映されている。配当は、2015年度の繰越分配可能利益約165百万ユーロの支払および2016年度の残余分配可能利益からの1株当たり0.11ユーロの配当からなる。全体で2017年に支払われる配当総額は約400百万ユーロと予想している。

7 この比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。

2016年度の純収益は、2015年度と比較して35億ユーロ減の300億ユーロであった。減少は、主にNCOUのリスク圧縮活動に伴う損失のほか、GMおよびCIBの収益が厳しい市場環境やヨーロッパにおける低金利環境、ドイツ銀行に対する市場の否定的な見方および戦略の実施により低下したことによる。減少は、PW&CCにおける華夏銀行持分、ポストバンクおよびPW&CCにおけるVISA Europe Limited持分の売却による利益により一部相殺された。

2016年度の利息以外の費用は、2015年度と比較して24%減少して294億ユーロとなった。利息以外の費用の減少は主にのれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟費用、業績関連報酬の低下による。のれんおよびその他の無形資産の減損は、2015年度は58億ユーロであったが、Abbey Lifeの売却に関連する10億ユーロを含め、2016年度は、13億ユーロであった。2016年度の訴訟費用は24億ユーロであり、2015年度より28億ユーロの減少となった。利息以外の費用の減少は、IT費用および保険業務に係る費用の増加により一部相殺された。

2015年度は税引前損失61億ユーロであったのに対し、2016年度は税引前損失810百万ユーロであった。2016年度の53億ユーロの改善は、主にのれんおよびその他の無形資産の減損、ならびに訴訟費用の大幅な低下による。2015年度の純損失は68億ユーロであったのに対し、2016年度の純損失は14億ユーロであった。

2016年度末における当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は11.8%で、2015年度末の11.1%から増加した。これはリスク圧縮活動及び資産売却益によるものである。2016年度末における段階的導入CET 1比率は13.4%で、要件とされる10.76%を十分に上回っている。

ECBはドイツ銀行に対し、監督上の検証・評価プロセス（SREP）の2017年度の決定として、CRR/CRD 4の段階的導入に基づき、第二の柱における普通株式等Tier 1(CET 1)比率の最低要件を9.51%に設定する旨を通達した。当行の2017年1月1日現在の当該比率は、12.76%であった。2017年度のSREPの最低要件は、第一の柱の最低要件4.5%、第二の柱の追加的要件2.75%、資本保全バッファ1.25%、現行のカウンターシクリカルバッファ0.01%、およびG-SIBバッファ1.0%から構成される。

ドイツ銀行AGの概要

2016年度において、ドイツ銀行AGは、2015年度の純利益30百万ユーロに続き、純利益282百万ユーロを計上した。この増加は、幾つかの大部分であるが一部相殺の影響によるものであった。営業利益の増加879百万ユーロおよび税金費用の減少396百万ユーロは、一般的銀行業リスクのための資金の追加繰入500百万ユーロ（2015年度：純戻入650百万ユーロ）によって一部相殺された。営業外費用純額は、127百万ユーロ減少した。

2016年度における2015年度からの営業利益の増加879百万ユーロは、主にその他営業費用の純額が改善し40億ユーロ減少し、管理費用が955百万ユーロ減少し、リスク引当金が382百万ユーロ減少したことによるものであった。これらのプラスの推移と収益の減少45億ユーロが一部相殺された。

純利息収益、純手数料収益およびトレーディング純損益から成る収益は、45億ユーロ減少して177億ユーロであった。これは、トレーディング純損益が17億ユーロ減少し、純利息収益が23億ユーロ減少したことによるものであった。後者は、主に関係会社への投資および利益共同体契約からの配当等収益の減少の推移によって配当等収益が減少したことによるものである。貸出、短期金融市場取引、債券およびノートからの利息収益がほぼ横ばいであり、34百万ユーロ増加した。純手数料収益は504百万ユーロ減少した。

2016年度の管理費用合計は2015年度から955百万ユーロ減少して144億ユーロであった。この推移は、主に人件費の減少512百万ユーロであった。このうち440百万ユーロの減少は、グループ会社間で提供されるサービスに係る費用の減少によるものである。後者の項目に関連して、グループ会社間で提供されるサービスに係る手数料収益の減少355百万ユーロが計上された。

その他の営業収益/費用の差額は、2016年度においてマイナス36億ユーロからプラス471百万ユーロに推移した。これは、主に訴訟費用の減少28億ユーロおよび従業員関連引当金からの純利息収益の改善による減少639百万ユーロによるものであった。さらに、関係会社との合併に関連した557百万ユーロの利益がプラスの推移の一因となった。

信用関連リスク引当金および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の費用合計は2016年度において2015年度から382百万ユーロ減少し124百万ユーロであった。流動性準備金のプラスの純損益の増加713百万ユーロは、信用関連リスク引当金純額の増加332百万ユーロを大きく超えるものであった。

その他の経常収益/費用の純差額は、2015年から299百万ユーロ減少してマイナス21億ユーロであった。このマイナスの差額の減少は主に、損失の引受が減少し総額15百万ユーロ（2015年度：680百万ユーロ）であったことによるものであった。2015年度の損失は、主に子会社に計上された関係会社への投資の減損によるものであった。子会社の評価調整のマイナスの純損益と子会社の売却の増加418百万ユーロが一部相殺された。

再構築に関連した特別損益の純額は、306百万ユーロ（2015年度：133百万ユーロ）であった。

ドイツ商法第340条に基づく一般的銀行業リスクのための資金の繰入は500百万ユーロ（2015年度：650百万ユーロの取崩）であった。

2016年度の税金費用合計は476百万ユーロ（2015年度：872百万ユーロ）であった。

2016年12月31日現在の資産合計は、63億ユーロ減少し13,730億ユーロであった。これは、主にトレーディング勘定におけるデリバティブのプラスおよびマイナスの時価の減少によるものであった。

当行は、リスク・ウェイトド・アセットを減少させることによって、安定した資金調達基盤および流動性基盤を維持し、強固な規制自己資本ポジションを維持した。詳細については、リスク・レポートの流動性リスクと適正自己資本の項を参照のこと。

2016年度の株主持分（配当可能利益を除く。）はわずかに42百万ユーロ減少し456億ユーロであった。これは、自己株式の売買によるマイナスの正味の影響によるものであった。

取締役会および監査役会は、1株当たり19ユーロセントの配当金を支払う旨および残余配当可能利益を繰越す旨を年次株主総会に提案する予定である。

損益計算書

純利息収益の減少

純利息収益は、昨年度の大幅な増加の後で通常の水準に戻り、23億ユーロ減少して100億ユーロとなった。この変動は、配当等収益（関係会社からの配当等収益を含む）の減少23億ユーロがほぼ全額影響したものであった。この推移の中で、株式からの収益が853百万ユーロ減少した。利益移転契約も含む関係会社に対する持分および参加持分からの配当等収益は、15億ユーロ減少した。前年度同様、関係会社からの収益は、これらの会社の匿名の準備金の達成によって一部もたらされた。

資金調達コストを控除後の貸出および有価証券からの純利息収益はほぼ横ばいであり、34百万ユーロ増加した。貸出および短期金融市場取引からの収益の増加821百万ユーロは、債券およびノートからの収益の減少（258百万ユーロ）と利息費用の増加529百万ユーロによってほぼ完全に相殺された。

純手数料収益の減少

純手数料収益は前年度から504百万ユーロ減少して70億ユーロとなった。この推移は、大部分はグループ会社に対して提供されたサービスからの収益の減少355百万ユーロによるものであった。残りの推移は、有価証券業務によるフィーが有価証券業務によるフィーが248百万ユーロ減少した。これは、貸出業務によるフィーの増加105百万ユーロによって一部相殺された。

トレーディング純損益の大幅な減少

ドイツ銀行AGは、2016年度のトレーディング純損益694百万ユーロを報告し、前年度から1.7百万ユーロの減少となった。この減少は2つの要因によるものであった。営業トレーディング純損益が14億ユーロ減少した。これは、主に有価証券関連の損失によるものであり、外国為替、デリバティブおよび売掛債権によりその一部のみが相殺されている。さらに、ドイツ商法（HGB）第340e条第4項に従ったトレーディング関連特別準備金の前年度には計上された取崩350百万ユーロが、前年度からのトレーディング純損益の減少の一因となっている。

人件費のおよび営業コストの減少

人件費は、512百万ユーロ減少し53億ユーロとなった。これは、主に変動支払が含まれた賃金および給与が826百万ユーロ減少したことによるものである。社会保障費と退職給付に係る費用の増加314百万ユーロによって一部相殺された。これには、オランダの年金制度の確定拠出制度への移行に関連した78百万ユーロの一時的な影響が含まれる。

下表は、当行の従業員の地理的内訳を示している（フルタイム換算）。

従業員数（フルタイム換算） ¹	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在	増減
ドイツ	11,840	11,824	+16
ヨーロッパ（ドイツを除く）	9,973	9,276	+697
アメリカ	2,238	2,124	+114
アフリカ / アジア / オーストラリア	6,186	6,211	-25
合計	30,237	29,435	+802

¹ 従業員数（フルタイム換算）= パートタイム従業員（見習生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

ドイツ以外のヨーロッパにおける従業員数の増加は、主にC00の社外の役割を内部委託すること、および英国における統制機能（コンプライアンス、金融犯罪対策、リスク、監査）を強化したことによるものであり、オランダにおける関係会社との合併の結果である。南北アメリカにおける従業員数の増加は、主に当行の管理部門（主にリスク、監査、テクノロジー）の強化にするものである。

その他の管理費用（有形固定資産および無形資産の減価償却および償却を除く。）は599百万ユーロ減少し83億ユーロとなった。これは、主に会社間取引費用が440百万ユーロ減少したことによるものである。この項目は、純手数料に記載されているグループ会社に対して提供されたサービスからの手数料の増加により一部相殺された。さらに、銀行課税が純額で118百万ユーロ減少した。これは、当行の英国における事業に関連した単一破綻処理基金への拠出を英国の銀行課税から控除することを認める新たな規制によるものであったが、単一破綻処理基金の費用の増加により一部相殺された。

2016年度の有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は831百万ユーロ（2015年度：675百万ユーロ）となった。

その他の営業収益 / 費用の純差額の著しい改善

その他の営業収益 / 費用は、マイナス36億ユーロからプラス471百万ユーロに増加した。これは、主に訴訟費用の減少28億ユーロおよび従業員関連引当金からの純利息収益の改善による減少639百万ユーロによるものであった。後者の減少には、HGB第253条第6項に定められた、年金債務の割引率の算定のタイム・ホライズンが変更されたことによる一時的な影響が含まれる。うち、437百万ユーロは、配当規制に関する引当の対象となる。さらに、関係会社との合併に関連した557百万ユーロの利益が改善の一因となっている。

リスク引当金の減少

2016年度において、信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の合計は382百万ユーロ減少し124百万ユーロであった。この推移は、主に流動性準備金において保有する有価証券のプラスの純損益の増加713百万ユーロに起因するものであった。この増加には、華夏銀行の持分売却益691百万ユーロが含まれている。これは、主に海運産業の不調が継続的していることによる貸出業務のリスク引当金の増加332百万ユーロによって一部相殺されている。

その他の経常収益 / 費用のマイナスの純差額の減少

その他の経常収益 / 費用の差額は合計マイナス21億ユーロ（2015年度：マイナス24億ユーロ）であった。この費用の減少は主に特定の子会社の損失の引受による費用が減少し15百万ユーロ（2015年度：680百万ユーロ）となったことによるものである。前年度の損失は、子会社が負担した関係会社に対する投資の評価調整によって引き起こされた。

子会社の評価調整のマイナスの純損益と子会社の売却益418百万ユーロが一部相殺された。関係会社に対する投資の評価調整に関する費用は20億ユーロ増加し、37億ユーロの費用純額であった。これは主に米国における当行の事業に関連するものである。この大部分は、主にグループ内部の再構築によってもたらされた連結子会社の持分売却益の増加15億ユーロにより相殺された。

2016年度の有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却費は64百万ユーロ（2015年度：116百万ユーロ）であった。

特別利益および特別損失

特別利益および特別損失の純額は、特別損失306百万ユーロとなった（2015年度：特別損失133百万ユーロ）。この変動は、再構築費用の増加によるものである。

一般的銀行業リスクのための資金への繰入

ドイツ商法第340g条に従った一般的銀行業リスクのための資金への繰入は500百万ユーロ（2015年度：650百万ユーロ）であった。この繰入は、取締役会報告書のリスクおよび機会の項で概要が示されているリスク（とりわけドイツ銀行AGに関する特記事項に記載されているリスク）を反映している。

税金

前年度においては税金費用872百万ユーロであったのに対し、2016年度においては税金費用476百万ユーロが計上された。当年度の実効法人所得税率は、主に税務目的上減算可能でない費用および非課税収益による影響を受けた。

純利益

2016年度に、ドイツ銀行AGは、前年度の純利益30百万ユーロに続き、純利益282百万ユーロを計上した。

この結果は、ドイツ銀行グループの親会社としての役割を果たしているドイツ銀行AGの個別項目の影響を強く受けている。子会社の減損37億ユーロ（2015年度：16億ユーロ）は、グループ内部の再構築に関連した子会社の売却による利益とプラスの評価調整21億ユーロにより一部相殺された。これには、その他の営業収益に表示されている合併に伴う利益557百万ユーロが含まれる。さらに、華夏銀行の売却による利益は691百万ユーロであった。損失の引受による費用、利益の繰り越しおよび配当収益を合算すると、子会社および参加持分からの配当等収益は、797百万ユーロ減少した。全体として、子会社に関連した純利益はほぼ横ばいであった。

トレーディング純損益の減少14億ユーロおよび持分からの配当等収益の減少853百万ユーロは、管理費用の減少11億ユーロにより一部のみ相殺される。さらに、訴訟費用の減少（28億ユーロ減少）は、一般的銀行業リスクのための資金の変動12億ユーロと再構築費用の増加172百万ユーロにより一部相殺された。残りの項目の変動を考慮に入れると、税引前利益は145百万ユーロ減少した。これを上回り、税金費用は396百万ユーロ減少し476百万ユーロとなった。

利益処分案

2016年12月31日現在の配当可能利益は447百万ユーロであった。当行は、この配当可能利益から1株当たり0.19ユーロの配当を支払う旨を年次株主総会に提案する予定である。2016年度の配当可能利益が前年度からの繰延利益165百万ユーロに関連している限りは、増資によって発行された株式を含む、1株当たり0.08ユーロの配当を支払うために使用する。また、配当可能利益は、増資によって発行された株式を含む、1株当たり0.11ユーロの追加配当の支払にも使用する。さらに、残余配当可能利益を繰り延べることも提案する予定である。基準日現在の発行済株式数によって、繰延金額は54百万ユーロあるいはそれ以上となる。

ドイツ銀行AGの要約損益計算書

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度	増 減	
			百万ユーロ	%
利息収益 ¹	10,927	10,363	564	5
配当等収益 ²	6,397	8,711	-2,314	-27
総利息収益	17,323	19,074	-1,751	-9
利息費用	7,336	6,807	529	8
純利息収益	9,987	12,267	-2,280	-19
手数料収益	8,256	9,065	-810	-9
手数料費用	1,225	1,531	-305	-20
純手数料収益	7,030	7,535	-504	-7
トレーディング純損益	694	2,404	-1,710	-71
このうち、ドイツ商法第340e条に基づくトレー ディング関連特別準備金戻入益	0	350	-350	N/M
賃金および給料	4,162	4,988	-826	-17
強制社会保険拠出金 ³	1,098	784	314	40
人件費	5,260	5,772	-512	-9
その他の管理費用 ⁴	9,095	9,538	-443	-5
管理費用	14,355	15,310	-955	-6
その他の営業収益 / 費用の差額	471	-3,565	4,036	N/M
リスク引当金	124	506	-382	-75
営業利益	3,703	2,824	879	31
その他の収益 / 費用の差額	-2,140	-2,439	299	-12
特別損益	-306	-133	-172	129
一般的銀行業リスクのための資金への取崩（繰 入）	-500	650	-1,150	N/M
税引前純利益	758	902	-145	-16
税金	476	872	-396	-45
純利益	282	30	252	N/M
前期繰越利益	165	135	30	22
	447	165	282	171
利益剰余金への繰入	0	0	0	N/M
- その他の利益剰余金	0	0	0	N/M
配当可能利益	447	165	282	171

N/M - 表記するに値しない

1 貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券、政府登録債ならびにリース業務による収益。

2 株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分ならびに関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）による収益。

3 年金およびその他の従業員給付費用を含む。

4 有形固定資産および無形資産の減価償却を含む。

貸借対照表

ドイツ銀行AGの総資産は、2016年12月31日現在13,726億ユーロとなった。この634億ユーロ（4.4%）の減少は、スワップスプレッドの拡大による金利および外国為替商品を主としたトレーディング・デリバティブのプラスおよびマイナスの時価の増加に、主に関連したものであった。これは現金および預け金（すなわち中央銀行預け金）の増加により一部相殺された。この増加は、レポ取引の増加並びに債券およびノートの管理された減少等のその他の活動によるものである。

貸出金総額

貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）は、233億ユーロ（8.4%）増加し2,997億ユーロとなった。総額2,152億ユーロ（242億ユーロ増）の債権は、法人顧客および機関投資家顧客に対する貸出金であり、個人顧客および中堅企業

に対する貸出金は109億ユーロ（202百万ユーロ減）となった。貸出金総額の項目で報告される銀行に対する貸出金は34億ユーロ増加して615億ユーロとなった。

下表は、貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）の内訳を示している。

単位：十億ユーロ	2016年	2015年	増減	
	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
顧客に対する債権	238.2	218.4	19.9	9.1
残存期間：				
5年以内 ¹	211.6	191.1	20.5	10.7
5年超	26.6	27.3	-0.7	-2.7
銀行に対する貸出金	61.5	58.0	3.4	5.9
残存期間：				
5年以内 ¹	38.6	46.7	-8.1	-17.3
5年超	22.9	11.3	11.6	102.1
合計	299.7	276.4	23.3	8.4

¹ 要求払および無期限のものを含む。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、前年度から352億ユーロ減少して1,053億ユーロとなった。

有価証券

当行の有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は全体として減少した。債券およびその他の固定利付有価証券は145億ユーロ減少し444億ユーロとなり、株式およびその他の変動利付有価証券は471百万ユーロ減少し580百万ユーロとなった。債券およびその他の固定利付有価証券の減少は、主にリスク・ウェイトド・アセットを減少させることを目的とする戦略的な流動性準備金におけるセールス活動に関連しており、株式およびその他の変動利付有価証券の減少は、主に華夏銀行の持分の売却によるものである。

トレーディング資産

トレーディング資産は7,153億ユーロであった。この大部分はデリバティブのプラスの時価により構成されており、457億ユーロ減少して4,617億ユーロとなった。この減少は主に、金利および外国為替関連のデリバティブ、並びにスワップスプレッドの拡大によるものであった。

参加持分

参加持分として報告されている当行の株式所有は、前年度から45百万ユーロ減少して387百万ユーロとなった。

関係会社に対する投資

関係会社に対する投資は、626百万ユーロ増加して440億ユーロとなった。関係会社に対する投資の増加は217億ユーロであり、減少は213億ユーロであった。この増加は、主に以前は間接的に保有していた関係会社の譲渡および外貨換算のプラスの影響によるものであった。これは、主に以前は間接的に保有していた関係会社の譲渡と正味評価減37億ユーロにより相殺された。

預金および証券化負債

銀行に対する負債は、86億ユーロ減少して2,528億ユーロとなった。この推移は主に要求払預金の減少156億ユーロに起因していたが、定期預金の増加69億ユーロにより一部相殺された。

銀行子会社からの預金は、前年度から183億ユーロ減少して970億ユーロとなった。

顧客からの預金は、125億ユーロ減少して2,699億ユーロとなった。この主な要因は、法人顧客および機関投資家顧客からの預金の減少162億ユーロ、およびリテール顧客からの預金の減少55億ユーロによるものであったが、公共部門からの預金の増加92億ユーロにより一部相殺された。

証券形態の負債は、155億ユーロ減少して1,064億ユーロとなった。短期金融市場証券が115億ユーロ減少し、発行債券およびノートが27億ユーロ減少した。

負債の内訳

単位：十億ユーロ	2016年	2015年	増 減	
	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
銀行に対する負債	252.8	261.4	-8.6	-3.3
要求払	127.5	143.1	-15.6	-10.9
契約期限または通知期限付	125.3	118.3	6.9	5.9
顧客に対する負債	269.9	282.4	-12.5	-4.4
貯蓄預金	3.6	4.3	-0.7	-16.1
その他の負債				
要求払	178.8	202.3	-23.5	-11.6
契約期限または通知期限付	87.5	75.8	11.7	15.5
証券形態の負債	106.4	121.8	-15.5	-12.7
発行債券	99.6	102.2	-2.7	-2.6
証券形態のその他の負債	6.8	19.6	-12.8	-65.3
このうち：短期金融市場証券	5.8	17.3	-11.5	-66.6

劣後負債は、45百万ユーロ増加して125億ユーロとなった。

トレーディング負債

トレーディング負債は315億ユーロ減少し6,466億ユーロとなった。この大部分はデリバティブのマイナスの時価により構成されており、前年度から446億ユーロ減少して4,507億ユーロとなった。この推移はプラスの時価の増加と同様の理由によるものであった。

その他Tier 1規制自己資本に関する商品

その他Tier 1規制自己資本に関する商品は、51億ユーロとなった。これらのその他Tier 1ノートは2014年度に発行されたが、2016年度には発行されなかった。

株主資本

ドイツ銀行AGの株主資本（配当可能利益447百万ユーロを含む。）は、239百万ユーロ増加し461億ユーロとなった。この増加は、主に2016年度の純利益によるものであったが、自己株式の売買によるマイナスの正味の影響により一部相殺された。

当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、現在はドイツ銀行グループのためにのみ、この資本ベースを計算している（「規制自己資本」の項を参照。）。

[次へ](#)

見通し

世界経済

2017年の世界経済成長は、2009年の世界金融危機以来最低であった2016年のわずか3.0%という低い成長率の後に、穏やかに成長し3.5%となる見込みである。世界インフレ率は、コモディティ価格の上昇に伴い、2017年には5.2%まで加速するとみられる。先進国では、2017年度、成長率は1.9%に加速し、消費者物価は1.6%上昇するという見込みである。新興市場での経済成長は4.6%に、インフレ率は7.8%への上昇を予想している。

ユーロ圏の経済見通しは引き続き厳しく、GDP成長率は2017年に1.3%に減速すると予想している。EU主要参加国における来たる主要な選挙およびこれに関連する不確実性は、2017年上半期の成長を抑制するであろう。政治リスクが顕在化しないと仮定した場合、2017年下半期には、米国経済の著しい上昇、潜在的な財政緩和および欧州中央銀行（ECB）により支持された金融政策のスタンスに倣い、経済は勢いを増すと予想される。2016年12月、ECBは資産購入プログラムを2017年度末まで9ヶ月延長すると発表した。一方で、2017年4月からは各月の購入額を600億ユーロに削減する計画である。消費者物価は2017年に1.4%上昇する見込みである。2016年の1.9%というGDP成長の後、当行は、ドイツ経済は国内経済需要のみにより2017年には1.1%拡大すると予想する。この減速要因のほとんどは労働日数の減少によるものである。

米国の経済成長は2017年度、2.6%に成長する見込みである。最近の貿易赤字の拡大に伴い、エネルギー部門における原油価格低下、在庫削減、成長の阻害を伴う純輸出による抑制要因は徐々に落ち着くと予想する。米国の新政権が公表した減税、規制の廃止および公共投資の組み合わせは、特に2017年下半期において成長を飛躍的に押し上げるであろう。消費者物価は2.1%上昇する見込みである。連邦準備制度理事会の金融政策はさらなる刺激を米国経済全体にもたらすであろう。当行は、連邦準備制度理事会が2017年末までに政策金利を3回にわたり、1.375%まで上昇させると予想する。

日本経済は、2017年は主として国内需要に牽引され、前年の1.1%を若干上回るスピードで成長すると予想する。当行は、日本経済は引き続き、国の金融政策によって支えられると予想する。日本銀行はイールドカーブの管理を重視しており、金融拡大の動きは遅い見通しである。インフレ率は0.6%と予想する。新興市場諸国での経済成長率は2017年に4.6%、アジア(日本を除く)の経済成長率はほぼ横ばいの5.9%、インフレ率は3.0%と予想する。2017年の中国経済は、経済成長率はわずか6.5%、インフレ率は2.5%に上昇すると予想する。しかし、これには貸出金の追加的増加が見込まれており、不動産バブルおよび資本流出の増加のリスクを含んでいる。中国人民銀行は不動産部門を支えるために、信用供給を拡大する可能性がある。当行は、2017年に中国人民銀行が主要金利を見直すという予想はしていない。

世界経済の予想における固有の不確実性は多数のリスクにより相対的に高いままである。世界金融市場への反応は、米国の新政権が期待する景気上昇が意にそぐわない場合、あるいは保護主義政策に復帰した場合は、予想以上に否定的になる可能性がある。一方で、米国経済の景気の好転は、金利を予想以上に急激に上昇させる可能性がある。そのような場合、世界中の家計および法人支出にマイナスの影響を与えることになり、新興市場諸国における資本流出を促進させかねない。同様に、中国のハードランディングは世界的な大混乱を引き起こす可能性がある。さらに、地政学的リスク、特に中東の紛争が拡大する可能性がある。ヨーロッパでは、英国の欧州連合からの体系化されていない脱退、今後の金融政策やユーロ圏の将来についての議論の激化、構造改革の実施の中断、またポピュリスト党に対する支持の上昇が、当行の予測に相当な影響を及ぼす可能性がある。地域の独立への取組みは引き続き、欧州連合の安定化にとって課題である。また、難民危機が欧州連合内の政治的不和を更に深刻なものにしている。

銀行業界

2017年は世界中の銀行業界の将来の方向性について、重要な政策決定の年となるであろう。まず、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）で継続しているバーゼル3フレームワーク（通常「バーゼル4」と呼ばれる。）の規制改革に関する議論が、資本要件の重要な調整をもたらす可能性がある。ただし、交渉が依然決裂する可能性は否定できない。合意に達した場合、内部リスクモデルから標準化アプローチへの明確なシフトが実現されるであろう。多くの銀行にとって、これはリスク・ウェイトド・アセットの重要な増加を意味する可能性がある。第二に、金融危機から10年を迎え、米国はかつてなく厳しく複雑な規制から大幅に緩和された規制環境へというパラダイムシフトを遂げようとしている。これは、世界の金融市場規制の一般的傾向にも影響を与える可能性がある。第三に、来たるべき英国の欧州連合からの離脱は、特に金融サービスの地域に関して、ヨーロッパおよびそれを超えて、その性質および程度の根本的な変化をもたらすであろう。ヨーロッパ最大の国家金融センターの欧州単一市場からの撤退が、ヨーロッパの金融部門が一体として世界の舞台で競争するための能力を弱体化させることは疑いない。

英国の欧州連合からの離脱に関する交渉から生じる不確実性以外でも、ヨーロッパはEU主要参加国の重要な選挙に直面しており、ポピュリスト政党によるさらなる圧力の増加が引き起こされる可能性がある。これが銀行業界にとって問題となる理由は3つある。第一に、ナショナリズム、保護主義、銀行およびビジネスへの圧力の増加はヨーロッパ単一市場内でのクロスボーダー取引を複雑化させるだろう。第二に、過去の過失に照らして、銀行業界はますますポピュリスト攻撃の標的になる可能性がある。これらは、規制の厳格化、増税あるいは企業戦略に関する政府の関与の増加など他の懲罰的手段へとつながる可能性がある。第三に、EUレベルでの主要な政策的イニシアティブ、例えば資本市場組合、銀行組合の終了、あるいは成長と確信を

育成する一般的スキームが、ある国家の拒否権によって阻止され、停止が実行される可能性がある。そのような場合は、ヨーロッパの銀行の中期事業見通しは、無力化したヨーロッパでは崩壊するであろう。

高度な政治的不確実性を除くと、本年、ヨーロッパの銀行には穏健な事業の改善が見込まれる。継続する穏やかな成長、非常に緩い金融政策、米国での逆の金利環境に対してわずかな金利上昇の可能性の下、特に南ヨーロッパにおいて、いまだ高レベルの不履行ローンの削減に関する進展を実現できる可能性がある。特に海外からの需要が乏しく、新規投資について業務を引き続き控えることが予想されるため、貸出金成長は限定的であろう。これは、全体として、預金の伸びが引続き貸出金の伸びを上回ることを意味する。より有利な資金調達状況とは、ヨーロッパの銀行が少なくとも2017年に組成した貸出金からより高い利鞘収入を生み出せるよう、金利のわずかな上昇傾向から利益を得ることができるとを意味する。

ドイツでは、マクロ経済の勢いがわずかに下降しているものの、堅固な基本的経済基盤により、2017年、従来の銀行業務がユーロ圏をやや上回るであろう。居住用不動産部門には引き続き特定の注意が払われる。これはいくつかの市場セグメント（特に大都市圏において）での緊張によるものだけでなく、さらなる成長の潜在的可能性があるモーゲージ貸出によるためでもある。

米国では、貸出量における現在の循環的回復はおよそ6年続いており、一貫してそのスピードを上げている。これは近年の比較的高い成長率の陰で循環的減速が見込まれるということの意味する。しかし、政権の交代と実質的な経済刺激プログラムの公表に伴い、米国の銀行において貸借対照表の調達および運用の両側とも急激に成長する可能性がある。Fedによる金利のさらなる上昇と利鞘の改善により、短期的には米国の銀行の利益は名目値で新記録を更新するであろう。中期的には、貸倒損失が再び上昇し、貸出金の成長は減速するであろう。

中国および日本では、2017年において銀行の業務見通し上の重要な変化は想定されない。マクロ経済成長は概して毎年同水準であると見込まれ、経済政策の急な変化の兆候が見られないためである。中期的には、中国企業および家計が保有する大幅に増加した債務の回収可能性について、重要なリスクとなっている。

規制に関する見通しは、前述したものに加え、本年は、様々な特定のイニシアティブへの着目を予想する。つまり、グローバルなシステム上重要な金融機関に対するより高いレバレッジ比率要件の設定、貸出金減損会計における「発生損失」方式から「期待損失」への来たる移行、潜在的破綻のためにユーロ圏の主要銀行が満たさなければならない自己資本およびバیلイン適格債務の最低基準（MREL）の設定である。BCBSはさらに、ソブリンエクスポージャーについて資本要件の導入する草案を公表する可能性がある。さらにヨーロッパは、資本市場組合の設定に向けて前進する可能性があり、また、近年の経験から、銀行再建・破綻処理指令（BRRD）および単一破綻処理メカニズム（SRM）の改訂の必要性についての議論を活発化する理由となるであろう。幅広い主要な改革、例えばバーゼル3の重要部分、MiFID II、および安定調達比率（NSFR）が当年末には最終的に実行されるであろう。

ドイツ銀行

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行は、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に参与している。したがって、以下の見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。加えて、主要な財務指標はグループ・レベルでのみ定められている。

ドイツ銀行グループ

当行は、ドイツ銀行の基盤は、ヨーロッパ最大の経済国であるドイツという堅固な本拠地を持つ世界を舞台としヨーロッパの銀行を牽引する銀行であるととらえている。当行は、企業、機関投資家、資産管理および顧客の実体経済的需要に対応し、トランザクション・バンキング、コーポレート・ファイナンス、キャピタル・マーケット、資産管理、富裕層資産管理およびリテール・バンキングのサービスを提供する。

当行は当行の業務を次の3つの明確な部門に再編成する予定である。これらは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）、ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）である。この再編成により、当行が市場、商品および顧客に集中でき、成長の機会を追求可能なポジションを確保できると期待される。

2016年、当行は銀行を改善、最新化および簡略化するために決定的な方策を実施した。その結果、2016年は自己資本および流動比率については好成績を達成したが、2017年においては全体的な業績をもって再建を達成できると予測している。2017年3月に更新された戦略コミュニケーションにおいて、当行の重要な財務指標の構成および特徴を修正した。当行は調整された費用の目標値はそれぞれ2018年および2021年に達成する見込みであり、残る長期主要業績指標はさらに長期的な期間で達成する予定であり、より簡素化、より安全な銀行に整合させる。これらの主要業績指標については、以下の表に詳細を示している。

主要な業績指標

当行グループの主要な業績指標 ¹	2016年度末の状況	目標とするKPI
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率 ²	11.8%	13.0%以上が望ましい
CRR/CRD 4レバレッジ比率 ³	4.1% ⁴	4.5%
税引後平均有形株主資本利益率 ⁵	-2.7%	約10.0%
調整後費用 ⁶	247億ユーロ	2018年：約220億ユーロ 2021年：約210億ユーロ

1 当行の2017年計画は為替レート ユーロ/米ドル1.01、ユーロ/ポンド0.88に基づく

2 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率は、CRR/CRD 4の経過規定を考慮しない普通株式等Tier 1資本比率に関する当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。

3 CRR/CRD 4レバレッジ比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。

4 CRR/CRD 4レバレッジ比率は移行ルールに基づいた当行のレバレッジ比率による計算を表している。(フェーズインベース)

5 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。2016年末の計算は、2016年12月31日終了年度における実効税率マイナス67%に基づいている。詳細は、英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

6 調整後費用は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇に係る費用を除く利息以外の費用合計をいう。2016年度および過年度においては、これに加えてAbbey Life Assuranceから生じた保険業務に係る費用を除外して調整費用を報告している。なお、同社は2016年末に売却された。詳細は、英文Annual Report 2016のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

当行が提示した80億ユーロの増資は当行の資本強化を意図しており、2016年12月31日現在で見積り、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率（完全適用によるCET 1比率）を約14%、CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率を約4%にすることが期待されている。さらに、今後24ヶ月において予定される新規株式公開（IPO）を通じたドイチェ・アセット・マネジメントの少数持分の売却、その他の事業を売却により、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の減少と資本への影響により、資本金20億ユーロ相当分がプラスされる見込みである。

2017事業年度、当行は、特にオペレーションリスクの点からRWAの増加、手法の変更、および特定の事業成長を見込んでいる。2017年度末までには、当行は完全適用によるCET 1比率が約13%、CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率が4%（フェーズ・イン・ベースで約4.5%）となると予想している。

2017年、当行の収益は2016年対比で同様のレベルであると予想している。しかし、すでに完了あるいは予定されている売却、また2016年のNCOUの影響を除けば、ドイツ銀行の事業環境およびマクロ経済の見通しが改善していることから、収益は成長すると予想される。見通しには、ヨーロッパで穏当な経済回復があるという予想を反映している。一方、米国の成長は、財政刺激策による恩恵、および金利環境の改善によるプラスの影響を予想する。当行は2017年には顧客活動が相応に回復することを期待しており、すでに当年初めにおいてその兆候が見られる。当行は今後も当行の組織を簡素化し、プロセスをより効果的に行えるよう努める。

当行は、収益環境が正常化し費用目標が達成したという仮定で、税引後平均有形株主資本を10%とする目標に向かって努力することを約束する。現在進行中の対応策は、2017年およびその後の年度における実施を予定しており、当該目標を達成するための重要な要素である。しかし、現時点では主として訴訟および再構築費用といった、継続した負荷を抱える状況下にあるため、2017年は税引後平均有形株主資本については穏やかな改善のみを予想している。

グループ全体での費用削減プログラムの一環として、当行は支店ネットワークの最適化、プロセスのデジタル化を通じた配送効率性、COOおよび管理部門の簡素化の実施を予定し、人員ならびに費用削減を行う。これに並行して、当行は統制機能およびサポート管理環境を強化するための投資も継続して行う。

当行は2018年に、調整費用を約220億ユーロにすることを目標としている。これにはポストバンクの調整費用を含み、2021年までにはさらに約210億ユーロまでの削減を予定している。2017年には、昨年行った投資に加え、予想される人員削減の影響、およびNCOU売却の正式な完了による純費用削減効果を見込む。また、主に2017年上半年期において、以前公表したリテール支店の閉鎖の完了を予定している。当行は、2016年には取締役会が賞与支払いの実質的な制限を決定したが、2017年には当行の通常の報酬プログラムに戻す予定である。全体として、当行は、2017年は2016年に比較して、調整費用が減少すると予想している。

当行は、2018事業年度およびそれ以降、競争力のある配当支払比率を目標とする。当行が2017事業年度に当行の単体財務諸表でドイツ会計規則（HGB）に基づく十分な水準の配当可能利益を計上できた場合、当行は2017事業年度、1株当たり最低0.11ユーロの支払配当を予定している。

当行の事業セグメント

2017年度以降、2017年3月5日に公表した戦略に従い、当行の営業活動はコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）、ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）から構成される新部門別組織に基づき認識される。

以下の項目における当行の営業活動の見通しは、現在の部門配置に基づき表示している。将来の組織設定を強調するために、当行の現在の部門のうち対象となる部門、つまり、CIB、PCB、Deutsche AMを記載している。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

グローバル・マーケッツ部門(GM)は既存のコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)に併合され、単一の統合的コーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門(CIB)となる。この決定に伴い、現在のGM業務セグメントであるデット・セールス・アンド・トレーディングおよびエクイティ・セールス・アンド・トレーディングは既存のCIB事業であるコーポレート・ファイナンス・アンド・トランザクション・バンキングに統合され、再編成されるCIB事業部門の一部となる。

長期間において、当行は、GM事業の統合を成功させることにより、世界規模で収益獲得を追求する規模と強さを持つヨーロッパ有数のCIBフランチャイズになることを目標とする。2017年3月5日に公表された増資によって改善された資本基盤により、統合後CIB部門は、より集約的な管理面を維持しながら、法人業務を拡大する予定である。また、CIBは、主として企業、政府、その他金融機関顧客のニーズに応じたプライマリー発行、ヘッジおよびその他の仲介をサポートできるよう、セカンダリー・マーケットにおいて強い基盤を維持するつもりである。

対顧客においては、統合後CIB部門は、ドイツ銀行全体におけるホールセール銀行の専門知識、カバレッジ、リスク管理、および管理部門をひとつの部門にまとめることになる。CIBは、当行の優良顧客により便益をもたらすべく、統合後のCIB顧客および商品をまとめ、資源と資本を調整する予定である。当行は統合後CIBによりビジネスチャンスおよびその規模の面でより当行の戦略目標に整合すると期待する。顧客カバレッジおよび関連する収益性への統合されたアプローチにより、CIBは、銀行の優良顧客に対する高度なクロス販売および対象とされるソリューションを通し顧客取引のシェアを拡大することを目指す。ドイツ銀行は、CIB部門には、法人部門、例えば運送、インフラおよびエネルギーといった顧客に潜在可能性があり、アジアにおいては、支払、財務ソリューション、統合FXサービス、戦略アドバイザー、レバレッジド・ファイナンス、流動性および担保といった分野での商品ニーズがあり、それらのビジネスチャンスは相当以上に大きいと考えている。

また、法人顧客活動における成長には、機関顧客セグメントにおけるビジネスチャンスが期待される。全体として、ドイツ銀行はその成長の大半は主として優良顧客に資本をより選択的に投入することで既存のリソースにおける収益を高めることにより達成すると予想する。

新規統合後CIB部門には、全事業ラインから撤退することなく、CIBのフロントおよびミドルオフィス機能、さらにそれを支える管理部門においてより効率化を達成できるよう管理部門の簡素化を通じて、2018年までに約7億ユーロの調整後費用の削減を達成することを目標としている。さらに、統制環境を高めるために、CIBは内部プロセスおよびデータ環境のために、単一部門別のエンド・トゥー・エンドの管理会計システムを構築する。これらの努力は当行の規制遵守、know-your-client(KYC)、顧客オンボードの向上、システム安定性、統制と実行への意識を維持する。また、当行は引き続き、グローバル・トランザクション・バンキングへの投資を、既存のインフラにおける規制準拠に対する欠陥の改善および収益成長のためのグローバルな商品提供を能力の強化という双方の目的のために続ける予定である。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング

当行のコーポレート・ファイナンスおよびグローバル・トランザクション・バンキング事業について、コーポレート・ファイナンスの収益は、2016年度下半期に好調に転じた債券およびエクイティ発行事業から期待される収益により、2016年から引き続き相対的に安定すると見込む。グローバル・トランザクション・バンキングについては、米国金利がさらに上昇する予想から獲得できる収益を見込んでいる。しかし、ヨーロッパにおける継続的な金利環境、世界的金融取引量の減少、また当行の顧客や国を超える戦略的な合理化に起因する厳しい経済環境は引き続けている。

見通しに対するリスクには、主要市場におけるさらなる金融政策の緩和、不安定な市場状況、ヨーロッパでの来たる国勢選挙による政治的リスクの増加、英国の欧州連合からの離脱プロセスに関する不確実性が含まれる。世界的成長は全体的には2017年に改善されると予想される一方、地域成長率の格差がCIB、特にコーポレート・ファイナンスに、米国の強い成長をヨーロッパおよび中国の減速が相殺するという収益への影響を与えると予想する。

グローバル・マーケッツ

デット・セールス・アンド・トレーディング・アンド・エクイティ・セールスについては、2016年後半の事業環境の改善が2017年も続くとして予想する。2017年はこれまでのところ、債券は、特に信用市場においてスプレッドの強化の支えもあり、堅調である。しかし、エクイティでの顧客の流れは年始からこれまで、不安定なボラティリティにより停滞している。

2017年度通年において、当行はデット・セールス・アンド・トレーディング事業の収益は、金利およびFX商品の需要の増加に起因したイールドカーブのスティープ化、金融政策の分散に伴い、前年より増加すると予想する。米国の財務刺激は、インフラ金融の需要を増加させるであろう。さらに、エクイティ・セールス・アンド・トレーディングの収益は2017年に増加すると予想する。デット・アンド・エクイティ・プラットフォーム全体にわたり、当行は、2017年3月5日に公表された増資、ま

た、2016年度末の重要な訴訟問題の解決により高まったドイツ銀行の財務強化の下、GMが2017年に市場シェアを取り戻すことを期待している。

GMの見通しに対するリスクには、世界的マクロ経済の成長の英国の欧州連合離脱プロセスを含むヨーロッパでの政治的変動へのエクスポージャー、中央銀行政策の進化、進行中の規制変革が含まれる。イベントリスクや顧客の金融活動の減速といった厳しい環境は金融市場に影響を与える可能性がある。

当行は、以前に公表したGMの財務人事の再配置、多くの事業からの撤退および合理化の努力などの戦略的ポートフォリオの対策について重要な進歩を遂げた。RWAおよびレバレッジ目標の約半分を達成し、またすでに当行の事業ポートフォリオの再編成を、GMの各国拠点の合理化を含み実質的に終えている。加えて、当行は顧客周辺の合理化に関してもよい進歩を遂げている。数年内にこの利益を、主に費用および簡略化において、実現できると考えている。

2017年3月の戦略的コミュニケーションの後、当行はGMのRWA、CRD4レバレッジエクスポージャー計画について再確認した。当行は、パフォーマンスの高い事業のサブセグメントを含むプラットフォームにわたり、追加的資本および貸借対照表効率性の向上を期待している。しかしながら、当行は超過資本をターゲットとする顧客および事業のサブセグメント（たとえば、当行のクレジット・ファイナンス事業）に分散させることもできると考える。

当行は規制コンプライアンス、統制および実施の高まりのなかで、引き続き費用を削減し、プラットフォームの効率性を進めることを約束する。しかし、直近では、主にオペレーショナル・リスクRWAによりRWAが上昇し続けているために、また、未解決の訴訟関連事項の解決において、当行は収益へのプレッシャーに直面し続けるであろう。不確実な見通しが続いているにもかかわらず、当部門は、発表した戦略の優先事項に従うことで、統合後CIB部門の一部として、潜在的な困難に立ち向かい将来の機会を捉えるための資本基盤を築くことが可能になると考えている。

プライベート・コマーシャル・バンク

PW&CCは統合されたポストバンクと共に、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）事業部門を編成する。これにより、ドイツ国内に2000万件以上の顧客を持ち、シームレスな顧客カバレッジを提供できる、ドイツのプライベート・アンド・コマーシャル・バンクを率いる部門が創設される。当複合事業体は、リテール顧客からアドバイザー中心のウェルス・マネジメント（WM）顧客そして中規模企業にいたるまで顧客基盤全体にまたがり、2つの異なるブランドで運営される。当行のPW&CCブランドが富裕層および商業顧客に特化し、統合されたポストバンクが高度に標準化されたサービスを幅広いリテール顧客に提供する。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント

当行のプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（PCC）事業においては、2016年に顧客活動が低迷した市場環境の後、2017年には投資および保険商品の収益が大幅に増加すると予想する。預金商品からの収益は、2017年を通して、低金利環境による逆境が続き、2016年同様の下落となるという見込みである。2017年のクレジット商品の収益は、顧客需要が続くと仮定し、また選択的にローンブック残高を増大するという戦略を反映して、2016年対比でわずかに上昇すると予想する。当行のウェルス・マネジメント事業は、2016年に完了したU.S.プライベート・クライアント・サービス（PCS）の販売の影響を除くすべての主要な顧客カバレッジ地域において、わずかに増加すると見込む。2016年に、PW&CCの収益には、主に2016年第4四半期の華夏銀行の持分の売却益約620百万ユーロという重要なプラスの要因が含まれていた。2017年を開始するにあたり、当行は華夏銀行に関するさらなる重要な影響は予定していない。

当行の貸出損失引当金は選択されたポートフォリオの売却に伴い、2016年に低下した。2017年には過年度の水準に回復する見込みである。

2017年3月の当行の戦略発表および当行の目的である標準化、簡素化、ポストバンクの統合に伴い、当行は支店ネットワークの最適化および効率性の改善を引き続き予定しており、その結果、PW&CCの人員は2017年さらに減少する見込みである。その結果として、給与の減少およびPCS事業の売却による連結除外の影響が今後の費用基盤を減少させる見込みである一方、継続する投資実行およびインフレの影響がこれを一部相殺すると予想する。全体として、利息以外の費用は2017年わずかに減少すると見込む。

2017年の当行の業績に関する不確実性には、当行の主要営業各国での経済成長の鈍化および予想以上に高いエクイティおよびクレジット市場でのボラティリティを含んでいる。これは投資家リスク選好、資産フローに逆に作用し、世界的に金利を下落させる可能性がある。加えて、熾烈な競争、より厳しい規制要求、および当行の戦略目標の実行の遅れが、当行の収益生成能力および費用基盤にマイナスの影響を与える可能性がある。

ポストバンク

ポストバンク（PB）を残存する当行の決定に従い、当行はデジタル取引によるドイツにおける首位を獲得することで、標準化サービスを幅広いリテール顧客基盤に提供しようと努める。当行の「デジタルおよびパーソナル」銀行という地位は、顧客牽引事業アプローチを強化しながら、当行の戦略の中核として残される。

顧客行動の変化により、当行はさらなるマルチチャネルサービスの改善により、サービス提供モデルの簡素化に重点を置くこととする。顧客の将来のニーズに応えるために、デジタル取引および地域サービスへの投資を行う予定である。そのため、当行はドイツにおける当行の支店ネットワークの最適化を継続し、支店数を減少する予定である。特に消費者金融および当座預金口座における完全なデジタル・エンド・ツー・エンド・プロセスの実施による当行事業モデルのデジタル移行へのサポートに対する投資も当行の課題である。

当行は、2017年の収益は安定的と予想する。貸出金からの収益は、継続顧客からの資金需要および貸出金残高を拡大するという当行の戦略的アプローチを反映して増加すると予想する。特にモーゲージ事業における貸出量の増加、既存事業の拡大および法人顧客との関係改善による貸出業務の強化を行うつもりである。貯蓄からの収益は、低金利環境によりさらにマイナスの影響を受けると予想する。一方、当座口座からの収益は、2016年11月に設定された新当座口座の価格モデルによりわずかに増加する見通しである。投資および保険商品からの収益は、証券指向の顧客向けに改良された総合的なアドバイザー・アプローチにより著しい改善を達成すると見込む。ポストバンクのNCOU収益は主に高い利息付の負債が満期となることによりわずかに改善される見込みである。その他の収益については、資産の売却を予定していないことから、2016事業年度に比べて低い水準となると考える。

貸倒損失引当金は、2016年は非常に低い水準であったが、主として貸出金残高が増加する予想であることから、2017年はわずかに増加すると予想する。

将来収益性を向上させるという当行の目標により、利息以外の費用の合計は、上述の移行および統合手法の実行に関連した追加的投資の影響を受けると予想する。それにもかかわらず、当行は効率性をさらに向上させるという持続的な努力を反映して結果的には費用はわずかに減少すると予想する。当行は今後も、過去から保有する高利率の負債の減少を含む様々な手段により、資本および費用の効率性の改善を模索し続ける。

収益および利息以外の費用はさらなる規制要件およびある主要市場ではマイナス金利となる継続した低金利環境による影響を強く受ける可能性があり、収益性へ悪影響を及ぼす可能性がある。内部的には、2017年の業績に関する不確実性には、特にさらなる効率性および標準化の改善のための統合プラットフォームの目的に関する統合への進捗度が含まれる。

ドイチェ・アセット・マネジメント

ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）は、ドイツ銀行の中核事業であり続ける。将来の成長機会を開放し、その本質的価値を認識するために、当行はDeutsche AMの少数持分のIPOを通じた売却を進める。これは当該事業を世界のアセツ

ト・マネジメント・フランチャイズの首位として位置づけ、ビジネスモデルを高め、リソースの最適化を行うための柔軟性を提供することを目的としている。

当行はDeutsche AMが業界の課題に対処し、幅広い投資可能性と熱心な業務管理および実行の組み合わせでビジネスチャンスを獲得することができる位置につけると確信している。2017年、当行は、不確実な政治的経済的見通しに加えて、激しい競争および規制に関連した費用の上昇の下、不安定な資本および信用市場を予想している。当行は先進国での成長はほぼ横ばいと予想する。米国は強い成長を遂げるが、ヨーロッパの成長は穏やかに減速するであろう。多くの新興国では成長が減速し、ボラティリティが高まるであろう。これらの傾向は投資家のリスク選好に影響し、潜在的にマネジメント収益および資産の流れに影響を与える。世界的には、市場全体におけるさらなる不安定な状態は米国とその他の国間の金融政策の不一致を拡大させる可能性がある。投資家にとってこの不安定な時期において、Deutsche AMは信用されるパートナーとしての職務を果たし、顧客へのソリューションを提供することに集中する。

当行は、長期的な業界の成長傾向は、インデックス、為替取引商品を含むパッシブ商品、および現物資産、マルチアセットソリューションを含む伝統的かつ代替的投資を通じたアクティブ商品といった当行の得意分野であることから、それらが有利に働くという楽観的見解である。さらに、当行は特に先進国での高齢化の結果として、退職後のリターン志向のソリューションへの需要が継続すると見込んでいる。しかしながら、当行は、2016年の純流出ボラティリティおよび市場の変動を踏まえ、2017年の純新規資産および収益予想については慎重である。中期的には、既存商品および計画中の新規商品の立ち上げにより、ドイチェ・アセット・マネジメントは市場シェアを伸ばすことを計画している。

当行は、既に手数料圧縮により厳しい業界経済へのさらなる圧力、規制費用の上昇、および激しい競合相手に晒されつつも、過年度よりも低い本来的成長率ではあるが業界資産および収益プールは成長すると予想している、この厳しい環境の中で、当行は成長のイニシアティブを規律ある費用基盤を維持しながら、調整するつもりである。2017年、当行は、たとえば単一のフロントおよびミドルオフィス投資ITソリューションの実施のような完成したプラットフォーム投資からの効率性を認識し、顧客サービス、ビジネス統制および効率性を高めるためにさらなる操業プラットフォームの改善を実施する予定である。

2017年、純収益は、Abbey LifeおよびDeutsche AMインド事業の売却後のAbbey Lifeの保険契約者としての立場での公正価値評価の変動を除き、2016年に比べて減少する見通しである。ドイチェAMは、前述の事業部門の処分後に予想される収益の減少に対処し、また、さらなる業務効率化による節約により経費基盤を注意深く管理する予定である。

リスクおよび機会

当行が発生する可能性が高いと考えているリスクおよび機会については、「見通し」の項に記載している。以下の項では、「見通し」の項での予想から起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。

リスク

マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争が、「見通し」の項における予想よりも悪くなった場合、当行の業務、経営成績または戦略的計画は悪影響を受ける可能性がある。

継続する政治的な不確実性の水準の上昇は、金融システムおよび経済全体に予期しない結果をもたらし、欧州の統合を緩め、潜在的に業務レベルの下降、資産の評価減および当行の業務全体の損失を引き起こす可能性がある。これらのリスクに対応する当行の能力には限界がある。

英国の欧州連合離脱という決定に伴うマクロ経済全体の影響は、ヨーロッパのブレグジットに対する政治的反応によるが予測しがたい。一般的に、当行は英国のEUに対する将来の立場に関する不確実性は長期にわたると予測する。したがって、投資の弱化、経済成長の鈍化は、英国の離脱交渉中継続すると考えられる。結果として、この展開および当行のビジネスおよび事業モデルへの影響を注意深く監視していく。これは資産の減損につながる可能性もある。

ソブリン債危機が再燃すれば、ヨーロッパおよびその他の諸国のソブリン債に対するエクスポージャーについて、当行は減損を計上する必要があるかもしれない。ソブリン信用リスクを管理するために当行が締結したクレジット・デフォルト・スワップでは、これらの損失を相殺できない可能性がある。

平均的な市況、不利な価格およびボラティリティ、ならびに投資家の用心深さおよび顧客の心情により、当行の収益および利益、ならびに当行の戦略的目標のタイムリーかつ完全な達成は将来的に重大な悪影響を受ける可能性がある。

「見通し」の項に記載した直接費用および関連するビジネスへの影響は、当行が現時点で予測するよりも金額的に重要となる可能性があり、ドイツ銀行AGの「分配可能項目」(ADI)の算定に影響をもたらす可能性がある。ADIの算定は、当行のAdditional Tier1証券(AT1)の支払可能性の基礎を構成している。もしドイツ銀行AGの単体HGBのADIが充分ではなかった場合は、当行のAT1商品の償還能力に影響を与える。この場合、資金調達費用がさらに増加させることとなり、市場での当行への信用を悪化させ、当行のオペレーションおよび財務状況の結果に潜在的に不利な影響を与える。そのような影響は、当行の資本、流動性およびその他の規制比率への圧力も増加させることとなる。

規制改革

金融セクターの脆弱性に対応するために実施および提案される規制改革、ならびに規制当局による監督および裁量権の強化により、当行は重大な費用負担が必要となる。これも当行にとって重要な不確実性を生み出し、当行の業務計画および戦略的計画を実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。増資が必要となる変更があれば、一般的に厳しい環境と同様に、当行の事業モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。銀行税のようなその他の規制改革によっても、当行の営業費用の予想額が大幅に増加する可能性がある。破綻処理の実行可能性または破綻処理の施策に関する規制改革も、当行の株主および債権者に影響を及ぼす可能性がある。

法律上、税務上および規制上の手続

当行は、複数の法律上の手続、税務調査および規制上の調査に関与しており、その結果を見積ることは困難であるが、当行の計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が当行の予想よりも不利な結果で終結した場合、その費用および当行の業務上必要な変更に関して、または当行の業務および業績予測に対する否定的な認識、関連ビジネスへの影響が増加する場合、当行は戦略的目標を達成することができず、それらの変更を余儀なくされる場合がある。

リスク管理の方針、手続および手法ならびにオペレーショナル・リスク

当行は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきたが、すべての経済市場環境において、あるいは当行が識別あるいは予測することができないリスクを含むすべてのリスクの種類に対して、当行のリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。

戦略

戦略の実施の成功は上述の要因にも左右されるが、当行が戦略を成功裏に実施できない場合には、財務目的を達成できない可能性があり、損失が発生し利益性が低下する可能性もあり、また資本基盤が浸食され、財政状態、経営成績および株価が重要で不利な影響を受ける可能性もある。

ドイツ銀行AGに関する特記事項

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、IFRSに基づくグループ計画と比較して、追加的なリスク、すなわち、ある年度の特定の取引が、グループ財務諸表よりも大きな損失や低い収益となる。これに関して、以下の項目は重大なリスクを伴う。

- 地域の経済環境、地域の規制要件の増加または再編によってもたらされる、関係会社への投資の潜在的な評価調整
- ドイツ商法第253条第2項に基づき平均金利で割り引くことによって金利水準が上昇したにもかかわらず、長期引当金（とりわけ年金債務）の増加。
- 特に、金利水準が上昇している環境下での制度資産のマイナスの評価調整。上記の評価手法のために、金利が上昇した場合、根人債務の減少による相殺効果がない可能性があることによる。
- 利付銀行勘定が予想される信用リスクのコストと管理費用をカバーするのに十分な金利マージンを生じさせない場合、ドイツ会計基準書IDW RS BFA 3に基づき引当金を設定する潜在的な要件。長引く低金利環境とHGBに基づくAT1商品に係るクーポンの費用によって、当該リスクが増加する。
- ある年度でAT1クーポンをHGBに基づく分配可能項目が不十分なために提供できない場合、ドイツ銀行AGの資金調達コストが増加する可能性がある。

さらに、過去のものを除き、関係会社からの収益または利益剰余金が、ドイツ銀行AGで認識された損失を完全にカバーするために十分な配当金支払ができないというリスクがある。

機会

マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争といった経済状況が予想を上回って回復を見せた場合には、収益が増加する可能性があり、これは、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、税引前利益および費用収益比率の改善に直接的につながり、その後、CET 1およびレバレッジ比率等の規制上の測定尺度が改善される可能性がある。

市況、物価水準、ボラティリティおよび投資家マインドの動向が予想を上回れば、これも当行の収益および利益にプラスの影響を及ぼす可能性がある。同様に、顧客の需要および市場シェアの増加が予想を上回れば、当行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

戦略

当行の戦略の目的は、当行の複雑性を緩和し、効率性を高め、リスクを軽減し、資本基盤を強化し、運営を改善することである。戦略の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施された場合には、更なる機会が創出される可能性がある。業務およびプロセスの改善が当行の仮定による計画を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これも当行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行AGに関する特記事項

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、IFRSに基づくグループ計画と比較して、追加的な機会、すなわち、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づくグループよりも利益が得られるような方法で報告される。加えて、親会社としてのドイツ銀行AGは、関係会社からの分配パターンに基づき、ある年度でグループの純利益への貢献と比較してより高い収益を示す可能性がある。

[次へ](#)

リスク・レポート

リスク管理原則

当行は、組織全体にわたり強靱なリスク文化を促進するよう努めている。当行の目標は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総体的アプローチをとること、ならびに当行のリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行の復元力の強化に資することである。当行は、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当行グループ内のリスク文化を支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

すべてのレベルの従業員はリスクの管理および上申に責任を有している。当行は、従業員が強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行の方針は、行動評価を業績評価および報酬プロセスに組み込むことを要求している。当行は様々なコミュニケーション媒体を通じて以下のリスク文化の行動を伝えている。

- 当行のリスクに完全に責任を負うこと。
- リスク評価に厳格および前向きで、理解力があること。
- 課題を追求、提供および尊重すること。
- 共同でトラブルを解決すること。
- ドイツ銀行およびその風評をすべての決定の中心に置くこと。

これらの期待される行動を強化し、当行のリスク文化を強化するため、当行は多くのグループ全体にわたる活動を実施している。当行の取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するため頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。これらの行動を支援するために、当行は2016年度に、「一人ひとりがリスク・マネジャー」と題し、取締役会メンバーやその他の幹部リーダーからのビデオやイントラネット上でのメッセージを含む社内啓蒙活動を展開した。

引き続き、レッド・フラッグ（警告）プロセスにより、リスクに関連する行為と業績管理が結び付けられている。当該プロセスを通じて、当行はリスクに関連する特定の方針およびプロセスの遵守状況を監視することができ、違反があった場合には適切にリスク加重されたレッド・フラッグが与えられる。このプロセスは2016年度に、ITを利用した報告の導入により強化された。各々のレッド・フラッグの結果は、昇進、報酬および業績管理に関する決定の際に考慮される。

当行は、リスクに対する認識を高めるため、継続して研修カリキュラムを整備している。2016年度に、当行は全従業員に向け、風評リスクおよびリスク選好に関する新たなセクションを含むよう改訂した、リスク認識に関する研修コースを導入した。

リスク管理フレームワーク

当行のビジネス・モデルは多様なため、そのリスクを識別、評価、測定、集計および管理すること、資本を各業務に割り当てることが不可欠である。リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造、測定プロセスおよび監視プロセスを通じて管理されている。

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク・マネジャーおよび上級リスク管理委員会に対し委任される。
- 当行は、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）のリスク管理モデルを運用している。第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、すべての業務部門およびサービスを提供している管理部門（グループ・テクノロジー・オペレーションおよびコーポレート・サービス）であり、これらはリスクの「保有者」である。第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）は、リスクおよび統制に関する、独立したすべての管理機能である。第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、当行の統制の有効性を保証している。この3LoDモデルおよびその策定された基本的方針は、グループ・レベル、地域、国、支店および法人等、組織のあらゆるレベルに適用される。どの3LoDも互いに独立しており、すべてのレベルにおいて、策定された基本的方針の順守を確保するための仕組みを維持することに責任を負っている。
- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当行グループのリスク選好、ならびに戦略的および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総体的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスクおよび風評リスクなどの重要なリスク種類はすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、重要なリスク種類全体にわたり横断的に実施される。風評リスクは、当行の経済的資本フレームワークにおいて、特にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で暗黙のうちにカバーされている。重要なリスクの管理プロセスについての詳細は「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行のリスク管理能力の重要な構成要素である。
- 再建計画は、危機管理のガバナンスに関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした一連の措置を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画は、当行の破綻処理当局である単一破綻処理委員会が責任を負っている。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは、重要なサービスを継続することで金融システムまたは経済全般における大きな混乱を防ぐことを目的として設計されている。

グループ・ネットワークの中でのドイツ銀行AGのリスク

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の独立の法人企業に対する影響と切り離せない。これにはいくつか理由がある。

- グループ部門別のグループ内部構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。外部の法的な構造は現地の法令によって決定されるため、内部構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国におけるグループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることがある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度あるいは市場価格の変動に、どの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にまたがっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、まったく何の意味も持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合にグループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的危険を見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を推定できれば、グループ経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。このため、本リスク・レポートに記載されている金額はすべて、別途記載のない限り、ドイツ銀行グループについて言及している。

ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。グループ・ネットワークの中でのリスク管理の詳細については、グループの財務報告書中のグループのリスク・レポートを参照のこと。

リスク管理組織

当行の世界中の営業は当行が業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびにドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークや関連する実施項目に当行が準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、当行の主要な監督機関として協力して対応している。

欧州の銀行規制当局はいくつかの方法で当行のリスク引受能力を評価している。これは、本報告書の「規制自己資本」の項で詳述されている。

いくつかの管理階層により団結したリスク統治を行っている。

- 監査役会は、当行のリスク状況、リスク管理およびリスク統制ならびに当行の風評および重要な訴訟事件に関して、定期的におよび必要に応じて報告を受ける。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している。
 - リスク委員会の会議において、取締役会は、主要なリスク・ポートフォリオ、リスク戦略およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。また、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金についても報告する。リスク委員会は、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議し、監査役会がこの戦略の実施を監視するための支援をする。
 - 公正委員会はとりわけ、法律上の要件、当局の規制および社内方針の遵守を向上させる取締役会の手法を監視している。これはまた、銀行の業務行動・倫理規範をレビューし、要請があれば、リスク委員会が当行の法務リスクおよび風評リスクを監視および分析するための支援をする。
 - 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。

- 取締役会は、法律、定款および当行の利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に関して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。取締役会は2016年4月に、資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）とリスク執行委員会（以下「リスクExCo」という。）を統合することにより、重要なリスク問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）を設置した。GRCは、グループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）、非財務リスク執行委員会（以下「NFRC」という。）、エンタープライズ・リスク委員会（以下「ERC」という。）および流動性管理委員会（以下「LMC」という。）という4つの小委員会に支えられている。これらの役割については以下に詳述されている。

以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- GRCには様々な役割と特別な権限があり、これには、主要なリスク管理方針の承認または当該方針の承認に関する取締役会への提言、グループ再建計画および緊急時資金調達プランの承認に関する取締役会への提言、包括的なリスク選好パラメータおよび再建トリガーの承認に関する取締役会への提言、各業務部門が利用可能なリスク資源に関するリスク限度枠の設定、ならびにグループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおける取締役会の補佐が含まれる。その他の役割には、ハイレベルなリスク・ポートフォリオおよびリスク・エクスポージャーの変動のレビュー、会社内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビュー、ならびに当行グループ全体のリスク文化に関する、必要な措置の提言および進展の監視などがある。
- NFRCはドイツ銀行グループの非財務リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非財務リスクのリスク横断的で全体的な視点を確立している。非財務リスクに関するリスク選好のフレームワークを定義づけ、3LoDの方針および業務部門と統制機能の間または統制機能間の相互依存を含む、非財務リスクのオペレーティング・モデルを監視およびコントロールすることを課されている。
- GRRCは風評リスク管理の監視、統治および調整にかかる責任を有し、適切な振り返りおよび学習のプロセスを提供している。リージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）から上申されたすべての風評リスクの事案、および各業務ユニットが不服を申し立てたRRRCの決定についてレビューし、判断をする。グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。GRRCの小委員会であるRRRCは、取締役会に代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整にかかる責任を有している。
- ERCはポートフォリオ・リスク委員会（以下「PRC」という。）を承継する委員会として設置されたもので、様々なリスク項目からリスクの専門家を集め、企業全体のリスクの傾向、事象およびリスク横断的なポートフォリオに重点的に取り組む義務を負う。ERCは、カントリー・リスク・ポートフォリオの年次の概略の承認、商品の限度枠の設定、当行グループ全体のリスク・ポートフォリオの集中に関するレビュー、当行グループのリスク選好の管理に利用されるグループ全体のストレス・テストの監視、およびリスク文化のように企業全体のリスクに影響を及ぼすトピックのレビューを行う。
- LMCは、流動性ストレスまたは関連する事象について、発生が予想される、または実際に発生した期間に講じるべき軽減措置を決定する。同委員会はその職務において、当行の流動性ポジション（マーケット関連のストレス下での支払義務の履行能力、当行固有のストレス、またはこれら両方を含む。）の詳細な評価を行う責任がある。LMCはまた、流動性対策が適時に実行されるよう監督し、ストレス期間において継続的に当行の流動性ポジションを監視する責任も有する。

取締役会のメンバーである当行の最高リスク責任者（以下「CRO」という。）は、すべての信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスクの包括的コントロール（流動性リスクを含む。）およびリスク測定手法の継続的開発に関して、グループ全体、上記の部門別に責任を有している。さらに、CROは、包括ベースでのリスクの監視、分析および報告の責任を有している。

CROは様々なリスク管理機能の直接的な管理責任を有している。それらの機能は以下の職責で設置している。

- 取締役会が設定した、業務部門で適用されているフレームワーク内で、GRCの設定したリスク選好と整合させる。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手続および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

特化したリスク管理機能に加え、当行のエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）機能がリスク管理の包括的な側面をカバーしている。これは、当行のリスク・ポートフォリオ管理を一層強化するために、総体的リスク管理およびリスク横断的な監督により重点を置く職務を有する。主要な目的は以下のとおりである。

- 主要な戦略的・リスク横断的な取り組みを行い、所定のポートフォリオ戦略と統治の遂行間のより強い結びつきを確立する。
- 当行内の上級レベルにおける検討のため、主要なリスク問題について、戦略的かつ将来を見据えた全体像を提供する（リスク選好、ストレス・テストのフレームワーク）。
- 当行のリスク文化を強化する。
- 一貫したリスク管理基準の実施を促進する。

ERMは、合意されたリスク選好の枠内で、当行全体のリスクを識別し管理することを目的とした当行全体のリスク管理のフレームワークも策定している。

特化したリスク管理機能とERMは、CROに報告する系統を有している。

当行の財務、リスクおよびグループ監査機能は、当行の業務部門から独立して活動している。当行が引受けたリスクを数値化および検証することは財務部およびリスク部の責任である。グループ監査部は、当行の第3の防衛線として独立の立場から、リスク管理システムを含む内部統制システムの設計および有効性の両方の妥当性を調査、評価および報告する。

当行の子会社であるドイチェ・ポストバンクAGのリスク管理の統合は、リスクの識別、評価、管理、監視および伝達に関して調和されたプロセス、リスク負担能力を決定および保全する戦略および手続ならびに対応する内部統制手続を通じて促進されている。共同ガバナンスの主要な要因は以下のとおりである。

- ポストバンクのリスク管理からドイツ銀行のリスクへの機能的報告系統。
- ポストバンクの主要なリスク委員会におけるドイツ銀行の各リスク機能からの投票メンバーの参加、選定された主要な委員会に関してはその逆も同様。
- 主要なグループのリスク方針との整合。

ポストバンクの主要なリスク管理委員会は、以下のとおりである。

- 全体的なリスク選好ならびにリスクおよび資本配分の決定に関してポストバンクの取締役会に助言を行う銀行リスク委員会。
- 限度枠の配分および適切な限度枠のフレームワークの定義に責任を有する信用リスク委員会。
- 限度枠の配分ならびにポストバンクのバンキング勘定およびトレーディング勘定の戦略的ポジショニングおよび流動性リスク管理を決定するマーケット・リスク委員会。
- 適切なリスクのフレームワークおよび個々の業務分野における限度枠の配分を決定するオペレーショナル・リスク管理委員会。
- すべての格付システムおよびリスク管理モデルの検証を監視するモデルおよび検証リスク委員会。

ポストバンクの最高リスク責任者またはドイツ銀行の上級リスク・マネジャーは、上記の委員会の投票メンバーである。

リスク戦略およびリスク選好

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行がその事業目標を達成するためにリスク能力の範囲内で引き受ける準備のある、全体的なリスク水準を示しており、最低限の定量的手法および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、規制上の制約および当行のステークホルダーに対する義務に違反する直前の、当行が引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行のリスク計画および戦略を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に財務リスクおよび非財務リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行はまた、当計画が当行のリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかについて、ストレス下の市場状

況においてテストする。トップ・ダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトム・アップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、当行のリスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

当行は、リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値を設定し、追加措置のための上申要件を定めている。当行は、当行がさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の重要な指標として機能することが可能なリスク指標を指定している。これに加えて、当行はリスクおよび再建管理ガバナンス・フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。具体的には、当行はストレス下における一連の測定基準（CRR/CRD 4の段階的導入ベースおよび完全適用ベースによる普通株式等Tier 1（以下「CET 1」という。）比率、レバレッジ比率（以下「LR」という。）、内部適正自己資本（以下「ICA」という。）比率ならびにストレスのかかった正味流動性ポジション（以下「SNLP」という。）を、定期的実施されるベンチマークの範囲内およびより厳格なグループ全体のストレス・テストの範囲内で評価している。

当行のリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。当行に求められるリスク選好が、正常またはストレスのかかったシナリオに基づき違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、グループ・リスク委員会または取締役会全体で承認されなければならない。

戦略的および資本計画

当行は、グループとしてのおよび当行の業務分野/ユニットのための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンを検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見直しを作成することを目的としている。このプロセスは当行の長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行は、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップ・ダウンの目標設定およびボトム・アップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップ・ダウンの目標設定では、当行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給、資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して協議される。このプロセスにおいて、翌5年間の目標は、当行の世界のマクロ経済見直しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトム・アップからトップ・ダウンの目標が具体化される。これは初年度は月次の事業計画で構成され、2年目は四半期ごとに計画され、3年目から5年目までは年間計画となっている。提案されたボトム・アップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトム・アップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、顧客中心の有数の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンを支援するために策定され、以下を確実にを行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。

- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行は以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行のリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての該当するレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要、経済的資本およびレバレッジ・エクスポージャー）が導出される。

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行の目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行が、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセス（以下「SREP」という。）の要求を遵守していることも確実にする。2016年12月8日に、ドイツ銀行はECBより、2016年度のSREPの結果を受けた2017年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定では、2017年1月1日以降、ドイツ銀行は、最低9.51%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することを要求する。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.25%の段階的導入の資本保全バッファー、カウンターシクリカル資本バッファー（現在0.01%）およびドイツ銀行がグローバルにシステム上重要な金融機関（以下「G-SII」という。）として指名されたことによって課せられる1.00%の段階的導入のG-SIIバッファーで構成される。2017年度の9.51%の新たなCET 1所要自己資本は、2016年度にドイツ銀行に適用されていた10.76%のCET 1所要自己資本よりも低い。したがって、2017年度におけるドイツ銀行のTier 1資本比率は、11.01%となり、自己資本合計比率は13.01%となる。また、2016年度のSREPの結果を踏まえ、ECBは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる）を保有するという個別の期待を当行に伝えた。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合には自動的に法的措置が講じられるわけではないが、それを満たすことを当行に期待すると述べた。

リスク測定手法

当行は、リスクの評価および管理のために、広範な定量的および定性的手法を用いている。当行は、定量的手法および測定基準の適切性と信頼性を、変化するリスク環境に照らして絶えず評価することを方針としている。その中には、多くのリスク区分に共通の手法もあれば、特定のリスク区分の特色に合わせて特に調整された手法もある。当行のリスクの測定、管理および報告に現在用いられている主な先進的内部手法および測定基準は以下のとおりである。

- リスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）。RWAは、普通株式等Tier 1資本比率に反映されるため、当行の規制上の適正自己資本を決定する際の主要な要素を構成する。RWAは、当行の業務の成長に関する目標を設定するために使用され、当行の経営管理報告システム内で監視される。一般的に、RWAは、（必要に応じて）ドイツの法律に導入された現在有効なCRR/CRD 4フレームワークに従って計算され、当行の将来のリスクおよび資本計画プロセスにおいて使用される。
- レバレッジ比率エクスポージャー。当行は、当行のレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU) 第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU) 第2015/62号に基づき、CRR 第429条に従い完全適用ベースで算出している。当行のレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素から成る。デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価にかかる規制上定義されたアドオンを使用して算出される。
- バリュエーション・アット・リスク。当行では、正常な市場状況における当行のトレーディング勘定のマーケット・リスクを定量的に測定する方法として、バリュエーション・アット・リスク・アプローチを用いており、また、ストレス下の市場状況におけるストレスのかかったバリュエーション・アット・リスクを用いている。それぞれのバリュエーション・アット・リスク数値は、内部報告お

よび外部（規制目的）報告の両面において役割を果たしている。バリュー・アット・リスクは、あるポートフォリオについて、正常なノストレス下の市場状況で所定の信頼水準および所定の期間において将来発生する可能性のある（時価に関連する）損失の最大値を測定する。ポートフォリオ全体のバリュー・アット・リスクは、正常なノストレス下の市場状況での、そのポートフォリオの分散されたマーケット・リスク（所定の相関関係を用いて集計）の測定尺度となる。

- 経済的資本。経済的資本は、エクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の額を測定したものである。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年間の非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。当行では、信用リスク、マーケット・リスク（トレーディング債務不履行リスクを含む。）、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて、経済的資本を計算している。
- 流動性。グループ内で、流動性および資金調達リスクは一貫した流動性リスク管理とガバナンス・フレームワークの下で管理される。当行は、流動性リスクの測定と当行の運営上、戦術的および戦略的な流動性ポジションの評価において幾つかの手法を適用する。運営上の流動性は、当行の日中および終業時の流動性ポジションを保護することを目的とし、戦術的ポジションは、当行がホールセール資金調達（無担保および担保付）を利用できることを確保することを目的としている。当行の戦略的流動性は、期間のバランスの取れた流動性プロファイルと資金調達の多様性、および資本市場のアクセスを確保することを目的とする。当行は、当行のリスク選好のフレームワークの重要な構成要素であるストレスのかかった正味流動性ポジション（SNLTP）を決定するために、流動性ストレス・テストを実施している。これは、当行の様々なシナリオ下での資金調達の推移の定量的なシミュレーションから算出している。さらに、当行は、バーゼル銀行監督委員会が定め、EBAが採用した当行の流動性カバレッジ比率を測定する。

当行は、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的に実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行の戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行のストレス・テストのフレームワークは、内部で定められたベンチマークに基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行はすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは通常は1年間であるが、シナリオの前提により必要があれば、複数年に延長することもできる。当行の手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため、ドイツ銀行の内部検証チーム（グローバル・モデル・バリデーション・アンド・ガバナンス、GMVG）から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。2016年度に実施された規制上のストレス・テストの例として、グループ・レベルのEBAストレス・テストと米国法人に対するCCARストレス・テストが挙げられる。さらに、逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。統合された手続により、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオの影響が評価可能になる。

リスクの種類

ドイツ銀行AGは、様々なリスク、特に信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、風評リスク、モデル・リスクおよびビジネス・リスクにさらされている。

信用リスク

信用リスクは、当行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）の一部である。加えて、トレーディング債券および負債証券も顧客との直接的トレーディング業務（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブ）の一部である。また、持分投資の帳簿価額が当行の信用リスクの項に開示されている。当行はマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

年次のリスク識別および重要性評価に基づき、信用リスクは、債務不履行リスク、業界リスク、カントリー・リスクおよびプロダクト・リスクの4つの重要なカテゴリーを含んでいる。

信用リスクは、信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに重要な信用測定基準によって測定される。当行の格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、当行は行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行の21等級に分かれた格付等級を適用している。当行の信用ポートフォリオを管理するために当行が適用する信用格付以外の主要な信用リスクの測定基準（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほか、当行は内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポージャーを設定する。与信限度枠は、特定期間に当行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行は内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行は現在の時価および取引の存続期間にわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行は通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。リスクとリターンの測定基準は、資本の消費だけでなく顧客収益の変動を説明する。この関連で、当行は、バランスシートの消費に関しても顧客収益に着眼している。

マーケット・リスク

当行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。当行の独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主目的の一つは、当行の各業務ユニットのリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認された選好の範囲内にあることを確実にすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスク・テイカー（以下「業務ユニット」という。）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

当行は、トレーディング業務およびトレーディング以外の業務の双方においてマーケット・リスクを引き受けている。当行は、リスクの感応度、バリュー・アット・リスク、ストレス・テストおよび「経済的資本」測定基準を組み合わせるマーケット・リスクを管理し、限度枠を設定している。経済的資本は、トレーディング・ポートフォリオおよびトレーディング以外のポートフォリオの双方におけるすべてのマーケット・リスクを説明および集計するために使用される測定基準である。

マーケット・リスク管理ガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行のマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務分野への関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。

トレーディング・マーケット・リスク

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行のリスク選好フレームワークを適用することである。当行の取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意されたビジネス・プランに基づいて、当行グループのコーポレート部門および当該部門の個々の業務ユニットに配分する。マーケット・リスク管理部には、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオまたは各地域に配分することで各業務の限度枠を設定する、業務と整合したリーダーがいる。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的・補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、感応度および集中/流動性、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

バリュー・アット・リスクは、日次で計算され、正常な市場状況における潜在的な大損失の予測値を提供するが、ポートフォリオのテール・リスク、すなわち極端な損失イベントが発生する可能性を測定するには十分ではない。このため、当行は

定期的なストレス・テストも実施し、バリュエーション・アット・リスク・モデルの信頼区間でカバーされない厳しい市場のシナリオに基づいて当行のトレーディング・ポートフォリオを評価する。

当行は、それらのリスク要因において過去に観察された厳しいショックからシナリオを導き出しているが、入手できる過去のデータが限られている場合や、市場動向が過去のデータが将来起こり得る市場シナリオのためのふさわしい指標とはならないと見なされる場合には、主観的評価によって補強される。テール・リスク、すなわち報告されたバリュエーション・アット・リスクを超過した極端な損失イベントが発生する可能性は、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク、経済的資本、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測を通じて把握される。これはストレス・テストを通じても把握される。

これらのストレス・テストは、1年の期間にわたるエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するのに必要と当行が見積る経済的資本を当行が評価するための基礎を形成している。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年のタイム・ホライズンの非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。

2011年12月に当行は、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課、および包括的リスク計測のモデルにつき、BaFinよりモデル認可を受けた。これらは、当行がマーケット・リスク・エクスポージャーの測定に用いる追加的な手法である。

- ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク：ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク値を、連続した1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。
- 追加的リスクに係る自己資本賦課：トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、バリュエーション・アット・リスクで既に捕捉しているリスクに加え、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。
- 包括的リスク計測：コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。
- マーケット・リスク標準的アプローチ：証券化商品およびnth・トゥ・デフォルト・クレジット・デリバティブについて、規制自己資本を計算する。

トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行のバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外およびオフバランス項目から発生する。その分野において、当行がリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類のモデリングにおける行動の仮定からのモデル・リスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的な外国為替リスクおよび株式報酬リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法（SVaRに基づくECモデル）を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の大きな変動、各資産クラスの流動性、および行動に選択可能性がある商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味し、法的リスクを含む。オペレーショナル・リスクにはビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

グループ・オペレーショナル・リスク管理部は、最高リスク責任者が率いるグループ・リスク機能の一部である。最高リスク責任者はグループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーを任命する。

グループORMの中では、グループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーはORMF（オペレーショナル・リスク資本モデルを含む。）の効果的かつ効率的な設計、実施および維持に関して説明責任がある。

最高リスク責任者および最高規制責任者が議長を務める非財務リスク委員会は、グループの主要なオペレーショナル・リスクの全体的かつリスク横断的な視点を確立することにより、取締役会に代わり当行グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の監視、ガバナンスおよび調整に関して責任を有している。その意思決定および方針に関連した権限は、当行の業務部門および管理部門のリスク・プロファイルに影響を与え得るすべてのオペレーショナル・リスク問題のレビュー、アドバイスおよび管理を含んでいる。

グループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーは、適用されるすべての法律上および規制上の要件の遵守を含め、ORMFの設定および維持に関して全面的な説明責任がある。リーダーは、当行グループのオペレーショナル・リスク資本モデルの所有者であり、継続的開発と資本計算プロセスを監督する。モデル所有者として、リーダーは関連するモデル・リスクを管理し、適切な統制を設定する。リーダーは、最高リスク責任者により定義されている限度枠の範囲内で、当行グループの規制自己資本や経済的資本に影響を与える定量的かつ定性的な変更を承認する。

日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任は各業務部門および管理部門にある一方、グループORMは当行グループ全体のオペレーショナル・リスクを監督し、リスクの集中を識別して報告し、当行全体にわたるORMFの一貫した適用を促進する。

2016年度において、当行はさらに当行全体にわたって「3つの防衛線」モデルを組み込み、精緻化した。当行の中核的な重点領域は、所属する業務ユニットのリスクと統制に対して引き続き最初に説明責任を負っている業務部門のリーダーと、最低基準の導入を通じてリスク管理能力を発展させる第2の防衛線のリスク種類管理責任者であった。

オペレーショナル・リスクに内在する広範なリスクの種類をカバーするために、当行のフレームワークには、多くのオペレーショナル・リスク管理技法が含まれている。これらは、当行の業務におけるオペレーショナル・リスクを効率的に管理することを目的とし、オペレーショナル・リスクを識別、評価および軽減するために使用される。

当行は、先進的計測手法（以下「AMA」という。）を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。

流動性リスク

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的な可能性から生じるリスクである。グループの流動性リスク管理フレームワークの目的は、グループが常に支払義務を履行し、流動性リスクおよび資金調達リスクをリスク選好の範囲内で管理することができるようにすることである。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。

ECBの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）に従って、ドイツ銀行は年次の内部適性流動性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）を実施している。当該プロセスは取締役会によりレビューされ承認されている。ILAAPは当行の流動性リスク管理フレームワークの包括的な文書化を提供しており、これには、グループがさらされている主要な流動性リスクおよび資金調達リスクの識別、これらのリスクがどのように識別、監視および測定されているかについての記載、これらのリスクを管理および軽減するために用いた技術やリソースに関する記載が含まれている。

取締役会は、グループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）による提言に基づいたリスク選好だけでなく、当行の流動性リスクおよび資金調達リスクの戦略を定めている。少なくとも年に1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するために当行グループに適用される限度枠ならびに当行の長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

財務部は、当行全体の流動性および資金調達ポジションの管理を委任されており、流動性リスク統制部は、独立した統制機能として行動し、流動性リスク・フレームワークをレビューし、リスク選好に関してGRCに提言を行い、また、当行グループの流動性リスク・プロファイルを測定し管理するために財務部により開発された流動性リスク・モデルを検証する責任を有している。

財務部は、取締役会の承認した関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、これらを監視しコンプライアンスを確実にするための多くの手段を実施している。さらに、財務部は、業務ポートフォリオの流動性の特性を分析し理解するために、流動性リスク統制部（以下「LRC」という）および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行のポジションの変化を理解するために、定期的かつ頻繁に協議している。当行グループが全体的な流動性および資金調達選好を満たすことができるよう、専用の業務目標が割り当てられている。

取締役会は、週次の流動性スコアカードを通して、これらのリスク選好の測定基準に関する実績について報告を受ける。年次の戦略的計画策定プロセスの一環として、計画が当行のリスク選好に従っていることを確実にするため、当行は基礎となる業務計画に基づき主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。

グローバル流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するための主要なツールの一つである。これは資金調達マトリクスに示されるように、1日のうちのオペレーショナル流動性管理プロセスおよび長期流動性戦略を補完するものである。

ビジネス（戦略的）リスク

戦略リスクは、コスト削減によって補うことができない収益の減少により営業利益が不足するリスクである。当行の戦略実行の失敗、当行の戦略的ポジショニングの失敗、あるいは外部的または内部的要因によって生じた計画からの重大なマイナス方向の乖離に対する効果的な対応の欠如によって生じる重要なリスク種類である。

戦略リスク管理には、グループ資本に悪影響を及ぼす潜在的な営業利益の不足を最小限に抑えることが含まれる。これは、グループ・レベルおよび当行の各業務ユニットでリスク統制を用いることにより達成される。

風評リスク

当行のリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいは当行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、ドイツ銀行のブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

当行の風評リスクは、風評リスク・フレームワーク（本フレームワーク）によって管理されている。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定するために設定された。当行の評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視、および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、当行の各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクの潜在的な原因に留意し、本フレームワークに従ってそれらに対応する義務がある。

潜在的な風評リスクが識別された場合、各部門の風評リスク評価手続を通じて、各業務部門内でのさらなる検討のため上申されなければならない。ある問題が重大な風評リスクをもたらす、および／またはいずれかの必須上申基準を満たしていると見なされた場合、第2の防衛線として、これをさらなる検討のために4つのリージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）のうちの一つの委員会を通じて上申しなければならない。当該RRRCは、グループ・リスク委員会（GRC）の小委員会であるグループ風評リスク委員会（GRRC）の小委員会であり、取締役会を代表してドイツ銀行の各地域における風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。特別な状況においては、RRRCがGRRCに上申することもある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

モデル・リスク

モデル・リスクは、不正確または誤使用されたモデル・アウトプットおよびこうしたアウトプットを使用した報告書から悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または当行の評判を損なう可能性がある。この場合の「モデル」という用語は、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチを指す。

モデル・リスクは、価格決定モデル、リスクおよび資本モデル、ならびにその他のモデルで管理される。

- 価格決定モデルは、正式な帳簿や記録に計上される資産および負債の公正価値測定値、ならびに/またはマーケット・リスク管理部（MRM）のプロセスに入力されるリスク感応度を算出するために利用される。
- リスクおよび資本モデルは、規制自己資本または内部自己資本の要件（VaR、IMM、ストレス・テスト等）に関して使用されるリスクに関連している。
- その他のモデルは、当行の価格設定モデルならびにリスクおよび資本モデル以外のモデルである。

モデル・リスクの選好は、モデル・リスク管理が強力なリスク文化に組み込まれ、可能な限りリスクが最小限に抑えられるように、当行グループの定性的表明に沿って調整される。

モデル・リスクの管理には、以下の事項が含まれる。

- 効果的な課題をモデル開発プロセスに提供し、使用条件の識別、調整やオーバーレイが必要となる可能性がある方法論上の制限、および修正が必要となる可能性がある検証結果を含むような、強固で独立したモデル評価を実施すること。
- モデル・リスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、強力なモデル・リスク管理とガバナンスのフレームワークを確立すること。
- 規制要件に整合しており、モデル・ライフサイクル全体における主要なステークホルダーに対して明確な役割と責任を定めた、当行全体にわたるモデル・リスク関連の方針を作成すること。
- モデルの統制環境を評価し、定期的に取り締役に報告すること。

リスク・プロファイル

当行が様々な事業活動を組み合わせていることは、当行の業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行はまた、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計（EC）の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

経済的資本合計によって測定された当行のコーポレート部門のリスク・プロファイル

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	GM	CIB	PW&CC	Deutsche AM	ポストバ ンク	NCOU	連結および 調整等	合計	合計 (%)
信用リスク	4,984	3,202	1,726	62	2,582	108	442	13,106	37
マーケット・リスク	4,444	897	360	2,197	1,352	332	5,010	14,592	41
オペレーショナル・リスク	6,567	1,763	833	561	604	160	0	10,488	30
ビジネス・リスク	4,582	171	32	100	0	245	-32	5,098	14
分散効果 ¹	-4,990	-1,018	-477	-441	-562	-110	-248	-7,846	-22
EC合計(単位：百万ユーロ)	15,587	5,015	2,473	2,480	3,976	735	5,172	35,438	100
(%)	44	14	7	7	11	2	15	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク(最も大きなビジネス・リスク)間の分散効果。

2015年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	GM	CIB	PW&CC	Deutsche AM	ポストバ ンク	NCOU	連結および 調整等	合計	合計 (%)
信用リスク	4,838	3,899	1,678	90	2,601	537	42	13,685	36
マーケット・リスク	4,971	819	2,564	2,095	1,611	899	4,478	17,437	45
オペレーショナル・リスク	6,274	1,613	958	282	600	452	64	10,243	27
ビジネス・リスク	5,154	405	1	0	0	261	110	5,931	15
分散効果 ²	-5,123	-1,172	-964	-373	-647	-369	-204	-8,852	-23
EC合計(単位：百万ユーロ)	16,113	5,564	4,237	2,094	4,165	1,780	4,490	38,442	100
(%)	42	14	11	5	11	5	12	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 事業セグメントに配分される金額は、2016年12月31日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。

2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク(最も大きなビジネス・リスク)間の分散効果。

グローバル・マーケット(GM)のリスク・プロファイルは、発行、組成およびマーケット・メイキング業務に加えトレーディングに左右される。これらからマーケット・リスクおよび信用リスクが生じる。GMのリスク・プロファイルの中のオペレーショナル・リスクが占める割合は、業界の高い損失プロファイルや内部損失を反映している。GMのリスク・プロファイルの残りは、収益変動リスクを反映したビジネス・リスクから生じている。マーケット・リスクおよびビジネス・リスクの経済的資本使用額は2016年度に減少したが、オペレーショナル・リスクの経済的資本使用額の増加により一部相殺された。マーケット・リスクの経済的資本使用額の減少は、取引債務不履行リスク要素のエクスポージャーの低下およびAbbey Lifeの売却に起因する。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)の収益は、異なるリスク・プロファイルを伴う様々な商品から発生する。そのリスクの大部分はトレード・ファイナンスおよびコーポレート・ファイナンス業務における信用リスクに関連している一方、その他の業務に伴う信用リスクは低いかゼロである。主に相手先リスク要素の低下により、信用リスクの経済的資本使用額は2016年度に減少した。マーケット・リスクは主に、顧客預金のモデリングおよびトレーディングから生じる。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント(PW&CC)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業(SME)貸出ならびにウェルス・マネジメント(WM)業務からの信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクから成る。華夏銀行の売却により、トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本使用額は、2015年度末から大幅に減少した。

ドイツ・アセット・マネジメント (Deutsche AM)の業務の主要なリスク・ドライバーは、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外は、Deutsche AMのアドバイザーおよび手数料に焦点を置いた業務からは主にオペレーショナル・リスクが発生する。オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクの経済的資本使用額は、2015年度末から増加した。

ポストバンクのリスク・プロファイルは主に、信用リスク、マーケット・リスクでカバーされているバンキング勘定における信用スプレッド・リスク、および一部のオペレーショナル・リスクを伴う、リテール顧客および法人顧客向けの貸出および預金業務に起因している。

非中核事業部門 (NCOU) のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、主にリスク圧縮の加速の対象となる可能性がある信用リスクおよびマーケット・リスクから成る当行の全事業範囲にわたるリスクを対象としている。主に非戦略的資産の全面的縮小により、マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2015年度末から減少した。

連結および調整は主に、構造的な為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2016年度における信用リスクの経済的資本使用額の増加は主に、当行の事業構造の変更によるものである。

信用リスク

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭 (以下「OTC」という。) デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレボおよびレボ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め (主に補償契約) から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行が締結した店頭デリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適切なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネットティングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「売却可能負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行が売却可能として分類した、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。
- 「レボおよびレボ形式の取引」は、逆レボ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引 (ネットティングおよび受入担保を適用前) から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金 (中央銀行以外)、売却目的保有資産、未収利息、伝統的な証券化ポジションならびに持分投資は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2016年12月31日現在									
単位: 百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	トレーディング可能債権	トレーディング可能債券	負債証券 ⁴	レボおよびレボ形式の取引 ⁵	合計

グローバル・マー ケッツ	62,567	22,006	656	42,711	11,240	72,180	3,296	91,561	306,216
コーポレート・ア ンド・インベスト メント・バンキン グ	82,620	126,593	48,123	520	1,756	162	272	6,574	266,619
プライベート・ ウェルス・アン ド・コマーシャ ル・クライアンツ	159,658	9,139	2,664	317	0	1	139	0	171,918
ドイチェ・アセッ ト・マネジメント	343	55	21	27	7	2,569	26	0	3,047
ポストバンク	104,728	7,837	320	420	0	0	17,220	4,290	134,816
非中核事業部門	3,133	131	434	175	191	257	0	34	4,355
連結および調整等	407	302	123	24	0	6,124	33,768	2,450	43,197
合計	413,455	166,063	52,341	44,193	13,193	81,293	54,722	104,909	930,169

- 1 2016年12月31日現在74億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2016年12月31日現在103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 4 売却可能金融資産に係る負債証券および満期保有目的有価証券を含む。
- 5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能貸 出コミット メント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	トレーディ ング可能 債権	トレーディ ング可能 債券	負債証券	レボおよび レボ形式の 取引 ⁴	合計
グローバル・マー ケッツ	58,092	25,467	1,292	44,824	13,905	85,454	3,454	110,581	343,069
コーポレート・ア ンド・インベスト メント・バンキン グ	97,280	129,420	51,005	503	1,176	147	326	9,986	289,843
プライベート・ ウェルス・アン ド・コマーシャ ル・クライアンツ	163,772	11,383	3,738	314	0	13	161	0	179,381
ドイチェ・アセッ ト・マネジメント	265	63	22	406	10	4,296	3,281	0	8,343
ポストバンク	103,525	5,798	336	344	0	0	17,128	7,132	134,263
非中核事業部門	9,335	1,642	784	2,625	368	6,934	1,932	14	23,634
連結および調整等	508	775	149	37	0	6,368	41,985	862	50,684
合計	432,777	174,549	57,325	49,053	15,459	103,212	68,266	128,575	1,029,217

- 1 2015年12月31日現在82億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2015年12月31日現在92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 4 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

セグメント再編の一環として、2016年度に財務部のすべての活動が「連結および調整等」に移された。「連結および調整等」に含まれる信用エクスポージャーが増加した主な要因は、財務部の流動性準備金である。財務部の活動に関連する財務資源は、個別の資産項目ではなく各部門の資産合計に配賦されている。主な信用エクスポージャーの区分におけるこうした配賦により、「連結および調整等」の信用エクスポージャー合計は2016年12月31日現在で89億ユーロおよび2015年12月31日現在で92億ユーロに減少し、各部門のその他の合計額がそれぞれ増加することになる。

当行の主要な信用エクスポージャーは990億ユーロ減少した。

- 部門別の内訳は、ポストバンクを除くすべての部門でエクスポージャーの減少が見られた。当行のエクスポージャーは、グローバル・マーケットにおいて369億ユーロ、およびコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングにおいて232億ユーロ減少した。非中核事業部門は193億ユーロの減少を達成した。
- 商品別の内訳は、レボおよびレボ形式の取引、トレーディング可能債券、貸出金および負債証券についてエクスポージャーの大幅な減少が見られた

- 産業別で見ると、当行の信用エクスポージャーの昨年の減少は、レポおよびレポ形式の取引ならびにトレーディング可能債券のエクスポージャーに起因する、金融仲介の減少（528億ユーロ）および公共部門の減少（156億ユーロ）、また、主に減少した貸出金エクスポージャーに割当てられる「個人」区分における減少（155億ユーロ）によるものである。

2016年12月31日現在、当行の相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当の信用エクスポージャー総額のうち7%（2015年12月31日現在6%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

当行の貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行の本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行のモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ業務、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにあった。産業の観点からは、高格付の銀行および保険会社が、OTCデリバティブ、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引からのエクスポージャーの重要部分を占めていた。トレーディング可能資産については、公共部門企業も、エクスポージャーの大きな割合を占めていた。

マーケット・リスク

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な最大損失額を測る定量的測定尺度である。

当行のトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行の内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行は、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行の見積りでは、当行のトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。所要自己資本およびリスク・ウェイト・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行は、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行は、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、対数正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行は、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行のVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。感応度を関連するリスク種類に割り当て、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、グリッドに関する感応度に基づくアプローチと全面的再評価アプローチを組み合わせることによって、線形のおよび（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み込んでいる。

VaRの測定尺度により、すべてのトレーディング業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネットティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによるリスクの過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を越える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。

以下の表は、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

リスク種類別のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

単位：百万ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
平均	32.0	43.3	-35.0	-40.9	19.7	20.3	26.6	30.9	9.3	16.6	10.7	15.0	0.7	1.3
最大	59.4	65.6	-57.6	-59.2	29.5	30.2	32.5	40.3	52.4	28.3	16.7	25.0	3.3	4.0
最小	20.4	28.7	-25.6	-31.0	14.8	16.2	22.3	24.0	4.4	9.2	3.6	6.0	0.2	0.5
期末	30.1	33.3	-36.9	-38.8	19.9	18.3	24.3	26.2	10.0	11.7	12.6	15.1	0.2	0.9

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2016年度の平均バリュー・アット・リスクは32.0百万ユーロであり、2015年度通年と比較すると11.2百万ユーロの減少である。平均値の減少は、2015年通年と比較して方向性エクスポージャーが平均して減少した結果、信用スプレッド、外国為替および株式資産クラス全体で減少したことによるものであった。2016年12月のバリュー・アット・リスクの急増は、顧客取引の円滑化中に短期間にわたりトレーディング勘定の活動があったことに起因している。

オペレーショナル・リスク

当行は、先進的計測手法（以下「AMA」という。）を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。当行のAMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクステンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失ならびに内部シナリオ・データで補完された公開データベース（IBM OpData）からの外部シナリオを使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。当行の損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失をヒストリカル損失プロファイルでは単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

損失分布アプローチ・モデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が（規制上の要件に適合した方法で）純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その結果、資本は質的調整および予想損失を考慮した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本は、99.9%パーセンタイル値から算出される。経済的資本は1年以内に生じる非常に多額の非予想損失総額を99.98%パーセンタイル値吸収するレベルに設定される。所要規制自己資本および経済的資本は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。グループORMIは、資本需要の定量化に関して、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすること目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度 ¹
顧客、商品および商慣行	2,566	3,346
内部不正行為	396	2,176
外部不正行為	18	-197
決済、販売およびプロセス管理	160	381
その他	23	20
合計	3,163	5,726

1 2015年度の損失の数値は、事後的な損失の計上および組替に起因して修正された。

2016年12月31日現在の損益ベースのオペレーショナル損失は、2015年度末と比較して26億ユーロ（45%）減少した。この減少は、「顧客、商品および商慣行」および「内部不正行為」各イベント・タイプによるものであり、2015年度における和解の達成および未解決訴訟に関する訴訟引当金の減少に起因していた。

レバレッジ比率

当行は、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行は収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行は、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を監視する。これに基づき、当行は、グループ・リスク委員会（GRC）による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行は当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

改訂版CRR/CRD 4フレームワーク（完全適用）に従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。現在CRR/CRD 4のフレームワークは、関連する金融機関が遵守すべき強制的な最低レバレッジ比率を規定していないが、2016年11月23日に欧州委員会が公表した法案では、3%の最低レバレッジ比率の導入が提案されている。当該法案では、レバレッジ比率が法案の発効から2年後に適用されることになっているが、引き続きEUの金融機関の間で政策的な討議が継続される。

当行は、当行のレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU)第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU)第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。

当行のレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素から成る。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価にかかる規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度から控除される。デリバティブ取引で差入れられた現金変動証拠金の資産として認識された債権の控除は、レバレッジ比率の共通開示の表のデリバティブ・エクスポージャーに表示されている。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度に含まれる。その結果生じるエクスポージャー測定尺度は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分がさらに減額される。

SFTの構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、相手先信用リスクにかかる規制上のアドオンをSFTエクスポージャー測定尺度に含める。

オフバランス・エクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランスシート・エクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く）の会計上の価値およびTier1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を、2016年2月16日の欧州連合官報で公表された委員会実施規則(EU)第2016/200号に基づき、欧州委員会が採用した実施技術基準（ITS）の開示表で表示するものである。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：百万ユーロ	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
公表された財務諸表における資産合計	1,591	1,629
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	0	3
デリバティブ金融商品に関する調整	-276	-263
証券金融取引に関する調整(SFT)	20	25
オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への転換）	102	109
その他の調整	-90	-107
レバレッジ比率合計エクスポージャー測定尺度	1,348	1,395

レバレッジ比率の共通開示

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
デリバティブ・エクスポージャー合計	177	215
証券金融取引エクスポージャー合計	135	164
オフバランス・エクスポージャー合計	102	109
その他の資産	948	924
完全適用によるTier 1資本の算定上控除された資産額	-15	-17
完全適用によるTier 1資本	46.8	48.7
エクスポージャー総額	1,348	1,395
レバレッジ比率 - 完全適用によるTier 1資本の定義を使用	3.5%	3.5%

2016年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2016年12月31日現在、完全適用によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は3.5%であった。これに対し、2015年12月31日現在のレバレッジ比率は3.5%であった。2016年12月31日現在の値には、適用されるエクスポージャー測定尺度が13,480億ユーロに対して完全適用によるTier 1資本は468億ユーロ（2015年12月31日現在ではそれぞれ13,950億ユーロおよび487億ユーロ）として計算されている。

当行の経過規定によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は、2016年12月31日現在、4.1%であり、経過規定により適用されるエクスポージャー測定尺度は13,500億ユーロとすると、Tier 1資本は555億ユーロとして算定された。経過規定における当該エクスポージャーは、完全適用によるエクスポージャーよりも20億ユーロ高かった。これは、経過規定の下では、Tier 1資本の算定において控除される資産の金額がより低いからである。

2016年度にかけて、当行のレバレッジ比率のエクスポージャーが480億ユーロ減少し、13,480億ユーロとなった。これは、主に相殺後の売建クレジット・デリバティブの将来の潜在的エクスポージャーおよび実効想定元本に対するアドオンの減少に主に関連した380億ユーロのデリバティブ・エクスポージャーの減少が反映されている。さらに、貸借対照表上のSFT関連項目（償却原価および公正価値の両方に基づき、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券、ならびにプライム・ブローカレッジ業務に係る債権）における全般的な減少が反映され、SFTエクスポージャーが290億ユーロ減少した。加えて、取消不能貸出コミットメントおよび偶発債務の想定元本額が減少したことに応じて、オフバランスシートのエクスポージャーが70億ユーロ減少した。前述のレバレッジ比率のエクスポージャーの減少は、250億ユーロのその他の資産の増加によって一部相殺された。これは、主に、デリバティブ以外のトレーディング資産、貸出金および売却可能金融資産の減少によって相殺された、当行の貸借対照表上の現金および中央銀行預け金の増加によって相殺された。

2016年度のレバレッジ比率のエクスポージャーの減少には、110億ユーロの為替の影響が含まれる。これは、主に米ドルに対するユーロ安に起因するが、英ポンドに対するユーロ高によって一部相殺された。

IFRSに基づき計上された総資本に対するIFRSに基づき計上された総資産の比率で算定されるレバレッジ比率は、2016年12月31日現在は25%、2015年12月31日現在は24%であった。

Tier 1資本の推移の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

流動性リスク

資金調達リスク管理

ドイツ銀行の、資金調達リスクの監視および管理のための第1の手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルを評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、未手当の流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性の期限プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の期限プロファイルが流動性の期限プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目（＜1年）または一致する調達済の構造（資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの）は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトム・アップの評価をトップ・ダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの期限構造における長期的な調達余剰または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、10年超のバケットから1年超のバケットまで作成されている。

業務ユニット全体の資金調達の需要と供給の変動を盛り込む戦略的流動性計画プロセスは、当行が目標とする主要な流動性および資金調達の測定基準とともに、当行の資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行はまた、独立した米ドルおよび英ポンドの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・バケット（＞1年から＞10年）における最大ショート・ポジションをそれぞれ100億ユーロおよび50億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（＞1年から＞10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行の全通貨の資金調達マトリクスに関するリスク選好を補完するものである。

流動性準備金

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される月次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行が有する範囲で、当行は、ストレス軽減策として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行の流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。当行は、流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で集中的に保有し、追加的な準備金を当行が活動を行う重要な拠点で保有している。当行は主要な通貨にわたって準備金を保有しているが、その規模と構成は、上級管理職の定期的なレビューの対象となっている。

親会社（支店を含む。）および子会社別の自由に移転可能な流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	178	178	98	98
親会社（在外支店を含む）	136	136	75	75
子会社	42	42	23	23
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む）	27	25	100	94
親会社（在外支店を含む）	25	24	78	73

子会社	2	1	22	21
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	14	9	17	13
親会社（在外支店を含む）	9	6	14	11
子会社	5	3	3	2
流動性準備金合計	219	212	215	205
親会社（在外支店を含む）	171	166	167	159
子会社	48	46	48	46

2016年12月31日現在の流動性準備金は、2015年12月31日現在2,150億ユーロであったのに対し、2,190億ユーロであった。流動性準備金の増加額は純額ベースで30億ユーロに留まった。しかし、制約を受けない有価証券が760億ユーロ減少した一方、現金および現金同等物は800億ユーロ増加した。これは主に、担保付資金調達残高を増やす措置が当期中に実施されたこと、および2016年度第4四半期において特定のビジネスのポジションがより一般的な理由から減少したことに起因する。これは、当時の当行グループの厳しい環境では賢明な短期的措置と見なされた。当期中の当行の平均流動性準備金は、2015年度が2,022億ユーロであったのに対し、2,124億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行の流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

所要規制自己資本および適正自己資本

当行の規制自己資本の計算には、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」(所要自己資本規制(以下「CRR」という。))およびドイツの法律に導入された「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」(所要自己資本指令第4次改正(以下「CRD 4」という。))に準拠した所要自己資本が組み込まれている。この項の情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

最終的なCRR/CRD 4のフレームワークの完全適用(適用可能な経過規定の手法を考慮しない。)に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。一定の場合にCRR/CRD 4は、バーゼル2またはバーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、持分投資に対して100%のリスク・ウェイトを適用するという適用除外を認める規定(グランド・ファーザー規定)を含んでいる。これに関して、当行は、当行のCRR/CRD 4完全適用手法において、限定的な一部の持分ポジションに対して、2017年度末のグランド・ファーザー規定の終了前に、原資産の売却またはその他の対応によってこれらのグランド・ファーザー規定の終了による影響を軽減させるつもりである。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(Kreditwesengesetz(以下「KWG」という。))に従って、銀行規制目的上の連結機関グループの適正自己資本について言及している。ここには保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険会社は、金融コングロマリットに対するドイツ・ソルベンシー規制に基づく追加的適正自己資本(以下「ソルベンシー・マージン」ともいう。)の計算に含まれる。当行の金融コングロマリットとしてのソルベンシー・マージンは、依然としてその銀行業務に左右される。

リスク・ウェイト・アセット

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイト・アセット(RWA)の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

リスク・ウェイト・アセットは、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの合計から成っている。リスク・ウェイト・アセットを計算する際に、ドイツ銀行は、3種類のリスクすべてについて、ドイツ連邦金融監督公社(以下「BaFin」という。)が承認した内部モデルを使用する。当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整(以下「CVA」という。)を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットティング契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報(CDSスプレッドを含む。)に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。2016年12月31日現在、当行の先進的IRBAのカバレッジ比率(ポストバンクを除く。)は、SoIvV第11条に従って適用される測定尺度を使用して、エクスポージャー価値(以下「EAD」という。)では97.3%、RWAでは93.4%と、ヨーロッパの規制上の要件を上回っており、

2015年12月31日現在の水準（EADは97.0%、RWAは92.8%）からほとんど変化していない。当該比率は、恒久的に標準的アプローチに割り当てられるエクスポージャー（CRR第150条に準拠）、その他のIRBAエクスポージャーおよび証券化ポジションを除外していた。各カバレッジ比率基準値に関する規制上の最低要件は、常に満たされていた。

ドイツ銀行のマーケット・リスクの構成要素は、BaFinが承認した当行の内部モデルに基づき規制目的で計算されたバリュー・アット・リスク数値の倍数からなっている。2011年12月31日からは、マーケット・リスクの構成要素には、ストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよびバリュー・アット・リスクの倍数、ならびに追加的リスクに係る自己資本賦課および、当行グループのコリレーション・トレーディング・ポートフォリオに係る包括的リスク計測が含まれている。これらはすべて、BaFinの承認した当行グループの内部モデルに基づいて計算される。また、マーケット・リスクの構成要素には、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに該当しないトレーディング勘定の証券化も含まれ、これは、CRRに準拠した標準的アプローチにより測定されている。さらに、標準的な計算アプローチが、残りのマーケット・リスク・ポジションに用いられている。

オペレーショナル・リスクの計算に関しては、当行グループは、CRR第321条から324条に従って、いわゆる先進的計測手法（以下「AMA」という。）を使用している。

OTCデリバティブ・エクスポージャーに関連する予想される相手先リスクに係る時価評価による損失リスクをカバーする、CVAに関するRWAは主に、BaFinに承認された当行自身の内部モデルに基づいて計算されている。

ドイツ銀行グループのリスク・ウェイト・アセット

単位：百万ユーロ

	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4
信用リスク	220,345	242,019
決済リスク	36	9
信用評価調整	9,416	15,877
マーケット・リスク	33,762	49,553
オペレーショナル・リスク	92,675	89,923
リスク・ウェイト・アセット合計	356,235	397,382

規制自己資本

2016年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2（T2）資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1（CET 1）資本およびその他Tier 1（AT1）資本に細分化される。

普通株式等Tier 1（CET 1）資本は、主に（保有株式を控除した）普通株式資本（関連する株式プレミアム勘定を含む。）、利益剰余金（事業年度における損失がある場合、それらを含む）およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整（すなわち、プルデンシャル・フィルターおよび控除）の対象となる。CRR第32条から35条に基づくCET 1のプルデンシャル・フィルターは、（ ）証券化売却益、（ ）キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに（ ）追加的な価値の調整が含まれていた。CET 1自己資本控除は、（ ）無形資産、（ ）将来の収益性に依存する繰延税金資産、（ ）予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、（ ）確定給付年金基金資産正味額、（v）金融部門事業体との資本の相互持合い、および（vi）一定の基準を上回る金融部門事業体の資本（CET 1、AT1、T2）に対する重要な投資および重要でない投資から構成されている。控除されなかったすべての項目（すなわち、基準を下回る金額）は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1（AT1）資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1への算入に適格な非支配持分、および移行期間中は、早期のフレームワークに適格なグランド・ファーザー規定の対象となる金融商品から構成されている。CRR/CRD 4のもとAT1として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならず、さらなる要件（早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等）の充足も必要とされる。

Tier 2 (T2) 資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の貸倒引当金および連結T2への算入に適格な非支配持分から構成されている。T2として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

CRR/CRD 4の完全適用規則のもと、AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本性金融商品は、移行期間中はグランド・ファザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される（その認識の上限は2016年度に60%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。）。

CRR/CRD 4に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本 ¹	59,104	62,042
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-11,321	-9,613
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	47,782	52,429
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	11,191	11,157
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-3,488	-5,365
その他Tier 1 (AT1) 資本	7,703	5,793
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	55,486	58,222
規制上の調整前のTier 2 (T2) 資本	6,988	6,622
Tier 2 (T2) 資本に対する規制上の調整合計	-316	-323
Tier 2 (T2) 資本	6,672	6,299
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	62,158	64,522
リスク・ウェイトド・アセット合計	356,235	397,382

自己資本比率

普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	13.4	13.2
Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	15.6	14.7
規制自己資本合計比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	17.4	16.2

¹ 2017年5月の年次株主総会の前に発行予定の株式数を考慮に入れ、2015年度と2016年度ともに0.19ユーロの配当を行う取締役会決議の影響が反映されている。

2016年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は555億ユーロであり、478億ユーロの普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本と77億ユーロのその他Tier 1 (AT1) 資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2015年度末から27億ユーロ減少した。これは、主に、CET 1資本が2015年度末から46億ユーロ減少した一方で、同期間にAT1資本が19億ユーロ増加したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が46億ユーロ減少したことは、主に、段階的導入の割合が2015年度の40%から2016年度に60%に上昇したことによって規制上の調整が増加したこと、および2016年度の14億ユーロのドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純損失によるものである。ECBの「決定」(EU) (第2015/4号) によって、CET 1資本に対して期末損失額の認識が要求された。2017年3月5日に、取締役会は、当行の増資の提案後の発行予定株式数を考慮のうえ、2017年5月に開催予定の2017年度年次株主総会で、2015年度と2016年度に0.19ユーロの配当を行う旨提案することを決定した。当該新たな決定により、2016年度末現在の規制自己資本は、4億ユーロの未払配当控除による影響を受けた。当該未払配当は、CET 1資本の期中または年度末の利益の認識に関するECBの「決定」(EU) (第2015/4号) に従っている。華夏銀行に対する当行の持分売却による15%の限度額控除の戻し入れから生じたCRR/CRD 4の経過規定に基づく6億ユーロの前年度比のプラスの効果は、5億ユーロの確定給付制度に係る再測定損失および規制(EU)第1024/2013号第16条第(1)項(c)、第16条第(2)項(b)および(j)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行が要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除を含む幾つかのマイナスの効果相殺した上で、上回るものであった。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本の19億ユーロの増加は、AT1資本から段階的に控除された規制上の調整額 (2015年度末

から19億ユーロの減少)の減少によるものである。これらの項目は、完全適用規則のもとでCET 1資本から差し引かれる特定のCET 1控除項目の残存金額となるが、移行期間中はAT1資本から控除することが認められている。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2016年度に60%に増加し(2015年度は40%であった)、それに対応して、AT1資本の水準は2016年度に40%に減少した(2015年度は60%であった。)。

2016年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2015年度末の487億ユーロに対して、468億ユーロであった。2016年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2015年12月31日現在の441億ユーロに対して、423億ユーロであった。2016年12月末現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるその他Tier 1資本は、2015年度末からほぼ増減がなく、46億ユーロであった。

当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本が、2015年度末から18億ユーロ減少したのは、主に、14億ユーロのマイナスの純利益の影響と4億ユーロの未払配当によるものであった。華夏銀行に対する当行の持分売却による15%の限度額控除の戻し入れから生じた18億ユーロの前年度比のプラスの効果は、5億ユーロの繰越欠損金に係る繰延税金資産、5億ユーロの確定給付制度に係る再測定損失、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除および主に売却可能金融資産に係る未実現純損失によって生じた5億ユーロのさらなるCET 1資本の減少を含め、幾つかのマイナスの効果によってほぼ全額が相殺されている。

内部適正自己資本評価プロセス

内部適正自己資本評価プロセス(ICAAP)は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって、継続的かつ将来的に適正自己資本を維持すること、すなわち内部資本供給が内部資本需要を上回ることを銀行に求めるものである(数値については「内部適正自己資本」の項において、より詳しく説明されている。)。

当行は、バーゼル3の第2の柱、およびそれを導入したドイツの国内法であるリスク管理に関する最低要件(以下「MaRisk」という。)の要求するICAAPに、グループ全体のリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、手法、プロセスおよびインフラを通じて、グループ・レベルで準拠している。

MaRiskおよびバーゼルの要件に従い、適正自己資本を継続的かつ将来的に維持するために役立つ主要な手段は、以下のとおりである。

- リスク戦略およびリスク選好を商業目的に整合させる戦略的計画プロセス。
- 承認されたリスク、レバレッジおよび資本目標に照らして行われる継続的監視プロセス。
- リスク、レバレッジおよび資本に関する経営陣への定期的な報告。
- 回収監視プロセスを支える特定のストレス・テストも含む経済的資本およびストレス・テストのフレームワーク。

内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス(ICAAP)の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ(gone concern approach)」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している。当行の資本供給の定義は、2016年度第1四半期にCRR/CRD 4の資本フレームワークとの整合性をさらに高めた。その結果、のれんおよびその他の無形資産は、資本需要に追加されるのではなく、現在第2の柱の資本供給から除外されている。過年度の情報は、修正再表示されている。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
資本供給		
株主持分	59,833	62,678
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整 ¹	-440	-407
確定給付年金基金資産 ²	-945	-1,173
繰延税金資産	-8,666	-7,762
追加評価調整 ³	-1,398	-1,877
期待ショートフォール	-297	-106
住宅ローンおよび預金保護	-231	-291
自己の資本性金融商品の保有	-45	-62
対応する資金調達が可能でない貸出金に分類変更された資産に関する公正価値修正 ⁴	-557	-147
非支配持分 ⁵	0	0
無形資産	-8,982	-10,078
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	11,259	11,962
Tier 2資本性金融商品	8,003	8,016
資本供給	57,534	60,754
経済的資本需要合計		
信用リスク	13,105	13,685
マーケット・リスク	14,593	17,436
オペレーショナル・リスク	10,488	10,243
ビジネス・リスク	5,098	5,931
分散効果	-7,846	-8,852
資本需要	35,438	38,442
内部適正自己資本比率	162%	158%

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 「規制自己資本」の項で適用されているとおりである。

4 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が利用可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。プラスの調整は考慮されていない。

5 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2015年12月31日現在の158%と比較して、2016年12月31日現在162%であった。この比率の変動は、資本供給が、資本需要の減少よりも比例的に少なく減少したことに起因していた。株主持分は28億ユーロ減少したが、これは主に当行の株主に帰属する純利益が減少したことによるものであった。ハイブリッドTier 1資本性金融商品は703百万ユーロ減少したが、これは主に、金融商品の償還によるものであった。資本需要の減少は、「リスク・プロファイル」の項で説明した、所要経済的資本の減少によるものであった。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、本レポートの各項において詳述されるリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

[次へ](#)

報酬報告書

報酬報告書は、ドイツ銀行AGの取締役および監査役の報酬に関する原則およびその金額についての情報を提供する。この報酬報告書は、ドイツ商法（HGB）第285条第9号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Instituts-Vergütungsverordnung）およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

はじめに

2016年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体の詳細な定性的および定量的情報を提供している。報酬報告書は、以下の3項目から成っている。

経営者の報酬報告書

本報酬報告書の最初の項目は、ドイツ銀行AGの取締役報酬制度の構造および設計について記載している。ここでは、2016事業年度の報酬制度について記載しており、当該報酬制度の中で、変動報酬構造は2015事業年度の報酬制度に対する追加項目によって補完される。既存の報酬構造に続いて、2017事業年度に適用される報酬制度について記載している。2017年5月の株主総会において、当該報酬制度の承認投票が行われる予定である。また、本報酬報告書には、監査役会によって付与されたドイツ銀行AGの取締役メンバーの報酬体系に関する情報が含まれる。

従業員の報酬報告書

本報酬報告書の2番目の項目は、ドイツ銀行グループ（別途報酬報告書の開示を行っているドイツ・ポストバンクAGを除く。）の従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、2016年に導入した新報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2016年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstVV」という。））に基づき重要なリスク・テイク（MRT）として識別された取締役および従業員に特有の開示を含んでいる。

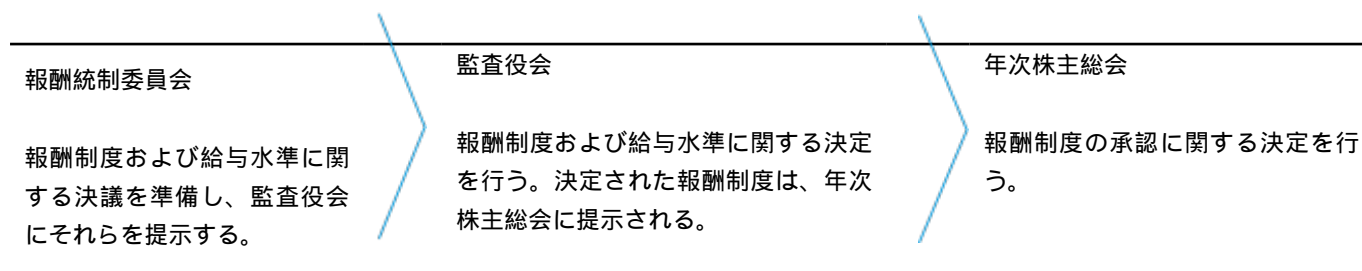
監査役会の報告書および開示

本報酬報告書の3番目の項目は、ドイツ銀行AGの監査役会のメンバーの報酬構造および報酬の水準に関する情報を提供している。

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準第17号「取締役会長の任務遂行報酬に関する報告」（以下「DRS17」という。）、CRR、InstVV およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

経営者の報酬報告書

経営者の報酬ガバナンス



本会議体としての監査役会は、取締役の報酬制度の構築および各取締役の報酬額の決定に対する責任を有する。監査役会は報酬統制委員会により支援されている。報酬統制委員会は、報酬制度の適切な構築について監査役会を監督および支援し、ならびに取締役の各報酬額に関する監査役会の決議案を作成する。また、報酬統制委員会および（または）監査役会は、必要に応じて、独立した外部の顧問と協議している。

現在、報酬統制委員会は4人で構成されている。規制要件により、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。

監査役会は、取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会もまた、取締役報酬の適切性に関するドイツ法（Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung（以下「VorstAG」という。））に基づき、株主総会に取締役報酬制度の承認を求める。

2016年5月、監査役会は2016事業年度の報酬制度を株主総会に示して承認を求めた。しかしながら、当該株主総会では否決された。当該決議結果に続いて、監査役会は、2017年1月1日より有効となる取締役の報酬制度を変更した。2017年5月の株主総会において、報酬制度変更の承認決議投票が行われる予定である。

取締役の報酬および報酬制度の原則

取締役の報酬制度を構築し、各取締役の報酬額を決定する際には、多数の要素を検討しなければならない。これらの要素は、具体的な報酬原則に要約することができる。中核的な報酬原則の概要は、以下のとおりである。中核的な報酬原則は報酬制度および各取締役の報酬額の双方に影響するため、監査役会は報酬案件の決議を行う際にこれを考慮しなければならない。

報酬制度および報酬額の決定の決議を行う際に、監査役会が具体的に検討する事項は、以下のとおりである。

ガバナンス	報酬制度の構築および個々の報酬の決定は、規制および法令要件のフレームワークの範囲内で行われる。監査役会が規制要件の範囲内で、報酬パッケージを提示する目的は、従来の市場慣行に沿ったまま競争力を保つためである。
グループ戦略	報酬制度の構造を通して、取締役が当行の戦略に定められた目的を達成し、当行グループの前向きな発展を継続的に促進し、不当に高いリスクを回避するための動機づけとなる。
取締役の全体および個々の業績	変動報酬である業績連動報酬は、事前に合意した目標の達成度に基づき決定される。このため、全ての取締役に等しく適用される全体的なドイツ銀行グループに関連した目標が設定される。さらに、監査役会は別途、各取締役に対する個々の目標を設定する。この目標は、とりわけ事業展開、管理部門または担当地域個人が負う責務を考慮に入れる。
規制上またはその他の報酬の上限	CRD 4に基づく規制アプローチに従い、取締役の変動報酬に対する固定報酬の比率は一般的に1:1（上限規制）に制限される。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。2014年5月、株主総会は、前述の比率1:2を設定することを90.84%の賛成多数により承認した。監査役会が決議した報酬制度は、個々の変動報酬項目にも上限を設定する。さらに、監査役会は個々の取締役の報酬総額に対して追加的な上限を設定することができる。2017事業年度において、追加的な上限は9.85百万ユーロに設定された。
持続性の側面	取締役の変動報酬は現在繰延報酬としてのみ付与されている。2017事業年度から繰延報酬のうち少なくとも75%は、株式報酬として付与されることになる。株式報酬は付与から5年間で1トランシェとした期間経過後に権利付与され（一括付与）その後1年間は追加的に保有しなければならない条件である。株式報酬以外の部分は株式以外の報酬として4年間にわたり一定に権利が確定していく。これらの繰延および保有期間においては特定の条件を満たすと失効の対象となる。
株主の利益	報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性が構築されることに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の業績に直接的に結びつく明記された主要な財務上の数値を利用し、2017年度以降、変動報酬総額の少なくとも75%の株式を基礎とした報酬項目を付与することにより達成される。変動報酬を決定する際には、株式を基礎とした報酬項目は、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスに直接的に結び付いており、数年後にのみ支払が有効になる。

報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の職務契約書に反映される。

2016年までの報酬構造

監査役会は、2015年度の報酬制度に対する2016事業年度の取締役会報酬制度の構造を変更した。この結果、変更された報酬制度は、当行のリーダーシップ構造の再編に従っている。2016年1月1日より、4つすべての中核事業部門（フロント・オフィス）は、取締役が直接代表を務める。フロント・オフィスの責任を有する取締役について、以前の変動報酬項目は、市場の要求を反映し、競争力のある支払水準を確保することを目指して新たに導入された部門業績報奨によって補完される。前述の要素の導入に加えて、変動報酬要素の目標数値および最大数値が調整された。

報酬構造および報酬項目

	2016年度	2015年度
固定報酬	基本給 + 企業年金制度への拠出	基本給 + 企業年金制度への拠出
変動報酬	年間業績報奨（APA） + 長期業績報奨（LTPA） + 部門業績報奨（DPA）	年間業績報奨（APA） + 長期業績報奨（LTPA）

2016事業年度の報酬制度は業績非連動項目および業績連動項目から構成される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していなく、主に基本給および企業年金制度への拠出から構成される。

単位：ユーロ	2016年度	2015年度
基本給		
共同会長	3,800,000	3,800,000
一般の取締役	2,400,000	2,400,000
単位：ユーロ	2016年度	2015年度
企業年金への拠出		
共同会長	650,000	650,000
一般の取締役（CIB） ¹	2,000,000	0
一般の取締役（GM/AM） ¹	1,000,000	0
一般の取締役（PW&CC）	650,000	400,000
一般の取締役（インフラストラクチャー/リージョン）	400,000	400,000

¹ 2015年度において、共同会長がこれらのフロント・オフィス部門の責任者であった。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動であり、以下の3つの項目すなわち、年間業績報奨、長期業績報奨および部門業績報奨から構成される。

年間業績報奨（APA）

APAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部として設定された企業目標の達成に対して付与される。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮に入れられる。

年間目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用する主な財務上の数値および（または）すべての目標に対応する要因が設定される。

2016事業年度におけるグループ全体の重要な財務上の数値は以下のとおり合意されており、すべての取締役等に等しく適用される。

- 資本カテゴリー：普通株式等Tier 1比率（CET 1）およびレバレッジ比率
- 費用カテゴリー：費用収益比率（CIR）
- 能力カテゴリー：付加価値
- 文化／顧客カテゴリー：従業員コミットメント、行動およびレピュテーション

個人的業績項目を評価する際、資本／費用／能力カテゴリーにおける定量的目標および文化／顧客カテゴリーにおける定性的目標について各取締役と合意する。

前述の目標の達成度合いに応じて、グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、APA全体の80%が最大値である。監査役会は単に残りの部分について、広範な裁量権の行使として優れた貢献（特定プロジェクトへの貢献を含む。）へ報奨を付与することができる。これらの目標が達成されない場合、APAは付与されない。

長期業績報奨（LTPA）

LTPAの水準は、3年評価に基づく選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンス（相対的総株主利益率（RTSR））を基礎として決定される。非財務的パラメータ（いわゆる文化および顧客要因）を追加的に含むことにより、目標がどのように達成されるかにも方向付けられている。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

RTSRの同業他社グループは、次の銀行、すなわちBNP Paribas、Société Générale、Barclays、Credit Suisse、UBS、Bank of America、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan ChaseおよびMorgan Stanleyで構成されている。

2016事業年度の取締役の全体目標は、当行に強固な統制環境を設定することであった。「優」と評価される目標には文化および顧客要因の目標値の150%、「良」には100%、そして「平均」には50%が割り当てられる。「平均以下」には当該報奨部分の価値がゼロに設定される。

部門業績報奨（DPA）

DPAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する目標設定プロセスの一環として設定された戦略的目標の達成に対して付与される。DPAの決定は、関連する部門に適用される事業方針および戦略的目標に寄与する目的で、部門の事業およびリスク戦略、ならびに取締役としての責務に対応して設定した個人毎の目標とも整合するように設計されている。

年間合意目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用される、すべての目標に対応する主な財務上の数値および（または）要因が設定される。評価対象期間中に当該目標が達成されない場合、監査役会はDPAを付与しない旨を決定することができる。

最高報酬額

規制要件の導入に従い、2016事業年度における前述の各報酬項目に基づく取締役の報酬額は、以下の通りである。

報酬総額 / 目標額および最高額

単位：ユーロ					2016年度	2015年度
	基本給	APA	LTPA	DPA	報酬総額	報酬総額
共同会長						
目標	3,800,000	1,500,000	3,800,000	0	9,100,000	9,100,000
最高	3,800,000	3,000,000	5,700,000	0	12,500,000	12,500,000
一般の取締役 (CIB) ¹						
目標	2,400,000	1,650,000	2,800,000	1,650,000	8,500,000	0
最高	2,400,000	3,300,000	4,200,000	3,300,000	13,200,000	0
一般の取締役 (GM/AM) ¹						
目標	2,400,000	1,200,000	2,200,000	1,200,000	7,000,000	0
最高	2,400,000	2,400,000	3,300,000	2,400,000	10,500,000	0
一般の取締役 (PW&CC)						
目標	2,400,000	800,000	1,800,000	800,000	5,800,000	5,800,000
最高	2,400,000	1,600,000	2,700,000	1,600,000	8,300,000	8,000,000
一般の取締役 (インフラストラクチャー / リージョン)						
目標	2,400,000	1,000,000	2,400,000	0	5,800,000	5,800,000
最高	2,400,000	2,000,000	3,600,000	0	8,000,000	8,000,000

¹ 2015年度において、共同会長がこれらのフロント・オフィス部門の責任者であった。

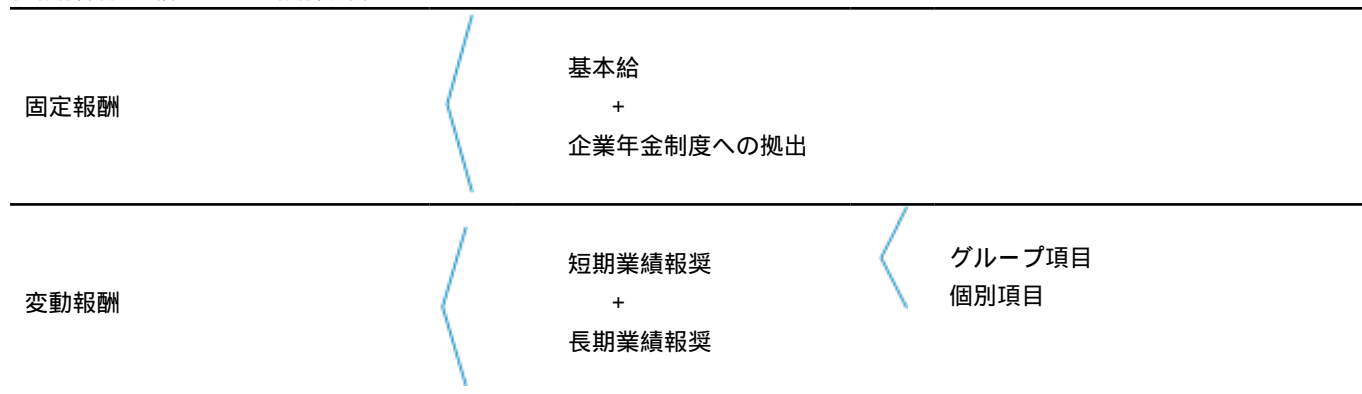
取締役の報酬総額は、監査役会が2016事業年度の全体的な報酬総額について設定した9.85百万ユーロの個別の上限の対象となっている。したがって、目標の達成度によってより多額の報酬となる場合であっても、報酬は最大で9.85百万ユーロに制限される。

2017年1月現在の報酬構造

- 報酬構造の簡素化
- 長期業績報奨報酬と過去の合意目標との明白な結び付き
- 株主利益をさらに重要視

2017年1月1日現在適用される報酬構造は以下のとおりである。これまで適用された報酬制度からの変更重点をおくとともに、個々の変更に対する理由を記載している。2017年5月の株主総会では、変更された報酬制度の承認に関する決議が行われる予定である。

新報酬制度の構造および報酬項目



2017年1月現在適用される報酬構造は引き続き、業績非連動項目（固定報酬）および業績連動項目（変動報酬）から構成される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していなく、基本給、企業年金制度への拠出および、「その他の給付」から構成される。

基本給の水準を決定する際には多数の要因を検討する。まず、基本給は取締役のオフィスおよび関連する取締役の責務全般に関する一般的な仮定に対する報酬である。また、基本給の金額を決定する際には、比較対象市場で支払われる報酬も考慮する。しかし、市場の比較には変動報酬の上限を固定報酬の200%と設定するInstVWの規制要件も考慮しなければならない。従って、固定報酬は前述の要件を考慮しつつ、市場慣行に沿った競争力のある報酬を確保する方法で決定しなければならない。2014年に規制上の上限が導入された結果、基本給は全体的に上昇した。2014年5月、株主総会は各取締役の報酬の増加を賛成多数により承認した。

InstVWは企業年金制度への拠出を固定報酬と定義し、固定報酬と変動報酬の比率計算に含められる可能性を規定している。監査役会は、企業年金制度への拠出構造の権利を見直し、必要に応じて調整を行う。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

2016事業年度の変動報酬項目は、部門業績報奨に新しい項目を導入することで補完された。新たな項目の導入は、関連する目標に関して取締役が代表するフロント・オフィスの具体的な特徴を反映して報酬を付与することを目指している。2016年5月の株主総会において、当該報酬制度の変更には賛成多数の承認が得られなかった。新たに導入された項目に関する批判は、報酬構造がこれまで以上に複雑化し透明性が低下する、また取締役にのみ報酬項目を導入することは、包括的でなく基礎となる目標との結び付いておらず、説得力がないというものであった。

表明された批判に対応して、監査役会は、2017年度における変更項目の報酬構造を著しく簡素化し、報酬を透明性の高い業績基準と結び付けた。しかし、報酬構造は依然として、集団の目標と並行して個人の合意および個人の目標を認めており、各取締役の責務に基づく市場慣行に沿った競争力のある支払水準を達成できるようにしている。また同時に規制要件も満たすものになっている。

変動報酬はすべて業績連動である。2017事業年度の変動報酬は以下の短期的な項目および長期的な項目から構成される。

- 短期報奨
- 長期報奨

短期報奨 (STA)

STAは短期的な目標および長期的な目標の達成に結び付いている。目標には取締役が達成すべき集団の目標が含まれ、各取締役の全体目標および個別目標の達成度合いが個別に評価される。

全体目標と個別目標とを明確に区別するために、STAは以下の2つの項目に分けられる。

- グループ項目
- 個別項目

グループ項目

達成すべき目標は、STAの一部としてグループ項目の計算の基礎を構成する。グループ項目の主な目的は、取締役の変動報酬を銀行全体の業績に結び付けることにある。

2016年、取締役会は、非課税の従業員の変動報酬の一部をグループの業績により密接に連動させることを決定した。これは、全従業員の当行の財務結果および戦略の実行の達成への貢献に対して報奨を付与することを目指している。取締役の報酬も選定された財務上の数値を用いて当行の業績に密接に結びついている。監査役会は取締役の報酬制度を従業員の報酬制度とより密接に連動させることを決定した。これは、2017年のSTAのグループ項目の参照価額であり、従業員の報酬制度におけるグループ項目の基礎となる業績測定基準を用いて達成する。

2015年10月に公表された当初の目標に従って、当行の資本、リスク、コストとリターンのプロファイルの重要な指標の構成要素である4つの業績測定基準は、STAのグループ項目の参照価額を形成する。

CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等 Tier 1 (CET 1) 資本比率	当行のリスク・ウェイトド・アセットに対する当行の普通株式等 Tier 1 資本比率
レバレッジ比率	CRR/CRD 4に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行の Tier 1 資本の比率
調整後費用	再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損、保険業務に係る費用を除く利息以外の費用
税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)	平均有形株主資本に対するドイツ銀行株主に帰属する純利益の比率。前者は、のれんおよびその他の無形資産を除く当行の貸借対照表上の株主資本

事業年度の末日に、監査役会は、公表された目標数値と比較して、業績測定基準の策定方法および各業績測定基準の達成度合いの評価方法を立証する。

監査役会は定期的に選定された業績測定基準の見直しを行っている。上記の4つの目標は、STAのグループ項目の評価において、その達成度合いに応じて25%を上限として均等にウェイト付けされる。監査評価対象期間中に業績測定基準に基づく目標が全体的に達成されない場合、監査役会はグループ項目を付与しない旨を決定することができる。

個別項目

STAの個別項目は、短期および中期的な目標の達成に対して付与される。監査役会は各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部としてこれらの目標を策定する。主な目標は、当行の事業方針および戦略の目標に寄与する目的で、取締役としての責務とも整合するように設計されている。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮される。個別項目の目標には、例えば当該年度の業務収益の向上、プロジェクトに関連する目標、ダイバーシティに関する目標または、その他従業員や顧客の満足度の向上が含まれる可能性がある。

年間目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用される、すべての目標に対応する財務上の数値および(または)要因が設定される。事業年度毎に各取締役には最大で3つの目標が設定される。前述の目標の達成度合いに応じて、個人の合意した目標と事業目標の合計は合わせて、STAの個人項目の最大90%である。監査役会は単に残りの部分10%について、広範な裁量権の行使として優れた貢献(特定プロジェクトへの貢献を含む。)へ報奨を付与することができる。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、監査役会は個人項目を付与しない旨を決定することができる。

最低値、目標値および最高値

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、前述の目標の達成度合いに応じて、変動報酬総額の40%である。これは、個別目標が変動報酬額を決定の主要因とならないことを確保するために設計されている。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、監査役会はSTAを付与しない旨を決定することができる。

長期報奨 (LTA)

監査役会は各報酬額を決定する場合に、長期目標の達成を明確に重視することを決定した。したがって、LTAの目標値は変動報酬総額の60%以上を構成する。短期項目と同様に監査役会は、各取締役の集団および(または)個人の長期目標を決定する。目標の達成度合いは、事業年度の年初に合意される明確な業績測定基準および(または)要因の定義に基づいて評価される。

60% 最低限、変動報酬の60%は長期項目に関連している

監査役会は合計で3つの目標を各取締役に対して決定する。以前の報酬制度と比較すると、追加された3つ目の目標が長期項目に加えられた。LTA評価における各目標の比重は均等に3分の1である。

選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスは、引き続きLTAのフレームワークに含まれる目標である。この目標は、ドイツ銀行株式の持続的業績推移を促進することを意図している。しかしバランスの向上を達成するために、LTAの本目標の比重は3分の2から3分の1に減少した。この目標の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率(RTSR)の継続的な決定により裏付けられる。ドイツ銀行のRTSRは、選定された同業他社グループの平均総株主利益率(ユーロ建て計算)と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該LTA部分は、直近3事業年度(報酬年度およびその直前の2年間)の年間RTSRの平均値から計算される。ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額する。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

総株主利益率の計算に使用される同業他社グループは基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在という基準に基づき選定された。監査役会は新報酬制度の設計の一環として、同業他社グループの見直しを慎重に行い、以前に適用したグループと比較してこのグループを調整することを決定した。当行の事業活動の観点からは投資銀行業務を中心とした金融機関はユニバーサルバンクとは事業戦略が異なるため、Goldman SachsおよびMorgan Stanleyが同業他社グループから外された。一方で、減少した同業他社グループにHSBCが追加される。なお、HSBCは内部的なベンチマーク目的での比較にも用いられる。

したがって、RTSRの同業他社グループは、以下の銀行で構成されている。

ドイツ銀行の同業他社グループ

BNP Paribas	Société Générale	Barclays	Credit Suisse	UBS
Bank of America	Citigroup	JP Morgan Chase	HSBC	

2つ目の目標は当行の成長および発展に結び付いている。本業の純額での資本の成長という考え方により、監査役会はこの成長を促進するよう設計される目的を設定する。

3つ目の目標は、従来どおり「文化および顧客」カテゴリーから選定される。監査役会は、企業文化、顧客満足度および顧客対応力に結び付いた目標を設定する。この目標は、銀行内の環境の持続的な発展と結び付けられ、または持続的な顧客との関係を促進するために設計される。監査役会は、ドイツ銀行グループの内部統制環境の評価を2017事業年度の取締役の目標の1つに再度設定した。

長期報奨は最大で各目標値の150%とすることが可能である。

目標

監査役会は、各事業年度の年初の業績評価を目的とした合意目標設定の一環として、目標を設定する。すべての目標に関して財務上の数値および（または）要因が設定され、これにより目標の達成度合いが透明性をもって評価される。裁量による決定の余地は変動報酬総額の3%から6%に制限されている。

個別報酬項目に対する目標の配分は以下のとおりである。

		グループ項目 ⁽¹⁾	
短期報奨 (STA)	CET 1比率		25%
	レバレッジ比率		25%
	調整後の利息以外の費用		25%
	税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)		25%
		個別項目 (一例) ⁽²⁾	
長期報奨 (LTA) ⁽³⁾	収益の増加 / IBIT対前年比と計画との比較		30%
	プロジェクトに関連する目標 (実現、管理)		30%
	従業員コミットメント指数 (対前年比%) / ダイバーシティの目標		30%
	十分な情報を得た上での判断に基づく調整		10%
	相対的株主利益率		33.34%
	資本の本質的増加 (純額)		33.33%
	「文化および顧客要因」 / 統制環境評価グループ		33.33%

(1) 共同の戦略的な主要目標であり、DBグループの従業員の報酬制度の一部として、グループ項目の評価の基盤も形成する。

(2) 短期的な個々および部門別の定量的および定性的な目標

(3) 長期的なグループ全体の目標

最高報酬額

取締役の報酬総額は上限の対象となっている。規制要件によって、変動報酬は固定報酬の200%までに制限される。また、監査役会は、2017事業年度の全体的な報酬総額について9.85百万ユーロの上限を再び設定した。したがって、目標の達成度によってより多額の報酬となる場合であっても、報酬は最大で9.85百万ユーロに制限される。

詳細な数値の説明は当行のウェブサイト上で経営者報告書とは別個の文書として掲載されている。

長期奨励および持続性

InstVVの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬項目については権利確定後に継続して保有期間が設定されている。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する可能性がある。変動報酬総額の最大40%は、非繰延報酬として付与することができる。しかし、このうち少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目で構成されなければならない。残りの部分のみが現金で直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時交付することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付される。

2014年度以降、取締役の変動報酬合計は、繰延報酬としてのみ付与されている。2016年に至るまでに（2016年を含む）採用されている報酬制度では、（APAおよびDPA）は原則として非株式現金報酬項目の形で付与される（以下「制限付奨励報奨」という）。ただし、長期業績報酬（LTPA）は株式を基礎とした報酬項目の形でのみ付与される（以下「制限付株式報奨」という。）

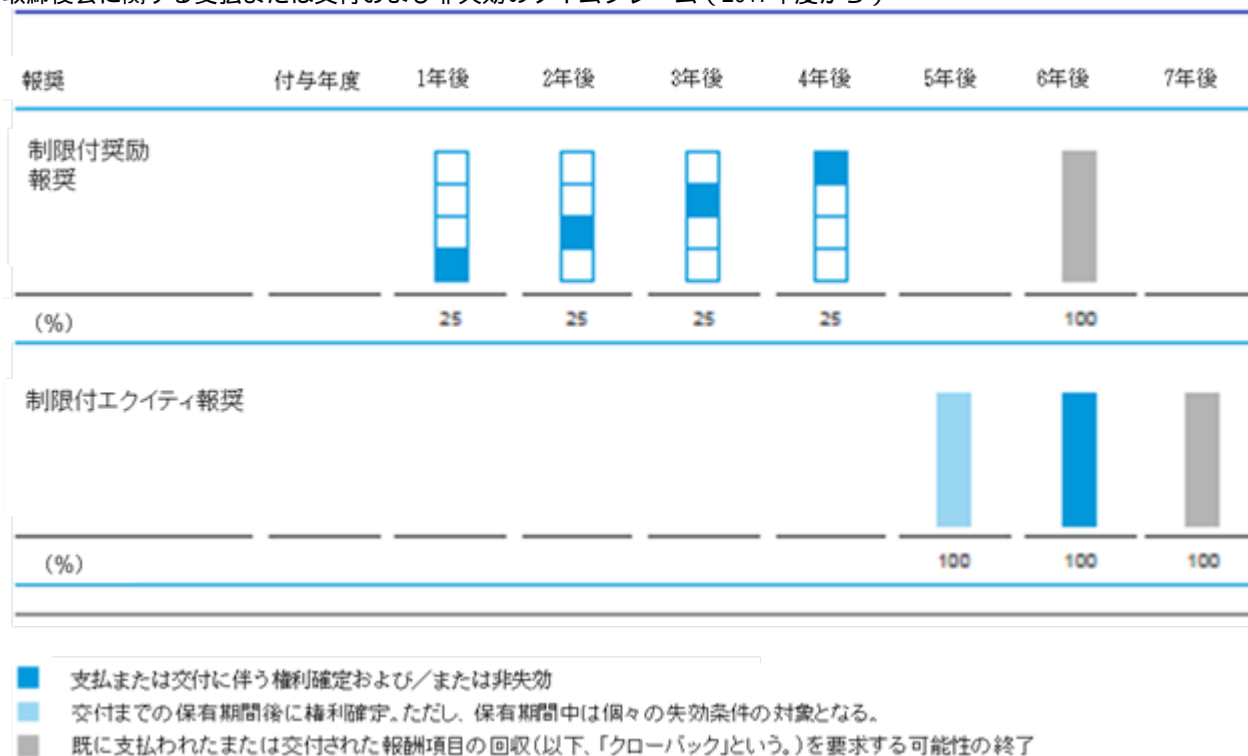
75% 最低限、変動報酬の75%は、株式を基礎とした報酬が付与される。

監査役会は、取締役を当行およびドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きをより高めるために、2017事業年度の長期項目（LTA）および変動報酬総額の75%以上を引き続き制限付株式の形式でのみ付与することを決定した。短期項目（STA）に関してのみ変動報酬総額の最大25%が制限付株式の形式で付与される。

制限付奨励報奨は、4年の期間にわたり権利確定する。制限付株式報奨は、新たな規制要件に基づき、5年後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という。）、追加で1年の保有期間の要件がある。したがって、取締役は、6年後に初めて株式を処分することが認められる。繰延および保有期間中、制限付株式報奨の価値は、当行の株価と結び付いているため、当行の長期の持続的業績と結び付いている。制限付奨励報奨および制限付株式報奨には、繰延および保有期間中に特定の失効要件が適用される。

以下の図は、変動報酬項目の付与年度からの5年間およびクローバック可能な期間における支払または交付の時期を示している。

取締役会に関する支払または交付および非失効のタイムフレーム（2017年度から）



失効条件／クローバック

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付奨励報奨および制限付株式報奨）であるため、長期奨励を創造するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、マイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する可能性がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、制限付エクイティ報奨は完全に失効する。

InstWVの改定案は、特に、いわゆる「クローバック条項」を重要機関の経営体（Geschäftsleiter）のメンバーと合意すべきであることを示す。失効条件とは対照的に、この条項は、特定の取締役個人が業績にマイナスの貢献をすることにより、監査役会が既に支払または交付された報酬項目の返還を要求することを認める。監査役会はこの条項を取締役と合意する。

例外的な成果を達成した場合の制限

例外的な成果を達成した場合には、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。加えて、監査役会および取締役会メンバーである取締役は、取締役の職務契約書に含まれる変動報酬の可能な制限について合意した。これによれば、変動報酬は、提供できる最大金額以下に制限され、あるいは、まったく付与されないこともある。さらに、会社の状況が悪化する場合など継続的な報酬の付与が会社にとって非合理的となると判断される場合には、法的規制により、監査役会が取締役の報酬を適切な水準に削減することができる。変動報酬項目の支払はまた、変動報酬項目の支払が現行の法令上の要件に従って規制当局により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

- 当行に対する取締役の長期コミットメント
- ドイツ銀行とその株主の一体化
- 繰延報酬による当行の業績への結び付け

すべての取締役は一定数のドイツ銀行株式を保有しなければならない。この要件は取締役本人とドイツ銀行および株主との一体化を促進し、当行の業績との持続可能な結びつきを確保することを目的とする。

保有株数は、会長については年間基本給の2倍、一般の取締役については年間基本給の1倍相当である。

単位：ユーロ	株式保有ガイドライン
会長	7,600,000
一般の取締役	2,400,000

原則として、会長については36ヶ月、一般の取締役については24ヶ月の待機期間が設定されており、その期間内に要件が満たされる必要がある。いずれの場合も、各事業年度において待機期間は12ヶ月延長され、待機期間中、取締役には他の変動報酬が付与されない。繰延株式報酬には、当該要件に対して75%の金額が考慮される可能性がある。

当該要件を遵守しているかどうかについて、6月30日と12月31日の半年ごとに検査が行われる。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の検査までに不足分を修正しなければならない。すべての取締役は、2016年度に株式保有義務を満たしている。

報酬項目は繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的に取締役会退任後の期間も存続する。

2016事業年度における取締役会の報酬

基本給

2016事業年度において、取締役会の各共同会長の年間基本給は3,800,000ユーロであり、一般の取締役は2,400,000ユーロであった。

変動報酬

2016年事業年度の当行の経営成績および監査役会による2016年度の従業員の報酬に関する背景に対する厳しい措置によって、取締役会は、2016事業年度において取締役の変動報酬を決定および付与する権利を取消不能に放棄することを全会一致で決定した。取締役会は、監査役会に当該放棄を宣言した。このため監査役会は、2016事業年度の取締役の変動報酬を決定することを差し控えた。

報酬総額

取締役は、2016事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く）として、合算で総額25,883,333ユーロ（2015年度：22,660,000ユーロ）を当年度に受け取った。当金額は基本給のみである。0ユーロ（2015年度：0ユーロ）が長期奨励付業績連動項目として受け取られた。

監査役会は、前述の2016年度および2015年度の報酬を個人別に次のように決定した。

単位：ユーロ					2016年度	2015年度
	基本給	APA ¹	LTPA ²	DPA ³	報酬総額	報酬総額
John Cryan ⁴	3,800,000	0	0	0	3,800,000	1,900,000
Jürgen Fitschen ⁵	1,583,333	0	0	0	1,583,333	3,800,000
Kim Hammonds ⁶	1,000,000	0	0	0	1,000,000	-
Stuart Lewis	2,400,000	0	0	0	2,400,000	2,400,000
Sylvie Matherat ⁷	2,400,000	0	0	0	2,400,000	400,000
Nicolas Moreau ⁸	600,000	0	0	0	600,000	-
Quintin Price ⁹	1,100,000	0	0	0	1,100,000	-
Garth Ritchie ¹⁰	2,400,000	0	0	0	2,400,000	-
Karl von Rohr ⁷	2,400,000	0	0	0	2,400,000	400,000
Dr. Marcus Schenck ¹¹	2,400,000	0	0	0	2,400,000	1,460,000
Christian Sewing	2,400,000	0	0	0	2,400,000	2,400,000
Werner Steinmüller ⁶	1,000,000	0	0	0	1,000,000	-
Jeffrey Urwin ¹⁰	2,400,000	0	0	0	2,400,000	-
Anshuman Jain ¹²	-	-	-	-	-	1,900,000
Stefan Krause ¹³	-	-	-	-	-	2,400,000
Dr. Stephan Leithner ¹⁴	-	-	-	-	-	2,000,000
Rainer Neske ¹²	-	-	-	-	-	1,200,000
Henry Ritchotte ¹⁵	-	-	-	-	-	2,400,000
合計	25,883,333	0	0	0	25,883,333	22,660,000

1 APAとは、年間業績報奨（額）である。

2 LTPAとは、長期業績報奨である。

3 DPAとは、部門業績報奨である。

4 2015年7月1日就任。

5 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

6 2016年8月1日就任。

7 2015年11月1日就任。

8 2016年10月1日就任。

9 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

10 2016年1月1日就任。

11 2015年5月22日就任。

12 2015年6月30日退任。

13 2015年10月31日退任。2015年12月31日契約終了。

14 2015年10月31日退任。

15 2015年12月31日退任。

株式報奨

取締役は、2016事業年度の変動報酬を決定および付与する権利を取消不能に放棄することを監査役会に宣誓した。監査役会は2016年度に取締役に2015事業年度の変動報酬を付与しないことを決めた。

その結果、2015事業年度および2016事業年度に付与された株式報奨はない。

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

年金給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役会への選任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。

取締役は契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受け取る。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年金勘定の行われた拠出額に年4%の利息が付与される。

これらの年次拠出額の合計が、将来の年金給付の支払に利用可能な年金額を形成する。所定の条件の下で、年金の支払期限は、年金支払の原因となる通常の事象（定年、障害または死亡）が発生する前に到来する場合もある。年金受給権は当初から権利確定している。

以下の表は、2016年度および2015年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2016年度在任中の各取締役の2016年12月31日および2015年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の違いは、取締役会における勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

取締役 単位：ユーロ	年間拠出額 (各年度)		利息 (各年度)		勘定残高 (年度末)		勤務費用(IFRS) (各年度)		確定給付制度債務 の現在価値(IFRS) (年度末)	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
John Cryan ¹	754,000	393,250	0	0	1,147,250	393,250	821,114	439,065	1,221,303	450,200
Jürgen Fitschen ²	270,834	650,000	52,696	95,272	0 ⁹	2,549,796	232,666	624,192	0	2,576,287
Kim Hammonds ³	250,001	0	0	0	250,001	0	270,466	0	275,563	0
Stuart Lewis	556,000	576,000	0	0	2,342,938	1,786,938	546,402	516,969	2,555,844	1,551,547
Sylvie Matherat ⁴	500,000	86,668	0	0	586,668	86,668	517,352	128,506	613,025	130,231
Nicholas Moreau ⁵	347,500	0	0	0	347,500	0	442,672	0	450,380	0
Quintin Price ⁶	416,667	0	0	0	0 ¹⁰	0	525,143	0	0	0
Garth Ritchie ⁷	1,550,000	0	0	0	1,550,000	0	1,443,171	0	1,475,820	0
Karl von Rohr ⁴	556,000	96,001	0	0	652,001	96,001	546,402	131,141	647,482	132,799
Dr. Marcus Schenck ⁸	556,000	528,001	0	0	1,084,001	528,001	546,402	478,387	1,041,150	490,386
Christian Sewing Werner Steinmüller ³	1,085,500	692,000	0	0	1,777,500	692,000	984,198	559,197	1,592,460	572,899
Jeffrey Urwin ⁷	166,667	0	0	0	166,667	0	164,232	0	169,445	0
	2,000,000	0	0	0	2,000,000	0	2,036,367	0	2,090,722	0

1 2015年7月1日就任。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年8月1日就任。

4 2015年11月1日就任。

5 2016年10月1日就任。

6 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

7 2016年1月1日就任。

8 2015年5月22日就任。

9 取締役退任時点で、累積勘定残高2,873,326ユーロが資産計上され、一括で支払われた。

10 取締役退任時点、年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬416,667ユーロが支払われた。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消または解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金の額を決定する際に、任用契約の期限前解約の状況および勤務期間を考慮する。当該退職金は、原則として、2年分の報酬額であるが、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。退職金の計算は前事業年度の年間報酬および、必要に応じて当事業年度の予測年間報酬に基づく。退職金は、法令および規制要件、特にInstVVの条項に従って決定される。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金の額は、原則として、監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って、退職金は、原則として、3年分の報酬額を超えず、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

取締役	費用計上額			
	株式を基礎とする報酬項目		現金を基礎とする報酬項目	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
単位：ユーロ				
Jürgen Fitschen ¹	621,077 ²	1,013,489	1,203,434	1,170,591
Stuart Lewis	-136,084 ³	633,658	466,922	633,466

1 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

2 取締役の退任時に、報奨残高の費用全額は前倒して純損益に認識された。

3 取締役の株式を基礎とする報酬は、通常各報告日において株価に基づき評価され、この場合、マイナスの結果となる。

取締役会の株式所有状況

2017年2月17日および2016年2月19日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

取締役	2017年度	2016年度	株式数
John Cryan	9,160	0	
Kim Hammonds ¹	22,800		
Stuart Lewis	51,347	51,347	
Sylvie Matherat	0	0	
Nicholas Moreau ²	0		
Garth Ritchie	28,778	28,778	
Karl von Rohr	3,737	2,747	
Dr. Marcus Schenck	26,445	26,445	
Christian Sewing	36,249	36,249	
Werner Steinmüller ¹	79,792		
Jeffrey Urwin	120,690	120,690	
合計	378,998	266,256	

1 2016年8月1日就任。

2 2016年10月1日就任。

現取締役は2017年2月17日現在、合計378,998株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.03%に相当していた。

以下の表は、2017年2月17日および2016年2月19日の各日現在において取締役が保有していた株式報酬の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報酬の数を示している。

取締役	2016年2月19日			2017年2月17日	
	現在の残高	付与数	交付数	失効数	現在の残高
John Cryan	17,441	-	17,441	0	0
Kim Hammonds ¹	-	-	-	-	88,072
Stuart Lewis	166,538	0	0	0	166,538
Sylvie Matherat	3,217	7,541	0	0	10,758
Nicolas Moreau ²	-	-	-	-	0
Garth Ritchie	244,227	305,424	0	0	549,651
Karl von Rohr	22,846	22,623	2,013	0	43,456
Dr. Marcus Schenck	132,517	84,462	0	0	216,979
Christian Sewing	85,508	0	0	0	85,508
Werner Steinmüller ¹	-	-	-	-	191,879
Jeffrey Urwin	379,808	263,125	0	0	642,933

1 2016年8月1日就任。

2 2016年10月1日就任。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード(以下「GCGC」という。)に準拠した報酬

GCGC4.2.5項第3段落の要件に準拠した取締役の報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、固定報酬の支払い、現在検討中の当年度に関する変動報酬(制限付奨励報酬および制限付株式報酬別に報告されている)が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、2016事業年度および2015事業年度に付与された報酬を示している。

GCGCに従って2016年度(および2015年度)に付与された報酬

単位: ユーロ	John Cryan ¹					
	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬(基本給)	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	1,900,000	1,900,000
付加給付	41,795	41,795	41,795	41,795	29,697	29,697
合計	3,841,795	3,841,795	3,841,795	3,841,795	1,929,697	1,929,697
変動報酬	0	5,300,000	0	8,700,000	0	2,650,000
このうち						
制限付奨励報酬	0	1,500,000	0	3,000,000	0	750,000
制限付株式報酬	0	3,800,000	0	5,700,000	0	1,900,000
合計	0	5,300,000	0	8,700,000	0	2,650,000
年金勤務費用	821,114	821,114	821,114	821,114	439,065	439,065
報酬総額(GCGC)	4,662,909	9,962,909	4,662,909	13,362,909	2,368,762	5,018,762
報酬総額 ²	3,800,000	9,100,000	3,800,000	12,500,000	1,900,000	4,550,000

1 2015年7月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

単位：ユーロ	Jürgen Fitschen ¹					
	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	1,583,333	1,583,333	1,583,333	1,583,333	3,800,000	3,800,000
付加給付	38,937	38,937	38,937	38,937	102,016	102,016
合計	1,622,270	1,622,270	1,622,270	1,622,270	3,902,016	3,902,016
年度変動報酬	0	2,208,333	0	3,625,000	0	5,300,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	625,000	0	1,250,000	0	1,500,000
制限付株式報奨	0	1,583,333	0	2,375,000	0	3,800,000
合計	0	2,208,333	0	3,625,000	0	5,300,000
年金勤務費用	232,666	232,666	232,666	232,666	624,192	624,192
報酬総額（GCGC）	1,854,936	4,063,269	1,854,936	5,479,936	4,526,208	9,826,208
報酬総額 ²	1,583,333	3,791,667	1,583,333	5,208,333	3,800,000	9,100,000

1 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

単位：ユーロ	Kim Hammonds ¹					
	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
付加給付	6,035	6,035	6,035	6,035	0	0
合計	1,006,035	1,006,035	1,006,035	1,006,035	0	0
年度変動報酬	0	1,416,667	0	2,333,333	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	416,667	0	833,333	0	0
制限付株式報奨	0	1,000,000	0	1,500,000	0	0
合計	0	1,416,667	0	2,333,333	0	0
年金勤務費用	270,466	270,466	270,466	270,466	0	0
報酬総額（GCGC）	1,276,501	2,693,168	1,276,501	3,609,834	0	0
報酬総額 ²	1,000,000	2,416,667	1,000,000	3,333,333	0	0

1 2016年8月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

単位：ユーロ	Stuart Lewis					
	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	77,938	77,938	77,938	77,938	97,624	97,624
合計	2,477,938	2,477,938	2,477,938	2,477,938	2,497,624	2,497,624
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,600,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,000,000	0	2,000,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,400,000	0	3,600,000	0	2,400,000
合計	0	3,400,000	0	5,600,000	0	3,400,000
年金勤務費用	546,402	546,402	546,402	546,402	516,969	516,969
報酬総額（GCGC）	3,024,340	6,424,340	3,024,340	8,624,340	3,014,593	6,414,593
報酬総額 ¹	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Sylvie Matherat ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	400,000	400,000
付加給付	12,905	12,905	12,905	12,905	5,226	5,226
合計	2,412,905	2,412,905	2,412,905	2,412,905	405,226	405,226
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,600,000	0	566,667
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,000,000	0	2,000,000	0	166,667
制限付株式報奨	0	2,400,000	0	3,600,000	0	400,000
合計	0	3,400,000	0	5,600,000	0	566,667
年金勤務費用	517,352	517,352	517,352	517,352	128,506	128,506
報酬総額（GCGC）	2,930,257	6,330,257	2,930,257	8,530,257	533,732	1,100,399
報酬総額 ²	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	400,000	966,667

1 2015年11月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く

Nicolas Moreau ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	600,000	600,000	600,000	600,000	0	0
付加給付	5,239	5,239	5,239	5,239	0	0
合計	605,239	605,239	605,239	605,239	0	0
年度変動報酬	0	1,150,000	0	2,025,000	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	600,000	0	1,200,000	0	0
制限付株式報奨	0	550,000	0	825,000	0	0
合計	0	1,150,000	0	2,025,000	0	0
年金勤務費用	442,672	442,672	442,672	442,672	0	0
報酬総額（GCGC）	1,047,911	2,197,911	1,047,911	3,072,911	0	0
報酬総額 ²	600,000	1,750,000	600,000	2,625,000	0	0

1 2016年10月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Quintin Price ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	0	0
付加給付	13,783	13,783	13,783	13,783	0	0
合計	1,113,783	1,113,783	1,113,783	1,113,783	0	0
年度変動報酬	0	2,108,333	0	3,712,500	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,100,000	0	2,200,000	0	0
制限付株式報奨	0	1,008,333	0	1,512,500	0	0
合計	0	2,108,333	0	3,712,500	0	0
年金勤務費用	525,143	525,143	525,143	525,143	0	0
報酬総額（GCGC）	1,638,926	3,747,259	1,638,926	5,351,426	0	0
報酬総額 ²	1,100,000	3,208,333	1,100,000	4,812,500	0	0

1 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Garth Ritchie ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)

固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	0	0
付加給付	110,241	110,241	110,241	110,241	0	0
合計	2,510,241	2,510,241	2,510,241	2,510,241	0	0
年度変動報酬	0	4,600,000	0	8,100,000	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	2,400,000	0	4,800,000	0	0
制限付株式報奨	0	2,200,000	0	3,300,000	0	0
合計	0	4,600,000	0	8,100,000	0	0
年金勤務費用	1,443,171	1,443,171	1,443,171	1,443,171	0	0
報酬総額（GCGC）	3,953,412	8,553,412	3,953,412	12,053,412	0	0
報酬総額 ²	2,400,000	7,000,000	2,400,000	10,500,000	0	0

1 2016年1月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Karl von Rohr ¹					
単位：ユーロ	2016年度 （決定）	2016年度 （目標）	2016年度 （最小）	2016年度 （最大）	2015年度 （決定）	2015年度 （目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	400,000	400,000
付加給付	47,730	47,730	47,730	47,730	2,348	2,348
合計	2,447,730	2,447,730	2,447,730	2,447,730	402,348	402,348
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,600,000	0	566,667
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,000,000	0	2,000,000	0	166,667
制限付株式報奨	0	2,400,000	0	3,600,000	0	400,000
合計	0	3,400,000	0	5,600,000	0	566,667
年金勤務費用	546,402	546,402	546,402	546,402	131,141	131,141
報酬総額（GCGC）	2,994,132	6,394,132	2,994,132	8,594,132	533,489	1,100,156
報酬総額 ²	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	400,000	966,667

1 2015年11月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Dr. Marcus Schenck ¹					
単位：ユーロ	2016年度 （決定）	2016年度 （目標）	2016年度 （最小）	2016年度 （最大）	2015年度 （決定）	2015年度 （目標）
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,460,000	1,460,000
付加給付	23,720	23,720	23,720	23,720	38,370	38,370
合計	2,423,720	2,423,720	2,423,720	2,423,720	1,498,370	1,498,370
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,600,000	0	2,068,333
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,000,000	0	2,000,000	0	608,333
制限付株式報奨	0	2,400,000	0	3,600,000	0	1,460,000
合計	0	3,400,000	0	5,600,000	0	2,068,333
年金勤務費用	546,402	546,402	546,402	546,402	478,387	478,387
報酬総額（GCGC）	2,970,122	6,370,122	2,970,122	8,570,122	1,976,757	4,045,090
報酬総額 ²	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,000,000	1,460,000	3,528,333

1 2015年5月22日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Christian Sewing						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	204,758	204,758	204,758	204,758	19,471	19,471
合計	2,604,758	2,604,758	2,604,758	2,604,758	2,419,471	2,419,471
年度変動報酬	0	3,400,000	0	5,900,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,600,000	0	3,200,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	1,800,000	0	2,700,000	0	2,400,000
合計	0	3,400,000	0	5,900,000	0	3,400,000
年金勤務費用	984,198	984,198	984,198	984,198	559,197	559,197
報酬総額（GCGC）	3,588,956	6,988,956	3,588,956	9,488,956	2,978,668	6,378,668
報酬総額 ¹	2,400,000	5,800,000	2,400,000	8,300,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Werner Steinmüller ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
付加給付	165,001	165,001	165,001	165,001	0	0
合計	1,165,001	1,165,001	1,165,001	1,165,001	0	0
年度変動報酬	0	1,416,667	0	2,333,333	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	416,667	0	833,333	0	0
制限付株式報奨	0	1,000,000	0	1,500,000	0	0
合計	0	1,416,667	0	2,333,333	0	0
年金勤務費用	164,232	164,232	164,232	164,232	0	0
報酬総額（GCGC）	1,329,233	2,745,900	1,329,233	3,662,566	0	0
報酬総額 ²	1,000,000	2,416,667	1,000,000	3,333,333	0	0

1 2016年8月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Jeffrey Urwin ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	0	0
付加給付	59,763	59,763	59,763	59,763	0	0
合計	2,459,763	2,459,763	2,459,763	2,459,763	0	0
年度変動報酬	0	6,100,000	0	10,800,000	0	0
このうち						
制限付奨励報奨	0	3,300,000	0	6,600,000	0	0
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	0
合計	0	6,100,000	0	10,800,000	0	0
年金勤務費用	2,036,367	2,036,367	2,036,367	2,036,367	0	0
報酬総額（GCGC）	4,496,130	10,596,130	4,496,130	15,296,130	0	0
報酬総額 ²	2,400,000	8,500,000	2,400,000	13,200,000	0	0

1 2016年1月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Anshuman Jain ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	0	0	0	0	1,900,000	1,900,000
付加給付	0	0	0	0	337,718	337,718
合計	0	0	0	0	2,237,718	2,237,718
年度変動報酬	0	0	0	0	0	2,650,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	750,000
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	1,900,000
合計	0	0	0	0	0	2,650,000
年金勤務費用	0	0	0	0	1,553,203	1,553,203
報酬総額（GCGC）	0	0	0	0	3,790,921	6,440,921
報酬総額 ²	0	0	0	0	1,900,000	4,550,000

1 2015年6月30日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Stefan Krause ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	0	0	0	0	2,400,000	2,400,000
付加給付	0	0	0	0	105,099	105,099
合計	0	0	0	0	2,505,099	2,505,099
年度変動報酬	0	0	0	0	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	2,400,000
合計	0	0	0	0	0	3,400,000
年金勤務費用	0	0	0	0	498,908	498,908
報酬総額（GCGC）	0	0	0	0	3,004,007	6,404,007
報酬総額 ²	0	0	0	0	2,400,000	5,800,000

1 2015年10月31日退任。2015年12月31日契約終了。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Dr. Stephan Leithner ¹						
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000
付加給付	0	0	0	0	72,570	72,570
合計	0	0	0	0	2,072,570	2,072,570
年度変動報酬	0	0	0	0	0	2,833,333
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	833,333
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	2,000,000
合計	0	0	0	0	0	2,833,333
年金勤務費用	0	0	0	0	442,033	442,033
報酬総額（GCGC）	0	0	0	0	2,514,603	5,347,936
報酬総額 ²	0	0	0	0	2,000,000	4,833,333

1 2015年10月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Rainer Neske ¹					
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
付加給付	0	0	0	0	61,347	61,347
合計	0	0	0	0	1,261,347	1,261,347
年度変動報酬	0	0	0	0	0	1,700,000
このうち						
制限付奨励報酬	0	0	0	0	0	500,000
制限付株式報酬	0	0	0	0	0	1,200,000
合計	0	0	0	0	0	1,700,000
年金勤務費用	0	0	0	0	550,484	550,484
報酬総額（GCGC）	0	0	0	0	1,811,831	3,511,831
報酬総額 ²	0	0	0	0	1,200,000	2,900,000

1 2015年6月30日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Henry Ritchotte ¹					
単位：ユーロ	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)	2016年度 (最小)	2016年度 (最大)	2015年度 (決定)	2015年度 (目標)
固定報酬（基本給）	0	0	0	0	2,400,000	2,400,000
付加給付	0	0	0	0	382,390	382,390
合計	0	0	0	0	2,782,390	2,782,390
年度変動報酬	0	0	0	0	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報酬	0	0	0	0	0	1,000,000
制限付株式報酬	0	0	0	0	0	2,400,000
合計	0	0	0	0	0	3,400,000
年金勤務費用	0	0	0	0	502,274	502,274
報酬総額（GCGC）	0	0	0	0	3,284,664	6,684,664
報酬総額 ²	0	0	0	0	2,400,000	5,800,000

1 2015年12月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

以下の表は、2016事業年度および2015事業年度に支払われた金額を示している。

GCGCに従って2016年度（および2015年度）に支払われた金額

	John Cryan ¹		Jürgen Fitschen ²		Kim Hammonds ³		Stuart Lewis	
	共同会長		共同会長					
単位：ユーロ	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
固定報酬（基本給）	3,800,000	1,900,000	1,583,333	3,800,000	1,000,000	0	2,400,000	2,400,000
付加給付	41,795	29,697	38,937	102,016	6,035	0	77,938	97,624
合計	3,841,795	1,929,697	1,622,270	3,902,016	1,006,035	0	2,477,938	2,497,624
年度変動報酬	0	0	0	285,529	0	0	0	0
このうち制限付株式報奨：								
2010年度のREA（2016年度まで）	0	0	0	285,529	0	0	0	0
合計	0	0	0	285,529	0	0	0	0
年金勤務費用	821,114	439,065	232,666	624,192	270,466	0	546,402	516,969
報酬総額（GCGC）	4,662,909	2,368,762	1,854,936	4,811,737	1,276,501	0	3,024,340	3,014,593

1 2015年7月1日就任。2015年度における前任者からの繰延報酬項目の失効に対する補償金として付与された17,440.59のドイツ銀行の株式報酬、すなわち227,163.68ユーロが解放された。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年8月1日就任。

	Sylvie Matherat ¹		Nicholas Moreau ²		Quintin Price ³		Garth Ritchie ⁴	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
単位：ユーロ								
固定報酬（基本給）	2,400,000	400,000	600,000	0	1,100,000	0	2,400,000	0
付加給付	12,905	5,226	5,239	0	13,783	0	110,241	0
合計	2,412,905	405,226	605,239	0	1,113,783	0	2,510,241	0
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち制限付株式報奨：								
2010年度のREA（2016年度まで）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	517,352	128,506	442,672	0	525,143	0	1,443,171	0
報酬総額（GCGC）	2,930,257	533,732	1,047,911	0	1,638,926	0	3,953,412	0

1 2015年11月1日就任。

2 2016年10月1日就任。

3 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

4 2016年1月1日就任。

	Karl von Rohr ¹		Dr. Marcus Schenck ²		Christian Sewing		Werner Steinmüller ³	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
単位：ユーロ								
固定報酬（基本給）	2,400,000	400,000	2,400,000	1,460,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	0
付加給付	47,730	2,348	23,720	38,370	204,758	19,741	165,001	0
合計	2,447,730	402,348	2,423,720	1,498,370	2,604,758	2,419,741	1,165,001	0
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち制限付株式報奨：								
2010年度のREA（2016年度まで）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	546,402	131,141	546,402	478,387	984,198	559,197	164,232	0
報酬総額（GCGC）	2,994,132	533,489	2,970,122	1,976,757	3,588,956	2,978,938	1,329,233	0

1 2015年11月1日就任。

2 2015年5月22日就任。

3 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	Jeffery Urwin ¹		Anshuman Jain ²		Stefan Krause ³		Dr. Stephan Leithner ⁴	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
固定報酬（基本給）	2,400,000	0	0	1,900,000	0	2,400,000	0	2,000,000
付加給付	59,763	0	0	337,718	0	105,099	0	72,570
合計	2,459,763	0	0	2,237,718	0	2,505,099	0	2,072,570
年度変動報酬	0	0	0	0	0	303,115	0	0
このうち制限付株式報奨：								
2010年度のREA（2016年度まで）	0	0	0	0	0	303,115	0	0
合計	0	0	0	0	0	303,115	0	0
年金勤務費用	2,036,367	0	0	1,553,203	0	498,908	0	442,033
報酬総額（GCGC）	4,496,130	0	0	3,790,921	0	3,307,122	0	2,514,603

1 2016年1月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。2015年12月31日契約終了。

4 2015年10月31日退任。

単位：ユーロ	Rainer Neske ¹		Henry Ritchotte ²	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
固定報酬（基本給）	0	1,200,000	0	2,400,000
付加給付	0	61,347	0	382,390
合計	0	1,261,347	0	2,782,390
年度変動報酬	0	0	0	0
このうち制限付株式報奨：				
2010年度のREA（2016年度まで）	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
年金勤務費用	0	550,484	0	502,274
報酬総額（GCGC）	0	1,811,831	0	3,284,664

1 2015年6月30日退任。

2 2015年12月31日退任。

2016年度において、監査役会は、報告期間中の取締役であったFitschen氏、Lewis氏、および前期に取締役を退任した9人の前取締役に対して、非失効かつ/または2016年に支払いの対象になっていた繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2016年に支払われていない（あるいは株式を基礎とする項目の場合は、交付されていない）報酬項目は含まれていない。

2017年の第1四半期に交付される予定の繰延報奨に関して、監査役会は2016事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、取締役は、2016事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額26,691,178ユーロ（2015年度：23,913,876ユーロ）を受け取った。このうち、25,883,333ユーロ（2015年度：22,660,000ユーロ）が基本給、807,845ユーロ（2015年度：1,253,876ユーロ）が付加給付、0ユーロ（2015年度：0ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる繰延の株式を基礎としない報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各取締役は、2016年度および2015年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付を含む。）を受領した。

GAS第17号に準拠した報酬

単位：ユーロ	John Cryan ¹ 共同会長		Jürgen Fitschen ² 共同会長		Kim Hammonds ³		Stuart Lewis	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする								
株式・アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付エクイティ報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	3,800,000	1,900,000	1,583,333	3,800,000	1,000,000	0	2,400,000	2,400,000
付加給付	41,795	29,697	38,937	102,016	6,035	0	77,938	97,624
総額	3,841,795	1,929,697	1,622,270	3,902,016	1,006,035	0	2,477,938	2,497,624

1 2015年7月1日就任。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	Sylvie Matherat ¹		Nicholas Moreau ²		Quintin Prince ³		Garth Ritchie ⁴	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする								
株式・アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	400,000	600,000	0	1,100,000	0	2,400,000	0
付加給付	12,905	5,226	5,239	0	13,783	0	110,241	0
総額	2,412,905	405,226	605,239	0	1,113,783	0	2,510,241	0

1 2015年11月1日就任。

2 2016年10月1日就任。

3 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

4 2016年1月1日就任。

単位：ユーロ	Karl von Rohr ¹		Dr. Marcus Schenck ²		Christian Sewing		Werner Steinmüller ³	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする								
株式・アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	400,000	2,400,000	1,460,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	0
付加給付	47,730	2,348	23,720	38,370	204,758	19,471	165,001	0
総額	2,447,730	402,348	2,423,720	1,498,370	2,604,758	2,419,471	1,165,001	0

1 2016年11月1日就任。

2 2015年5月22日就任。

3 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	Jeffrey Urwin ¹		Anshuman Jain ²		Stefan Krause ³		Dr. Stephan Leithner ⁴	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励あり								
現金を基礎とする								
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする								
株式・アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	0	0	1,900,000	0	2,400,000	0	2,000,000
付加給付	59,763	0	0	337,718	0	105,099	0	72,570
総額	2,459,763	0	0	2,237,718	0	2,505,099	0	2,072,570

1 2016年1月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。2015年12月31日契約終了。

4 2015年10月31日退任。

単位：ユーロ	Rainer Neske ¹		Henry Ritchoffe ²			総額	
	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	
報酬							
業績連動項目							
長期奨励あり							
現金を基礎とする							
制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	0	0	
株式を基礎とする							
株式・アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	
業績非連動項目							
基本給	0	1,200,000	0	2,400,000	25,883,333	22,660,000	
付加給付	0	61,347	0	382,390	807,845	1,253,876	
総額	0	1,261,347	0	2,782,390	26,691,178	23,913,876	

1 2015年6月30日退任。

2 2015年12月31日退任。

2016年度において、監査役会は、報告期間中の取締役であったFitschen氏、Lewis氏、および前期に取締役を退任した9人の前取締役に対して、非失効かつ/または2016年に権利確定予定の繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2016年に支払われていない制限付奨励報奨は含まれていない。

2017年の第1四半期に交付される予定の繰延報奨に関して、監査役会は2016事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

従業員の報酬報告書

2016年度の報酬の決定の概要

当行の従業員の報酬の透明性を高め、持続可能にすることは、当行をより良い組織にするための重要な要素である。このため、当行の戦略の主な目的の一つは、報酬制度を従業員の行為と当行グループのリターンを連動させることである。2016年度において、取締役会はこの目標を達成するための当行の取組みを示す2つの主な決定を行った。

まず、当行は新たな報酬制度を導入した。これは、当行のすべてのレベルの持続的業績を促進し、それに対して報酬を与えるために設計された。従業員の年功および部門もしくは機能に応じた変動報酬項目に対する固定報酬項目の目標比率に関するガイダンスを提供することによって、報酬総額を構成する一貫した論理が導入された。変動報酬（VC）は、現在一般的に2つの項目から成る。すなわち、「グループ項目」と「個別項目」である。「グループ項目」は、従業員のVCを戦略的目標の達成における当行の業績および成果と直接的かつ高い透明性により結び付けられるように設計されている。一方で、「個別項目」は、裁量に基づき部門別および個別業績と結び付いている。

次に、取締役会は、2016年度の業績を踏まえ、限定的なVCプールのみで報酬を与えることを決定した。2016年度を通して、当行は、特に従業員の努力と献身によって、強靱な復元力を示した。また、そのような中で、当行は主要な問題の解決や当行の再構築によって、当行の戦略的目標に向けて大きく進展することができた。当行はこのように前進することができたものの、報酬の決定において、2016年度は全般的に当行にとって厳しい年であったことを考慮する必要があった。取締役会は、当行を強化し、再び収益性を高めるまでにはまだ道半ばであると考えている。さらに、2016年度のVCに関する決定を行うに当たって、主要な問題の解決による財務的影響、および当行の最終的な経営成績を考慮しなければならなかった。したがって、取締役会は、財務結果の反映および株主と従業員の利益の適切なバランスを図るため、2016年度のVCプールの実質的な制限が不可避であると判断した。このことは、多数の人員が整理され、株主への低配当の年度には特に当てはまる。これらを背景に、当行の上層部の従業員（「副総裁」、「ディレクター」、「マネジング・ディレクター」等の役職）は、2016事業年度においては「グループ項目」は受領したが「個別項目」は支給されなかった。当該決定は、2016年度のVCの総額が、2015年度と比較して約77%減少し5億ユーロとなった主な要因である。

取締役会は、当該決定が従業員にさらなる制約を与えることについて完全に理解しているが、当該決定が長期的な最大利益であり、当行により大きな成功をもたらすために不可欠であると確信している。このことを明確に示すため、取締役会は、2016事業年度の変動報酬を自主的に放棄することを決定した。

当行のさらなる成功にとって重要な立場にいる限られた数の従業員は、2017年度初頭に特別な長期奨励として「リテンション報奨」が付与された。その大部分は株式の形で付与された。当該奨励は、5年まで全額が繰り延べられ、それに加えて12ヶ月の保有期間がある。

規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行のグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行は、報酬に関する規制の変更に率先して対応するよう努めている。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行の健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループレベルでCRD 4の要件の対象となる。CRD 4の要件は、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstitutsvergütungsverordnung（InstVV）に翻訳されている。当行は、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に当該規則を採用した。また、当行は、2014年3月4日の委員会委任規則（EU）第2014/604号において定められた基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと見做される業務を行うすべての従業員（「重要なリスク・テイカー」もしくは「MRT」）を識別している。MRTは、InstVV第17条の意味における重要な金融機関について、グループレベルおよび単一の法人レベルで識別される。

CRD 4およびその後ドイツ銀行法において採択された要件に従い、当行は変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率1:1の対象となっている。これは、株主が承認した場合、1:2に引き上げることできる。2014年5月22日、当行の年次株主総会において、また、ドイツ銀行法第25a条第5項に従い、この比率を1:2に引き上げることが95.27%の支持率で株主に承認された。管理機能の従業員の報酬に対する固定項目を重視するため、当行の内部統制の枠組みで定められている通り、当行は企業の管理機能の従業員には1:1の比率が適用されることを決定した。

業界特有の法律を受けて、およびInstVVに従い、特定の資産運用子会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という）もしくは「譲渡可能証券の集団投資事業（以下「UCITS」という。）指令」が適用され、それぞれの報酬規定の対象となる。CRD 4およびそのドイツ法への導入との1つの重要な違いは、AIFMD/UCITS上のMRTは、CRD 4に規定された変動報酬に対する固定報酬の比率の制限の対象とならないことである。当行は、それぞれの規制に従い、AIFMD/UCITSの規制対象子会社のMRTを識別し、InstVV MRTに係る報酬規定をAIFMD/UCITS上のMRTにも適用する。ただし、変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率に関する1:2の比率を除く。

また、当行は、当行の顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした「金融商品市場指令」（MiFID）におけるガイドラインについても認識している。2014年1月にBaFinが公表した改訂されたMaComp通達は、MiFIDの報奨に関する規定の概要を示しており、一般要件、報酬計画の見直しおよび「関係者」と見なされる従業員数の特定に関して取り扱っている特定の報酬方針の実施を要求している。全てのInstVVの要件は、この母集団に同程度に適用される。

また、当行は、ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「ボルカー・ルール」という。）第619条における施行に係る最終規則に含まれる報酬の取決めに関する要件も遵守している。

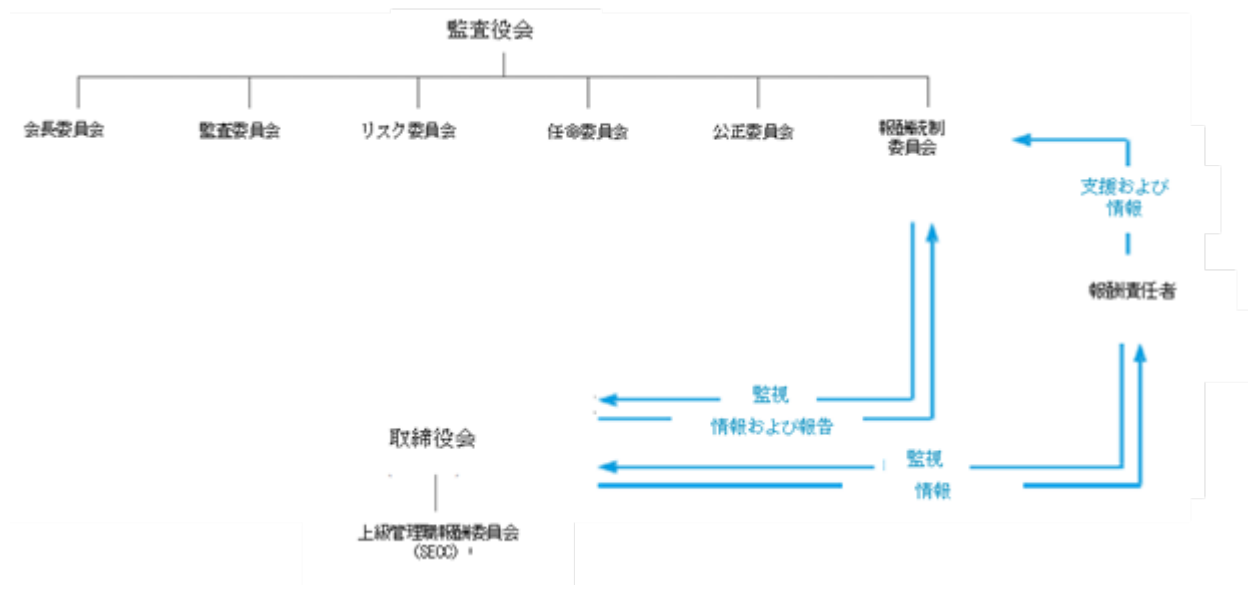
上記に加えて、当行は一定の現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかになった場合、当行は規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行の全体的なグローバルな報酬制度に留めながら、現地の規制に遵守している。この例として、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」を特定することが挙げられる。いかなる場合にも、当行は世界中でInstVVの要件を最低基準として適用する。

当行は、規制環境を引き続き注視する。2017年については、当行は最も重大な影響は、BaFinが適用する新たなInstVVによってもたらされると考える。分析の結果、当行の報酬制度の大半は既に新たな規定に整合していることを確かめた。しかし、いわゆる「クローバック」条項の導入等の重要な変更が行われる。

報酬ガバナンス

当行が強固なガバナンス構造を構築したことによって、当行の報酬戦略および報酬方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、報酬統制委員会（CCC）や上級管理職報酬委員会（SECC）等の特定委員会や機能によって支えられている。

報酬ガバナンス構造



1 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

報酬統制委員会

監査会はドイツ銀行法第25d条第12項に従い、CCCを設立した。CCCは、監査役会会長および3人の監査役会のメンバーで構成され、そのうち2人は従業員の代表者であり、2016暦年において12回の会合が開かれた。そのうち4回はリスク委員会との合同会合であり、1回は会長委員会との合同会合であった。

CCCの責任には、監査役会がとりわけInstVVに従いリスクとリスク管理への影響を考慮しつつ、ドイツ銀行の取締役会メンバーの報酬制度の適切な構造を構築および監視することに対する支援が含まれる。さらに、CCCは取締役会と上級管理職報酬委員会が構築した従業員の報酬制度の構造が適切かどうかを監視する。CCCは、VCの総額が適切であり、InstVVに則って設定されているかを定期的に確認する。

また、CCCは、リスク、資本および流動性の管理に対する報酬制度の影響を評価し、報酬制度が事業戦略・リスク戦略と整合的であることの確保を図っている。さらに、CCCは、監査役会が内部統制とその他の関連分野が報酬制度の構造化に適切に組み込まれているかを監視する支援を行う。

報酬責任者

InstVV第23条に従って、取締役会はCCCと共同で報酬責任者を任命した。報酬責任者は、監査役会とCCCがすべての報酬制度に関連する任務を遂行する支援を行い、CCCの会長と緊密に連携する。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用に継続的に関与する。報酬責任者は、自身の監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも年1回提供する。

上級管理職報酬委員会

SECCは、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。SECCは、グループの報酬戦略および報酬方針を構築する。SECCは、業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素も使用し、年間のVCプールおよびそれを事業部門や管理部門全体へに配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理部門に属しており、当行の事業部門に割り当てられていない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2016年度は、SECCメンバーは最高総務責任者および最高財務責任者、ならびに最高リスク責任者（全員が取締役会メンバーでもある）、人事のグローバル・リーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当者で構成されている。報酬責任者、副会長および人材管理および報酬のグローバル・共同リーダーのうち1名は、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催する。2016業績年度において13の会合が開かれた。

報酬戦略

ドイツ銀行は、当行自身の報酬制度が、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。報酬制度によって、当行は、当行の目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。また、従業員がそれぞれの可能性を最大限に発揮することが促される。グループの報酬戦略は、当行の戦略目標および企業の価値観や信念と整合している。

当行の報酬慣行の5つの主な目的

- 全てのビジネスモデルおよび国を跨って、人材を惹きつけ、定着させる当行の顧客重視のグローバルな銀行戦略の実現を支援する
- 当行の長期的および持続可能な業績および発展、並びにこれに応じたリスク戦略を支援する
- 費用抑制と効率性にもとづく長期業績を促進および支援する
- 当行の報酬慣行が、不適切なリスク負担の回避、資本および流動性の計画との持続的な整合性の確保、規制の遵守によって、安全であることを確保する
- 当行の企業の価値観となる公正、持続的業績、顧客重視、革新、統制、パートナーシップを適用し促進する

中核的な報酬原則

- リスクを考慮に入れ、報酬を株主持分および持続的な当行全体の収益性と整合させる
- 従業員と当行全体の持続的な業績を最大化する
- 才能ある人材を惹きつけ定着させる
- 報酬をさまざまな部門および責任のレベルを反映するように調整する
- 簡素で透明性のある報酬の設計を適用する
- 規制要件の遵守を確保する

グループ報酬方針は、報酬に関する戦略、ガバナンス・プロセスおよび報酬慣行・構造について従業員に情報を提供し教育することに重点を置いた内部文書である。グループ報酬の戦略とグループ報酬方針は共に、報酬慣行とより大きなグループ戦略の結びつきを明確に文書化している。双方の文書は、当行のイントラネット・サイトに公開され、すべての従業員が閲覧可能となっている。

報酬総額の構造

報酬戦略の一環として、当行は、いわゆる「総額報酬制」を採用しており、報酬は固定報酬とVCで構成される。総額報酬は、競争力のある支払の結果を区別するための公平な基準を提供しながら、一方で健全なリスク管理とガバナンスの枠組みにおいて、市場要素および規制上の要件を十分に配慮しつつ、当行の全体的な戦略を強化する。

2016年度に、従業員報酬を当行の戦略目標および事業目標とより密接に連動させ、同時に複雑性を削減するため、当行は新たな報酬フレームワークを導入した。また、新たな報酬フレームワークは、VCよりも固定報酬に重点を置いており、これらの項目の適切なバランスを確保することを目指している。

固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。固定報酬の適切な水準は、それぞれの役割、内部での比較および適用される規制上の要件において一般的な相場を参照して決定される。固定報酬は、適切な人材を惹きつけ定着させることによって、当行が戦略目標を達成する上で重要な役割を果たす。従業員の大半にとって、固定報酬は主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。

VCには、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して個人の業績を区別し、行動の原動力となることができるという利点がある。また、コスト・ベースに柔軟性をもたらず。新たな報酬フレームワークでは、VCは一般的に2つの要素から成る。すなわち、「グループ項目」と「個別項目」である。

具体的には、新たな報酬フレームワークの包括的目標の1つは、VCとグループの業績の間の結び付きを強化することである。そのため、取締役会は「グループ項目」を当行の戦略目標の達成の成果と直接的および従業員に理解しやすい方法で連動させることを決定した。戦略的目標への進展を評価するため、取締役会は、当行の自己資本、リスク、コストおよび収益のプロファイルにとって重要な指標である4つの重要業績評価指標（KPI）を活用することを決定した。すなわち、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率、レバレッジ比率、調整後費用（ポストバンクとNCOUを除く）および税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）である。これらの4つのKPIは、規制当局、投資家およびその他の外部の利害関係者にとっては、戦略の実施への進展を表す数値であるが、当行の成功に各従業員が貢献していることを表すものでもある。

適格性に応じて、「個別項目」は個々のVCまたは特別報奨金の形で交付される。

一方で、「グループ項目」は、グループの業績と結び付いている。個々のVCは複数の財務および非財務要素を考慮に入れる。これらには、該当する部門別の業績、従業員の個々の業績および行動、従業員の競争相手との関連性およびリテンションの考慮を含む。

特別報奨プログラムは、より下層の契約社員を対象としている。当該プログラムは、対象とする母集団による優れた貢献を透明性が高い方法によって適時に認識し、報奨を付与する機会を与える。通常、年に2回の推薦サイクルがある。

新たな報酬フレームワークでは、既存の雇用関係において、引き続きVCは保証されない。

報酬項目の概要

固定報酬¹

従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される

役割の要求事項、規模および範囲と結び付いている

変動報酬

グループ項目

KPI	加重
CET 1資本比率	25%
レバレッジ比率	25%
調整後費用（ポストバンクとNCOUを除く）	25%
税引後平均有形株主資本利益率	25%

個別項目

個別変動報酬

上層部の従業員への項目。

以下に基づく。

- 個々の目標と期待
- 財務および非財務要素
- 部門別の達成者

特別報奨

下層の従業員による優れた貢献への報酬を認める。年に2回指名される

給付

それぞれの市場慣行、要件および需要に従い付与される（企業年金制度を含む）

業績と連動していないが、特定の年功もしくは勤続年数と結び付いている場合がある

¹ 固定報酬は追加固定給、都市手当もしくはその他の被給与報酬や手当を含む場合がある。

変動報酬の決定 - 手法

当行は、変動報酬（VC）の決定にリスク調整後の業績および当行と当行の部門の資本ポジションが反映されていることを確保するために、強固な手法を整備している。グループVCプールは、主に(i)グループの負担能力（すなわち、規制要件に沿って当行が何を付与「できる」か）および(ii)グループ戦略（適切な報酬を提供しながら、フランチャイズの長期的な健全性を保護するために、当行が何を付与「すべき」か）によって決定される。2016年度に、当行は、新たな報酬フレームワークとその報酬項目を反映するため、評価方法を改訂した。

変動報酬の決定

パラメータ	説明
グループの負担能力の評価	第1段階として、当行がVCを付与するポジションにあるかを判断するために、グループの負担能力が評価される。これは、いわゆる「純損益テスト」の実施および設定されたグループの負担能力パラメータに基づく結果のレビューが含まれる。使用する負担能力のパラメータは、当行のリスク選好フレームワークと完全に結び付いており、CET 1比率、経済的資本比率、レバレッジ比率、ストレスのかかった正味流動性ポジションおよび流動性カバレッジ比率が含まれる。グループVCプールは、これらの重要なパラメータを満たしている場合および予想される将来の規制上および戦略的目標の達成予想と一致している場合、負担能力があると見なされる。
グループ項目	グループ項目は、全従業員の報酬の一部を戦略的目標と比較した当行の業績と結び付ける。グループ項目は、4つの均等に加重された重要業績評価指標（KPI）、すなわちCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本比率、レバレッジ比率、調整後費用（ポストバンクとNCOUを除く）および税引後平均有形株主資本利益率の実績に基づいて決定される。これら4つのKPIは、当行の自己資本、リスク、費用および収益のプロファイルの重要な指標を表しており、当行の持続可能な業績を評価するための良い判断材料となる。
個々のVC	当行は個々のVCを決定する方法として、一定の範囲のある考慮事項を参照している。事業部門については、それぞれの業績がプールの決定の開始点となる。これは、部門別の目標に照らして評価され、特に当行が将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。管理機能については、業績評価はコストパフォーマンスと統制目標の達成に基づいている。管理部門のVCプールは、当行全体の業績に応じて決定されるが、規制上の要件に従って監督する部門の業績によって決定されない。加えて、当行は、戦略上の定性的要素を含む重要な定量的・定性的要素（戦略的目標への進展、従業員保護と株主利益の間のバランス、当行グループの部門への戦略的重要性、フランチャイズ保護および成長、相対的な業績と同業他社および市場のポジションやトレンド等の将来の事業戦略ニーズを十分に配慮しながら、自由裁量による判断に基づき個々のVCの総額を調整する能力を維持する。
特別報奨	特別報奨の目的は、当行の下層の従業員の優れた貢献を認識することである。特別報奨プログラムの規模は、対象範囲に含まれる従業員数に対して設定された固定報酬の割合と直接結びついており、通常年に2回支給される。

2016年度の報酬の決定

現在の業務環境を踏まえ、取締役会は2016年度の限定的なVCプールはフランチャイズの長期的な最大利益にかなっており、株主と従業員の利益の間で適切なバランスを取ることが要求されると判断した。

具体的には、取締役会は、当行のより上層の従業員（「副総裁」、「ディレクター」、「マネジング・ディレクター」等の役職）が「グループ項目」のみを受け取り、「個別項目」は受け取らないことを決定した。下層の従業員を保護するため、特別報奨に適格ではなかった「副総裁補佐」までのレベルの従業員は、限定的な個々のVCを受け取る資格が維持された。同様の理由で、2016事業年度の特別報奨の2回の推薦サイクルは予定通りに実行された。労働協約に含まれる賞与等の拘束力のある個別の契約も遂行された。2016年度に新たな報酬フレームワークを導入しなかった子会社も同様に限定的なVCプールのみが付与された。その後、それぞれのVCプールは、関連する枠組みに基づいて分配された。

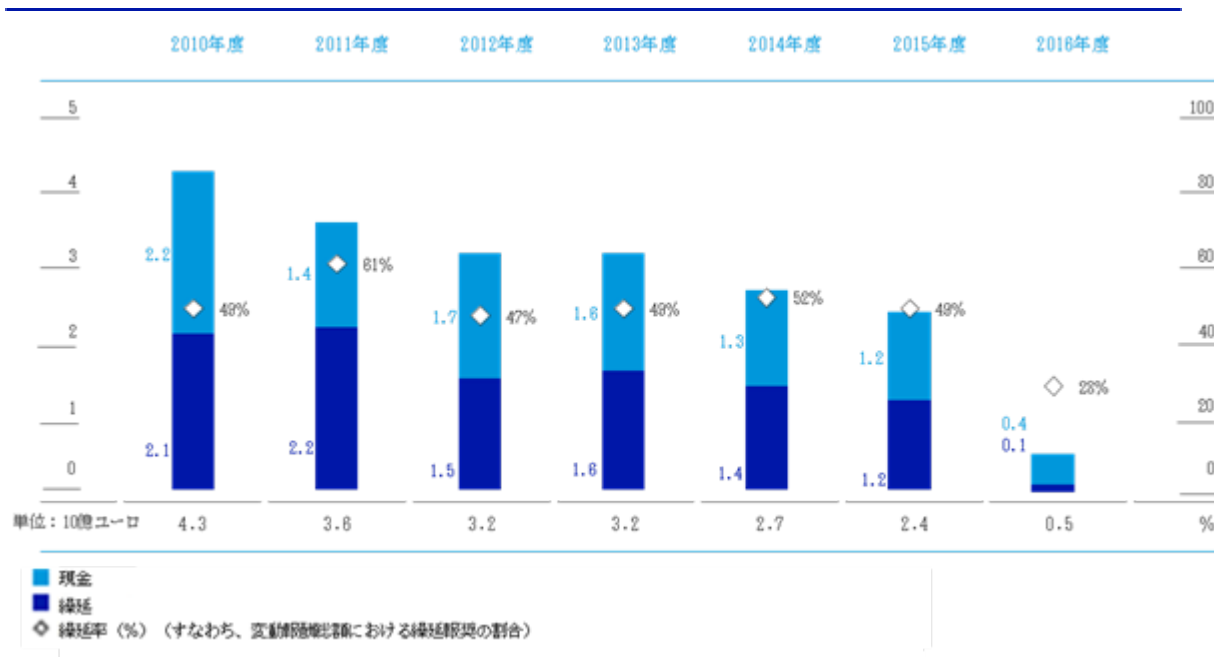
「グループ項目」は、前述の概要のとおり、設定された4つのKPIの評価に従って、全ての適格な従業員に付与された。2016年度において、当行の公式な目標と比較して4つのKPIのうちの3つが改善したことによる着実な進展が見られたことに基づき、取締役会は、50%の目標達成率を決定した。当該達成率は、従業員の特別な「グループ項目」の付与を決定する根拠となる。

合計すると、2016年度において、これらの決定によって全体的なVCプールは5億ユーロとなり、これは2016年度に付与された2015業績年度のVCと比較して約77%減少した。

2015年度と比較して、2016年度の固定報酬は約3%とやや増加し、81億ユーロから83億ユーロとなった。この増加の主な理由は、新たな報酬フレームワークの導入における固定報酬項目と変動報酬項目のリバランスであった。

加えて、当行のさらなる成功にとって重要な立場にいる複数の従業員は、2017年度初頭に、特別な長期奨励として「リテンション報奨」が付与された。その大部分は株式の形で付与され、5年まで全額が繰り延べられ、それに加えて12ヶ月の保有期間がある。このインセンティブは、受給者の2016年度の業績を補うために設計されていないため、2016年度の報酬の一部を形成しない。これは、受給者のリテンションを促すために付与された。詳細情報については、「2017年度のリテンション報奨プログラム」の章を参照のこと。

変動報酬および繰延率



2016年度の報酬費用

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹						2016年度		2015年度	
	GM	CIB	PW&CC	Deutsche AM	NCOU	独立した統制機能 ²	会社の機能 ³	グループ合計 ⁴	グループ合計
年度末の従業員数（フルタイム換算）：	4,737	7,116	24,514	2,547	116	6,084	36,518	99,744	101,104
報酬総額	1,203	1,208	1,826	400	28	622	2,534	8,887	10,528
このうち： 固定報酬	1,054	1,068	1,739	356	26	598	2,435	8,341	8,122
変動報酬	149	140	87	44	2	24	99	546	2,406

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 規制上のガイダンスに基づき、「独立した統制機能」は、本表の目的において、最高リスク責任者、最高規制責任者およびグループ監査の領域を含む。内部的に、当行は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1が同様に適用される「独立した統制機能」として追加的に管理機能を特定している。

3 「会社の機能」は、本表の目的上独立した統制機能と見なされない管理機能を含む。

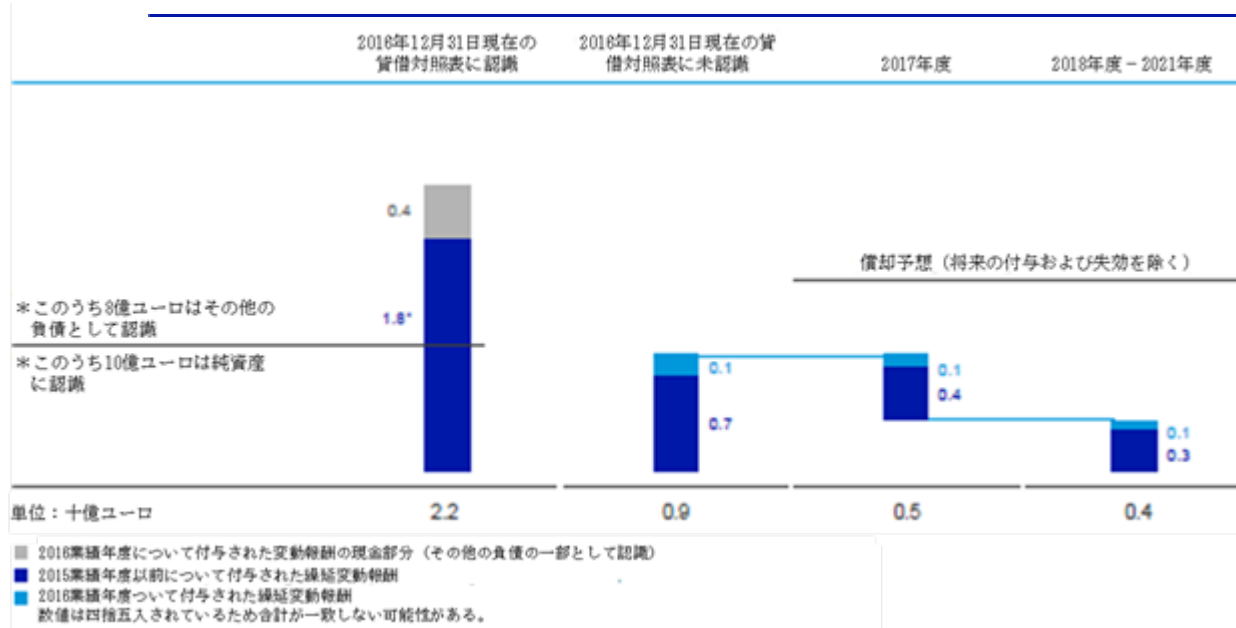
4 部門レベルに含まれる情報に加え、2016年度のグループ合計は、ポストバンク・グループの従業員（18,112名の従業員）およびポストバンクの固定報酬総額の数値（1,065百万ユーロ）も含む。ポストバンク・グループによって付与された変動報酬は、上記の変動報酬額に含まれていない。ポストバンク・グループについて、85.6百万ユーロの変動報酬総額が予想されている。

変動報酬の認識および償却

2016年12月31日現在、2016事業年度について2017年3月初旬に付与された報奨を含む未償却の繰延変動報酬（VC）費用は、約9億ユーロである。以下の図は、2016年度の貸借対照表に認識されたVCの金額と今後の複数事業年度にわたるVCの残高の予想される将来の償却額を視覚化したものである（将来の付与および失効を除く）。

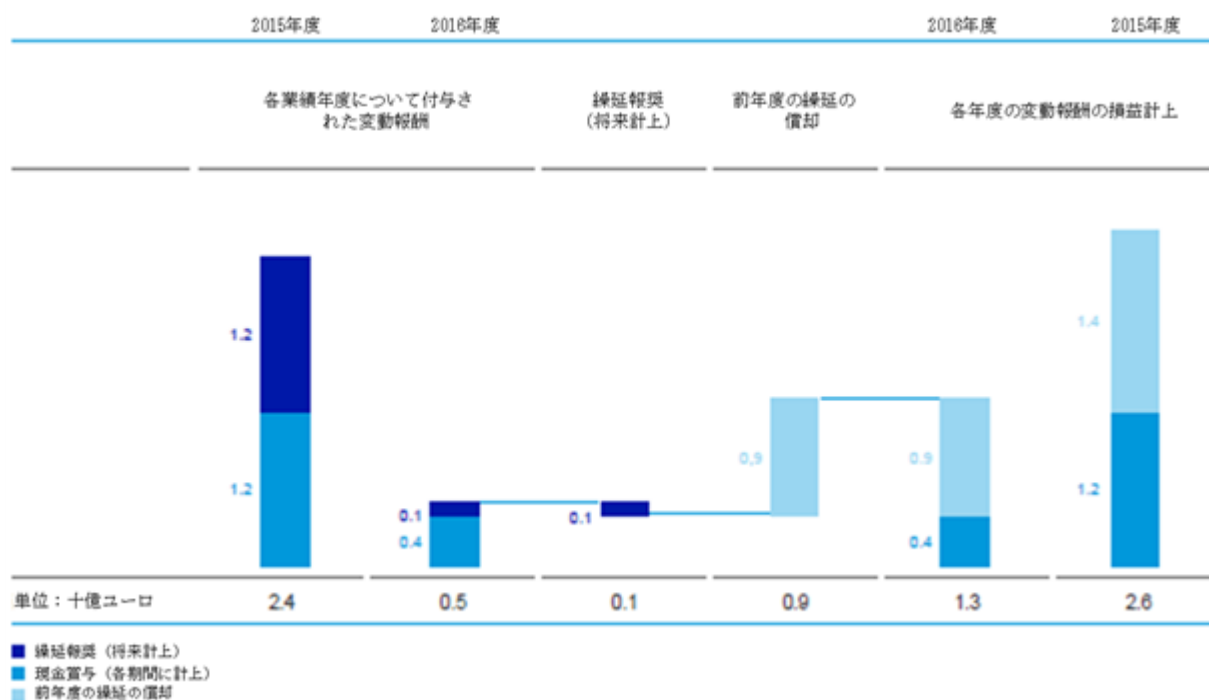
変動報酬

2016年12月31日現在の認識および付与された繰延報酬の償却予定



2016年度のVCのうち、4億ユーロは2016年度の損益に計上され、1億ユーロは将来の年度に計上される。さらに、2016年度の損益に過年度の繰延から生じた9億ユーロのVCが計上された。

付与された変動報酬と損益計上との調整



変動報酬構造およびピークル

当行の報酬構造は、過度なリスク・テイクに対し奨励することがないように設計されている。当該構造は、VCをグループの持続的な業績に連動させることによって、責任レベルの向上と付与される全体的な報酬額の増加を確保することを目的としている。こうした中で、当行は、報酬において株式もしくは株式を基礎とした金融商品を使用することは、報酬を当行の長期的な業績および株主の利益と連動させる効果的な方法であると考えている。ドイツ銀行の株式を使用することによって、該当する場合、個々の報酬の価値は権利確定および保有期間にわたる当行の株価と結び付けられ、その結果、当行の長期的な業績と連動することになる。

過年度と同様、当行はVCに関して特定の規制上の制約を上回ることを決定した。これは、当行が特定の規制上の要件よりも厳格な構造および制約を整備することを意味する。重要なリスク・テイク（MRT）のVCの40%（執行役については60%）は、権利確定スケジュールに基づき4年間にわたり均等に繰り延べられる。さらに、当行は、当行の長期的な健全性と業績に重要な影響力を持つ当行の最上層の従業員から成るいわゆる「上級幹部グループ」（SLC）を特定した。当該グループの報酬を当行の持続的な業績とより密接に連動させるため、それらの繰延株式報酬は4年半の一括型権利確定の対象となる。執行役については、繰延率が60%となる。

すべてのMRTはそれぞれの繰延報酬の50%を制限付株式で受け取り、50%を制限付現金で受け取る。さらに、アップフロント報酬の50%も株式で付与される。MRTに対するすべての株式報酬は、各トランシェの権利確定時に追加的な保有期間の対象となり、その間、従業員は株式を売却することが認められない。BaFinによって提供される各ガイダンスに基づき、これらの要件はVCが50,000ユーロ未満のMRTには適用されない。2016年度における限定的なVCプールによって、1,947名のMRTが当該基準値を下回っていたため、VC報酬全額を現金で受け取った。

報奨の構造の概要

報奨の種類	加重	割合	繰延期間	保有期間
アップ フロント 報酬	VCの 60% ¹	50%が現金（現金賞与） ²	N/A	N/A
		50%が株式（株式・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）） ²	N/A	12ヶ月 ³
繰延 報酬	VCの 40% ¹	50%が現金（制限付奨励報奨（以下「RIA」という。）） ²	4年間にわたり均等繰延	N/A
		50%が株式（制限付株式報奨（以下「REA」という。））	4年間にわたり均等繰延。SLCについて4.5年後の一括型権利確定	6ヶ月 ³

N/A - 該当なし

1 50,000ユーロ以上の報奨の40%を繰延（執行役や上級幹部グループについては60%）。50,000ユーロ未満の変動報酬を付与される従業員は100%現金で受け取る。

2 MRT以外はアップフロント報酬の100%を現金で受け取る。

3 MRTのみに適用される。

変動報酬の事後リスク調整

業績条件および失効（クローバック）規定は、当行の繰延報酬構造の重要な要素であり、報奨が将来の行為および業績と連動することを支えながら、初期の業績評価の適切なバックテストも可能にしている。すべての繰延報奨が多数の業績条件および失効規定の対象となる一方で、個別の適用可能性は、報奨項目、従業員の部門およびMRTとして特定されることによって決まる。業績条件および失効規定の概要を以下に示す。

変動報酬の業績条件および失効規定の概要

規定	説明	失効
グループのCET 1資本比率	権利確定前および交付前の四半期末に当行グループのCET 1資本比率が一定の基準値を下回った場合	今後交付予定の株式を基礎とする報奨のトランシェ（すべての未交付の株式） ¹
マイナスのグループ税引前利益	グループ税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合	今後交付予定の株式を基礎とする報奨のトランシェ（MRTの現金を基礎とする報奨にも適用される） ²
マイナスの部門税引前利益	部門税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ（NCOUのMRTを除いた事業部門のMRTにのみ適用される） ²
減損	報奨が、著しく不正確であるとみなされた業績の測定にもとづいていることが判明した場合、または従業員に帰属すると思われる取決め、売買もしくは取引が著しい悪影響をもたらした場合	交付予定の報奨の100%まで
方針 / 規制違反	決済前に内部方針および手続の違反または該当する法令の違反があった場合	交付予定の報奨の100%まで
重大な統制の欠陥	従業員に帰属するとみなされる重大な統制の欠陥が発生した場合	交付予定の報奨の100%まで
規制要件	失効は現行の規制要件を遵守することが要求されている場合	交付予定の報奨の100%まで

1 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、権利確定または決済前のいずれかの四半期末に当行グループのCET 1比率が基準値を下回った場合、当該年度に関して報奨の全額が失効する。

2 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、報奨の一定の割合（SLCに交付されるREAについては20%）は、税引前利益がある年度でマイナスになった場合、当該年度に関して失効する。

2017年の第1四半期に交付される予定の過去の事業年度からの繰延報奨に関して、取締役会は2016事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

2017年度のリテンション報奨プログラム

限定された数の従業員に対して、2017年度初頭に特別な長期インセンティブ（以下、「リテンション報奨」という。）が付与された。リテンション・リスクの軽減およびフランチャイズの保護のため、取締役会は、当行の将来の成功のための非常に重要な役割に対して貢献した従業員、市場の需要が高い従業員、置き換えが困難な従業員を対象にこれらのリテンション報奨を付与することを決定した。

これらのリテンション報奨は、受給者の2016年度の業績を補うために設計されていないため、2016年度の報酬の一部を形成しない。これは、受給者のリテンションを促すために付与された。年間VCと比較して、当該報奨は、株式・アップフロント報奨項目を含まず、100%が繰り延べられ、50%が株式の形式で付与され、50%が現金で付与される。報酬は、3年から5年間で繰り延べられ、前頁で説明された事後リスク調整のために強化された繰延変動報酬と同様の措置が取られる。したがって、これらの報奨の最も早い支給日は、それぞれnon-MRTが2018年初頭で、MRTが2020年である。MRTの株式部分は追加的な保有期間の条件があり、これはそれぞれの報酬が最大で6年間支給されないことを意味する。これらの報奨の恩恵を受けるために、リテンション報奨の受給者は、ドイツ銀行に在籍している必要がある。競合他社に転職した場合、未交付の報奨額は失効する。

全体的に、リテンション報奨は、ドイツ銀行の全世界の従業員の約5%である5,522名の従業員に付与された。554百万ユーロが繰延現金で付与され、3年から5年間で繰り延べられ、554百万ユーロが繰延株式で付与された。当該報奨を当行の長期的な健全性および株主の利益とより密接に連動させるため、当該株式部分は権利確定されない。これは、当行の株価が一定の目標株価に到達しなかった場合、この部分が失効することを意味する。目標株価が達成された場合、株式部分がnon-MRTについては3年後に支給され、MRTについては5年から6年後に支給される。

リテンション報奨の構造の概要

母集団	加重	割合	繰延期間	保有期間
重要なリスク・テイカー (MRT)	100%繰延	50%が現金 (RIA)	4年目に50%	N/A
		50%が株式 (REA)	4年目に50%	12ヶ月
重要ではないリスク・テイカー (non-MRT)	100%繰延	50%が現金 (RIA)	3年による案分	N/A
		50%が株式 (REA)	3年後に一括型権利確定	N/A

N/A - 該当なし

InstVV第16条およびCRR第450条に従った報酬の開示

2016事業年度、3,056人の従業員がInstVVの重要なリスク・テイカー (InstVV MRT) として特定された。InstVV MRTに対する報酬の構成項目全体の詳細は、InstVV第16条およびCRR第450条に従い、以下の表に示されている。

InstVWの重要なリスク・テイカーの報酬総額

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹	上級管理職 ²	事業部門							2016年度	2015年度
		GM	CIB	PW&CC	Deutsche AM	NCOU	独立した統制機能 ³	会社の機能 ⁴	グループ合計	グループ合計
MRTの数（人数）：	203	1,098	784	314	202	24	153	278	3,056	3,005
MRTの数（フルタイム換算）	202	1,095	783	313	201	24	153	276	3,047	2,997
報酬総額	187	585	427	148	104	13	58	127	1,648	2,670
固定報酬総額	164	515	381	117	77	12	53	118	1,438	1,423
当期変動報酬総額	23	70	45	31	27	1	4	9	210	1,246
このうち										
現金	12	46	30	21	13	1	4	7	134	498
株式	11	24	16	10	9	0	1	1	71	745
その他の種類の商品	0	0	0	0	5	0	0	0	5	3
当期の変動報酬総額	14	32	19	18	21	0	1	1	106	904
このうち										
現金	7	16	9	9	8	0	0	1	51	317
株式	7	16	9	9	8	0	0	1	51	587
その他の種類の商品	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
前年度からの繰延変動報酬および明示的なリスク調整に関するCRR第450条第(1)h項(iii)およびCRR第450条第(1)h項(iv)										
期首において未払いの前年度からの繰延変動報酬総額										
	382	810	613	152	135	22	32	173	2,318	2,283
このうち										
権利確定	114	395	292	67	54	10	14	64	1,009	1,058
権利未確定	268	415	321	85	81	13	18	109	1,309	1,225
期中に付与、支払もしくは減額された繰延変動報酬										
このうち										
期中付与	154	399	325	101	83	9	20	69	1,160	1,131
期中支払	85	275	204	42	58	7	10	45	725	1,137
明示的なリスク調整による削減									13	26
着任賞与に関するCRR第450条第(1)h項(v)										
保証付変動報酬（着任賞与）の受益者数	7	15	10	2	1	0	4	3	42	94
保証付変動報酬総額（着任賞与）	21	19	19	1	0	0	1	0	61	66
退職金に関するCRR第450条第(1)h項(v)および(vi)										
付与済退職金総額	0	12	7	6	6	0	5	6	42	38
付与済退職金総額の受益者数（人数およびフルタイム換算）	0	48	24	6	19	1	4	12	114	70
個人に付与された退職金の最高金額									4	5

1 数値は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 InstVW第17条に基づく取締役会メンバーおよび重要機関の執行役、および上級幹部グループのメンバーをいう。監査役メンバー・非執行の取締役も「上級管理職」の人数（うち47名）およびフルタイム換算（うち46名）に含まれるが、これらの活動に対して変動報酬項目を受け取っていないため、および固定報酬項目が重要ではないため、その他の列には含まれない。

3 規制上のガイダンスに基づき、「独立した統制機能」は、本表の目的において、最高リスク責任者、最高規制責任者およびグループ監査の領域を含む。内部的に、当行は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1が同様に適用される「独立した統制機能」として追加的に管理機能を特定している。

4 「会社の機能」は、本表の目的上独立した統制機能と見なされない管理機能を含む。

高所得者の報酬

単位：ユーロ	2016年度
	従業員数
報酬総額	
1,000,000以上1,499,999以下	183
1,500,000以上1,999,999以下	62
2,000,000以上2,499,999以下	36
2,500,000以上2,999,999以下	15
3,000,000以上3,499,999以下	14
3,500,000以上3,999,999以下	2
4,000,000以上4,499,999以下	1
4,500,000以上4,999,999以下	0
5,000,000以上5,999,999以下	1
6,000,000以上6,999,999以下	2

2016年度には合計316名の従業員が100万ユーロ以上の報酬総額を受け取った（2015年度は756名）。

監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。直近の報酬規定の改定は2014年5月22日の年次株主総会で決議され、2014年7月17日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

単位：ユーロ	2016年12月31日現在	
	委員長	委員
委員会		
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会	100,000	50,000
調停委員会	0	0
公正委員会	200,000	100,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会	100,000	50,000

決定された報酬の75%は、翌年2月に明細を提出した後で各監査役に支給される。その他の25%は、当行により同時に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げるもしくは切下げの案分で支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2016事業年度の監査役報酬

各監査役は2016事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

監査役	2016事業年度報酬		2015事業年度報酬	
	固定	うち、 2017年2月に 支払	固定	うち、 2016年2月に 支払
単位：ユーロ				
Dr. Paul Achleitner	800,000	600,000	808,333	606,250
Alfred Herling ¹	300,000	300,000	300,000	225,000
Wolfgang Böhr	141,667	106,250	8,333	6,250
Frank Bsirske	250,000	187,500	250,000	187,500
John Cryan	0	0	200,000	200,000
Dina Dublon	300,000	225,000	291,667	218,750
Jan Duscheck ²	41,667	31,250	0	0
Katherine Garrett-Cox ³	125,000	104,167	100,000	75,000
Timo Heider	200,000	150,000	200,000	150,000
Sabine Irrgang	200,000	150,000	200,000	150,000
Prof. Dr. Henning Kagermann	250,000	187,500	250,000	187,500
Martina Klee	200,000	150,000	200,000	150,000
Peter Löscher	200,000	150,000	200,000	150,000
Henriette Mark	200,000	150,000	200,000	150,000
Richard Meddings	400,000	300,000	100,000	75,000
Louise Parent	333,333	250,000	200,000	150,000
Gabriele Platscher	200,000	150,000	200,000	150,000
Bernd Rose	200,000	150,000	200,000	150,000
Prof. Dr. Stefan Simon ⁴	33,333	25,000	0	0
Rudolf Stockem ⁵	116,667	116,667	200,000	150,000
Stephan Szukalski ⁶	0	0	91,667	91,667
Dr. Johannes Teysen	216,667	162,500	150,000	112,500
Georg Thoma ⁷	108,333	108,333	300,000	225,000
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	200,000	150,000	200,000	150,000
合計	5,016,667	3,904,167	4,850,000	3,710,417

1 2016年12月31日退任。

2 2016年8月2日就任。

3 2016年5月19日再選。

4 2016年8月23日就任。

5 2016年7月31日退任。

6 2015年11月30日退任。

7 2016年5月28日退任。

2017年2月に明細を提出した後、2016事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、18.455ユーロ（2017年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2016年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。

以下の表は、2016年度の報酬の一部として2017年2月に転換された仮想株式数（小数第3位まで）および監査役就任中に累積した仮想株式数、並びに退任したまたは再選された監査役に対して2017年2月に支払われた金額を示している。

監査役	仮想株式数			2017年2月に支払 単位：ユーロ ¹
	2016年度の報酬 の一部として 2017年2月に転換	2013年度および 2015年度の 前年度合計額	合計（累積）	
Dr. Paul Achleitner	10,837.171	24,005.183	34,842.354	0
Alfred Herling ²	0.000	8,254.647	8,254.647	152,340
Wolfgang Böhr	1,919.082	120.250	2,039.332	0
Frank Bsirske	3,386.616	6,425.919	9,812.535	0
Dina Dublon	4,063.939	6,381.695	10,445.634	0
Jan Duscheck ³	564.436	0,000	564.436	0
Katherine Garrett-Cox ⁴	1,128.872	3,093.464	4,222.336	57,090
Timo Heider	2,709.293	5,161.183	7,870.476	0
Sabine Irrgang	2,709.293	5,161.183	7,870.476	0
Prof. Dr. Henning Kagermann	3,386.616	7,130.910	10,517.526	0
Martina Klee	2,709.293	5,443.179	8,152.472	0
Peter Löscher	2,709.293	5,443.179	8,152.472	0
Henriette Mark	2,709.293	6,186.930	8,896.223	0
Richard Meddings	5,418.586	1,443.001	6,861.587	0
Louise Parent	4,515.488	3,778.536	8,294.024	0
Gabriele Platscher	2,709.293	5,904.933	8,614.226	0
Bernd Rose	2,709.293	5,622.937	8,332.230	0
Prof. Dr. Stefan Simon ⁵	451.549	0.000	451.549	0
Rudolf Stockem ⁶	0.000	5,904.933	5,904.933	108,976
Dr. Johannes Teysen	2,935.067	4,037.444	6,972.511	0
Georg Thoma ⁷	0.000	7,510.895	7,510.895	138,614
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler	2,709.293	6,186.930	8,896.223	0
合計	60,281.766	123,197.331	183,479.097	457,020

1 2017年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraあるいは後継のシステム）の終値の平均株価18.455ユーロに基づく。

2 2016年12月31日退任。

3 2016年8月2日就任。

4 2016年5月19日再選。

5 2016年8月23日就任。

6 2016年7月31日退任。

7 2016年5月28日退任。

従業員より選出された全監査役（Frank Bsirske氏、Rudolf Stockem氏（2016年7月31日退任）およびJan Duscheck氏（2016年8月2日就任）を除く。）は、当行により雇用されている。2016事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.05百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2016年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.08百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Paul Achleitner氏は無償で様々な態様の当行の代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会会長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Paul Achleitner氏に対し、当行の利益において当該業務に関して無料で管理および支援サービスを提供している。したがってDr. Paul Achleitner氏は、その活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Dr. Paul Achleitner氏は、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用

可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はDr. Paul Achleitner氏の監査役会会長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とDr. Achleitner氏との間のこの契約に基づき、2016事業年度において225,000ユーロ（2015年度：203,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、234,488ユーロ（2015年度：233,867ユーロ）の費用が払戻された。

HGB第289a条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

コーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行の以下のウェブサイトに掲載されている。
www.db.com/ir/en/reports.htm

[次へ](#)

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（IKSRL）」を確立し、維持する責任を負っている。当行の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行の会長および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

内部統制システムの組織

財務報告に係る内部統制のシステムに關与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業部門および管理部門により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに關与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が關与している：財務部、最高執行責任室およびリスク部。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当行グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢獻する統制責任を、様々な部署が負っている。

- 事業または企業担当の財務専門家 - 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、管理部門および法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。
- グループ財務 - グループ報告 - 当行グループの財務情報および経営管理情報の作成、予測および計画ならびにリスク報告を含む、当行グループ全体の活動に責任を負う。グループ財務は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に関して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。
- 会計方針および助言グループ（APAG） - 国際財務報告基準の当行グループによる解釈の展開、およびその当行グループ内での一貫した適用について責任を負う。APAGは、会計上の助言および相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。
- グループ評価および事業連携の評価専門家 - 評価に関する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に關連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に関する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価關連事項に關する一本化された対応窓口となる。

- グループ税務 - 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。

IKSRLの運用はまた、最高執行責任室およびリスクからも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。

- 最高執行責任室（COO） - 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。COOはまた、当行グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。
- リスク部 - 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよびベンダー・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。リスクは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

- 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。
- 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。
- 予防的または発見的な性質のもの。
- 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。
- 自動化された項目および/または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

- 会計方針 - 整備および実施。承認された会計方針に準拠して、当行グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。
- 参照データ。総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。
- 新商品および取引の承認、把握および確認。記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。
- 調整統制（対外的および対内的の両方）。システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。
- 評価（独立価格検証プロセス（IPV）を含む。）。財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。
- ビジネス。事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。
- 税務。税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。
- 引当および判断に基づく調整項目。引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。
- 貸借対照表の実証性。裏付け証憑に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。
- 連結およびその他の期末報告統制。期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当行グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の除去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。
- 財務諸表の開示および表示。開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

上記の統制は主にGAAP IFRSに関して実行され、HGBにも同様に適用される。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

- 会社相互間の消去。 HGB特有の残高について会社相互間の調整および消去。
- 分析的レビュー。 支店および親会社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目のレビュー。

内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、ドイツ商法第315条に基づき、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書、および
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2016年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

重要な非財務業績指標

以下の項は当行グループに適用され、親会社に限定されない。

企業責任

ドイツ銀行の企業責任（CR）へのアプローチは、経済、環境および社会的価値を創造するために、持続性の3つの視点に重点を置いている。経済的成功と環境・社会的責任のバランスが取れた未来志向の事業戦略の方向性を設定することを目的としている。

当行は、持続可能なビジネスの促進に努め、より透明性を増し、また、中核事業から生じる厳しい環境および社会的影響を回避することを目標とする。当行は業務運営の持続可能な管理に努め、企業市民としての責務を果たす。

当行の責務の理解は、当行の「ビジネス行動規範と倫理」と整合しており、その手続き、政策およびプロセスに反映されている。それは、国連グローバル・コンパクトの10原則をはじめとする国際基準および原則への正式なコミットメントにより支えられている。

以下に関する詳細情報は、ドイツ銀行がオンライン上 cr-bericht.db.com/de/16 および db.com/gesellschaft に掲載している「企業責任報告書」を参照のこと。

環境および社会的リスク：ドイツ銀行の環境および社会的（ES）リスクに対するアプローチは、当行のグローバル・リピュテーション・リスク・フレームワークの一部である方針の枠組に基づいている。環境および社会政策フレームワークは、ESデュー・デリジェンスの要件および銀行のサステナビリティ機能への照会義務の区分を特定する。当該フレームワークに基づき当行のサステナビリティチームによりレビューされた顧客および取引件数は、エスカレーション基準の改訂および強化の結果として、2016年度は727件（2015年12月31日時点：1,346件）に減少し、当行のトレーニングを通じた当該フレームワークの展開を改善した。加えて、当行は引き続き、国連ビジネスと人権に関する指導原則に沿って人権宣言を支持する。2016年の焦点は、人権問題に関する組織全体における注意喚起と幅広い理解、そして英国現代奴隷法の施行であった。

アセット・マネジメントにおけるESGの要因：2016年度末においてドイツ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）は、ESG基準に従って投資された資産約100億ユーロを管理していた（2015年12月31日時点：77億ユーロ）。2016年度、Deutsche AMは責任ある投資宣言を公表した。これはESG問題、本アプローチを形作る国際原則、およびどのようにESG要因がビジネス及び投資活動に統合されるかに関してDeutsche AMの立場を説明するものである。

気候変動への取組み：2016年、ドイツ銀行は石炭鉱業および電力セクターへの融資アプローチを見直し、正式な方針および内部ガイドラインを修正し、2016年12月に施行した。当行および子会社は、未開発の一般石炭鉱業および新規石炭火力発電所建設への新規融資を獲得しない。また、今後徐々に一般石炭鉱業部門への既存のエクスポージャーを減少する。さらに、ドイツ銀行は、再生可能エネルギー3,480メガワット以上を発生させるためのプロジェクトファイナンスに39億ユーロを融資した。ドイツ銀行は、国連緑の気候基金の実施機関として認定された最初の商業銀行であった。2016年度、気候基金は、Deutsche AMのアフリカでの再生可能エネルギーへのファンドであるグリーン・エネルギー・アクセス・プログラムへの約74.4百万ユーロの投資を承認した。当該投資は「持続可能な開発目標」への貢献となる。

カーボン・ニュートラル・オペレーション：ドイツ銀行は2016年度も引き続き、エネルギー効率化プロジェクトへ投資し、再生可能電力を利用し、および高水準のオフセット証書を購入および償却して不可避な放出量をオフセットすることにより、カーボン・ニュートラルで事業を行った。

企業市民：ドイツ銀行の企業市民戦略は個人、コミュニティ、および経済全体の繁栄の原動力をサポートすることにある。「Born to Be-umbrella」の下、当行は若者が将来の労働力となるべく、教育プロジェクトを支援する。「Made for Good」プログラムにおいて、当行は、事業を軌道に乗せ、次のレベルに到達するために社会にプラスの変化をもたらす支援を行う企業をサポートする。ドイツ銀行が業務を行うコミュニティにおいて、当行はコミュニティがより強力に包括的になるよう支援し、弱者に力を与え、ストレスを受けた地域の活性化に貢献する。当行は、同じ考えを持った公共および民間部門からのパートナー、および当行の人材の関与と共にこの取り組みを行う。これに加えて、当行のPlus Youボランティアおよびポートフォリオの提供は、人々が関心を持つ事象への貢献を奨励する。世論の支持によってさらに当行の企業市民プログラムの影響が強化される。2016年度の投資総額は73.5百万ユーロ（2015年12月31日時点：76.8百万ユーロ）となり、ドイツ銀行およびその基金は引き続き世界で最も活発な企業市民のうちの一つである。4.9百万人近く（2015年12月31日時点：4.7百万人）が当行の取り組みの恩恵を受け、当行は若者就業支援プログラム「ボーン・トゥー・ビー」の参加者は1.35百万人へ増加した（2015年12月

31日時点：1.3百万人）。9,800以上の社会的企業が「Made for Good」からの提供を2016年度に享受した。16,651人、全世界の従業員の20%（2015年12月31日時点：全世界の従業員の22%の17,382人）の従業員が、約188,000時間の自らの時間を使い、スキルおよび専門知識をボランティア活動に捧げた。

戦略の一部としての再構築

ドイツ銀行の2016年度の人材計画およびヒューマン・リソースの活動は、2015年10月に当初公表した当行の戦略の一部を形成する銀行の変革および再構築手法により特徴づけられる。組織の費用対効果をより高めるために、フルタイム換算で9,000名、そのうちドイツでは4,000名の個々の職務を減らすことで人員を削減すると2015年に発表された。2016年度中、当行は透明かつ建設的な対話を従業員代表とドイツその他で行った。ドイツでの多段階の交渉プロセスには、フレームワーク関心の調整の合意およびフレームワーク社会計画の交渉の最初のラウンドが含まれていた。この後、すべての影響される事業部門および管理機能における、特定の関心の調整の合意に関して3ラウンドの交渉が続き、2016年に完了した。

国際的には、ドイツ銀行は拠点の合理化および労働力の削減に進歩を遂げた。2016年に着手した方策には、アルゼンチン、メキシコ、米国および英国での銀行子会社の売却および、駐在事務所の閉鎖が含まれる。

内部キャリア・モビリティへの着目

2015年10月当初公表した目標の一部として、ドイツ銀行はすべての年齢において、適切な内部の候補者をもって可能な限り、空白のポジションを埋めることを約束している。雇用方針に基づき、すべての空白のポジションは最低でも外部候補者を求人する2週間前には内部の人材のみにまず公表される。2016年度、3分の1（39%）以上の職種が内部候補者により配置された。ドイツではさらに71%（2015年度：60%）という高水準である。当年中、全労働力中9,715人の従業員（11.1%）が組織内で役割を変え、部門間異動は2015年に対して6%増加した。

適材適所な人材の配置

2016年第4半期、当行は事業の主要役割での外部雇用に集中するために雇用制限を実施した。これは内部に適任な候補者がいない前提であり、ジュニアパイプラインのみであった。1年を通じて、主にテクノロジーおよびデジタル化の部門あるいは内部統制部門において、5,300人の幹部および4,200人の非幹部が雇用された。2016年度は813人（2015年度：766人）の新卒採用を行い、ドイツでは741人（2015年度：863人）の研修生が雇用された。

企業文化への強い着目の維持：2016年スポットライト従業員調査の結果

ドイツ銀行の人事取組みの基盤は、人々の活動やプロセスに企業文化と価値を組み込むという継続的なコミットメントである。人事機能は、管理者が人事に関する適切な決定ができるような透明性のある枠組みを提供し、その決定および、その基準また企業価値が順守されず、銀行にリスクがある場合の介入への基準と社風を設定する。

年次従業員調査を通じて、従業員は組織全体のエンゲージメント、コミットメント、および実行可能性のレベルについての見解を提供するため定期的にフィードバックを求められる。2016年5月、ドイツ銀行は、従業員からのランダムサンプルにより代表者を調査した。これは全従業員の22.7%に相当する。回答率は調査対象者の47%であり、そのうち76%がドイツ銀行の企業価値に積極的に関与しており、70%以上がその価値が銀行の戦略的目標に達する上でプラスの影響を与えると確信している。60%以上が行動の変化を実感している。これらは前年度と比較して非常にポジティブな展開であった。

継続的な事業の変革と従業員の懸念や不確実性の原因となった人員削減の結果、2016年の従業員のコミットメントレベルは58%（2015年：63%）に低下した。仕事でのエンゲージメントおよび識別の面では、従業員の86%（2015年：87%）が、自分たちの役割に期待されているものを超えて準備ができていることを示しており、大多数が自分の仕事が、挑戦的かつ興味深く、自分の能力を十分に生かせると感じている。2016年の従業員を活かす環境（イネーブルメント）は、62%（2015年：68%）となった。

育成パフォーマンス

熱心で有能なリーダーは、熟練した意欲的な労働力と共に、ドイツ銀行に不可欠である。重要な変革の時期にはさらにそうである。これが、当行が全従業員の専門的かつ個人的な発展を支援すると共に、リーダーシップスキルを築き、将来の指導者に投資することにコミットしている理由である。3つ目の優先事項は、増加する規制を背景に、全従業員に対する学習と必須コンプライアンスと反金融犯罪のトレーニングへの継続的に注力することである。

2015年に初めて導入した、ドイツ銀行の2つの「管理職の基礎」プログラムは、新管理職には必須とされている。コアプログラムは、当行で管理職に初めて就任する副総裁レベルまでの新マネジャー向けに設計されており、エグゼクティブ・プログラムは、マネジング・ディレクターおよびディレクターのニーズに合うよう修正されている。双方のプログラム共に、3つの主要な分野、すなわち職員の指導、事業の促進、文化の形成を中心に構築されている。「管理職の基礎」研修は参加者が管理職として成長し発展することを支援することを目的とする。2016年度、1,000人以上の従業員が部門を超え、世界の20拠点以上で「管理職の基礎」研修に参加した。

さらに、新しい部門間プログラムである管理職中の管理職用の「リーダーシップの基礎」研修が2016年に設計され試験的に開始された。これは参加者のリーダーシップスキルを強化し、当行の戦略的コミットメントをよりよく展開できることを焦点とする。2016年度、180人以上の従業員が世界4拠点で、この部門を超えた「リーダーシップの基礎」研修に参加した。

ドイツ銀行の部門間の「バイス・プレジデント・アクセレレーション」研修は2016年5月に開始された。参加者は6ヶ月間にわたり、インタラクティブなビジネスシミュレーションを含むトレーニング方法を実践する。全行で482人のバイスプレジデントが当該プログラムを開始し、様々な地域拠点で行われた。さらに「2016年管理部門ディレクター」研修が2016年4月に開始され、12ヶ月にわたり、61人の参加者が実施した。主なテーマは、才能、機能的な専門知識、リーダーシップ能力の育成である。

デジタル化への投資

デジタル化の推進は、銀行の運営、より具体的には従業員の働き方へ、重要な影響を与えている。したがって、これはドイツ銀行の戦略的人事アジェンダにおいて重要な要素であり、人材プロセスの自動化が進み、従業員は必要なデジタル技術の取得を奨励あるいは要求されることとなる。2016年に立ち上げられた新しいデジタル提供には、「コネクト2ラーン」（学ぶためにつながる）という全従業員向けオンライン・ラーニング・プラットフォームを含む。これは、1か所にすべてのトレーニング教材が集約したものである。その他の例では、再配備を容易にし、部門間の異動を促進するための「内部モビリティ・ツール」がある。

今日の労働環境と社会全体において、デジタル化や人口動態の変化を含む新規あるいは新興の動向に積極的に取り組むため、人事部は「Arbeiten@DB 4.0」（Working@DB 4.0）を2015年末にドイツで開始した。この主な目的は、退職に移行する人を含むすべての雇用段階の人々のニーズと必要性を考慮して、キャリアとリーダーシップの問題に対するより柔軟なアプローチを特定することである。

ダイバーシティおよびインクルージョンの育成：男女平等の目に見える進歩

2016年を通して、ドイツ銀行は、2015年にドイツで導入された新たな性別クォータ制に関する法律に基づき職場で女性を昇進させる取組みを継続した。ドイツ銀行の監査役会における女性の割合は、2016年度末には35%となり、上場した、共同決定制度のドイツ企業に対する新たな法定要件である30%を上回っている。監査役会は、2017年6月30日までに、取締役会に少なくとも1人の女性取締役を置くという目標を設定した。この目標は、取締役会に最高規制責任者であるSylvie Matherat氏、および最高執行責任者にKimberly Hammonds氏が2015年、2016年にそれぞれ指名されたことによって達成された。2016年度末現在、ドイツ銀行の取締役会の下にある第1管理職レベルの15.7%は女性管理職が担っている。取締役会の下にある第2の管理職レベルでは、その割合は19.5%となる。ドイツ銀行自身もドイツの法的要件に従い目標を設定し、2017年の目標であるそれぞれ17%と21%については達成できる見通しである。これは、これらのレベルの上級管理者の母集団が比較的小さく、任命あるいは変更があると女性比率に重要な影響を与えるためである。

2011年、ドイツ銀行は実質的に女性管理職の割合を2018年度末までに大幅に増加させるという自主的宣言に署名をした。2016年度末現在、女性のマネジング・ディレクターおよびディレクターの人数は2011年以来16%増加した。2016年、同レベルの女性の割合は21.3%（2015年12月31日現在：20.5%）であった。一般管理職に占める女性の割合は32.8%（2015年12月31日現在：32.5%）であった。2016年5月、ドイツ銀行はブルームバーグの新しい指標である金融サービス企業男女平等指数（BFGEI）に含まれた。これは、男女平等に強いコミットメントを行っている企業を認めるものである。当行は当該世界的指標に含まれたDAX-30社の2社のうちの1社である。

幅広いトピックのうち、ドイツ銀行は世代間の多様性とLGBTI（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、トランスセクシュアル、インターセックス）のイニシアティブを積極的に支援する。ドイツ銀行は、LGBTIのトピックへの関与について称賛を得ている。例えば、当行は2016年に、ヒューマン・ライツ・キャンペーンの年間の企業平等指数で14年連続最大スコア100を獲得した。

主要従業員指数

以下は、従業員指数およびKPIの抜粋である。ドイツ銀行の人口統計、戦略的なHRの優先順位と業績に関する詳細は、銀行の人事報告2016を参照のこと。

	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
女性従業員数（世界でのタイトルに基づいて FTEにて） ¹			
女性マネジング・ディレクターおよびディレクター	21.3%	20.5%	19.4%

女性一般管理職	32.8%	32.5%	31.7%
女性非管理職	55.6%	55.5%	55.4%
女性従業員数	41.5%	41.7%	41.7%
年齢（%、人数）			
29歳以下	17.1%	18.4%	18.8%
30 - 39歳	29.9%	29.7%	29.3%
40 - 49歳	28.2%	28.6%	29.6%
49歳超	24.8%	23.3%	22.3%
パートタイム従業員（全従業員における割合）	12.9%	13.1%	13.2%
ドイツでの研修生割合	3.9%	4.0%	3.8%

	2016年	2015年	2014年
コミットメント指標 ²	58%	63%	68%
自己都合退職率	7.2%	7.3%	6.6%
健康割合（%） ³	94.3%	94.8%	94.9%

1 DBの企業タイトルシステムの対象外の法的企業、主にポストバンクを除く。DBインベストメントサービスは2016年に、Sal .Oppenheimは2015年に統合された。

2 2016年、2015年数値はポストバンク全体を除く。2014年数値はバンキング・サービス部門（本調査の対象範囲の5%）以外のポストバンクは除外されている。

3 健康割合：100（病欠日総数x100）/ 勤務日総数。ドイツでは主にポストバンクを除く。DBインベストメントサービスは2016年に、Sal .Oppenheimは2015年に統合された。

ドイツ商法第289条第4項に基づく情報および説明報告書

授權および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、「連結財務諸表注記」の「普通株式」項を参照のこと。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2016年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所(Amtsgericht)が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う(ドイツ株式会社法第85条)。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)および欧州中央銀行(SSMフレームワーク規制)の規制(EU)第468/2014号により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督公社(BaFin)およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない(銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項 SSMフレームワーク規制第93条)。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会(Hauptversammlung)による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、ECBおよびBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される(銀行法第45c条第1項から第3項 SSMフレームワーク規制第93条第2項)。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる(銀行法第46条第1項)。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する(銀行法第46条第2項)。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる(株式会社法第179条)。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款(第20条第3項)によって、監査役会に付与されてい

る。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2013年5月23日の年次株主総会において、取締役会は、2018年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。さらに、注記に含まれる当行の自己株式の開示を参照のこと。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2016年5月19日の年次株主総会において、取締役会は、2021年4月30日まで、決議がなされた時点における株式資本合計の10%までのドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授權に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授權に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分またはその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび/または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授權は、当該授權に基づいて売却される株式の数が、当該授權が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授權の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および/または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授權に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2016年5月19日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授權に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2021年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超え

ても - 10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（ Frankfurt証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても - 10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

[次へ](#)

2016年12月31日現在の貸借対照表

資産 単位：百万ユーロ（億円）		2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
現金および預け金			
a) 現金		85	87
b) 中央銀行預け金		109,375	59,828
このうち：ドイツ連邦銀行	51,673		18,792
		109,459	59,916
		(/135,674)	(/74,266)
公共部門事業体負債証券および中央銀行借入適格為替手形			
a) 政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体負債証券		184	124
このうち：ドイツ連邦銀行借入適格	0		0
b) 為替手形		13	13
		197	137
		(/244)	(/170)
銀行に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		39	70
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		117	119
c) その他の債権		166,621	198,380
		166,777	198,568
		(/206,720)	(/246,125)
このうち：			
要求払	71,799		95,042
有価証券担保付債権	2,935		5,335
顧客に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		12,725	11,584
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		7,033	9,106
c) その他の債権		254,331	224,595
		274,089	245,286
		(/339,733)	(/304,032)
このうち：有価証券担保付債権	8,221		5,679
公社債およびその他の固定利付有価証券			
a) 短期金融市場証券			
a a) 公共部門発行体		846	1,391
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
		846	1,391
b) 公社債			
b a) 公共部門発行体		40,380	40,998
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	16,218		21,552
b b) その他の発行体		3,145	16,519
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	2,239		7,206
		43,524	57,516
c) 自己負債証券		29	29
額面金額	30		30
		44,399	58,937
		(/55,033)	(/73,052)
株式およびその他の変動利付有価証券		580	1,051
		(/719)	(/1,303)
トレーディング資産		715,338	813,607
		(/886,661)	(/1,008,466)
参加持分		387	433
		(/480)	(/537)
このうち：対銀行	9		10
対金融サービス機関	90		187
関係会社に対する投資		44,049	43,423
		(/54,599)	(/53,823)
このうち：対銀行	11,376		11,878
対金融サービス機関	202		212
信託資産		58	46
		(/72)	(/57)
このうち：信託貸出金	39		28

無形資産			
a) 自己開発無形資産	3,109		2,322
b) 購入した無形資産	870		92
c) のれん	28		42
d) 無形資産に係る頭金	<u>0</u>		<u>0</u>
		4,007	2,456
		(/4,967)	(/3,044)
有形固定資産		939	1,004
		(/1,164)	(/1,244)
その他の資産		7,996	5,881
		(/9,911)	(/7,289)
前払費用			
a) 発行および貸出金業務関連	41		68
b) その他	<u>890</u>		<u>1,004</u>
		931	1,072
		(/1,154)	(/1,329)
繰延税金資産		2,290	3,370
		(/2,838)	(/4,177)
積立超過の制度資産		1,149	841
		(/1,424)	(/1,042)
資産合計		1,372,646	1,436,029
		(/1,701,395)	(/1,779,958)

負債および株主持分 単位：百万ユーロ（億円）	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
銀行に対する負債		
c) その他の負債	252,752	261,385
	252,752	261,385
	(/313,286)	(/323,987)
このうち：要求払	127,499	143,073
顧客に対する負債		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	315	315
c) 貯蓄預金		
c a) 3ヶ月の契約通知期限付	2,446	2,837
c b) 3ヶ月超の契約通知期限付	1,171	1,472
	3,616	4,308
d) その他の負債	266,014	277,814
	269,945	282,437
	(/334,597)	(/350,081)
このうち：要求払	178,812	202,326
証券形態の負債		
a) 発行債券		
a a) 抵当ファンドブリーフ債	7,435	5,641
a c) その他の債券	92,146	96,607
	99,581	102,248
b) 証券形態のその他の負債	6,800	19,595
	106,381	121,843
	(/131,859)	(/151,024)
このうち：		
短期金融市場証券	5,788	17,335
未決済自行引受手形および約束手形	174	202
トレーディング負債	646,585	678,050
	(/801,442)	(/840,443)
信託負債	58	46
	(/72)	(/57)
このうち：信託貸出預り金	39	28
その他の負債	21,619	17,757
	(/26,797)	(/22,010)
繰延収益		
a) 発行および貸出金業務関連	188	65
b) その他	775	753
	963	818
	(/1,194)	(/1,014)
引当金		
a) 年金および類似の債務に対する引当金	48	56
b) 税金引当金	702	699
c) その他の引当金	7,525	7,606
	8,275	8,360
	(/10,257)	(/10,362)
劣後負債	12,465	12,419
	(/15,450)	(/15,393)
その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品	5,110	5,159
	(/6,334)	(/6,395)
一般的銀行業リスクのための資金	2,426	1,926
	(/3,007)	(/2,387)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連 特別準備金	1,476	1,476
株主資本		
a) 引受済資本金	3,531	3,531
控除：自己株式の名目額面価額	0	1
	3,531	3,530
条件付資本金486百万ユーロ (2015年12月31日現在：486百万ユーロ)		
b) 資本剰余金	35,796	35,796
c) 利益剰余金		
c a) 法定準備金	13	13
c d) その他の利益剰余金	6,280	6,323
	6,293	6,336
d) 配当可能利益	447	165
	46,067	45,828
	(/57,100)	(/56,804)
負債および株主持分合計	1,372,646	1,436,029
	(/1,701,395)	(/1,779,958)

偶発負債			
b) 保証および補償契約による負債	50,589		54,526
c) 第三者負債の担保提供により生じる負債	<u>3</u>		<u>1</u>
		50,592	54,527
		(/62,709)	(/67,586)
<hr/>			
その他の契約債務			
b) 募集および引受にかかる債務	0		46
c) 取消不能貸出コミットメント	<u>122,816</u>		<u>135,151</u>
		122,816	135,197
		(/152,230)	(/167,577)
<hr/>			

2016年1月1日から2016年12月31日までの期間に係る損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2016年度	2015年度
利息収益		
a) 貸出および短期金融市場業務	9,035	8,213
このうち貸出および短期金融市場業務からのマイナスの利息収益	416	188
b) 固定利付有価証券および政府登録債	1,892	2,150
	10,927	10,363
	(/13,544)	(/12,845)
利息費用	7,336	6,807
	(/9,093)	(/8,437)
このうちマイナスの利息費用	290	120
	3,591	3,556
	(/4,451)	(/4,408)
配当等収益		
a) 株式およびその他の変動利付有価証券	2,396	3,248
b) 参加持分	83	177
c) 関係会社に対する投資	1,669	5,214
	4,148	8,639
	(/5,141)	(/10,708)
利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益	2,249	72
	(/2,788)	(/89)
手数料収益	8,256	9,065
	(/10,233)	(/11,236)
手数料費用	1,225	1,531
	(/1,518)	(/1,898)
	7,030	7,535
	(/8,714)	(/9,340)
トレーディング純損益	694	2,404
	(/860)	(/2,980)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連特別準備金の戻入	0	350
その他の営業収益	3,288	3,019
	(/4,075)	(/3,742)
管理費用		
a) 人件費		
a a) 賃金および給料	4,162	4,988
a b) 強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員給付費用	1,098	784
	5,260	5,772
このうち：年金費用461百万ユーロ（2015年度：73百万ユーロ）		
b) その他の管理費用	8,264	8,863
	13,524	14,635
	(/16,763)	(/18,140)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正	895	791
	(/1,109)	(/980)
その他の営業費用	2,817	6,584
	(/3,492)	(/8,161)
債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに貸倒引当金繰入額	124	506
	(/154)	(/627)
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減および価値修正	2,061	1,643
	(/2,555)	(/2,036)
損失引受による費用	15	680
	(/19)	(/843)
一般的銀行業リスクのための資金からの戻入 / への繰入(-)	-500	650
	(/ 620)	(/806)
経常利益	1,063	1,036
	(/1,318)	(/1,284)
特別利益	3	28
	(/4)	(/35)
特別損失	309	162
	(/383)	(/201)
特別損益	-306	-133
	(/ 379)	(/ 165)
法人所得税	389	755
	(/482)	(/936)
このうち：繰延税金168百万ユーロ（2015年度：210百万ユーロ）		
「その他の営業費用」として計上されないその他の税金	87	117
	(/108)	(/145)
	476	872
	(/590)	(/1,081)
純利益	282	30
	(/350)	(/37)

前期繰越利益	165	135
	(/205)	(/167)
	447	165
	(/554)	(/205)
利益剰余金への繰入		
- その他の利益剰余金への繰入	0	0
	0	0
	(/0)	(/0)
配当可能利益	447	165
	(/554)	(/205)

[次へ](#)

年次財務諸表の注記

一般的な情報

ドイツ銀行AGの登録名はドイチェ・バンク・アクティエンゲゼルシャフトであり、フランクフルト・アム・マインにおいて法人化され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において商業登記されている。登記番号はHRB30000である。

ドイツ銀行AGの2016年度の年次財務諸表は、ドイツ商法（以下「HGB」という。）、ならびに銀行および金融サービス機関財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。

表示の基準

会計方針

債権

トレーディング目的で保有されている債権は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の報告期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻入れられる。

リスク引当金

貸倒引当金は、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、固有の債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金で構成される。信用リスク引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。

外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。一定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

固有の信用リスクに関する引当金は、商事法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクに係る引当金は、HGB第340f条に従って計上される。HGB第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

有価証券

トレーディング目的で保有されている公社債およびその他の固定利付有価証券ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券の保有分は非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有するものでもトレーディング・ポートフォリオの一部を構成するものでもない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合に通常流動資産として会計処理される株式およびその他の変動利付有価証券についても同様である。

有価証券は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブは一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

クレジット・デリバティブ

トレーディング目的で保有されるまたは発生したクレジット・デリバティブは、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

発生した信用リスクの担保として適格なその他のクレジット・デリバティブは個別で会計処理されず、その基礎となる取引に関するリスク引当金において考慮される。

トレーディング業務

トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、金融商品が強制または清算による売却以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、あるいは当該価格またはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格または入力値が入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積られるか、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確実で変更が生じやすい。そのため、実際の経営成績および財政状態は、これらの見積りと異なる可能性がある。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよび相手先リスク、および無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達対価に関する評価調整が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュー・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）を繰入れることにより設定されている。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有されている金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で独立表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

リスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。

特定の条件の下で、トレーディング・デリバティブと相手先が差入れた現金担保が相殺される。個別の相手先ベースで相殺するために、信用補充条項（以下「CSA」という。）および日次の現金担保交換が規定されたマスター契約に基づく適格なデリバティブが締結されている。個別の相手先ごとの相殺金額には、デリバティブの帳簿価額および差入担保額が含まれる。

評価単位（ヘッジ会計）

会計目的上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジされるリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジされるリスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動が当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ会計の目的上、コモディティを購入または売却する先渡契約は金融商品として取り扱われる。

分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類されなければならない。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意思の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有されている金融商品は当初認識後、ヘッジ手段として評価単位へと指定することができる。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、文書化された当初認識後、経営陣の意思に明確な変更があったときに生じる。

当該分類変更は、当該意思に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはHGB第253条に基づくオプションを利用してそれより低い公正価値のいずれかで認識される。関係会社に対する投資は厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないといみなされる場合にのみ評価減が認識されることを意味する。

関係会社の公正価値を決定するために、割引キャッシュ・フロー・モデルが適用される。当該モデルは、リスク調整後の金利を用いて5年間の予想フリー・キャッシュ・フローを割引くものである。5年間の後については、残存価値を決定するために持続可能な計画の策定が予測されている。当該評価には、特定の関係会社に関する当初の測定可能なシナジーが含まれる。

参加持分および関係会社に対する投資は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合に、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。HGB第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却または償却を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産は、客観的に価値の増加が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。

資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

2010年1月1日以降、有価証券の貸付/借入取引は、HGB第246条第1項第2文に従って、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。その結果、譲渡人は所有に関する大部分のリスクおよび経済価値にさらされるため、貸付有価証券の認識は中止されない。

負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は現在価値で報告される。

その他Tier 1資本として適格な金融商品

発行された金融商品で負債として適格なものは、決済金額または額面金額で認識される。利息は、金融商品の投資家への支払いが見込まれる額に基づき認識される。

引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。

年金および類似の債務の決済のためのみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が設定される。

年金および類似の債務の決済金額が非流動金融資産として保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や有償契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、関連するキャッシュ・アウトフローの発生が貸借対照表日後12ヶ月以内に見込まれない場合には、割引かれる。

差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有されているわけではないすべての利付ポジションについて、すなわち、報告日現在で存在するバンキング勘定の内のすべてのポジションについて、純損失が発生し得るか否かについての評価からなる。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生し得るか否かについての評価には、予想将来純利息および予想将来直接帰属費用を、報告日現在の利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することが必要となる。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における利息関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定におけるオープン型利息関連ポジションには、現在価値に基づくアプローチが用いられ、リスクの取得原価によるカバレッジならびに金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されている。

繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務基準額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たって未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得する場合、これらは貸借対照表上、独立項目として取得原価で株主資本から直接控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

通貨の換算

通貨の換算は、HGB第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨によるカバーが個別にとられていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先物相場で換算される。

当行がHGB第340h条に従い特別なカバレッジ法を適用している外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にカバーがとられているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にカバーはとられていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にカバーがとられておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業収益／費用に含められている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目はそれぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（報告日法）。当行内部での貸借対照表科目の換算から生じる差額は、当行のドイツ国外の支店に割り当てられた資本（繰越損益を含む。）の換算から生じる為替差損を除き、「その他の資産」または「その他の負債」に計上され、純利益には影響を与えない。

貸借対照表注記

債権の期限別内訳 単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く）	94,978	103,526
残存期間：		
3ヶ月以内	26,316	39,912
3ヶ月超1年以内	21,587	20,473
1年超5年以内	19,509	25,166
5年超	27,565	17,976
顧客に対する債権	274,089	245,286
残存期間：		
3ヶ月以内	154,441	133,886
3ヶ月超1年以内	23,938	18,649
1年超5年以内	68,588	64,715
5年超	26,428	27,282
期限なし	694	754

公社債およびその他の固定利付有価証券444億ユーロには、2017年に期限を迎えるものが34億ユーロ含まれている。

有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	上場		非上場	
	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
公社債およびその他の固定利付有価証券	37,534	51,024	6,866	7,913
株式およびその他の変動利付有価証券	165	596	7	4
参加持分	4	4	42	40
関係会社に対する投資	0	0	1,094	1,102

上場の公社債およびその他の固定利付有価証券の減少は、主として当行の戦略的流動性準備金における売却によるものである。

固定資産として保有される公社債およびその他の固定利付有価証券は、ドイツ銀行がこれらの有価証券を予見可能な将来まで保有する意思であることから、償却原価で報告されている。報告日現在のこれらの帳簿価額合計は3,271百万ユーロであった。これらの公社債は2つの異なるポートフォリオにおいて保有されている。1つ目は戦略的流動性準備金に関連するもので公正価値は3,305百万ユーロ（帳簿価額は3,128百万ユーロ）であり、グループ財務によって管理されている。この中には、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと意思に変更があったため、2016年1月初旬に流動性準備金から分類変更された質の高い国債、国際機関債および機関債が含まれる。これらの公社債は、市場価額を下回る分類変更日現在の帳簿価額で組み替えられている。

2つ目のポートフォリオには主に、金融市場における流動性が著しく低下したため実施された2008年度および2009年度の分類変更が含まれていた。分類変更された資産については、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと意思に変更が生じた。これらの資産は分類変更日現在のより低い公正価値で分類変更された。分類変更日現在、これらの資産の本源的価値はその見積公正価値を上回っていた。これらの有価証券は、分離されたポートフォリオにおいて管理されていた。これらの有価証券の報告日現在のより低い公正価値は126百万ユーロ（帳簿価額は143百万ユーロ）であった。入手可能な場合、公正価値は、観察可能な価格またはパラメータから算出された。観察可能な市場価格または入力値が入手不可能な場合、特定の商品に適合する評価技法が適用された。

投資ファンドに対する投資

以下の表は、10%を超えて保有する受益証券について、ドイツ国内外の投資ファンドに対する投資の内訳を投資目的別に示している。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在			
	帳簿価額	公正価値	公正価値と帳簿価額との差額	2016年度における分配
株式ファンド	1,181	1,181	0	0
公社債ファンド	30	30	0	0
混合ファンド	3,086	3,086	0	0
通貨ファンド	0	0	0	0
コモディティ・ファンド	19	19	0	0
合計	4,315	4,315	0	0

ファンドに対する投資の大部分はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。当該ファンドの大部分は、ドイツ銀行が設定した取引所売買ファンドであった。

受益証券の償還を延期するための条件はファンドごとに異なり、最低資産価額に基づく場合もあれば、ファンド・ディレクターに一任される場合もある。受益証券の日々の償還に関する制限は、ある一時点でもう多くの投資家が償還を試みるケースに関連している。こうした場合、ファンドは、償還請求を履行できるようになるまで償還を延期する可能性がある。

売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は391億ユーロであった。これはすべてレボ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

トレーディング資産および負債

トレーディング目的で保有されている金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

2016年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	トレーディング資産 単位：百万ユーロ	トレーディング負債
デリバティブ金融商品	461,735	デリバティブ金融商品 450,740
債権	95,463	負債 195,846
公社債およびその他の固定利付有価証券	54,520	
株式およびその他の変動利付有価証券	91,960	
その他の資産	12,062	
リスク調整	-402	
合計	715,338	合計 646,585

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は「表示の基準」の項に詳述されている。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在
	名目金額
OTC商品	35,768,649
金利関連取引	28,142,609
為替レート関連取引	5,507,995
クレジット・デリバティブ	1,515,628
株式および指数関連取引	570,181

その他の取引	32,236
取引所売買商品	5,653,983
金利関連取引	5,134,535
株式および指数関連取引	446,466
為替レート関連取引	25,719
その他の取引	47,263
合計	41,422,632

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の展開、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュエーション・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。「表示の基準」の「トレーディング業務」の項にさらに詳しく説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュエーション・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は402百万ユーロである。

金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2016年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

劣後資産

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
銀行に対する債権	795	250
顧客に対する債権	138	210
公社債およびその他の固定利付有価証券	382	1,768
トレーディング資産	9,231	10,206

デリバティブ金融商品

先渡 / 先物取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡 / 先物取引は主として次の種類のものであった。

- 金利関連取引：負債性金融商品関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連オプション取引およびオプション契約
- 為替レート関連取引：外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連オプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物
- 株式 / インデックス関連取引：株式先渡 / 先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連オプション取引およびオプション契約
- クレジット・デリバティブ：クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)、トータル・リターン・スワップ (TRS)、クレジットリンク債 (CLN)。

上記の種類の取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されない、バンキング勘定デリバティブとして計上されるデリバティブ金融商品を示している。

単位：百万ユーロ	名目金額	帳簿価額		公正価値	
		プラス	マイナス	プラス	マイナス
OTC商品					
金利関連取引	820,077	666	730	3,353	2,974
為替レート関連取引	115,651	626	212	771	12,701
株式 / 指数関連取引	6	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ	4,644	8	77	15	77
その他の取引	39	0	0	0	19
合計	940,417	1,299	1,019	4,139	15,771

通常は公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

評価単位（ヘッジ会計）

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

バンキング勘定におけるクレジット・デリバティブが貸出担保として処理するのに適格でない場合、公告IDW RS BFA 1に沿ってヘッジ会計が適用される。

ハイブリッド金融商品に組み込まれた分離可能なデリバティブから生じる追加リスクについても、マイクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスクをマイクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジされたリスクの金額を含む。）を示している。ヘッジされた資産およびヘッジされた負債については、その帳簿価額も表示されている。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	
	帳簿価額	ヘッジされたリスクの金額
ヘッジされた資産、合計	38,585	60
ヘッジされた負債、合計	115,200	-3,467

	名目金額	ヘッジされたリスクの金額
未履行取引	92,788	1,228

ヘッジされたリスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、資産についてはヘッジ関係開始以降の公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的增加額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）を意味する。ヘッジされたリスクのプラスの金額は、資産については公正価値の累積的增加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益（ヘッジを考慮後）に認識されなかったものに相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、為替リスクにさらされる純資産価値を表す支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクの公正価値ヘッジを締結している。マクロ・ヘッジを通じてヘッジされた純ポジションの帳簿価額は300億ユーロであった。ヘッジされたリスクの金額はマイナス718百万ユーロである。反対方向の直物相場の変動の最後の相殺は、拠出資本金の償還時に生じる。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の遡及的測定はともに、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

関係会社および参加関係のある会社に関する情報

単位：百万ユーロ	関係会社		参加関係のある会社	
	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
銀行に対する債権	112,928	120,657	0	41
顧客に対する債権	74,963	81,137	255	240
公社債およびその他の固定利付有価証券	1,455	1,627	7	136
銀行に対する負債	97,012	115,324	1	54
顧客に対する負債	41,592	54,620	66	101
証券形態の負債	1,163	1,172	0	0
劣後負債	6,027	6,771	0	0

ドイツ銀行AGの保有株式（20%以上の持分を保有する会社および大企業に関しては議決権の5%超を保有する会社を含む）の完全なリストは「保有株式」に関する注記に記載されている。

信託業務

単位：百万ユーロ	信託資産		信託負債		
	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	単位：百万ユーロ	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
顧客に対する債権	39	28	銀行に対する負債	0	0
公社債およびその他の固定利付有価証券	9	9	顧客に対する負債	58	46
株式およびその他の変動利付有価証券	4	4			
参加持分	4	4			
その他の資産	2	2			
合計	58	46	合計	58	46

固定資産

以下の表は固定資産の変動を示している。

単位：百万ユーロ	取得／製造原価			減価償却／償却、評価減 および価値修正			簿 価	
	2016年 1月1日 現在	増加	処分	累計額	このうち 当年度	このうち 処分	2016年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在
無形資産	4,407	2,214	109	2,505	654	68	4,007	2,456
自己開発無形資産	3,364	1,399 ¹	53	1,601	604	11	3,109	2,322
購入した無形資産	343	816 ²	58	231	36	56	870	92
のれん	701	0	0	673	14	0	28	42
頭金	0	0	0	0	0	0	0	0
有形固定資産	3,041	265	509	1,858	233	466	939	1,004
土地および建物	94	1	1	31	2	1	63 ³	75
事務所用什器備品	2,678	264	252	1,825	199	248	865	848
リース資産	269	0	256	2	31	217	11	81
変動								
参加持分			-46				387	433
関係会社に対する投資			626 ⁴				44,049	43,423
短期金融市場商品			24				24	0
公社債およびその他の固定利付有 価証券			1,601				3,271	1,670
このうち、HGB第254条に従って 評価単位に含められているもの			0				0	0
株式およびその他の変動利付有価 証券			-1				5	6
このうち、HGB第254条に従って 評価単位に含められているもの			0				0	0

RechKredV第34条第3項に基づく金融資産の合算オプションが利用された。在外支店における貸借対照表日レートによる通貨換算から生じる為替レート変動は、取得／製造原価（2016年1月1日現在）と減価償却／償却、評価減および価値修正の累計額に認識されている。

- 1 自己開発ソフトウェアに関連する自己開発無形資産の増加。
- 2 787百万ユーロの増加は関係会社から購入したソフトウェアに関連している。
- 3 簿価総額63百万ユーロの土地および建物が当行の自己の活動の一部として使用された。
- 4 関係会社に対する投資は626百万ユーロ増加し440億ユーロとなった。関係会社に対する投資の減少額213億ユーロに対して、増加額は217億ユーロであった。この増加は主に、過年度は間接的に保有していた関係会社の直接保有への振替および外国為替換算によるプラスの影響に起因していた。これは主に、過年度に直接保有していた関係会社の間接保有への振替および評価減純額37億ユーロにより相殺された。

無形資産

無形資産に計上されているのれんは、見積耐用年数である5年から15年にわたって償却される。その決定は、経済的および組織的要素（例えば、被取得事業に係る将来の成長見込みおよび利益見込み、予想シナジー効果の形態および期間、顧客基盤の活用ならびに集合的労働力）に基づいている。無形資産に分類されたソフトウェアは、その耐用年数（最長10年）にわたって償却される。

その他の資産

「その他の資産」80億ユーロは、主に、利益共同体契約に関連する債権（22億ユーロ）、スワップに係るバルーン・ペイメント（22億ユーロ）に関連する債権、税務当局に対する債権（13億ユーロ）およびドイツ銀行保有株式の売却に関連する債権（788百万ユーロ）から構成されている。

前払費用

前払費用は、45百万ユーロの負債に関する発行額と償還額の差額の割引を含む。

繰延税金

繰延税金は、資産、負債および経過勘定の商法会計上の帳簿価額とその税務基準額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主/パートナーである連結税務グループ子会社/パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含められる。ドイツ銀行AGのニューヨーク支店は税金割当契約を締結しており、これにより控除可能な一時差異、未使用の繰越欠損金および税額控除について払戻される。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金が今後5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31.3%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.83%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に20%から38%の範囲内にある。

当報告期間において、合計23億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に表示された。それは主に、ドイツ銀行AGの「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）およびドイツ銀行AGのロンドン支店によるものであった。これらは主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

負債の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
銀行に対する負債（契約期限または通知期限付）	125,253	118,312
残存期間：		
3ヶ月以内	52,105	55,485
3ヶ月超1年以内	21,157	24,254
1年超5年以内	42,634	29,494
5年超	9,357	9,079
貯蓄預金（3ヶ月超の契約通知期限付）	1,171	1,472
残存期間：		
3ヶ月以内	507	746
3ヶ月超1年以内	640	689
1年超5年以内	24	36
5年超	0	1
顧客に対するその他の負債（契約期限または通知期限付）	87,514	75,799
残存期間：		
3ヶ月以内	43,704	39,376
3ヶ月超1年以内	24,266	20,280
1年超5年以内	11,035	8,030
5年超	8,510	8,113
証券形態のその他の負債	6,800	19,595
残存期間：		
3ヶ月以内	2,573	5,044
3ヶ月超1年以内	4,223	14,227
1年超5年以内	4	325
5年超	0	0

発行債券996億ユーロには、2017年に期限を迎えるものが239億ユーロ含まれている。

資産が担保に供されている負債

資産が担保に供されている負債

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
銀行に対する負債	5,971	29,832
顧客に対する負債	10,260	16,730
トレーディング負債	2,766	2,895
その他の負債	383	299

銀行に対する負債が2015年度の298億ユーロから2016年度に60億ユーロへと減少したのは、主に中央銀行借入枠の利用が減少したためであった。

その他の負債

「その他の負債」216億ユーロには、主に、HGB第340h条に基づき特にカバーされるFXポジションに関連する負債（124億ユーロ）、認識中止されなかった負債（37億ユーロ）、拠出資本金および繰越損益に係るFX再評価による影響（23億ユーロ）ならびに支払予定の営業費用（12億ユーロ）が含まれている。

年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっており、当該制度には確定給付制度だけでなく確定拠出制度も含まれている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付の価値は、主に各従業員の報酬および勤続年数に基づいている。

12月31日がすべての確定給付制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数理計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はHGB第253条第2項の規則に従って決定されている。

年金制度に関して使用された仮定	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
割引率	3.90 %	3.76 %
インフレ率	1.60 %	1.60 %
将来給与水準の名目上昇率	2.10 %	2.10 %
年金支給額の名目上昇率	1.50 %	1.50 %
死亡表 / 障害表	Richttafeln Heubeck 2005 G	Richttafeln Heubeck 2005 G

これらの確定給付制度の年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

ドイツ銀行AGおよびその他金融機関がBVGのメンバーであるドイツの確定拠出制度において、事業主の補助的負債には支払給付およびその法的に要求される増加分が含まれる。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続記念や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、キャッシュ・ベースで、給付の支払期限到来時に資金を供給している。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
年金債務（財務諸表認識額）	4,604	5,038
7年平均割引率に基づく名目年金債務	5,041	N/M
割引率の差異により認識される利益	437	N/M
制度資産の公正価値	5,705	5,824
このうち：制度資産の取得原価	5,327	5,261
このうち：制度資産内の未実現利得合計	377	562

期末現在の積立超過額（純額）	1,101	786
制度資産（純額）	1,101	786
このうち：「積立超過の制度資産」認識額	1,149	841
このうち：「年金および類似の債務に対する引当金」認識額	48	56

HGB第253条第6項に従い修正された評価原則を適用したことで、財務諸表において認識される確定給付債務に関して、10年平均割引率を用いた場合と、過年度に使用された7年平均割引率を用いた場合との差異が生じた。この差異は、437百万ユーロの利益として認識され、配当制限条項の対象となっている。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2016年度	2015年度
制度資産からの運用収益	372	216
年金債務の割引の巻戻しに係る利息費用	-102	590
純利息収益（費用）	270	-374
このうち：「その他の営業収益」認識額	274	1
このうち：「その他の営業費用」認識額	4	374

その他の引当金

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在
差し迫った損失に対する引当金	663
貸倒引当金	402
残りのその他の引当金	6,460
その他の引当金合計	7,525

以下の（主要な）リスクの種類に対して、残りのその他の引当金が設定されている。

従業員関連引当金は、従業員に対する追加の給与手当を反映するために設定された。これらは変動報酬および繰延報酬、株式報酬、早期退職債務ならびにその他に関連している。引当金の総額は17億ユーロであった。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の評価が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2016年度末現在、このリスクに対する引当金は25億ユーロであった。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先およびその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2016年度末現在、このリスクに対する引当金は13億ユーロであった。

営業引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。2016年度末現在、このリスクに対する引当金は271百万ユーロであった。

オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。営業引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟または規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。2016年度末現在、これらの活動に対する引当金は251百万ユーロであった。

2016年度末現在、その他の諸引当金380百万ユーロが設定されている。

劣後負債

劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に10年から30年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の劣後弁済でない債権に対して劣後弁済となる。社債の条件に基づき、これらの資金の資本または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

10億ユーロ超の重要な劣後負債

通貨	金額 単位：百万	種類	発行年度	表面金利	償還期限
ユーロ	1,150	無記名社債	2010年	5.000%	2020年6月24日 ¹
米ドル	1,500	記名社債	2013年	4.296%	2028年5月24日 ¹
ユーロ	1,000	記名社債	2008年	8.000%	2038年5月15日 ¹
米ドル	1,385	記名社債	2008年	8.050%	期限なし ¹
米ドル	1,975	記名社債	2008年	7.600%	期限なし ¹
ユーロ	1,250	無記名社債	2015年	2.750%	2025年2月17日 ¹
米ドル	1,500	無記名社債	2015年	4.500%	2025年4月1日 ¹

¹ 社債の繰上償還が可能であるため、早期償還の可能性がある。

すべての劣後負債（125億ユーロ）に係る費用は総額393百万ユーロであった。これにはデリバティブ・ヘッジに係る損益が含まれる。この数値に含まれる支払期限前の未払利息194百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品

2014年度に、ドイツ銀行AGは、その他Tier 1ノート（以下「AT1 ノート」または「ノート」という。）を合計47億ユーロ発行した。その後、さらに発行されたAT1 ノートはなかった。

AT1 ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から最初の繰上償還日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートは、いかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止できる絶対裁量権をドイツ銀行に要求する場合があり、これをドイツ銀行に認める特徴を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当該ノートは永久債であり、ドイツ銀行が、その自由裁量で、各最初の繰上償還日およびその後5年ごとにまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部（但し一部は不可）を償還することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面価額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定されたドイツ銀行グループの普通株式等Tier 1資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

2016年12月31日現在、当該ノートは総額51億ユーロであった。関連する利息費用は合計331百万ユーロであり、これには、その他の負債に計上されている2016年度末現在の未払利息229百万ユーロが含まれている。

2016年12月31日現在のAT1 ノートの残高

通貨	金額（単位：百万）	種類	発行年度	表面金利	最初の繰上償還日
ユーロ	1,750	無期限非累積型固定 / 再設定AT1 ノート	2014年	6.000%	2022年4月30日
米ドル	1,250	無期限非累積型固定 / 再設定AT1 ノート	2014年	6.250%	2020年4月30日

英ポンド	650	無期限非累積型固定 / 再設定AT1 ノート	2014年	7.125%	2026年4月30日
米ドル	1,500	無期限非累積型固定 / 再設定AT1 ノート	2014年	7.500%	2025年4月30日

外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で11,975億ユーロ相当額、負債総額は10,684億ユーロ相当額であった。

株主資本

自己株式

当行または当行の関係会社は、2016年度中にトレーディング目的で、ドイツ銀行株式336,942,318株を実勢市場価格で購入し、ドイツ銀行株式336,878,347株を実勢市場価格で売却した。この自己株式の購入は、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による2013年5月23日の株主総会の授権に基づいたものであり、各株式売買取引についてその制限が遵守されていた。平均購入価格は1株当たり14.80ユーロ、平均売却価格は1株当たり14.80ユーロであった。その損益は利益剰余金において認識された。

2016年度中にトレーディング目的で売買された当行の自己株式は当行株式資本の約24%に相当した。自己株式保有高が最大となった日の保有率は当行株式資本の0.17%、1日当たり平均保有率は0.02%であった。

さらに、当行は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による2016年5月19日および2015年5月21日の株主総会により、自己株式を購入する権限を付与された。各売買取引についてそれぞれの制限が遵守されていた。2015年5月21日の株主総会で付与され、2020年4月30日まで有効であった当行が自己株式を購入する権限は、2016年5月19日の授権の発効とともに取消された。

加えて、2016年5月19日の年次株主総会は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

2016年度末現在、ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による自己株式94,027株を保有していた。ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による保有高は4,863株であり、それは株式資本の0.00%に相当した。2016年12月31日現在で、ドイツ銀行株式5,089,000株（2015年度末：4,265,535株）、すなわち、株式資本の0.37%（2015年度末：0.31%）が貸出金の担保としてドイツ銀行およびその関係会社に差し入れられていた。

引受済、授権および条件付資本金の変動

当行の引受済資本金は記名式無額面株式1,379,273,131株に分割されており、1株当たりの名目価値は2.56ユーロである。2016年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は1,379,174,241株（2015年度末：1,378,944,872株）となった。当該報告期間の平均社外流通株式数は1,372,457,189株であった。

単位：ユーロ	引受済資本金 ¹	授権資本金	条件付資本金 (未利用)
2015年12月31日現在残高	3,530,939,215.36	1,760,000,000.00	486,400,000.00
2016年12月31日現在残高	3,530,939,215.36	1,760,000,000.00	486,400,000.00

1 自己株式の名目価値を含む。

授権資本金および未利用の条件付資本金に関する詳細は注記「ドイツ商法第289条第4項に基づく情報」に記載されている。

株主資本の変動

単位：百万ユーロ

2015年12月31日現在残高		45,828
2016年度中の配当		0
前期繰越利益		-165
自己株式		
- 自己株式の名目価値の変動	1	
- 取得原価の変動	8	
- 実現純利得（トレーディング以外）	0	
- 実現損益（トレーディング）	-5	
- 実現純損失（トレーディング以外）	-46	-42
利益のその他の利益剰余金への繰入		0
2016年度の配当可能利益		447
2016年12月31日現在残高		46,067

前年度からの繰越利益165百万ユーロを考慮した2016年12月31日現在の配当可能利益は447百万ユーロとなった。当行は年次株主総会に対して1株当たり0.19ユーロの支払いと、配当可能利益の残額の繰越しを提案する予定である。

オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金が設定されていない限り、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランス表示または引当金の認識のいずれによって行ふかの判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、担保金を受け入れた場合にその金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能の義務を締結する前に、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により生じる損失についてリスク評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が予想されるかどうかについて、契約期間内に定期的に評価を行っている。一定の場合、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、貸借対照表上引当金として計上されている。

偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、いつ、どの程度の請求が行われることになるかについて詳細を知ることはできない。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を認識する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債に基づく潜在的支払額（担保金および貸借対照表計上済引当金控除後）の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表している訳ではない。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
保証	38,750	41,322
信用状	4,263	5,248
信用負債	7,576	7,956

取消不能貸出コミットメント

2016年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは1,228億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務1,210億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行による引き出しが不可能な同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、受入担保金および貸借対照表に計上済みの引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成することを目的とした特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取ることにより利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。当行は、多くの異なった形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性と信枠（貸借対照表科目の下に記載されるオフバランス項目の中の「その他の契約債務」のうち取消不能貸出コミットメントとして開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ピークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保証券市場およびその他の資産担保証券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ピークルが、証券化プロセスを通じて生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2016年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付および配当に重要な影響を及ぼさなかった。

その他の契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2016年12月31日現在合計21億ユーロであり、これには、特に情報技術サービスおよび信枠管理サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側の条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産に資源を投資しないで便益を得ることを可能にするような所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2016年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は20億ユーロ（うち159百万ユーロは子会社に関連していた。）であり、契約満了までの残存期間は最長20年となっていた。

2016年12月31日現在、2017年3月初頭に付与された報奨を含んだ未償却の繰延変動報酬費用の総額は約9億ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2016年度末現在で112百万ユーロとなった。うち15百万ユーロは子会社に、88百万ユーロは関連会社に関連するものであった。

その他の出資に関する将来の払込義務は2016年12月31日現在総額0.1百万ユーロであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を出資または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

ドイツ銀行AGはまた、銀行建築貯蓄組合に関する預金保護基金規定第3条第1a項に基づき、Deutsche Bank Bauspar AG（フランクフルト・アム・マイン）のためにとった措置によりFachverband für Bank-Bausparkassen e.V.が何らかの損害を被った場合、補償を行う義務を負っている。

単一破綻処理基金（SFR）およびドイツ法定預金保護に関連した銀行税に伴う取消不能支払コミットメントは、229百万ユーロであった。

当行の国外支店の事業活動の一部に関して、法的規制により18億ユーロの担保保証金が要求された。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されているクリアリング機関に対する債務は、2016年12月31日現在で合計92億ユーロであった。

総額24百万ユーロの偶発負債があり、これは主に、商事会社Klöckner & Co.AG（ドゥイスブルグ）の転売に起因する。

[次へ](#)

損益計算書注記

市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った内訳は以下のとおりである。

単位：百万ユーロ	2016年度	2015年度
ドイツ	5,857	15,245
ヨーロッパ（ドイツを除く）	12,963	10,118
アメリカ	4,274	4,402
アフリカ/アジア/オーストラリア	3,661	3,376
合計	26,755	33,141

ドイツにおける収益の減少は主に、トレーディング損益の悪化および関係会社からの配当金の減少に起因している。ヨーロッパ（ドイツを除く）における収益の増加は主に、トレーディング損益の改善に起因している。

利息収益および利息費用

貸出およびマネー・マーケット・ビジネスからの利息収益には、主として銀行に対する債権およびトレーディング資産に関連するマイナス金利（すなわち債権に係る利息費用）による416百万ユーロが含まれている。利息費用には、主として銀行に対する債務に関連するマイナス金利（すなわち債務に係る利息収益）による290百万ユーロが含まれている。

第三者のための管理および代理業務

次の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅取得貯蓄契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」33億ユーロは主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益13億ユーロ、関係会社1社の合併に関連する利益557百万ユーロ、確定給付制度に係る収益274百万ユーロならびに資産および負債に関する通貨換算から生じた収益126百万ユーロからなっている。

「その他の営業費用」28億ユーロには、トレーディング以外のデリバティブによる損益11億ユーロが含まれる。また、「その他の営業費用」には訴訟費用906百万ユーロも含まれる。

特別損益

特別利益3.4百万ユーロは、再構築引当金の戻入に関連するものである（2015年度：再構築引当金の戻入に関連する利益28.4百万ユーロ）。特別損失の309.0百万ユーロは再構築費用を反映している（2015年度：161.6百万ユーロの損失）。

特別利益および特別損失の純額である特別損益はマイナス305.6百万ユーロであった（2015年度：マイナス133.2百万ユーロ）。

HGB第253条第6項および同法第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、HGB第268条第8項に基づく金額およびHGB第253条第6項に基づく制限項目として初めて利益配当において考慮すべき金額を示している。2016年に施行された当該規則に従って、10年または7年の期間の平均利率に基づいた年金債務の評価の相違を計算しなければならない。当行の貸借対照表に対する注記の「年金および類似の債務」を参照のこと。ドイツ銀行AGでは、利益配当後の配当可能な剰余金の合計額に配当可能利益を加算した金額は、考慮すべき金額と少なくとも等しい。個々のポジションには該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在
自己開発無形資産	2,941
繰延税金資産	2,607
制度資産に係る未実現利得	365
年金債務引当金の割引に関連する評価の相違	300
配当不能な金額合計	6,213

[次へ](#)

保有株式

150 - 20%超を保有する会社（訳者注：行頭の数字は英文Annual Report 2016のページ；以下同）

164 - 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第285条第11号に従って、下記はドイツ銀行AGの保有株式（ドイツ商法第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。ドイツ商法286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

脚注：

- 1 損益移転契約。年次損益は開示されていない。
- 2 2015事業年度の自己資本および年次損益。2016事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。
- 3 サブグループの自己資本および年次損益。 - で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。
- 4 ドイツ商法第285条第11a号に従って無限責任の株主としての立場。
- 5 ゼネラル・パートナーシップ（ケイマン諸島）。
- 6 IFRSに準拠した連結財務諸表。

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
20%超を保有する会社						
1	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
2	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
3	AC VI Initiatoren GmbH & Co. KG	ミュンヘン		25.0		
4	Acacia (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
5	Acamar Holding S.A.	ルクセンブルク		95.0		
6	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン		100.0		
7	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
8	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
9	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
10	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
11	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
12	Adara S.A.	ルクセンブルク		95.0		
13	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
14	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
15	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
16	Agena S.A.	ルクセンブルク		95.0		
17	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
18	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
19	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		26.9	213.0	16.0
20	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
21	Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank - mbH	ベルリン		100.0		
22	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
23	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
24	Amber Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
25	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
26	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
27	Aqueduct Capital S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	10.6	-0.1
28	Argantis GmbH i.L.	ケルン		50.0		
29	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
30	Atena SPV S.r.l	コネリアーノ		60.0		
31	Atrium 99. Europäische VV SE	フランクフルト		100.0		
32	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
33	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG	バート・ゾーデン・アム・タウヌス		49.8	15.4	0.2
34	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
35	BAL Servicing Corporation	ウィルミントン		100.0		
36	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
37	BAMAR Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
38	Bankers Trust International Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
39	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン		100.0		
40	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		30.0	7.4	5.1
41	Banks Island General Partner Inc.	トロント		50.0		
42	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ		100.0		
43	Bebek Varlik Yönetym A.S.	イスタンブール		100.0		
44	Belzen Pty. Limited	シドニー		100.0		
45	Benefit Trust GmbH	リュッツェン		100.0	6963.4	487.1
46	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		49.0		
47	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク		99.9		
48	BHS tabletop Aktiengesellschaft	ゼルブ		28.9	33.6	2.1
49	BHW Invest, Société à responsabilité limitée	ルクセンブルク		100.0		
50	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
51	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
52	Birch (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
53	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ		33.2		
54	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		32.0		
55	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		100.0		
56	BRIMCO, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
57	BrisConnections Holding Trust	ケドロン		35.6		
58	BrisConnections Investment Trust	ケドロン		35.6		
59	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		100.0		
60	BVT-CAM Private Equity Beteiligungs GmbH	グリーンヴァルト		50.0		
61	BVT-CAM Private Equity Management & Beteiligungs GmbH	グリーンヴァルト		50.0		
62	Cabarez S.A.	ルクセンブルク		95.0		
63	CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
64	CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
65	CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
66	CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
67	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン		100.0		
68	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン		100.0		
69	CapeSuccess LLC	ウィルミントン		82.6		
70	Cardales Management Limited	セント・ピーター・ポート		100.0		
71	Cardales UK Limited	ロンドン		100.0	15.9	13.5
72	Career Blazers Consulting Services, Inc.	オールバニー		100.0		
73	Career Blazers Contingency Professionals, Inc.	オールバニー		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
74	Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.	ロサンゼルス		100.0		
75	Career Blazers LLC	ウィルミントン		100.0		
76	Career Blazers Management Company, Inc.	オールバニー		100.0		
77	Career Blazers New York, Inc.	オールバニー		100.0		
78	Career Blazers of Ontario Inc.	オンタリオ州ロンドン		100.0		
79	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントンD.C.		100.0		
80	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オールバニー		100.0		
81	Career Blazers Service Company, Inc.	ウィルミントン		100.0		
82	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京		100.0		
83	Cathay Asset Management Company Limited	ポートルイス		100.0		
84	Cathay Capital Company (No 2) Limited	ポートルイス		67.6	260.7	121.0
85	CBI NY Training, Inc.	オールバニー		100.0		
86	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
87	Centennial River 1 Inc.	デンバー		100.0		
88	Centennial River 2 Inc.	オースティン		100.0		
89	Centennial River Acquisition I Corporation	ウィルミントン		100.0		
90	Centennial River Acquisition II Corporation	ウィルミントン		100.0		
91	Centennial River Corporation	ウィルミントン		100.0		
92	China Recovery Fund LLC	ウィルミントン		85.0	16.0	0.4
93	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	100.0	13.6	0.0
94	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		100.0		
95	City Leasing Limited	ロンドン		100.0		
96	Comfund Consulting Limited	バンガロール		30.0		
97	Consumo Finance S.p.A.	ミラノ		100.0		
98	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		49.9	30.1	10.0
99	CREDA Objektanlage- und verwaltungsgesellschaft mbH	ボン	1	100.0		
100	CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH i.L.	ミュンヘン		100.0		
101	D&Mターンアラウンドパートナーズ合同会社	東京		100.0		
102	DAHOC (UK) Limited	ロンドン		100.0	57.5	-0.1
103	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	318.9	-0.1
104	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
105	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		100.0		
106	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
107	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
108	DB Advisors SICAV	ルクセンブルク		96.4	8946.3	175.6
109	DB Alternative Strategies Limited	ジョージタウン		100.0		
110	DB Alternatives and Fund Solutions Shanghai Investment Company Ltd	上海		100.0		
111	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
112	DB Apex (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
113	DB Apex Management Limited	ジョージタウン		100.0		
114	DB Avila Ltd.	ジョージタウン		100.0		
115	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト	1	100.0	10002.8	0.0
116	DB Capital Investments Sarl	ルクセンブルク		100.0	-83.1	-295.4
117	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト	1	100.0	2265.1	0.0
118	DB Capital Partners Asia G.P. Limited (任意清算中)	ジョージタウン		100.0		
119	DB Capital Partners General Partner Limited	ロンドン		100.0		
120	DB Capital Partners Latin America, G.P. Limited (任意清算中)	ジョージタウン		100.0		
121	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ボズエロ・デ・アラル コン		100.0	9.6	-6.4
122	DB Chambers Limited	ジョージタウン		100.0		
123	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
124	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ		100.0		
125	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
126	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアーノ		90.0		
127	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	5.3	21.4
128	DB Delaware Holdings (Europe) Limited	ジョージタウン		100.0		
129	DB Direkt GmbH	フランクフルト	1	100.0		
130	DB Energy Commodities Limited	ロンドン		100.0	47.9	4.9
131	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セントヘリア	2	100.0	29.1	44.4
132	DB Enfield Infrastructure Investments Limited (清算中)	セントヘリア	2	100.0	34.2	2.6
133	DB Equity Limited	ロンドン	2	100.0	34.0	-0.1
134	DB Finance International GmbH	エシュボルン		100.0		
135	DB Finanz-Holding GmbH	フランクフルト	1	100.0	8060.2	0.0
136	DB Global Technology SRL	ブカレスト		100.0	15.7	6.6
137	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		100.0		
138	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン		100.0		
139	DB Hypernova LLC	ウィルミントン		100.0		
140	DB iCON Investments Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
141	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG	フランクフルト		74.0		
142	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		100.0		
143	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ		100.0		
144	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン		100.0	1643.6	0.9
145	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン		100.0	1551.1	11.1
146	DB Infrastructure Holdings (UK) No.1 Limited	ロンドン	2	100.0	13.5	0.5
147	DB Infrastructure Holdings (UK) No.3 Limited	ロンドン	2	100.0	0.2	3.7
148	DB International (Asia) Limited	シンガポール		100.0	438.3	-7.3
149	DB International Investments Limited	ロンドン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
150	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		100.0		
151	DB Investment Services GmbH	フランクフルト	1	100.0	46.0	0.0
152	DB Investments (GB) Limited	ロンドン	2	100.0	2014.5	-0.1
153	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン		100.0		
154	DB Management Support GmbH	フランクフルト		100.0		
155	DB Munico Ltd.	ジョージタウン		100.0	106.3	-3.1
156	DB Nexus American Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
157	DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
158	DB Nexus Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
159	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
160	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0		
161	DB Operaciones y Servicios Interactivos Agrupación de Interés Económico	バルセロナ		99.9		
162	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	37.5	21.1
163	DB Petri LLC	ウィルミントン		100.0		
164	DB Print GmbH	フランクフルト	1	100.0		
165	DB Private Equity GmbH	ケルン		100.0	21.1	1.0
166	DB Private Equity International S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
167	DB Private Equity Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
168	DB PWM Private Markets I GP	ルクセンブルク		100.0		
169	DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン		100.0		
170	DB Re S.A.	ルクセンブルク		100.0		
171	DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.	トロント		100.0		
172	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナ・ベイ		34.6		
173	DB Safe Harbour Investment Projects Limited	ロンドン	2	100.0	14.0	0.0
174	DB Securities S.A.	ワルシャワ		100.0	7.6	-2.2
175	DB Service Centre Limited	ダブリン	2	100.0	10.1	1.5
176	DB Service Uruguay S.A.	モンテビデオ		100.0		
177	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		100.0		
178	DB STG Lux 10 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
179	DB STG Lux 11 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
180	DB STG Lux 12 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
181	DB STG Lux 9 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
182	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		100.0		
183	DB Trustee Services Limited	ロンドン		100.0		
184	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
185	DB UK Australia Finance Limited (任意清算中)	ジョージタウン		100.0		
186	DB UK Australia Holdings Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
187	DB UK Bank Limited	ロンドン	2	100.0	786.3	-13.9
188	DB UK Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	409.2	128.4
189	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		100.0	50.5	-1.1

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
190	DB USA Corporation (サブグループ)	ウィルミントン	3	100.0	9210.9	-360.1
191	-ABFS I Incorporated	ボルチモア		100.0		
192	-ABS Leasing Services Company	シカゴ		100.0		
193	-ABS MB Ltd.	ボルチモア		100.0		
194	-Alex. Brown Financial Services Incorporated	ボルチモア		100.0		
195	-Alex. Brown Investments Incorporated	ボルチモア		100.0		
196	-Americas Trust Servicios de Consultoria, S.A.	マドリッド		100.0		
197	-Argent Incorporated	ボルチモア		100.0		
198	-Axiom Shelter Island LLC	サンディエゴ		100.0		
199	-Azurix AGOSBA S.R.L.	ブエノスアイレス		100.0		
200	-Azurix Argentina Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0		
201	-Azurix Buenos Aires S.A. (清算中)	ブエノスアイレス		100.0		
202	-Azurix Cono Sur, Inc.	ウィルミントン		100.0		
203	-Azurix Corp.	ウィルミントン		100.0		
204	-Azurix Latin America, Inc.	ウィルミントン		100.0		
205	-B.T.I. Investments (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
206	-Bankers Trust International Finance (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
207	-Barkly Investments Ltd.	セントヘリア		100.0		
208	-Blue Cork, Inc.	ウィルミントン		100.0		
209	-BT Commercial Corporation	ウィルミントン		100.0		
210	-BT Maulbronn GmbH	エシュボルン		100.0		
211	-BT Milford (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0		
212	-BT Muritz GmbH	エシュボルン		100.0		
213	-BT Vordertaunus Verwaltungs- und Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0		
214	-BTAS Cayman GP	ジョージタウン		100.0		
215	-Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン		100.0		
216	-Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
217	-D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
218	-Dawn-BV II LLC	ウィルミントン		100.0		
219	-Dawn-BV LLC	ウィルミントン		100.0		
220	-DB (Pacific) Limited	ウィルミントン		100.0		
221	-DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク		100.0		
222	-DB Abalone LLC	ウィルミントン		100.0		
223	-DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		100.0		
224	-DB Alps Corporation	ウィルミントン		100.0		
225	-DB Alternative Trading Inc.	ウィルミントン		100.0		
226	-DB Asia Pacific Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
227	-DB Aster II, LLC	ウィルミントン		100.0		
228	-DB Aster III, LLC	ウィルミントン		100.0		
229	-DB Aster, Inc.	ウィルミントン		100.0		
230	-DB Aster, LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
231	-DB Boracay LLC	ウィルミントン		100.0		
232	-DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
233	-DB Commodity Services LLC	ウィルミントン		100.0		
234	-DB Dawn, Inc.	ウィルミントン		100.0		
235	-DB Delaware Holdings (UK) Limited (メンバーによる 任意清算中)	ロンドン		100.0		
236	-DB Elara LLC	ウィルミントン		100.0		
237	-DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		100.0		
238	-DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		100.0		
239	-DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		100.0		
240	-DB Fund Services LLC	ウィルミントン		100.0		
241	-DB Funding LLC #5	ウィルミントン		100.0		
242	-DB Ganymede 2006 L.P.	カマナ・ベイ		100.0		
243	-DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		100.0		
244	-DB Green Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
245	-DB Green, Inc.	ニューヨーク		100.0		
246	-DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		100.0		
247	-DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン		100.0		
248	-DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		100.0		
249	-DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		100.0		
250	-DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
251	-DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		100.0		
252	-DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
253	-DB Io LP	ウィルミントン		100.0		
254	-DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		100.0		
255	-DB Like-Kind Exchange Services Corp.	ウィルミントン		100.0		
256	-DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		100.0		
257	-DB Managers, LLC	ウェストトレントン		100.0		
258	-DB Mortgage Investment Inc.	ボルチモア		100.0		
259	-DB Omega BTV S.C.S.	ルクセンブルグ		100.0		
260	-DB Omega Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
261	-DB Omega Ltd.	ジョージタウン		100.0		
262	-DB Omega S.C.S.	ルクセンブルグ		100.0		
263	-DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
264	-DB Portfolio Southwest, Inc.	オースティン		100.0		
265	-DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		100.0		
266	-DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		100.0		
267	-DB RMS Leasing (Cayman) L.P.	ジョージタウン		100.0		
268	-DB Samay Finance No. 2, Inc.	ウィルミントン		100.0		
269	-DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0		
270	-DB Services New Jersey, Inc.	ウェストトレントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
271	-DB Servicios México, Sociedad Anónima de Capital Variable	メキシコシティ		100.0		
272	-DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		100.0		
273	-DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		100.0		
274	-DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		100.0		
275	-DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン		100.0		
276	-DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		100.0		
277	-DBFIC, Inc.	ウィルミントン		100.0		
278	-DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		100.0		
279	-DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン		100.0		
280	-DBX Advisors LLC	ウィルミントン		100.0		
281	-DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン		100.0		
282	-Deutsche AM Distributors, Inc.	ウィルミントン		100.0		
283	-Deutsche AM Service Company	ウィルミントン		100.0		
284	-Deutsche AM Trust Company	セーレム		100.0		
285	-Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	ウィルミントン		100.0		
286	-Deutsche Asset Management USA Corporation	ウィルミントン		100.0		
287	-Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
288	-Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
289	-Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ボルチモア		100.0		
290	-Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン		100.0		
291	-Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		100.0		
292	-Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		100.0		
293	-Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		100.0		
294	-Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		100.0		
295	-Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		100.0		
296	-Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		100.0		
297	-Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン		100.0		
298	-Deutsche International Corporate Services (Delaware) LLC	ウィルミントン		100.0		
299	-Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ		100.0		
300	-Deutsche Investment Management Americas Inc.	ウィルミントン		100.0		
301	-Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		100.0		
302	-Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン		100.0		
303	-Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		100.0		
304	-Deutsche Securities SpA	サンティアゴ		100.0		
305	-DFC Residual Corp.	カーソンシティ		100.0		
306	-Dusk LLC	ウィルミントン		100.0		
307	-ECT Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
308	-G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
309	-GAC-HEL II, Inc.	ウィルミントン		100.0		
310	-GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		100.0		
311	-Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
312	-German American Capital Corporation	ポルチモア		100.0		
313	-GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		100.0		
314	-Hac Investments Ltd.	ウィルミントン		100.0		
315	-Kelsey Street LLC	ウィルミントン		100.0		
316	-Kingfisher Canada Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
317	-Kingfisher Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
318	-87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		100.0		
319	-Long-Tail Risk Insurers, Ltd.	ハミルトン		100.0		
320	-Manta Acquisition LLC	ウィルミントン		100.0		
321	-Manta Group LLC	ウィルミントン		100.0		
322	-MHL Reinsurance Ltd.	バーリントン		100.0		
323	-MIT Holdings, Inc.	ポルチモア		100.0		
324	-MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		100.0		
325	-MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		100.0		
326	-NCKR, LLC	ウィルミントン		100.0		
327	-New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		100.0		
328	-North American Income Fund PLC	ダブリン		67.3		
329	-North Las Vegas Property LLC	ウィルミントン		100.0		
330	-Operadora de Buenos Aires S.R.L.	ブエノスアイレス		100.0		
331	-PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		100.0		
332	-PARTS Student Loan Trust 2007-CT 1	ウィルミントン		100.0		
333	-Pelleport Investors, Inc.	ニューヨーク		100.0		
334	-Polydeuce LLC	ウィルミントン		100.0		
335	-Port Elizabeth Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
336	-Quantum 13 LLC	ウィルミントン		100.0		
337	-REO Properties Corporation	ウィルミントン		100.0		
338	-RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0		
339	-Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0		
340	-RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
341	-RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
342	-RREEF North American Infrastructure Fund A, L.P.	ウィルミントン		99.9		
343	-RREEF North American Infrastructure Fund B, L.P.	ウィルミントン		99.9		
344	-Sagamore Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
345	-Sharps SP I LLC	ウィルミントン		100.0		
346	-Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		100.0		
347	-Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン		100.0		
348	-STTN, Inc.	ウィルミントン		100.0		
349	-World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		100.0		
350	-Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		100.0		
351	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	957.8	557.1
352	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	57.4	9.2
353	DB Vanquish (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	自己 資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
354	DB Vantage (UK) Limited (メンバーによる任意清算 中)	ロンドン		100.0		
355	DB Vantage No.2 (UK) Limited (メンバーによる任意 清算中)	ロンドン		100.0		
356	DB Vita S.A.	ルクセンブルク		75.0	22.9	1.8
357	db x-trackers (Proprietary) Limited	ヨハネスブルク		100.0	4.2	2.6
358	DBCIBZ1	ジョージタウン		100.0	6.3	4.5
359	DBCIBZ2	ジョージタウン		100.0	6.3	4.5
360	DBG Eastern Europe II Limited Partnership	セントヘリア		25.9	38.8	13.3
361	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン	2	100.0	6.4	6.3
362	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ		100.0	76.1	16.5
363	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		100.0	-20.1	18.7
364	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン		100.0	12.6	-0.1
365	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
366	DBRE Global Real Estate Management US IA, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
367	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
368	DBRMS4	ジョージタウン		100.0	577.9	3.9
369	DBRMSGP1	ジョージタウン	4,5	100.0	368.4	2.5
370	DBRMSGP2	ジョージタウン	4,5	100.0	209.5	1.4
371	DBUK PCAM Limited	ロンドン		100.0	-103.4	-0.5
372	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	6.4	4.5
373	DD Finansman Anonim Sirketi	シシリ		49.0	10.1	-2.8
374	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京		100.0		
375	DeAM Infrastructure Limited	ロンドン		100.0		
376	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン	4	100.0	159.4	0.3
377	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ		100.0	18.9	7.4
378	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0	11.4	-0.3
379	DEUFRAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト		100.0	172.4	-0.1
380	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		100.0	4.4	3.4
381	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		100.0		
382	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		100.0		
383	Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme	パイアニア		80.0		
384	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		
385	Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS	パリ		100.0		
386	Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited	ロンドン		100.0	54.8	13.7
387	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	71.5	-66.8
388	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		100.0	744.0	412.8
389	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール		100.0	246.6	31.2
390	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	香港		100.0	25.9	2.8
391	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		100.0	11.1	54.3

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
392	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	東京		100.0	58.0	19.6
393	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル	2	100.0	12.2	0.6
394	Deutsche Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	39.6	-7.2
395	Deutsche Asset Management Group Limited	ロンドン		100.0	16.0	-6.8
396	Deutsche Asset Management International GmbH	フランクフルト	1	100.0	44.5	0.0
397	Deutsche Asset Management Investment GmbH	フランクフルト	1	100.0	193.6	0.0
398	Deutsche Asset Management S.A.	ルクセンブルク		100.0	465.8	202.3
399	Deutsche Asset Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		100.0		
400	Deutsche Australia Limited (サブグループ)	シドニー	2,3	100.0	248.0	55.1
401	-Baincor Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
402	-Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
403	-BNA Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
404	-BTD Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
405	-Buxtal Pty. Limited	シドニー		100.0		
406	-Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		100.0		
407	-Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー		100.0		
408	-Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー		100.0		
409	-Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー		100.0		
410	-Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー		100.0		
411	-Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		100.0		
412	-Deutsche Investments Australia Limited	シドニー		100.0		
413	-Deutsche Managed Investments Limited	シドニー		100.0		
414	-Deutsche Securities Australia Limited	シドニー		100.0		
415	-Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー		100.0		
416	-DNU Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
417	-DTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
418	-OPS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
419	-Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
420	-R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
421	-RTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
422	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0	54.1	1.3
423	Deutsche Bank (Chile)	サンティアゴ		100.0		
424	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		100.0	1228.4	91.9
425	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		100.0	370.3	31.0
426	Deutsche Bank (Mauritius) Limited	ポートルイス		100.0	36.0	4.6
427	Deutsche Bank (Perú) S.A.	リマ		100.0	45.2	-5.8
428	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0	650.5	5.5
429	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		100.0		
430	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		100.0	138.2	18.6
431	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	フランクフルト		100.0	513.5	62.5
432	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン		100.0	300.0	0.0
433	Deutsche Bank Capital LLC I	ウィルミントン		100.0	300.9	0.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
434	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン		100.0	757.0	0.0
435	Deutsche Bank Contingent Capital LLC III	ウィルミントン		100.0	1868.9	0.0
436	Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV	ウィルミントン		100.0	1000.0	0.0
437	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン		100.0	1310.6	0.0
438	Deutsche Bank Corretora de Valores S.A.	サンパウロ		100.0	60.4	2.3
439	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト	1	100.0	10.0	0.0
440	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		100.0	56.3	-4.4
441	Deutsche Bank Financial Inc.	ウィルミントン		100.0		
442	Deutsche Bank International Limited	セントヘリア		100.0	176.9	2.9
443	Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0		
444	Deutsche Bank International Trust Co. Limited	セント・ピーター・ポート		100.0		
445	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ポート		100.0	0.7	-6.4
446	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0	5948.2	1067.3
447	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		100.0	41.1	-10.4
448	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ		100.0	178.9	7.6
449	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
450	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		100.0	948.6	22.6
451	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden Aktiengesellschaft	フランクフルト	1	100.0	2666.3	0.0
452	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		100.0		
453	Deutsche Bank S.A.	ブエノスアイレス		100.0	58.6	22.8
454	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		100.0	452.3	-23.4
455	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		100.0	98.1	-0.4
456	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
457	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		99.9	1597.2	11.6
458	Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ポート		100.0		
459	Deutsche Bank Österreich AG	ウィーン		100.0	20.6	-3.1
460	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリッド		99.8	1211.9	5.7
461	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		100.0		
462	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港		100.0	15.4	1.9
463	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン		100.0		
464	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		100.0	47.5	8.9
465	Deutsche Colombia S.A.S.	ボゴタ		100.0		
466	Deutsche Commodities Trading Co., Ltd.	上海		100.0		
467	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		100.0		
468	Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		99.9		
469	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		100.0	33.8	15.1

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
470	Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited	台北		60.0		
471	Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0		
472	Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
473	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン		100.0	15.9	-71.9
474	Deutsche Financial Capital I Corp.	グリーンズボロ		50.0		
475	Deutsche Financial Capital Limited Liability Company	グリーンズボロ		50.0		
476	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd	シンガポール		100.0	18.4	-2.2
477	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		100.0		
478	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		100.0	81.0	0.0
479	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルク		100.0	87.5	16.1
480	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0		
481	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	99.8		
482	Deutsche Gulf Finance	リヤド	6	29.1	124.7	3.9
483	Deutsche Haussmann S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
484	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン		100.0		
485	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	2697.4	132.2
486	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	フロリアナ		100.0	583.2	39.6
487	Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルク		100.0		
488	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	1771.2	6.7
489	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	2	100.0	167.5	15.3
490	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	2	100.0	6.7	11.1
491	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン		100.0	1081.9	-76.9
492	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	1	100.0	26.5	0.0
493	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		100.0	65.1	89.6
494	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		100.0	23.3	3.4
495	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア		100.0		
496	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア		100.0		
497	Deutsche International Finance (Ireland) Limited	ダブリン		100.0		
498	Deutsche International Trust Company N.V.	アムステルダム		100.0	15.6	0.8
499	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited	ポートルイス		100.0		
500	Deutsche Inversiones Dos S.A.	サンティアゴ		100.0		
501	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		100.0		
502	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		100.0	118.6	7.4
503	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		100.0		
504	Deutsche IT License GmbH	エシュボルン	1	100.0		
505	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	49.0	-8.4

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
506	Deutsche Malta Company Ltd	フロリアナ		100.0	525.6	5.6
507	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス		100.0		
508	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	279.0	0.0
509	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン	2	100.0	957.5	-10.8
510	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		
511	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム		100.0		
512	Deutsche New Zealand Limited (サブグループ)	オークランド	3	100.0	67.8	27.2
513	-Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		100.0		
514	-Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		100.0		
515	-Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		100.0		
516	-Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		100.0		
517	-Deutsche Securities New Zealand Limited	オークランド		100.0		
518	-Kingfisher Nominees Limited	オークランド		100.0		
519	-LWC Nominees Limited	オークランド		100.0		
520	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		100.0		
521	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン	1	100.0		
522	Deutsche Postbank AG (サブグループ)	ボン	2,3, 6	100.0	7158.0	608.0
523	-Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		100.0		
524	-BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン	1	100.0		
525	-BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		100.0		
526	-BHW Gesellschaft für Vorsorge mbH	ハーメルン	1	100.0		
527	-BHW Holding AG	ハーメルン	1	100.0		
528	-BHW Kreditservice GmbH	ハーメルン		100.0		
529	-Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		100.0		
530	-Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		100.0		
531	-Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン		100.0		
532	-Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		100.0		
533	-Deutsche Postbank Funding LLC IV	ウィルミントン		100.0		
534	-DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン		100.0		
535	-DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン		100.0		
536	-PB Factoring GmbH	ボン	1	100.0		
537	-PB Firmenkunden AG	ボン	1	100.0		
538	-PB International S.A.	シュットリンゲン		100.0		
539	-PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン		98.4		
540	-Postbank Beteiligungen GmbH	ボン	1	100.0		
541	-Postbank Direkt GmbH	ボン		100.0		
542	-Postbank Filialvertrieb AG	ボン	1	100.0		
543	-Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		100.0		
544	-Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン	1	100.0		
545	-Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン	1	100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
546	-Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン		90.0		
547	-Postbank Leasing GmbH	ボン	1	100.0		
548	-Postbank Service GmbH	エッセン		100.0		
549	-Postbank Systems AG	ボン	1	100.0		
550	-VÖB-ZVD Processing GmbH	フランクフルト		100.0		
551	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン		100.0		
552	Deutsche Regis Partners Inc	マカティ・シティ		49.0	13.9	6.2
553	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l.	ルクセンブルク		49.0		
554	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		100.0		
555	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルク		100.0	40.2	14.2
556	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルク		100.0	1.8	2.2
557	Deutsche Securities Asia Limited	香港		100.0	295.3	13.1
558	ドイツ証券株式会社	東京		100.0	1023.7	109.9
559	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		100.0	10.1	-0.5
560	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		100.0	243.3	2.2
561	Deutsche Securities Mauritius Limited	ポートルイス		100.0		
562	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール		100.0		
563	Deutsche Securities S.A.	プエノスアイレス		100.0		
564	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC	リヤド		100.0	127.3	-9.3
565	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス		100.0		
566	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		100.0	74.1	-0.2
567	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		100.0		
568	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト	1	100.0		
569	ドイチェ・ストラテジック・インベストメント・ホール ディングス有限会社	東京		100.0		
570	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		49.0		
571	Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc	シャーロットタウン		100.0		
572	ドイチェ信託株式会社	東京		100.0		
573	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		100.0	28.2	4.6
574	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		100.0		
575	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		100.0		
576	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		50.0		
577	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		25.1		
578	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		78.0		
579	Deutz-Mülheim Grundstücksgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		40.2		
580	DG China Clean Tech Partners	天津		49.9		
581	DI Deutsche Immobilien Baugesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
582	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト	1	100.0		
583	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs- Beratungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
584	DIL Financial Services GmbH & Co. KG	デュッセルドルフ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
585	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
586	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
587	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	100.0		
588	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		21.1		
589	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
590	Donlen Exchange Services Inc.	ボストン		100.0		
591	Drehscheibe Bochum GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
592	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
593	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
594	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
595	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
596	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
597	DWS Holding & Service GmbH	フランクフルト	1	99.2	336.4	0.0
598	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l.	ハンブルク		65.2		
599	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
600	Elba Finance GmbH	エシュボルン		100.0		
601	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
602	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト		50.0		
603	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
604	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
605	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		100.0		
606	Elmo Funding GmbH	エシュボルン	1	100.0	10.3	0.0
607	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン	1	100.0		
608	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
609	EOL2 Holding B.V.	アムステルダム		45.0		
610	eolec	イッシー・レ・ムリ ノー		33.3		
611	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
612	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン		100.0		
613	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		100.0		
614	EVROENERGI AKI S.A.	アテネ		40.0		
615	Exinor SA (dissolution volontaire)	バスターニュ		100.0		
616	EXTOREL Private Equity Advisers GmbH i.L.	ケルン		100.0		
617	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン		100.0		
618	Farezco I, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
619	Farezco II, S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
620	Fenix Administración de Activos S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
621	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.L.	ミラノ		100.0		
622	Finanza & Futuro Banca SpA	ミラノ		100.0	34.8	10.6
623	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト	1	100.0		
624	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
625	FÜNFTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
626	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
627	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	バート・ホンブルク		41.2		
628	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	バート・ホンブルク		30.6		
629	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	バート・ホンブルク		74.9		
630	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
631	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
632	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		50.0		
633	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		36.7		
634	giropay GmbH	フランクフルト		33.3		
635	Glor Music Production GmbH & Co. KG	バリー - オーバーラニ ンデン		21.2		
636	Gordian Knot Limited	ロンドン		32.4		
637	Graphite Resources (Knightsbridge) Limited	ロンドン		45.0		
638	Graphite Resources Holdings Limited	ロンドン		70.0		
639	Great Future International Limited	ロードタウン		43.0		
640	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ		94.9		
641	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ		44.9		
642	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI mbH	ケルン		100.0		
643	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ	2	36.1	94.0	-5.5
644	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ		64.7	131.3	-17.2
645	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH i.L.	グリューンヴァルト		100.0		
646	八景島合同会社	東京		95.0		
647	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		30.0	478.3	140.1
648	Herengracht Financial Services B.V.	アムステルダム		100.0		
649	Hertz Car Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0		
650	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
651	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		40.7	858.7	146.6

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
652	IKARIA Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
653	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		50.0		
654	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン		20.5		
655	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ		50.0		
656	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
657	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン		49.0	3.0	-12.9
658	IOG Denali Upton, LLC	ドーバー		23.0		
659	IOG NOD I, LLC	ドーバー		22.5		
660	IOS Finance E F C S.A.	バルセロナ		100.0	52.3	7.6
661	Isaac Newton S.A.	ルクセンブルク		95.0	0.0	9.6
662	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
663	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
664	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
665	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		21.1		
666	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		21.6		
667	J R Nominees (Pty) Ltd	ヨハネスブルク		100.0		
668	城ヶ島合同会社	東京		100.0		
669	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト	1	100.0		
670	Kenanga Deutsche Futures Sdn Bhd	クアラルンプール		27.0		
671	Kidson Pte Ltd	シンガポール		100.0	32.7	0.0
672	Kinneil Leasing Company	ロンドン		35.0		
673	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
674	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG i.L.	デュッセルドルフ		96.1		
675	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG i.L.	デュッセルドルフ		97.0		
676	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	1	100.0		
677	Kradavim UK Lease Holdings Limited	ロンドン		100.0		
678	KVD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール		30.0		
679	KölnArena Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	ケルン		20.8		
680	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		75.0	7.3	2.8
681	Lammermuir Leasing Limited (メンバーによる任意清算中)	ロンドン		100.0		
682	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	21.5	3.7
683	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		100.0		
684	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアーノ		70.0		
685	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		100.0		
686	Lindsell Finance Limited	セント・ジュリアンズ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
687	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		100.0		
688	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト		77.1	103.7	10.2
689	MAC Investments Ltd. (任意清算中)	ジョージタウン		100.0		
690	Macondo Spain SL	マドリッド		100.0		
691	Maestrale Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルク		49.7		
692	Magalhaes S.A.	ルクセンブルク		95.0		
693	Maher Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー		100.0	281.1	0.6
694	Manuseamento de Cargas - Manicargas, S.A.	マトジニョシュ		38.3	13.7	2.9
695	Mars Investment Trust II	ニューヨーク		100.0		
696	Mars Investment Trust III	ニューヨーク		100.0		
697	Maxblue Americas Holdings, S.A.	マドリッド		100.0		
698	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG	ハンブルク		35.3		
699	MEF I Manager, S. à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
700	MEFIS Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		62.0		
701	Memax Pty. Limited	シドニー		100.0		
702	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		40.0		
703	MFG Flughafen-Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. BETA KG i.L.	グリューンヴァルト		29.6		
704	Midssel Limited	ロンドン		100.0		
705	Mira GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
706	Moon Leasing Limited	ロンドン		100.0		
707	Mortgage Trading (UK) Limited (メンバーによる任意 清算中)	ロンドン		100.0		
708	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
709	Mountaintop Energy Holdings LLC	ウィルミントン		38.7		
710	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
711	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		22.3		
712	MT "KING EDWARD" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		25.6		
713	MT "KING ERIC" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		25.6		
714	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		100.0		
715	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
716	NCW Holding Inc.	バンクーバー		100.0		
717	NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	ケルン	1	100.0		
718	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
719	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
720	Nevada Mezz 1 LLC	ウィルミントン		100.0		
721	Nevada Parent 1 LLC	ウィルミントン		100.0	-64.4	0.0
722	New Energy Biomasse Hellas GmbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
723	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
724	Nineco Leasing Limited	ロンドン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
725	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
726	Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	100.0	55.2	0.0
727	norisbank GmbH	ボン	1	100.0	433.9	0.0
728	Nortfol Pty. Limited	シドニー		100.0		
729	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー		96.7		
730	NV Profit Share Limited	ジョージタウン		42.9		
731	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
732	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		100.0	25.2	22.8
733	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		100.0	233.3	33.3
734	Opal Funds (Ireland) Public Limited Company	ダブリン		100.0		
735	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン		100.0		
736	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
737	OPB-Holding GmbH	ケルン		100.0		
738	OPB-Nona GmbH	フランクフルト		100.0		
739	OPB-Oktava GmbH	ケルン		100.0		
740	OPB-Quarta GmbH	ケルン		100.0		
741	OPB-Quinta GmbH	ケルン		100.0		
742	OPB-Septima GmbH	ケルン		100.0		
743	Oppenheim Asset Management Services S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
744	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		27.7		
745	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		100.0		
746	Oppenheim Eumonia GmbH	ケルン		100.0		
747	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン		83.3		
748	Oppenheim Fonds Trust GmbH	ケルン	1	100.0		
749	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン		100.0		
750	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
751	OVT Trust 1 GmbH	ケルン	1	100.0		
752	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0		
753	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		22.2		
754	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
755	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
756	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
757	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
758	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
759	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
760	Parkhaus an der Börse GbR	ケルン		37.7		
761	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
762	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト	1	100.0	120.0	0.0
763	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン	1	100.0		
764	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
765	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
766	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
767	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
768	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
769	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
770	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
771	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
772	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
773	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
774	Peruda Leasing Limited	ロンドン	2	100.0	-92.3	-6.3
775	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
776	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
777	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マニラ		95.0	21.7	0.3
778	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		100.0		
779	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
780	Postbank Akademie und Service GmbH	ハーメルン		100.0		
781	PPCenter, Inc.	ウィルミントン		100.0		
782	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
783	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
784	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
785	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
786	Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
787	Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
788	Private Equity Global Select Company V S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
789	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
790	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
791	Private Equity Select Company S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
792	Private Financing Initiatives, S.L.	バルセロナ		51.0	3.1	8.5
793	PS plus Portfolio Software + Consulting GmbH	レーダーマルク		80.2		
794	PT Deutsche Securities Indonesia	ジャカルタ		99.0	22.6	3.3
795	PT. Deutsche Verdhana Indonesia	ジャカルタ		40.0		
796	PTL Fleet Sales, Inc.	ウィルミントン		100.0		
797	Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"	キエフ		100.0	12.4	3.9
798	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
799	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
800	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
801	QI Exchange, LLC	ウィルミントン		100.0		
802	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
803	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
804	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
805	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A L.L.C.	ニューヨーク		33.0	15.0	-1.2

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
806	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B L.L.C.	ニューヨーク		33.3	33.1	-2.4
807	Raymond James New York Upstate Housing Opportunities Fund I L.L.C.	ニューヨーク		24.9		
808	Real Estate Secondary Opportunities Fund, LP	ロンドン		100.0		
809	Reference Capital Investments Limited	ロンドン		100.0		
810	Regula Limited	ロードタウン		100.0		
811	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
812	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
813	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
814	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
815	Royster Fund Management S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
816	RREEF China REIT Management Limited	香港		100.0		
817	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		100.0		
818	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		100.0		
819	RREEF Investment GmbH	フランクフルト	1	99.9	21.7	0.0
820	RREEF Management GmbH	フランクフルト	1	100.0	122.7	0.0
821	RREEF Spezial Invest GmbH	フランクフルト	1	100.0	26.5	0.0
822	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン		100.0		
823	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
824	Safron NetOne Partners, L.P.	ジョージタウン		21.7		
825	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
826	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン	1	100.0	58.3	0.0
827	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン	1	100.0	1339.4	0.0
828	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン	2	100.0	31.6	-2.6
829	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン	1	100.0		
830	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0	93.2	-18.1
831	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
832	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
833	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ		58.5		
834	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
835	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
836	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
837	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
838	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
839	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
840	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
841	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
842	Schiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG MS "DYCKBURG" i.l.	ハンブルク		41.3		
843	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		33.2		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注 資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
844	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
845	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG	デュッセルドルフ	71.1		
846	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	100.0		
847	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG	デュッセルドルフ	95.0		
848	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
849	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
850	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
851	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	100.0		
852	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
853	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
854	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
855	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
856	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i.L.	デュッセルドルフ	94.7		
857	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle II KG i.L.	デュッセルドルフ	100.0		
858	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ	100.0		
859	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
860	Service Company Four Limited	香港	100.0		
861	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
862	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
863	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
864	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	100.0		
865	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
866	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
867	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG	デュッセルドルフ	83.8		
868	SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
869	Silrendel, S. de R. L. de C. V.	メキシコシティ	100.0	6.8	-3.5
870	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
871	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
872	Sixco Leasing Limited	ロンドン	100.0		
873	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	50.0		
874	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	100.0		
875	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	50.0		
876	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L.	ハレ/ザーレ	30.5		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
877	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
878	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
879	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
880	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
881	SPhinX, Ltd. (任意清算中)	ジョージタウン		43.6		
882	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
883	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
884	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		22.5		
885	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
886	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
887	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		49.9		
888	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
889	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
890	SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
891	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
892	Sunbelt Rentals Exchange Inc.	ウィルミントン		100.0		
893	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
894	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
895	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
896	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
897	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン		100.0		
898	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
899	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
900	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
901	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
902	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		100.0	14.3	0.7
903	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
904	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
905	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
906	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		45.0	-199.9	16.7
907	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
908	TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
909	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン	2	100.0	33.3	0.4
910	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
911	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
912	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ		100.0		
913	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
914	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		100.0		
915	Tianjin Deutsche AM Fund Management Co., Ltd.	天津		100.0		
916	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
917	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ		25.0		
918	TIQI Exchange, LLC	ウィルミントン		100.0		
919	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
920	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
921	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
922	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン		50.0		
923	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
924	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		100.0		
925	Trevona Limited	ロードタウン		100.0		
926	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
927	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
928	Triplereason Limited	ロンドン		100.0	329.9	0.1
929	Triton Beteiligungs GmbH	フランクフルト		33.1		
930	Triton Fund III G L.P.	セントヘリア		62.5	20.1	1.9
931	TRS Aria LLC	ウィルミントン		100.0		
932	TRS Birch II LTD	ジョージタウン		100.0		
933	TRS Birch LLC	ウィルミントン		100.0		
934	TRS Cypress II LTD	ジョージタウン		100.0		
935	TRS Elm II LTD	ジョージタウン		100.0		
936	TRS Leda LLC	ウィルミントン		100.0		
937	TRS Maple II LTD	ジョージタウン		100.0		
938	TRS Oak II LTD	ジョージタウン		100.0		
939	TRS Oak LLC	ウィルミントン		100.0		
940	TRS Poplar II LTD	ジョージタウン		100.0		
941	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		100.0		
942	TRS Spruce II LTD	ジョージタウン		100.0		
943	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		100.0		
944	TRS Sycamore II LTD	ジョージタウン		100.0		
945	TRS Tupelo II LTD	ジョージタウン		100.0		
946	TRS Tupelo LLC	ウィルミントン		100.0		
947	TRS Venor LLC	ウィルミントン		100.0		
948	TRS Walnut II LTD	ジョージタウン		100.0		
949	TRS Walnut LLC	ウィルミントン		100.0		
950	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
951	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
952	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
953	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.	ウィルミントン		23.5	30.8	-3.4
954	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク		99.9		
955	UKE, s.r.o.	ペラ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
956	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
957	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルク		95.0		
958	VCL Lease S.à r.l.	ルクセンブルク		95.0	0.0	20.5
959	VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG	ミュンヘン		24.9		
960	VCM MIP 2002 GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		90.0		
961	VCM MIP II GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		90.0		
962	VCM Partners GmbH & Co. KG	ミュンヘン		25.0		
963	VCM Treuhand Beteiligungsverwaltung GmbH	ケルン		100.0		
964	VCP Treuhand Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
965	VCP Verwaltungsgesellschaft mbH i.L.	ケルン		100.0		
966	Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen Bank Privat- und Geschäftskunden	ベルリン		100.0		
967	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ		100.0		
968	VEXCO, LLC	ウィルミントン		100.0		
969	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
970	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
971	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
972	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
973	Volbroker.com Limited	ロンドン		22.5	6.8	3.8
974	Wealthspur Investment Company Limited	ラブアン		100.0		
975	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	76.9	0.1
976	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルク		25.0		
977	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
978	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ		50.0		
979	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH	ダルムシュタット		50.0		
980	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
981	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
982	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
983	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
984	XERIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
985	5000 Yonge Street Toronto Inc.	トロント		100.0		
986	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
987	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
988	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
989	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
990	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben II KG i.L.	デュッセルドルフ		98.1		
991	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
992	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
993	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
994	zeitinvest-Service GmbH	エシュボルン		25.0		
995	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
996	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG i.L.	デュッセルドルフ		98.2		
997	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
998	Zenwix Pty. Limited	シドニー		100.0		
999	ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1000	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1001	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1002	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		33.3	163.4	25.6
1003	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1004	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1005	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1006	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1007	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1008	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1009	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
1010	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1011	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1012	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1013	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1014	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1015	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1016	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1017	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
1018	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
1019	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
1020	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.	シェーネフェルト		20.4		
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分						
1021	ABRAAJ Holdings	ジョージタウン		8.8		
1022	Accunia A/S	コペンハーゲン		9.9		
1023	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		5.6		
1024	Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH	ポツダム		8.5		
1025	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュペリーン		8.4		
1026	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		6.3		
1027	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルグ		8.2		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	自己 資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
1028	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		5.6		
1029	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		8.7		
1030	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルク		8.7		
1031	Cecon ASA	アーレンダール		9.6		
1032	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		5.7		
1033	Concardis GmbH	エシュボルン		16.8		
1034	Damovo Group Holdings Limited	カマナ・ベイ		16.0		
1035	Finance in Motion GmbH	フランクフルト		19.9		
1036	ISWAP Limited	ロンドン		13.3		
1037	株式会社ディーアンドエムホールディングス	川崎		14.8		
1038	Kenanga Investment Bank Berhad	クアラルンプール		8.3		
1039	Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung	レーツェン		11.0		
1040	MTS S.p.A.	ローマ		5.0		
1041	Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i.l.	フランクフルト		19.5		
1042	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		9.0		
1043	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		6.0		
1044	PT Buana Listya Tama Tbk	ジャカルタ		14.6		
1045	Reorganized RFS Corporation	ウィルミントン		6.2		
1046	RREEF America REIT III, Inc.	ボルチモア		7.9		
1047	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		11.8		
1048	Shunfeng Catering & Hotel Management Co., Ltd.	北京		6.4		
1049	Sterling Resources Ltd.	カルガリー		13.7		
1050	The Ottoman Fund Limited	セントヘリア		13.6		
1051	The Topiary Fund II Public Limited Company	ダブリン		10.5		
1052	TRIUVA Kapitalverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		6.0		
1053	United Information Technology Co. Ltd.	ジョージタウン		12.2		
1054	エンサイドットコム証券株式会社	東京		7.1		

[次へ](#)

その他の情報

支援宣言

次に掲げる子会社に関して、ドイツ銀行AGは、政治リスクの場合を除き、これらの子会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

DB Investments (GB) Limited (ロンドン)	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão (サンパウロ)
Deutsche Asset Management International GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española (マドリッド)
Deutsche Asset Management Investment GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Bank Società per Azioni (ミラノ)
Deutsche Asset Management S.A. (ルクセンブルク)	Deutsche Bank (Suisse) SA (ジュネーブ)
Deutsche Australia Limited (シドニー)	Deutsche Bank Trust Company Americas (ニューヨーク)
DEUTSCHE BANK A.Ş. (イスタンブール)	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd. (シンガポール)
Deutsche Bank Americas Holding Corp. (ウィルミントン)	Deutsche Holdings (Malta) Ltd. (セント・ジュリアンズ)
Deutsche Bank (China) Co., Ltd. (北京)	Deutsche Immobilien Leasing GmbH (デュッセルドルフ)
Deutsche Bank Europe GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company (ロンドン)
Deutsche Bank Luxembourg S.A. (ルクセンブルク)	ドイツ証券株式会社 (東京)
Deutsche Bank (Malaysia) Berhad (クアラルンプール)	Deutsche Securities Asia Limited (香港)
Deutsche Nederland N.V. (アムステルダム) (2017年6月30日まで) ¹	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC (リヤド)
Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna (ワルシャワ)	DWS Holding & Service GmbH (フランクフルト・アム・マイン)
Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG (フランクフルト・アム・マイン)	norisbank GmbH (ボン)
Deutsche Bank S.A. (ブエノスアイレス) (2017年4月30日まで) ²	Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU" (キエフ)
	000 "Deutsche Bank" (モスクワ)
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA (ケルン)

- 1 ドイツ銀行は、直近では2015年度年次報告書において言及されていたDeutsche Nederland N.V. (旧Deutsche Bank Nederland N.V.) (アムステルダム)への支援宣言を、2017年6月30日を以て撤回および終了している。
- 2 ドイツ銀行の2016年9月30日現在の中間報告書およびウェブサイトにて公表されたように、ドイツ銀行はDeutsche Bank S.A.をBanco Comafi S.A. (ブエノスアイレス)に売却する契約を2016年8月26日に締結した。当該取引の完了は、2017年度第2四半期に予定されている。ドイツ銀行は、このように、直近では2015年度年次報告書において言及されていたDeutsche Bank S.A. (ブエノスアイレス)への支援宣言を、2017年4月30日を以て撤回および終了している。

ファンドブリーフ法 (Pfandbriefgesetz) 第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。

総合的エクスポージャー (ファンドブリーフ法第28条第1項第1号)

2016年12月31日現在					
単位: 百万ユーロ	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利およ びFXレートのス トレス・シナリ オ
抵当ファンドブリーフ債	7,686.9	7,913.1	7,129.1	8,072.8	7,129.1
担保資産	8,940.1	10,320.4	9,090.5	10,566.5	9,090.5
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産	8,660.1	10,023.1	8,811.6	10,268.8	8,811.6
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号による担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号による担保資産 ¹	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号による担保資産 ²	280.0	297.3	278.8	297.7	278.8
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	3.6	3.8	3.9	3.7	3.9
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産 (債権)	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合 (%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産 (負債)	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	0	0	0	0	0
担保超過額	1,253.2	2,407.3	1,961.4	2,493.7	1,961.4
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	16.3	30.4	27.5	30.9	27.5

PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

- 1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。
- 2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ

	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利およ びFXレートのス トレス・シナリ オ
抵当ファンドブリーフ債	5,886.9	6,182.0	5,677.4	6,321.0	5,677.4
担保資産	8,604.0	9,884.7	8,787.0	10,236.1	8,787.0
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産	7,720.0	8,938.0	7,875.7	9,287.8	7,875.7
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号による担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号による担保資産 ¹	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号による担保資産 ²	884.0	946.8	911.4	948.3	911.4
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	15.0	15.3	16.1	15.0	16.1
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産(債権)	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合(%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産(負債)	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	0	0	0	0	0
担保超過額	2,717.1	3,702.7	3,109.6	3,915.1	3,109.6
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	46.2	59.9	54.8	61.9	54.8

PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

- 1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。
- 2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。

担保資産は、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権である。その他の担保資産は、ファンドブリーフ法に従い、公社債およびその他の固定利付有価証券である。

期限プロファイル(ファンドブリーフ法第28条第1項第2号)

期限プロファイル

単位：百万ユーロ	ファンドブリーフ債残高の 期限内訳		担保プールの固定金利期間	
	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
期間6ヶ月以下	80.0	1,000.0	396.6	371.8
期間6ヶ月超12ヶ月以下	125.0	200.0	200.2	253.6
期間12ヶ月超18ヶ月以下	1,000.0	80.0	269.4	663.4
期間18ヶ月超2年以下	0	125.0	337.0	439.1
期間2年超3年以下	759.9	1,000.0	972.2	577.1
期間3年超4年以下	950.0	759.9	806.5	983.7
期間4年超5年以下	1,375.0	950.0	836.3	756.7
期間5年超10年以下	2,610.0	1,485.0	3,372.4	3,160.5
期間10年超	787.0	287.0	1,749.5	1,398.1
合計	7,686.9	5,886.9	8,940.1	8,604.0

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第3号）

2016年12月31日および2015年12月31日現在、担保プールにはデリバティブは含まれていなかった。

名目価値による担保資産（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額87億ユーロ（2015年度：77億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ以下の担保資産は63億ユーロ（2015年度：57億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロ超1百万ユーロ以下の担保資産は17億ユーロ（2015年度：14億ユーロ）、名目価値が1百万ユーロ超10百万ユーロ以下の担保資産は706百万ユーロ（2015年度：610百万ユーロ）および名目価値が10百万ユーロ超の担保資産は0百万ユーロ（2015年度：10百万ユーロ）であった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

2016年12月31日現在

	住宅用					商業用				建物用の土地	合計	
	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所用建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物			
ドイツ	1,301.7	4,044.8	2,267.5	0	7,614.0	411.0	147.6	142.2	345.3	1,046.1	0	8,660.1
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,301.7	4,044.8	2,267.5	0	7,614.0	411.0	147.6	142.2	345.3	1,046.1	0	8,660.1

単位：百万ユーロ

2015年12月31日現在

	住宅用					商業用				建物用の土地	合計	
	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所用建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物			
ドイツ	1,127.6	3,637.4	1,979.1	0	6,744.1	335.8	132.4	129.4	378.2	975.9	0	7,720.0
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,127.6	3,637.4	1,979.1	0	6,744.1	335.8	132.4	129.4	378.2	975.9	0	7,720.0

単位：百万ユーロ

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第2号）

2016年12月31日および2015年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金について、90日以上延滞の支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第4号）

2016年度および2015年度未現在、担保権実行の手中のものはなかった。2016年度および2015年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、モーゲージ設定者による利息の支払遅延はなかった。

固定金利割合の比較（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号）

単位：ユーロ （別途記載のものを除く）	名目価値	
	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
固定金利抵当ファンドブリーフ債	6,102	5,302
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％）	79	90
固定金利担保資産	8,813	8,460
担保資産合計に対する割合（％）	99	98

通貨ごとの正味現在価値（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）

通貨 単位：百万ユーロ	正味現在価値	
	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
ユーロ	1,961	3,110

その他の特徴的な要因

（ファンドブリーフ法第28条第1項第7号、同法第28条第1項第11号、同法第28条第2項第3号）

単位：ユーロ	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
モーゲージ貸出額を用いて加重した平均LTV比率 ¹	54	54
モーゲージ貸出金の平均経過年数 ²	4	4
ファンドブリーフ法第13条第1項による制限を超過する債権合計（優先権のない国） ³	0	0

1 ファンドブリーフ法第28条第2項第3号に基づく。

2 ファンドブリーフ法第28条第1項第11号に基づく。

3 ファンドブリーフ法第28条第1項第7号に基づく。

ドイツ株式会社法第160条第1項第8号による情報

2016年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第21条に従い各議決権が3%以上の持分を報告した株主として、当行は以下の株主を認識している。

Paramount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。当行は、2016年12月31日までにParamount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Supreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2016年12月31日までにSupreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

BlackRock, Inc.（ニューヨーク）は、2016年12月22日に、当行株式の5.89%を保有していると報告した。当行は、2016年12月31日までにBlackRock, Inc.（ニューヨーク）からの更なる報告は受けていない。

取締役会および監査役会

取締役会に支払われた報酬総額の詳細は、報酬報告書に示されている。2016年および2015年12月31日終了年度において、ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族にそれぞれ35,305,889ユーロおよび17,429,709ユーロが支払われた。

監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2014年5月22日の年次株主総会での決議による最終改定が行われ、2014年7月17日から発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年2月にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任していないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年

度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2016事業年度に関して、監査役は総額5,016,667ユーロ（2015年度：4,850,000ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち3,904,167ユーロは定款の規定に従って2017年2月に支払われた（2016年2月：3,710,417ユーロ）。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2016年および2015年12月31日現在それぞれ総額222,953,147ユーロおよび210,146,088ユーロであった。

ドイツ銀行AGの取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2016年および2015年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して8,433,662ユーロおよび8,914,864ユーロ、監査役に対して40,005,403ユーロおよび712,861ユーロであった。監査役は2016年度に貸出金160,944ユーロを返済した。

取締役会および監査役会のメンバーは、「取締役会」の項に記載されている。

従業員

当年度のフルタイム換算の平均従業員数は30,110名（2015年度：28,151名）で、このうち女性は11,343名であった（2015年度：10,505名）。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均18,204名（2015年度：16,943名）であった。

コーポレート・ガバナンス

当行は、ドイツ株式会社法第161条に規定された宣言を行っている。2016年10月27日付の適合宣言および過去のすべての適合宣言は、ドイツ銀行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）において公表されている。

後発事象

2017年1月13日、ドイツ銀行はドイツの決済サービス提供会社であるConcardis GmbHに対する非戦略的持分16.8%を売却する契約を締結した。当該取引は、規制当局の承認を条件として、2017年度上半期に完了する予定である。当該取引により、半期の業績はプラスの影響を受ける見込みである。

2017年3月5日に公表されたとおり、ドイツ銀行は予想払込額約80億ユーロの新株を発行する予定である。当行グループは、この増資を4月の前半に完了する予定である。また、一連の追加施策を計画し、本報告書の「取締役会報告書：概要：ドイツ銀行グループ」の項に記載されている以前の財務目標に代わる新たな財務目標を設定する予定である。これらの施策は、2017年度を通じて実施予定の当行グループのセグメント構造の変更を含んでおり、一旦詳細が確定されれば、セグメント開示の再表示および関連するのれん残高の減損の検討が実施されることになる。さらに、取締役会は配当戦略を再検討しており、前述の増資後に見込まれる株式数を含め、1株当たり0.19ユーロの配当の支払いを2017年5月の年次株主総会に提案する予定である。当行は総額で約400百万ユーロを2017年5月に配当する予定である。

[次へ](#)

経営組織

取締役会

2016年度における取締役会メンバーは以下の通りである。

John Cryan

会長

(2016年5月19日就任)

共同会長

(2016年5月19日退任)

Jürgen Fitschen

共同会長

(2016年5月19日退任)

Kimberly Hammonds

(2016年8月1日就任)

Stuart Lewis

Sylvie Matherat

Nicolas Moreau

(2016年10月1日就任)

Quintin Price

(2016年1月1日就任

2016年6月15日退任)

Garth Ritchie

(2016年1月1日就任)

Karl von Rohr

Dr. Marcus Schenck

Christian Sewing

Werner Steinmüller

(2016年8月1日就任)

Jeffrey Urwin

(2016年1月1日就任)

監査役会

2016年度における監査役会メンバーは以下の通りである。

加えて、監査役会メンバーの居住地を記載している。

Dr. Paul Achleitner
- 会長
ミュンヘン

Alfred Herling*
(2016年12月31日退任)
- 副会長
ヴッパータール

Stefan Rudschäfski*
(2017年1月1日就任)
- 副会長
カルテンキルヘン

Wolfgang Böhr*
デュッセルドルフ

Frank Bsirske*
ベルリン

Dina Dublon
ニューヨーク

Jan Duscheck*
(2016年8月2日就任)
ベルリン

Katherine Garrett-Cox
アンガス、ブレチン

Timo Heider*
エンマータール

Sabine Irrgang*
マンハイム

Prof. Dr. Henning Kagermann
ケーニヒス・ヴスターハウゼン

Martina Klee*
フランクフルト・アム・マイン

Peter Löscher
ミュンヘン

Henriette Mark*
ミュンヘン

Richard Meddings
サンドハースト

Louise M. Parent
ニューヨーク

Gabriele Platscher*
ブラウンシュワイク

Bernd Rose*
メンデン

Prof. Dr. Stefan Simon
(2016年8月23日就任)
ケルン

Rudolf Stockem*
(2016年7月31日退任)
アーヘン

Dr. Johannes Teyssen
デュッセルドルフ

Georg F. Thoma
(2016年5月28日退任)
ノイス

Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler
エッセン

* 従業員代表

委員会

会長委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske*、Alfred Herling（2016年12月31日退任）、Prof. Dr. Henning Kagermann、
Stefan Rudschäfski（2017年1月1日就任）

任命委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske*、Alfred Herling*（2016年12月31日退任）、Prof. Dr. Henning Kagermann、
Stefan Rudschäfski*（2017年1月1日就任）、Dr. Johannes Teysen

監査委員会

Richard Meddings、委員長

Dr. Paul Achleitner、Katherine Garrett-Cox（2016年9月17日就任）、Henriette Mark*、
Gabriele Platscher*、Bernd Rose*、Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler

リスク委員会

Dina Dublon、委員長

Dr. Paul Achleitner、Wolfgang Böhr*（2016年8月1日就任）、Richard Meddings、Louise M. Parent、
Rudolf Stockem*（2016年7月31日退任）

報酬統制委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske*、Alfred Herling*（2016年12月31日退任）、Prof. Dr. Henning Kagermann、
Stefan Rudschäfski*（2017年1月1日就任）

公正委員会

Louise M. Parent、委員長（2016年4月29日就任）、Dr. Johannes Teysen、副委員長（2016年4月29日就任）、
Georg. F. Thoma、委員長（2016年4月28日退任）

Dr. Paul Achleitner、Sabine Irrgang*、Timo Heider*、Martina Klee*、Peter Löscher

調停委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Wolfgang Böhr*、Alfred Herling*（2016年12月31日退任）、Prof. Dr. Henning Kagermann、
Stefan Rudschäfski*（2017年1月1日就任）

* 従業員代表

地域諮問委員会および諮問委員会

ドイツ銀行の定款に従い、取締役会は地域諮問委員会および諮問委員会を置くことがある。

更なる情報については、ドイツ銀行のウェブサイト (www.db.com/company/de/beraterkreise.htm) にて公開している。

マナデイト・リスト

監査役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

2017年2月現在

2017年2月より前に退任した監査役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した監査役については、就任日現在の職務が記載されている。

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Dr. Paul Achleitner	ドイツ銀行AG 監査役会会長、フランクフルト	当行グループ外における職務	
		Bayer AG	監査役
		Daimler AG	監査役
Wolfgang Böhr	ドイツ銀行スタッフ・カウンスル会長、デュッセルドルフ；ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンスル・メンバー；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンスル・メンバー	当行グループ外における職務	
		Betriebskrankenkasse Deutsche Bank AG	諮問委員
Frank Bsirske	ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) トレード・ユニオン委員長、ベルリン	当行グループ外における職務	
		IBM Central Holding GmbH	監査役
		innogy SE	監査役会副会長 (2016年7月就任)
		Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW)	監査役
		RWE AG	監査役会副会長
		当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役会副会長
Dina Dublon		当行グループ外における職務	
		Accenture PLC	取締役 (2017年2月退任)
		PepsiCo Inc.	取締役
Jan Duscheck (2016年8月就任)	ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) トレード・ユニオンnational working group Banking リーダー、ベルリン	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Katherine Garrett-Cox	Alliance Trust Plc 最高経営責任者、ダンディー（2016年2月退任）	当行グループ外における職務	
		Alliance Trust Investments Ltd.	最高責任者 (2016年2月退任)
		Alliance Trust Savings Ltd.	常勤会長（2016年1月退任）

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Timo Heider	ドイツ・ポストバンクAGグループ・スタッフ・カウンシル会長； BHW Kreditservice GmbHゼネラル・スタッフ・カウンシル会長； BHW Bausparkasse AG/Postbank Finanzberatung AGゼネラル・スタッフ・カウンシル会長；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー；ドイツ銀行ヨーロッパ・スタッフ・カウンシル・メンバー	当行グループにおける職務	
		BHW Bausparkasse AG	監査役会副会長
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役
		Pensionskasse der BHW Bausparkasse AG VVaG	監査役会副会長
Alfred Herling (2016年12月退任)	ドイツ銀行AG監査役会副会長；ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウンシル(ヴッパータール/ザウアーランド)会長；ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンシル会長；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル会長；ドイツ銀行ヨーロッパ・スタッフ・カウンシル・メンバー	開示の対象となるメンバーおよび取締役 に就任していない。	
Sabine Irrgang	ドイツ銀行AGヒューマン・リソース(バーデン-ヴュルテンベルク)リーダー	開示の対象となるメンバーおよび取締役 に就任していない。	
Professor Dr. Henning Kagermann	ドイツ科学技術アカデミー理事長、ミュンヘン	当行グループ外における職務	
		BMW Bayerische Motoren Werke AG	監査役
		Deutsche Post AG	監査役
		Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft Aktiengesellschaft	監査役
Martina Klee	ドイツ銀行スタッフ・カウンシル・グループCOO(エッシュボルン/フランクフルト)会長	当行グループ外における職務	
		Sterbekasse für die Angestellten der Deutschen Bank VVaG	監査役
Peter Löscher	OMV AG(ウィーン)監査役会会長 (2016年5月就任)	当行グループ外における職務	
		OMV AG	監査役会会長 (2016年5月就任)
		Sulzer AG	取締役会会長
		TBG AG	非常勤取締役 (2016年4月退任)
		Telefónica S.A.	監査役 (2016年4月就任)

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Henriette Mark	ドイツ銀行コンパインド・スタッフ・カウンスル(ミュンヘン・南ババリア)会長;ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンスル・メンバー;ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンスル・メンバー	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Richard Meddings		当行グループ外における職務	
		HM Treasury Board	非常勤取締役
		Legal & General Group Plc	非常勤取締役
Louise M. Parent	Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP顧問、ニューヨーク	当行グループ外における職務 Zoetis Inc.	取締役
Gabriele Platscher	ドイツ銀行コンパインド・スタッフ・カウンスル会長、ブラウンシュヴァイク/ヒルデスハイム	当行グループ外における職務	
		BVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	
		BVW Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	監査役会副会長
		BVW Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	
Bernd Rose	Postbank Filialvertrieb AGゼネラル・スタッフ・カウンスル会長;ドイツ・ポストバンク・ゼネラル・スタッフ・カウンスル・メンバー;ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンスル・メンバー;ドイツ銀行ヨーロッパ・スタッフ・カウンスル・メンバー	当行グループ外における職務	
		ver.di Vermögensverwaltungs-gesellschaft	監査役会副会長
		当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役
		Postbank Filialvertrieb AG	監査役
Stefan Rudschäfski (2017年1月就任)	ドイツ銀行AG監査役会副会長;ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンスル副会長;ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンスル副会長;ドイツ銀行スタッフ・カウンスル会長、ハンブルグ	当行グループ外における職務	
		Betriebskrankenkasse Deutsche Bank AG	諮問委員
Professor Dr. Stefan Simon (2016年8月就任)	SIMON GmbHマネジング・パートナー、ケルン	当行グループ外における職務	
		Leop. Krawinkel GmbH & Co. KG	諮問委員

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Rudolf Stockem (2016年7月退任)	ver. di (Vereinte Dienstleistungs-gewerkschaft)トレード・ユニオン・セクレタリー、ベルリン	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Dr. Johannes Teyssen	E. ON SE取締役会会長、デュッセルドルフ	当行グループ外における職務 Uniper SE	監査役会副会長 (2016年4月就任)
Georg F. Thoma (2016年5月退任)	Shearman & Sterling LLP顧問、フランクフルト	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Professor Dr. Klaus Rüdiger Trützschler		当行グループ外における職務	
		Sartorius AG	監査役
		Wilh. Werhahn KG	取締役
		Wuppermann AG	監査役会会長
		Zwiesel Kristallglas AG	監査役会会長

取締役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づくドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関メンバーには*の印が付されている。

2017年2月現在

2017年2月より前に退任した取締役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した取締役については、就任日現在の職務が記載されている。

取締役			
職務担当者	役職	会社名	職務
John Cryan	取締役会会長	当行グループ外における職務	
		MAN Group Plc	非常勤取締役
Jürgen Fitschen (2016年5月退任)	取締役会共同会長	当行グループ外における職務	
		Kühne + Nagel International AG	取締役
		METRO AG*	監査役
Kimberly Hammonds (2016年8月就任)	取締役	当行グループ外における職務	
		Red Hat Inc., USA	取締役
Stuart Lewis	取締役	当行グループ外における職務	
		ロンドン証券取引所*	取締役 (2016年4月退任)
		当行グループにおける職務	
		Deutsche Bank Società per Azioni*	監査役会会長
		DEUKONA Versicherungs- Vermittlungs-GmbH	諮問委員会委員長
Sylvie Matherat	取締役	当行グループにおける職務	
		DB USA Corporation	取締役 (2016年6月就任)
Nicolas Moreau (2016年10月就任)	取締役	当行グループにおける職務	
		Deutsche Asset Management Investment GmbH	監査役会会長 (2016年12月就任)
Quintin Price (2016年6月退任)	取締役	当行グループにおける職務	
		Deutsche Asset Management Investment GmbH	監査役 (2016年6月退任)
Garth Ritchie	取締役	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Karl von Rohr	取締役	当行グループ外における職務	
		BVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役 (2016年6月就任)
		BVW Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	監査役 (2016年6月就任)
		当行グループにおける職務	
		Deutsche Bank Luxembourg S.A.*	監査役 (2016年3月退任)
		ドイツ・ポストバンクAG*	監査役

取締役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Dr. Marcus Schenck	取締役	当行グループにおける職務	
		Deutsche Bank Europe GmbH	監査役 (2016年11月退任)
Christian Sewing	取締役	当行グループにおける職務	
		Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG*	監査役会会長
		ドイツ・ポストバンクAG*	監査役
Werner Steinmüller (2016年8月就任)	取締役	当行グループにおける職務	
		Deutsche Nederland N.V.	監査役会会長 (2016年6月退任)
		ドイツ・ポストバンクAG*	監査役会会長
Jeffrey Urwin	取締役	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	

ドイツ銀行AGの従業員

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関のメンバーである。

2016年12月31日現在

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Wilfried Amanshauser	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役
Bernd Amlung	当行グループ外における職務	
	Harvest Fund Management Co Ltd	非常勤取締役
Ashok Aram	当行グループ外における職務	
	Nitesh Estates	取締役
	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会会長
Manfred Bauer	当行グループにおける職務	
	DB Direkt GmbH	監査役会会長
	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	監査役
Nathalie Bausch	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management S.A.	監査役
Brigitte Bomm	当行グループにおける職務	
	DB USA Corporation	取締役
Jörg Bongartz	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役
Oliver Bortz	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	監査役
Rüdiger Bronn	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役
Ralf Brümmer	当行グループ外における職務	
	Bankpower GmbH Personaldienstleistungen	監査役会副会長
Matthias Buck	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役
Peter Burrill	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Europe GmbH	監査役
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
Thomas Buschmann	当行グループ外における職務	
	Valloirec Deutschland GmbH	監査役
	VSM Vereinigte Schmirgel- und Maschinen-Fabriken AG	監査役
Fabrizio Campelli	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank (Suisse) S.A.	監査役
Petra Crull	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	監査役
Todd Dakan	当行グループにおける職務	
	German American Capital Corporation	取締役

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Kar in Dohm	当行グループ外における職務	
	Deutsche EuroShop AG	監査役会副会長
	METRO AG	監査役
	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Europe GmbH	監査役
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
Andreas Dörhöfer	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役
	当行グループ外における職務	
	Düsseldorfer Hypothekenbank AG	監査役
Annemarie Ehrhardt	Valovis Bank AG	監査役会副会長
	当行グループにおける職務	
Gerhard Erb	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
	当行グループ外における職務	
Dirk Görgen	Bezirksbaugenossenschaft Altwürttemberg e.G.	監査役
	当行グループにおける職務	
Verena Grohs	DB Direkt GmbH	監査役会副会長
	当行グループにおける職務	
Bruno Hallak	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	監査役
	当行グループ外における職務	
Sandra Heinrich	HF Company S.A.	取締役
	当行グループにおける職務	
Carmen Herbstritt	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役
	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
Peter Hinder	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役
	当行グループにおける職務	
Kees Hoving	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
	当行グループにおける職務	
Marzio Hug	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management S.A.	監査役
Alexander Ilgen	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	当行グループにおける職務	
Stephan Jugenheimer	Deutsche Asset Management Investment GmbH	監査役
	当行グループにおける職務	
Majid Julfar	RREEF Spezial Invest GmbH	監査役
	当行グループ外における職務	
Carsten Kahl	United Kaipara Dairies	取締役
	当行グループにおける職務	
Daniel Kalczynski	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	当行グループにおける職務	
Thomas Keller	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役会会長
	当行グループ外における職務	
	GEZE GmbH	監査役

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Susanne Kloess	当行グループ外における職務	
	Eurex Frankfurt AG	監査役
	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	監査役
	Postbank Direkt GmbH	監査役会会長
Stefan Knoll	当行グループにおける職務	
	RREEF Investment GmbH	監査役
Dr. Martin Konieczny	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	監査役
Frank Krings	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management S.A.	監査役
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役会会長
Dr. Karen Kuder	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	取締役
Vikkrama Kumaravale	当行グループ外における職務	
	HSS Engineers Berhad	取締役
Tiina Lee	当行グループ外における職務	
	CAF Bank	非常勤取締役
Britta Lehfeldt	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	監査役
	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	監査役
Tiberio Massaro	当行グループにおける職務	
	DB Structured Derivative Products, LLC	取締役
	Deutsche Bank Securities Inc.	取締役
Marc Melzer	当行グループ外における職務	
	Investitionsbank Sachsen-Anhalt	取締役
Karen Meyer	当行グループにおける職務	
	ドイツ・ポストバンクAG	監査役
Gianluca Minella	当行グループ外における職務	
	HIS Markit Ltd	非常勤取締役
Alain Moreau	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management Investment GmbH	監査役
Michael Münch	当行グループ外における職務	
	Berlin Phil Media GmbH	監査役
Mario Muth	当行グループ外における職務	
	TradeWeb Markets LLC	非常勤取締役
Henning Oldenburg	当行グループ外における職務	
	Beutin AG	監査役
Jorge Otero	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役
Dr. Mathias Otto	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Europe GmbH	監査役

ドイツ銀行AGの従業員			
職務担当者	会社名	職務	
Jay Patel	当行グループ外における職務		
	iSwap	非常勤取締役	
Thomas Pensei	当行グループ外における職務		
	BayBG Bayerische Beteiligungsgesellschaft mbH	監査役	
David Petrie	当行グループにおける職務		
	German American Capital Corporation	取締役	
Thomas Piquemal	当行グループ外における職務		
	Fimalac SA	取締役	
Jane Providenti	当行グループにおける職務		
	Deutsche Bank National Trust Company	取締役	
Mirjam Pütz	当行グループにおける職務		
	DB Direkt GmbH	監査役	
Rainer Rauleder	当行グループにおける職務		
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役	
Joseph Rice	当行グループにおける職務		
	DB Investment Partners, Inc.	取締役	
	DB Structured Derivative Products, LLC	取締役	
	DBAH Capital, LLC	取締役	
German American Capital Corporation		取締役	
	Christiana Riley	当行グループにおける職務	
	ドイツ・ポストバンクAG	監査役	
Frank Rueckbrodt	当行グループにおける職務		
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役	
Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	取締役		
Dr. Anke Sahlén	当行グループにおける職務		
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役	
Dr. Herbert Schäffner	当行グループ外における職務		
	BHS tabletop AG	監査役	
Peter Schedl	当行グループにおける職務		
	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	監査役会副会長	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会副会長	
Daniel Schmand	当行グループにおける職務		
	000 „Deutsche Bank“	監査役	
Werner Schmidt	当行グループ外における職務		
	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mbH	監査役会副会長	
Frank Schütz	当行グループ外における職務		
	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mbH	監査役	
Rich Shannon	当行グループにおける職務		
	DB Global Technology, Inc.	取締役	
	DB USA Corporation	取締役	
Stephen Shaw	当行グループにおける職務		
	RREEF Investment GmbH	監査役	
	RREEF Spezial Invest GmbH	監査役	

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Satvinder Singh	当行グループ外における職務	
	Euroclear plc	取締役
Eric-M Smith	当行グループにおける職務	
	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	取締役
	DBAH Capital, LLC	取締役
	Deutsche Bank Trust Company Americas	取締役
Neil Smith	当行グループにおける職務	
	DB USA Corporation	取締役
Michael Spiegel	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
Till Staffeldt	当行グループにおける職務	
	ドイツ・ポストバンクAG	監査役
Gülabatin Sun	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
Peter Tils	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会会長
Christof von Dryander	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会会長
	000 “Deutsche Bank”	監査役会会長
Nikolaus von Tippelskirch	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management Investment GmbH	監査役
David Wai ll	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank (Suisse) SA	取締役
Holger Wegmann	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Trust Company Americas	取締役
Dr. Michael Welker	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	監査役会会長
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役
Peter Whar ton-Hood	当行グループにおける職務	
	000 “Deutsche Bank”	監査役
Peter Year ley	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
Dr. Daniel Zapf	当行グループにおける職務	
	DB USA Corporation	取締役
Dr. Tanja Zschach	当行グループにおける職務	
	000 “Deutsche Bank”	監査役
Dr. Tanja Zschach	当行グループ外における職務	
	Thüringer Aufbaubank, Anstalt des öffentlichen Rechts	代理取締役

フランクフルト・アム・マイン、2017年3月14日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

取締役会

John Cryan	Kimberly Hammonds	Stuart Lewis
Sylvie Matherat	Nicolas Moreau	Garth Ritchie
Karl von Rohr	Marcus Schenck	Christian Sewing
Werner Steinmüller	Jeffrey Urwin	

2【主な資産・負債および収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表の注記を参照。

3【その他】

(1) 後発事象

2017年4月7日に、ドイツ銀行は、2017年3月5日に公表された増資を成功裏に完了した。調達総額は80億ユーロである。発行価額は1株当たり11.65ユーロであり、割当比率は2対1であった。この新株引受権の行使勧誘（ライツ・オファリング）を通じた新株発行の結果、ドイツ銀行の発行済株式総数は1,379.3百万株から687.5百万株増加し、2,066.8百万株となった。

(2) 訴訟

連結財務諸表に対する注記30を参照のこと。

4【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則(ドイツ商法(HGB)第340条以下、銀行会計に関する法定規則(RechKredV))に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

(1) 一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社(銀行を含む。)は以下の原則に従わなければならない。

1)「低価主義の原則」に基づき、無形固定資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般的原则は以下の通りである。

- a. 銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的規則に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。
 - b. トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合(上記a.に従って評価される場合)を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。
 - c. 資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない(いわゆる「価値凍結法」を使用)。
- 2)「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。
- 3)「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、一般的に棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額(売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。)まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額(資産または資産グループの正味売却価額と使用価値(資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い方の金額)と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

(2) 貸借対照表

配 列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、無形固定資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行は全て、ドイツ商法第340条fに従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条1項1文および3項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の4%を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記されなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定されなければならない。

日本においては、一定の数理計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

(3) 損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

- 一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
- 投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
- トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されねばならない。

(4) トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建てのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が1年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他全ての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。金融商品は、原則として、決算時の為替相場で円換算額を付す。外貨建金銭債権債務の決済および換算に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(5) 財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

(6) 連結財務諸表

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別

目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および評価

当行グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能金融資産、満期保有投資ならびにその他の金融負債である。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債： 当行グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1) その指定により、測定上または認識上の矛盾が解消または著しく減少する、(2) 金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3) その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く(a) 当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b) ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかかな場合)。

貸出金： 貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にもAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、その取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引費用およびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当行グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金にも分類されない金融資産は、売却可能として、負債証券または持分証券のいずれかとして分類される。

売却可能金融資産： 売却可能として分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。売却可能として分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、その他の包括利益に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。

満期保有投資： 満期保有投資は、支払いが固定されているか確定可能で、満期が固定されたデリバティブ以外の金融資産である。これらの金融資産は、当行グループが満期まで保有する明確な意思と能力を持つもので、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、貸出金またはAFS金融資産にも分類されない。満期保有投資は、当初、投資に直接起因する取引コストを加算した公正価値で計上され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。取得日後、当行グループは、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。

金融負債： 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更： 当行グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」または「満期保有投資」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。「予見可能な将来」を定義する単一の特

定期間はなく、これは経営陣の判断を要する問題である。この判断を行うに当たり、当行グループは、何が「予見可能な将来」とされるかについて、以下の最低限の要件を設定した。分類変更時に、

- 対象資産を売却または証券化を通じて1年以内に処分する意思がないこと、ならびに対象資産を保有する当行グループの能力を制限するかまたは売却を要求する内部および外部的要求がないこと。
- 今後のビジネス・プランが、短期的な価格変動による利益を享受することであってはならない。

これらの基準を満たす分類変更が提案される金融資産は、検討対象の各金融資産の事実および状況に基づいて検討される。当該資産保有の戦略を実行する能力および妥当性を考慮に入れた上で、経営陣による肯定的な主張が必要となる。

上記の基準に加えて、当行グループはまた、資産の返済見込額が見積公正価値を超過していること、および予見可能な将来まで保有することにより資産に係るリターンが最適化することを示す説得力のある証拠が存在することを要求している。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われぬ。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金または満期保有投資に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価または償却原価で測定される）。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額（正味売却価格と使用価値（使用価値は資産から生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値である。）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積ら

れる場合には、その差額を減損損失として認識する。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

金融資産の減損：

IFRSでは、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠の有無について各報告日に評価される。

貸付金および債権：減損の証拠（例えば、取引相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行または遅滞）が存在する場合、損失の額は、資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

売却可能として分類された金融資産：売却可能として分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。売却可能として分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。減損の証拠が存在する場合、以前資本において認識された金額は、資本から除去され、当期の損益計算書に認識される。この金額は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。売却可能として分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は純損益を通じては行われず、その他の包括利益で認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

8) ヘッジ会計

IFRSでは、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮想の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を

合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず、当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件としてまたは複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

11) 退職後給付（確定給付制度）

a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括

利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、当初測定額から償却累計額を控除した額と、貸借対照表日における現在の債務の決済に要する支出の最善の見積額のいずれか高い方の額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- 賃貸等不動産の概要
- 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債ならびに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近6カ月において掲載されているので、記載を省略する。

3【最近日の為替相場】

1ユーロ = 123.95円 (2017年5月31日)

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1. 日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）からあらかじめ外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名及び普通株式持株数が記載される。

(2) 株主に対する特典.....なし

(3) 株式の譲渡制限.....なし

(4) その他の株式事務に関する事項

決算期 毎年12月31日

定時株主総会 株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインもしくは人口50万以上のドイツの都市において営業年度の開始後8か月以内に開催される。

基準日 当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に相当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

株券の種類 無額面株式の1券種

株券に関する手数料..... 実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

通知 当行が株主に対して行う通知及び通信は、普通株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。

公告 日本においては公告は行わない。

2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。しかし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によるほか、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

- (イ) 配当 ……実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。
- 本書提出日現在、配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後に支払を受ける配当については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である）、日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る配当について5年間の非課税措置を受けることができる。日本の法人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、所得税のみ、平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、15.315%、平成50年1月1日以後に支払を受ける配当については、15%の税率による源泉徴収が行われる。
- ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。
- (ロ) 売買損益 ……当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る譲渡益について5年間の非課税措置を受けることができる。
- (ハ) 相続税 ……当行株式を相続または遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし

2【その他の参考情報】

提出書類	提出年月日
訂正発行登録書	平成28年1月5日
訂正発行登録書	平成28年1月8日
発行登録追補書類	平成28年1月14日
訂正発行登録書	平成28年1月20日
発行登録追補書類	平成28年1月20日
訂正発行登録書	平成28年1月21日
訂正発行登録書	平成28年1月21日
発行登録追補書類	平成28年1月26日
発行登録追補書類	平成28年2月3日
発行登録追補書類	平成28年2月3日
発行登録追補書類	平成28年2月3日
発行登録追補書類	平成28年2月3日
発行登録追補書類	平成28年2月17日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成28年3月23日
訂正発行登録書	平成28年3月23日
訂正発行登録書	平成28年3月23日
発行登録追補書類	平成28年3月24日
訂正発行登録書	平成28年3月29日
訂正発行登録書	平成28年3月29日
発行登録追補書類	平成28年3月31日
発行登録追補書類	平成28年4月20日
発行登録追補書類	平成28年4月20日
訂正発行登録書	平成28年5月13日
発行登録追補書類	平成28年5月16日
発行登録追補書類	平成28年5月18日
訂正発行登録書	平成28年5月25日
訂正発行登録書	平成28年5月27日
訂正発行登録書	平成28年5月30日
発行登録追補書類	平成28年5月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく）	平成28年6月1日
訂正発行登録書	平成28年6月1日
訂正発行登録書	平成28年6月1日
発行登録追補書類	平成28年6月2日
発行登録追補書類	平成28年6月14日
発行登録追補書類	平成28年6月15日
発行登録追補書類	平成28年6月16日
有価証券報告書	平成28年6月29日
有価証券報告書の訂正報告書	平成28年6月29日
訂正発行登録書	平成28年6月29日
訂正発行登録書	平成28年6月29日
訂正発行登録書	平成28年7月13日
発行登録追補書類	平成28年7月25日

発行登録追補書類	平成28年 8 月 2 日
訂正発行登録書	平成28年 8 月10日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成28年 8 月24日
訂正発行登録書	平成28年 8 月24日
訂正発行登録書	平成28年 8 月24日
発行登録追補書類	平成28年 8 月26日
訂正発行登録書	平成28年 8 月26日
発行登録追補書類	平成28年 9 月26日
発行登録追補書類	平成28年 9 月26日
半期報告書	平成28年 9 月29日
発行登録追補書類	平成28年 9 月30日
訂正発行登録書	平成28年11月 2 日
訂正発行登録書	平成28年11月 2 日
訂正発行登録書	平成28年11月 2 日
訂正発行登録書	平成28年11月14日
発行登録追補書類	平成28年11月28日
発行登録追補書類	平成28年11月28日
発行登録追補書類	平成28年11月28日
発行登録追補書類	平成28年12月12日
発行登録追補書類	平成28年12月13日
訂正発行登録書	平成28年12月19日
発行登録追補書類	平成29年 1 月10日
発行登録追補書類	平成29年 1 月10日
発行登録追補書類	平成29年 1 月10日
発行登録追補書類	平成29年 1 月18日
訂正発行登録書	平成29年 1 月25日
発行登録追補書類	平成29年 1 月27日
発行登録追補書類	平成29年 2 月 8 日
発行登録追補書類	平成29年 2 月16日
発行登録追補書類	平成29年 2 月20日
訂正発行登録書	平成29年 2 月22日
発行登録追補書類	平成29年 2 月24日
発行登録追補書類	平成29年 2 月27日
発行登録追補書類	平成29年 2 月27日
訂正発行登録書	平成29年 2 月27日
発行登録追補書類	平成29年 3 月 8 日
発行登録追補書類	平成29年 3 月 9 日
発行登録追補書類	平成29年 3 月24日
発行登録追補書類	平成29年 3 月24日
訂正発行登録書	平成29年 3 月28日
平成28年 8 月24日提出の臨時報告書の訂正報告書	平成29年 3 月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成29年 3 月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号に基づく）	平成29年 3 月31日
訂正発行登録書	平成29年 3 月31日
訂正発行登録書	平成29年 3 月31日
発行登録追補書類	平成29年 4 月 3 日
発行登録追補書類	平成29年 4 月18日
平成29年 3 月31日提出の臨時報告書（ライツ・オフアリング）の訂正報告書	平成29年 4 月25日

訂正発行登録書	平成29年 4 月25日
訂正発行登録書	平成29年 4 月25日
訂正発行登録書	平成29年 4 月27日
発行登録追補書類	平成29年 5 月 8 日
発行登録追補書類	平成29年 5 月17日
発行登録追補書類	平成29年 5 月18日
発行登録追補書類	平成29年 5 月24日
発行登録追補書類	平成29年 5 月25日
発行登録追補書類	平成29年 5 月25日
発行登録追補書類	平成29年 5 月30日
発行登録追補書類	平成29年 6 月 2 日
発行登録追補書類	平成29年 6 月 2 日
発行登録追補書類	平成29年 6 月 9 日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

マツダ株式会社

広島県安芸郡府中町新地3番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

マツダ株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 599,875,479 (平成29年2月13日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数は100株である。

2. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日野自動車株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日野自動車株式会社

東京都日野市日野台3丁目1番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日野自動車株式会社は、対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終評価日において、最終評価価格が転換価格未満となる場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 574,580,850 (平成29年6月27日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)
名古屋証券取引所(市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

3. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ヤマハ発動機株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社
静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 349,914,284 (平成29年5月15日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 単元株式数100株

4. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社サイバーエージェント)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社サイバーエージェントは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 126,426,600 (平成29年4月28日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

5. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (日新製鋼株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日新製鋼株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日新製鋼株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報にいていかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 109,843,923 (平成29年6月27日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

6. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ソニー株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソニー株式会社
東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソニー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報にいていかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,264,007,960 (2017年6月15日現在)
上場金融商品取引所 : 東京・ニューヨーク各証券取引所
内容 : 単元株式数は100株

- (注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。
2 発行済株式総数には、2017年6月に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

7. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)

上記3.に同じ

8. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債(株式会社村田製作所)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社村田製作所

京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社村田製作所は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額(0円以上額面金額以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 225,263,592 (平成29年2月13日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、シンガポール証券取引所

内容 : 単元株式数100株

(注) 発行済株式数のうち350,000株は現物出資(株式会社 福井村田製作所株式 昭和37年9月5日払込 17百万円)によるものである。

9. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ソニー株式会社)

上記6.に同じ

10. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ヤフー株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤフー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 5,695,656,000 (2017年6月19日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 2017年6月19日現在の発行数には、2017年6月1日から2017年6月19日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

11. ドイツ銀行AGロンドン 2018年6月22日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社・株式会社NTTドコモ)

A セイコーエプソン株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

セイコーエプソン株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、期限前償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終判定日における満期償還対象株式の対象株式判定価格が関連する転換価格未満であり、かつ、ノックイン事由が発生したことがある場合、交付株式数の交付および現金調整額の支払によって償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その

正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 399,634,778 (2017年2月2日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

B 株式会社NTTドコモの情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社NTTドコモは、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、期限前償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終判定日における満期償還対象株式の対象株式判定価格が関連する転換価格未満であり、かつ、ロックイン事由が発生したことがある場合、交付株式数の交付および現金調整額の支払によって償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 3,899,563,000 (2017年6月21日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、ニューヨーク証券取引所
内容 : 単元株式数100株

12. ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（富士重工業株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士重工業株式会社
東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士重工業株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 769,175,873 (2017年6月26日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数 100株

13. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（野村ホールディングス株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

野村ホールディングス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

野村ホールディングス株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 3,822,562,601 (注1) (2017年6月26日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(注2)、名古屋証券取引所(注2)、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所
内容 : 単元株式数
100株

- (注) 1 2017年6月26日現在の発行数には、2017年6月1日から2017年6月26日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれていない。
2 各市場第一部

14. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(富士重工業株式会社)
上記12.に同じ

15. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所
セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区新宿四丁目1番6号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

セイコーエプソン株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 399,634,778 (2017年2月2日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

16. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月7日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債(任天堂株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所
任天堂株式会社
京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

任天堂株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額（0円以上額面金額以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 141,669,000 (平成29年2月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

17. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (第一生命ホールディングス株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

第一生命ホールディングス株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

第一生命ホールディングス株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,198,023,000 (2017年6月26日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当該会社にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)

18. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (株式会社 T & D ホールディングス)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社 T & D ホールディングス
東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社 T & D ホールディングスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 681,480,000 (平成29年6月28日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数 100株

19. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (LINE株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

LINE株式会社
東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

LINE株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 219,071,000 (2017年5月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京東京証券取引所(市場第一部)、ニューヨーク証券取引所
内容 : 1単元の株式数は、100株である。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当該会社における標準となる株式である。

(注) 「発行済株式総数」欄には、2017年5月1日から2017年5月12日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

20. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債(ヤマハ発動機株式会社)

上記3.に同じ

21. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債(任天堂株式会社)

上記16.に同じ

22. ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社日本取引所グループ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社日本取引所グループ
東京都中央区日本橋兜町2番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社日本取引所グループは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 549,069,100 (2017年6月9日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1．ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）

マツダ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第150期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第151期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）四半期報告書を平成
29年2月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成28年7月1日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に關
する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成28年7月29日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に
關する内閣府令第19条第1項および第2項第2号の2の規定に基づく）

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を平成29年3月24日に関東財務局長に提出

イの臨時報告書の訂正報告書を平成28年8月22日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

2．ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日野自動車株式会社）

日野自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第105期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月27日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成29年6月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に關する内
閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄3丁目8番20号

3．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第82期）（自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日）平成29年 3月24日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第83期第 1 四半期）（自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 3月31日）四半期報告書は平成
29年 5月15日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成29年 3月27日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

4．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

株式会社サイバーエージェントの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第19期）（自 平成27年10月 1日 至 平成28年 9月30日）平成28年12月19日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第20期第 2 四半期）（自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 3月31日）四半期報告書を平成
29年 4月28日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年12月20日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を平成29年 5月26日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

5．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日新製鋼株式会社）

日新製鋼株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第 5 期）（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）平成29年 6月27日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

6．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）

ソニー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第100期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月15日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成29年6月20日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

7．ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

ヤマハ発動機株式会社の情報

上記3.に同じ

8．ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所）

株式会社村田製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第80期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第81期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）四半期報告書を平成29年2月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

- ア 平成28年7月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）
- イ 平成28年11月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成29年2月15日および平成29年6月8日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社村田製作所 東京支社 東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

9. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）

ソニー株式会社の情報

上記6.に同じ

10. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤフー株式会社）

ヤフー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第22期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月19日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成29年6月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

11. ドイツ銀行AGロンドン 2018年6月22日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社・株式会社NTTドコモ）

A セイコーエプソン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第74期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第75期第3四半期）（自平成28年10月1日至平成28年12月31日）四半期報告書を平成29年2月2日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成28年7月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成28年11月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

B 株式会社NTTドコモの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第26期）（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）平成29年6月21日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成29年6月21日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

12. ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（富士重工業株式会社） 富士重工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第86期）（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）平成29年6月26日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成29年6月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

13. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（野村ホールディングス株式会社）

野村ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第113期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月26日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目8番20号

14. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士重工業株式会社）

富士重工業株式会社の情報

上記12.に同じ

15. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記11. Aに同じ

16. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月7日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（任天堂株式会社）

任天堂株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第76期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月30日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第77期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）四半期報告書を平成
29年2月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成28年7月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

- イ 平成28年8月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）
 - ウ 平成28年10月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく）
- 訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

任天堂株式会社 東京支店	東京都台東区浅草橋5丁目21番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

17. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（第一生命ホールディングス株式会社）

第一生命ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

- 有価証券報告書及びその添付書類
- 事業年度（第115期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月26日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書
- 該当事項なし
- 臨時報告書
- 平成29年6月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）
- 訂正報告書
- 該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
-------------	-----------------

18. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社T & Dホールディングス）

株式会社T & Dホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

- 有価証券報告書及びその添付書類
- 事業年度（第13期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月28日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書
- 該当事項なし
- 臨時報告書
- 該当事項なし
- 訂正報告書
- 該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
-------------	-----------------

19. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (LINE株式会社)

LINE株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第17期) (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日) 平成29年 3月31日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間 (第18期第 1 四半期) (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 3月31日) 四半期報告書を平成
29年 5月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成29年 3月31日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9号の 2 の規定に基づく)

イ 平成29年 6月26日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項および第 2 項第 2号の 2 の規定に基づく)

訂正報告書

アの臨時報告書の訂正報告書を平成29年 5月11日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

20. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)

ヤマハ発動機株式会社の情報

上記 3. に同じ

21. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債 (任天堂株式会社)

任天堂株式会社の情報

上記 16. に同じ

22. ドイツ銀行ロンドン支店2019年 2月 1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社日本取引所グループ)

株式会社日本取引所グループの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第16期) (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) 平成29年 6月 9日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成29年 6月20日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9号の 2 の規定に基づく)

訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1)理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月29日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月21日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月1日満期 円建早期償還条項付日経平均株価連動社債
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月3日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月4日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月20日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月7日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2018年2月23日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
- ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月13日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)
- ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
- ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
- ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)
- ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月6日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店 2019年3月1日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店 2019年3月14日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月27日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン60)
- ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)
- ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)
- ドイツ銀行A Gロンドン2020年8月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン円建社債
- ドイツ銀行ロンドン支店2020年8月27日満期 円建 複数指数参照型 3段デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数/ドイツDAX指数)
- ドイツ銀行ロンドン支店 2021年1月29日満期円建 日経平均株価連動債(ノックイン型 早期償還条項付)

2. 上記各社債の満期償還金額、利息金額および/または早期（期限前）償還事由の有無（ならびにこれらのいずれかに相当するもの）の全部または一部（該当する場合）は、日経平均株価または日経平均株価に連動する有価証券の価格に連動し、および/または日経平均株価の水準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経平均株価指数（日経225指数）

日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価指数

次表は最近5年間および当該事業年度中最近6か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	最高（円）	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53
	最低（円）	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02

最近6か月の月別 最高・最低値	月別	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月
	最高（円）	16,810.22	16,919.92	17,081.98	17,446.41	18,381.22	19,494.53
	最低（円）	15,106.98	16,083.11	16,405.01	16,598.67	16,251.54	18,274.99

2017年6月27日現在、日経平均株価指数の終値は、20,225.09円であった。

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの連結財務書類およびグループ取締役会報告書

2015年度の連結財務書類およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2016年3月2日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務書類に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその子会社の2015年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務書類に対する注記から成る連結財務書類について監査を行った。

連結財務書類に関する取締役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、これらの連結財務書類を作成する責任を負っている。この責任には、EUによって採用された国際財務報告基準、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに準拠して、これらの求めるところに従ってグループの純資産、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示すよう連結財務書類を作成する責任が含まれる。会社の取締役会はまた、不正または誤謬による重要な虚偽の表示を含まない連結財務書類の作成を可能にするために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査人の責任

私たちの責任は、実施した監査に基づき、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。私たちはドイツ商法第317条に準拠して、およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して監査を実施した。そのため、私たちは倫理的要件に従い、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画および実施することを要求されている。

監査には、連結財務書類の金額および開示事項に関する監査証拠を入手するための監査手続の実施が含まれている。監査手続の選択は監査人の専門的判断に依拠している。これには、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示に関するリスクの評価が含まれている。これらのリスクを評価する際に、監査人は、企業による真実かつ公正な概観を示す連結財務書類の作成に関連する内部統制システムを検討する。この目的は、状況に応じた適切な監査手続を計画および実施することであり、グループの内部統制システムの有効性に関する意見を表明する目的はない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役会により行われた会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに連結財務書類の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は、監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

監査意見

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは連結財務書類の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該連結財務書類は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに従い、これらの求めるところに従って、2015年12月31日現在のグループの純資産および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。

グループ取締役会報告書に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2015年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による適用すべき要求に準拠して、グループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。私たちは、ドイツ商法第317条第2項およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められるグループ取締役会報告書の監査の基準に準拠して、監査を実施した。そのため、私たちは、グループ取締役会報告書が連結財務書類および監査結果と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展にかかわる機会およびリスクを適切に表示しているかどうかの合理的な保証を得るために、グループ取締役会報告書の監査を計画および実施することを要求されている。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちはグループ取締役会報告書の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの当該連結財務書類およびグループ取締役会報告書の監査の結果に基づく意見では、グループ取締役会報告書は連結財務書類と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2016年3月2日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー)
経済監査士

(署名 ベイアー)
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2016年6月22日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名)

(署名)
代理

(トーマス・ベイアー)
経済監査士

(アリーナ・ソロキナ)
経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2015 haben wir am 2. März 2016 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk zum Konzernabschluss

Wir haben den beigefügten Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Tochtergesellschaften – bestehend aus Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzernbilanz, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzern-Kapitalflussrechnung und Konzernanhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2015 – geprüft.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Konzernabschluss

Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Die gesetzlichen Vertreter sind auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der

von den gesetzlichen Vertretern ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2015 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2015 geprüft. Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, 2. März 2016

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer"

Frankfurt am Main, den 22. Juni 2016

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Alina Sorokina
Wirtschaftsprüferin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325 フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

監査人の同意書

私たちは、貴行より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2016年度の年次財務書類および取締役会報告書ならびに連結財務書類およびグループ取締役会報告書とこれに対する私たちの2017年3月15日付の監査報告書が、日本の関東財務局に提出されるこの有価証券報告書の一部として含まれる旨の報告を受けた。私たちは貴行より、本同意書が含まれる有価証券報告書の提供を受けた。

私たちは、私たちの監査意見を含めることに関する本同意書は、私たちの証明書の再発行または更新を示すものではなく、専ら規制上の要件に対応することだけを目的としているという事実注意到を促したい。私たちは、監査報告書の日付より後に、上記の財務書類に関して、いかなる追加的な監査作業も実施していない。

フランクフルト・アム・マイン、2017年6月8日
ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリュウフングスゲゼルシャフト

[次へ](#)

KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
THE SQUAIRE / Am Flughafen, 60549 Frankfurt am Main

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taufusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

8. Juni 2017

Einverständniserklärung des Abschlussprüfers

Sie haben uns davon in Kenntnis gesetzt, dass der Jahresabschluss und der Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sowie der Konzernabschluss und der Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2016 zusammen mit unseren diesbezüglichen Bestätigungsvermerken vom 15. März 2017 als Bestandteil des Securities Reports zur Einreichung beim "Kanto Local Finance Bureau of Japan" aufgenommen werden. Sie haben uns den Securities Report, in den dieses Schreiben einbezogen ist, zur Verfügung gestellt.

Wir weisen darauf hin, dass unsere Einwilligung zum Abdruck unserer fachlichen Äußerungen keine Wiederholung oder Aktualisierung unserer Testate darstellt, sondern ausschließlich regulatorischen Vorgaben entspricht. Wir haben keine weiteren Prüfungshandlungen hinsichtlich der oben bezeichneten Abschlüsse nach Erteilung unseres Bestätigungsvermerks vorgenommen.

Frankfurt am Main, den 8. Juni 2017

[次へ](#)

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウンスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの連結財務書類およびグループ取締役会報告書

2016年度の連結財務書類およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2017年3月15日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務書類に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその子会社の2016年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務書類に対する注記から成る連結財務書類について監査を行った。

連結財務書類に関する取締役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、これらの連結財務書類を作成する責任を負っている。この責任には、EUによって採用された国際財務報告基準、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに準拠して、これらの求めるところに従ってグループの純資産、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示すよう連結財務書類を作成する責任が含まれる。会社の取締役会はまた、不正または誤謬による重要な虚偽の表示を含まない連結財務書類の作成を可能にするために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査人の責任

私たちの責任は、実施した監査に基づき、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。私たちはドイツ商法第317条に準拠して、およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して監査を実施した。そのため、私たちは倫理的要件に従い、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画および実施することを要求されている。

監査には、連結財務書類の金額および開示事項に関する監査証拠を入手するための監査手続の実施が含まれている。監査手続の選択は監査人の専門的判断に依拠している。これには、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示に関するリスクの評価が含まれている。これらのリスクを評価する際に、監査人は、企業による真実かつ公正な概観を示す連結財務書類の作成に関連する内部統制システムを検討する。この目的は、状況に応じた適切な監査手続を計画および実施することであり、グループの内部統制システムの有効性に関する意見を表明する目的はない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役会により行われた会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに連結財務書類の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は、監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

監査意見

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは連結財務書類の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該連結財務書類は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに従い、これらの求めるところに従って、2016年12月31日現在のグループの純資産および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。

グループ取締役会報告書に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2016年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による適用すべき要求に準拠して、グループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。私たちは、ドイツ商法第317条第2項およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められるグループ取締役会報告書の監査の基準に準拠して、監査を実施した。そのため、私たちは、グループ取締役会報告書が連結財務書類および監査結果と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展にかかわる機会およびリスクを適切に表示しているかどうかの合理的な保証を得るために、グループ取締役会報告書の監査を計画および実施することを要求されている。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちはグループ取締役会報告書の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの当該連結財務書類およびグループ取締役会報告書の監査の結果に基づく意見では、グループ取締役会報告書は連結財務書類と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2017年3月15日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリアーヴェンゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー)
経済監査士

(署名 ベイアー)
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2017年6月8日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリアーヴェンゲゼルシャフト

(署名)

(署名)
代理

(トーマス・ベイアー)
経済監査士

(アリーナ・ソロキナ)
経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2016 haben wir am 15. März 2017 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk zum Konzernabschluss

Wir haben den beigefügten Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Tochtergesellschaften – bestehend aus Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzernbilanz, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzern-Kapitalflussrechnung und Konzernanhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2016 – geprüft.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Konzernabschluss

Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Die gesetzlichen Vertreter sind auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2016 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2016 geprüft. Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, 15. März 2017

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer“

Frankfurt am Main, den 8. Juni 2017

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Alina Sorokina
Wirtschaftsprüferin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの年次財務書類および取締役会報告書

2015年度の年次財務書類および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2016年3月2日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「監査人の監査報告書

私たちは、ドイツ銀行AG（フランクフルト・アム・マイン）の2015年1月1日から2015年12月31日までの事業年度にかかる、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から成る、簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について監査を行った。ドイツ商法に準拠した、簿記ならびに年次財務書類および取締役会報告書の作成責任は、会社の取締役会にある。私たちの責任は、実施した監査に基づき、当該簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について意見を表明することにある。

私たちは、ドイツ商法第317条およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、この年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した年次財務書類および取締役会報告書により示された、会社の純資産、財政状態および経営成績の概観に重要な影響を与える虚偽の表示を、合理的な保証をもって識別するために、私たちが監査を計画および実施することを要求している。監査手続の決定に当たって私たちは、起こりうる虚偽の表示の予測のほか、会社の事業活動やそれを取り巻く経済的法的環境に関する知識を考慮に入れる。監査は、会計システムに関する内部統制システムの有効性を評価し、当該簿記、年次財務書類および取締役会報告書における開示事項の基礎となった証拠を主に試査により検証することを含んでいる。監査はまた、取締役会が適用した会計原則および取締役会が行った重要な見積りの評価、ならびに年次財務書類および取締役会報告書全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供していると判断している。

私たちの監査の結果、限定事項はなかった。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該年次財務書類は、法令の求めるところに従い、正規の簿記の原則に従って、会社の純資産、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。取締役会報告書は年次財務書類と整合しており、全体として会社の状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2016年3月2日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー)
経済監査士

(署名 ベイアー)
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2016年6月22日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名)

(署名)

代理

(トーマス・ベイアー)
経済監査士

(アリーナ・ソロキナ)
経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2015 haben wir am 2. März 2016 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss – bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang – unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2015 bis 31. Dezember 2015 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, den 2. März 2016

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer"

Frankfurt am Main, den 22. Juni 2016

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Alina Sorokina
Wirtschaftsprüferin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの年次財務書類および取締役会報告書

2016年度の年次財務書類および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2017年3月15日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「監査人の監査報告書

私たちは、ドイツ銀行AG（フランクフルト・アム・マイン）の2016年1月1日から2016年12月31日までの事業年度にかかる、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から成る、簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について監査を行った。ドイツ商法に準拠した、簿記ならびに年次財務書類および取締役会報告書の作成責任は、会社の取締役会にある。私たちの責任は、実施した監査に基づき、当該簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について意見を表明することにある。

私たちは、ドイツ商法第317条およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、この年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した年次財務書類および取締役会報告書により示された、会社の純資産、財政状態および経営成績の概観に重要な影響を与える虚偽の表示を、合理的な保証をもって識別するために、私たちが監査を計画および実施することを要求している。監査手続の決定に当たって私たちは、起こりうる虚偽の表示の予測のほか、会社の事業活動やそれを取り巻く経済的法的環境に関する知識を考慮に入れる。監査は、会計システムに関する内部統制システムの有効性を評価し、当該簿記、年次財務書類および取締役会報告書における開示事項の基礎となった証拠を主に試査により検証することを含んでいる。監査はまた、取締役会が適用した会計原則および取締役会が行った重要な見積りの評価、ならびに年次財務書類および取締役会報告書全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供していると判断している。

私たちの監査の結果、限定事項はなかった。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該年次財務書類は、法令の求めるところに従い、正規の簿記の原則に従って、会社の純資産、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。取締役会報告書は年次財務書類と整合しており、全体として会社の状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2017年3月15日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー)
経済監査士

(署名 ベイアー)
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2017年6月8日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名)

(署名)

代理

(トーマス・ベイアー)
経済監査士

(アリーナ・ソロキナ)
経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2016 haben wir am 15. März 2017 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss – bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang – unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2016 bis 31. Dezember 2016 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, den 15. März 2017

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer"

Frankfurt am Main, den 8. Juni 2017

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Alina Sorokina
Wirtschaftsprüferin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。